

國際金融・對外關係事項

1 国際会議声明等

11-1 アルシュ・サミット経済宣言（仮訳） 1989（平成元）年7月16日 パリ

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第15回年次経済サミットのため、パリで会合した。アルシュ・サミットは、1975年にランブイエで、また1982年にヴェルサイユで始められた一連のサミットに続き、サミットの新たな一巡の始まりとなる。1982年に開始された一連のサミットは、第二次世界大戦以後最も長期にわたる持続的な成長の時期の一つを経験した。これらサミットにおいては、効果的な協議が行われるとともに、新たなイニシアティブを打ち出し国際協力を強化する機会が得られた。
2. 本年の世界経済情勢には、三つの主要な課題がある。
 - 均衡のとれた持続的な成長を維持し、インフレを抑制し、雇用を創出し、また社会正義を増進するために必要とされる措置の選択と実施。これらの措置は、また、対外不均衡を調整し易くするとともに、国際的な貿易及び投資を促進し、開発途上国の経済情勢を改善するものでなければならない。
 - 開発途上国の発展及び世界経済への一層の統合。多くの開発途上国、特に健全な経済政策を実施している国においては、相当の前進が達成されている。他方、債務負担と根強い貧困の問題は、何億もの人々が影響を受ける自然災害によりしばしば困難の度を深めており、我々が引き続き連帯の精神をもって対処すべき深く懸念される問題である。
 - 将来の世代のために環境を保護する緊急の必要性。成層圏オゾン層の破壊、将来気候変動をもたらす得る二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの過剰排出等、我々の環境に対する深刻な脅威の存在が科学的研究により明らかになった。環境

保護のためには、断固とした協調的な国際的対応を行なうこと及び持続可能な開発に根ざした政策を世界的規模で早急に採用することが要請される。

国際経済情勢

3. 我々の経済の効率性と柔軟性を向上するための政策に重点を置くこと、及び協調的な努力と調整過程を強化することによって、成長が維持されてきた。中期的には、この期間に見られた活発な投資が、財とサービスの供給拡大への道を開くとともに、インフレの危険低減に力を貸すこととなる。しかしながら、今後の見通しにおいて危険性がないということは決してない。
4. 現在まで、各国政府及び通貨当局の協調的努力により、多くの国においてインフレの脅威は封じられてきた。しかし、引き続き警戒していく必要があり、インフレが最近上昇を示した国においては、これを下降に向かわせるべく確固たる政策的対応がとり続けられる。
5. 対外不均衡の削減については一定の進展がみられたが、調整の勢いは最近目に見えて弱まってきた。協調して対外不均衡の調整を一層進展させることが必要である。
6. 米国、カナダ及びイタリア等の財政及び経常収支の赤字を抱える国においては、財政赤字の一層の削減が必要である。財政赤字を削減するための行動がとられる。このことは、貯蓄・投資ギャップと対外不均衡の削減に寄与し、インフレの抑制に貢献し、また金利の低下を通じて為替レートの一層の安定を促進し得よう。
7. 日本及びドイツ等の対外黒字を有する国は、引き続き、インフレなき内需の成長を促進し対外調整を助長するような、適切なマクロ経済政策と構造改革を追求すべきである。
8. 我々の国全ては、世界経済の健全な発展について責任を共有する。中期的には、赤字国は、対外調整と輸出の増大を通じ世界

的な調整において重要な役割を果たさなければならず、また黒字国は、内需と輸入の増大のために好ましい状況をもたらす政策を通じ経済の世界的な拡大の持続に貢献しなければならない。

9. 新興工業国・地域の台頭とこれらの国・地域との対話の開始を歓迎する。我々は、これらの国・地域の中で相当規模の黒字を有するものに対し、対外不均衡の調整並びに開放的な貿易及び決済制度に貢献するよう要請する。このため、これらの国・地域は、為替レートがその競争力を反映することができるようにし、ガット上のコミットメントを実施し、また貿易障壁を削減すべきである。

国際金融面での進展と協調

10. 我々諸国は、プラザ合意及びルーブル合意において、それぞれの経済の基礎的諸条件を改善し、それら基礎的諸条件に見合った為替レートの安定を促進するための監視と協調の政策を相互に補強し合う形で追求することに合意した。

国内政策の一貫性とそれらの国際的な整合性を確保するため、経済政策の多角的監視と協調が進展してきた。用いられる手続きは、国際通貨基金（IMF）との協力により一層明確化され改善されている。

11. 協調プロセスは、世界経済の発展に積極的に貢献できており、国際通貨制度の機能の改善にも大いに貢献してきた。為替市場においても引き続き協力が行われてきた。

国際通貨制度の機能及び安定性を経済の基礎的諸条件に合致した形で改善するためのこのような協調的かつ柔軟なアプローチを引き続き行い、また適当な場合にはそれを発展させることが重要である。

従って、我々は、大蔵大臣に対し、協調プロセス、為替市場における協力、及び国際通貨制度の機能を改善するためとり得る措置の検討を継続することを求める。

12. 我々は、国際通貨基金第9次増資の決議を本年末までに採択するために必要な作業を完了すると決定を歓迎する。我々は、SDR配分の再開の問題が国際通貨基金理事會において依然検討中であることに留意する。

13. 欧州共同体においては、欧州通貨制度が相当程度の経済政策の一本化と通貨の安定に貢献してきた。

経済効率の改善

14. 我々は、我々の経済の非効率性を取り除くための措置を引き続き促進する。これらの非効率性は、経済活動の多くの側面に影響を及ぼし、潜在的な成長率と雇用創出の見通しを低下させ、マクロ経済政策の有効性を減少させ、対外調整過程を阻害する。この関連で、税制改革、金融市場の近代化、競争政策の強化、及びエネルギー、工業、農業等全ての部門における硬直性の減少が必要である。同時に、教育、職業訓練、運輸、及び流通制度の改善、並びに労働市場に一層の柔軟性と流動性を与え失業を減少させることを目指した一層の政策も必要である。欧州共同体においては、単一欧州議定書に盛り込まれたプログラムの1992年末までの完了に向けた着実な進展が、経済の効率化に既に強い弾みを与えてきた。

15. 我々のいくつかの国における80年代の貯蓄の低下は懸念の材料となっている。この低下した貯蓄水準は、実質金利高を招き、もって成長の阻害要因となりうる。不十分な貯蓄と巨額の財政赤字は、大幅な対外赤字と関わっている。我々は、政策協調の枠組みの中で、貯蓄を奨励し、障害がある場合にはこれを除去するような政策を推奨する。

16. 金融活動は、ますます新たな手法により世界的な規模で行われている。インサイダー取引は金融市場の信頼性を阻害しうるが、我々諸国間でその規制は大きく異なっている。これらの規制は最近強化されてきたか、強化されつつある。国際協力が追求され強化されるべきである。

貿易問題

17. 世界貿易は昨年急速に拡大した。しかし、保護主義は依然として現実の脅威である。我々は、あらゆる形態の保護主義と闘う決意を強く再確認する。我々は、プンタ・デル・エステ宣言のスタンドスティル及びロールバックのコミットメントを履行する。これらコミットメントはとりわけガット及びその関連規定と相容れないあらゆる貿易

制限措置又は貿易歪曲措置の排除を求めている。我々は、改善されたガットの紛争処理手続の効果的な使用とその一層の改善のための交渉を促進させることに合意する。我々は、ガットの原則と多角的貿易体制の一体性を損なう如何なる差別的または独自の行動をも回避する。我々は、また、多角的貿易体制とウルグアイ・ラウンド交渉を害するおそれのあるユニラテリズム、バイラテリズム、セクター主義及び管理貿易への傾斜に反対することを誓約する。

18. 去る4月にジュネーブにて行われたウルグアイ・ラウンド貿易交渉委員会の交渉が成功し、もって中間レビューが完了したことは、極めて重要な成果である。これは、短期的のみならず長期的に農業改革を追求することを含め、全ての分野における今後の作業のための明確な枠組みを設定している。サービス、貿易関連投資措置、及び知的所有権等のガットの規律に未だ十分に取込まれていない重要な分野における実質的な交渉のための必要な枠組みも設定している。

開発途上国は、これらの交渉に積極的に参加しその成功に貢献した。全ての国は、可能な最大限の建設的な貢献を行うべきである。

我々は、1990年末までにウルグアイ・ラウンドを完了するため、一層の実質的な進展を図ることにつき完全なるコミットメントを表明する。

19. 我々は、カナダと米国の間の自由貿易協定の発効、及び欧州共同体と欧州自由貿易連合（EFTA）諸国との間の緊密な経済関係の強化のためのより最近のイニシアティブを、満足の意をもって留意する。我々は、これらの動きのみならず他の地域協力の進展が貿易創出的であり、かつ多角的な自由化プロセスに対し補完的であるべきであるとの政策を維持する。
20. 欧州共同体は、単一市場プログラムが貿易の諸側面において貿易創出的であり、かつ多角的な自由化プロセスに対し補完的であるべきであるとの強い決意を有する。
21. 我々は、貿易と援助を歪曲する輸出信用補助金に関する多数国間の規律強化に向け

て進展があったことに、満足の意をもって留意する。この努力は、現行のガイドラインを、可能な限り早期に改善すべくOECDの関係部局において積極的に追求され、完了されなければならない。

開発の一般的問題

22. 開発は世界共通の課題である。我々は、世界貿易体制を開放的にし、開発途上国の構造調整を支持することによりそれらの国を支援する。我々は、また、一次産品への依存度の高い国における経済の多様化と技術移転や資本の流れにとって好ましい環境の醸成を勧奨する。

我々は、政府開発援助が引き続き重要であることを強調し、サミット参加国によるこの面での努力の増大を歓迎する。我々は、政府開発援助の将来の水準に関して国際機関により既に設定された諸目標に留意するとともに、開発のための全般的資金フローの重要性を強調する。

我々は、同時に、援助の質並びに被援助プロジェクト及びプログラムの評価の重要性を強調する。

23. 我々は、開発途上国に対し健全な経済政策を実施するよう求める。決定的に重要なことは、対内投資を誘引し成長と逃避資本の還流を促進するような財政・金融政策を採用することである。
24. 我々は、トロント経済宣言において特別の注意が払われたフィリピンに対する多国間援助構想が大幅に進展したことに、満足の意をもって留意する。
25. ユーゴスラヴィアの懸念される経済情勢に直面し、我々は、同国政府が二国間及び多数国間の支援を得られるような強力な経済改革計画を実施するよう勧奨する。

最貧国の状況

26. 国際通貨基金の構造調整ファシリティの拡充、最貧国及び重債務国のための世界銀行の特別援助プログラム、及びアフリカ開発基金の第5次増資は、いずれも調整プロセスに着手した国々に利益をもたらす重要な措置である。我々は、国際開発協会（IDA）の大幅な増資の重要性を強調する。
27. 我々が昨年トロントで要請したとおり、パリ・クラブは、1988年9月、最貧国の債

務返済支払いの大幅な削減の実施条件につき合意した。13カ国が既にこの決定の恩恵に浴している。

28. 我々は、借款の贈与への転換のためにとられた措置とともに開発援助におけるグラント・エレメントの増大を歓迎し、このための一層の措置を要請する。債務繰り延べと同様に開発援助の弾力化が必要とされる。
29. 我々は、1990年にパリで開催される予定の後発開発途上国に関する次回の国際連合会議の準備が効率的かつ成功裡に進められることを大いに重視する。

重債務国に対する債務戦略強化

30. 我々の債務問題に対するアプローチは既に顕著な成功を収めているが、深刻な課題が今なお存在している。即ち、多くの国において、債務返済額の対輸出額比率は依然として高い水準に留まり、成長を促進するための投資に必要な資金が欠乏し、また資本逃避が重要な問題となっている。投資環境の改善は、過度の債務を伴うことなく持続可能な水準の成長を達成するための努力の重要な部分でなければならない。これらの面で現在の状況を改善し得るか否かは、とりわけ債務国における持続的かつ効果的な調整政策に依存している。

31. 我々は、これらの課題に取り組むに当たって強化された債務戦略に強くコミットしている。この戦略は、ケース・バイ・ケースを基本とし、以下の行動に依拠している。

- 債務国は、国際通貨基金と世界銀行の支援を得て、貯蓄を活用し、投資を刺激し、また逃避資本を還流させることを特に目的とした健全な経済政策を実施すべきである。
- 民間銀行は、新規貸付を補完するものとして、自発的で市場原理に基づいた債務削減及び利払い軽減策にますます重点を置くべきである。
- 国際通貨基金と世界銀行は、政策調整融資の一部を区分して扱うことにより、大幅な債務削減を支援しよう。
- 限定的な利払い支援は、大幅な債務削減及び利払い軽減を伴う取引に対し、国際通貨基金と世界銀行の追加的融資を通じ

行なわれる。このため、特別勘定の利用が合意されている。

—パリ・クラブにおける債務繰り延べの継続及び輸出信用機関の柔軟な対応。

—中期的なマクロ経済及び構造調整計画を支援し、輸出の不足と対外的な衝撃の悪影響を埋め合わせるための国際開発金融機関の機能の拡充。

32. この戦略の枠組みの中で、

—我々は、債務削減及び利払い軽減を促進するため適切な資金を供与するとの上記の二つの機関が行った最近の決定を歓迎する。

—我々は、債務国に対し、これら二つのブレトンウッズ機関によって定められた指針に沿った債務削減及び利払い軽減につながりうる強力な経済改革計画の策定を早急に進めるよう要請する。

—我々は、民間銀行に対し、債務国との交渉において現実的かつ建設的アプローチをとるとともに、債務削減、利払い軽減、及び新規資金を含む金融パッケージにつき合意を結ぶよう早急に行動することを要請する。我々は、公的債権者が民間債権者の代替となるべきでないことを強調する。我々の政府は、債務削減及び利払い軽減に対する不必要な障害を除去するため、適切な場合には、税制、銀行規制及び会計慣行につき考慮する用意がある。

環境

33. 地球生態系の均衡をより良く保全する必要性につき世界中で認識が高まっている。このことは将来気象変化をもたらし得る大気への深刻な脅威を含んでいる。我々は、大気、湖沼、河川、海洋における汚染の増大、酸性雨、危険物質及び急速な砂漠化と森林減少に対し重大な懸念をもって留意する。このような環境の悪化は、種の存在を危険に晒し、個人及び社会の福祉を損なう。

地球生態系の均衡を理解し保護するための断固たる行動が緊急に必要とされる。我々は、共有する経済的、社会的諸目的を満たし将来の世代に対する義務を履行するために、健康的で均衡のとれた地球環境の保全という共通の目標を達成するための協力を行う。

34. 我々は、環境問題に関する科学研究に一層の弾みを与え、必要な技術を開発し、環境政策の経済的な費用と効果につき明確な評価を行うよう全ての国に対し要請する。

これらの問題のいくつかについて不確実性が残っているからといって、我々の行動が不当に遅延されてはならない。

この関連で、我々は全ての国に対し、地球的規模で観測とモニターを強化するため力を合わせるよう求める。

35. 我々は、汚染を減らし代替策を提供するために技術及び技術移転の分野における国際協力も強化する必要があると考える。

36. 我々は、汚染を発生源で防止し、廃棄物を出来る限り少なくし、省エネルギーを実施し、また費用対効果の優れたクリーン・テクノロジーを設計し市場化する上で、産業界が重要な役割を担っていると考える。農業部門も、水質汚染、土壌浸食及び砂漠化等の問題への取組みに貢献しなければならない。

37. 環境保護は、貿易、開発、エネルギー、運輸、農業及び経済計画等の問題と不可分である。従って、経済上の決定を行うにあたっては、環境に対する考慮が払われなければならない。実際、優れた経済政策と優れた環境政策は、相互に補強しあうものである。

我々は、持続可能な開発を達成するため、経済成長と開発が環境保護と両立することを確保する。環境保護及び関連投資は経済成長に貢献すべきである。この点に関し、技術によるブレークスルーのための努力を強化することが、経済成長と環境政策を調和させる上で重要である。

環境保護の費用、便益及び資源面への影響につき明確な評価を行うことは、可能な場合には天然資源全体の価値を反映させつつ、各国政府が、価格面での信号（例えば税金や政府支出）と規制措置を如何に組み合わせるかについて必要な決定を行う上で役立つこととなる。

我々は、世界銀行及び地域開発銀行がその活動の中に環境的考慮を統合するよう奨励する。OECD、国際連合及びその関連機関等の国際機関は、環境の質を向上させる

ため、各国政府による適切な経済措置の評価に資する分析技術を更に発展させることが求められる。我々は、OECDに対し、環境と経済上の決定との統合に関する作業を通じて選択的な環境指標を如何にして開発し得るか検討するよう求める。我々は、1992年の環境と開発に関する国際連合会議が地球環境保護に一層の弾みを与えることを期待する。

38. 開発途上国が過去の損傷に対処することを支援し、環境の観点から好ましい行動をとることを奨励するため、援助の仕組みと特定の技術移転を経済的インセンティブに含めることもできよう。特定の場合には、政府開発援助の債務帳消し及び債務・環境スワップが環境保護において有用な役割を果たし得る。

我々は、また、開発途上国がその経済成長を持続させることにつき有する関心と必要性、及び環境面の課題を満たす上で必要な財政的、技術的要請について配慮することが必要である点を強調する。

39. 成層圏オゾン層の破壊は緊急課題であり、迅速な行動を必要とする。

我々は、モントリオール議定書にとりあげられているフロンの生産及び消費を可能な限り早期に、遅くとも今世紀末までに全廃することに関するヘルシンキ会議の結論を歓迎する。モントリオール議定書でとりあげられていないオゾン層破壊物質に対しても特段の注意が向けられなければならない。我々は、適当な代替物質や代替技術の開発と利用を推進する。フロン代替物質計画が一層重視されるべきである。

40. 我々は、気候変動をもたらす惧れがあり、環境を脅かし、究極的には経済をも脅かす二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出を抑制するための共通の努力を強く支持する。我々は、この問題に関し気候変動政府間パネルにより行なわれている作業を強力に支持する。

我々は、温室効果ガス観測所の世界的ネットワークを強化し、気候変動を探知するための地球規模の気象学的情報ネットワークを設置しようという世界気象機関(WMO)のイニシアティブを支持する必

要がある。

41. 我々は、エネルギー効率の一層の向上がこれらの目標に大きな貢献をなしうることにつき意見の一致を見ている。我々は、関係国際金融機関に対し、省エネルギー、より広く言えばあらゆる種類のエネルギーの使用効率を向上させ、関連する手法及び技術を促進させるための経済措置を含む措置を奨励するよう要請する。

我々は、原子力発電所において最も高い安全基準を維持すること、及び発電所の安全な操業と廃棄物の管理に関する国際協力を強化することにコミットしており、原子力発電が温室効果ガス排出を制限する上で重要な役割を果たすことを認識する。

42. 森林減少もまた大気に害を及ぼしており、こうした動きは逆転されなければならない。我々は、世界の森林の規模を保全すべく持続可能な森林経営慣行の採用を呼び掛ける。関係国際機関に対し、1990年までに世界の森林の状態に関する報告を完成するよう求める。

43. 熱帯林の保全は、世界全体にとり急務となっている。我々は、開発途上国が自らの天然資源を利用する上での主権を認めつつ、熱帯林の持続可能な利用を通じて、そこに存在する全ての種と土地及びその他の資源に対する地域社会の伝統的権利を保護することを促進する。我々は、この分野における前進の基礎としてドイツのイニシアティブを歓迎する。

この目的のため我々は、国際連合食糧農業機関 (FAO) の枠組みの下で1986年に採択された熱帯林行動計画の早急な実施を強く支持する。我々は、国際熱帯木材機関 (ITTO) で一致団結している消費国と生産国の双方に対し、森林の一層の保全を確保するため力を合わせるよう呼び掛ける。我々は、熱帯林を有する国の努力を、資金面及び技術協力を通じ、国際機関において支援する用意があることを表明する。

44. 温帯林、湖沼及び河川は、二酸化硫黄及び窒素酸化物等の酸性汚染物質による影響から保護されなければならない。このため、二国間及び多数国間の努力を積極的に推進することが必要である。

45. 大気保全に関連する問題は複雑さを増しており、革新的解決を必要とする。このための新たな方策が考えられ得る。我々は、気候変動に関する一般原則或いは指針を定める枠組み又は包括的条約の締結が、国際社会による努力を結集しかつ合理化するために早急に求められていると考える。我々は、気候変動政府間パネルの作業及びその他の国際会議の成果を利用しつつ世界気象機関との協力の下に国際連合環境計画 (UNEP) が行なっている作業を歓迎する。科学的根拠により必要とされ、また許容される場合には、具体的責務を盛り込んだ特定の議定書をこの枠組みの中に組み込むこともできよう。

46. 我々は、海洋を汚染廃棄物の投棄場所として無秩序に使用することを強く非難する。沿岸海域の悪化は特に問題である。海洋環境の持続的管理を確保するために、我々は海洋環境を保全し、その生物資源を保存するための国際協力の重要性を認識する。我々は、世界の海洋の現状についての報告を準備するよう国際連合の関係機関に要請する。

我々は、海洋の油濁の影響を抑制、軽減する上で各国、各地域及び全世界の能力が向上すべきであるとの関心を表明する。我々は、全ての国に対し、最新のモニター及び浄化技術をより効果的に利用するよう要請する。我々は、全ての国に対し、海洋の油濁防止に関する国際条約への加盟及びその完全な履行を求める。我々は、また、国際海事機関 (IMO) が一層の防止活動のための案を提示するよう求める。

47. 我々は、環境に関する既存の規則の完全な履行を確保することにコミットしている。この点に関し、我々は、既存規則の要約を作成することの必要性につき検討するとともに国際的なレベルで環境の法的側面に関して詳細な検討を行うため、学者、科学者、政府関係者の参加を得て、環境に係る国際法に関するフォーラムを1990年に主催するとのイタリア政府のイニシアティブに関心をもって留意する。

48. 我々は、既存の環境機関が国際連合体制の下で強化されることを提唱する。特に、

国際連合環境計画は、その強化と財政的支援の拡充を緊急に必要としている。我々のうち何人かは、国際連合に新たな機関を設立することも考慮に値しうるということにつき合意した。

49. 我々は、ブラッセルで開催され、「人間による自然の管理」との概念に基づく環境倫理の普遍的規範の詳細を検討した生命倫理に関する第6回会合の報告に留意した。
50. 世界で最も貧しくかつ最も人口稠密な国の一つであるバングラデシュが、破壊的な大洪水により定期的に大きな被害を受けていることは、国際的な関心事である。
- 我々は、この重要な問題に対する、技術的、財政的、経済的かつ環境的に健全な解決策を見出すため、バングラデシュ政府を支援し、国際社会による効果的かつ協調的な行動をとる緊急の必要性を強調する。我々は、このような精神のもとで、既に供与された支援を考慮しつつ、フランス、日本、米国、及び国際連合開発計画(UNDP)により開始され、我々全ての国の専門家により精査された洪水対策に関する各種研究に留意する。我々は、これらの研究を受けて、洪水の影響の軽減に真の改善をもたらすための確固たる基礎を確立すべく、国際社会の努力を調整することにつき世界銀行が合意したことを歓迎する。我々は、また、このような計画に積極的に加わる意思のある国々が参加してバングラデシュ政府の主権により今年末までに英国で開催される会合において世界銀行が議長を務めることを承諾したことを歓迎する。
51. 我々は、急速に悪化しつつある脆弱な乾燥地帯における状況の変化をモニターする必要性に応えたサハラ地域観測所設置共同計画のような計画に、政治的支援を与える。

麻薬問題

52. 麻薬問題は、危機的なまでの状況に達した。我々は、国内的及び国際的に断固たる行動をとる緊急の必要性を強調する。我々は、全ての国、特に麻薬の生産、取引及び消費の多い国に対して、麻薬生産に反対し、需要を削減し、更に麻薬取引自体及びその利益の洗浄に対する闘いを進めている我々の努力に加わるよう要請する。

53. 従って、我々は、関係フォーラムにおいて次の措置をとることを決意する。
- 麻薬生産国における不法栽培の転換のための二国間及び国際連合の計画に一層の重点を置くこと。国際連合麻薬乱用統制基金(UNFDAC)並びにその他の国際連合及び多数国間機関を支持し、強化し、また一層実効的なものとしなければならない。このような努力には、麻薬栽培及び取引を阻止するための効果的計画の実施のための特別な支援と開発・技術援助が含まれうる。
 - 不法な生産または取引の取締りを求めている生産国の努力を支持する。
 - 麻薬との闘いにおける国際連合の役割を、資金の拡充及びその活動の実効性向上を通じ強化すること。
 - 麻薬中毒の防止及び麻薬中毒者の更生に関する情報交換を強化すること。
 - 1990年に予定されているコカイン及び麻薬の需要削減に関する国際会議を支持すること。
 - これらの問題に関する協力的かつ相互的援助の効率を向上させること。その第一歩は、麻薬及び向精神薬の不法取引に関するウィーン条約に速やかに加盟し、これを批准し、また履行すること。
 - 更に二国間または多数国間取極を締結し、適当な場合には、麻薬犯罪による利益を特定し、追跡し、凍結し、差押え、及び没収することを容易にするための措置等のイニシアティブとそのための協力を支援すること。
 - サミット参加国及びこれらの問題に関心を有するその他の諸国からなる金融活動作業グループを招集すること。その権能は、銀行制度と金融機関を資金の洗浄のために利用することを防止するために既にとられた協力の成果を評価すること、及び多数国間の司法面での協力を強化するための法令制度の適合等のこの分野における追加的予防努力を検討することである。この作業グループの第1回会合はフランスにより招集され、その報告は1990年4月までに完成される。

エイズに対する国際協力

54. 我々は、ヴェネチア・サミット（1987年6月）で決定され1989年5月にパリで開催されたエイズに関する国際倫理委員会の創設に留意する。同委員会には、サミット諸国と他の欧州共同体の加盟国が会合し、世界保健機構（WHO）が積極的に参加した。
55. 我々は、多くの元首、首相及び諸機関の長から寄せられた意見に留意し、これらに関心をもって検討する。

次回サミット

56. 我々は、来年米国で会合することについての米国大統領の招待を受諾した。
 (出所)『第14回大蔵省国際金融局年報 平成2年版』（平成2年11月30日）265-272ページ

11-2 ヒューストン・サミット経済宣言（仮訳）

1990(平成2)年7月11日 ヒューストン

1. 我々主要先進民主主義7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、年次経済サミットのためヒューストンで会合し、世界の随所に見られる民主主義の再生を祝福した。我々は、多党制民主主義の広まり、自由選挙の実施、表現及び集会の自由、人権尊重の高まり、法の支配並びに開放的で競争的な経済の原則についての認識の高まりを全面的に歓迎する。これらの出来事は、人類の奪うことのできない権利、即ち人々が自由に選択する時、人々は自由を選択するというを高らかに宣明している。
2. 欧州において起きている深遠な変革は、他の地域における民主化への進展と相俟って、個々人が専制や抑圧から逃れ、経済的及び政治上の願望を実現する機会のより多い世界に向け大きな希望を与えるものである。
3. 我々は、自由と経済繁栄とが密接に結びつき相互に補強し合うものであることを十分承知している。持続可能な経済繁栄は、競争による刺激と企業的精神の奨励、即ち、個々人の創意工夫に対する誘因、基本的人権が保護されている意欲ある熟練労働者、

健全な通貨制度、開放的な国際貿易・決済制度並びに将来世代のための環境保全に依拠する。

4. 我々は、世界各地で、他の国の人々が経済繁栄と政治的自由とを達成し維持することを援助する決意である。我々は、我々の経験、資源及び善意を通じ彼らの努力を支援する。

国際経済情勢

5. 近年、健全なマクロ経済政策と経済の一層の効率化を通じて世界経済の強化促進に大幅な進展が見られた。8年目に入った我々の経済の拡大は、国際貿易が急速に成長する過程で、顕著な所得拡大と雇用創出を支えてきた。しかしながら、多くの国で失業が高い水準にとどまっている。インフレは、1980年代初期に比べ相当低いとは言え、いくつかの国では深刻な懸念材料であり、引き続き警戒を要する。対外不均衡は、米国及び日本では縮減されたが、他の国では拡大した。対外不均衡を引き続き調整することは、保護主義圧力を抑え、金融・為替市場における不確実性を軽減し、金利への圧力を回避するための優先課題である。国内の健全なマクロ経済政策は、各国の状況により異なるものの、一層の対外調整に大幅に貢献する。
6. 開発途上地域においては、1980年代後半の経験は様々であった。いくつかの経済は、特に東アジアにおいて、継続的に目覚ましい国内成長率を達成してきた。他の多くの開発途上国経済は、停滞ないし後退した。にもかかわらず、経済調整及び市場指向的政策を実施するための真剣な努力が、いくつかの国では新たな指導者の下で、良好な成果を生じ始めており、このような努力は今後も継続されるべきである。

国際金融面での進展と政策協調

7. サミット諸国は、経済の相互依存が進展する時期に、市場指向的政策の必要性及び健全な国内財政・金融政策の重要性についての共通の評価に基づき協調プロセスを進展させた。このプロセスは、為替市場における協力を含む経済政策の多角的監視と緊密な協調に注意を集中することにより、世界経済のパフォーマンスの強化と為替レ

トの一層の安定に重要な貢献を行った。国際通貨制度の機能を改善しその安定に貢献するため、このような協調的で柔軟なアプローチを継続し、また、適当と認められる場合には、これを強化することが重要である。

8. 現在の経済成長をすべての国に恩恵をもたらすよう持続するため、各国は健全な政策を追求しなければならない。生産能力の拡大を伴う均衡のとれた需要の拡大が鍵であり、対外不均衡及び構造的硬直性は改める必要がある。物価上昇圧力には引き続き警戒が必要である。
9. 経常収支の巨額の赤字を抱える国は、財政赤字の削減により調整プロセスに貢献するとともに、民間貯蓄を助長し競争力を強めるための構造改革を実施すべきである。
10. 大幅な対外収支の黒字を有する国は、成長と調整の基礎となる諸条件を改善し貯蓄との対比で投資の増大を図るための構造改革を伴った、国内需要のインフレなき成長を維持することにより調整プロセスに貢献すべきである。
11. 世界全体としての投資需要は、特に中欧・東欧及び市場改革を実施中の開発途上国、更には一部先進国において先々拡大すると見込まれる。このような需要に応えるため、先進国、開発途上国は等しく、貯蓄を促進し負の貯蓄を抑制すべきである。
12. 中欧・東欧経済の市場指向的構造調整は、これら経済の成長を刺激し世界経済への統合を促進する。我々は、これらの変化を支持し、このような困難な変革が世界の成長と安定に貢献することを確保するよう努める。
13. 欧州共同体においては、欧州通貨制度が高度の経済の統合と安定を導いている。我々は、経済・通貨統合に関する政府間会議の発足に関する欧州共同体の決定及び経済・通貨統合の第一段階に留意する。この第一段階の間に経済・通貨政策の一層の監視及び協調を行うことは、インフレなき成長及びより強固な国際経済体制の実現に資する。
14. 我々は、差別的制約のない、完全な主権を有する民主的な統一ドイツ実現の見通し

を歓迎する。ドイツの経済・通貨・社会同盟は、インフレなき世界経済の成長及び対外不均衡の縮小に貢献する。このプロセスは、中欧・東欧における好ましい経済発展を促進する。

15. 我々は、国際通貨基金（IMF）加盟国に対し、第9次増資の下でクォータを50%増加し、債務履行遅滞国対策を強化するとのIMF合意を実施するよう求める。

経済効率化のための施策

16. 経済効率向上のための改革によるマクロ経済政策の補完が過去2～3年間に相当進展を見せた。我々は、欧州共同体における域内市場実現に向けた進展、並びに構造的硬直性を減少させるために継続されている北米及び日本の努力を歓迎する。それでもなお、我々は、小売業、電気通信、運輸、労働市場及び金融市場のような分野で規制の改革と自由化を進めるとともに、産業及び農業の補助金を削減し、税制を改善し、教育と訓練を通じ労働力の技能を向上させるための一層の措置が幅広く必要であることを強調する。
17. 我々は、構造政策における課題と選択肢を明らかにした経済協力開発機構（OECD）の多大の貢献を歓迎する。我々は、OECDに対し、監視と審査の手続きを強化し、その作業を運営面で一層効果的なものとする方法を見出すよう奨励する。

国際貿易体制

18. 開放的な世界貿易体制は、経済の繁栄にとって決定的に重要である。強化されたガット（関税と貿易に関する一般協定）は、貿易の拡大、並びに中欧・東欧及び開発途上国の世界経済へのより完全な統合に安定的な枠組みを提供するために不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を拒絶する。
19. ウルグアイ・ラウンドの結果が成功を収めることは、国際経済の最優先課題である。したがって、我々は、本年末までにウルグアイ・ラウンドのすべての分野で大幅かつ実質的な成果を達成するために必要な、困難な政治的決定を行う決意であることを強調する。我々は、交渉担当者に対し、貿易交渉委員会7月会合までに進展を得るよう、

- 特に最終パッケージの輪郭すべてに合意するよう指示する。
20. 我々は、交渉の重要な基本目標、即ち、農業政策の改革、市場アクセス改善のための実質的かつ均衡のとれたパッケージ、強化された多角的規則及び規律、サービス、貿易関連投資措置及び知的所有権の新分野のガットの枠内への包摂、並びに開発途上国の国際貿易体制への統合に対する我々の強い支持を確認する。
 21. 農業に関しては、農業政策改革の長期目標の達成が、農産物貿易の一層の自由化を可能とするために極めて重要である。供給過剰の原因となりがちな農業政策はコストが高いことを経験は示している。農業に関するガット交渉の成果により、需要と供給のより良い均衡がもたらされ、農業政策が国際市場の効果的な機能を阻害しないよう確保されるべきである。したがって、我々は改革の長期目標、即ち、市場のシグナルが農業生産に影響を与えるようにすること、及び公正で市場指向的な農業貿易体制を構築することに対するコミットメントを再確認する。
 22. こうした目標の達成は、我々それぞれが国内制度、市場アクセス及び輸出補助金にわたる支持と保護の相当程度の漸進的削減を行うとともに、検疫及び衛生措置を規律する規則を策定することを必要とする。農業支持の制度が各国間で様々であるのは、農業の社会的及び経済的条件の違いを反映している。それゆえ、農業交渉は、一つの共通の計測手法を含み、すべての国の間で衡平な形でなされたコミットメントにつき規定し、食糧安全保障についての関心を考慮する枠組みの中で行われるべきである。この枠組みは、参加国が、共通の計測手段の適切な使用又は他の方法により、内国支持を削減するのみならず、関連した形で輸出補助金及び輸入保護をも削減すると具体的な保証を含まねばならない。
 23. 貿易交渉委員会の7月会合の時までにこのような枠組みにつき合意することは、ウルグアイ・ラウンド全体としての成功裡の終結にとり決定的に重要である。よって、我々は、我々各国の交渉担当者に対し、交渉を強化する手段として農業交渉グループ議長により提出された案文を推す。我々は、高度の個人的な関与を維持するとともに、本交渉の結果が成功を収めることを確保するために必要な政治的リーダーシップを発揮する所存である。
 24. 市場アクセスに関する交渉は、実質的かつ均衡のとれた措置のパッケージを達成すべきである。繊維に関しては、明確な日程に従って、貿易障壁を漸進的に除去すること並びに強化されたガット規則及び規律に基づいてガットに統合することを通じて、繊維・衣料分野を自由化することを目標とする。
 25. 多角的規則と規律に関する交渉は、セーフガード、国際収支理由に基づく輸入制限、原産地規則、ダンピング及びアンチ・ダンピング措置に関する改訂された規律などの分野でガット規制を強化すべきである。補助金に関しては、貿易の歪曲、補助金競争及び貿易摩擦を回避すべく国内補助金を効果的に規律する規則が必要とされる。改善された規律は、相殺措置が貿易に対する障壁とならないよう相殺措置についても適用されなければならない。
 26. 新分野に関しては、いかなる分野もアプリーオリに除外されることのない契約関係に基づき実施可能なサービス貿易自由化の規則の枠組み、貿易関連投資措置の貿易歪曲効果を削減するための合意、並びにすべての知的所有権の基準及び効果的執行を規定する合意を含め、ガットの枠組みの中に新たな規則と手続きを策定することが目的である。
 27. ウルグアイ・ラウンドの成功は、先進国及び開発途上国の双方にとり不可欠である。我々は、ラウンドへの開発途上国の可能な限り広範な参加とこれら諸国の多角的貿易体制への一層の統合を目指す。この目的を達成するため、先進国は、すべての分野において一層の多角的規律を受入れ、繊維と衣料、熱帯産品、農業などの途上国の関心分野での市場アクセスの改善を提示する用意がある。
 28. 開発途上国側としては、関税を大幅に引下げ、譲許された関税の比率を高め、国際

収支の困難を理由に実施される措置を含むすべての形態の例外に関し均衡のとれた実効性のある抑制を行うことに同意し、新分野における合意に意味のある参加をすべきである。一部の開発途上国、特に後発開発途上国は、より長い経過期間またはケース・バイ・ケースの他の経過措置を必要とするかもしれないが、最終結果は、すべてのガット締約国に適用可能な単一多国間規則であるべきである。

29. 我々がこれらすべての分野で目指す広範な実質的成果は、多角的貿易体制の制度的な枠組みを一層強化するとのコミットメントを必要とする。この関連で、国際貿易機関の考え方は、ウルグアイ・ラウンドの最終時に検討されるべきである。我々は、また、交渉成果を効果的に実施するために紛争処理手続きを改善する必要がある。このことは、多角的なルールの下でのみ行動するとのコミットメントに繋がる。

直接投資

30. 投資の自由な流れは、開放的な国際貿易体制を補完することにより世界の繁栄を増進する。特に、外国からの直接投資は、開発途上国及び中欧・東欧諸国の経済の構造調整を助長し、雇用を創出し、生活水準を向上させ得る。
31. したがって、すべての国は、投資に対する障壁を低減するよう努めるとともに、投資を抑制したり差別したりするような保護主義圧力に抵抗すべきである。OECD及びガットは、投資の自由化を引き続き推進すべきである。国際開発金融機関及びIMFは、中欧・東欧及び開発途上国に対するプログラムにおいて投資の自由化措置を求めるべきである。

輸出信用

32. 我々は、貿易及び援助を歪曲する輸出信用補助金に対する多数国間の規律を強化するための均衡のとれた措置のパッケージについて現在OECDで行われている重要な交渉を歓迎する。このパッケージは1991年春までに作成されることとなっているが、改善された規律と透明性を通じて、公的に支持された輸出信用及び援助信用の利用に起因する歪みを相当程度削減すべきである。

中欧・東欧諸国への資金の流れに貿易の歪曲を持ち込むことを回避することも重要である。

中欧・東欧における改革

33. 我々は、中欧・東欧で進行中の政治・経済改革を歓迎する。ボンにおける最近の欧州安全保障協力会議（CSCE）において、また、欧州復興開発銀行（EBRD）設立の合意により、これら地域からの参加国は市場経済を支える基本原理を受け入れた。しかしながら、経済・政治改革実施の度合は国により大きく異なる。いくつかの国は、自国の経済を安定させ市場経済への移行期間を短縮するための思いきった困難な措置をとった。
34. 我々及び他の諸国は、経済・政治改革に強力にコミットしている中欧・東欧諸国を支援すべきである。支援国は、そのような改革を実施する諸国を優遇すべきである。
35. 外国からの民間投資は、中欧・東欧の発展にとり決定的に重要である。資金は、市場が開放され投資環境の良好な国へ流れる。自国経済を開放しつつある中欧・東欧の国にとっては、自らの輸出品のアクセスが改善されることも重要となる。西側各国政府は、貿易及び投資協定の締結を含む様々な措置によってこうした過程を支援することができる。輸出規制を緩和するとその最近のコムによる決定は前向きな措置である。
36. 我々は、アルシュ・サミットで開始されたポーランド及びハンガリー両国に対する支援に関するG24による調整に関しEC委員会が行った作業を評価する。この作業は、これら両国が市場原理に基づく自立的成長の基礎を築くことに大きく貢献した。我々は、支援の調整をユーゴスラヴィアを含め民主主義が生まれつつある他の中欧・東欧諸国に拡大するとG24の決定を歓迎する。
37. 我々は、これらの諸国がその環境を改善する上で大きな問題に直面していることを認識する。中欧・東欧諸国がこれらの環境問題に対処するために必要な政策とインフラストラクチャーを整備することを支援することが重要となろう。
38. 我々は、また、同地域の経済の発展と安

- 定に積極的に貢献する運輸、環境などの分野における最近の域内協力構想を歓迎する。
39. 我々は、新しい欧州復興開発銀行がこれらの諸国への投資を促進する上で鍵となる役割を果たし、市場経済への秩序ある移行及び民主主義の健全な基盤に貢献するものと期待する。我々は、同銀行の早期発効を要請する。
40. OECDの「移行する欧州経済に対する協力センター」は、欧州安全保障協力会議ボン経済会合のOECDによるフォロー・アップ作業と同様、改革を促進するとともに、これら諸国とOECDとの関係を強化する。
41. 我々は、政治・経済改革にコミットしている中欧・東欧諸国とのより緊密な関係を検討するようOECDに対し勧奨する。

ソ連

42. 我々は、ソ連における状況につき討議し、ゴルバチョフ・ソ連大統領がその経済計画に関し数日前に我々に送付したメッセージにつき意見を交換した。我々は、自由化し、より開放的、民主的かつ多元的なソ連社会を創出し、市場指向型経済へ移行するためにソ連で行われている努力を歓迎する。これらの措置は我々の支持に値する。ペレストロイカの成功は、これらの改革努力の断固たる追求と進展にかかっている。特に、我々は、継続的な経済対話に関するゴルバチョフ大統領の提案を歓迎する。
43. 我々すべては、これらの改革努力への支援を独自に及び共同で開始した。我々すべては、ソ連の市場指向型経済への移行及びその資源の活用を支援するため、技術的支援が現在提供されるべきであると考えている。いくつかの国は、既に多額の融資を提供する立場にある。
44. 我々は、また、ソ連が市場指向型経済に向けたより大胆な措置を導入し、多くの資源を軍需部門から転移し、地域紛争を助長している国家への支援を削減するとの一層の決定を行うことは、いずれも有意義かつ持続的な経済援助の可能性を高めるであろうことにつき一致した。
45. 我々は、欧州理事会が6月26日ダブリンで行った決定に留意した。我々は、IMF、世界銀行、OECD及び指名を受けた欧州復興開発銀行総裁に対し、欧州共同体委員会と緊密に協議しつつソ連経済に関する詳細な調査を実施し、その改革に関する勧告を行い、西側の経済援助がこれらの改革を効果的に支援し得る基準を確立するよう要請することに合意した。この作業は年末までに完成され、IMFが会合を招集する。
46. 我々は、北方領土に関するソ連との紛争の平和的な解決が日本政府にとり有する重要性に留意した。
47. 主催国政府は、ヒューストン・サミットの結果をソ連に伝達する。

開発途上国

48. 我々は、開発途上地域への我々のコミットメントが、改革を実行している中欧・東欧諸国への支援により弱められないことを改めて表明する。開発途上国のうちで最も貧しい国々に対し引き続き特別の注意を向けねばならない。昨年12月に合意された国際開発協会（IDA）の116億SDRの増資は、これら諸国が必要としている資金を提供するとともに、環境考慮の開発融資への統合を画するものである。
49. 先進工業国は、開発途上国の長期的発展に多大の貢献をなし得る。我々は、経済成長及び物価の安定を維持することにより、開発途上地域に安定的かつ拡大する市場及び資金源を提供できる。我々は、真の政治・経済改革を実行している開発途上国に資金・技術支援を行うことにより、これらの諸国で進行中の自由化を促進できる。先進国は、援助効率を高めることを含め、開発途上国に対する開発援助及びその他の形態の支援を強化する努力を継続すべきである。
50. 開発途上地域においては、安定したマクロ経済の枠組み、一層の競争を推進する分野別改革及び市場開放により成長を促進し得るとの認識がますます受け入れられつつある。開放された民主的かつ責任ある政治体制は、市場指向型経済を有効かつ公平に運営する上で重要な要素である。
51. 知的所有権の保護並びに透明かつ公平な投資規則及び内外の投資家に対する平等な取扱いを含む投資制度の自由化によって、良好な投資環境整備に対する重要な貢献が

- 可能である。
52. 米国大統領により発表された最近の中南米支援構想は、ラテン・アメリカ及びカリブ地域の市場指向的政策を支援し奨励しよう。我々は、このような米国の努力が同地域にとって大きな可能性を有するとともに、貿易の振興、開放的な投資制度、米国の譲許的な二国間の債務の削減及び債務の株式化・環境スワップの利用を通じてこの地域における持続的成長の見通しの改善に役立つものと信じる。
53. 多くの国において、人口増加率が資源の増加と一定の合理的な均衡を保つことが持続的開発のために必要である。こうした均衡維持のための開発途上国の努力を支援することは優先課題である。女性の教育機会を改善し経済への一層の統合を図ることは、人口安定化プログラムに対する重要な貢献をなし得る。
54. 地中海沿岸地域において現在進行中の経済的統合の計画は、奨励と支持に値する。

第三世界の債務

55. この1年間に新債務戦略の下で顕著な進展が見られたが、このことは多くの債務国において将来の成長にとり不可欠な経済改革を継続する決意を新たにさせた。特に、チリ、コスタリカ、メキシコ、モロッコ、フィリピン及びヴェネズエラと商業銀行との間の最近の合意は、大幅な債務削減及び利払い軽減を含む。IMF及び世界銀行とともに日本は、債務削減及び利払い軽減に対する重要な金融的支援を与えている。パリ・クラブは、IMFに支援された改革と融資の中期的な計画を支援するため、とりわけ債務の多年度繰延べと債務返済期間の長期化を通じ、適当な構造調整合意を提供することに同意した。債務国の改革努力と商業銀行の債務削減とは、相俟って、特にメキシコに対する新規投資と逃避資本還流との双方に明白に示されるように、債務国経済の信用に顕著な影響を与えた。
56. これらの措置は、ケース・バイ・ケースによる債務戦略の主要な新機軸であり、深刻な債務支払いの問題を抱えつつ経済調整政策を実施しているすべての債務国にとって利用可能である。

57. 債務国によるIMF及び世界銀行との強力な経済改革計画の採用は、引き続き債務戦略の核心であり、債務削減及び利払いの軽減のための商業銀行の金融パッケージの前提である。債務国が経済回復の維持を図るために貯蓄を活用し新規投資と逃避資本還流とを奨励する措置を採用することが決定的に重要である。この関連で、ラテン・アメリカの投資改革と環境とを支援する最近の米国の中南米支援構想に対し、大蔵大臣により注意深い考慮が払われる必要がある。
58. 商業銀行は、思い切った改革を実施している国に対し、債務削減、利払い軽減及び新規融資を含む金融パッケージについての合意を迅速に結ぶための交渉において、現実的で建設的なアプローチをとるべきである。
59. 債権国は、この過程で、現在行われている国際開発金融機関に対する拠出、パリ・クラブにおける公的債務の繰延べ及び新規融資を通じて、引き続き重要な役割を果たす。我々は、パリ・クラブに対し債務負担に対処する追加的なオプションを引き続き検討するよう奨励する。我々は、強力な改革計画を実施している低中所得国については、これら諸国の特別な状況を考慮して、パリ・クラブに対し債務返済期間の長期化を奨励する。我々は、低中所得国の債務負担を軽減するためのサハラ以南アフリカに関するフランスの決定及びカリブ地域に関するカナダの決定を歓迎する。
60. 債権国政府は、また、パリ・クラブの債務繰延べにおいて、トロント方式の実施を通じ最貧国に対し特別の支援を与えてきた。我々すべては、最貧国に対し政府開発援助(ODA)の債務を帳消しにした。我々は、パリ・クラブに対し、最貧国に適用される既存のオプションの実施について再検討を行うよう奨励する。
61. 我々は、国際連合事務総長により委託された債務に関するクラクシ報告に留意し、関心をもって検討する。

環境

62. 我々の最も重要な責任の一つは、その健全さ、美しさ及び経済的潜在力が脅やかされない環境を将来の世代に引き渡すことで

ある。気候変動、オゾン層破壊、森林破壊、海洋汚染及び生物学的多様性の喪失などの環境上の挑戦は、一層緊密で効果的な国際協力と具体的行動を要求する。我々は、先進国として率先してこれら挑戦に応える責務を有する。我々は、不可逆的な環境破壊の脅威に直面する中で、完全な科学的確実性の欠如が、それ自体正当化される行動を先送りする口実とならないことに同意する。我々は、強力かつ拡大する市場指向型経済が環境保護の成功のための最もよい方途を提供するものと認識する。

63. 気候変動は決定的な重要性を有する。我々は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を制限する共通の努力を行うことを約束する。我々は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の作業を強く支持し、8月の全体報告の発表を期待している。第2回世界気候会議は、温室効果ガスの排出を制限ないし安定化させる戦略と措置の採用について検討するとともに効果的な国際的対応を討議する機会をすべての国に提供する。我々は、国際連合環境計画 (UNEP) 及び世界気象機構 (WMO) の支援下で行われている気候変動に関する枠組み条約交渉に対する支持を改めて表明する。同条約は1992年までに策定されるべきである。適切な実施議定書に関する作業は可能な限り迅速に行われるべきであり、すべての排出源と吸収源を考慮すべきである。
64. 我々は、2000年までにフロンの使用を段階的に廃止し、その適用範囲をその他のオゾン層破壊物質に拡大するとともにモントリオール議定書の改訂を歓迎する。開発途上国がオゾン層破壊と取り組むことを支援する金融メカニズムの確立は、先進国と開発途上国との間の協力の新局面を画する。我々は、インド及び中国を含むいくつかの主要な開発途上国が、ロンドンにおいてモントリオール議定書及びその改訂への加入に関する立場を見直す意向を表明したことを賞賛する。我々は、これら諸国による加入が同議定書の実効性を大幅に強化するものとして歓迎する。この議定書は、最終的にオゾン層破壊物質の世界的な段階的廃止をもたらそう。我々は、すべての参加国が

可能な限り早急に改訂議定書を批准するよう求める。

65. 我々は、気候変動の科学及び影響並びにあり得る対処戦略の経済的意味合いに関する協力の一層の強化が必要であることを認識する。我々は、二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出を削減するための省エネルギー及びその他の措置を補完する新しい技術と方法を今後数十年の間に開発する協同作業を行うことの重要性を認識する。我々は、気候変動の力学と潜在的影響及び先進国と開発途上国の可能な対応に関し、科学的・経済的な調査と分析を促進することを支持する。
66. 我々は、現存する森林を守るとともに、自らの天然資源の利用に関するすべての国の主権を認識する一方、森林を拡大する行動を起こす決意である。熱帯林の破壊は憂慮すべき規模に達している。我々は、この破壊を停止させることに貢献し、持続可能な森林経営を提供することにつきブラジルの新政府が行ったコミットメントを歓迎する。我々は、この過程を積極的に支持し、途上国のこのような努力を支援するための資金につきこれらの諸国と新たな対話を開始する用意がある。我々は、ブラジルにおける熱帯雨林に対する脅威に対抗するための総合的な試験プログラムにつき、同国政府と協力する用意がある。我々は、欧州共同体委員会と緊密に協議しつつ遅くとも次回サミットまでに発表できるようにこのような提案を準備するよう世界銀行に要請する。我々は、関心を有する他の諸国に対し、我々と共にこの努力を行うよう訴える。この試験プログラムを通じ得られた経験は、熱帯林破壊に直面している他の諸国と直ちに共有されねばならない。熱帯林行動計画 (TFAP) は、森林保全と生物学的多様性の保護を一層重視する形で改革され強化されねばならない。国際熱帯木材機関 (ITTO) の行動計画は、持続的森林経営を重視し市場の働きを改善する上で強化されねばならない。
67. 我々は、森林減少を抑制し、生物学的多様性を保護し、積極的な林業活動を促進し、世界の森林に対する脅威に対処するために

- 必要な森林に関する国際的取決め又は合意に関する交渉を適当な場において可能な限り迅速に開始する用意がある。そのような取決め又は合意は可能な限り早急に、1992年以前に策定される。IPCC及びその他の作業に考慮が払われる。
68. 世界中で生態学的に脆弱な地域の破壊が驚くべき速さで進行している。温帯林及び熱帯林の減少、入り江、湿地及び珊瑚礁における開発圧力並びに生物学的多様性の破壊は、その徴候である。我々は、この傾向を逆転させるため、砂漠化と戦い、生物学的多様性を保持するための事業を拡充し、南極を保護し、開発途上国の環境面の努力を支援するための協力を拡大する。我々は、これらの目標を達成するため、UNEP及びその他のフォーラムにおいて協力し、また、生物学的多様性保護のためのUNEPの作業に積極的に参加する。
69. 環境保護努力は水際で終わらない。大洋、沿岸地域の双方において海洋汚染により深刻な問題が引き起こされている。陸上起因汚染源に対処するために包括的戦略が策定されるべきであり、我々は、これを支援することを約束する。我々は、油濁防止の努力を続け、国際海事機関（IMO）の既存の条約の早期発効を要請し、油濁に関する国際条約作成のための同機関の作業を歓迎する。我々は、環境の悪化及び規制のない漁業慣行の海洋生物資源に対する影響を懸念する。我々は、海洋生物資源の保存のための協力を支持し、この分野における地域的漁業機関の重要性を認識する。我々は、すべての関係国に対し保存の制度を尊重することを要請する。
70. エネルギー関連の環境破壊に対処するには、エネルギー効率の改善と代替エネルギー源の開発とに優先度が与えられねばならない。そのような選択を行う諸国にとって原子力は、我々のエネルギー供給の上で引き続き重要な貢献を行うものであり、温室効果ガス排出の伸びを減少させる上で重要な役割を果たすことができる。各国は、健康と環境を守るために原子力及びその他のエネルギーについて最高の世界的運用基準を確保する努力を続けるとともに、最大限の安全性を確保すべきである。
71. 地球的環境問題の解決には、先進国と開発途上国との協力が不可欠である。この観点から、1992年の環境と開発に関する国際連合会議は、共通の行動と協調のとれた計画につき幅広い合意を形成する上で重要な機会を提供する。我々は、環境に係る国際法に関するシエナ・フォーラムの結論に関心を持って留意するとともに、これらの結論が1992年の環境と開発に関する国際連合会議において検討されるよう提案する。
72. 我々は、開発途上国が貧困と低開発により悪化している環境問題を解決することを助けるための、資金面及び技術面での支援を拡充することによりこれらの国が恩恵を得ることを認識する。国際開発金融機関のプログラムは、環境的影響の評価及び行動計画を含め環境保護を一層進めるとともに、エネルギー効率を促進するために強化されるべきである。我々は、債務・環境スワップが環境を守る上で有用な役割を果たし得ると認識する。我々は、世界銀行が環境保護促進の措置に関し如何なる調整的役割を果たし得るのかにつき検討する。
73. 環境及び経済の目標を上手く統合するため、政府及び産業界の政策決定者は、必要な手段を求めている。環境に関する協同の科学的・経済的な調査と分析の拡充が必要である。我々は、地球及び大気に関する宇宙衛星情報の集積を調整し共有することの重要性を認識する。我々は、国際ネットワークの設立について行われている討議を歓迎し奨励する。環境問題の解決策を形成する上で鍵となる役割を持つ民間部門を関与させることも重要である。我々は、環境と経済に関する極めて有益な作業を促進するようOECDに対し奨励する。特に重要な点は、環境指標の早期開発と環境目標の達成に使用可能な市場指向的アプローチの形成である。我々は、また、1991年に21世紀の環境情報に関する国際会議を主催するとカナダの提案を歓迎する。我々は、消費者の要求と生産者の必要を満たすとともに市場の革新を促進する有用な市場メカニズムとして、自発的な環境ラベリングを支持する。

74. 我々は、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの成功裡の開始に満足の意をもって留意し、同プログラムが生命科学の基礎研究の進歩に対し人類すべての利益のために積極的に貢献するであろうとの期待を表明する。

麻薬

75. 我々は、すべての国に対し、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン条約）へ加入し、その批准を完了し、同条約の条項を暫定的に適用するよう求める。

76. 我々は、国際連合麻薬特別総会の結論を歓迎し、同総会で採択された行動計画に盛り込まれた措置の実施を求める。

77. 我々は、英国が主催した麻薬に関する閣僚会議で採択された宣言——麻薬需要削減には不正な供給の低減と同一の重要性を政策及び行動において与えられるべきである——を支持する。先進国は、より強力な防止努力を採用し、他の国における需要削減対策を支持すべきである。

78. 我々は、金融活動作業部会（FATF）の報告を支持し、すべての勧告を遅延なく充分に実施することを約束する。作業部会参加国の大蔵大臣による5月会合において合意されたとおり、作業部会は、これら勧告の実施を評価し促進するとともに、必要な場合勧告を拡充するためフランスを議長とし更に1年間招集される。作業部会の勧告に同調するすべてのOECD加盟国及び金融センターを有する国は、この作業への参加を招請される。新作業部会の報告は、次回サミット会合前に完成される。我々は、また、すべての他の国に対し、資金洗浄との闘いに加わり作業部会の勧告を実施するよう勧奨する。

79. 前駆剤及び必須化学物質が麻薬の不正な製造に流用されないよう効果的な手続きを採用すべきである。サミット国及びこれら化学物質の貿易を行う他の国々から構成され、化学産業の代表が参加した、金融活動作業部会と同様の作業部会をこの目的で創設すべきである。この作業部会は、コカイン、ヘロイン及び合成麻薬に関する諸問題を取扱い、1年以内に報告をまとめる。

80. 我々は、カルタヘナ宣言に特に示されたコカイン取引と闘うための戦略を支持する。我々は、麻薬の不正取引防止のため生産国が実施する活動の枠組みの中で貢献を行う必要性を認識しつつ、コロンビア、ペルー及びボリビアを始めとする麻薬の不正取引との闘いに強力に取り組んでいるすべての国々を、経済面、法・執行面及びその他の援助や助言を通じて支援することの重要性を認識する。

81. ヘロイン問題は、先進国、開発途上国双方の多くの国において引き続き最も深刻な脅威である。すべての国は、ヘロインの惨禍と闘うための強力な措置をとる。

82. 我々は、麻薬の国際的な規制に積極的な先進国との非公式な麻薬協議の枠組みを支持する。そのようなグループは、需給を低減させ国際協力を改善する努力を強化し得る。

83. 我々は、現在行われている国際連合麻薬統制諸機関の見直しを歓迎し、より効率の良い機構がもたらされるよう求める。

次回経済サミット

84. 我々は、来年7月ロンドンで会合することについてのサッチャー首相の招待を受諾した。

（出所）『第15回大蔵省国際金融局年報 平成3年版』（平成3年9月30日）277-285ページ

11-3 ロンドン・サミット経済宣言（仮訳） 1991（平成3）年7月17日 ロンドン

「世界的パートナーシップの構築」

1. 我々主要先進民主主義7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体の代表は、第17回年次サミットのため、ロンドンで会合した。
2. 我々がヒューストンで祝福した自由と民主主義の広まりは、過去1年間に歩調を早めた。国際社会は、力を合わせて、湾岸における世界平和に対する重大な脅威を克服した。しかし、我々は、新たな挑戦と新たな機会に直面している。
3. 我々は、共通の価値観に基づく世界的パートナーシップの構築と国際秩序の強化を追求する。我々の目的は、民主主義、人

権、法の支配及び健全な経済運営を支えることであり、これらは相俟って繁栄への鍵となる。この目的を達成するため、我々は、確実に適応性があり、責任が広く公平に分担される真の多角的体制を拡充する。我々の目的の中核には、国際連合システムをより強力かつ効果的なものとし、兵器の拡散及び移転に対し一層の注意を向けることの必要性がある。

経済政策

4. 過去1年間、我々の経済のいくつかは順調な成長を維持し、他方ほとんどの経済は減速し、景気後退に入ったものもある。しかし、世界的な景気後退は回避された。湾岸危機により生じた不確実性は、過去のものとなった。我々は、今や、経済回復の兆しが強まりつつあるという事実を歓迎する。貿易及び經常収支の最大の不均衡の削減にも進展が見られた。
5. 我々の共通の目的は、経済の持続的回復と物価の安定である。この目的のため、我々は、経済政策協調過程を通じるものを含む、従来のサミットで支持された中期戦略を維持する決意である。この戦略は、インフレ期待を抑え、持続可能な成長と新たな雇用のための条件を創出してきた。
6. 従って、我々は、各国の異なる状況を反映しつつ実質金利の低下の基礎を提供するような財政・金融政策を実施することにコミットする。この関連で、財政赤字削減を引き続き進展させることが不可欠である。このことは、民間貯蓄に対する障害を削減するためになされている努力と相俟って、投資需要を満たすために必要な世界的貯蓄の増大に役立つ。我々は、また、為替市場における緊密な協力と国際通貨制度の機能改善のための作業とを歓迎する。
7. 我々は、また、経済協力開発機構(OECD)その他の機関の助力を得て、経済効率を改善しもって成長の潜在力を向上させるための改革を追求する。このような改革には以下のことが含まれる。
 - (a) 規制の改革を含む我々の経済における競争の強化。これは、消費者の選択肢を広げ、物価を下げ、事業への負担を軽減し得る。

- (b) 歪曲の効果のある補助金は、資源の非効率的な配分をもたらすとともに公共支出を増大させるので、そのような補助金の透明性強化、撤廃又は規律強化。
 - (c) 雇用制度の一層の柔軟性に貢献する政策、並びに就業中及び失業中の者の技能を高め機会を改善するための教育及び訓練の改善。
 - (d) 例えば、より高い管理基準を通じる等の公共部門の一層の効率化。民営化と外部発注の可能性を含む。
 - (e) 科学及び技術における進歩の広範かつ急速な普及。
 - (f) 社会資本への民間及び公共部門による必要不可欠な投資。
8. 我々は、環境を保護する上で費用対効果の高い、税、賦課金、取引可能な排出権等の経済手段を国内的及び国際的に開発する作業を奨励する。

国際貿易

9. ウルグアイ・ラウンドの成功裡の終結は、他のいかなる問題にも増して世界経済の将来の見通しに広範な意味合いを有する。それは、信任を強化し、保護主義を押し返し、及び貿易の流れを増大させることによって、インフレなき成長を促進する。それは、開発途上国及び中・東欧諸国の多角的貿易体制への統合の促進にとり不可欠である。我々がラウンドを終結させることができなかった場合は、これらの全ての利益が失われる。
10. 従って、我々は、先進国と開発途上国の双方が可能な限り広範に参加する、野心的、包括的かつ均衡のとれたラウンドの成果のパッケージにコミットする。全ての参加国は、1991年末より前にラウンドを完了させることを目指すべきである。各首脳は、もし相違点が最高レベルでしか解決できない場合には相互に介入する用意をしつつ、引き続きこの過程に個人的に関与する。
11. 我々の目的を達成するためには、全ての分野で本年の残りの期間ジュネーブにおける交渉が持続的に進展する必要がある。主たる必要条件は、以下の分野が全体として早急に前進することである。
 - (a) 市場アクセス。関税の相当程度の削減

- 及び非関税障壁に対する並行する措置の一部として、いくつかの製品のタリフ・ピークを低減するとともに他のいくつかについてはゼロ関税に移行することが特に必要である。
- (b) 農業。非貿易的関心事項を考慮しつつ、内国支持、市場アクセス及び輸出競争の各分野で支持と保護の実質的かつ漸進的な削減が合意されるよう、これらの分野において具体的かつ拘束力のあるコミットメントを規定する枠組みが決定されなければならない。
- (c) サービス。サービス貿易に関する一般的合意についての協定が、サービス貿易に対する既存の制限を削減ないし除去するとともに新たな制限を課さないとの実質的かつ拘束力のある初期コミットメントによって強化されるべきである。
- (d) 知的所有権。全ての所有権を守るための明確で実行可能な規則と義務が、投資と技術の普及とを促進するために必要である。
12. これらの問題における進展は、繊維、熱帯産品、セーフガード及び紛争処理等の既に合意間近の分野における最終合意を促進する。紛争処理メカニズムの改善に合意すること、多角的ルールの下でのみ行動するとこのコミットメントに繋がる。ガット規則の策定を含む、交渉のこれらの要素及び他の要素は、全体として、我々が追求している実質的かつ広範なパッケージとなる。
13. 我々は、地域統合が多角的貿易体制と両立することを確保するよう努める。
14. 我々がヒューストンで留意したように、ウルグアイ・ラウンドの結果が成功を収めることによって、多角的貿易体制の制度面での強化も必要となろう。国際貿易機関の考え方は、この文脈で検討されるべきである。
15. 開放的な市場は、環境保護のために必要な資源の創出に役立つ。従って、我々は、貿易政策と環境政策が相互に支持し合うことを確保するOECDの先駆的作業を賞賛する。我々は、貿易措置がいかにして環境上の目的に適切に利用され得るかを関税と貿易に関する一般協定（GATT）が明らかに

することを期待する。

16. 我々は、OECD加盟国が近い将来、いずれにせよ本年末までに、補助された輸出信用とタイド援助信用の利用の結果生じる歪曲の削減に関する合意を妨げている残された障害を克服しなければならないと確信する。我々は、輸出信用プレミアムの体系及び構成を検討するとのOECDのイニシアティブを歓迎し、報告が早期に行われることを待望する。

エネルギー

17. 湾岸危機で示されたように、石油の供給と価格は政治的衝撃に対し引き続き脆弱であり、このことは世界経済を攪乱する。しかし、これらの衝撃は、市場の効果的働き、いくつかの石油輸出国による歓迎されるべき供給増大、及び国際エネルギー機関（IEA）により調整された行動、特に備蓄の使用によって封じられた。我々は、IEAの緊急時即応体制及びその支援措置の強化にコミットしている。危機が生産者と消費者の間の関係改善をもたらしたので、意志疎通、透明性及び市場原理の効率的働きを促進するために、全ての市場参加者間の接触を一層進展させ得よう。
18. 我々は、エネルギーの世界的な安定供給を確保し、エネルギー貿易と投資に対する障壁を除去し、環境上及び安全上の高度の基準を奨励し、並びにこれら全ての分野における研究・開発に関する国際協力を推進するよう努める。我々は、また、エネルギー効率を向上させ、環境上の費用を含めた費用が十分反映されるように全ての源からのエネルギーの価格付けを行うよう努力する。
19. この関連で、原子力発電は、エネルギー源の多様化及び温室効果ガスの排出削減に貢献する。経済的なエネルギー源として原子力を開発する際には、廃棄物処理を含め利用可能な最高の安全基準を達成し維持すること、及びその目的のために全世界で協力を推進することが不可欠である。中・東欧及びソ連における安全性の状況は、特別の関心に値する。これは緊急の問題であり、我々は対応策を調整するための有効な手段を策定するよう国際社会に要請する。

20. 再生可能なエネルギー源の商業的開発と一般的エネルギー体系への統合も、これらのエネルギー源がもたらす環境保護上及びエネルギー安全保障上の利点に鑑み、奨励されるべきである。
21. 我々全ては、署名国の平等な権利と義務を基礎とした欧州エネルギー憲章の確立のための欧州共同体の構想に全面的に参画する意図を有する。その目的は、特に商業的エネルギー投資にとり開放的で差別的でない制度を創設することによって、自由で歪みのないエネルギー貿易を促進し、供給の安全保障を高め、環境を保護し、並びに中・東欧諸国及びソ連における経済改革を支援することである。

中・東欧

22. 我々は、多大の障害にも拘らず民主主義を築き市場経済に移行している中・東欧諸国の勇気と決意に敬意を表す。我々は、同地域一帯への政治的及び経済的改革の広まりを歓迎する。これらの変化は、大きな歴史的重要性を有する。ブルガリア及びルーマニアは、現在、ポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアの先駆的歩みの後を追っている。アルバニアは、長期にわたる孤立から抜け出しつつある。
23. 我々は、改革の成功が当事国の継続的努力に主として依存していることを認識しつつ、これら諸国の改革努力を支援し、これら諸国とのより緊密な関係を形作り、また、国際経済体制へのこれら諸国の統合を奨励すると我々の確固たるコミットメントを新たにす。地域的イニシアティブは、我々の協力する能力を強化する。
24. アルバニアを除く全ての中・東欧諸国は、今や、国際通貨基金（IMF）と世界銀行の加盟国である。我々は、IMFに支援されたマクロ経済安定プログラムを実施中の国々によりとられつつある措置を歓迎する。これらのプログラムが、国営企業の民営化と再編成、一層の競争、所有権の強化等の構造改革により補完されることが極めて重要である。我々は、民主主義にコミットした中・東欧諸国において開放的な市場指向経済への移行を助長し民間のイニシアティブを促進する権能を有する欧州復興開発銀行

（EBRD）の設立を歓迎する。

25. 外国及び国内の双方の民間投資にとり好ましい環境は、持続的成長及び各国政府からの外部支援への依存回避にとり極めて重要である。この観点から、我々の民間部門及び政府、欧州共同体並びに国際機関からの技術支援は、市場に基礎を置く極めて重要な転換を助けることに集中すべきである。この関連で、我々は、中・東欧の経済再編成の過程に環境的配慮を統合することの重要性を強調する。
26. 輸出市場の拡大は、中・東欧諸国にとり決定的に重要である。我々は、市場経済への輸出が既に大幅に拡大していることを歓迎し、鉄鋼、繊維、農産物等の分野を含むこれら諸国の製品とサービスに対し我々の市場へのアクセスを一層改善することとする。この関連で、我々は、欧州共同体とポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアとの連合協定交渉における進捗及び米国が発表した大統領貿易拡大構想を歓迎する。これら全ては、GATTの原則に合致しよう。我々は、東西貿易の制約要因を明らかにしその除去を促進するOECDの作業を支持する。
27. アルシュ・サミットにより開始されEC委員会が議長を務めるG-24のプロセスは、IMFに支援されたプログラムを下支えする国際取支支援を含め、これら諸国のために310億ドルの二国間援助を動員した。このようなプログラムは、ポーランド、ハンガリー及びチェッコ・スロヴァキアに適用されている。我々は、ブルガリアとルーマニアのために既に行われた貢献を歓迎する。我々は、G-24の調整過程を強化しており、また、世界的な支援努力において公正な役割を果たすという我々の共通の意向を再確認する。

ソ連

28. 我々は、ソ連における政治上及び経済上の転換に向けた動きを支持し、ソ連の世界経済への統合を支援する用意がある。
29. 市場経済を発展させる改革は、変化のための誘因を創出するとともにソ連の国民が自己の豊かな天然資源と人的資源を活用できるようにする上で、不可欠である。中央

と各共和国とが各々の責務を遂行する明確かつ合意された枠組みは、政治・経済改革の成功の基礎である。

30. 我々は、改革のための政策、その実施、更にはこのプロセスを我々が助長し得る方法につき討議するため、ゴルバチョフ大統領を我々との会談に招待した。
31. 我々は、ヒューストンで我々が行った要請を受け、IMF、世界銀行、OECD及びEBRDがEC委員会と緊密に協議して作成したソ連経済に関する報告を賞賛する。この報告は、経済改革の成功のために必要な要素の多くを提示しており、それらには財政・金融上の規律や市場経済の枠組みを創ることが含まれる。
32. 我々は、世界全体におけるソ連の外交政策の「新思考」を含め、改革が実施されている全体的な政治的文脈に敏感である。我々は、資源を軍需から民需へ振り向けることの重要性についても敏感である。
33. 我々は、ソ連経済の悪化を懸念している。これは、ソ連内部においてのみならず、中・東欧諸国にとっても極めて困難な状況を惹起する。

中東

34. 多くの国が湾岸危機の結果、経済的に被害を受けた。我々は、湾岸危機資金調整グループが湾岸危機から最も直接的な経済的影響を被った国のために約160億ドルの援助の動員に成功したことを歓迎し、全ての援助国に対し迅速に支払いを完了するよう求める。地中海及び中東のために、サミット参加国、更にはIMF及び世界銀行により多大の援助が供与されている。
35. 我々は、無差別及び開放貿易の原則を基礎とした、この地域における経済協力の強化がその被害を回復させ政治的安定性を強める上で役立ち得ると信じる。我々は、この地域の他の国々に資金援助を与えるとの主要石油輸出国の計画、及び湾岸開発基金を創設するとのこれらの国による決定を歓迎する。我々は、国際開発金融機関とアラブその他の援助国との間のより緊密な繋がりを支持する。このことは、必要な経済改革を促進し、資金フローの効率的な利用を助長し、民間部門の投資を育成し、貿易の

自由化を促し、また、我々の技術面での技能や専門知識を活用することとなる共同プロジェクト、例えば水管理に関するものを促進すると我々は信じる。

開発途上国及び債務

36. 開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドを含め国際経済体制において益々建設的な役割を果たしつつある。多くの国は、政策の大胆な改革を導入するとともに、以下の原則を採用しつつある。
 - (a) 人権及び法の尊重。このことは、各個人が開発に貢献することを促進する。
 - (b) 民主的多元主義及び国民に責任を負う開かれた行政制度。
 - (c) 開発を持続し人々を貧困から脱却させるための健全かつ市場に基礎を置く経済政策。
 我々は、これらの国を賞賛し、他の国に対しその例に倣うよう求める。良い統治は、国内の開発を促進するのみならず、外部からの融資及び全ての資金源からの投資を引きつけることに役立つ。
37. 我々が開発途上国を助けるとの確固たる約束を行うことは、我々の経済の息の長い、インフレなき景気回復及び市場の開放と相俟って、開発途上にある世界の繁栄を高めるための我々が有する最も有効な方法である。
38. これらの多くの国々、とりわけ最貧国は、その開発努力を支えるために我々の資金的及び技術的援助を必要としている。開発の優先課題に対する我々の援助の量及び質の双方を拡充するために、追加的な援助努力が必要とされる。これらには、貧困の軽減、保健、教育及び訓練の向上、並びに援助の環境面での質の向上が含まれる。我々は、持続的進歩のための戦略を考案するに際し、人口問題に一層の注意が向けられつつあることを支持する。
39. アフリカは、我々の特別の注意に値する。健全な経済政策、民主主義、及び責任の確立に向けてのアフリカの各政府の前進は、成長の見通しを明るくしつつある。このことは、民間部門の発展を促進し、地域統合を奨励し、譲許的資金フローを供給し、及び債務負担を軽減することに焦点を当てた

我々の継続的支援により助長されている。世界銀行により調整されアフリカの20を超える国々の経済改革に対する支援を提供しているアフリカ特別プログラムは、その価値が証明されつつある。我々は、深刻な飢餓に直面しているアフリカの地域に対し人道的援助を供与し、この援助をより効果的なものにするために国際連合の機構の改革を勧奨する。我々は、また、自然のものか内戦により引き起こされたかを問わず、飢餓その他の緊急事態の根底にある原因を関係国が除去する手助けを行う。

40. アジア・太平洋地域においては、東南アジア諸国連合（ASEAN）及びアジア・太平洋経済協力（APEC）の加盟国を含む多くの経済が引き続き力強い成長を達成している。我々は、新たな国際的責任を担いつつあるこの地域のこれら経済による努力を歓迎する。他のアジア諸国は、改革努力を強化しつつあるが、引き続き外部からの援助を必要としている。
41. 中南米については、我々は、真正な経済改革の実施における進捗及び地域統合の進展に意を強くしている。我々は、他の努力と相俟って直接投資、より自由な貿易及び逃避資本還流に適した環境醸成の手助けとなっている中南米支援構想の下で、多国間投資基金に関する検討が継続していることを歓迎する。
42. 我々は、新債務戦略の下で達成されている進捗に満足の意をもって留意する。いくつかの国は、民間銀行の債務削減又はそれと同じ効果を有する措置と組み合わせられた強力な構造調整から既に利益を得ている。我々は、銀行に対し重い債務を負っている他の国々に対して、類似のパッケージにつき交渉するよう勧奨する。
43. 我々は、以下のことに留意する。
- (a) ポーランド及びエジプトに対する債務削減又はそれと同じ効果を有する措置に関しパリ・クラブで達成された合意。これは、例外的な事例として取り扱われるべきである。
 - (b) いくつかの低所得国の特別な状況に関するパリ・クラブによるケース・バイ・ケースでの継続的な検討。

44. 最貧重債務国は、極めて特別の条件を必要とする。我々は、トロント方式で既に与えられている債務軽減をかなり上回る、これらの国に対するケース・バイ・ケースでの追加的な債務軽減措置の必要性につき同意する。従って、我々は、これらの措置を適切かつ迅速に実施し得る方法につき引き続き検討するようパリ・クラブに対し要請する。

45. 我々は、開発途上国に対する適切な新規資金フローの必要性を認識する。我々は、維持不可能な水準の債務を回避するための適切な方法は、直接投資と逃避資本の還流を引きつけるための強化された政策を開発途上国が採用することであると信じる。
46. 我々は、IMFの役割が鍵であることに留意する。IMFの資金は、第9次増資及びそれに関連付けられた第3次協定改正の早期実施により拡充されるべきである。

環境

47. 国際社会は、今後10年間に環境面での重大な挑戦に直面する。環境の管理は、引き続き我々の優先課題である。我々の経済政策は、この惑星の資源の利用が維持可能なものであり、現在及び将来の両世代の利益を保護するものであることを確保すべきである。拡大する市場経済は環境保護の手段を最も良く引き出し得る一方、民主的な制度は適切な責任体制を確保する。
48. 環境に対する考慮は、その経済的費用を反映するような方法で政府の政策全般の中に統合されるべきである。我々は、OECDが行っているこの分野における貴重な作業を支持する。この作業は、環境面での加盟国の実績についての系統的審査及び政策決定において用いられる環境指標の開発を含む。
49. 国際的には、我々は、環境問題に対処するための協力的取組みを国際的に開発しなければならない。先進国は、自ら範を示し、もって開発途上国及び中・東欧諸国がその役割を果たすよう勧奨すべきである。地域的な問題についても協力が必要である。この関連で、我々は、南極大陸の環境保全の強化を目的とした南極条約環境議定書につき意見の一致を見たことを歓迎する。我々

- は、サハラ・サヘル観測所及びブダベスト環境センターの順調な進捗に留意する。
50. 1992年6月の国際連合環境開発会議(UNCED)は、画期的な出来事である。環境に関する数多くの国際的な交渉は、ここで最高潮を迎える。我々は、会議の成功のため努力し、必要な政治的弾みをその準備に与えることを約束する。
51. 我々は、UNCEDの開催までに以下のことを実現するよう目指す。
- (a) 適切なコミットメントを含み、温室効果ガスの全ての排出源と吸収源を対象とする気候変動に関する効果的な枠組み条約。我々は、条約を補強する実施議定書に関する作業を促進するよう努める。全ての参加国は、温暖化への適応を容易にする措置を含め温室効果ガスの純排出量を制限する具体的な戦略を策定し実施することを約束すべきである。先進国による顕著な活動は、交渉に不可欠な開発途上国及び東欧諸国の参加を促進する。
- (b) あらゆる種類の森林の管理、保全及び持続可能な開発のための原則についての、枠組み条約に繋がる合意。これは、熱帯林が生育する開発途上国にとり受入れ可能であるとともに、我々がヒューストン・サミットで定めた森林に関する国際的取決め又は合意の目的に合致する形のものであるべきである。
52. 我々は、UNCEDとの関連で以下のことを促進するよう努める。
- (a) 開発途上国による環境問題への取り組みを助けるための資金の動員。我々は、既存のメカニズム、特に地球環境ファシリテーター(GEF)をこの目的で利用することを支持する。GEFは、開発途上国が新たな環境条約の下でその義務を果たすことを手助けする包括的な資金供給メカニズムになり得よう。
- (b) 商業的メカニズムを活用した、環境面で有益な技術の開発途上国への一層の普及の促進。
- (c) 地域的な海域を含む海洋に対する包括的取組み。海洋の環境的及び経済的重要性は、海洋が保護され持続的に管理されなければならないことを意味する。
- (d) 特にシエナ・フォーラムの成果を活用した、環境に関する国際法策定の進展。
- (e) 今後10年間における国際連合環境計画(UNEP)を含む環境に関係する国際機関の強化。
53. 我々は、可能であれば来年締結される、受入れ可能な生物学的多様性に関する枠組み条約につき、UNEPの支援の下で交渉することを支持する。この交渉は、生物工学の前向きな発達を妨げることなく、特に、種の豊富な地域における生態系の保護に焦点を当てるべきである。
54. 我々は、引き続き熱帯林の破壊に懸念を有している。我々は、ヒューストン・サミットを受けて示された協力の申し出に応じてブラジル政府が世界銀行及びEC委員会との協議のうえ準備した、ブラジルの熱帯林保全のための試験プログラムの策定に進捗がみられたことを歓迎する。我々は、EC委員会と協力して、経済的、技術的、社会的問題に十分な注意を払いつつ、かつ、適切な政策の枠組みの中で、世界銀行の支援の下での緊急な作業を一層進めることを要請する。我々は、民間部門、非政府機関、国際開発金融機関及び地球環境ファシリテーターを含むあらゆる可能な資金源を活用して、試験プログラムの予備的段階の実施を資金的に支援する。我々は、プログラムの詳細が固まった段階で、実地において進展が図られるよう、これらの資金を二国間援助で補完することを検討する。我々は、このプロジェクトにおける順調な進捗がUNCEDにおける森林の取扱いに有益な影響をもたらすことになるかと信じる。我々は、また、森林に重点を置いた債務・環境交換の普及を歓迎する。
55. 湾岸における油井の炎上と海洋汚染は、環境上の大規模災害を防止しこれに対処する国際的な能力を高めることが必要であることを示した。国際海事機関(IMO)における合意を含むこの目的のための全ての国際的、地域的合意が十分に実施に移されるべきである。我々は、環境緊急援助のための試験的センターを設立するとUNEPの決定を歓迎する。我々は、バングラデシュにおける最近の暴風雨の被害に鑑み、

アルシュ・サミットで我々が要請した世界銀行の支援の下での洪水被害軽減のための作業を奨励する。

56. 乱獲その他の有害な慣行により脅威にさらされている海洋生物資源は、国際法に従った措置の実施により保護されるべきである。我々は、効果的な監視と実施措置を通じて、海洋汚染の規制及び地域漁業機関により樹立された制度の遵守を求める。
57. 我々は、環境科学・技術面の協力において、特に以下のことにつき一層の努力を要請する。
- (a) 宇宙衛星による監視及び海洋観測を含む、地球の気候に関する科学的調査。開発途上国を含む全ての国がこの調査努力に参画すべきである。我々は、地球観測データの利用者向け情報サービスにおけるヒューストン・サミット以降の進展を歓迎する。
- (b) 革新的技術計画の提案を含む、エネルギー・環境技術の開発と普及。

麻薬

58. 我々は、ヒューストン会合以降のこの分野における進捗、とりわけ1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の発効に満足の意をもって留意する。我々は、国際連合麻薬統制計画(UNDCP)の発足を歓迎する。
59. 我々は、総合的な麻薬撲滅行動計画の一環として麻薬に対する需要削減のための努力を強化する。我々は、コカインの惨禍と闘う努力を継続し、欧州及びアジアにおいて依然として主要な中毒性麻薬であるヘロインに対して一層の注意を向けることによってこれに見合う努力を行う。アジアにおけるヘロイン生産を削減しその欧州への流入を阻止するために、協力を強化する必要がある。中・東欧における政治的変化と国境の開放は、麻薬濫用の危険を増大させ不正取引を助長する一方、麻薬と闘うための欧州全体の協調的行動の余地を拡大した。
60. 我々は、麻薬の生産と不正取引の問題に注意と資源を集中するための、欧州、北米及びアジアの政府からなる「ダブリン・グループ」の努力を賞賛する。
61. 我々は、従来のサミットで創設され、

益々多くの国に支持された作業部会の業績を賞賛する。

- (a) 我々は、全ての国に対し、資金洗浄に対する国際的な闘いに参加し、金融活動作業部会(FATF)の活動に協力するよう求める。我々は、資金洗浄に関するFATF勧告の各参加国による実施の進捗振りを相互に評価する過程についての合意を強く支持する。我々は、OECDによる事務局の提供を得てFATFが継続的に活動すべきであるとのFATF勧告を支持する。
- (b) 我々は、化学物質作業部会(CATF)の報告を歓迎するとともに、1988年の麻薬の不正取引に対する国際連合条約を踏まえ化学物質の流用に対抗するためにCATFが勧告した措置を支持する。我々は、ヘロインに焦点を当てたアジアでの特別会合、及びCATFの活動の制度的将来を検討する1992年3月に予定されるCATF会合の開催を待望する。
62. 我々は、人と物の合法的な移動を妨害することなく麻薬の不法な移送を取り締まる法執行機関の能力の向上に関心を有している。我々は、関税協力理事会(CCC)に対し、この目的のために国際貿易・輸送業者の団体との協力を強化し、次回サミットまでに報告書を作成するよう懇請する。

移民

63. 様々な政治的、社会的及び経済的要因による世界的な移民圧力に対し懸念が増大しつつあるものの、移民は、適切な条件下では、経済的・社会的発展に貴重な貢献をしてきており、また、そうした貢献をし得る。我々は、OECDがこれらの問題に一層の注意を向けつつあることを歓迎するとともに、将来のサミットでこれらの問題を再び取り上げることを希望するかもしれない。

次回会合

64. 我々は、1992年7月にドイツのミュンヘンで次回サミットを開催することについてのコール首相の招待を受諾した。
- (出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)286-292ページ

11-4 ミュンヘン・サミット経済宣言（仮訳）

一成長とより安全な世界のために共に働く一

1992(平成4)年7月8日 ミュンヘン

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第18回年次サミットのため、ミュンヘンで会合した。
2. 国際社会は、東西対立の重荷から解放され、新たな時代の入口にある。恒久的な平和の構築、人権尊重の保証、民主主義の諸原則の貫徹、自由経済の確保、貧困の克服及び環境の保護のために、これほど条件が整ったことは稀である。
3. 我々は、パートナーシップの精神の下で行動することによって、いまある無比の機会をつかみとる決意である。抜本的变化にはリスクが伴うものの、我々は、人々の創造性、努力及び献身に、経済的及び社会的進歩の真の源泉としての信頼を置く。課題及び相互依存が地球的次元のものであることは、世界的な協力を要請する。かかる協力の一環としての緊密な政策協調は、いまやこれまでになく重要である。

世界経済

4. 世界経済の力強い成長は、我々が冷戦後の世界において直面する様々な課題を解決するための前提条件である。世界経済の回復の兆しが強まっている。しかし、我々は、これを当然のこととせず、回復が力強さを増し成長が上向くことを確保するため協力して行動する。
5. 失業している人々が多すぎる。人、工場及び資源の潜在的な力は、完全には活用されていない。我々は、失業が生み出す辛苦を特に懸念する。
6. 我々は夫々、若干異なる経済状況に直面している。しかし、我々は皆、より力強いインフレなき持続可能な成長から大いに裨益する。
7. より高い成長は、他の諸国を手助けすることにもなる。成長は、貿易をもたらす。貿易の増加は、開発途上国、及び統制経済を世界市場における生産的な参加者へと転換させる努力を払っている新たな民主主義

国家を後押しする。彼らの経済的成功は、我々共通の利益である。

8. ウルグアイ・ラウンドの成功は、世界経済の将来に対する重大な貢献となる。交渉の早期終結は、我々の経済を強化し、東欧における改革過程を促進し、特に開発途上国を含む他の国々の福祉にとって新たな機会をもたらす。

我々は、昨年のロンドンでの会合以来の交渉の遅い進展を遺憾に思う。しかし、この数カ月に進展があった。従って、我々は、均衡のとれた合意が手の届くところにあることを確信する。

我々は、採択されて間もないECの共通農業政策の改革を歓迎するものであり、これは、他の残された問題の解決を促進するであろう。

共通農業政策の改革と整合性がとれた形での内国支持の問題、補助付輸出の量への取組み、及び将来の紛争の回避に関し進展があった。これらの問題は一層の作業を必要とする。加えて、当事者は、市場アクセス及び穀物代替品の貿易の分野において依然として懸念を有しており、これらの分野に取り組みようと努めている。

我々は、交渉は包括的に均衡のとれた結果をもたらすことを再確認する。合意は、物とサービスに対するより開かれた市場を作り出さなければならず、また、それは、全ての交渉パートナーからの同等の努力を必要とする。

この基礎の上に、我々は、合意は1992年末より前に達成され得ると期待する。

9. 我々は、協調的措置及び個別的措置を通じて、投資家、貯蓄家及び消費者の信任を築くことにコミットしている。それは、勤勉に働くことが生活の質の向上をもたらすことへの信任、投資が利益をもたらすことへの信任、及び、貯蓄が報酬をもたらす物価の安定が危険にさらされないことへの信任である。
10. 我々は、雇用と成長とを生み出すことを目指した政策をとることを誓約する。我々は、より力強い持続可能な成長を促進するための健全なマクロ経済政策を確立するため、各々の状況を認識しつつ、適切な措置

をとるよう努力する。これを念頭に置き、我々は、以下の指針に合意した。

- (a) インフレを再燃させることなく景気の上向きを支えるため、引き続き健全な金融及び財政政策を追求すること
 - (b) 過剰な財政赤字の削減、及び貯蓄の促進を通じ、金利の低下の余地を作り出すこと
 - (c) とりわけ公的支出を制限することによって過剰な財政赤字を抑制すること。納税者の資金は、一層経済的かつ効果的に活用されるべきである
 - (d) 環境上健全な消費と生産とを促す市場インセンティブ及び技術革新を奨励することにより、我々の環境面の目標と成長の目標とをより密接に統合すること
我々の政策の結果としてインフレの危険性が後退するにつれ、金利が低下することは、益々可能となる。これは、新たな投資、そしてそれによるより力強い成長及び雇用の増大を促進することを手助けする。
11. しかし、良好なマクロ経済政策では十分ではない。我々の経済は全て、潜在成長率を制約する構造的な硬直性により重荷を課せられている。我々は、競争を奨励する必要がある。我々は、民間のイニシアティブにとってより良好な環境を整備する必要がある。我々は、技術革新、企業活動及び創造性を抑圧する過剰な規制を削減する必要がある。我々は、より良い訓練、教育、及び高められた流動性を通じ、雇用機会を拡充する。我々は、インフラストラクチャーの改善、及び研究・開発への一層の注意を通じ、長期的な成長のための基礎を強化する。我々は、市場経済への移行過程にある新たな民主主義国家に対し、この種の改革を求めている。我々は、自らに対し、より少なきを求めることはできない。
12. 経済・金融政策の協調は、インフレなき持続的成長のための我々の共通戦略において、中心的な要素である。我々は、我々の大蔵大臣に対し、我々が合意した指針に基づいて協力を強化し、また成長への障害を削減する作業を強化し、それによって雇用を促進することを要請する。我々は、彼らが1993年の日本での会合に報告を行うこと

を要請する。

国際連合環境開発会議 (UNCED)

13. 地球サミットは、地球環境の課題に対する意識を高める上で、また、開発と環境とに関する世界的なパートナーシップを形成する過程に対し新たな弾みを与える上で画期的であった。気候変動に対する我々のコミットメントを遂行し、森林と海洋とを保護し、海洋資源を保全し、また生物的多様性を維持するため、迅速かつ具体的な行動が求められている。従って、我々は、先進国及び開発途上国の全ての国に対し、政策と資源とを現在及び将来双方の世代の利益を保護する持続可能な開発に向けるよう求める。
14. リオ会議のモメンタムを持続させるため、我々は、他の国々が我々とともに以下の行動をとることを要請する。
- (a) 1993年末までに気候変動条約を批准するよう努力すること
 - (b) UNCEDにおいて見通されたように、1993年末までに国の行動計画を策定し公表すること
 - (c) 種及びそれらが依存する棲息環境を保護するよう努めること
 - (d) 特に国際開発協会 (IDA) への増資を通じた政府開発援助 (ODA) による持続可能な開発のため、及び、地球環境基金 (GEF) が恒常的な資金供給メカニズムとして確立されることを目的とする同基金を通じた世界的に利益をもたらす措置のため、開発途上国に対し追加的な資金的及び技術的支援を供与すること
 - (e) 1992年国際連合総会において、アジェンダ21の実施をモニターする上で重要な役割を果たす「持続可能な開発委員会」を設置すること
 - (f) 森林に関する諸原則のための国際的な審査プロセスを確立すること、これら原則の実施を基礎に、可能な限り適切な、国際的に合意された取極について早期に対話を行うこと、及び国際的な支援を拡大すること
 - (g) 宇宙衛星及び他の地球観測プログラムからのデータのより有効な活用等を通じた、地球環境のモニタリングを一層改善

すること

- (h) 革新的技術に関するプログラムのための提案を含む、エネルギー・環境技術の開発及び普及を促進すること
- (i) 可能な限り早期に、200海里内と公海とにまたがる漁業資源、及び高度回遊性魚種に関する国際会議が招集されることを確保すること

開発途上国

15. 我々は、多くの開発途上国、特に東アジア及び東南アジア、またラテン・アメリカや、アフリカの一部においても示された、経済的及び政治的進展を歓迎する。しかし、世界の多くの国は、依然として貧困と闘っている。とりわけサハラ以南アフリカは、懸念材料である。
16. 我々は、共有された責任、及び基本的な政治・経済の諸原則に関して広まりつつある意見の一致に基礎を置く、対話とパートナーシップにコミットしている。人口増加や環境といった地球的な課題は、全ての国による協力的な努力を通じてのみ取り組むことができる。国際連合システムの経済・社会部門を改革することは、この目的のための重要な一歩となる。
17. 我々は、良い統治の諸原則が益々受け入れられつつあることを歓迎する。経済的及び社会的進歩は、各国が自らの潜在力を活用し、国民の全ての層が関与し、人権が尊重される場合にのみ確保され得る。開発途上国間の地域協力は、開発を促進し、また、安定、平和的關係、及び武器支出の削減に貢献し得る。
18. 先進国は、健全な世界経済に対する特別な責任を有する。我々は、我々の政策が開発途上国に与える影響を考慮する。我々は、我々のコミットメントに沿ってODAの量及び質を拡充するため引き続き最善の努力を払う。我々は、ODAを一層最貧国に向ける。貧困、人口政策、教育、保健、女性の役割、及び児童の福祉は、特別な注意に値する。我々は、特に、信頼し得る自助努力を行う国を支持する。より成功している開発途上国は、国際的支援に対し貢献することが求められる。
19. 我々は、開発途上国にとって、貿易、海

外直接投資及び活発な民間部門が重要であることを強調する。貧しい開発途上国に対しては、特に製品分野における一層多様化された輸出基盤を確立するための技術的支援が提供されるべきである。

20. IDAの相当規模の増資に関する交渉は、1992年末より前に終結されるべきである。国際通貨基金（IMF）は、最貧国に対し、改革プログラムを支援するための譲許的資金供与を継続すべきである。我々は、IMFによる、拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の1年間の延長に関するIMFの早期の決定、及びその後の期間に関する同ファシリティーの更新を含む選択肢についての十分な検討を要請する。
21. 我々は、南部アフリカにおける前例のない干ばつを深く憂慮する。干ばつアピールの目標は、3分の2が達成された。しかし、依然としてなすべきことが多く残っている。我々は、全ての国に対し支援を求める。
22. 我々は、多くの開発途上国が、債務問題の克服及び信用力の回復に関し達成した進展を歓迎する。これまでのサミットにおけるイニシアティブは、これに貢献した。にもかかわらず、多くの開発途上国は、依然として困難な状況にある。
23. 我々は、国際債務戦略の有効性を確認する。我々は、バリ・クラブによる最貧国に対する強化された債務救済を歓迎する。我々は、バリ・クラブが、一定の条件の下で、3年あるいは4年の期間の後に、調整を行う用意のある最貧国のための債務ストック・アプローチを検討することに合意していることに留意し、また、いくつかの重債務・低中所得国の特別な状況をケース・バイ・ケースで認識することを奨励する。我々は、環境保護のための債務転換を含む自発的債務転換の一層の活用を大いに重視する。

中・東欧

24. 我々は、バルト諸国を含む中・東欧における民主主義国家（以下「中・東欧諸国」）の政治・経済改革及び世界経済への統合に向けた進展を歓迎する。改革は、強力に追求されなければならない。これら諸国の国民には、大きな努力、そして犠牲すらをも

- 払うことが依然として求められている。彼らは、我々の継続的支援を得る。
25. 我々は、中・東欧諸国における改革を支える、多国間及び二国間の相当規模の支援を歓迎する。欧州復興開発銀行（EBRD）による資金供与は、有用な役割を果たしている。1989年以降、G24及び国際金融機関による贈与、融資及び信用保証の形態での支援及びコミットメントの総額は、520億ドルにのぼる。我々は、G-24が調整活動を継続し、改革を行っている各国の要請にその活動を適合させるよう呼び掛ける。我々は、相応の貢献を行う用意があることを再確認する。
26. 我々は、IMFプログラムに関する合意を受けて、通貨安定化基金の資金を、既存の取極に基づいて、特に企業の競争力を強化することによるポーランドの市場改革努力を支援する新たな使途に振り向けるため、ポーランドと協働するとの考え方を支持する。
27. 先進国は、中・東欧諸国の改革努力が成功することを確保するために、これら諸国に対し相当程度の貿易上の譲許を与えた。しかし、全ての国は、市場を一層開放すべきである。これら諸国との自由貿易地域創設を目指したEC及びEFTAの合意は、大きな貢献である。我々は、中・東欧諸国に対し、その輸出能力を増強する上での技術的支援を引続き提供する。
28. 我々は、全ての中・東欧諸国が、相互間の、また旧ソ連邦の新独立国家との間の経済関係を発展させること、及び、より広く、市場指向に基づきかつガットの原則に合致した経済関係を発展させることを求める。この方向への一歩として、我々は、チェコ・スロヴァキア、ポーランド及びハンガリーの間の特別な協力を歓迎し、これら諸国間で自由貿易が早急に可能となることを期待する。
29. 外国からの投資は、歓迎されるべきである。これは、中・東欧諸国の経済的潜在力を完全に開発するために重要である。我々は、中・東欧諸国に対し、民間資本にとって魅力的かつ信頼し得る投資環境の整備に政策の焦点を当てるよう求める。債務返済を含み、これらの環境が整った際には、我々は、外国投資を促進するために二国間の信用、保険及び保証の手段を供与する。我々は、先進国の企業に対し、中・東欧諸国における投資機会を利用するよう要請する。
- 旧ソ連邦の新独立国家
30. 旧ソ連邦における広範な変化は、世界をよりよい場所にするための歴史的な機会を提供する。すなわち、それは、より安全な、より民主主義的な、より繁栄した場所である。エリツィン大統領の指導の下で、ロシア政府は、困難な改革過程に乗り出した。我々は、これらの改革を支える我々の協力について討議するために彼と会うことを待望する。我々は、改革を追求している全ての新国家の指導者と協働する用意がある。成功は、国際社会の利益である。
31. 我々は、移行が辛い調整を伴うことを承知している。我々は、新国家に、自助努力に対する支援を提供する。我々の協力は、包括的なものとなり、また、彼らの改革の進捗、並びに、軍事支出の一層の削減、及び既に約された義務の履行を含む国際的に責任ある行動に合せたものとなる。
32. 我々は、新国家が、とりわけ財政赤字及びインフレを抑え込むことにより、健全な経済政策を採用することを奨励する。IMFと協働することは、この作業に経験をもたらし、払われている努力に対して信頼性を付与することができる。マクロ経済の安定化は、遅れるべきではない。それは、私有化、土地改革、投資と競争との促進措置、及び国民のための適切な社会的セーフガードを通じ、市場経済の基礎が同時に併せて整備されてはじめて成功する。
33. 信用力及び信頼し得る法的枠組みを確立することは、民間投資家を引きつけるには不可欠である。新国家の信用力は、特に、彼らの債務履行の態様によって評価される。
34. 民間資本及び企業家的なコミットメントは、経済再建において決定的かつ益々大きな役割を果たさなければならない。我々は、新国家に対し、効率的な民間事業部門、特に市場経済に不可欠な中・小規模の民間会社の層を発展させることを要請する。

35. 急速な進捗は、二つの部門において特に緊急かつ達成可能である。それは、農業及びエネルギーである。これらの部門は、供給状況の改善及び外貨収入の増加において決定的に重要である。我々の国の貿易・産業界は、協力する用意がある。投資に対する障壁が依然として残っているため、貴重な時間が既に失われた。エネルギーに関し、我々は、生産を促進し供給の安全保障を確保するための欧州エネルギー憲章の重要性につき留意する。我々は、準備作業の早急な終了を求める。
36. 全てのサミット参加国は、広範な食糧援助、信用及び医療支援を供与することにより危機的な状況の中で連帯を示した。彼らはまた、技術的支援にコミットした。新国家が自らの潜在力を実現することを助けるには、新国家へのノウハウ及び経験の広範な流入が必要である。民間及び公的部門の双方がこれに貢献できる。何よりも必要であるのは、現場における具体的な助言、及び実際の支援である。模範例としての価値、あるいは改革過程にとっての戦略的重要性の観点から選ばれたプロジェクトに重点が置かれるべきである。法人レベルでのパートナーシップ及びマネージメント支援は、特に効果的であり得る。
37. 我々は、新国家の産品に対し、国際市場を一層開放する必要性を強調する。新国家との貿易には最恵国待遇が適用されるべきであり、また、一層の特恵的取扱いが検討されるべきである。新国家は、彼らの間の貿易に対する障壁を設けることにより再建を阻害すべきではない。経済及び金融政策において協力することは、彼ら自身の利益である。
38. 我々は、新国家が高度に発達した科学技術能力を保持し、これを経済の構築に活用することを手助けしたい。我々は、先進国の産業界及び科学界に対し、新国家との協力及び交流の推進を呼び掛ける。国際科学技術センターを設立することにより、我々は、大量破壊兵器製造における機微な知識を有する科学者及び技術者の専門知識を、平和目的のために方向転換することを助けている。我々は、高資格の民間科学者が新

国家に留まることを可能にすること、及び西側先進国との研究協力を促進することに引き続き努力する。

39. 我々は、新国家の国際金融機関への加盟を歓迎する。これは、彼らが、それらの機関と協力して経済改革プログラムを策定し、この基盤の上でこれらの機関の相当規模の資金を利用することを可能とする。これら資金の引出しは、改革の実施の進捗状況に関連づけられるべきである。
40. 我々は、ロシア政府とIMFとの間の協力の段階的戦略を支持する。これは、IMFが、ロシアと包括的な改革プログラムについて引き続き交渉する一方で、最も緊急な安定化措置を支援する第1クレジット・トランシュを今後数週間のうちに実行することを可能とする。これは、4月に表明された240億ドルの支援パッケージの完全な利用に道を開くことを可能とする。このうち、ルーブル安定化基金のためにイヤマールとされている60億ドルは、必要なマクロ経済の条件が整った場合に利用可能となる。
41. 我々は、新国家、国際機関、及びパートナー諸国の間における緊密な協力を強化するために、必要な場合には、国別協議グループが新国家のために設置されるべきであると提案する。これらのグループの課題は、構造改革を奨励し、技術的支援を調整することである。

旧ソ連邦の新独立国家及び中・東欧における原子力発電所の安全性

42. 我々は、世界のエネルギー供給において原子力発電が果たす重要な役割を認識するが、ソ連型の原子力発電所の安全性は、重大な懸念材料である。各国は夫々、その安全規制当局及び発電所の運転員を通じ、原子力発電所の安全性に責任を有している。該当する旧ソ連邦の新国家、及び中・東欧諸国は、この危険を除去することに高い優先度を付与しなければならない。これらの努力は、エネルギー部門の開発に対する民間の資金供与を奨励するような市場指向的なエネルギー政策改革の一部であるべきである。
43. これらの発電所の安全性を高めるために特別な努力が払われるべきである。我々は、

該当する国に対する支援を、多国間の行動計画の枠組みの中で提供する。我々は、これらの国が十分に協力することを期待する。我々は、関心を有する他の国に対しても、貢献することを要請する。

44. 行動計画は、以下の分野における即時的措置を含むべきである。
- (a) 運転上の安全性改善
 - (b) 安全性評価に基づく短期の技術的改善
 - (c) 規制制度の強化

これらの措置によって、早期且つ大幅な安全面での利益を得ることができる。

45. 以上に加え、行動計画は、以下の点の検討によって、より長期的な安全性向上のための基礎を築く。
- (a) 代替エネルギー源の開発及びより効率的なエネルギー利用によって、より安全性の低い発電所を置き換える余地
 - (b) より新しい型の発電所の改修の可能性
これを補完するものとして、我々は、原子力の安全性に関する条約の早期締結を追求する。

46. 行動計画は、明確な優先順位を設定し、諸措置に一貫性を与え、その可及的早期の実施を確保すべきである。即時的措置を実施するために、原子力の安全性に関するG-24の既存の調整権限は、該当する旧ソ連邦の新国家に拡大されるべきであり、同時に、一層効果的なものにされるべきである。我々は皆、二国間支援を強化する用意がある。

以上に加え、我々は、二国間のプログラムにより手当てされない、運転上の安全性及び技術上の安全性に関する即時的な改善措置に取り組むための補足的な多国間のメカニズムを、適当な場合には、設置することを支持する。我々は、国際社会に対し、そのための資金拠出に貢献することを要請する。その基金は、二国間の資金供給に考慮を払い、拠出国からなる運営機関により全会一致に基づき管理され、G-24及びEBRDと調整され、またそれらにより支援される。

47. より新しい型の原子力発電所の改修に関する決定は、発電所の安全性、エネルギー政策、代替エネルギー源及び資金供与に関

する問題の事前の明確化を必要とする。このような決定が行われ得るための適切な基礎を確立するために、我々は、以下の措置が必要と考える。

- (a) 安全性に関する必要な調査報告が遅滞なく提出されるべきである。
 - (b) 関係国際機関、特に国際エネルギー機関(IEA)とともに、世界銀行は、代替エネルギー源及びそのコスト面での影響を含めたエネルギーに関する必要な調査報告を作成すべきである。これらの調査報告に基づき、世界銀行及びEBRDは、潜在的な財政上の要請に関し、可及的速やかに報告を行うべきである。
48. 我々は、1993年の会合においてこの行動計画の進捗状況を審査する。
49. 我々は、様々な元首及び首相、並びに機関から寄せられた意見に留意し、関心をもってそれを検討する。

次回会合

50. 我々は、宮澤首相よりの、1993年7月における東京への招待を歓迎し受諾した。
(出所)『第17回大蔵省国際金融局年報 平成5年版』(平成5年9月30日)261-266ページ

11-5 東京サミット経済宣言(仮訳)

一雇用と成長へのより強固な決意一

1993(平成5)年7月9日

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会の代表は、第19回年次サミットのため、東京で会合した。世界の到るところで見られる民主主義と開放的な市場経済に向けての進展は、わずか数年前の我々の最も楽観的な期待をも上回る。最近の歴史的転換の恩恵を十分享受するためには、我々の社会は、多くの挑戦に答えねばならない。即ち、経済回復と雇用創出を達成すること、ウルグアイ・ラウンドを本年成功裡に妥結すること、移行期にある諸国を世界経済に組み入れること、開発途上国を支援すること、そして世界的な成長と環境面での目的とを調和させることである。我々は、我々が共有する価値に基づき、これらの挑戦に取り組む決意である。我々は、

特に国際機関を強化することを通じ、国際協力を拡充するとの我々の決意を新たにす。

世界経済

2. 我々は、我々の経済の不十分な成長と不十分な雇用創出を懸念する。北米においては景気回復が継続しているが、緩やかなものにとどまっている。欧州は、回復の兆しがある程度見られるものの、依然顕著な景気後退の中にある。日本の経済は、最悪の状況を脱し、今やある程度の景気回復が見え始めている。多くのアジア及びラテン・アメリカの経済は成長しており、そしていくつもの経済は急速に成長しているが、これらの経済は世界経済において一層重要な役割を果たしている。

3. 我々は、特に失業の水準を懸念する。2300万人以上が我々の国々で失業しているが、これは受け容れ難いものである。最近の失業の増加分の多くは現下の景気減速に起因しているものの、現在の失業水準のかなりの部分は構造的な性格のものである。従って、失業を削減するためには二面戦略が必要である。即ち、インフレなき持続可能な成長を促進するための節度あるマクロ経済政策及び市場、とりわけ労働市場の効率性を改善するための構造改革が必要である。

4. 我々は、雇用の大幅な増加の創出を図る持続可能な拡大を促進するために合意された、この世界的な成長戦略を実施すべく適切な措置をとりつつあり、また今後もとの決意である。我々は、我々各国の政策が相互に補強し合うことを可能とし、かつこれらを世界経済の強化と回復という我々の共有する目的と両立させることを可能とすべく緊密に協議を行う。我々は、この目的に向けた蔵相間の改善された協力を歓迎する。

欧州は、エディンバラにおいて合意され、コペンハーゲンにおいて強化された成長イニシアティブを精力的に実行しつつある。欧州は、最重要課題として金利の迅速な低下の条件が創出されることを確保するため堅実な財政その他の必要な措置を実施することにコミットしている。

北米においては、米国で中期的な大幅か

つ着実な財政赤字の削減、国内貯蓄及び国内投資水準の向上、並びに長期金利の低下を確保するという、既に相当前に行われるべきであった歓迎すべき力強い行動が現在とられつつある。

日本は、最近の包括的なパッケージを含め、一連の景気刺激策をとってきた。日本は、長期的な財政の健全性の必要性を念頭に置きつつ、力強い内需主導型の持続的なインフレなき成長を確保するため、必要に応じて財政・金融上の措置を実施する。これは、対外不均衡のかなりの削減という重要な目的に貢献することとなる。

またウルグアイ・ラウンドの成功裡かつ迅速な妥結は、投資家及び消費者の信認を高めることにより、景気回復と成長への重要な貢献となる。

5. 雇用及び成長の機会を拡大するためには、力強い経済の回復、及び長期的な成長の潜在力に対する障害となっている構造問題に取り組むことが不可欠である。この関連で、我々は、特に以下のような項目を含む広範な構造改革に焦点を当てた、我々の蔵相の報告を支持する。

—労働市場の効率性の向上

—教育・訓練の改善

—貯蓄・投資の促進

—多角的貿易システムの維持・改善

—補助金の削減

—人口の高齢化の経済的影響への取組み

—医療支出全般のコントロール

—安定性を確保しつつ進められる金融市場における効率性の向上

—環境に関する国際協力の促進

我々は、技術革新、財政の「質」の改善、及び公的部門の効率性向上といった項目と併せ、上記の項目に取り組むことにコミットし、次回サミットにおいて進捗状況を検討する。

我々は、経済協力開発機構（OECD）の雇用及び失業に関する中間報告を歓迎する。我々は、OECDに対し、構造変化の影響に関する作業を含め、その作業を強化し、次回サミットの前に政策提言を提示することを要請する。我々は、環境政策により提供される雇用創出の機会を強調する。

6. 我々の討議の事後点検作業として、我々は、過度に高い失業の原因を探求し、我々の社会の活力を失わせるこの決定的に重要な問題に対する可能な回答を探求するため、我々のハイレベルの代表を今秋の米国の会合に派遣することに合意する。

貿易

7. 多角的貿易システムの維持及び拡大は、世界の成長にとり不可欠である。我々は、あらゆる形態の保護主義を抑制する決意であり、いかなることがあっても多角的で開放的な貿易システムを損なう虞れのあるイニシアティブ及び取決めに頼るべきではないことに合意する。我々はまた、いかなる地域統合もこのシステムを補完し支えるものであるべきことを確認する。

我々の最優先事項は、ウルグアイ・ラウンドの成功裡の妥結である。我々は、モノ及びサービスの市場アクセスの大きなパッケージに向けた最近の重要な進展をジュネーブにおける多国間交渉の即時再開への大きな一歩として歓迎する。これらの進展に対しては、他の交渉参加国は、同等の市場開放措置をもって対応しなければならない。我々は、万事につき合意が得られるまでは何も合意されたとはいえないことを認識しつつ、我々の全ての貿易パートナーに対し、あらゆる事項につき建設的に交渉するよう求める。いくつかの重要な問題が未解決のまま残っている。我々は、それらを解決し、我々の全てのパートナーとともに、本年末までに包括的かつ均衡のとれた合意を達成すると決意を新たにする。

環境

8. 経済的に困難な時期であるにも拘らず、環境問題は、我々の政策課題の中で引き続き高い優先度を有する。我々は、持続可能な開発委員会の第1回会合の成功、並びに、気候変動枠組条約及び生物多様性条約の1993年末までの実施と批准に向けての進展を歓迎するとともに、砂漠化条約に関する交渉の進展を歓迎する。我々は、本年末までに国別行動計画を公表するとコミットメントを含め、国際連合環境開発会議(UNCED)の成果の効果的な事後点検を通じ、環境上持続可能な開発を確保すると

の決意を新たにする。また我々は、必要な改善を図り、地球環境ファシリティーが、リオにおいて署名された地球環境に関する諸条約を実施する際の増分的費用への資金を提供するための資金メカニズムとして機能することを確保すべく取り組む。我々は、国際開発金融機関が、より集中的に持続可能な開発に対し焦点を当てるとともに、環境評価をプロジェクトの準備の際に十分考慮に入れ、かつそれを公に利用可能とすることを奨励する。

我々は、200海里内と公海とにまたがる漁業資源、及び高度回遊性魚種に関する国際連合会議が成功を収めることを待望する。我々は、森林の管理、保全及び持続可能な開発に関する適切な国際的に合意された取極を引続き求めていく。我々は、OECD及び国際エネルギー機関(IEA)が行っている、地球環境に関する懸案に取り組む上での環境及びエネルギー技術の貢献についての分析を歓迎する。

ロシア及び移行期にある他の諸国

9. 我々は、中・東欧諸国、バルト諸国、旧ソ連の新独立国家、及びモンゴルを含む移行期にある諸国における改革努力に対する、自助努力に対する支援の原則とパートナーシップの原則に基づく我々の支援を再確認する。彼らの改革が成功し彼らが世界経済に完全に組み入れられることは、世界の平和と安定のために不可欠である。我々は、国際問題に関し、これらの諸国との建設的かつ責任ある協力の継続を求める。経済の回復に関し勇気づけられる最初の兆候が、改革が最も進んでいる中・東欧諸国における国々で見られる。我々は、我々との間の経済協力と貿易との進展を歓迎し、移行期にある諸国間における一層堅固な協力を求める。

10. 我々は、ミュンヘン・サミット以来ロシアにおいてエリツィン大統領の指導の下で行われ、最近の国民投票でロシア国民に支持された勇氣ある改革努力が一層進展していることを歓迎する。我々は、ロシアに対し、インフレを抑制し財政赤字を削減する努力を強化するとともに、民営化への強力な着手を進展させ、一層の構造調整を促進

するために必要な全ての法的及び行政的措置をとることを求める。4月に東京で開催されたG7閣僚合同会合は、ロシア国民の自助努力への支援の枠組みを設定した。我々は、各々の分野において見られた進展を歓迎する。公的債権者は、寛大な債務繰延べを通じ、改革過程に対し目に見える支援を与えた。我々は、ロシア政府、民間銀行及び付保されていない輸出者が交渉により同等な解決を見出すことを期待する。我々は、国際通貨基金（IMF）の体制移行ファシリティーの創設、及びそのロシアへの15億ドルの第1トランシュの融資実行を歓迎する。我々は、ロシアとIMFとに対し、スタンド・バイ取極に向けての交渉を直ちに開始することを求める。我々はまた、欧州復興開発銀行（EBRD）の2.5億ドルの協調融資を伴う最近の世界銀行の6.1億ドルに及ぶ石油セクター復興融資の承認を歓迎する。我々は、EBRDとの緊密な協力の下で3億ドルの中小企業基金を設立するための資金を提供するとのコミットメントを行った。我々は、ロシアの経済発展にとって、改善された市場アクセスが重要であることを認識する。我々は、ロシアがガット加入に向けて前進するに際し、ロシアとともに作業を進める。この関連で我々は、輸出管理を冷戦後の時代に適応させる努力を強化する。我々は、民営化及び企業改革がロシアの市場経済への転換の核心部分をなすことを認識し、国際開発金融機関と協力の下、1994年末までの始動期間に焦点を当てた、企業再編支援、技術支援、及び地域支援からなる特別民営化・再編プログラムを創設することに合意する。このプログラムには総額30億ドルが投入される見込みである。さらに、我々は、ロシア側のカウンターパートとともに生産性向上のための方法及び技術を分かち合うことによりこの過程を支援することを、民間セクターに奨励する用意がある。我々は、我々のロシア支援の実施を促進するため支援実施グループをモスクワに設立することに合意する。一方で、我々は、ロシアの実施努力の強化を求める。

11. 我々は、マルチ基金の設立を含む、ミュ

ンヘン・サミットにおいて合意されたより広範な参加が奨励される原子力安全プログラムにおいて見られた進展を歓迎する。G24を通じ調整された緊急安全措置は、依然として大きな懸念をもたらしている原子力発電所の真の改善を確保するために迅速に実施される必要がある。関係諸国は、原子力安全に関する基本的諸原則を遵守する第一義的な責任を有する。独立の規制当局が強化されるべきであり、チェルノブイリ等の高リスク原子炉の早期閉鎖を含め、原子力安全には全ての関係諸国においてより高い優先度が与えられねばならない。我々は、世界銀行に対し、IEAとともに関係国それぞれとの対話を継続し、EBRD及び欧州投資銀行（EIB）を含む他の融資機関とともにこれら各国による、より長期的なエネルギー戦略の策定を支援することを促す。我々の目的は、国別アプローチに基づき、可及的速やかに関係諸国による協調行動のための枠組みに合意することである。我々は、1994年に進捗状況を検討する。

我々は、既存の国際的義務に照らし、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に対する懸念を強調する。

開発途上国

12. 多くの開発途上国では政策面での改革及びその実行において勇気づけられる変化が起きているが、これらの国々の多く、特にアフリカでは依然として大きな経済的及び社会的困難に直面している。我々は、これらの国々における持続可能な発展及び世界経済への組入れ、並びに、人類に対する地球規模の挑戦への取組みに向けての彼らの協力は、世界の平和と繁栄のために不可欠であることを認識する。我々は、良い統治の諸原則に基づき、彼らの自助努力への支援を引続き強化する。我々はまた、彼らに対し、持続可能な経済成長のための堅固な基礎を築くため健全かつ開放的な経済政策をとることを奨励する。

13. この目的のため、我々は、援助のみならず貿易、投資、及び債務戦略をも含む包括的取組み、並びに、それぞれの国の特定の発展段階における要請及び実績に合わせ、また環境をも考慮に入れたそれぞれに異な

る取組みを追求する。このような取組みの下では、我々は、新たな需要に対応するとともに、現在の要請を満たすよう開発援助を拡充するあらゆる努力を払う。最貧国は特別の注意を払うに値する。それゆえに、我々は、IMFの拡大構造調整ファシリティ（ESAF）の継承または更新を支援する。我々はまた、本年10月のアフリカ開発会議が成功を取めることを待望する。我々は、国際的債務戦略の有効性を確認し、パリ・クラブに対し、特にケース・バイ・ケースでのより早期の債務ストックの削減に関し、最貧重債務国のための債務救済の問題を引続き検討することを促す。我々は、これらの国々の債務削減のため我々と行動をとるとするとの米国政府の決定を歓迎する。

14. 我々は、開発途上国との共通の関心事項に関し、より建設的なパートナーシップと対話を確立するための開発途上国のイニシアティブを歓迎する。我々は、急速な人口増加と持続可能な開発の目的との関連を検討する上で重要な、来年カイロにおいて開催される国際人口開発会議の成功に向けて取り組む。

国際協力及び将来のサミット

15. 我々の直面する挑戦に取り組むため、我々は、既存のフォーラムにおいて国際協力を強化し、よりよい協調と効率を追求する決意である。我々は、国際連合事務総長による国際連合の運営の改革及び改善のための努力を認め、賞賛する。我々は、国際連合事務総長がこれらの目的を追求することを支持する。
16. 我々は、いかにしてサミットを通じ、その時代の最も重要な問題に最もよく我々の関心の焦点を当てることができるかにつき熟考した。我々は、サミットは意見交換を行い、コンセンサスを形成し、我々の間の理解を深めるための機会を与えるという点でサミットを評価する。しかし我々は、我々の共通の主要関心事項に共同でよりよく対処できるよう、サミットは儀礼、人、文書及び宣言を減らし、我々の間の形式ばらない討議に充てられる時間を増やすべきであると確信する。我々は、将来のサミット

トをこの精神で運営する意向である。

我々は、1994年7月にイタリアのナポリで会合することについてのイタリア首相の招待を受諾した。
(出所)『第18回大蔵省国際金融局年報 平成6年版』（平成6年11月16日）252-256ページ

11-6 ナポリ・サミット・コミュニケ（仮訳）

1994（平成6）年7月9日 ナポリ

前文

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第20回サミットのため、1994年7月8日及び9日ナポリで会合した。
2. 我々は、世界経済において類まれな変化が生じている時に集まった。新たな形態の国際的な相互作用が我々の国民の生活に非常に大きな影響を及ぼしているとともに、我々の経済のグローバル化をもたらしている。
3. 50年前、ブレトン・ウッズにおいて、理想あふれる指導者達は、我々の国に二世代にわたり自由と繁栄をもたらした諸機関の設立を開始した。彼らの努力は、二つの偉大な、そして普遍的な原則—民主主義と開かれた市場—に立脚するものであった。
4. 21世紀に近づきつつある現在、我々は、これらの機関を再生し再活性化するとともに、世界中に新たに登場しつつある市場経済を指向する民主主義国家の統合という課題に取り組む責任を自覚している。
5. この責任を果たすため、我々は来年のハリファックス・サミットにおいて、以下の2つの問題に焦点をあてることに合意した。
 - (1) 我々の国を含む世界の諸国民の繁栄と福利を増進するために、21世紀の世界経済が、良好な雇用、経済成長及び貿易の拡大を維持しつつ、持続的な発展をもたらすことを如何にして確保できるのか。
 - (2) これらの課題に対処し、人々の将来の繁栄と安全を確保するために、機関をどのように変えることが必要とされるのか。

雇用と成長

1. 1年前、我々のすべての国の経済において、景気回復は見られないか又は滞りがちであった。今日、心強い結果が生じつつある。景気回復は進行中である。新たな雇用が創出されてきており、我々の国のうち、より多くの国において、人々が再び職に就きつつある。現在、インフレは、過去30年以上で最低の水準にあり、インフレのない力強かつ持続的な成長のための条件が整っている。したがって、我々は、東京サミットにおいて合意した成長戦略を再確認する。我々は、大蔵大臣に対し、景気回復の軌道維持のために緊密に協力することを求め、進行中の多数国間の監視及び政策協調の過程を強化するよう要請した。また、我々は、世界の資本市場の一層の統合に対応するため、適当な当局の間の協力を強化するよう奨励する。
2. しかし、失業は余りにも高い水準にとどまっており、我々の国だけでも2400万人以上が失業している。これは許容し得ない損失である。我々の国の多くのように、失業が若者や長期の失業者に集中しているときには、特に害が大きい。
3. 我々は、デトロイトにおける雇用失業ハイレベル会合及び経済協力開発機構(OECD)の分析を受け、我々がとる必要のある行動を明らかにした。
 - 企業及び個人が自信を持って自らの将来につき計画を立てられるように、成長と安定のために努力する。
 - 我々の経済の雇用創出能力を改善するために改革を加速化することにより、現在の景気回復を増進する。
 これらの双方が、失業水準の持続的削減を達成するために不可欠である。
4. 我々は、以下の構造的措置に力を注ぐ。
 - より良い基礎教育、技能の向上、学校から職場への移行の円滑化、職業訓練への雇用者側の十分な関与、デトロイトにおいて合意されたような生涯学習という考え方の普及を通じ、国民に対する投資を増加させる。
 - 雇用費用の増大又は雇用創出の障害をもたらす労働の硬直性を減少させ、過度の

規制を撤廃し、可能な場合には雇用に伴う間接的な費用の削減を確保する。

- 失業者がより効果的に職を探すことに資する積極的な労働市場政策を遂行し、我々の社会保障制度が働く意欲を生み出すことを確保する。
 - 特に、開放的、競争的かつ統合された世界情報インフラの整備を含む技術革新及び新技術の普及を奨励し促進する。我々は、この問題をフォローアップするために我々の関係国僚がブラッセルで会合することに合意した。
 - 新たな需要が生じている分野、例えば、生活の質及び環境の保護に関する分野において、雇用創出を促進する機会を追求する。
 - 不必要な規制を撤廃し、中小企業にとっての障害を除去することを通じ、競争を促進する。
5. この計画の実施のために、我々は、企業と労働者の活発な参加及び国民の支持を要請する。
 6. 我々は、この行動計画を押し進める決意であり、持続的成長及びより多くの—そしてより良質の—新しい雇用の創出という我々の目的の実現に向けた進捗状況を検討する。

貿易

1. 市場開放は、成長を助長し、雇用を創出し、繁栄を増進する。
 - ウルグアイ・ラウンド合意の署名とWTOの設立は、戦後の貿易自由化における重要な一里塚である。
2. 我々は、1995年1月1日までに、ウルグアイ・ラウンド合意を批准し、WTOを設立する決意であり、他の諸国も同様の行動をとることを要請する。
 - 我々は、貿易自由化の勢いを継続させる決意である。我々は、WTO、IMF、世界銀行及びOECDに対し、自らの所掌の範囲内において協力することを要請する。
3. 国際貿易に関する新しい問題につき、我々は、OECDにおいて進行中の国際貿易のルールと競争政策との相互作用についての研究を奨励する。我々は、対外直接投資に対する障害を除去するために、国際投資

ルールの一層の発展を支持する。

4. 我々は、貿易と環境との関係に関し、新設されるWTOにおいて行われる作業を歓迎する。我々は、雇用や労働基準を含む新しい問題及び貿易政策についてのそれらの意味合いについての我々の理解を深めるための努力の強化を要請する。
5. 我々は、来年のサミットにおいて、これらの問題に関する進捗状況を検討する。

環境

1. 環境は、国際協力の最優先事項である。環境政策は、例えば、適当な技術に対する投資、エネルギー効率の改善、汚染地域の浄化を通じて、成長、雇用及び生活水準を高めることに寄与し得る。
2. 我々は、国際開発金融機関が、引き続き、現地の参加を一層促進すること及び開発計画において環境に対し一層配慮することを求める。
3. 我々は、リオ・プロセスの実施の進捗状況についての「持続可能な開発委員会」による検討作業を支持する。我々は、既に締結された条約、特に、生物多様性条約及び気候変動枠組条約の実施を期待し、この関連で、これらの問題に関しナッソー及びベルリンで開かれる予定の会議の成功に向け努力する。
4. 我々は、地球環境基金（GEF）の機構改革及び増資を歓迎し、上記2条約のための恒久的な資金供与制度として同基金が選択されることを支持する。

我々は、最近の砂漠化防止条約の締結と小島嶼（しょうとうしょ）会議の結果を歓迎する。これらはリオにおいて合意された枠組みを強化するものである。

5. 我々は、気候変動枠組条約の下で要請される自国の計画の実施を速める決意であり、来年のサミットにおいて各国の実施状況につき各々報告する。我々は、また、2000年より先の措置を策定する必要性を認識する。

開発途上国

1. 我々は、多くの開発途上国における経済発展を歓迎する。しかしながら、我々は、いくつかの国、特にアフリカのいくつかの国の経済停滞と貧困の継続を懸念している。急速な人口増加が多くの国において貧困を

悪化させてきたことに鑑み、我々は、人口及び開発に関するカイロ会議の前向きな成果の重要性を強調する。

2. 我々は、開発途上国における貿易と投資を促進するとともに、開発援助を拡大する努力を続ける決意である。

我々は、開発途上国へ相当規模の民間資本が流れていること、また、これらの国のうちの多く、特にラテン・アメリカ及びアジアの多くの国が相互の貿易を増加させる努力を行っていることに勇気づけられている。

我々は、世界銀行が地域開発銀行とともに保健・衛生、教育、家族計画、環境保護に関する支援を増加させつつ、開発途上地域に対する民間資本の流れを補強する努力を強化するよう要請する。

我々は、パリ・クラブが最貧重債務国に対する債務救済措置を改善するための努力を続けることを奨励する。我々は、適当な場合には、債務ストックの削減、及び特別な困難に直面している国に対する譲許性の向上を選好する。

我々は、拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の更新を歓迎し、また、開発途上国に対する支援を増大させるため、及びすべての加盟国の特別引出権（SDR）制度への参加を確保するためIMFが検討中の措置を歓迎する。さらに、我々は、経済的・政治的混乱から立ち直りつつある国及び最貧重債務国の特別な需要に応えるため、国際金融機関の既存の資金をより効果的に動員する方法を探求することに合意する。

3. 中東において、経済発展は、和平プロセスを支えるのに不可欠である。したがって、我々も、他国とともに、パレスチナ当局に対し財政支援及び技術的支援を提供しており、当該地域における協力と開発を促進するよう努力している。我々はイスラエルに対するアラブ・ボイコットの終了を要請する。

我々は、南アフリカの完全な民主主義への移行を暖かく歓迎する。これにより、貿易と対内投資の新たな機会が開かれるであろう。我々は、経済的及び社会的発展の強化に資する一層の支援、特に最貧層に対す

る支援を提供する。南アフリカの国民のみならずその近隣諸国にとっても、南アフリカの潜在能力が完全に発揮されるような着実な経済政策から得るものは多い。また、我々は、CFAフラン地域の諸国による最近の平価切下げに続く調整措置、及び国際社会の迅速な支援を歓迎する。

原子力安全

1. 我々は、ミュンヘン及び東京でのサミットで合意された、中欧及び東欧諸国並びに旧ソヴィエト連邦諸国に関する原子力安全プログラムの進展を歓迎する。
2. 協調行動のための効果的な枠組みが既に存在している。世界銀行は、欧州復興開発銀行 (EBRD)、欧州投資銀行 (EIB) を含む他の融資機関、及び国際エネルギー機関と協力して、各国が長期的なエネルギー戦略を立てることを支援している。いくつかの短期的な安全性改善措置がとられつつある。更に措置をとる必要があり、より長期的な行動をとらなければならない。この目的のために、国際金融機関は、その権能に従い、それぞれの融資能力を最大限に活用することを求められている。
3. 我々は、危険性の高い原子炉の早期閉鎖を促進するための既存の国際的な取組を引き続き支持している。チェルノブイリ原子力発電所の閉鎖は、緊急の優先事項である。したがって、我々は、チェルノブイリ原発の閉鎖のための行動計画をウクライナ政府に提示しようとしている。この計画は、国際社会による財政的貢献とともに、ウクライナ当局の措置を必要とする。チェルノブイリ原発の閉鎖と同時に、適切な安全基準に合致した3基の新たな原子炉の早期完成、エネルギー部門における包括的な改革、一層のエネルギー節約及び代替エネルギーの利用が行われることとなる。
4. この関連で、我々は欧州連合による拠出を歓迎する。我々は、一段の措置として、このための原子力安全基金の増資を含め、当初2億ドルを上限とする贈与を行動計画のために提供する用意がある。さらに、国際金融機関により貸出が行われるべきである。

我々は、他の援助国及び国際金融機関が

我々とともにこの行動計画を支援することを要請し、定期的に進捗状況を検討する。

ウクライナ

我々は、安定しかつ独立したウクライナを希望する。

我々は、3か国声明、ウクライナによる第一次戦略兵器削減条約の批准、及び核兵器除去のための措置を歓迎する。ウクライナが非核兵器国として核兵器不拡散条約 (NPT) に加入することを期待する。

しかし、我々は、その経済状況を深く懸念する。真の改革が、経済を改善する唯一の道である。我々は、ウクライナ政府が、安定化及び価格自由化と民営化を含む構造改革を早急に立案・実施することを求める。これは、IMFによる融資並びに世界銀行及び欧州復興開発銀行による相当規模の貸出のための基礎となる。我々は、実質的な技術的支援及び資金支援を通じ、また、ウクライナ産品の我々の市場へのアクセスの改善を促進することにより、包括的な改革努力を支援する決意である。

ウクライナは、包括的な市場改革への決意を改めて示すことにより、真の改革の開始に引き続く2年間にわたり40億ドル以上の国際的な資金供与を受けることができる。

我々は、ウクライナにおける経済移行のためのパートナーシップについての会議を、次回のサミットまでにカナダで開催するとの提案を支持する。

ロシア

1. 我々は、ロシアにおける改革過程の歴史的な重要性を認識している。我々は、政治・経済双方における改革についてロシアの指導者の決意、及び現在までの進展に勇気づけられている。
2. 我々が昨年東京サミットにおいて支持した方策は、成果を生みつつある。我々は、経済計画に関するIMFとの合意、並びに世界銀行及びEBRDとの最近の一連の借入合意を歓迎する。我々は、ロシアが経済を安定させ、改革過程を強化し、社会的困難を軽減させるために、国際金融機関と協力することを奨励する。

現在検討されているIMFの資金利用限度の引上げ、新しいIMF加盟国に対する特別

引出権（SDR）の配分及び世界銀行の貸出の加速化は、ロシアの改革努力を支援する能力を大幅に高める。最近合意されたロシアの1994年の債務返済の包括的繰延べも、有益であろう。

我々は、支援努力に対してロシア国内に存在する実施上の障害の除去に支援実施グループ（SIG）が貢献することを引き続き求める。

3. 国内の貯蓄を生産的に使用するため動員すること及び外国からの直接投資を誘致することは、ロシアの改革の成功にとり極めて重要であろう。したがって、我々は、ロシアが民間投資及び対外貿易のための法的・制度的枠組みを改善することを求める。我々としては、ロシアの世界経済への統合を進め、ロシア産品の我々の市場へのアクセスを一層改善するために、ロシアのガット加入に向けて、ロシアと協力を続ける。
4. 我々は、ロシアにおける改革を支援し続ける。

その他の移行諸国

我々は、移行諸国の改革努力の進展を歓迎し、この努力に対する我々の支持を再確認する。

特に、我々は、中欧及び東欧諸国の政治的・経済的移行を賞賛し、これらの諸国の自由市場への統合を支持する。

国際犯罪及び資金洗浄に対抗する協力

1. 我々は、資金洗浄を含む国際的組織犯罪が増加していること、及び合法的な経済活動を支配するために不正収益が使用されていることを危惧している。これは、世界全体にわたる問題であり、移行諸国は犯罪組織によってますます標的とされている。我々は、この状況に取り組むための国際協力を強化する決意である。

我々は、国際的組織犯罪に関する世界閣僚級会議が本年10月にナポリで開催されることを歓迎する。

2. 我々は、資金洗浄に関し、我々が1989年に設立した金融活動作業部会（FATF）の業績を認識し、同部会が今後5年間作業を継続することへの支持を再確認する。我々は、目標を達成するためには、FATF参加国及び重要な金融市場を有するその他の政

府により対抗措置が実施される必要があることに合意する。最終的な成功のためには、薬物取引その他重大犯罪又は相当規模の収益を生み出す犯罪からの収益の洗浄を防止するための効果的な措置がすべての政府によって講じられるようにする必要がある。

3. 我々は、各国が適当な場合には必要な立法措置をとることを求める。

次回サミット

今回のサミットの討議の結果、我々は、昨年東京サミットで合意したように、より非公式なサミット運営が有益であることを確信した。ナポリ・サミットにおいて、我々は、従来以上に自由な意見交換を行い、より緊密な相互理解を築き上げることができた。来年我々は、本年以上に柔軟でより非公式な会合をもつことを期待する。

我々は、1995年6月にハリファックスで会合することについてのカナダの首相の招待を受諾した。

（出所）『第19回大蔵省国際金融局年報 平成7年版』（平成8年2月16日）262-266ページ

11-7 ハリファックス・サミット・コミュニケ（仮訳）

1995（平成7）年6月16日 ハリファックス

前文

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州共同体委員会委員長は、第21回サミットのため、ハリファックスで会合した。我々は、変化と機会の時に集まり、共にそして世界中の我々のパートナーと協力していくとのコミットメントを改めて確認した。

成長と雇用

2. 我々の経済政策の主要な目的は、国民の福祉を向上させ、豊かで生産的な生活を享受できるようにすることである。したがって、質の良い雇用を創出し、我々の非常に多くの国において依然として受け入れ難いほど高い失業を減らすことは、我々のすべてにとり喫緊の優先課題である。我々は、この目標達成に資するような経済環境を確立する決意である。
3. 我々は、世界の多くの国で力強い経済成

長が続いていることに引き続き意を強くしている。成長は若干鈍化してきたが、我々のほとんどの国において、持続的経済成長の条件は整っていると見受けられ、インフレは十分に抑えられている。我々は、成長のモメンタムを維持するための適切なマクロ経済・構造政策を遂行する。

4. しかし、問題は残っている。内外の不均衡は、金融通貨市場の有益でない変動とあいまって、持続的なインフレなき成長の達成と国際貿易の継続的な拡大を危うくしかねない。

5. 我々は、既に合意した中期的経済戦略に引き続きコミットしている。我々は、この戦略に従って、持続的な雇用の創出を促進する手段を講ずることにより、現下の景気拡大を最大限に活用する決意である。このためには、財政赤字を更に削減し、インフレなき環境を維持し、高いレベルの世界的な投資の資金のために国内貯蓄を増加するとの断固たる行動が求められている。各国とも自らやるべきことをやらなければならない。

6. 我々は、ワシントンでのG7蔵相会合において得られた結論を支持し、彼らに対し、経済の監視及び為替市場において緊密な協力を維持するよう求める。

7. 適切な財政・金融政策は、それ自体が経済パフォーマンスの向上という成果を十分にもたらすものではない。また、我々は、我々の経済が成長し、かつ、安定した給与の良い雇用を創出する長期的な潜在力を発揮する上での障害を除去しなければならない。このためには、我々の労働力の技能を向上させる措置及び適当な場合には、労働市場の一層の柔軟性と不必要な規制の撤廃を促進する措置をとる必要がある。ナポリにおいて、我々は、訓練及び教育、労働市場の規制及び調整、技術革新並びに競争強化といった分野における一連の改革を約束した。我々は、これらの改革を遂行するに当たって、OECDが各加盟国経済の構造・雇用政策に関し詳細な検討を開始したことを歓迎する。

8. 我々の議論のフォローアップとして、我々は、閣僚に対し、次のサミットの前

にフランスで会合し、雇用創出の進捗状況を検討し、我々のすべての国において雇用を増加させるためには何が最善かを検討するよう要請することに合意する。

9. また、我々は、高齢者や社会的弱者の保護を確保する決意である。このために、我々の幾つかの国では、公的年金計画及び社会保障制度の継続を確保する措置をとらなければならない。また、我々の幾つかの国では、民間部門の年金資金の利用可能性を確保することに同様の関心を向ける必要がある。

10. 我々は、関係閣僚たちによって合意された8項目の主要な政策上の原則を含め、2月にブラッセルで開催された「情報社会に関する会合」の成果を歓迎するとともに、技術革新と新技術の普及の促進に資するために計画されている一連のパイロット・プロジェクトの実施を奨励する。また、我々は、民間部門の参加を歓迎する。我々は、「グローバルな情報社会」を実現するに当たって、開発途上国や移行経済諸国との対話を奨励し、情報社会に関する会議を1996年春に南アフリカで開催するとの提案を歓迎する。

21世紀の課題に就いて

11. 国際機関は、過去50年にわたり、安定、繁栄及び公平を追求する上で中心的存在であった。昨年ナポリにおいて、我々は、これらの国際機関が将来の課題に効果的に対処し得ることを確保すべくその見直しを求めた。本日ハリファックスにおいて、我々は、この目的に向かって幾つかの具体的な方策を提案する。効果的かつ効率的な国際機関は、すべての国にとって重要である。我々は、世界の安定と繁栄を増進するため、それぞれの国際機関のすべての加盟国と共に当該機関の強化に向けて全力を挙げることを約束する。

世界経済の強化

12. 世界経済は、過去50年にわたり、想像を超える変化を遂げてきた。技術の変化が推進してきたグローバル化により、経済は相互依存関係を深めてきた。このことは、従来純粋に国内的なものとして見られてきた幾つかの政策分野や政策分野間の相互作用にも

- 当てはまる。我々が直面する主要な課題は、市場の特性を把握し、かつ、重要なプレイヤーが増加していることを認識しながら、この深まりつつある相互依存関係を運営していくことである。これは、世界的なマクロ経済と金融の安定を追求していくに当たって特に重要である。
13. G7間のマクロ経済政策に関する緊密な協議と効果的な協力は、インフレなき持続的成長を推進し、大幅な内外不均衡の出現を回避し、為替市場の一層の安定を推進する上での重要な要素である。我々の閣僚は、これまでに、国際通貨基金（IMF）との協議の拡充を含む政策協調を強化するために、協議のあり方に関し幾つかの変更を行ってきた。
14. 世界の資本市場の成長と統合は、大きな機会と共に新たな危険をも生み出してきた。民間資本の流れの増大、国内資本市場の一層の統合、及び金融分野における革新の加速度的な進行に内在する危険に国際社会が引き続き適切に対処していくことができるよう確保することは、我々に共通の利益である。
15. 本年初頭のメキシコにおける事態の展開とその影響により、これらの問題に対する我々の関心は強まった。我々は、メキシコにおける最近の事態の一層の改善と共に、多くの新興経済における事態の進展を歓迎する。
16. 危機を予防することは、とるべき措置の方向性として望ましい。これを達成するためには、各国が健全な財政・金融政策を遂行することが最善である。しかし、早期警戒システムの改善も必要であり、それによって、我々は、金融上の衝撃的事態を予防し又は処理するために一層迅速な行動をとることができるようになる。かかるシステムは、各国の経済政策及び金融市場の動向に対する改善された効果的な監視システムを備えていなければならない。このために、我々は、IMFに対し次のことを要請する。—主要な経済・金融データの時宜を得た公表のための基準を設定すること。
- これらの基準に従っている国を定期的に特定し公表する手続を設定すること。
- 加盟国が一連の標準的データを十分にかつ時宜を得て報告することを強く求め、すべての政府に対してより明確な政策的助言を提供し、必要な行動を回避していると感じられる国に対してより率直なメッセージを伝達すること。
17. 予防が失敗した場合の金融市場の難局に際しては、国際機関や主要国が、適当な場合には、迅速にかつ協調して対応する必要がある。融資メカニズムは、衝撃的事態に効果的に対処するために必要な規模とタイミングで運用されなければならない。この関連で、我々は、IMFに対し次のことを要請する。
- 新たな常設の手続としての「緊急融資メカニズム」を創設し、危機が生じた場合に、厳格なコンディショナリティーとより多額の前倒し融資を伴うIMF取決めへのより迅速なアクセスを提供するようにすること。
18. この手続を支援するために、我々は、次のことを要請する。
- G10及びこのシステムを支援する能力を有するその他の国が、金融上の緊急事態に対処すべく、一般借入取決め（GAB）の下で現在利用可能な額をできる限り早期に倍増するとの目的で融資取決めを作成すること。
19. IMFが現行の責任を果たす上で十分な財源を持つことを確保するため、我々は、IMFの新たな増資についての議論を継続するよう要請する。
20. 上記の諸要素につき着実な進展が図られれば、将来の金融危機に対処する我々の能力は著しく向上するはずである。それにもかかわらず、これらの改善がいかなる場合にも十分であるとはいえないかもしれない。また、債務危機の状況においては、国際金融上の多様な手段がもたらす法的その他の複雑な問題があることをも認識して、我々は、G10の蔵相及び中央銀行総裁が、かかる問題の秩序ある解決のために有益と考えられる他の手続を更に検討することを奨励する。

21. 我々は、SDR制度にすべてのIMF加盟国が参加することを引き続き支持する。更に、我々は、世界の金融システムの変化にかんがみ、IMFに対し、SDRの役割と機能の幅広い見直しに着手するよう要請する。
22. 金融機関や市場の規制及び監督につきより緊密に国際協力を行うことは、金融システムを守り、その健全性確保のための水準が損なわれていくことを防ぐ上で非常に重要である。我々は次のことを要請する。
- 規制・監督当局間の協力を深め、危機を監視・抑止するために必要な防止措置、基準、透明性及びシステムを発展・増進させることにつき、グローバルなレベルで、効果的で統合されたアプローチを確保すること。
 - 適切な監督体制に関する国際金融機関よりの政策助言を強化することと併せ、各国が資本市場の規制を除去するよう引き続き奨励すること。
 - 蔵相が、銀行及び証券の規制に責任を有する国際機関に対し研究・分析を委託するとともに、次回のサミットにおいて現行の体制の妥当性につき、要すればその改善のための提案と併せ報告すること。
23. 我々は、また、国際的な金融詐欺が大きな問題となりつつあると認識している。我々は、規制当局と法執行機関との間の意思疎通を改善する決意である。

持続可能な開発の推進

24. すべての人々にとってのより質の高い生活は、持続可能な開発の目標である。民主主義、人権、透明性が高く責任ある統治、人材への投資及び環境保護は、持続可能な開発の基盤である。一義的な責任は各国にあるが、二国間及び多数国間の国際協力は、各国の努力を補強するために不可欠である。我々は、相当規模の資金の流れを確保するとともに、我々の援助の質を改善する決意である。
25. 国際開発協会（IDA）は、貧困を削減し、最貧国が世界経済に統合されることを助長する上で、不可欠な役割を果たしている。したがって、我々は、すべての援助国に対し、IDA第10次増資に関するコミットメントを迅速に履行するよう、及びIDA第11次

増資を通じての大幅な増資を支持するよう要請する。我々は、国際開発銀行に関する世界銀行・IMF合同開発委員会タスク・フォースの提言に期待している。

26. 国際機関は、知的リーダーシップ及び政策助言を提供すること並びに持続可能な開発にコミットしている国に資源を結集することにより、決定的に重要な役割を果たしている。国際連合及びブレトン・ウッズ機関は、それぞれの能力に立脚すべきである。国際連合は、世界の優先課題についての合意形成のための独特なフォーラムを提供し、基本的価値を擁護し、開発上及び人道上の要請に対応している。ブレトン・ウッズ機関は、マクロ経済の安定を推進し、持続可能な開発に資する環境を支援し、開発のための資源を動員・移転するに当たって、特有の役割を果たしている。我々は、関係国際機関が次のことを行うよう確保するために、それぞれの機関及びそのすべての加盟国と協力する。
- 各機関の計画のすべての側面において、環境に対する配慮を強化・深化させること等により、持続可能な開発を政策及び計画の主要な目標とすること。
 - 各国に対し、健全な経済、環境及び社会政策をとるよう、並びに持続可能な開発のための適当な法的及び組織的な枠組みを整備するよう奨励すること。
 - 参加型開発戦略をとるよう各国に奨励し、並びに透明性、国民に対する責任、安定した法の支配及び活力のある市民社会を確保する政府の改革を支援すること。
 - 健全な民間部門の発展を奨励し、民間資金の流れを促進するための保証及び協調融資を拡大し、並びに中小企業のための信用供与を増大すること。
 - 民間部門の資金が利用可能でない場合には、持続可能な開発に必要な社会資本のための資金を引き続き提供すること。
27. 我々は、中東和平のプロセスを積極的に支援する必要性について合意する。かかる支援には、地域的な協力を強化する新たな組織及び融資制度の設立が含まれる。したがって、我々は、既に作業中のタスク・フォースに対し、10月のアンマン・サミッ

トに間に合うように適当な提案を作成するために検討を続けるよう要請する。

貧困の削減

28. 何よりも優先されるべき課題は、世界の貧しい人々の窮状を改善することである。極度の貧困の存続及び最貧国の疎外は、繁栄と安全を求める世界中の願望と明らかに両立しない。サハラ以南アフリカは、特に深刻な課題に直面している。我々は、関係国際機関に次のことを奨励する。

—最貧国、特に、サハラ以南アフリカの諸国であって、譲許的資金を効果的に使用する能力と決意を有することが明らかなものに同資金を集中し、援助を実施するに当たって軍事支出その他の非生産的支出の傾向を考慮すること。

—貧困の根源に立ち向かう基本的な社会計画その他の措置に向けられる国際機関の資金の割合を大幅に増加すること。

29. 我々は、昨年我々が最貧国の債務救済措置の改善を奨励したことに対するパリ・クラブの対応を歓迎し、ナポリ・スキームの完全かつ建設的な実施を要請する。我々は、最貧国の中には、国際機関に対して相当規模の債務を負っているものがあることを認識している。我々は次のことを奨励する。

—ブレトン・ウッズ機関が、既存の制度の弾力的な運用及び必要な場合には新たなメカニズムを通じ、国際機関に対して債務を負っている国を支援するために、包括的な取組みを進展させること。

—この目的を推進し、譲許的な拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の融資を継続するため、既存の世界銀行及びIMFのすべての資金をより有効に利用し、国際開発銀行が適当な措置をとること。

30. 開かれた世界市場も開発途上国における経済成長の加速に決定的に重要である。国際機関は、世界の貿易体制への最貧国の統合を支援するために努力すべきである。我々は、後発開発途上国に対するウルグアイ・ラウンドの影響をWTOが監視・検討することを奨励する。

環境保護

31. 我々は、環境保護のための国内的及び国際的措置の双方を最優先の課題とする。環

境の保護は、革新的な技術の開発・採用の契機となり、これにより経済効率と成長は向上し、長期的雇用の創出に資する。G7諸国の政府は、その政策、活動及び調達において、環境の改善につきリーダーシップを示さなければならない。このためには、経済的措置、革新的な責任制度、環境への影響の評価及び自主的な措置を適切に組み合わせる必要がある。汚染の予防、汚染者負担原則、環境コストの内在化及びすべての分野における政策と意思決定に環境上の配慮を組み込むことに努力を集中させなければならない。

32. 我々は、1992年のリオ地球サミット以降のコミットメントを果たす重要性及び適当な場合には同コミットメントを見直し強化する必要性を強調する。気候変動は、依然として世界的に非常に重要である。我々は、他国と協力して次のことを行う。

—気候変動枠組条約に基づく現行の義務を履行するとともに、ベルリンでの締約国会議をフォローアップすべく合意された野心的な日程及び目的を実現することのコミットメントを果たすこと。

—生物多様性条約に従って採択された中期的作業計画を実施すること。

—CSDの森林に関する政府間パネルの作業を成功裡に終了させ、200海里内と公海とにまたがる漁業資源及び高度回遊性魚種に関する国際連合会議の成功を推進するとともに、次回のCSD会合において世界の海洋に関する問題に対処する措置についての国際的な合意を推進すること。

33. 我々は、CSDとUNEPの任務をより明確にすることを奨励する。CSDは、持続可能な開発のための長期的・戦略的目標を明らかにし合意するための世界的なフォーラムであるべきである。UNEPは、国際的な環境問題について発言し、触媒的役割を果たすものとして活動すべきである。UNEPは、監視、評価及び環境に関する国際法の発展に専念すべきである。

危機の予防及び危機への対処

34. 災害その他の危機により、開発上の課題は複雑化し、我々の制度はその欠陥を露呈してきた。我々は、人権や難民に係る危機

等、新たに生起しつつある危機を予防・緩和することに資するよう、次のことを要請する。

- 国際連合事務総長が、特に国際連合人権高等弁務官及び国際連合難民高等弁務官を通じ、災害及び紛争に関する早期警戒情報の分析及び活用を改善する手段を探索すること。
- ブレトン・ウッズ機関及び国際連合が、危機の際の非常事態から復興段階への円滑な移行を容易にし、援助国とより効果的に協力するため、必要な場合には既存の資金に基づいて、新たな調整手続を設定すること。
- 人道的支援の供与に関与する機関が、調整の役割を有する人道問題局とより緊密に協力すること。

国際機関の一貫性、有効性及び効率の強化

35. 国際機関は、将来に向けて効果的に任務を遂行するために、引き続き改革を実行し、相互の調整を改善し、重複を減らさなければならない。国際金融機関は、世界経済のニーズの変化に弾力的に対応してきた。しかしながら、これらの機関が将来の課題により十分に備えるためには、改善が望まれる幾つかの分野が依然として残っている。我々は次のことを奨励する。

- 世界銀行及び地域開発銀行が、活動に際しての権限の分散をできる限り図ること。
 - IMF及び世界銀行が、各々の基本的な関心事項（概括的にいえば、IMFにとってはマクロ経済政策、世界銀行にとっては構造政策及び部門別政策）に専念すること。
 - より効果的な意思決定を推進するために、IMF及び世界銀行の閣僚級委員会を改善すること。
 - 世界銀行グループが、国際金融公社及び多数国間投資保証機関の活動を同グループの国別援助戦略により効果的に統合すること。
 - 国際開発銀行が、二国間及び多数国間の援助の他のドナーとの間で各々の国別計画をより効果的に調整すること。
36. 国際連合が国際連合憲章の目的をより十分に実現し得るようにするため、我々は、

既に行われている改革を拡大・深化することを奨励し、他国と協力して次のことを行う。

- 「開発のための課題」を完成し、その中で国際協力に関する新たなアプローチを設定するとともに、国際連合の機関に期待される特有の貢献を明らかにすること。
- 国際連合経済社会理事会（ECOSOC）のより効果的な内部の政策調整の役割を強化すること。本部と現場におけるより緊密な協力を通じ、国際連合と専門機関との間の協力をより深めるよう奨励すること。人道的支援、開発援助等、経済及び社会の分野における機関を強化し合理化すること。事務局の透明性、信頼性を高めるとともに、現代的な管理手法を採用するよう奨励すること。
- 重複を避けるために、任務を時代に合ったものとし、絞り込むこと。新たな国際機関との重複を排除すること（例えば、UNCTADのWTOとの重複）。変化する課題にかんがみ、特定の機関（例えば、地域経済委員会及び国際連合工業開発機関（UNIDO））の役割を検討すること。我々は、加盟国が財政的義務を履行するよう求めるとともに、分担金制度の改革につき早期に合意するよう要請する。
- 37. 我々は、全体としての一貫性、協力及び経費の効率性を増進させるために、他国と協力して次のことを奨励する。
 - データ収集、分析、優先度の設定及び報告活動を合理化すること。国のレベルでの援助の供与に当たっての相互補完性を高めること。
 - 国際機関、二国間援助の供与国及び非政府機関の間での調整を改善すること。
 - すべての機関が、今後数年以内に運営経費の大幅な削減を実現するための計画を作成・実施すること。

フォローアップ

38. 以上の点は、国際機関を次世紀の課題に備えさせるための我々の最初の提案である。我々は、すべての適当な機関において、国際社会とより広範に協力しつつ、これらの提案を積極的に推進する所存である。特に、我々は、これらの目標を実現するために、

他の国際連合加盟国と共に努力する決意である。我々は、これらの優先分野に関する合意を他国と形成するために、1995年10月の国際連合50周年の祝賀の機会を利用する。我々は、来年のフランスにおける我々の会合において、検討を行う。

開かれた市場を通じた機会の創出

39. 我々は、新たな投資と貿易の拡大が成長と雇用という我々の目的を達成する上で極めて重要であると認識している。世界市場において、国内外のモノ・サービスの生産者及び供給者にとっての機会は、対外的な障壁と同程度に、国内政策によって左右される。市場アクセスを改善するために、我々は、残された内外の障壁の削減に努める所存である。
40. 我々は、ウルグアイ・ラウンド合意を完全に実施し、あらゆる形態の保護主義に抵抗するとのコミットメントを改めて確認する。我々は、同合意の上に立って、成長、雇用及びグローバルな協力のための新たな機会を創出する。我々は、WTOを効果的な機関として確立するために、共にそして他の貿易パートナーと協力していくとともに、十分に機能しかつ尊重される紛争解決制度を確保することにコミットしている。我々は、WTOと他の国際経済機関との間のより緊密な協力を支持する。我々は、WTOの透明性を高めることの重要性を認識している。
41. 我々は、WTOの非加盟国が、すべての加盟国に適用されるルールに従い、かつ、市場アクセスの意味のある約束に基づいて、WTOに加盟することを支持する。我々は、地域的貿易イニシアティブへの我々の参加が、多角的体制にとって前向きの力であり続けるよう確保することにコミットしている。
42. 貿易自由化のモメンタムは維持されなければならない。我々は、サービス分野について現在行われている交渉を成功裡に妥結させること、及び特に、金融・電気通信サービスにおいて相当程度の自由化にコミットしている。我々は、ウルグアイ・ラウンド最終文書の中で今後行うこととして予定されているフォローアップ作業を進め

ていく。我々は、技術基準、知的所有権、政府調達等の分野における作業を奨励する。直ちに優先して行うべきことは、投資についての高い水準の多数国間協定につきOECDで交渉することである。我々は、WTOのパートナーと共に、投資についての議論を開始する。我々は、規制制度改革のようなイニシアティブが、グローバルな競争にとっての行政的・構造的障害を除去することにより、貿易自由化と経済成長にとって特に重要な貢献を行うものであると認識している。

43. 我々は、貿易自由化の継続という目標との整合性を図りつつ、次のことに関する作業を遂行する。
- 貿易と環境という異なる分野における規律と政策の両立を確保すること
 - 貿易と競争政策の分野における多数国による行動の範囲
 - 貿易と雇用・労働基準
44. 我々は、WTOや他の適当なフォーラムにおけるパートナーと協力しつつ、1996年にシンガポールで行われる野心的なWTOの第1回閣僚会議の基礎作りを行う。
- #### 移行経済の国々
45. 我々は、多くの移行国が民主的かつ市場経済に基づく社会に向けて前進していると認識している。早期の断固たるマクロ経済安定化は、成長を早期に回復させる最も効果的な戦略であることが明らかとなった。かかる成果を確固としたものとするため、広範囲に及ぶ構造改革が精力的に追求されなければならない。我々は、移行経済の国々における経済改革及びこれらの国々の経済が世界の貿易・金融制度に統合されることを引き続き支援する。我々は、これらの国々が市場アクセスの改善を必要としていることを認識している。
46. 我々は、ウクライナが大胆な経済改革計画の良いスタートを切ったことを歓迎する。最近のIMFスタンプバイ取極は、国際金融機関や二国間援助の供与国が相当規模の金融支援を行う基盤となった。我々は、ウクライナが、国際金融機関と緊密に協力しつつ改革努力を継続するよう奨励する。強力な経済改革が継続されるとの前提に立って、

1996年末までに国際金融機関から更に20億ドルが利用可能となる。

47. 我々は、ロシアが、金融の安定化と経済改革についてのコミットメントを新たにしていることに意を強くしている。政治的改革の継続も必要である。我々は、安定した政治上、規制上及び法的な環境並びに近代的な金融部門の発展が、最近署名されたIMFスタンバイ取極に示されている政策措置を完全に実施することとあいまって、ロシアの経済回復を促進するものと確信している。我々は、6月3日のパリ・クラブでの債務繰延べ合意を歓迎するとともに、ロシアの公的対外債務を多数国間で包括的に取り扱うことの妥当性を認識している。また、我々は、ロシアがパリ・クラブと緊密に協力することについて関心を有していることに留意する。

原子力の安全

48. 各国は、自国の原子力施設の安全性に対して責任を負っている。我々は、中・東欧諸国及び新独立国家における原子力の安全の水準を向上させる上で今日までに達成された進展を歓迎する。我々は、ウクライナのクチマ大統領が2000年までにチェルノブイリ原子力発電所を閉鎖するとの決定を行ったことを祝福する。我々は、「ウクライナのエネルギー部門のためのG7行動計画」に基づいて昨年ナポリで行った支援のコミットメントを改めて確認する。我々は、チェルノブイリ発電所の閉鎖のために行われている短期的安全性の向上及び予備的な解体作業のための欧州復興開発銀行（EBRD）の原子力安全基金の増資及び二国間での資金供与のコミットメントに言及することを喜ばしく思う。我々は、他の抛出国に対し、G7諸国と共にこの目的のために資金を供与するよう要請する。
49. チェルノブイリ発電所の閉鎖を支援するために、我々は、適切なエネルギー生産、エネルギー効率性及び原子力の安全に係る計画への国際的支援を結集するよう引き続き努力する。チェルノブイリ発電所の代替電力源のためのいかなる支援も、健全な、費用対効果の高い環境上の基準に基づくこととなろう。世界銀行とEBRDは、ウクラ

イナと共に、現実的かつ長期的なエネルギー戦略を策定するための協力を継続すべきである。両銀行は、適切なエネルギー分野の改革及び省エネルギーのための措置を支援すべく資金的な貢献を増加すべきであり、エネルギー投資に対する民間部門の支援を結集すべきである。

次回サミット

50. 我々は、1996年6月27日から29日までリヨンで会合することについてのフランスの大統領の招待を受諾した。

(出所)『国際金融年報 平成8年版』（平成9年3月31日）244-251ページ

11-8 リヨン・サミット・経済コミュニケ骨子

1996（平成8）年6月28日 リヨン

前文

—「グローバル化」の進展がもたらす様々な恩恵と挑戦について議論した。

I. 経済・通貨協力

—マクロ経済政策協調。G7の経済状況は概ね順調。但し、財政赤字、失業等の依然困難な問題あり。

—経済政策の目標はインフレなき持続的成長を図り、雇用の創出と失業の低下をもたらすこと。

—健全な経済政策が為替レート安定の基盤、95年4月以降の主要通貨における流れを歓迎。国際通貨の安定に関する蔵相の見解を支持し、経済政策、為替市場における引き続き緊密な協力を要請。国際通貨・金融市場安定のため、健全性確保に向けた一層の規制・監督の要。

—IMFのサーベイランス強化、緊急融資メカニズムの樹立等を歓迎。一般借入取極（GAB）の下でIMFに提供可能な資金量の倍の資金を確保するための合意を歓迎。

—企業誘致のための各国の優遇税制間の競争や移転価格税制は貿易・投資を歪曲する危険あり。OECDの作業の成果に期待。

—高齢化の経済的・財政的影響という課題に対応するため、社会保障制度の継続の確保に向けた決意の表明。

II. 貿易・投資の促進

- OECDの多角的投資協定(MAI)交渉の97年6月までの成功裏の終結を期待。
- 多角的ルールが地域イニシアティブの枠組みとなることを確認。相当程度の自由化コミットメントに基づき、新たなメンバーがWTOに加盟することを支持。
- WTOシンガポール閣僚会議の成功に向け努力。ウルグアイ・ラウンド合意の完全実施を確保し、継続交渉の終結に向け断固たる決意。
- シンガポール閣僚会議で、貿易と投資、貿易と競争政策といった重要な問題を取り上げることを提案。更なる規制制度改革等や、政府調達協定の参加国の拡大、知的所有権に関する規律の効果的な執行、ITA(情報技術協定)等が重要。
- 国際商業取引における汚職と闘っていく強い決意。

III. 雇用問題への取り組みの強化

- 失業削減と質の高い雇用の創出のため、構造改革を進める要あり。
- リアル雇用関係閣僚会合の結論を歓迎。人材への投資、雇用創出を促進するための規制の枠組みの改革等の政策を遂行する。(この関連で、OECDの規制制度改革の作業を歓迎。)
- 雇用問題につき一層深く検討するため、日本で開催が提案されている会合を歓迎。

IV. 開発のための新たなグローバル・パートナーシップ：21世紀に向けての抱負

- 途上国、先進国、国際機関の間で新たなグローバル・パートナーシップを樹立し、開発援助のあり方等につき改めて検討する必要。
- このパートナーシップによる具体的な成果に期待。貧困、乳幼児及び妊産婦死亡率、初等教育等の分野での、目標達成に向けた進捗状況につき計測可能な指標が有用。この分野でのOECDの作業を歓迎。
- 新たなパートナーシップは、途上国、先進国、国際機関の間の責任の分担に基づくものとなるべき。
- この新たなパートナーシップの枠組みの下、一層効果的に狙いを定めた政策を実施する。

V. 開発のための国際機関強化

- 開発委員会の改革等を実施。
- 開発の分野で一層効果的になるため、国際連合は役割と比較優位を明確にする要あり、事務局の効率性向上を図る要あり。
- 改革の要点点としては、開発関連の国際連合3部局の統合、経済社会理事会の政策立案機能及び調整機能の強化、UNDPの強化、合理化により節約された経費の開発事業への再投資等がある。

VI. 開発に必要な多数国間支援の供与

- 国際開発協会(IDA)の11次増資に全てのドナーが貢献することに合意したことを歓迎。
- アフリカ開発基金の増資を歓迎。アジア開発基金の増資も重要。
- 拡大構造調整ファシリティー(ESAF)の継続へのコミット。必要な資金調達を前向きに検討。
- 重債務国の国際機関等に対する債務の救済のため、更なる行動が必要。

VII. 移行諸国の世界経済への統合の成功に向けて

- ウクライナが引き続き政治経済改革を推進し、国際経済への統合を目指していることを支持。IMFとの合意を歓迎。
 - ロシアの政治改革と民主主義へのコミットメントを支持。IMFとの合意を歓迎。
- 次回サミット
- デンバーにて会合。

(出所)『国際金融年報 平成8年版』(平成9年3月31日)254-255ページ

11-9 デンヴァー・サミット7カ国声明(仮訳)

1997(平成9)年6月21日 デンヴァー

—グローバルな経済及び金融上の課題に直面して— はじめに

1. 我々主要先進7カ国の元首及び首相並びに欧州連合の代表は、デンヴァーで会合し、21世紀を目前に控えた今、経済、金融及びその他の分野において我々が直面している課題について討議した。

2. 我々は、持続的なインフレなき成長と、世界の繁栄に対する貢献に引き続きコミットする。市場のグローバル化の進展は世界の経済成長の重要な推進力であり、これは、すべての国に機会を提供するものである。我々の目標は、グローバル化によって生じる課題に取り組むと同時に、すべての人々にグローバル化による最大限の恩恵をもたらすことである。
3. この目標を達成するために、我々は、
- ・持続可能なインフレなき成長の促進、雇用の創出、健全財政の回復及び人口の高齢化問題への対応を図るための政策を実施し、
 - ・経済成長と繁栄にとって極めて重要な基盤である、貿易及び投資に対する開かれた市場の促進並びにグローバルな金融の安定の支持のために、他の国々と協力し、
 - ・世界のあらゆる地域の移行国及び開発途上国が世界経済に成功裡に統合されることを促進しなければならない。

成長の促進

4. リオンでの会合以来、我々は、我々の経済の多くの指標が良好であることに勇気づけられてきた。インフレは依然として低い水準にあり、経済成長は、堅調かつ持続可能なペースで続いているか、上向いている。また、財政上の措置は、財政赤字を減少させつつある。我々は、新興経済の目覚ましい発展を歓迎する。これは、世界経済の成長に大きく寄与してきた。我々はまた、安定したマクロ経済条件の整備と構造改革の実施とに向けた移行経済の前進を歓迎する。我々は、これらの国々に対し、国際通貨・貿易システムの効率的な機能を確保するために我々と協力するよう呼びかける。
5. しかし、我々は、自国の経済において依然としてなすべきことがある。長期的に健全な財政状態を回復するために、また、いくつかの国々では、金融システムの健全性を確保するために、一層の努力を払わなければならない。我々は、いくつかの国々で失業率が高水準にあることを懸念する。高い失業率は、経済成長、財政及び社会の一体性に深刻な影響を及ぼすものである。いくつかの国々では、力強い経済成長と雇用の拡大が見られたが、雇用の伸びの回復が満足すべき水準にない国もある。特に後者の国々では、構造改革を通じて労働市場と財市場の効率性を高めるために一層の努力が必要である。我々は、すべての人々、特に若年者が経済成長に参加し、その恩恵を享受できるようにするとの課題に直面している。この観点から、我々は、OECD（経済協力開発機構）の規制制度改革に関する作業を奨励する。
6. 高齢化する社会における人口構成の変化が経済、金融及び社会に与える影響に対応することは、我々が直面する最も重要な課題の一つである。このような変化は、年金及び医療にかかる費用に重大な影響を及ぼし、財政に影響を与え、公的及び民間貯蓄を減少させ、資本の世界的な流れに影響を与え得る。したがって、我々は、これらの問題に対処するための構造改革に取り組むことを誓約する。我々は、財務及び経済担当大臣に対して、他の関係当局と調整しつつ、OECD及びその他の関連国際機関において検討することを含め、高齢化の経済的及び財政的影響について検討するよう要請した。
7. 我々各国の状況と優先事項は異なっている。
- ・米国では、長期的な景気回復が見られ、雇用創出面での成果があがっている中、引き続きインフレの再燃を警戒し、連邦予算を均衡させるとの合意を完全に実行し、貯蓄を促進することが重要である。カナダは、インフレを極めて低い水準に抑制するとともに、財政赤字の削減に目覚ましい成功を取め、最近成長の加速が見られた。この成長の加速は、一層の雇用創出につながるであろう。
 - ・日本には、内需主導型の力強い成長を達成するとともに、対外黒字の大幅な増加を回避するとの目標がある。より広範な規制緩和のイニシアティブと適切な財政構造改革を含む一層の構造改革は、中期的に見て、日本経済を更に活性化する上で重要である。
 - ・フランス、ドイツ及びイタリアは、力強い雇用の拡大を回復するという困難な課

題を共有している。健全な長期的財政状態の回復に向けて努力しながら、これらの国々は、税制及び社会保障制度の改革を含め、雇用創出に対する障壁を低減し、政府の活動の効率性を高め、必要な場合には、経済活動における政府の役割を再編成するための構造改革を更に進める必要がある。英国は、特に教育及び福祉改革を通じ自国経済の長期的成長の潜在能力を強化する一方で、引き続き、インフレ圧力を抑制し財政赤字を削減する必要がある。

8. 我々は、EMU（経済通貨統合）についてその国際的な影響を含め議論した。我々は、健全なマクロ経済政策及び構造政策により支えられ、国際通貨制度の安定に寄与するような、ユーロの成功裡の導入及び十分に機能するEMUの実現に向けたEU諸国の努力を歓迎する。

9. 我々は、国際通貨の安定を促進することについてのコミットメントを再確認する。我々は、蔵相に対して、引き続き経済政策及び為替市場について緊密に協力するよう要請した。

10. 我々の政府は、持続可能な成長を促進するため今年新たな段階に入ったロシアの経済改革を歓迎する。ロシアの財政状態に健全な基盤を与えるには、同国の抜本的な税制改革のための計画が不可欠である。我々は、投資環境を改善し、競争を促進し、犯罪及び腐敗と闘い、社会部門を強化するためにロシアが構造改革を強力に推進しようとしていることに全面的に賛成する。これに関連して、ロシアがIMFとの間で設定したEFF（拡大信用供与ファシリティー）プログラムを完全に実施することが極めて重要である。この成功裡の実施は、ロシアが民間投資をより多く引きつける手助けとなる。更に、融資及び保証の双方の増加を通じてロシアの世界銀行及びEBRD（欧州復興開発銀行）との関係が深化し拡大することは、この意欲的な構造改革を支持することとなる。

グローバルな金融システムの安定の強化

11. 国際金融市場は、ますますグローバル化し複雑化しつつある。この状況は、国際金

融システムの機能の効率性向上につながり得る新たな機会を提供するものであり、このことにより成長と繁栄が促進される。同時に、これらの変化は新たな課題をもたらす。ハリファックス・サミット以来、リヨン・サミットを通じて、我々は、金融規制当局及び国際金融機関に対し、技術革新を抑圧することなく、また、グローバル化、自由化及び競争の恩恵を損なうことなく、発生し得るシステム・リスク及び波及リスクに効果的に対応し、金融の安定を促進するための措置をとるよう奨励してきた。我々は、国際金融システムの強化のための協調的な努力を歓迎し、リヨンで特定した主要分野における進展の概要を示した蔵相報告を支持する。

12. 各国の監督当局及び国際規制機関は、通常時及び緊急時の双方において国際的に活動する金融機関の監督を強化するための、協力に関する取り決めのネットワークを整備し、提案を作成した。このような努力は、規制の枠組みに市場の進展を一層反映させる上で役立つであろう。更に蔵相は、監督上の目的のための情報交換を促進及び改善する法令上の必要な変更を支持することで一致した。我々の消費者、投資家及び規制当局がリスクを一層明らかにし、管理し及び抑制することを手助けするために、リスク評価の強化、外国為替決済リスクの軽減及び市場の透明性の改善に向けた措置がとられている。更に、電子マネーに関するG10作業部会が、出現しつつある電子的支払技術に関し各国のアプローチを導く手助けとするため、一連の広範な目標及び主要な考慮事項を明らかにした。

13. 新興市場経済における金融の安定に関する作業部会は、新興経済の金融システムの強化を支援するための具体的な戦略の概要を示した。この作業部会には、新興市場経済からの代表も参加した。また、バーゼル銀行監督委員会は、改善された健全性基準の世界的な採用に大きく貢献する一連の「コア・プリンシプル」を策定した。我々は、これらの報告内容の普及及び支持並びにこれらの報告に示された勧告の実施を要請する。

14. 金融の安定を促進し、発生し得る金融危機を緩和するためのこのような努力は、我々が極めて重視している進行中の重要なプロセスの一部である。我々は、国内の監督当局に対して、規制面での国際協力を強化するために更に提案を作成し、それらを実行するよう求める。我々は、国際金融機関及び国際規制機関に対して、新興市場経済がその金融システムと健全性基準を強化することを支援する役割を果たすよう呼びかける。蔵相は、一層の措置をとるためのアプローチを策定すべく、関連する監督機関、国際規制機関及び国際組織と協議し、来年のサミットに先立ってこれらのイニシアティブの実施に係る進捗状況を報告する。

統合された世界経済の構築

変化する世界における国際金融機関

15. 世界の貿易及び民間資本の流れの急速な拡大に応じ、IFIs（国際金融機関）は適応と改革を継続的に行う必要がある。したがって、我々は、ハリファックス・サミット以降進んでいる意欲的なIFIs改革の計画に対する支持及び、これらの改革の包括的な実施によって国際通貨制度の有効性が大幅に強化されることに対する確信を再確認する。我々は、これらの機関がその努力を続ける中で、これらの機関と共同で作業すること、並びに成功に必要な財源と多数国間による支持を提供するために、我々の間及び国際通貨制度に利害を有する他の国々との間で協力することを誓約する。
16. 我々は、IMF（国際通貨基金）による国際通貨制度の監視を評価する。我々は、各国が貿易及び投資の自由化を通じて長期的な潜在力を築こうとしていることへのIMFの支援は特に重要と考える。我々は、世界の資本市場における新たな課題に対応するためにIMFに資本取引の自由化を促進する特定の権限を付与するIMF協定の改正の主要な内容について、香港での世界銀行・IMF年次総会までに実質的合意に達することを目指す。我々は、監視の強化及び透明性の改善の促進についてのIMFにおける進展を歓迎する。重大なマクロ経済上の影響をもたらす可能性のある金融部門の問題並びに良い統治及び透明性の促進に対して注意が払われることは、金融危機の回避に役立つ。IMFが行う加盟国との活動における適切な透明性も同様に重要である。我々は、これらの分野でのIMFにおける進展を歓迎する。我々は、特別引き出し権の「衡平な」配分を規定するために、IMF協定の改正案に対する実質的合意に達することを目指すとともに、IMFに対して、9月の香港での世界銀行・IMF総会までに、最終合意に至るよう努めることを要請する。
17. 世界銀行の「ストラテジック・コンパクト」は、貧困の削減に対する世界銀行のより強力な対応、民間部門との強力な新たなパートナーシップ並びに健全な政策及び全市民の福祉に真にコミットする国々に対する業務の集中を強調するものであり、新たな方向への歓迎すべきコミットメントを示すものである。我々は、特に最貧国における制度面での能力構築により重点を置くことへの世界銀行のコミットメント並びにこの取組みにおいて透明性、責任及び良い統治が極めて重要であるとの世界銀行の認識を全面的に支持する。我々は、これらのコミットメントの完全なかつ時宜を得た実行を期待する。我々は、地域開発銀行が、これらの課題への対応に全面的に参加するよう要請する。我々は、香港総会において、開発途上国における民間部門のインフラ投資を支援するための革新的な方策を示すとの世界銀行グループのイニシアティブを歓迎する。
18. 持続的な経済開発と健全な民主主義を実現するためには、透明で責任がありかつ対応力のある公的機関が不可欠である。この関連で我々は、良い統治を促進するための世界銀行の長年にわたる努力及びアジア開発銀行による良い統治に関する方針の採用を歓迎する。我々は、IMF及び世界銀行に対して、統治に関する最良の実践についての原則及び指針からなる統治の問題に関する方針の策定を完了するよう要請する。
19. IFIsが意欲的かつ重要な改革を成功させるために必要とする多数国間による支持及び財政的資源が確保されるようにすることは、我々の責務である。これは、MDBs（国際開発金融機関）にとっては、特に、

例えばIDA（国際開発協会）のような極めて重要な譲許的融資業務に関して、我々が資金面でのコミットメントを完全に履行することを意味する。我々はまた、MIGA（多数国間投資保証機関）が、世界銀行グループの他の機関と協力しつつ、開発途上国における民間投資への支援を継続するためには十分な財源を必要としているとの認識で一致している。IMFがシステム上の責任を果たすために引き続き十分な財源を有することが重要であるとの認識に立ち、我々は、IMF理事会に対して、9月の香港での世界銀行・IMF総会までに、第11次増資に関する作業を完了するよう努めることを要請する。最貧国の成長及び開発を促進する上でIMFが果たす十分な役割を維持するために、ESAF（拡大構造調整ファシリティ）が十分な財源をもって継続されることが必要である。

開発のためのグローバル・パートナーシップ

20. 我々は、リヨンで意見が一致したとおり、持続可能かつ幅広く共有された経済の成長と開発へのコミットメントを改めて表明するとともに、開発途上国及び国際機関との全面的なパートナーシップを再確認する。我々は、このパートナーシップと二国間の潜力を通じて、根深い貧困の撲滅、人間の潜在能力への投資及び尊厳の促進といった相互に関連する課題に対応することに引き続きコミットし、過去10年間に得られた明確な教訓と主な成果を踏まえることとしている。これらの課題に対応する上で、我々は、民間部門の補完的かつますます重要な役割を認識し、これを歓迎する。
21. このパートナーシップは、責任の分担と利益の共有を基礎とする。我々としては、健全でグローバルな金融システム、開かれた貿易・投資体制及び先進経済における一貫しかつ持続可能な成長の実現にコミットしている。我々は、適切な開発援助が利用可能となるようにしなければならない。そしてこれらは、主として、最も大きな効果が得られる分野、世界経済の統合から取り残される危険のある最貧国、更には持続可能な開発の根本的な源である優先度の高い人的資源への投資に対して重点的に配分さ

れる必要がある。援助受入国の側においては、健全なマクロ経済政策を追求し、開発を真に促進し非生産的な支出、特に軍事支出を最小限にする財政上の選択を行い、我々の支援を最大限に活用し、更に個人の基本的権利を尊重しなければならない。我々は、積極的な支援を通じてこうした努力を強化する。我々は、我々の援助と信用供与を通じて開発途上国における非生産的支出を削減するIFIsの努力を支持するとのリヨンにおけるコミットメントを再確認する。

22. 特に貧困及び疎外にともなう問題が深刻なサハラ以南のアフリカにおいて、開発途上国が金融及び財政の安定、貿易及び投資の自由化、持続可能な開発及び成長の促進のために、包括的で外部に対して開かれかつ効果的な経済改革措置を実施していくに従い、我々とこれらの国々とのパートナーシップは、一段と深まり、新たなより市場指向の性質を帯びたものとなり得る。我々は、IFIs、特に世界銀行及びアフリカ開発銀行に対して、特に改革を進めるサハラ以南のアフリカ諸国が、優先課題を認識し、開放性、地域的統合、世界経済への一層の深い関わり合いに向けた取組みを強化することへの支援努力を強化するよう要請する。このような行動は、生産的な外国投資と国内での資本形成への支援となる。我々は、IFIsに対して、香港での世界銀行・IMF総会までにそれぞれの取組みについて報告するよう要請する。更に、我々は、開発途上国において参加を拡大するために零細企業育成のための戦略により大きな関心が集まっていることを歓迎し、二国間及び多数国間の援助を通じた零細金融における最良の実践例の重要性を強調する。

最貧国債務救済

23. 我々は、リヨンで打ち出された新たな債務イニシアティブの実施において見られた顕著な進展を歓迎する。このイニシアティブ（HIPCイニシアティブ）は、持続可能な財政状況及びより力強い成長を達成できるよう重債務貧困国が債務救済に必要な大胆な改革を実施することを助けるものである。IMFと世界銀行は、HIPCイニシア

タイプの下で、資格を有する国々を対象に、国際機関に対する債務の効果的な削減をもたらすために具体的な仕組みを確立し、この目的のために初期資金の利用を可能とした。パリ・クラブも、負担の公平な分担に基づき、このイニシアティブに全面的に参加する用意があることを表明した。

24. 我々は、このイニシアティブのために合意された枠組みが今後1年間さらに実施されることを期待し、また、今後数カ月間に、追加的にいくつかの国々が救済の対象として資格を得るものと期待する。IMF、世界銀行及びパリ・クラブは、暫定期間における救済の提供を含めその役割を果たさなければならない。IMFと世界銀行はまた、他の国際機関の参加を確実なものとするために、アフリカ開発銀行の特別なニーズを考慮しつつ、これら機関との緊密な調整を継続する必要がある。新たなイニシアティブの成功は、債務国の強力な改革プログラムと効果的な債務救済の組合せにかかっている。我々は、既に数カ国が二国間の譲許的債務を大幅に削減したことを歓迎する。他の国々は、改革を進める最貧国のためにこの種の債務を削減し、あるいは可能であれば、免除する努力を強化すべきである。

腐敗と金融犯罪の撲滅

25. 我々は、IMF及び国際開発金融機関に対して、法の支配の確保、公共部門の効率性及び責任体制の改善並びに制度面での機能及び効率性を向上させるための対策を含め、各国が腐敗と闘うことを助けるためにその活動を強化するよう要請する。これらは、すべて腐敗行為の経済的・金銭的誘因や機会を除去することに資する。我々は、良い統治を促進するためのそれぞれの権限及び責任の範囲内におけるIFIsの努力を支持し、奨励する。

26. 世界銀行は、幅広い統治の問題を重視することに加えて、腐敗に対する具体的な措置を講じた。これは、世界銀行が資金供与を行なう契約に対して同行が適用する調達基準の透明性の向上と厳格化を通じて公共部門の調達基準を世界的規模で引き上げることによるものである。我々は、地域開発銀行に対して、この努力に全面的に協力す

るよう求める。これには、最高水準の調達基準を設定することも含まれる。

27. 我々は、OECD加盟国の閣僚が、5月に、外国公務員への贈賄を効果的かつ協調的方法により刑罰化するとのコミットメントを行ったことを歓迎する。我々は、そのような賄賂の税控除に関する従前の勧告の迅速な実施を求める。我々は、1998年4月1日までに各国が刑事罰化の提案を立法府に提出し、1998年末までにその発効を目指すことにコミットしている。更に、我々は、以上の目的のために、1998年内の可能な限り早い発効を目指し、条約の交渉を、本年末までに完了すべく、速やかに開始することにもコミットしている。

28. 我々は、深刻な金融犯罪及び規制の悪用に関する事例についての法執行機関と金融規制当局との間の国際協力の改善に向けた我々のコミットメントを再確認する。我々は、我々の専門家に対して、来年のサミットにおいて報告し、勧告を行うよう求める。

29. 資金洗浄は、我々のすべての国の民主的な価値観及び金融に対する信頼性を継続的に脅かしている。FATF（金融活動作業部会）は、資金洗浄に対する国際的な闘いにおいて主導的な役割を果たしており、我々は、FATFがその重要な活動を継続すべきと確信する。重要な課題は、全世界のあらゆる地域に反資金洗浄のメッセージを広めることである。FATFは、その構成員を拡大し、各々の地域において重要な役割を果たし得るFATFの40の勧告にコミットする非加盟国を選択的に受け入れることを検討すべきである。FATFは、地域的組織とのより緊密な協力、国際金融機関による支援及び国際的な金融サービス業界の協力を求めることが必要である。来年にかけて我々は、来年のサミットで会合し、FATFの任務をさらに5カ年更新することを検討するに当たって、FATFに対し、その非常に重要な活動を推進するための方策を再検討するよう求め、その結論を受け取ることを期待する。

成長するグローバルな貿易及び投資への支持

30. 貿易と投資は、一層の繁栄、持続可能な経済成長及び雇用の創出にとって不可欠で

ある。我々は、貿易自由化を更に進めるといふ目標を支持し、グローバル化の恩恵を広めるために、ウルグアイ・ラウンドの成果である協定の完全かつ効果的な実施に高い優先順位を与える。グローバル化は、すべての人がグローバル化の結果としてもたらされる経済的利益の恩恵を享受しなければ持続し得ない。我々は、12月にシンガポールで開催された第1回のWTO（世界貿易機関）の閣僚会議を歓迎する。また、1兆ドルに相当する情報技術製品の貿易及び電気通信サービスの貿易について、今年初めに達成された重要な諸合意を歓迎するとともに、それが拡大されることを期待する。我々は、本年末までに、最恵国待遇の原則に完全に則り、より広範な国々による実質的に改善された市場アクセスと内国民待遇の約束を含む金融サービスに関する合意が達成されることが、WTOの全加盟国の利益につながると信じる。我々は、このような結果を得るために建設的に交渉を進めるとともに、我々のパートナーに対し、我々とともに努力するよう要請する。同様に、OECDにおける多数国間投資協定に関する交渉が1998年に成功裡に終結することを期待する。

31. 我々は、WTOに基づいた開かれた多角的貿易体制が最も重要であることを再度表明する。来年のGATT（関税及び貿易に関する一般協定）の50周年は、我々がこれまで達成したことを振り返る機会となるとともに、将来を見据える好機である。我々は、ウルグアイ・ラウンドの成果である協定に組み込まれ、シンガポールにおいて貿易担当大臣によって具体的に示された貿易自由化の推進のための作業計画及び時間的枠組を支持する。我々は、このプロセスのために、可能な限り幅広い支持を築き上げることにコミットしている。我々は、世界経済における進展、多角的体制の参加者の拡大及び残存する重要な伝統的貿易障壁を考慮に入れつつ、市場開放のためのイニシアティブをさらに探求することで一致した。保護主義的な目的で労働基準を利用することを拒絶しつつ、我々は、国際的に承認された中心的な労働基準を遵守する決意を新

たにする。

32. 我々は、WTOの規則を遵守すること及び商業的に意味のある市場アクセスを提供することへのコミットメントを基礎として、WTO加盟国を拡大することに高い優先順位を与える。シンガポールで一致したとおり、我々はまた、行動計画を通じて後発開発途上国の貿易システムへの統合をさらに進展させることを支持する。この計画には、例えば、これら諸国の輸出の拡大及び多様化を促進するために、これら諸国の製品に対し予測可能かつ有利な無税のアクセスを自主的に与えることが含まれる。我々は、WTO・UNCTAD（国際連合貿易開発会議）・ITC（国際貿易センター）会議により、これら諸国が貿易と投資の拡大による恩恵を享受する能力を向上させることを期待する。我々は各々、引き続き、様々な手段によって、我々の市場への後発開発途上国のアクセスを改善する。
33. 電子商取引の発展は、我々の市民と企業すべてに対して大きな恩恵を生み出す可能性を持つ。そのためには、電子商取引が予測可能かつ安定した環境で成長できるようにしなければならない。我々は、我々の当局者に対しOECD、WTO、その他適切な国際機関や民間部門と協力してグローバルな電子商取引を促進する機会を明らかにすると同時に、国家安全保障上の利益の保護、消費者保護、効果的な租税行政及び資金洗浄を含む犯罪行為への対応能力を確保する上で、電子商取引がもたらす課題を明らかにするよう指示した。
34. リヨンにおいて、我々は、税関手続の標準化と簡素化への取組みを開始した。我々は、税関業務の専門家に対し、その作業を次の1年間で完了し、我々の次回会合の前に報告を行うよう求める。その報告は、税関及び関連する行政機関がその任務を遂行するに当たり必要なデータの標準化及びそれを電子的に報告する形式の標準化の双方に関する取組みと、税関業務の効果的遂行を阻害しない範囲での提出要求データの最小限化に関する取組みを内容とする。
35. 各国経済のグローバル化によって、租税に関する有害な競争という課題が深刻化し

た。リヨンでのコミュニケにおいて述べられているとおり、金融その他の地理的に移動可能な活動の誘致を目的とする税制に見られるような税に関する国家間の有害な競争は、貿易と投資とを歪曲する危険があり、各国の課税基盤の浸食につながり得る。租税に関する有害な競争は税制の公平性と中立性を損なうものである。したがって、我々は、OECDが着手した作業を極めて重視している。我々は、来年のサミットでの検討に間に合うように、OECDがこの問題に関する作業の結論と勧告を作成することを希望する。

ウクライナ

36. 我々は、ウクライナが経済改革を再活性化するとともに投資家にとってより好ましい環境を整備するとの課題に取り組むよう奨励する。このような取組みにとって、また国際金融機関及びドナーにより既に提示されている相当な規模の資金供与パッケージへのアクセスを得る上で、ウクライナ政府が昨秋概要を示した野心的な改革計画について直ちに進展が見られることが極めて重要である。ウクライナ政府は、投資家の法的地位及び実際上の取扱いを改善するために、いまこそ決定的な措置をとる必要がある。これは、民間部門を発達させる上での鍵であり、また、それがなければ改革は失敗する。
37. 我々は、チェルノブイリ閉鎖に関するウクライナとの1995年了解覚書の実施において大きな前進を遂げた。我々は、チェルノブイリの閉鎖後2000年以降の、ウクライナの電力需要を満たすためのエネルギー・プロジェクトの資金動員について、了解覚書の範囲内でウクライナを支援することへのコミットメントを再確認する。これまで、総額10億ドルを超えるプロジェクトが合意されている。我々は、ウクライナに対し、持続可能な成長に必要な改革、特にそのエネルギー部門における改革を引き続き行うよう要請する。
38. 我々は、破壊されたチェルノブイリ原子炉の残骸を覆う石棺について、その環境上の安全性を確保することの重要性につき意見の一致を見た。この課題は、明らかにウクライナ単独の能力を越えるものである。この問題は、国際社会にとっての大きな課題である。我々は、ウクライナとの間の了解覚書で約束したコミットメントに追加を行うことを決定した。我々は、多数国間資金供与メカニズムの創設を支持し、G7がこのプロジェクトの存続期間にわたって3億ドルの貢献を行うことで一致した。我々は、このプロジェクトの完全な実施を確保するため、この問題に関係する政府及びその他のドナーが、今秋開催される特別ブレッジング会合に我々とともに参加するよう要請する。

(出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 242-248ページ

11-10 G8バーミンガム・サミット コミュニケ (仮訳)

1998 (平成10) 年 5月15-17日
バーミンガム

はじめに

1. 我々8カ国の主要な民主主義工業国の元首及び首相並びに欧州委員会委員長は、バーミンガムで会合し、我々自身及び他の諸国において人々に影響を与えている問題について議論した。グローバリゼーションがますます高まる世界において、我々は、より一層相互依存的になっている。我々の課題は、グローバリゼーションのプロセスを進めかつ持続させ、あらゆる地域において人々の生活の質が向上するように、より広範にその恩恵が行き渡ることを確保することである。我々はまた、我々の制度及び構造が世界で進行しつつある急速な技術的及び経済的変化に対応するものであることを確保しなければならない。
2. 21世紀の始まりを控えた世界が直面する主要な課題の中で、このサミットは、以下の3点に焦点を当てた。
 - 一 環境を保護し良い統治を促進しつつ、開発途上国がより急速に成長し貧困を削減することを可能にし、新興アジア経済の成長を回復させ、安定した国際経済においてモノとサービスの貿易及び投資の自

由化を維持するような持続可能な経済成長及び開発の世界的な達成。

- すべての人が参加できる我々自身の経済における継続的な成長の達成、雇用の創出及び社会的疎外との闘い。
- 世界のすべての国において、この成長を弱め、法の支配を損ない、個人の生命を害するおそれがある薬物及び国際犯罪との闘い。

それぞれのケースにおける我々の目標は、これらの課題に取り組むための具体的な行動について合意することであった。

世界経済における持続可能な成長の促進

3. 相互依存の世界においては、我々は、すべての国において持続可能な経済成長を達成すべく努力しなければならない。世界的な統合は、我々が懲慥し形作ってきたプロセスであり、かつ、世界中の人々にとって明確な利益を生み出すプロセスである。我々は、5月2日になされた欧州経済通貨統合の創設に関する歴史的決定を歓迎した。我々は、世界経済の健全性に寄与する成功裡のEMUに期待する。健全な財政政策及び構造改革の継続に対する欧州連合諸国のコミットメントは、EMUの長期的成功並びに成長及び雇用に関する見通しの改善にとっての鍵である。
4. 全体として世界の見通しは、依然として良好である。しかしながら、我々が前回合意して以来、この見通しは、アジアにおける金融危機によって一時的に後退している。我々は、この地域の安定と成長を再建するための努力及び国際金融機関の果たす重要な役割に対する我々の力強い支持を確認する。アジアの成功裡の回復は、我々すべてにとって重要な利益をもたらす。したがって、
 - 我々は、影響を受けた諸国において進められている諸改革を強く支持し、これまでに達成された進捗を歓迎する。IMFと合意したプログラムの完全な実施により、安定が回復され得るものと我々は確信する。アジアが過去目覚ましい成長を達成するのに役立つ基礎的要素は、依然として有効である。合意された政策の実施は、波及効果を避けるために我々自身及

び他の諸国においてとられる措置とあいまって、この地域の確固たる回復及び新たな世界の安定のための基礎をもたらす。

- 我々は、アジアの出来事の1つの重要な教訓は、健全な経済政策、透明性及び良い統治の重要性であると信じる。これらは、金融市場の機能、経済政策決定の質及び健全な政策に対する一般の理解と支持を改善し、これにより信頼を高める。また、危機の解決に当たっては、民間セクターが時宜を得た、適切な役割を果たすことを確保することも重要である。
 - 我々は、この地域の危機が貧困者及び最も脆弱な人々に与える深刻な影響を認識する。経済及び金融改革は、これらの人々をこの危機のもたらす最悪の影響から守るための関係諸国による行動及び政策と調和したものである必要がある。我々は、このため世界銀行、アジア開発銀行の支援及びドナーの二国間支援並びにIMFと合意したプログラムにおいて社会的支出がますます重視されていることを歓迎する。
 - 我々は、今回の困難がこの地域及び我々自身の国の双方において短期的な保護主義的な勢力に弾みを与えかねないことを懸念する。このようなアプローチは、回復の見通しを大きく傷つけるものとなる。我々は、自らの市場を開かれたものとし続ける決意であり、他の諸国に対しても同様のことを要請する。我々は、影響を受けた諸国が投資及び貿易に対してその市場を開放し続けることの重要性を強調する。
5. 来週のGATT創設50周年に関するWTOの祝賀行事に目を向けて、我々は、
 - WTOの多角的枠組みにおける継続的な貿易及び投資の自由化への我々の力強いコミットメントを再確認し、
 - すべての国に対し、市場をより一層開放し、保護主義に抵抗するよう要請し、
 - 確立されたWTOの規則及び慣行に従ったWTOのメンバーシップの拡大を強く支持し、
 - 他の国際機関においてと同様、WTOにおいて一層の透明性を懲慥することに

よって、多角的システムに対する一般の支持を促進することに合意し、

—既存の多数国間のコミットメントを履行し、合意済み課題を推進し、かつ広範な多角的自由化を追求するに当たり新たな分野に取り組むための努力に対する我々の支持を再確認し、

—新興経済及び開発途上経済が十分かつ効果的に多角的貿易システムに参画することに対する我々の希望を確認し、これらの諸国において成長をもたらし、貧困を軽減することに役立つよう、かかる参画から早期の目に見える利益が得られることをコミットし、また、以下により後発開発途上国への支援を実施する。

◆その物品に対する追加的な無税のアクセスを、必要な場合には自主的に、提供すること、

◆原産地規則が透明であることを確保すること、

◆地域統合を促進する努力を支援すること、

◆その市場が、投資及び資本フローにとってより魅力的かつアクセスしやすいものとなるよう支援すること。

6. 最後の点は、世界が直面する最も困難な課題の1つを際立たせている。すなわち、より貧しい途上国、特にアフリカにおいて、その能力を開発し、世界経済により良く統合され、それによってグローバリゼーションのもたらす機会から利益を得ることを可能にすることである。我々は、アフリカにおける希望と進歩という新たな精神に勇気付けられる。課題は厳しいが、克服できるとの自信が高まりつつある。我々は、OECDの21世紀開発戦略に示されているとおり、改革し、発展し、経済的・社会的開発のための国際的に合意された目標を達成するための、これらの諸国の努力を支援する真のかつ効果的なパートナーシップにコミットする。したがって、我々は、いずれの場所においても児童のために少なくとも初等教育を実現し、母子死亡率と世界人口のうちの極貧人口の割合を大幅に減少させるために、これらの諸国と協力しなければならない。

7. 我々は、これらの目標を達成するために、我々がリヨン及びデンヴァーにおいて策定したヴィジョンを完全に履行する意図を有する。したがって、我々は、以下について国際的な努力を共に行うことを誓う。

—これらの諸国が、民主主義と良い統治、

より強力な市民社会とより高い透明性を確立し、腐敗に対する行動をとるための努力に対して、例えば、OECD贈賄防止条約を1998年末までに批准するためのあらゆる努力を傾注することによって、効果的な支援を提供すること、

—実質的な水準の開発援助の重要性を認識すると共に、世界銀行のソフト・ローン部門の迅速かつ適切な増資について交渉すること（IDA12）並びにIMFの拡大構造調整ファシリティー及びアフリカ開発基金のための適切な資金を提供することを含め、我々の責任を履行しつつかつバードン・シェアリングの精神に基づき、改革プログラムを支援するために開発のための資金を動員すること、

—既存の二国間援助や投資機関による支援が、基本的な社会インフラの開発や貿易及び投資を改善するための措置を含め、健全な改革の支援に焦点を当てるよう努力すること、

—OECDにおいて、1999年に案文を提案することを目的として、後発開発途上国向け援助のアンタイド化に関する勧告につき作業すること、

—国際金融機関（IFIs）及びパリ・クラブにおいて合意された重債務貧困国（HIPC）イニシアティブの条件に従った、より多くの国への債務救済の迅速かつ断固たる拡大を支持すること。我々は、既に6カ国がHIPC債務救済の適格性を認められたこと、及びさらに2カ国が近く認められる見込みであるとの進展が達成されたことを歓迎する。我々は、すべての適格な国が、2000年までにこのプロセスに入ることができるように、可及的速やかにプロセスを開始するために必要な政策措置をとることを慫慂する。我々は、各国が条件を満たす場合に、債務問題からの永続的な脱却を保証するために、必

要な場合にはいつでも暫定的救済措置を含め、必要な救済を得ることを確保すべく、国際機関及び他の債権者と協力する。我々は、アフリカ開発銀行がHIPCイニシアティブに対する貢献を行うための資金を確保できるよう、将来の資金調達努力に世界銀行が参加することを期待する。

- 改革を行っている後発開発途上国に対し、援助に関連する二国間債務を免除するか又は同等の措置をとっていない諸国は、これらを実施するよう要請すること、
 - 感染症及び寄生虫症に関する相互協力を強化し、これらの分野における世界保健機関の努力を支援すること。我々は、何億人もの人々が経験している苦しみを除去し、マラリアに起因する死亡率を2010年までに大幅に減少させるための、新たな「ロールバック・マラリア」イニシアティブを支持する。我々はまた、ワクチン開発、予防プログラム及び適当な治療法を通じ、かつUNAIDS（国際連合エイズ共同プログラム）に対する支援を継続することによって、世界的なエイズ禍を減少させるための努力を継続する。我々は、エイズの予防と治療のためのフランスによる「国際治療統一基金構想」の提案及びその他の提案を歓迎すると共に、我々の専門家に対し、それらの実施のフィジビリティを迅速に検討するよう要請する。
8. 我々は、国際連合事務総長の最近の報告において特記されたとおり、紛争を予防し、緩和するためのアフリカの能力を強化する特別の必要性を認識する。我々は、紛争予防及び平和維持のための訓練を提供するアフリカを本拠とする機関の能力を向上させる方途を探求する。我々はまた、貧しい紛争後の諸国が、自国の政治、経済、社会制度を、民主的な価値と基本的人権の尊重と整合的に再建する場合に、これら諸国の格別の必要に対応するための方途をさらに検討する必要がある。即時の人道援助に加え、
- 我々は、IMF及び世界銀行によって支援される良い統治及びマクロ経済・構造改革プログラムを支援しつつ、強固な民主的・経済的制度を構築するための技術協

力及び金融支援の必要性を認識する。我々は、世界銀行がこれらの分野において二国間及び多数国間援助の調整に力強い役割を果たすことを要請する。

- 我々はまた、適切な場合にはHIPCイニシアティブを含め、債務救済メカニズムによって、本質的な復興のため、特にIFIsへの支払が延滞している諸国に対して、より多くのかつ早期の資金が利用可能となるための方途を検討する必要性に合意する。
9. 持続可能な開発及び世界的な成長を確保するための1つの極めて重要な要素は、効率的なエネルギー市場である。したがって、我々は、4月のモスクワにおけるエネルギー大臣会合の結果を承認する。我々は、G8の枠組みの中で、エネルギー問題に関する協力を継続する。我々は、エネルギー生産地域及び通過地域における健全な基盤の上に立った政治的・経済的安定の重要性を認識する。我々は、信頼性が高く、経済的で、安全かつ環境面で健全なエネルギー供給が、予測される需要の増大を満たすことを確保することを目的として、エネルギー市場の発展を慫慂することにコミットする。効率性と競争的な環境を促進するための自由化及びリストラは、内外の主体の間のみならず政府と民間セクターの間の衡平な取扱いを確立する観点から、透明かつ無差別の国内法制及び規制の枠組みによって下支えされるべきである。これらは、我々のエネルギー・セクターが必要とする新たな投資を引き付けるために不可欠である。我々はまた、経済的に意味のある国際的なエネルギー輸送網を開発するための国際的な協力の重要性を認識する。我々は、この協力を、二国間で、あるいはエネルギー憲章条約の枠組みと原則とに従うものを含め多数国間で追求する。
10. 我々の電力セクターに対する新たな競争的な圧力にかんがみ、我々は、1996年のモスクワ・サミットにおいて行った、原子力発電所の安全な運転と世界中で高い安全基準を達成するとコミットメントを再確認し、また、原子力安全勘定贈与取極の完全な履行を最大限重視する。我々は、原子力

安全作業グループ (NSWG) の既定の任務に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、適切な状況における完全なメンバーシップを最終的な目標として、NSWGの活動におけるロシアの役割を深めることに意見の一致をみた。我々は、国際核融合実験炉 (ITER) の試験的プロジェクトに関して成功裡に協力が行われていることを認識し、民生用の核融合の発展のための国際協力を継続することが望ましいと考える。

11. 我々の将来の繁栄に対する環境面での最大の脅威は、引き続き気候変動である。我々は、それに取り組むとの我々の決意を確認し、リーズ城における環境大臣会合の結果を承認する。法的拘束力を有する目標を含む議定書の京都における採択は、温室効果ガスの排出を削減するための我々の努力における歴史的な転換点である。我々は、我々の数カ国が議定書に最近署名したことを歓迎し、来年中にこれに署名するとその他の国の意図を確認し、これを批准し京都の合意を現実のものとするために必要な一層の作業を早急に開始することを決意する。この目的のため、
 - 我々はそれぞれ、温室効果ガスの排出を大幅に削減するために必要な措置を国内でとる。
 - 京都議定書が言及するように、我々は、国内的な措置を補完するために、市場ベースの国際的な排出量取引、共同実施及びクリーンな開発の制度といった柔軟なメカニズムや吸収源につきさらに作業する。我々は、実施可能、説明可能、検証可能で、開かれたかつ透明性のある取引制度及び効果的な履行確保制度を確保するためのルール及び原則を策定することを目指す。
 - 今秋のCOP4のプエノス・アイレス会議への準備のために、我々は共に、また他の諸国と協力する。我々はまた、温室効果ガスの排出を制限又は削減するための目標を設定することへの世界的な参加を増大させるために、すべての国と協力する方途を検討する。我々は、クリーンな開発の制度が如何に機能し得るか、例え

ば、地球環境ファシリティを含む既存の機関の経験と専門的知見を如何にして最も良く利用し得るかにつき、可及的速やかに合意に達することを企図する。我々は、気候変動の影響を最も受けやすく、その排出の全体に占める割合が増大しつつある途上国からの参加の増加を期待する。我々は、その国内の状況と開発の必要にとって適当な、自主的な努力とコミットメントを達成するために、途上国と協力する。我々はまた、技術の開発と普及を促進するために、途上国と共に我々の努力を増大させる。

12. 東南アジア及びアマゾン地域における最近の悲惨な森林火災は、我々の環境のみならず経済成長及び政治的安定に対して脅威を与えており、森林を持続可能に管理し保全するための世界的な協力、より良くかつより効果的な枠組み及び実際の協力が極めて重要であることを示している。我々は、2000年に、先週発表されたG8行動プログラムの実施の進捗を評価する。我々は、国際連合の下で進行中の森林に関する作業を強く支持し、この努力が継続することを期待する。

成長、雇用可能性及び社会的一体性

13. すべての我々の国民は、男性であれ女性であれ、就労と相応の生活水準を通じて、国家の繁栄に貢献しこれを共有する機会を享受するに値する。課題は、すべての我々の市民が、成長と雇用創出を増大させることによって、急速な技術的变化と経済のグローバル化の利益を共有することを確保し、一体的な社会を構築しつつ、このような利益を如何にして獲得するかである。我々は、このことを達成するためには、健全なマクロ経済の枠組みの中で、国内の経済的・社会的構造を近代化することが重要であることを認識する。これらの目的のために、我々は、G8財政・経済・労働及び雇用担当大臣が、「成長、雇用可能性及び社会的一体性」に関する2月のロンドン会議で合意した7つの原則を強く承認する。我々はまた、活力ある高齢化に特別の焦点を当てた、1997年11月の神戸雇用会議の結論を歓迎する。

14. 我々は、各国それぞれがロンドン会議の7つの原則がいかにして実施されつつあるかを示すために作成した行動計画を議論し歓迎した。この分野における各国の経験と最良の実践を共有することによって、我々は、我々の政策と対応振りを改善することができる。我々は、これらの計画を成功裡に実施することを確保するに際して雇用者と労働組合の関与が重要であることを強調した。
15. 行動計画は、我々すべてが、個別に、我々の国において雇用可能性と雇用創出を改善するための新たなコミットメントを行っていることを示している。特に、我々は以下をコミットする。
- 若年の長期失業者と失業により深刻な影響を受けている他のグループが就労先を見いだすことを支援するための措置、
 - 起業家が会社を設立することを支援するための措置、
 - 税制及び給付制度を雇用に優しいものとする事及び生産物市場の自由化を含む構造改革の実施、
 - 生涯学習を促進する措置。
16. 各国は、それぞれの行動計画に示された措置を導入し、活力ある高齢化の概念を追求するとの決意を確認した。活力ある高齢化に関する措置は、高齢労働者の必要に適した職業形態を探求し、それに応じて職業を彼らにふさわしいものに適合させるべきである。
17. これらの措置は、健全な基盤に基づく衡平な成長を生み出すことに資する。我々はまた、成長、雇用及び社会的一体性の醸成を、G8のみならず世界中において支援するために、関連する国際機関等、特に、ILO、OECD及びIFIsにおいて、我々の原則と経験を共有したいと考える。我々は、国際的に認識されたコア労働基準に関する、シンガポール会議の結論並びにILO宣言及び実施メカニズムのための提案に従って、ILO及びWTO両事務局間の協力の継続を含め、かかる労働基準の実施に向けた世界的な進展に対する支持を新たに示す。

薬物及び国際犯罪との闘い

18. グローバリゼーションは、国際犯罪の劇

的な増加を伴ってきた。このことは、薬物及び武器の不正取引、人の密輸、窃盗、詐取及び脱法行為のための新たな技術の悪用並びに犯罪収益の洗浄等の多様な形態で現れている。

19. このような犯罪は、薬物により生活を破壊させ及び社会を組織犯罪の恐怖に置くことを通じ、我々自身の市民及び社会に対する脅威となっているのみならず、国際カルテルによる不法資金の投資、腐敗、制度の弱体化及び法の支配に対する信頼の喪失を通じ、社会の民主的及び経済的な基盤を損ないかねない世界的な脅威となっている。
20. この脅威と闘うためには、国際的な協力が不可欠である。我々自身、特に1996年のリヨン・サミット以来、そのような協力を改善する方途を追求してきた。既に多くのことが達成されてきた。我々は、国際連合、欧州連合及び他の地域グループにより行われている作業を認識する。我々は、国際組織犯罪に関する40の勧告を実施するためG8リヨン・グループによりとられた措置及び昨年12月のワシントンにおけるG8司法・内務閣僚級会合により発表された提案を歓迎する。我々諸国は、共同して行動することにより、犯罪者を捕らえカルテルを壊滅するためお互いに支援している。しかしながら、さらに多くのことがなされる必要がある。犯罪者にとってもその資金にとっても安全な楽園は存在してはならない。
21. したがって、我々は、この脅威に一層効果的に取り組むため以下の一段の多くの行動をとることに意見の一致をみた。
- 我々は、我々の法執行機関に対し追加的に必要な手段を提供する実効的な国際連合国際組織犯罪条約を、今後2年間で交渉するための努力を完全に支持する。
 - 我々は、我々の閣僚により合意されたハイテク犯罪に関する10の原則及び10の行動計画を迅速に実施することに意見の一致をみた。我々は、適切なプライバシーの保護を維持しつつ、証拠として電子データを取得し、提示し、保存するための法的な枠組みについて、及びこれらの犯罪の証拠を国際的なパートナーと共有することについて合意するため、産業界

との緊密な協力を呼びかける。これは、インターネット及び他の新たな技術の悪用を含む広範な種類の犯罪と闘うことに資する。

- 我々は、地域グループと協力して、資金洗浄と闘うための作業を継続し拡充するとFATF（金融活動作業部会）の決定を歓迎した。我々は、オフショア金融センターによって惹起されている問題を含め、資金洗浄及び金融犯罪の問題に特に重点を置く。我々は、国際犯罪と闘うことに関する閣僚会合を1999年にモスクワで開催すると提案を歓迎する。我々は、資金洗浄を行っている者に関する情報を収集・分析し、パートナー諸国の関係機関と連携するため、金融情報機関（FIUs）を未だ有しない場合には、我々の憲法及び法制度に従って、当該機関を設置することに意見の一致をみた。我々は、有罪判決を受けた犯罪者からの資産の没収を容易にするための適切な法制（これらの資産を追跡・凍結・没収し、可能な場合には、国内法制に従って、差し押さえた資産を他の諸国と配分するためお互いに支援する方法を含む。）の原則及び必要性について意見の一致をみた。
- 我々は、犯罪資金の巨額なフローから生ずる公務員の腐敗と闘う方途を探求する必要性に合意する。
- 我々は、移民の密入国を含むあらゆる形態の人の密輸に深く憂慮する。我々は、女性と児童の密輸と闘うために、このような犯罪を予防し、犠牲者を保護し、密輸を行う者を訴追する努力を含め、共同行動に合意した。我々は、この問題に取り組むため、我々自身の間並びに送出国、中継国及び目的国を含む第三国と共に、将来の協力のための原則及び行動計画を含む多面的かつ包括的な戦略を策定することにコミットする。我々は、将来の包括的な国際連合国際組織犯罪条約をこのための重要な手段と考える。
- 我々は、組織犯罪に対する共同法執行活動を支持し、犯罪網と闘うための権限ある機関間の協力を歓迎する。我々は、特に主要な密輸ルートに対処し特定の形態

の金融詐欺を取り締まるために一層の行動を追求することに意見の一致をみた。

- 我々は、銃器の不法な製造及び密輸と闘うためのリヨン・グループの原則及び行動計画を支持する。我々は、同グループが、国際連合国際組織犯罪条約の一環として法的拘束力のある国際文書の策定に向け作業することに合意したことを歓迎する。

- 22. 我々は、リヨン・グループに対し、現在進行中の作業を強化するよう求めると共に、ハイテク犯罪に関する行動計画、資金洗浄に対してとられる措置及び人の密輸に関する共同行動についての進捗を次回サミットに報告するよう我々の閣僚に求める。我々はまた、我々の環境大臣の間で4月5日に意見の一致をみた環境犯罪と闘うための措置を歓迎する。
- 23. 薬物とより拡大している国際・国内犯罪との間には強い連関が存在する。我々は、来たる国際連合麻薬特別総会を歓迎する。国際連合麻薬特別総会は、薬物問題に関するあらゆる側面に取り組むための包括的戦略を支持すると国際社会の決意を示すべきである。G8としては、麻薬系薬物と闘うための国際社会におけるパートナーシップ及び責任の共有にコミットしている。このことは、薬物及び原料物質の不法な取引を抑止するための協力の強化、我々諸国において薬物依存を減少させるための政策を含む需要削減のための行動及び麻薬系薬物の栽培を根絶するためのグローバルなアプローチに対する支持を含むべきである。我々は、UNDCP（国際連合薬物統制計画）の、適切な場合には代替開発プログラムを通じて、麻薬系薬物の生産を根絶しあるいは大幅に削減するためのグローバルなアプローチを歓迎する。

不拡散と輸出管理

- 24. 大量破壊兵器とその運搬システムの拡散は、あらゆる国の安全を脅かす。我々諸国は、拡散を防止するための努力の最前線にあり、我々は、国際的な不拡散体制を支援するために緊密に協力してきている。我々は、この協力を継続しかつ強化することを誓約する。この協力の鍵となる要素として、

我々は、不拡散体制における我々の約束を遵守し、輸出管理の効果的な執行を確保すると我々のコミットメントを再確認する。我々は、大量破壊兵器とその運搬手段のための計画に対してはいかなる種類の支援も拒否する。

この目的のため、我々は、適切な場合には、法律、規則及び執行メカニズムの強化を図りかつ促進する。我々は同様に、我々自身の間及び他の諸国と共に、例えば情報交換を含む輸出管理に関する協力を強化する。我々は、我々の専門家が輸出管理の執行の強化に焦点を当てるよう求める。また、我々は、輸出管理における要件について我々の産業・ビジネス界の間の意識向上を図る。

2000年問題

25. コンピュータが2000年への変化をいかに処理するかに起因する2000年（あるいは千年期）問題は、国際社会に対して、特に、国防、運輸、電気通信、金融サービス、エネルギー及び環境各セクターにおいて、甚大な影響をもたらす重要な課題となっており、また、我々は、あるセクターは他のセクターに死活的に依存していることに留意した。我々は、一層の緊急の行動をとり、短期的かつより長期的に混乱の予防に資する情報を、我々自身の間で及び他の諸国と共に共有することに合意した。我々は、この問題に取り組む責任の多くを有するビジネス界及びこれらのセクターにおいて活動している諸機関と緊密に協力する。

我々は、この極めて重要な技術的問題の解決及び2000年に向けた準備に資するため、途上国を支援する世界銀行やOECD等の国際機関において協力する。

次回サミット

26. 我々は、来年6月18日から20日までケルンにおいて再び会合するとドイツ連邦共和国首相の招請を受諾した。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報第554号』
最近の国際会議主要コミュニケ10

11-11 ケルン・サミット 国際金融システムの強化 G7蔵相からケルン経済サミットへの 報告（仮訳） 1999(平成11)年6月18-20日 ケルン

目 次

	目 次	パラグラフ
序		1-9
A. 国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革		10-15
B. 透明性の強化及び最良の慣行の促進		16-21
C. 先進国における金融規制の強化		22-29
D. 新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化		30-37
為替相場制度		33
金融システム		34
資本移動		35-36
債務管理		37
E. 危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与		38-52
危機の予防		39-43
危機の解決における民間セクター関与のフレームワーク		44-52
原則		45
考察		46-49
手段		50-52
F. 貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進		53-60

序

1. 適切に機能する国際金融システムは、世界的な貯蓄・投資の効率的な配分のために必要不可欠であり、また、全世界的な成長及び全ての国々における生活水準の向上に必要な条件をもたらす。世界経済における最近の出来事は、世界的な経済・金融の統合の利益を最大化し、それに伴うリスクを減少させるためには国際金融システムを強化していくことが必要であることを示すこととなった。
2. また、国際金融システムの改革は、開かれた多角的貿易システムを強化するであろう。財や資本について開かれた市場を維持していくことにより、世界経済の

ショックに対する抵抗力を高めるであろう。開かれた市場から得られる利益や経済的な機会によって、先進国・新興市場国における生活水準が大きく改善してきている。我々は、グローバル化のプロセスは、富と雇用を生み出す大きな潜在的な力を新たに提供すると信じる。

3. 我々は、主要国の蔵相として、国際金融・通貨システムが適切に機能するための条件を改善し、特に、為替相場の安定のために必要である健全なファンダメンタルズを強化することについて、特別な責任を負うことを認識している。このため、我々は、国際通貨システムの安定及びファンダメンタルズと整合的な主要通貨間の為替相場の安定を促進するため、強固な協力を継続する。
4. 昨年のバーミンガム・サミットでの要請に従い、我々は、他の国々と協力しながら、国際金融システムの構造に関する数多くの重要な改革について提案を行ってきた。我々は、これまで合意されたイニシアティブや改革は、国際金融システムの安定に大きく貢献するものと信じる。
5. 益々統合の度合いを深める世界経済においても、政策を遂行する責任は依然として主に主権国家にあり、各国家による行動と、一層の国際的協力により世界の金融の安定を推進していくことが課題となっている。全ての国々は、国際金融機関及び民間金融機関とともに、こうした責任を果たしていかなければならない。
6. このために新しい国際的な組織は必要ではない。必要なのは、全ての国々が、健全なマクロ経済政策及び持続可能な為替相場制度に関する政策を追求し、強固かつ抵抗力のある金融システムを確立していくことによって、世界的な安定に対する責任を果たすことである。こうした分野や他の分野において、国際的に合意された基準やルールを採用し実施していくことも必要である。また、現行の機関が、その役割を今日の世界金融システムの要求に見合ったものと変えていくことも必要である。特に、これらの機関が、基準の策定、その実施のモニター、及びその

結果の公表のための効果的なメカニズムを設置すること、これらの機関が各国の危機の管理を支援する適切な手段を持つこと、及びこれら機関自身の有効性、アカウンタビリティ及び正統性を強化するための措置を取っていくことが必要である。また、国際金融システムの全ての参加者（各国当局及び民間セクター）に対するインセンティブの構造が適切なものとなっていることが必要である。

7. 我々の全体的な戦略は、市場の働きを適正なものとし、このために必要な公共財を提供するための政策を特定し実施することである。それには、公的な当局が、強化された透明性及びディスクロージャー、金融機関や市場に対するより良い規制・監督、及び社会の最も脆弱な層を守るための政策を提供することが必要である。また、民間債権者や投資家が、彼らがとったリスクに対する責任を受け入れ、危機の予防・管理にあたって適切に関与することが必要である。この点において、国際的に合意されたコードや基準を作っていくことは、政策立案者にとってはより良い統治のためのインセンティブとなると同時に、カントリー・リスクを測るための基準ともなるであろう。
8. 昨秋、我々は首脳に対し国際金融システムを強化するために具体的な措置を執ることの必要性を訴えた。本報告書は、6つの重要な分野において具体的な改革を推奨している。
 - a. 国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革
 - b. 透明性の強化及び最良の慣行の促進
 - c. 先進国における金融規制の強化
 - d. 新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化
 - e. 危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与
 - f. 貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進
9. 我々は、これらの提案が、将来の金融危機のリスクを減少させ、そのより良い管理に役立つと信じる。我々は、これら提案の実施にコミットするとともに、それ

を緊密にモニターし、必要に応じその進展状況の報告を継続していく。勿論、金融市場は発展し続けており、国際金融システムをさらにこのような発展に適合させていくことが将来また必要となるであろう。

A. 国際金融機関及び国際的アレンジメントの強化及び改革

10. 世界的な経済・金融上のアレンジメントは、常に変化する世界経済の姿を反映して継続的に発展していくものである。我々の目的は、全ての利害が効率的に代表されるようなより効率的な国際金融機関及び国際的アレンジメントを推進していくことである。
11. 我々は、このプロセスを導く原則について合意する。
 - a. IMF及び世界銀行は、国際経済・金融システムにおいて、またこれらの分野における各国間の協力の促進において中心的な役割を果たす。
 - b. 国際的な監督・規制団体は、国際金融システムをより堅固なものとするにあたり非常に重要な役割を果たす。
 - c. これらの機関及び国際金融機関のアカウントビリティ及び透明性は強化されなければならない。
 - d. 国際金融システムを常に変化する世界経済に如何に適合させていくかについて議論する際には、幅広い国々が参加するべきである。
 - e. 一定の国々の集団から代表を出す制度は、これら機関のガバナンス上適切である。
12. 国際金融システムに関し現在行っている対話を幅広い国々に拡大するため、数多くの措置が執られてきている。これには、25の参加者からなるIMFの新規借入取極(NAB)の創設、1998年に開催されたシステム上重要な国々の蔵相及び中央銀行総裁による特別会合、今春ボン及びワシントンで開催された33の先進国及び新興市場国によるセミナー、及び今回初めて特別代理会合によって準備が行われた本年春のIMF暫定委員会が含まれる。
13. 金融市場の監督及びサーベイランスの分

野に関し国際的な協力・協調を強化するために、新たに金融安定化フォーラムが創設された。本フォーラムは、4月に初会合を開催し、高レバレッジ機関、オフショア・センター及び短期資本フローの影響という3つの論点に当初焦点を置くことで合意した。本プロセスは他の先進国及び新興市場国からの参加者を交えることとなろう。我々は、本フォーラムが9月の会合までに、効果的な対話を保証するやり方で、重要な金融市場を有する国にまで参加者を拡大するべきであることと合意した。

14. 機構上の改革に関し、暫定委員会を評議会に改組するというものも含め、多くの提案が議論されてきた。現時点においては、ブレトン・ウッズ機関の主要な出資国としての特別な責任に鑑み、我々は、これら機関を強化し、その有効性を高めるために、以下の重要な措置を支持することに合意した。
 - a. 暫定委員会を、「国際金融通貨委員会」として常設の機関とする。本委員会の任務は、IMF協定第1条に定められているIMFの目的である、マクロ経済及び通貨に関する全ての国々の協力の促進に関し、IMFが重要な役割を果たさなければならない、という我々が再確認する原則と整合的であるべきである。
 - ・この新しい委員会の大臣会合の直前に、代理レベルの会合が年2回開催される。これは、4月の暫定委員会代理会合が成功したことに基づくものである。
 - ・世界銀行総裁は、この新しい委員会において特別な役割を果たす。また、金融安定化フォーラムの議長はオブザーバーの資格を与えられる。
 - ・国際金融通貨委員会と開発委員会の双方が責任を持つことが明らかな事項については、適切な場合においては、両会合の合同会合が開催される。
 - b. 我々は、ブレトン・ウッズ機関からなる制度的フレームワークの中で、システム上重要な国々の間の対話の

ための非公式メカニズムの創設のために協力していく。

我々は、暫定委員会を評議会に改組するという提案も含め、機構上のアレンジメントを強化するために提出された諸提案を考慮しつつ、これらアレンジメントに関するレビューを継続していく。

15. 我々はまた、IMF及び他の国際金融機関の有効性を向上させるために、以下を含む措置を執ることで合意した。

- a. 良好な経済パフォーマンスを追求するインセンティブを強化するために、プログラムのコンディショナリティーが終了した後もIMFからの引出残高がある場合について、政策へのコミットメントに関するモニタリングの強化を図る。
- b. 国際金融機関の焦点をその比較優位がある分野に絞り、また、これら機関と他の国際的なフォーラム及び民間部門との対話を拡大する。プログラムに対するその国自身のオーナーシップを強化するため、当該国の固有の状況に特別の注意を払うことが必要である。
- c. 金融危機におけるIMFの支援プログラムの経験に基づき、IMFは、世界経済の変化、特に国境を越えた急激で大規模な資本移動が起こり得る状況をよりの確に反映するように、IMFのサーベイランス及びプログラムを一層改善する方策を検討すべきである。
- d. 透明性、政策決定手続き、及びタイムリーな情報の流れを改善することにより、IMFのアカウントビリティを強化する。
- e. IMFが、その業務、プログラム、政策及び手続の有効性について内部・外部双方による体系的な評価を引き続き行うよう促す。

B. 透明性の強化及び最良の慣行の促進

16. 正確かつタイムリーな情報が入手できることは、金融市場及び市場経済が適正に機能するために必要不可欠な要素である。こうした情報は、市場参加者にとって必

要なものであり、彼らが適切な意思決定を行うために使われるべきである。また、こうした情報は、政策立案者に対し、健全な経済政策を遂行するためのより大きなインセンティブを与える。改善された情報は、市場が経済の動向により円滑に対応し、危機の伝播を最小化し、変動を抑制することに役立つであろう。

17. これまで、多くの分野において大きな進展が見られている。IMFは、経済統計や指標に関する強化されたディスクロージャーを促進するという点や、政府がマクロ経済政策や金融監督政策を策定する際のプロセスについて、適切な透明性を確保するために自主的に従うべき良い慣行に関するコードや基準を策定するという点において大きな前進を見せた。
- a. IMF理事会は、1999年3月、各国の外貨準備ポジションに関するデータのより包括的かつタイムリーな公表を行うため、特別データ公表基準(SDDS)を拡充することを承認した。この拡充されたSDDSは、2000年4月に発効し、1996年に作られた当初の基準で不十分だった部分に対処するものである。金融統計に関する関係機関による作業部会において、BIS、IMF、OECD及び世界銀行が発展途上国及び移行国の対外債務に関し発表している統計について、それらの調和を図るための努力が行われ、四半期毎に公表が開始された。
 - b. IMFの財政透明性についての良い慣行に関するコードが理事会によって承認され、1998年4月の暫定委員会において支持された。本提言を実施するためのマニュアル、質問集及び自己評価報告書が用意されており、公表されつつある。
 - c. 金融政策・金融監督政策の透明性についての良い慣行に関するコードの草案は、それに対する意見を収集する目的で公表されており、1999年のIMF総会までに完成される見込みである。
18. IMFはまた、加盟国の経済政策及びIMF

自身の業務の透明性を向上させるため多くの措置を承認してきている。これには、(1)IMFの政策に関する情報を提供するためのパブリック・インフォメーション・ノートイスの一層の活用、(2)IMFの支援プログラムの基礎となる政策趣意書、経済・金融政策に関するメモランダム、及びポリシー・フレームワーク・ペーパーを公表するための手続き、(3)加盟国のプログラムを承認・レビューする理事会の後の議長ステートメントの公表、及び(4)4条協議のスタッフ・レポートの自主的な公表のためのパイロット・プロジェクトなどが含まれる。世界銀行においては、各国の開発上の主要な課題及び世界銀行の融資プログラムの指針を示す国別支援戦略を1999年7月から原則として公表する予定である。

19. 民間セクターの透明性は、秩序立った、かつ効率的な金融市場の機能のためにとりわけ必要である。バーゼル委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）はそれぞれの責任分野において監督のためのコア・プリンシプルを策定した。この分野における価値ある作業としては、IOSCOが公表した「多国籍発行体のクロスボーダーの募集及び上場を促進するためのディスクロージャー基準」が挙げられる。BISのグローバル金融システム委員会（CGFS）は、市場におけるディスクロージャーを改善する方策をレビューしている。これには、トレーディング、投融資活動に従事している機関（規制されているか否かにかかわらず）のエクスポージャーやリスク・プロファイルの公表のための様式例が含まれる。これに関し、他の関係当局を交えてさらに作業を行っていくことが、金融安定化フォーラムにおいて支持された。

20. 我々は、透明性を強化するため民間セクターの団体によって行われている努力を支持し賞賛する。我々は、国際会計基準委員会が国際会計基準に関するコア・スタンダードを完成したことを歓迎するとともに、IOSCO、IAIS及びバーゼル委

員会がそのレビューを完了することを期待する。我々は、会計基準を策定する関係者全てが協力することにより、引き続き高い質の会計基準が策定され、国際的に合意されることを強く要請する。

21. 基準や良い慣行に関するコードの策定にはかなりの進展が見られており、現在国際社会が直面している課題はその実施を促すことである。我々は、以下の措置が非常に重要であると考える。

- a. 国際資本市場にアクセスを持つ国々の参加によりSDDS参加国が拡大すること、対外債務の報告に関するSDDSの具体的な基準について幅広い合意を形成すること、金融セクターの健全性に関する指標が追加されること、及びSDDSにより伝えられる情報がより広く認知され利用されるよう努力していくこと。
- b. IMF理事会文書の一層の公表など、IMFの業務及び加盟国の経済政策の透明性を向上させるための一層の措置を採っていくこと。
- c. IMFの4条協議プロセスを基礎とし、世界銀行や基準策定機関と緊密に協力しながら、コードや基準の実施状況に関するサーベイランスのシステムを作ること。このために、我々はIMFに対し、こうした協力関係を調整するメカニズムを確立し、基準の遵守をモニターし促進していく手段としての4条協議プロセスの有効性について報告を行うよう求める。各国の基準の遵守状況は、IMFのコンディショナリティーの策定にも使用されるべきである。
- d. IMFの通常の4条協議レポートやスタッフを用意する各国の透明性の慣行に関する特別報告書の中に、各国の透明性に関する基準の遵守状況に関する情報を体系的に盛り込むこと。我々は、この点に関し、IMFのスタッフによって試験的な透明性報告書が用意されたこと、及びいくつかの国々がそれぞれの透明性に関する慣行について試験的な自己評価に取

- り組んでいることに勇気づけられる。我々は、これらの報告書が4条協議プロセスの必須の項目となるよう拡大されるようになることを期待する。
- e. バーゼル委員会、IOSCO、IAISによって策定されたコア・プリンシプルの実施に向け継続的な努力を行っていくこと。これには、コア・プリンシプルのメソドロジー作業部会における作業や、IMFや世界銀行の適切な関与の下で行われている作業を含む。
- f. 我々の規制当局が、外国銀行による市場参入を考慮する際のブルーデンシヤル基準の一環として、金融監督の国際的基準等、関連する幅広い国際的基準に対する当該国の遵守状況を勘案するようにすること。
- g. 全ての市場参加者が十分な透明性を有することが重要であることに鑑み、全ての市場参加者の透明性を向上させるための措置が執られなければならない。これには、高レバレッジ機関への直接的かつ具体的なエクスポージャー及び高レバレッジ機関自身による関連情報についての、ディスクロージャーの質及び適時性を改善するための措置も含まれる。我々は、この問題に関する金融安定化フォーラムの作業を期待している。
- h. IOSCOにおいて現在行われている、高レバレッジ機関に透明性やディスクロージャー義務を課すことの当否と実現可能性についてのレビュー。
- i. 外国為替市場における総ポジションと総取引の報告に関するCGFSの作業を完了すること。
- j. 透明性及び監督の分野において、オフショア・センターに国際的に合意された基準やコードを遵守させるための方策を検討すること。我々は、この問題に関する金融安定化フォーラムの作業を期待している。
- k. OECDがコーポレート・ガバナンスに関するコア・プリンシプルを先般承認したこと。そして、世界銀行が、

OECDや他の国際機関と共同して、新興市場国や先進国において可能な限り幅広い範囲で当該プリンシプルが採択・実施されるよう促すこと。

1. 様々な金融及び経済政策に関する基準や最良の慣行を、国際的な金融・経済政策に関する基準集のような、一つの参照となるものに集約すること。それを使って、各国は様々な基準や最良の慣行を実施していくという意志を表明することができよう。
- C. 先進国における金融規制の強化**
22. 過去2年間、我々は、投資家や債権者はより高い利回りを求めようとする際、しばしばリスクを過小評価する傾向があることを学んだ。市場が非常に楽観的になっている時は、市場参加者はそういう状況でなければ行わなかったような信用供与や投資に関する決定を行いうる。後知恵ではあるが、主要国の貸し手及び監督者側の失敗には、リスク管理の慣行が不十分なものであったこと、情報が不十分であり、また、利用可能な情報に対しての注意も不適切であったこと、自己資本基準が図らずもリスクの高い借りに貸し出すインセンティブを提供していたこと、などが含まれる。こうした過度のリスクを取る行為が、高いレバレッジと結びついて、ある出来事もしくは一連の出来事による悪い影響を増幅することがある。
23. 債権者や投資家をより規律に従って行動させる（つまり、彼らの融資及び投資決定において適切にリスクを分析し評価させる）ための措置は、過度のレバレッジを回避すること、及び新興市場に対する貸出しに伴うリスクについて、より慎重な評価を行うことを促すことを目標とするべきである。上述の透明性に関する方策に加え、我々は、先進国において対処されるべき3つの非常に重要な分野を特定した。
- a. リスク評価及びリスク管理を改善すること。先進国における債権者と投資家に、一層規律に従って行動させるための措置により、投資家が好況

- 時にリスクを過小評価し、悪い状況の際にはリスクを過大評価する傾向を和らげることができる。これらの措置は、企業のリスク管理の慣行に対する強化された監督、及び強化された自己資本比率という形をとることが考えられる。
- b. 高レバレッジ機関が監督当局及び規制当局に対してもインプリケーションを評価すること。レバレッジは積極的な役割を果たしうるが、過度のレバレッジが過度のリスクの集中を伴った場合には問題が生じうる。加えて、一般的な市場の動きや、特定の脆弱な国々に対する影響という観点から、高レバレッジ機関の活動について懸念が表明されている。
 - c. オフショア金融センターが国際的な基準を遵守するよう促すこと。金融市場の参加者は、同じ土俵で競争する必要がある。従って、我々が、我々自身の規制の基準を強化し続けていることに伴って、オフショア金融センターが監督システム及び基準を強化するのは重要なことであろう。
24. 多くの作業が既に着手されてきた。特に、1999年1月には、バーゼル委員会が、信用評価の慣行等高レバレッジ機関との関連における銀行の健全な実務のあり方、及びよりの確なエクスポージャーの測定手法の開発に関するガイダンスを公表した。健全な実務のあり方には、高レバレッジ機関に対する意味のある包括的な信用供与上限の設定、及び高レバレッジ機関に関連する信用エクスポージャーのモニターも含まれる。
 25. 複合的で国際的に活動する金融機関の監督については、特別の要請が求められている。金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムは、国際的に活動する金融コングロマリットの出現により生じる最も重要な規制上の課題に対応するための原則、規制技術、及びその他のガイダンスの策定について価値ある作業を行った。1999年2月には、その母体機関である、バーゼル委員会、IOSCO、IAISが、以下のような技術面に関する文書を承認し、発表した。
 - a. コングロマリットの自己資本比率の評価
 - b. 監督当局間の情報交換の促進（含むコーディネーターの特定）
 - c. 監督当局間の協調の促進、及び
 - d. コングロマリットの経営者、取締役、及び主要な株主の適格性に関するテスト
 26. リスク評価及びリスク管理については、バーゼル委員会が行っている作業が、この分野における一段の作業の有益な出発点となっている。現在一段の作業が求められている。すなわち、
 - a. 我々は、バーゼル委員会の自己資本合意の見直しの提案に関する最近の合意を歓迎した。これは、自己資本合意を、新興市場国への貸出し及び短期の貸出しに伴う信用リスク等のリスクにより敏感に対応するものとし、SDDSやバーゼル委員会のコア・プリンシプルのような国際的な基準への遵守状況を反映させるためのものである。我々は、市場慣行の変化を考慮しつつ、現行のリスク・ベースの資本規制システムについて幅広い見直しを検討するとのバーゼル委員会の意図を歓迎する。
 - b. 我々は、民間企業が自らのリスク管理の慣行を強化するよう促す。この観点から、我々は、取引先リスクの管理手法に関するグループが、リスク管理の慣行の強化についての報告書をまもなく発表することに留意する。発表後、我々は各国当局にこれらの勧告を承認するかどうか検討することを求める。
 - c. 各国当局は、各国の銀行が、1999年1月にバーゼル委員会が発表した高レバレッジ機関に関する報告書の中の提言に従って、適切なリスク管理の実務を実施することの確保を図るべきである。
 - d. 我々は、高レバレッジ機関との関係において証券会社のリスク管理の慣

行を強化するとともに、高レバレッジ機関と取引する場合の取引先リスクを制限するためのその他の方策を検討するというIOSCOの努力を歓迎する。

27. 高レバレッジ機関については、我々は、全般的な市場の動きや特定の脆弱な国々に関するシステム上の論点などを含む幅広い論点について、新たに設立された金融安定化フォーラムによる作業を期待する。この際、間接・直接的な監督手法や報告・ディスクロージャーの改善による透明性の強化策に関するメリット・デメリットを含め、幅広い観点からあらゆる利用可能な方策について包括的に検討するべきである。
28. 既に自国の監督を強化する措置を執ったオフショアセンターもあるが、全ての国がそうした措置を執ったわけではない。さらなる前進のために、我々は以下のことを期待する。すなわち、
- オフショア金融センターと密接な関係を持つ国々は、これら地域に対し、国際的な基準を遵守するよう圧力をかけていくべきである。
 - 先に述べたように、バーゼル委員会はリスク・ウェイトを国際的基準の遵守と関連づけるべきである。
 - IOSCO及びバーゼル委員会がスポンサーとなっている作業部会のメンバーとなるには、国際的な基準の実施に向けた進展が見られることを条件とすべきである。
 - 金融活動作業部会（FATF）は、オフショア金融センター、及び規制が緩く協調的でない地域について資金洗浄対策に関する「40の勧告」の遵守をもたらす具体的な手段や、これらを遵守しない地域がもつ悪影響から国際金融社会を守るための具体的な手段をとるべきである。
 - より一般的に、我々は、金融安定化フォーラムのオフショア金融センターについての作業に期待している。
29. この報告書の作成にあたり、我々は、金融セクターに対する監督及び規制に関す

るG7金融専門家グループによる報告書、及びG7金融犯罪作業部会による報告書を考慮した。

D. 新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化

30. 最近の金融危機は、新興市場国の経済ファンダメンタルズ及び金融システムを強化する必要性を明らかにした。これは、これら諸国の経済的厚生を改善するのみならず、国際経済・金融の安定に資する環境を創出するために必要不可欠である。大規模な国際資本移動は、新興市場国の発展に重要な貢献を行ってきた一方で、これら諸国が直面するリスクの性格も変化させた。脆弱なマクロ経済政策及び金融インフラストラクチャーに対して、投資家はより厳しくかつ突然にペナルティを課すであろう。最近、多くの論点において、幅広い国際的なコンセンサスが形成されている。
- 各国は、持続可能な為替相場制度及び慎重な財政政策を含む、健全なマクロ経済政策を遂行する必要がある。各国は、債務管理に関する健全な原則を守るべきである。また、新興市場国の金融セクター及び監督制度を強化することに高い優先順位が与えられるべきである。
 - いくつかの新興市場国は、緊密な貿易及び投資関係のある国（多くの場合同一地域内）の単一通貨又は通貨のバスケットへのペッグ制度を採用することによって、為替相場の安定を図ってきた。固定相場を採用している国々は、必要に応じ、為替相場を固定するという政策に他の政策目的を従属させなければならない。仮に固定相場を選択するならば、このような政策を制度化するアレンジメントが、固定相場に対するコミットメントへの信頼を維持することに有用となりうることを最近の歴史は示している。
 - 過度の短期借入、特に外貨建の借入に関しては著しいリスクと脆弱性が存在する。問題が生じた国々では、

短期の資本フローの選好につながる重大かつ不適切な政策バイアスがしばしば存在した。各国は、短期債務の過度の累積を避け、適切な負債構成を維持し、短期借入を選好するバイアスを除去するよう努力するべきである。

- d. 資本勘定の自由化は、注意深くよく順序立った方法で実行されるべきである。また、健全かつ適切に規制された金融セクター及び一貫性のあるマクロ経済政策のフレームワークが伴わなければならない。
 - e. 資本流入規制の使用は、各国が国内金融システム上の制度上・監督上の環境を強化する過渡的な期間において正当化される。金融セクター及び監督制度が脆弱な場合は、銀行システムの外貨建エクスポージャーを制限するためのセーフガードが適切であろう。いくつかの国においては、市場の圧力から自らを保護するための手段として、資本流入に対するより包括的な規制が採用されてきたことも事実である。ただし、こうした手段は、コストをもたらし、いかなる場合でも改革の代替手段としては使われるべきではない。更に、資本流出規制は、長期的により大きなコストをもたらさう。また、資本流出規制は、それほど効果的な政策手段であったわけではなく、改革の代替手段ともなってはならない。しかし、一定の例外的な状況では必要となりうる。
31. 我々は、新興市場国自身が自国経済及び金融システムの強化において主導しなければならないことに合意する。加えて、
- a. 我々の目的は、新興市場国の政策及び組織が世界経済に完全に参加するために必要とされるものとなるように支援することである。
 - b. 国際金融機関及び他の国際的な団体は、新興市場国にとって有効な助言及び支援を与えるにあたって、お互いの協力を強化するべきである。

32. 最良の慣行に関する基準の遅滞ない実施や、効果的な監督の実現のためには、多くの国が技術支援を必要とするであろう。各国当局及び国際機関には限られた数の専門家しかいないため、我々は、金融安定化フォーラムに対し、技術支援に関する協調を改善するための方策を検討するよう求める。これには、技術支援に関する協調を確保し、利用可能な人的資源を最大限に活用するために、国際的なレベルでクリアリング・メカニズムを創設する可能性も含まれる。

新興市場国の為替相場制度

33. 新興市場国における適切な為替相場制度については、一層の検討が必要である。為替相場制度の選択は、新興市場国が持続可能な経済的發展を達成するために非常に重要であり、また、大規模な公的支援との関連も含めて、世界経済にとって重要な意味を持つ。この関連において、
- a. 我々は、ある国にとって最も適切な為替相場制度は、その国の貿易相手国との関係の深さなど、具体的な経済状況によって異なりうることに合意する。経済状況は時間とともに変化するため、ある国にとって最も適切な制度もまた変化しうる。いづれにせよ、一貫性のあるマクロ経済政策に裏付けられ、強固な金融システムによって支えられた為替相場制度であるかどうかが安定のための鍵となる。
 - b. 我々は、特定の為替相場水準を支えるために大量に介入を行う国に対しては、その水準が維持可能と判定され、かつ、為替相場政策が、強固かつ信頼しうるコミットメントとそれを支えるアレンジメントによって裏付けられる、一貫性のある国内政策に裏付けられるなど一定の条件が満たされる場合を除いては、国際社会が大規模な公的支援を供与するべきではないということに合意する。
 - c. 我々はIMFに対して、この分野における検討を継続し、サーベイランス活動との関連で、為替相場の持続可

能性に対して注意を高めるよう促す。持続不可能な状況に向かうことのないよう、IMFは、各国に対し、助言を与え、必要ならば支援を行って政策を調整するよう促すべきである。

金融システム

34. 新興市場国の金融システム強化のために、一層の努力が必要である。

- a. 我々は、国際金融機関及び関連する国際的な規制団体とともに、新興市場国における金融監督の改善を促進するために、我々の協力を強化することにコミットする。
- b. IMF及び世界銀行は、特に金融セクター改革の分野において、新興市場国への両者の助言が調和のとれたものとするべきである。両機関は、政策レビューの一部として、金融安定化のために必要不可欠であるとみなされる幅広い政策についてのサーベイランスを強化するべきである。国際金融機関が融資を行う際に、IMF及び世界銀行のコンディショナリティの一部として、各国が、現行の国際的なコードの完全な遵守に向けて迅速に取り組んでいくというコミットメントを明らかにすることが求められるべきである。
- c. 我々は、この分野におけるIMF・世界銀行間の効果的な協力を強化するため、1998年9月に、金融に関する調整委員会（FSLC）、及びIMF・世界銀行金融セクター評価プログラム（FSAP）が設立されたことを歓迎する。各国及び国際的な規制・監督団体の有する専門的知識も利用しつつ、金融セクターに関する両機関の努力や業務をより効果的に統合することによって、こうした努力の範囲及びペースを拡大していく必要がある。我々は、IMF及び世界銀行に対し、協力の進展状況、及びこれらの目的を満たすための提案について、9月の総会までに共同報告書を準備するよう求める。これらの提案は、危機への対応、金融セクターに関す

るプログラムのデザインとその実施、及び加盟国に対する技術的支援を改善するためのより効果的な組織及び資源の活用を目的とすべきである。

- d. 我々は、アジア及びラテン・アメリカの新興市場国が、効果的な銀行監督のためのバーゼル銀行監督委員会のコア・プリンシプルの実施に向けて必要な措置をとるというコミットメントを様々な会合の場で行ったことを歓迎する。我々は、他の諸国の政府に対し、コア・プリンシプルを実施するための計画が2001年までに策定されるよう、あらゆる努力を行うよう求める。IOSCO及びIAISのコア・プリンシプルもまた、遅滞なく全ての国によって実施されるべきである。
- e. 政府は、悪い結果をこうむらないように何らかの保護が受けられるであろうとの期待に基づいて債権者が民間企業に貸付を行わないようにするために、民間債務に対する政府保証の範囲を狭めるべきである。供与される保証は明確かつ透明であるべきである。こうした規制の範囲外にあるノンバンクの金融機関は、銀行セクターを対象とする明示的なまたは暗黙の政府保証の対象とされるべきではない。

資本移動

35. 我々は、IMFに対して、資本勘定の自由化の適切なペース及び順序立てについての検討を継続し、自由化に向けた秩序だったアプローチを促進するにあたってのIMFの役割に関し、一層の論点を検討することを促した。この関連で、短期資本移動、特に外貨建の資本移動の選好につながる政策バイアスの除去及び健全な債務管理政策の促進について特に注意が払われるべきである。IMFはまた、資本規制を行った諸国の経験に関する分析を、更に精緻なものとしていくべきである。この観点から、遠くない過去においてチリ当局によって使用されたものを含め、過度の資本流入を抑制するためのマー

ケット・ベースのブルーデンシヤル措置がもたらす利益とコストについて、更に研究していくことが重要である。

36. 我々は、IMF及び他の関連する機関に対し、各国当局と協力しながら、国境を越えた資本移動のモニタリングのためのより良いシステムを作ることを求める。
- a. 我々は、資本移動に関するタイムリーかつ包括的なデータが重要であることに留意し、IMF及び各国当局に対して、BIS等他の関連する機関の支援を得て、資本の流出入について、満期構成、通貨構成、債務形態、借入主体ごとの詳細なデータを作るよう促す。この関連で、我々は、特別データ公表基準（SDDS）強化の文脈において、公的セクターの短期負債に関するデータの改善についての合意を歓迎する。
 - b. 我々は、債務構造、特に外貨建短期エクスポージャーについて、その持続可能性を判定するのに用いることができる、高頻度の債務モニタリング・システムを使用するよう促し、IMFに対し、この分野における各加盟国との作業を促進するよう求める。
 - c. 我々は、金融安定化フォーラムの短期資本移動についての作業に期待している。

債務管理

37. 我々は、新興市場国及び国際金融機関とともに、債務管理についての良い慣行を促進するための作業を行っていく。これは、
- a. 一時的な市場の混乱に対する強力な防御となるような債務のプロファイルを維持するため、長期債務、可能ならば自国通貨建の債務により依存するよう促す。長期債務を短期債務に変換することは避けるべきである。
 - b. 短期の民間借入を促すようなバイアスを除去すべきである。
 - c. より厚みのある国内債券市場の創出を促して、長期の自国通貨建の債務による借入を促進する。
 - d. 一次産品からの収入に大きく依存し

- ている政府に対し、一次産品価格の変動に対する脆弱性をヘッジすることを促し、債権者及び債務者の間でより大きなリスク分担をするような契約上のアレンジメントを促進する。
- e. 短期借入のコストを最小化するよりも、借換リスクを含めた流動性リスクに対する脆弱性を最小化するような債務管理を促進する。危機時に国際収支上の圧力を増幅しかならないような条項をソブリン債務に盛り込むことは避けるべきである。
 - f. セクションEで述べられるように、国外で発行されるソブリン債においては、秩序ある債務再構成を促進するための契約条項の使用を促進する。

E. 危機の予防・管理の改善、及び民間セクターの関与

38. 最近の危機は、国際社会の金融危機の予防と解決のためのアプローチを改善し、それを開かれた資本市場に対応したものとすることの必要性を強調した。我々は、民間債権者が自己の投資決定の結果を受け入れざるを得ないことを認識するように彼らの期待を修正し、危機の伝播のリスクを減らす方法を見出す必要がある。

危機の予防

39. 金融危機の予防が鍵である。これまで我々が述べてきた方策は、危機の予防の改善に重要な手段となる。加えて、危機の伝播を抑制し、今日の統合された金融市場における民間セクターの重要な役割を十分に活用するためには、新たな原則及び手段が必要である。
40. IMFの新しい予防的クレジット・ライン（CCL）は、国際金融の安定の促進に重要な役割を果たすであろう。この融資制度は、適切な債務構成を有し、健全なマクロ経済政策及び構造政策を実施し、また民間債権者との適切な対話プロセスを行っている国々を、危機の伝播から守ることを目的としたものである。この融資制度によって、IMFが危機の予防により重点を置くようになり、各国が金融危機のリスクを回避するための措置を早期に執っていく一層のインセンティブが提供

されるであろう。CCLは、各国が諸基準を実施するよう促すメカニズムをも提供する。

41. 各国は、債務の支払い困難に陥った時に、マーケット・ベースで協調的かつ秩序ある解決を実行するフレームワークを強化するために、事前の措置を執る必要がある。我々は、以下の措置に合意した。
- a. 危機の予防と解決の双方において、債務者と債権者の間の適切なコミュニケーションが重要である。我々は、新興市場国が主要な債権者としてより体系的な対話を行うメカニズムを策定するよう促す。我々はまた、IMFをはじめとする国際金融機関と民間セクターのコンタクトの強化を支持する。
 - b. 我々は、危機の予防と、ショックに対する調整の促進のために、マーケット・ベースの手段を活用するよう促す。これには、新興市場国が民間とマーケット・ベースの予防的クレジットラインを締結することや、債務に借換を可能とするオプションを付与することなどの革新的な金融アレンジメントが含まれる。これらの措置は、新興市場国が不安定な状況となった際に、国際市場へのアクセスを容易にし、また、健全な債務管理のフレームワークとの関連において、流動性危機の予防に寄与し、各国が断固たるマクロ経済調整及び構造調整を行うための時間的余裕を与えるであろう。
42. 我々は、ソブリン債務の約款において、債権者の集団行動に関する条項や、債権者間の調整を容易にし破壊的な訴訟行動を抑制する他の条項の幅広い使用を進展させるため、より強い努力が重要であることに合意した。我々は、以下を推奨する。
- a. こうした条項の使用を、債務管理の国際的な良い慣行の一項目とすること、また、IMFのCCLへのアクセスを決定する際の考慮項目とすること。
 - b. 国際的なサーベイランスにおいて、これらの条項の使用に焦点を当てる

こと、及び、適切な場合に、こうした条項をIMFのコンディショナリティーにおいて考慮すること。

- c. 国際開発金融機関が保証するソブリン債務にこうした条項を盛り込むことを検討すること。
 - d. 我々自身の債券にこうした条項を盛り込む可能性についてさらに検討すること、また、我々の国の市場において他国が発行する債券にこうした条項を使用するよう促すこと。
43. 我々はまた、健全かつ効率的な破産手続きと強固な司法制度を確立する努力を促す。我々は、各国の破産制度、及び債権者・債務者関係が、より透明で、予見可能かつ平等なものとなるよう支援する国際金融機関の作業を支持する。

危機の解決における民間セクター関与のフレームワーク

44. 上記の危機の予防のための措置に加え、我々は、国際金融社会が、危機の解決にあたり民間セクターを関与させるための原則及び手段の一般的なフレームワークを事前に設定する必要があることで合意した。以下のフレームワークは、より秩序ある危機の解決の促進に資するものであり、したがって協調的解決を見出す際の債務者及び債権者の共通の利益となる。また、このフレームワークは、借入国と民間債権者の間の協調的な解決を促進し、投資家が悪い結果から守られると信じるリスクを減らすように彼らの期待を修正することに資するであろう。このような債権者・債務者間の協調を促進するフレームワークを策定することは、危機の発生する確率やその深刻さを最小化し、また、債務国が市場へのアクセスを回復するまでにかかる時間も最小化するであろう。

原則

45. 我々は、このフレームワークは、以下の主要な原則からなることに合意する。
- a. この危機の解決のためのアプローチは、各国がその債務を全額満期までに履行しなければならないという義務を弱めるものであってはならない。

- さもなくば、成長に不可欠な民間投資・金融のフローが悪影響を受け、危機の伝播のリスクが増加するであろう。
- b. 債権者が自らとったリスクの結果を受け入れてはじめて、市場規律が働く。民間債権者の意思決定は、特定の投資にかかる将来のリスクとリターンの評価に基づかなければならず、公的セクターによって悪い結果から守られるという期待に基づいてはならない。
 - c. 危機時においては、民間セクターに対するネットの債務支払い額を減らすことは、当該国が直ちに必要とする資金ニーズを満たすこと、及び公的セクターによって供与される支援額を減らすことに寄与しうる。これはまた、慎重な信用供与・投資決定への適切なインセンティブを維持することに資するであろう。これらの利益に対しては、こうした措置が各国の新しい民間資金フローをひきつける能力にもたらす悪影響や、危機の伝播を通じた他の国々やシステム全体への潜在的な悪影響とのバランスが考慮されなければならない。
 - d. いかなる民間債権者も、同様の地位にある他の債権者よりも本来的に優遇されると見なされてはならない。両者とも重要である場合、債券保有者の債権は銀行の債権に優先すると見なされてはならない。
 - e. 可能な限り、危機管理の目的は、事前に確立された効果的な対話に基づく、債務国と債権者の間で交渉される協調的な解決策を達成することであるべきである。

考察

46. 上記の原則、及び以下で提案する手段は、個別のケースに対する、適切な政策対応について判断を行うための一般的なフレームワークを確立することに資するものである。民間債権者が適切な役割を果たす場合があればその役割、及び民間債権者にこのような役割を果たさせるため

の政策アプローチは、個々のケースの状況において異なるであろう。我々の行動や使用するであろう特定のアプローチを導く基本的な考え方を事前に明確にしておくことは有益である。我々が提案する原則及び手段は、個々の金融危機を効果的に解決するために必要とされるフレキシビリティを損なうことなく、投資家がある程度予測することを可能とするであろう。

47. 各国が対外的なファイナンスの圧力に直面する状況は様々である。一つには、当該国の金融上の困難を解決するためにマーケット・ベースの自発的な解決策を強調することが最も良いと信じるような状況がある。一方、将来のより持続可能な債務支払いのためにはより包括的なアプローチが適切であるような場合もある。現実には、この両極の間に様々なケースがあるであろう。ある国がこの間のどこに当てはまるかが、固有の状況に最も適した政策アプローチの決定に役立つであろう。その国の債務支払い能力や市場へのアクセスなどもその関連で考慮されるであろう。
48. 加えて、様々な政策アプローチの実現可能性は、残存する債務インスツルメントの性質にもよる。これらは、当該国の資金繰りの困難を解決するためにはどの債務に対処しなければならないのか、様々な債権者のカテゴリー間での平等な取り扱いはどの程度の問題となるか、自発的な解決・より強制的な解決のどちらが適切か、といった評価に影響を与えるであろう。債務の性質は、主に民間債務か公的債務か、外貨建か本国通貨建か、短期か長期か、元本の支払いか利子の支払いか、オフショアかオンショアか、有担保か無担保か、債権者のグループが狭いか幅広いかなど、多くの切り口に沿って異なりうる。
49. 危機が深刻化しないように各国が金融上の困難に早い段階で断固として対応するよう促すインセンティブを設けることが重要である。

手段

50. 将来起こりうる様々なケースに効果的に対応するためには、国際社会は適切な民間関与を促進するための幅広い手段を持つ必要がある。国際社会が利用しうる手段は以下のものからなる。
- 公的な支援を、当該国がその政策プログラムを説明するために債権者との対話を開始しようとする努力とリンクさせる。
 - 公的な支援を、当該国が必要に応じて支援への債権者からの自発的なコミットメントを求める努力や、民間市場からの新たな資金調達へ当該国のコミットメントにリンクさせる。
 - 公的な支援を、エクスポートジャーのレベルを維持するという民間債権者の具体的なコミットメントを求める当該国の努力にリンクさせる。
 - 公的な支援を、当該国が残存する債務を再構成する、若しくはリファイナンスするために行っている努力にリンクさせる。
 - ある国の公的債務がパリクラブにおいて再構成される必要がある場合は、国際金融機関を除くすべての債権者が平等に扱われるというパリクラブの原則が適用される。パリクラブは、様々な債権の相対的な大きさや重要性等の要素を考慮に入れながら、平等性に関しフレキシブルなアプローチを採用すべきである。
 - 危機の解決にあたって公的支援を行う場合には、民間セクターも債務の再構成等を通じて適切な貢献を行うことを効率的に確保するため、外貨準備に下限を設ける。
 - 例外的なケースにおいては、債務履行遅滞の累積を避けることができないであろう。当該国が、支払い困難に関して債権者との協調的な解決策を求めている場合には、IMFの債務履行遅滞国に対する貸付も容認されうる。
 - 例外的なケースにおいては、秩序ある債務の再構成を行う時間を確保す

るため、その国の政策とプログラムに対するIMF支援の文脈で、債務支払いの停止またはスタンスティールの一環としての資本取引規制または為替取引規制を導入することもありえよう。

- 我々は、IMFに対し、ここで合意されたフレームワークにおける特定のアプローチを実施する際の法律的・技術的な問題をさらに明らかにするよう求める。我々は、秋の年次総会までに結論を出すことを期待している。
 - 投資家の期待をより効果的に導くため、我々は、上記の原則及び考察との関連において、個々のケースにおいて採用された政策アプローチの明確かつ時宜を得た説明を行うよう努めることで合意する。
- F. 貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進**
- 世界経済における最近の出来事は、経済問題と社会問題との関連が重要であること、良好な経済が政府と市民の安定的な関係及び強固な社会的な連帯にかかっていることを強調した。効率的な社会システムは、人々を変化に対応できるようにすることによって、信頼を築き、人々が現代の競争的な市場に必要なリスクをとることを促す。これにより、グローバリゼーションのリスクが緩和され、その恩恵が広く行き渡る。
 - 有効な社会政策は、とりわけ危機時の調整を容易にし、必要な改革に対する支持の形成に役立ち、調整の負担が社会の最も貧困で脆弱な層に偏らないようにすることを確保する。
 - これらの分野における行動については、多くの制約がありうる。一般的に、社会政策に使える資源は限られており、他の優先事項も緊急に行う必要があり、制度上の対応能力にも限界がある。経済が悪化している際には、政策担当者は当面の社会福祉を守ることと、貧困を減らし社会福祉を支える最も良い手段となるコンフィデンスの回復及び安定的な成長の促進に必要な調整を確実に実施することとの間で難しい選択に直面する。我々は、

- すべての国々と国際金融機関が協力して、最も効果的に経済発展を支える社会政策に関する慣行を策定し促進していくことに大きな利益があると信ずる。
56. 各国は、それぞれ異なった文化や伝統を持っており、社会問題を解決するための独自のシステムや慣行を発展させてきた。異なる発展段階において最もうまく機能する政策に関する経験を共有することは、各国の共通の利益となるであろう。今春ワシントンで開催された33カ国によるセミナーにおいてこうした経験が議論された。本セミナーにおいては、
- a. 社会政策上の支出において最も重要な分野、財政支出が最も必要な層に効果的に使用される方策、更に社会政策上の支出のレベルが決まった際に生じるトレード・オフについて検討が行われた。
 - b. 社会の発展状況をモニターすること、社会政策が透明な方法で実施されることの重要性が強調された。これにより、政府及び国民の双方が、最も早い段階で、特に必要とされる分野とそれに基づく政策を認識することができる。
57. 更に、現代のグローバル経済の中で活動している国々は、同じような圧力に直面する可能性が高いと考えられるため、原則、政策及び最良の慣行を特定し、国際機関を通じてそれを広めていくことが必要である。我々は、国際連合と共同して世界銀行が用意した社会政策に関する良い慣行の原則が承認されたことに留意した。前回の開発委員会において、大臣達は、世界銀行に対し、最も貧困な層を保護し開発へのモメンタムを維持するための政策と最良の慣行に関する作業について、1999年の年次総会において報告するよう求めた。
58. 社会政策に関する原則、政策及び最良の慣行を認定し広めていくためには、一層の作業が必要である。
- a. 国際連合が、社会開発サミットのコペンハーゲン宣言のフォローアップの一環として基本的な社会政策の原則の策定を早急に進めること。
- b. 世界銀行が、IMFからの参加も十分に得て、経済発展のプロセスを支援するための政策及び最良の慣行の認定について、1999年の年次総会において報告すること。これらは、危機時において、調整プログラムを最も脆弱な層を保護するようにデザインする際に利用されるであろう。
 - c. IMF及び世界銀行が、透明性及び良い統治に関する作業において、浪費を最小化し効率性を最大化する社会プログラムの確実な実施をもたらすような方策をより明確に検討すること。
 - d. 世界銀行及びIMFが、個々の国を対象とした、公的支出の構成と効率性について分析するレビューを用意するにあたり、その協力を強化すること。
 - e. 危機時に各国のマクロ経済フレームワークの策定を支援するにあたり、IMFは、調整プログラムの中で社会セクターへ十分な支出を行うことをごどの程度織り込んでいるかについて考慮すること。
 - f. 世界銀行が、社会指標の作成及びその実施とフォローアップに関するモニタリングにおいて、各国、IMF及び国際開発金融機関と協力すること。
 - g. IMFと世界銀行が、調整プログラムやセクター別プログラムのデザインにおいてこうした問題により大きな注意を払うこと、及びこの分野において一層協力していくこと。更に、我々は全ての国々に対し、平時及び危機時において、健全な社会政策の遂行を促進するために何ができるか検討するよう求める。
59. 効果的な社会政策は、グローバリゼーションの利益が幅広く共有されることを確保し、人々を変化に対応できるようにし、また、経済をより堅固なものとするにより、持続可能な発展の基礎を提供するであろう。
60. 経済成長の利益を全ての国が共有できるような、世界レベルで持続可能な発展は、最貧困国の持続不能な債務負担を減らし、

貧困を緩和するための方策にも依存する。従って、社会政策に関するイニシアティブは、債務救済及び貧困削減のイニシアティブとともに実行されなければならない。これらについては、我々は、別途首脳への提案を行っている。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-12 ケルン・サミット

ケルン債務イニシアティブに関するG7蔵相のケルン経済サミットへの報告書 (仮訳)

1999 (平成11) 年6月18日-20日
ケルン

- 1996年に始まった重債務貧困国の過剰債務を削減するイニシアティブ (HIPCイニシアティブ) は、初めて、国際機関、パリクラブ及び他の二国間公的債権者を債務救済の包括的枠組みにまとめ、これまで肯定的な結果を生み出してきた。それにもかかわらず、最近の進展及び経験からは、多くのHIPCの外性的衝撃に対する脆弱性が強調されている。新たな千年紀を間近に控えた今こそ、再発する債務問題から適格国が強固かつ永続的に抜け出す展望をはっきりさせるために、本イニシアティブを強化する時である。
- 我々は、従って、改革や貧困軽減へのコミットメントを示している最貧国に対するより早く、深く、広範な債務救済を支持する。実施された場合、HIPCイニシアティブの適用可能性がある国の債務残高は、従来の債務削減措置を実施してもまだ残るとされる現在価値ベース (NPV) での710億ドル余から、追加的に270億ドル削減されることとなる。これらの措置と、G7諸国全体では名目価値で200億ドル余にのぼる政府開発援助 (ODA) の債務の免除を合わせれば、債務国の債務支払負担を顕著に引き下げ、財源を優先順位の高い社会的支出に解放することとなる。

貧困削減のための枠組み

- 拡充された債務救済は債務国の政策活動の余地を強化するが、一方で、健全な経済

政策の遂行が継続され、新たな非生産的支出は回避されなければならない。同時に、債務救済の便益は最も脆弱な住民層を支援することに充てられることが重要である。従って、債務救済と、継続的な調整、統治の改善、貧困軽減との間に強い関連性がなければならない。財政面でのより良い統治並びに債務救済により得られる資金により、基礎的社会サービスへの重点的支出が可能となるべきである。

- 健全な社会政策の遂行は、債務国による実施が期待される構造調整プログラムと統一されるべきである。新しいHIPCイニシアティブは、国際金融機関 (IFIs) により作られる貧困削減のための拡充された枠組みの上に構築されるべきである。これは、発展のために不可欠な医療、教育、その他の社会的ニーズに対して、より多くの財源が投資されることを確保するために重要である。
- このような趣旨に、世界銀行及びIMFは、「政策枠組書 (PFP)」のもとでの支援、特に拡大構造調整ファシリティ (ESAF) のもとでのIMFプログラムを適合させるべきである。これらの努力を統合しつつ、世界銀行及びIMFは、適格国が社会的支出を守るための財政手続きの透明性を高めるとともに、債務救済により得られる資金の効果的使途を定める貧困削減計画を、策定、実施するのを助けるべきである。プログラム策定及び実施の間、市民社会のより広い層との協議が行われるべきである。そのような対話は、必要な調整プログラムが採用されることとなった際、債務国の政府及び市民のオーナーシップを深める基礎となるだろう。
- 我々は、世界銀行及びIMFに対して、貧困削減を目的とする拡充された枠組みのための特定の計画を、年次総会までに発展させることを要請する。

より早い債務救済

- 債務救済の実施は二つのステージにわたり健全な経済政策に基づいて継続されなければならないが、債務国には改善された経済実績を通じて「完了時点」を早めることが認められるべきである。従って、

早期に大胆な政策目標を達成すれば、第二ステージを相当短縮することを可能とするようにする（「変動完了時点」）。このメカニズムにおいては、特に貧困削減に焦点を絞りつつ、構造改革をより深め、社会部門への投資を高めるために必要な特定の優先的措置を並べるようにすべきである。

2. 過剰債務を解決することに加え、HIPCイニシアティブは、貧困削減のための財源を解放するため、債務支払の資金負担を著しく軽減することに、一層焦点をあてるべきである。債務削減が「完了時点」で実施される以前においても、国際金融機関による「暫定期間中の救済」を通じて、適格国の債務支払負担をより早急に軽減すべきである。このことは既にパリクラブの二国間債務について採られており、国際金融機関は同等の措置を講じるべきである。更に、「完了時点」後、国際金融機関は、早い時期の債務支払をより軽減する方法により、債務残高の削減を前倒し的に実施することができる。
3. HIPCイニシアティブのプロセスをより予測可能なものとし、資金繰りのより早期の救済を簡素化するために、債務削減額は「決定時点」において、その時の状況に基づいて、決定されるべきである。このことは、債務救済の程度について確実性を高めることとなるだろう。
4. 重債務を負っている多くの最貧国は、未だHIPCイニシアティブのプロセスを開始していない。我々は、国際金融機関とパリクラブに対して、これらの国がプロセスを開始することを助けることを優先するよう要請する。

より深い広範な債務救済

1. HIPCイニシアティブ適格国の債務問題の永続的な解決を達成し、貧困軽減の努力を支援するために、国際社会は財源を解放する新たな措置にコミットするべきである。債務返済が持続可能と見込まれる水準を示す目標値を、再評価し、引き下げるべきである。従って、我々は、債務輸出比率を200～250%から150%に引

き下げること支持する。更に、その代替となる債務歳入比率について、より焦点を当て、280%から250%に引き下げるべきである。これに伴い、この代替指標のもとでモラルハザードを回避するために設定された、輸出及び歳入の対GDP比率の最低値を示す副基準の変更も提案する。これらの副基準はそれぞれ、40%及び20%から、30%及び15%に引き下げられよう。これら一連の変更は、より深い債務免除をもたらす、債務国の財政状況をより考慮に入れるようにし、HIPCイニシアティブをより多くの国に拡大することとなる。

2. パリクラブの二国間債権者は、現在HIPCイニシアティブの適格国に対して商業債権について80%までの債務削減を行っているが、我々はより一層の削減を支持する。債務返済の持続可能な水準を達成するために、我々は、90%まで、特に中でも貧しい国に対して、必要があれば個々の事情に応じそれ以上の削減を行う用意がある。HIPCイニシアティブに適格ではない貧困国に対して、パリクラブは、ナポリ・ターム削減率を67%に一本化すること、その他の債務国については、適切な透明性に配慮しつつ債務スワップの上限を引き上げることを検討しう。
3. 多くの二国間債権者は政府開発援助から生ずる債務を免除し、かつ／または、貧困国に対するODAを無償のみで供与してきたが、他方、残っているODA債務は、多くの国において過剰債務の一つの原因となり続けている。従って、我々は、全ての債権国に対し、適格国に関し債務返済を持続可能な水準に収めるのに必要な債務削減に加え、全てのODA債務を、選択方式を通じて二国間で免除することを要請する。我々は、そのような免除がいくつかの債権国に特別の負担となることを認識する。HIPCが将来新たな債務問題に直面しないことを助けるために、新たなODAはなるべく無償で供与するべきである。

資金措置

1. 我々は、これらの変更が、特に国際金融機関に対する債務について相当の費用を伴うことを認識する。しかしながら、本イニシアティブの最終的費用は多くの不確定要素に左右されるものであり、実際の支出は長期間にわたり拡散されるであろう。我々は、国際金融機関が譲許的融資を適切に行う能力を維持することの重要性を認識しつつ、これらの費用を賄う多くの措置を支持する用意がある。
 - ・IMFの費用を賄うため、IMFは、適切な準備金の水準を維持する一方で、割増利子収入の利用、特別偶発勘定からの払い戻しあるいは同等の資金措置の可能な限りでの利用、及び、IMFの金準備の1千万オンスまでの、制限的で慎重に段階分けして行う売却益の運用を通じ、自己財源を動員するべきである。
 - ・国際開発金融機関は、自己財源の活用を最大化する革新的なアプローチの特定及び活用について既に開始した作業を進めるべきである。
 - ・国際金融機関にとっての費用を賄うためには、二国間レベルでの資金拠出が必要となる。我々は、既存のHIPC信託基金への相当額の資金拠出を約束した。我々は、拡大されるHIPC信託基金への資金拠出を誠実に検討する。
 - ・これらの費用を賄う上で、我々は、既に供与されたODAや過去のODA債権の減免の規模と質を含む全ての関連事情を考慮し、また、GDPと比較してODA債権残高が多額の国の貢献を認識しつつ、ドナー国間の適切なバードン・シェアリングを要請する。
2. この枠組みに基づいて、我々は、国際金融機関及びパリクラブに対して、より早く、深く、より広範な債務救済を実施することを要請する。具体的な提案は、IMF及び世界銀行の次回年次総会の時までに合意されるべきである。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-13 ケルン・サミット

G7首脳声明 (仮訳)

1999 (平成11) 年6月18日 ケルン

I. 世界経済

1. 我々が、昨年バーミンガムで会合して以来、世界経済は大きな課題に直面してきた。しかし、我々は、市場のコンフィデンス及び世界経済全体の成長見通しの最近の改善に満足しつつ留意する。米国において力強い成長が続いていること、日本において景気回復を促進するための重要な政策対応がとられたこと、欧州において経済通貨統合が成功裡に発足したこと、全体としてインフレなき環境であること、また、東アジア及びラテン・アメリカにおいて金融及び経済の安定化が進展していることは、勇気づけられる動向である。しかし、多くの深刻な課題が残っており、引き続き行動していくことが、依然として重要である。
2. これらの動向を、安定的かつ持続可能な経済成長に結び付けるために、我々は、価格の安定を維持しつつ、国内需要及び投資にとって支援的なバランスのとれたマクロ経済政策を追求する必要がある。これは、我々の経済間での、よりバランスのとれた成長の達成に貢献し、それにより対外不均衡を減少させることとなる。我々のうちのいくつかの国については、雇用機会を増大させ、自国経済の潜在的な力を発揮させるため、すべての経済主体にとっての市場原理に基づくインセンティブを高めることを目指す強力な構造的措置により、マクロ経済政策を強化する必要がある。そのような構造的措置は、雇用拡大を押し進め、投資環境を改善するための前提条件である。
3. より詳細には、
 - ・北米においては、マクロ経済政策は、バランスのとれた成長のための条件を維持することを目指すべきである。
 - ・ユーロ地域においては、より高い成長及びより多くの雇用の見通しを強化することを目指すマクロ経済政策と構造政策の適切な組合せを追求することが重要である。
 - ・英国においては、経済政策はインフレな

き成長を促進することを引き続き目指すべきである。

- ・日本においては、内需主導による成長が回復するまで景気刺激措置を執行していくこと及び経済の効率性及び競争力を強化するための構造的措置を追求することが依然として重要である。

- ・新興市場国は大きな進展を見せてきており、多くの国々においては、成長の回復のための基盤が形成されてきた。なすべきことは依然として多いが、現在の改善された見通しは、これらの国々が国際通貨基金（IMF）、世界銀行及び二国間援助による支援を受けてとった政策対応に負うところが大きい。これらの国々はまた、G7全体の強固な国内需要及び開放的な市場によって特徴づけられた、支援的な国際環境を必要としている。

4. 我々は、ますます開かれ統合されていく世界経済が、そのすべてのメンバーに対して機会の拡大及び共通の利益をもたらすことを確信している。世界経済にとっての我々の特別な責任に鑑みて、我々は、世界規模での経済成長を促進するための緊密な協力を継続することを約束する。他の国々の首脳もまた、世界的な成長及び金融の安定を促進する責任を共有しており、我々は、これらの目的に貢献する政策を追求することを強く求める。国際社会は、困難な経済的課題に直面する中で強力な政策を追求している国々を支援する用意がある。

II. 国際金融システムの強化

5. ますます統合されつつある世界経済において、課題は、各国の行動及び強化された国際協力を通じて世界的な金融の安定を促進することにある。

6. アジア、ロシア及びラテン・アメリカにおける過去2年間の金融危機は、多くの開発途上国における弱い政策や制度及び先進国における銀行や投資家の側のリスクに対する不適切な注意を含む国際金融システムの重大な脆弱性を明らかにした。昨年10月30日の世界経済に関する声明において、我々は、これらの問題に対処するために既に執られているいくつかの措置及び一層の

改革が必要とされる多くの主要な分野を特定した。その後、それらの多くの分野において重要な進展が見られた。我々は、本日発表された、この進展を際立たせつつ一層の措置を提言する大蔵大臣からの報告書を歓迎する。我々は、これらの提言が全体として国際金融システムの大幅な強化を示しており、その結果、金融危機のリスクの減少に貢献するとともに、将来の効果的な危機管理をより容易にすると確信する。

7. 我々は、以下の措置を特に重視する。

A. 国際金融機関（IFIs）及び国際的アレンジメントの強化及び改革

これは、新たな機関を必要とはしないが、既存の機関が今日の国際金融システムの要請に適応することを必要とする。IMF及び世界銀行は、国際経済金融システムにおいて及びこれらの分野での各国間の協力を促進するに当たり、中心的な役割を担っている。我々は、次のことを歓迎する。

- ・金融市場の監督及び規制の分野における国際的な協力及び協調を向上させるための新たな金融安定化フォーラムの設立
- ・IMF暫定委員会に「国際金融通貨委員会」として永続的な地位を与えること及びIMFのサーベイランスやプログラムを更に改善することなどによって、国際金融機関の統治機構の強化及び改革
- ・ブレトン・ウッズ機関からなる制度的枠組みの中で、国際金融システム上重要な諸国間の対話のための非公式なメカニズムを設立するための協力へのコミットメント

B. 透明性の強化と最良の慣行の促進

これは、市場参加者が十分な情報に基づいてリスクに関する判断を行うことを可能とし、また、政策立案者が健全な政策を実施するより大きなインセンティブを与える。我々は、次のことを要請する。

- ・公的部門及び、適当な場合には、民間金融機関双方のために、国際的に合意された透明性に関する行動規範及び最良の慣行に関する基準を速やかに作成し完成すること。更に、資本移動に関するより迅速かつ包括的なデータの提供に高い優先順位を与えるべきである。高レバレッジ

機関（HLIs）への直接的かつ具体的なエクスポージャー及び高レバレッジ機関自身による関連情報に関する情報開示の質及び適時性を改善するための措置が執られるべきである。

- ・特に、強化されたサーベイランス及びIMFの透明性報告書の中での結果の公表を通じるにより、こうした行動規範及び基準が遵守されること、並びに、金融及び経済政策に関する様々な基準並びに最良の慣行を国際的な金融・経済政策に関する基準集のような共通の参考資料として編集すること。
- ・IMF及び世界銀行の文書の更なる公開を通じた国際金融機関の透明性を向上すること、及びそれら機関の機能についての内部・外部双方による評価を実施するための更なる措置をとること。

C. 先進国における金融規制の強化

債権者は、一層の規律をもって行動するように促されるとともに、貸付に伴うリスクをより慎重に評価するように奨励されなければならない。我々は、以下のための具体的な行動を要請する。

- ・パーゼル委員会において提案されている自己資本合意の見直しを通じる等により、リスク評価及びリスク管理を改善すること。
- ・透明性の向上を通じることなどにより、監督当局及び規制当局にとっての高レバレッジ金融機関のインプリケーションに対応すること。
- ・オフショア金融センターに対して、国際的に合意された規制に関する基準を遵守するとともに、資金洗浄に対する闘いにおいて、より実効的に協力するように奨励すること。

D. 新興市場国のマクロ経済政策及び金融システムの強化

最近の危機は、新興市場国の借り手が、国際金融システムへの統合からの十分な恩恵を享受するためには、自国の政策の枠組み及び金融システムを強化することが必要であることを示した。このような観点から、我々は以下の点を奨励する。

- ・新興市場国が、自国の資本勘定の自由化

に対して注意深くかつよく順序立ったアプローチを執りつつ、金融システムを強化するとともに、短期資本借入れに対する過度の依存を避けること。

- ・新興市場国が、各国の経済環境を反映させつつ一貫性のあるマクロ経済政策及び堅固な金融システムにより支えられた、適切かつ持続可能な為替相場制度を維持すること。IMFの政策は、この目的をより効果的に促進することに焦点をあてる必要がある。
- ・IMF及び世界銀行が、金融システムの強化に関する助言及び支援を新興市場国に対して提供する上で、相互の協力を強化すること。

E. 危機の予防・管理の改善及び民間セクターの関与

資本市場が益々開放的なものとなっている世界においては、我々は、自らが負うリスクの結果を民間債権者が受け入れるような形で期待形成を行うとともに、金融市場における危機の伝播のリスクを削減する必要がある。我々は、以下の点を要請する。

- ・健全で持続可能な政策を追求しているが、金融市場における危機の伝播によって影響を受ける潜在性を有する国々に対するIMFの新たな予防的クレジット・ライン（CCL）を通じた支援。
- ・ソブリン債契約における集団行動に関する条項の利用を拡大するより強固な努力などを通じて、危機の回避及び管理における民間セクターの関与のための市場原理に基づいた手段の利用拡大並びに新興市場国と債権者との間のよりよい意思疎通と協力。
- ・危機解決における民間セクターの関与のための一般的な枠組みについての合意。これは、大蔵大臣による報告書の中で述べられている、行動のための原則、考察及び広範囲にわたる手段を予め示すものである。

F. 貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進

社会政策は存立可能な国際金融システムの基礎である。経済発展及び改革は社会のすべての構成員に恩恵をもたらすものでな

なければならない。

- ・ 貧困かつ最も脆弱な層は、危機の際の調整の負担からよりよく保護されなければならない。
- ・ 国際社会は、各国政府及び各国当局と共に、長期的発展の基礎となる、教育、医療及び他の基礎的社会的ニーズを通じた人々への投資を促進するために協力しなければならない。

国際金融機関及びその他の機関はこれらの目標を各機関の政策の主要項目としなければならない。

8. 我々は、これらのイニシアティブ及び改革の完全な実施が、世界の金融システムの安定性の向上に重要な貢献をもたらすことを確信する。我々は、大蔵大臣に対して、他国、国際金融機関、民間金融界と緊急に協力しつつ、これらを早急に前進させることを要請する。

Ⅲ. ケルン債務イニシアティブ

9. 新たな千年を目前にして、国際社会が直面している最も重要な課題の一つは、健全な政策を遂行し、また改革や貧困の軽減へのコミットメントを示している重債務貧困国が債務負担により挫折しないよう確保することである。重債務貧困国イニシアティブ（HIPCイニシアティブ）は、この目的のため重要な貢献をしてきた。さらに前進する時が到来している。我々は、したがって、より早く、より広範で、より深い債務救済をもたらす拡大されたイニシアティブを要請する。我々は、このことが、貧困削減、持続可能な開発及び良い統治という目標の達成を推進することを強く確信している。これはまた、将来的に民間の信用の供与を受けるという見通しを高める一方、改革や成長のためのインセンティブを強化すべきものである。

10. ケルン債務イニシアティブは、他の機関や市民社会と協議しつつ国際金融機関によって作られた貧困削減のための強化された枠組みの上に構築されるべきである。これは、持続可能な開発のために重要な、エイズ予防を含む医療、教育、その他の社会的ニーズに対して、より多くの資源が投資

されることを確保するために重要である。

11. 我々は、ケルン債務イニシアティブに關する大蔵大臣報告を歓迎し、支持する。この報告に含まれる提案は、より大胆な目標を通じたより深い債務削減や、合意された債務救済パッケージの実施時期に関する柔軟性の増大を通じたより迅速な債務救済、国際金融機関による早期のキャッシュ・フロー救済へのより大きな関心につながるであろう。我々はまた、パリ・クラブ及びその他の二国間の債権者に対して、債務持続性を達成するために必要がある場合、特に中でも最貧国について、商業債務を90%まで削減すること及び個別の事情によりそれ以上削減することを要請する。これらの削減額に加え、我々は、政府開発援助（ODA）債務を様々な選択肢を通じて、二国間ベースで完全に免除することを要請する。パリ・クラブは、HIPCイニシアティブに適格ではない貧困国に対してナポリ・タームの削減率を67%に一本化すること及びその他の債務国については債務スワップの上限を引き上げることを検討しうる。
12. もし実施されれば、HIPCイニシアティブの下で適格となり得る国々の債務ストックは、従来の債務救済措置を実施してもまだ残る、名目価値相当での約1300億ドル（現在価値相当での約710億ドル）からさらに500億ドル（名目価値）（現在価値相当で270億ドル）分削減されるだろう。名目で200億ドルまではG7各国によって保有されている政府開発援助（ODA）より生ずる債務の減免とあわせ、これらの措置は、総債務残高を半減以下にして、各国の債務返済負担を大いに削減し、優先度の高い社会的支出のために資源を解放するであろう。
13. 我々は、これらの変更が、特に国際金融機関に対する債務について相当の費用を伴うことを認識する。我々は、国際金融機関が譲許的融資を適切に行う能力を維持することの重要性を認識しつつ、これらの費用を賄う多くのメカニズムを支持する用意がある。

- ・ IMFの費用を賄うため、IMFは、適切な水準の準備金を維持する一方で、割増利子収入の利用、特別偶発勘定からの払い

戻しあるいは同等の資金措置の可能な限りでの利用、及び、IMFの金準備の1000万オンスまでの限定的で慎重に段階分けして行う売却益の運用を通じ、自己財源を動員すべきである。

- ・国際開発金融機関（MDBs）は自己財源の利用を最大化する革新的アプローチの特定及び活用について既に開始した作業を進めるべきである。
 - ・国際金融機関にとっての費用を賄うためには二国間レベルでの資金拠出が必要となる。我々は既存のHIPC信託基金への相当額の資金拠出を約束した。我々は、拡大されるHIPC信託基金への資金拠出を誠実に検討する。
 - ・これらの費用を賄う上で、我々は、すでに供与されたODAや過去のODA債権の減免の規模と質を含むすべての関連事情を考慮し、また、GDPと比較してODA債権残高が多額の国の貢献を認識しつつ、ドナー国間の適切な負担の分担を要請する。
14. 我々は、債務救済の財源支援のためのミレニアム基金への拠出などによる、このイニシアティブの目的を増進する民間セクターによる努力を歓迎するであろう。
15. この枠組みに基づいて、我々は、国際金融機関及びパリ・クラブに対して、より早く、より深く、より広範な債務救済を実施すること、適格となり得る国の4分の3が2000年までに決定時点に達することを確保するように重債務貧困国と協力すること、及び、最貧国がHIPCイニシアティブのプロセスを可及的速やかに開始することを支援することを要請する。IMFと世界銀行の次回年次総会までに具体的提案が合意されるべきである。

IV. 原子力の安全／ウクライナ

16. 我々は、G7とウクライナとの間の了解覚書（MoU）の成功裡の実施に対するコミットメントを新たにする。我々は、チェルノブイリを予定どおり2000年までに閉鎖することについてウクライナが確固たるコミットメントを新たにすることを歓迎する。
17. 我々は、破壊されたチェルノブイリ原子

炉の残骸を覆う石棺について、その環境上の安全性を確保するための石棺実施計画の遂行において大きな前進があったことに留意する。これまでに、チェルノブイリ石棺基金への拠出金は、ウクライナからの5000万ドルを含めて、総額3億9300万ドルに及んでいる。我々は、継続的な資金調達及び石棺実施計画の下での作業の進展の確保をG7が支援することにつき合意した。我々は、この問題に関係する政府及び民間セクターのドナーに対し、この努力に参画することを要請する。この目的のため、我々は、次回サミットまでにプレッジング会合を開催する予定である。

18. 我々は、ウクライナの電力需要を満たすためのエネルギー・プロジェクトのための資金動員について、了解覚書の範囲内でウクライナを支援することに対するコミットメントを再確認する。これまでに、総額7億4600万ドルを超えるプロジェクトが合意されている。更に、原子力の安全の分野において、石棺実施計画のための資金の他に、4億8500万ドルが無償供与されている。我々は、発電及び電力供給並びにエネルギー効率の分野における財政的に成り立ちうる投資を奨励するために、ウクライナ政府が、現金での料金徴収の向上及び民営化の促進を含む、エネルギー部門における根本的な改革を加速することを期待する。我々は、ウクライナ、欧州復興開発銀行及び欧州原子力共同体（EURATOM）が、ロブノ及びフメルニツキにある2基の原子炉を完成するための融資に関する交渉の最終段階に入ることを可能とした着実な作業を賞賛する。我々は、当事者に対して、安全で、費用対効果が高く、財政上も環境上も健全なプロジェクトのための融資に関する合意の早期の実現のために必要な措置をとることを要請する。

V. 金融犯罪、有害な税の競争及び国際的な脱税

19. 金融市場のグローバル化及び新たな情報技術の導入によってもたらされる恩恵を確保するために、金融犯罪との闘いは、各国の政策及び国際的政策における優

- 先課題のひとつであり続けなければならない。我々は、資金洗浄及びその他の金融犯罪に対する闘いにおいて、多くのオフショア金融センターを含む、規制が不十分で非協力的な国・地域によってもたらされる問題に関して、我々の懸念を再確認する。
20. 我々は、G7の大蔵大臣による金融犯罪及び規制悪用に関する作業を歓迎する。我々は、監督当局と執行当局との間の情報交換を改善するために大蔵大臣が作成した主要な原則を、すべての国が目指すべき基準として全世界に広めていく。
21. 我々は、資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF）が行っている、資金洗浄に対する国際的な闘いにおいて実効的な協力を行わず、結果として汚職や組織犯罪からの収益の洗浄を助長している国・地域を特定するための作業を歓迎し、支持する。FATFは、オフショア金融センター及び規制が不十分で非協力的な国・地域が資金洗浄に対する40の勧告を遵守するようにし、遵守しない国・地域の悪影響から国際金融界を守るために、具体的な措置を取るべきである。我々は、大蔵大臣に対して、法務・内務大臣をはじめとする他の閣僚と協調しつつ、オフショア金融センター及びFATFによる非協力的な国・地域に関する作業についての我々の立場が、これらの問題への取組が検討されている様々なフォーラムにおいて、相互補完的な形で策定され、実施されるよう協調することを要請する。
22. 我々は、有害な税の競争に関するOECDフォーラムが設立されたこと、及び、OECDによって採択された、不公正な税制・慣行の有害な効果に関する指針及び勧告の実施が現にはじまったことを歓迎する。我々は、フォーラムの現在の作業計画、特にタックス・ヘイブンを特定するための努力を強く支持する。我々は、また、このプロセスを通じて特定された国・地域との対話を行うとのフォーラムの意図を支持する。我々は、この作業に高い優先順位が与えられることを強く求める。我々は、また、欧州連合域内での行動規範の実施のために現在行われている作業に留意する。
23. 我々は、OECD租税委員会及びFATFに

よる、脱税及び租税回避と資金洗浄との間の関連をさらに検討するための進展、そして特に、反資金洗浄システムの有効性を阻害せずに税務当局への効果的な情報の流れを確保するための進展を歓迎する。我々は、それぞれのグループに対して、各々の責務にのっとり引き続き作業を進めることを奨励する。

24. 我々は、OECDに対して、過度の銀行の過度の守秘ルールによってもたらされるものをはじめとする、税務当局間の効果的な情報交換を制限する障壁に引き続き対処することを強く求める。

（出所）外務省ウェブ・ページ

11-14 ケルン・サミット

G8 ケルン・サミット コミュニケ （仮訳）

1999（平成11）年6月20日 ケルン

1. 我々8か国の主要な民主主義国の元首及び首相並びに欧州委員会委員長は、第25回経済サミットのためにケルンで会合した。新しい千年期を間近に控えて、我々は、増大しつつある機会について、そして、我々の諸国及び国際社会が直面している課題に対する先を見通した解決策について議論した。
2. グローバリゼーション、すなわち世界的なアイデア、資本、技術、財及びサービスの急速かつ加速しつつある流れを伴う複雑なプロセスは、我々の社会に既に大きな変化をもたらした。それは、我々をかつてない程に結びつけた。一層の開放及びダイナミズムは、生活水準の広範な改善及び貧困の大幅な減少に貢献してきた。統合は、効率、機会及び成長を刺激することにより、雇用の創出に役立ってきた。情報革命並びに文化及び価値観の更なる相互交流は、創造と革新に拍車をかけつつ、民主化への刺激、人権及び基本的な自由のための闘いを強化してきた。しかし同時に、グローバリゼーションは、世界中のある程度の労働者、家庭及びコミュニティにとって、混乱及び金融面での不確実性のリスクの増大を伴ってきた。

3. 課題は、グローバリゼーションの影響を制御できないことに対する懸念に応えるために、グローバリゼーションのリスクに対応しつつ、グローバリゼーションが提供する機会を活かすことである。我々は、グローバリゼーションの利益を維持しかつ増大させるとともに、そのプラスの効果が世界中の人々に広く共有されることを確保するために努力しなければならない。我々は、したがって、政府及び国際機関、企業及び労働者、市民社会及び個人に対して、この課題に取り組むとともに、環境を保護しつつ、繁栄をもたらす社会的前進を促進するためのグローバリゼーションの十分な潜在能力を実現するために、ともに努力することを要請する。

I. 世界経済を持続的成長に向ける対処

4. 昨年のバーミンガムでの会合以来、世界経済は大きな課題に直面してきた。危機への対応と回復のための基盤作りの面で進展が達成された。主要な工業国における成長の支援を目指す政策措置及びいくつかの新興市場国におけるより強力なパフォーマンスにつながる重要な政策対応が、経済の見通しを改善した。多くの重要な課題が、依然として残っている。我々は、したがって、適切なマクロ経済政策及び構造改革を追求するとのコミットメントを新たにする。これらは世界経済のよりバランスのとれた成長に貢献し、それにより対外不均衡を減少させることとなる。

5. 世界経済は、依然として、2年前にアジアで始まった金融危機の影響を受けている。開放的でルールに基づく世界貿易体制及び同体制により促進される財及びサービスの有益な流れがなければ、危機の影響を受けた国々は、危機からの回復及び自国経済の安定化を実現する上で、より一層の困難に直面していたであろう。

6. 我々は、ロシアとIMF及び世界銀行との間で最近達成された基本合意を歓迎するとともに、ロシアの改革プログラムにおける、より重要な一歩として、合意が速やかに実施されることを期待する。IMFとの合意が成立した場合には、我々は、パリ・クラブ

に対し、ロシアと債務繰延べに関する合意を交渉するために迅速に行動するよう奨励する。我々は、マクロ経済の安定及び持続的成長に向けたロシアの努力を支持するため、より野心的な経済改革プログラムの実施を可能とする条件をロシアが実現した場合には、より後の段階における包括的解決を目指し、パリ・クラブに対して、ソ連時代の債務に由来するロシアの債務の問題への対処を継続するよう奨励する。

7. 我々は、ロシアにおけるより長期的な観点からの社会的、構造的、経済的改革についてのG8の枠組みの中での対話を強化することに合意した。この目的のため、我々は、我々の個人代表に対し、この問題についてのG8間の作業の全体としての継続性と一体性を確保するよう指示した。小規模事業の促進、地方との協力の強化、保健、経済移行の社会的影響等の具体的協力分野が特に重視されるべきである。我々は、資本逃避との関連を含めて、組織犯罪及び資金洗浄と闘う法執行に関する我々の協力を深めることに合意した。

II. すべての人々に役立つ世界貿易体制の構築

8. 世界貿易機関（WTO）のもとに一体化された多角的貿易体制は、国際貿易及び投資を促進するとともに、経済成長、雇用及び社会的発展を増進する鍵となってきた。我々は、したがって、WTOに対する我々の強力な支持及び開かれた貿易及び投資環境に対するコミットメントを新たにする。我々は、すべての国々に対して、保護主義の圧力に抵抗するとともに、市場をより一層開放することを求める。我々は、WTOにまだ加盟していない国々が、WTOの原則を受け入れ、WTOに加盟することを奨励する。

9. WTOの極めて重大な役割にかんがみて、我々は、WTOが政府対政府の機関であるという性格を維持しつつ、市民社会にさらに対応し得るようにWTOの透明性の向上をはかることの重要性について合意した。我々は、新ラウンドを立ち上げるために、シアトルにおける閣僚会議の成功に向けて

努力することを約束する。我々はまた、貿易と環境の関係に取り組むとともに、持続可能な開発及び社会的及び経済的福祉を世界規模で促進するための、より効果的な方法をWTOの中で追求する。

10. 我々は、したがって、すべての国々に対して、1999年12月のシートルにおけるWTO閣僚会議において、実質的かつ実施可能な結果を実現することを目指す、広範かつ野心的な新ラウンド交渉を立ち上げることを要請する。全加盟国がそのプロセスに利害関係を有する。我々は、全加盟国が、開発途上国及び特に後発開発途上国が確固たる実質的な利益を得ることのできる分野での進展のための提案を行うよう奨励する。すべての国々が、新ラウンドに貢献するとともに、そこから利益を受けるべきである。効果的な新ラウンド貿易交渉は、開発途上国を更に世界経済に統合していくための道を拓くことを支援するであろう。こうした意味から我々は、市場アクセスの改善について昨年パーミンガムで行った後発開発途上国に対する我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、金融、経済、労働及び環境に関する国際機関における一層の協力と政策の一貫性を強く求める。
11. 貿易がますますグローバルになることから、バイオテクノロジーにおける発展の成果は国家及び国際レベルのすべての適切な場で扱われなければならない。我々は、これらの問題に取り組むために、科学に基づき、ルールに基づいたアプローチについてコミットする。

Ⅲ. 雇用促進のための政策の形成

12. 最も緊急な経済問題の一つは、多くの国々における高い水準の失業である。我々は、雇用拡大のための適切な政策を形成するための強化された国際協力及び増進された国家レベルでの努力の重要性を再確認する。持続可能な成長及び雇用創出のための基礎を強化するために、我々は2段階の取組を特に強調する。
 - ・我々の経済の適応性と競争力を強化するとともに、長期失業者が労働市場に戻ることを支援するための構造改革の促進

- ・安定と成長に向けたマクロ経済政策の追求及び金融政策と財政政策の適切なバランスの確保

13. 我々の経済の適応性が增大するにつれ、経済成長がより多くの雇用をもたらす蓋然性が增大する。我々は、したがって、労働、資本及び製品市場における構造的硬直性の排除、起業家精神及びイノベーションの促進、人的資本への投資、経済的インセンティブを強化し雇用を促進するための税制及び給付制度改革並びに革新的で知識に立脚した社会の開発を強く支持する。
14. 我々はまた、本年2月にワシントンで開かれたG8労働大臣会議の結論を支持する。すなわち、雇用を支える社会的セーフティー・ネットを提供し、早期の対応により長期失業を防ぎ、労働市場情報及び雇用サービスを提供することにより求職活動を容易にし、生涯学習と新形態の労働組織を促進し、新規参入労働者及び高齢労働者を含むすべての労働者に対して労働市場への平等なアクセスを確保し、社会的な対話を進めることである。

Ⅳ. 人々への投資

15. 基礎教育、職業訓練、学位、労働市場に合った技能や知識の生涯を通じた向上及び革新的思考の開発への支援は、知識重視社会に向かいつつある今日、経済・技術進歩を実現する上で重要である。これらはまた、個人を豊かにし、社会的な責任感と参加意識を醸成する。
16. これらの目標の達成を支援するため、我々は、ケルン憲章に規定されている目的及び希望を追求することに合意する。
17. 適応性、雇用可能性、変化への対応は、来るべき新世紀における我々の社会の主たる課題となるだろう。職業間、文化間、コミュニティ間での流動性が重要となろう。また、すべての人々にとって、流動性に対応するためのパスポートとなるのが、教育及び生涯学習であろう。
18. この目的のため、我々は、G8各国及びその他の国々の間での教員、管理者、学生それぞれの間での交流の増加を支援するとともに、我々の専門家に対して交流増加に

としての主要な障害を明らかにし、次回サミットまでに適切な提案を提起するよう要請する。我々は、経済協力開発機構(OECD)及び国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に対し、教員の採用、訓練、報酬、責任についての国際的な最良の慣行についての調査を行うことなどにより、異なる国々がどのように教育の水準を向上しようとしているかについての研究を行うよう要請する。我々は、協力するための方法を共同で模索するとともに、国際機関を通じてG8各国や開発途上国において、遠隔地教育等を通じ、学習及び開発ニーズに対応するための技術の利用を支援することにコミットする。

V. 社会的セーフガードの強化

19. グローバリゼーションのプロセスに勢いがつくに従って、重要な社会的及び経済的進歩がもたらされてきた。同時に、急速な変化と統合は、ついて行けないと感じる個人や集団も生み、開発途上国を中心に、ある程度の混乱をもたらす結果となった。我々は、したがって、グローバリゼーションに「人間の顔」を与え、豊かさが拡大するとともに広く分かち合われるような制度的及び社会的基盤を強化するための措置をとる必要がある。
20. 社会的セーフティー・ネットを含む社会保障政策は、社会的一体性を強化する一方で、個人がグローバルな変化と自由化を受け入れるとともに、労働市場における各自の機会を改善することを奨励して実現するほどに強力でなければならない。我々は、財政的制約に直面しており、社会的な支援のプログラムとより大きな個人的責任及びイニシアティブとの間に持続可能なバランスを保つことが極めて重要であることを認識する。
21. 我々は、最近の経済及び金融危機によって最も深刻な影響を受けた国々が、必要な社会的基盤を創造し、改善するならば、より迅速な回復を継続するであろうことを確信している。したがって、危機の期間中に基礎的な社会サービスへの投資を継続することが、特に重要である。予算上の優先順位及び柔軟性は、社会的基盤及び投資の質を強化すべきである。
22. 民主主義、法の支配、良い統治並びに人権及びコア労働基準の尊重は、社会的安定にとって更に必要不可欠な前提条件である。費用対効果が高く、透明性が高く、民意を反映し、よく機能している腐敗のない制度の発展は、自由化のプロセスを補完しなければならない。
23. 我々は、国際金融機関(IFIs)に、発展途上国における健全な社会政策及びインフラの開発を援助し監視するよう要請する。我々は、これに関し、すでに執られつつある行動を賞賛する。我々は、国際通貨基金(IMF)に対し、経済プログラムを策定する際に、この問題により注意を払うとともに、財政再建の期間中でさえも、可能な範囲で、基本的な健康、教育及び訓練というコア予算に対して特別な優先順位を与えるよう強く求める。我々は、国際連合と協力して世界銀行が行っている社会政策における良い慣行の原則の開発のための努力及び包括的な開発ネットワークを通じた債務国とのパートナーシップの強化という世界銀行の作業を歓迎する。我々は、世界銀行及びIMFに対して、最も脆弱な層の保護を確保する調整プログラムの策定において、援助国及び債務国によって利用される一連の政策及び慣行の発展に、ともに取り組むよう促す。
24. 我々は、国際連合、OECD並びに社会改革の策定及び実施に関する他の適切な場の中で、社会的セーフティー・ネットの費用及び効果の分析を含む、情報交換の改善を支援する。
25. 我々は、国際労働機関(ILO)による労働における基本的原則及び権利に関する宣言並びにそのフォローアップの効果的な実施の促進にコミットする。我々はまた、現在ILOの児童労働の最悪の形態の根絶に関する条約の採択を歓迎する。我々は、更に、開発途上国の義務履行能力を向上するために、開発途上国との作業を進める意向である。我々は、各国がコア労働基準を実施することを支援するために、ILOの能力の強化を支援する。

26. 我々はまた、適切な社会的保護及びコア労働基準を促進する上での、ILOと国際金融機関との間の協力の増進を歓迎する。我々は、国際金融機関に対して、これらの基準を加盟国との政策対話に織り込むことを強く求める。加えて我々は、グローバリゼーション及び貿易自由化の社会的側面に関して、WTOとILOとの間の効果的な協力の重要性を強調する。

VI. 開発パートナーシップの深化

27. 開発途上国はグローバル化した世界において重要なパートナーである。我々は、貧困を根絶し、持続可能な開発に向けた効果的な政策へ着手するとともに、グローバリゼーションがもたらす機会から利益を得るようにグローバルな経済によりよく統合されるための能力を開発するために、開発途上国、特に最貧国と協力することにコミットしている。

- ・我々は、開発途上国や移行期にある国に対し、経済の開放及び多様化、民主化及び統治の改善、人権の擁護に対する各国自身の努力を支援するために、実質的な支援及び援助の提供を継続する。
- ・我々は、政府開発援助（ODA）の規模を増大させるように漸次努力するとともに、ODAを最も効果的に活用し得る国々へ特別な力点を置くように漸次努力する。
- ・将来の債務負担を軽減し、持続可能な開発を促進するために、我々は、後発開発途上国に提供するODAのうち無償資金協力ベースのもの比率を増加させることに合意する。
- ・非政府機関も重要な役割を担っている。
- ・国際援助と債務救済は明らかに重要であるが、それらがプラスの効果を示すかどうかは、民間部門及び市民社会が生産的な役割を果たすことができるような経済的及び構造的改革や良い統治に向けた健全な国内的努力次第である。
- ・我々は、開発途上国が貿易の自由化から十分な利益を得て、グローバルな経済成長に貢献することを確保する上で、グローバルな貿易体制において権利を行使

し義務を果たすための開発途上国の能力を改善するために、開発途上国や多数国間機関との作業を促進していく。

- ・我々は、国際連合と国際金融機関に対して、開発途上国が社会サービスと基礎的インフラ整備のための十分な手段を動員することを支援するとともに、引き続き民主化、良い統治及び法の支配を支持して国別の開発戦略に組み入れることを要請する。
- ・我々は、後発開発途上国に対する援助のアンタイド化に関する勧告をまとめるとのOECDへの付託事項への支持を再確認する。我々は、OECD加盟国に対してこの努力をできるだけ早期に成功裡に結論に導くよう要請する。

28. 我々は、アフリカ、アジア及びラテン・アメリカにおける経済的及び社会的発展の達成に貢献するとコミットメントを再確認する。我々は、国際金融機関及び関連する地域開発銀行による貧困の軽減に関する報告に基づき、この面における状況を毎年改めて検討する。

VII. ケルン債務イニシアティブの開始

29. 我々は、開発途上国の債務救済を新たに後押しすることを決定した。近年、国際的な債権国・機関が最貧国に対する多くの債務救済策を導入した。重債務貧困国（HIPC）の枠組みはこの観点での重要な貢献を行ってきた。最近の経験により、持続不可能な債務負担の問題に対しより持続的な解決を達成するためには一層の努力が必要であることが示唆されている。この目的のため我々は、HIPCの枠組みの大きな変更を通じてより深く、より広範で、より早い債務救済を提供するための1999年ケルン債務イニシアティブを歓迎する。このイニシアティブの中心目的は、医療、教育、社会的ニーズへの投資のための資源を利用可能とすることにより貧困削減に一層の焦点をあてることである。この観点から、我々はまた、良い統治と持続可能な開発を支持する。
30. 我々は、新しい提案が相当の追加的な資金手当を必要とすることを認識している。

いくつかの資金手当の手段が検討されている一方で、追加的な資金供与の可能性を見出す上で信頼に足る前進が必要とされ、我々は、資金手当の問題を解決するために支援する用意がある。この観点から、我々は、債権者間の公正な負担の分担が重要であることを認識する。

VII. 環境保護努力の一層の強化

31. 持続可能な開発に対する我々のコミットメントを強調するために、我々は、多数国間条約及び国際的の制度について、グローバルで環境の見地への配慮が行われる整合性のとれた枠組みを構築すると我々の努力をさらに押し進める。我々は、シュヴェリーンにおけるG8環境大臣会合の成果を支持し、今後、環境上の基準及び規範の確立、周知及び継続的な改善に関する国際協力を促進する。我々は、WTO交渉の次期ラウンドにおいては、環境に対して十分な配慮が払われるべきであることにつき合意する。このことには、環境に関する多数国間条約及び主要な環境上の原則とWTOのルールとの間の関係の明確化が含まれるべきである。
32. 我々は、国際開発金融機関が環境上の配慮を活動の不可分の一部として引き続き支持することに合意しており、我々も自ら支援を行う場合には同様の配慮を行う。我々は、OECDの枠組みの中で、輸出金融機関のための共通の環境上の指針の作成に向けて作業を行う。我々は、この作業を2001年のG8サミットまでに完了することを目指す。
33. 我々は、気候変動が持続可能な開発に対する極めて深刻な脅威であるとの認識を再確認する。そのため、我々は、京都議定書の早期発効を目指して、プエノス・アイレス行動計画の実施において時宜を得た進展が得られるよう、作業を進める。特に、我々は、京都メカニズムの運用及び強固で効果的な遵守体制に関する諸決定を奨励する。我々は、合理的で効率のよいエネルギー使用及びその他の費用対効果の高い手段を通じて、温室効果ガスの排出量の削減のために行動をとることの重要性を強調す

る。この目的のために、我々は、国際連合気候変動枠組条約に基づくものを含む国内措置の策定及び実施にコミットする。我々は、また、最良の慣行に関する経験を共有することに合意した。更に、我々は、世界中で温室効果ガスの排出量の制限に参画する開発途上国の数が増加するよう促進する。我々は、開発途上国が既にとった行動を歓迎し、これらの国々の努力を、資金供与制度、技術の開発及び移転並びに能力の形成を通じて支援することの必要性を強調する。我々は、クリーンな開発の制度（CDM）がこれらの分野において果たしうる重要な役割に留意する。我々は、また、プエノス・アイレスにおいていくつかの開発途上国が行った、温室効果ガスの排出量の削減のために一層のコミットメントを行う旨の意図表明を歓迎する。

VIII. 不拡散、軍備管理及び軍縮の促進

34. 国際的な不拡散のための制度と軍縮のための措置の強化は、我々にとって最も重要な国際的な優先課題のひとつである。我々は、環境へのリスクを削減しつつ、安全保障、軍備管理、（核関連兵器の）退役及び不拡散の分野からの要請に対処するために、拡大脅威削減に関する広範な国際的パートナーシップを構築する意向である。これは、G8諸国及びその他の国々によって現在行われ、また計画されている努力をさらに発展させるものである。我々は、これらの目的のための資金の増額に対してコミットしており、関心を有する他のすべての国々に対して、我々と行動をともにするよう奨励する。
35. 我々は、兵器級の核分裂性物質、特にプルトニウムの防護及び管理が引き続き必要であることを認識する。過去数年間にわたって、G8諸国は、防衛目的としては最早必要がなくなった兵器級の核物質の管理の問題について作業を行ってきた。我々は、そのような核分裂性物質の安全な管理のためのアレンジメントを確立する意図を確認する。我々は、将来の大規模な廃棄計画を支援する上で必要な科学技術上の協力のためにG8諸国及びその他の国々が着手しつ

つある具体的なイニシアティブを強く支持する。我々は、関心を有するすべての国々に対して、大規模な計画の早期実施のためのプロジェクトを支援するよう呼びかけるとともに、共同戦略の確立を強く求める。我々は、公的資金及び民間資金の双方を含む、資金調達のための国際的なアプローチが必要となることを認識しており、また、我々は、我々自身の資金上のコミットメントにおける増額の可能性につき、次回のG8サミットまでに改めて検討する。

36. 我々は、北朝鮮による行動のような最近のミサイル発射実験及びミサイル拡散の動向を深く憂慮している。我々は、この問題に対処するための個別及び共同の追加的手段を検討することを約束するとともに、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）の目的に対するコミットメントを再確認する。
37. 効果的な輸出管理メカニズムは、軍備管理及び不拡散に関する我々の幅広い目的を達成する上で重要である。我々は、引き続き、これらのメカニズムを強化する方法を検討する。同時に、我々は、核拡散の防止における原子力供給国グループの役割を強調する。
38. インド及びパキスタンによる核実験から1年後の時点で、我々は改めて懸念を表明し、バーミンガム・サミットのコミュニケにおける我々の声明を再確認する。最近のミサイル実験は、地域の緊張をさらに高めた。我々は、両国に対して、不拡散及び軍縮に関する国際的な努力に参画するとともに、国際連合安全保障理事会決議第1172号に示された措置をとることにより、実行済みの最初の積極的な措置に続く対応をとることを奨励する。

X. 地球規模の課題への対処

39. 多くの国においては、暴力的な紛争と内乱は、依然としてグローバリゼーションのもたらす機会を享受する上で障害となっている。効果的な危機の予防及び管理は、これらの紛争の根本的な原因に対処するものでなければならない。これらの原因には、民族間の緊張の政治的操作、経済的または社会的な不平等、極度の貧困の他、更に、

民主主義、法の支配、政治または経済上の良い統治の不在が含まれる。また、これらの原因は、人権の侵害、環境の悪化、資源の不足、急速な人口増加及び病気の急激な蔓延により、しばしば悪化する。

40. 我々の危機予防の能力を高めるために、国際連合憲章の原則及び目的に沿って、以下のことを行う必要がある。
- ・紛争発生の際の潜在的な可能性を早い段階で察知し対処する能力を高めること。暴力的な紛争のリスク及び原因は、より効果的に監視されるべきであり、また、暴力的な紛争を回避するために情報は共有されるべきである。
 - ・安全保障、経済、環境及び開発に係る我々の政策が適切に協調され、また暴力的な紛争の予防に資するものとなるよう確保すること。我々は、今後他の国々や国際機関との対話において、政策協調に取り組む。
 - ・危機予防において国際連合が果たす重要な役割を認識し、この分野におけるその能力の強化に努めること。
 - ・軍事支出を、公的支出パターンというより大きな文脈及び成長と開発に係るマクロ経済上の文脈において、体系的に監視すること。
 - ・地域的機関及び地域的アレンジメントが当該地域における紛争の管理及び解決を支援するために管轄能力及び行動能力を拡大しようとする努力を国際法に従って奨励し支持すること。
 - ・報道の自由を促進し、公正な選挙プロセスを確立し、民主主義に基づく責任能力並びに民主的な立法制度、司法制度及び軍・警察機構の機能を改善し、更には、人権モニタリング及び弁護制度を強化すること。
41. 我々は、エイズが依然として世界的に拡がっていることを憂慮する。我々は、各国毎及び国際的なレベルで予防、ワクチン開発及び適当な治療法を組み合わせた対策を通じてエイズと闘う努力を続ける必要性を再確認する。我々は、エイズに対する闘いにおいてUNAIDS（国際連合エイズ共同プログラム）が調整的かつ触媒的な役割を

- 担っていることを支持する。我々は、ともに資金協力を行う国その他のパートナーに対して、目標、戦略及びイニシアティブを明確に設定することに協力するよう、世界レベルにおいても地域レベルにおいても要請する。
42. 我々はまた、マラリア、ポリオ、結核をはじめとし、それらの薬剤耐性をもつ形態を含む感染症及び寄生虫症に対する闘いにおいて、各国毎及び国際的な努力を続けることを約束する。特に、我々は、世界保健機関による努力並びにその「ロールバック・マラリア」及び「ストップ結核」というイニシアティブを今後も引き続き支持する。我々は、各国政府に対してこれらの提言された戦略を採用することを求める。
43. 食品の安全性に関連する問題の重要性が増大していることにかんがみ、我々は、OECDのバイオテクノロジーの規制の監督の調和に関する作業部会及びOECDの新食品・飼料安全性に関するタスクフォースに対して、バイオテクノロジー及び安全性に関するその他の側面の影響についての研究を行うように呼びかける。我々は、OECDの専門家に対して、研究の結果につき我々の個人代表と討議することを呼びかける。我々は、個人代表に対し、他のフォーラムで行われている考察を勘案しつつ、次回のサミットまでの間に、これらの問題に対する国際機関及びその他の機関を通じた我々のアプローチを向上させるための可能な対応策について報告するよう要請する。
44. 我々は、国際社会においてあらゆる形態の汚職のもたらす有害な影響についての認識が広まっていること及びOECD贈賄防止条約が1999年2月に発効したことを歓迎する。我々は、より多くの国がこの条約を締結することを希望する。汚職防止努力に関しては、1999年2月に米国において、G8を含む80以上の国が参加した国際会議とOECDによる会議が開催されており、我々は両会議の成果及び予定される今後のフォローアップを賞賛する。国際連合犯罪条約の文脈においては、我々は、公務員の関与する汚職行為が犯罪とされるよう強く求める。
45. 我々は、国際組織犯罪並びにそれが世界中の政治、金融及び社会の安定に与える脅威と闘う国際的な努力の勢いを維持する。我々は、国際組織犯罪及びテロリズムに関するそれぞれの上級専門家グループが行っている作業を賞賛し、両専門家グループに対して、特に組織犯罪に関する国際連合条約及び議定書についての交渉の早期終結に向けて、引き続き作業を行うよう強く求める。我々はまた、テロリズムに対する資金提供に関する国際連合条約についての交渉のより迅速な促進を要請する。我々は、両専門家グループに対して、来年改めて報告を行うよう要請する。我々は、特に1998年の世界薬物問題に関する国際連合特別総会における結論の積極的な実施を通じた薬物の問題への取組に対するコミットメントを再確認する。我々は、犯罪に関する閣僚級会合が今秋にモスクワにおいて開催されることを歓迎する。
46. 我々は、世界のどこであれ原子力の利用において安全第一の政策をとること及び高い安全基準を達成することに関して、1996年のモスクワでのサミットにおいて表明したコミットメントを新たにする。この点に関して、我々は、原子力安全条約ピア・レビュー会合の成果及び国際原子力機関による東欧における原子力安全の強化に関する会合を極めて重視する。
47. 我々は、原子力の安全の分野における協力の強化に対するコミットメントを再確認する。我々は、この分野におけるコンピュータ2000年問題（「ミレニアム・バグ」）に対処するための協調努力を歓迎する。原子力安全基金に関しては、我々は、贈与取極の完全かつ時宜を得た実施を引き続き極めて重視する。
48. バーミンガム・サミット以来、「ミレニアム・バグ」への対策に真に前進が見られた。しかし、依然としてなすべきことは多い。我々は、2000年問題に対応するための我々の準備態勢を確保するとともに、我々各国及び世界全体に対する潜在的影響を最低限のものとするための強力な計画を維持する。他のすべての政府にも同じ対応を強く求める。これらの努力において、エネルギー

ギー、電気通信、金融サービス、運輸及び医療という部門、更に、防衛、環境及び公共の安全の部門という主要インフラ部門に高い優先度を与えるべきである。国民の信頼が極めて重要であり、それは、重要な部門における準備状況に関する透明性及び公開性に大いに影響される。各国政府、国際機関、インフラ関係者及び情報技術関係者は、一般国民に対して信頼できる情報の定期的な提供を確保する必要がある。期日が近づくに従い、責任ある機関が、精力的な準備にもかかわらずに極めて機微な分野において発生するかもしれないシステム上の失敗に対処するための非常時対応計画を整えておくことが重要である。第三国にも同じことを強く求める。我々は、我々の間で、そして、他国との間でも、本件に関するこの側面やその他の側面に関して緊密な協力を維持する。今年後半に非常時対応計画に関するG8の特別会議を開催する。

次回サミット

49. 我々は、来年の7月21日から23日まで沖縄（九州）で会合を行うとの日本国首相の招待を受諾した。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-15 九州・沖縄サミット

国際金融システムの悪用・濫用に対する行動

G7蔵相から首脳への報告（仮訳）

2000（平成12）年7月21日 沖縄

目次

パラグラフ

A. 課題と我々の取組み	1-2
B. 資金洗浄	3-5
C. タックスヘイブンとその他の有害な税制	6-8
D. オフショア金融センター	9-13
E. 国際金融機関の役割	14-16

A. 課題と我々の取組み

1. 金融犯罪は、資金の高度な移動性と新たな支払手段の急速な発展に特徴づけられる今日の開放されたグローバルな金融の世界において、高まりつつある懸念となっている

る。国際金融システムの便益を確保するため、我々G7の蔵相は、金融市場の信頼性と健全性が金融犯罪によって侵されないようにしなければならない。また、国際金融システムの濫用に実効的に対処するため、貧弱な規制上の基準、過度の銀行秘密、有害な税の競争を放置してはならない。

2. 政府は、資金洗浄及び有害な税の競争に実効的に対処し、また国際的な基準の実施や良い統治を実現させるため、協力体制と国際的なフレームワークを強化しなければならない。この理由から、我々は、我々自身の努力をより協調させるとともに、さまざまな国際的なフォーラムにおいて行われている努力と迅速なフォローアップ作業を支援する必要がある。また、我々は、金融犯罪と濫用に対処するため、法執行、税、規制当局間の国際的な協力を促進させる必要がある。

B. 資金洗浄

3. 資金洗浄に効果的に対処するため、世界の全ての金融センターが適切な国際基準を遵守し、資金洗浄との闘いに実効的に協力することが重要である。我々は、2000年2月に合意したクライテリアに基づいて2000年6月に29カ国・地域の規則や慣行のレビュー及び15の非協力国・地域（NCCTs）の特定を公表した金融活動作業部会（FATF）の最初の作業を歓迎する。FATFの決定及びその勧告に従って、我々は他のFATF参加国とともに、報告書の内容について我々の国内金融機関に通知した。我々の当局は自国の金融機関に対して、NCCTsで業務を行うこと、または、このNCCTsに本拠を有し、または口座を保有する個人や団体によるクロスボーダー取引に伴うリスクへの認識や監視の強化を求める要請を发出した。我々はFATFに対し、NCCTsの特定作業を継続すること、そして、特定された当該国・地域及びそれ以外の国・地域の変化を斟酌するために、当該リストを定期的に見直すことを要請する。我々は、これら全ての国・地域と深く関与し続ける旨のFATFの決定を支持する。我々はまた、NCCTsが資金洗浄対策の速やかな改善を図り、指摘された欠点を改善

することを強く求める。我々は、適当な場合には、必要な改革に向けて様々な措置を講ずることをコミットする国・地域に対して助言や技術支援を行う用意がある。我々は、適切な改革を行わないNCCTsに対し、必要かつ適当であれば、共同してこれらの国・地域との金融取引に条件を課し、または制限する可能性を含む対抗措置を講ずる用意がある。我々は、この状況を2001年のサミットに向けてレビューする。

4. 我々は日本及びカナダにおいて特定金融情報室（FIU）が設置されたことを歓迎するとともに、資金洗浄対策当局間の情報交換を促進するためにG7で活動しているFIU間の情報交換取極の締結を支持する。

5. バーミンガム・サミット及びケルン・サミットから進展して、我々は、資金洗浄と闘うための広範な措置を協議する機会を得たことを評価する。我々は、専門家の参加の下に既に存在するメカニズムにおける我々の努力を強化しつづけることに合意する。我々は、2001年のサミットへの準備として、以下の問題についてレビューを行い、進展を報告する。我々は、FATFに対してこれらの問題に対処するために、「40の勧告」を見直すことの余地があるか検討を要請する。

a. ゲートキーパー：我々は、1999年10月の国際組織犯罪対策に関するモスクワ閣僚級会合のフォローアップとして、法律家や会計士などの職業専門家（国際金融システムへの「ゲートキーパー」）の資金洗浄への関与を検討するための専門家会合が召集されたことに留意する。我々は、この問題に関する作業の継続を支援する。

b. 国際支払システム：我々は、金融界に対し、クロスボーダーの支払い指図を行うにあたって、送金者の特定方法を見出すことを強く求める。この点について、我々は、G10中央銀行の支払決済システム委員会や他の適切な当局が、実効性及び国際支払システムの進展、さらにはこのような支払い情報に関するプライバシー保護を勧告しつつ、技術的問題を探り、この問題に対してと

り得る具体的措置を検討することが有益であると考える。

c. 会社形態：金融システムへのアクセスのためだけに会社が設立される場合がある。もし会社の所有者に不明確な点があるならば、銀行や金融機関は口座の受益者が特定できず、「顧客の本人確認をする」義務を履行していないことになる。市場へのアクセスと所有者の不明確さが重なることは、資金洗浄と市場の悪用を助長する。我々は、違法な会社形態の利用を防ぐためにどのような措置を導入することが最も適当かを検討することに合意する。我々は、特に、法執行当局と行政当局が受益者を特定できるようにする必要性を強調する。この観点から、我々はこの問題に関しOECDが今後に予定しているレビューを歓迎する。

d. 盗まれた資産：国際的な資金洗浄は、しばしば公務員による公的資産を密かに不正流用する手段として使われている。このような犯罪に対する政府の脆弱性は、新興民主国家や発展途上国又は体制移行国において顕著である。我々は、この問題に関する国際的な協力を促進する第一歩として、各国において、このような洗浄された資産の特定、追跡、差押えを行うための既存の法的手段や担当部局のあり方を検討することが有益であることに合意する。

C. タックスヘイブンとその他の有害な税制

6. 我々は、経済行動を歪め、課税ベースを侵食する有害な税の競争を阻止する必要性を再確認する。我々は、2000年6月にOECDの閣僚理事会に提出されたタックスヘイブンの基準に合致する国・地域のリスト及び加盟国における潜在的に有害な税制のリストの2つのリストを含む「有害な税制の特定及び除去の作業の進展についての報告書」を歓迎する。我々は、OECDが有害な税制の抑止に引き続き取り組むことを奨励する。この観点で、我々は、OECD加盟国が優遇税制におけるあらゆる有害な要素を除去する努力を継続することを支持する。我々は、有害な税制を取り除くことに

ついて既にコミットした国・地域を歓迎するとともに、全ての国・地域に対して同様のコミットをすることを強く求める。我々は、OECDによる非加盟国との対話を深めることへの支持をコミットする。

7. 我々は、税目的のために銀行情報にアクセスを向上させることに関するOECDの報告書への支持を再確認するとともに、この報告書を出発点として、税目的のために銀行情報へのアクセス及び情報の交換が可能となるよう速やかに作業を進めることを全ての国に要請する。
8. 脱税と資金洗浄は別々の犯罪であるが、その実行にあたって用いられる手法には類似点が多い。我々は、OECD租税委員会(CFA)と金融活動作業部会(FATF)の情報交換に関する共同の努力の進展を歓迎する。我々は、CFAとFATFの定期的な対話の促進を期待し、それが脱税者と資金洗浄者双方によって用いられる犯罪類型などの共同研究などに注意を払うことを期待する。

D. オフショア金融センター

9. 犯罪を阻止し、脱税と租税回避を防ぐための努力は、国際基準を遵守していない、いわゆる「オフショア金融センター」(OFCs)によって阻害されている。FATF及びOECDにおいて行われているイニシアティブに加えて、金融安定化フォーラム(FSF)のオフショア金融センター作業グループのレポートは、OFCsに対し、国際協力と情報提供、本質的な監督権限と慣行、そして顧客の本人確認と記録の保存に関する国際基準を当面の優先課題として、金融監督及び協力に関する国際基準の遵守を促進するための勧告を行った。この3つのイニシアティブは、不適切な資金洗浄対策基準、有害な税制、脆弱な金融規制という3つの主要分野に取り組むものである。我々は、これらのイニシアティブを支持するとともに、問題のあるOFCsに対して、これらのフォーラムが相互に協力し、適切な場合には、活動の歩調を合わせることを強く求める。
10. また、我々は、OFCsが上述のフォーラムによる全ての勧告を実施し、また、次の

8つの分野における制度の改善を図ることにより、これらのイニシアティブに積極的に対応することを求める。

- a. 国際的な協力：我々は、資金洗浄対策、税及び金融規制に責任を有する当局が、それぞれの分野で金融犯罪、脱税及び規則違反と闘うために密接に協力することを期待する。また、これらの当局は、金融機関のクロスボーダーの活動に対する実効力のある日常的な監督を行うことが認められるべきである。
- b. 情報交換：税及び資金洗浄対策に責任を有する当局と規制当局は他の国・地域のカウンターパートと情報交換ができるようにしなければならない。
- c. 顧客の特定：全ての国・地域は、匿名口座を禁止し、金融機関に対して顧客の厳密な特定を義務付けるべきである。会社及び信託形態は、不適切な形で所有者を隠蔽し、脱税、資金洗浄及び規則違反を助長するメカニズムを提供するべきではない。
- d. 過度の秘密の廃止：全ての国・地域は、国際基準の実施を妨げ、犯罪、税、規制の捜査を妨害し、また他の国・地域との実効的な協力を制約する銀行秘密を禁止すべきである。
- e. 金融機関の効果的な調査：犯罪者や規則違反の前例のある者によって金融機関の所有と経営が侵入され、管理され、影響されることのないことを期するための実効的な手続きが整備されるべきである。
- f. 金融監督と資金洗浄対策への手段・人員の拡充：国際的な金融サービスから経済的な便益を享受している国・地域は、このサービスの悪用を実効的に阻止するために十分な手段・人員を投入すべきである。特に、十分な手段・人員が金融規制、資金洗浄対策、及び外国の当局との協力に投入されるべきである。
- g. 法制度の改善：全ての国・地域は、全ての重大な犯罪から生ずる収益の洗浄行為を犯罪とし、金融規制当局者に実効的な権限と制裁権限を与え、また、

法制度の相違が資金洗浄、脱税及び規則違反の調査を妨害することのないようにするべきである。

- h. 有害な税制の除去：我々は、全ての当局が有害な税制を特定し、除去するために国際的に協力することを期待する。
11. 国際的な基準の実施に対して、政治的に強く支持し、遵守し、その実施に進展がある場合、そして、可能でかつ必要な場合に、我々は技術支援を行い、直接または適切な国際機関を通じて支援する用意がある。
12. 国・地域が所定の基準を満たしていないことが明らかであり、または国際基準遵守の水準向上をコミットしない場合、我々は、当該国・地域に対して、必要な改善を働きかけるとともに、そうした不備の影響から国際的な金融システムを守る措置をとる。具体的には以下の措置が考えられる。
- a. デイスクロージャーを含む市場インセンティブは、国・地域の国際的な規制基準実施に対する評価がリスク・アセスメントに反映され、当該国・地域とビジネスを行う金融機関のコストに影響を与える。
- b. 公的インセンティブは公的セクターによって発動され、国際機関の活動、加盟資格、各国の監督・規制といった形で具体化される。そして、
- c. 国際金融システムを守るために企画される対抗措置には、(i)非協力国・地域との全ての金融取引に対して特別な注意を払うための金融機関に対する具体的な要請、(ii)非協力国・地域で活動する個人や法人との特定の金融取引の報告要請、そして、(iii)これらの国・地域との金融取引を制限し、条件を課し、更には禁止する措置をも含む。
13. 我々は、関係機関がこうした全ての分野における進展をレビューすることを強く求める。

E. 国際金融機関の役割

14. 資金洗浄と腐敗は、国際金融機関 (IFIs) プログラムの信頼性、実効性、国際金融機関自身の信頼性を脅かすものである。このため、我々はIMF及び世界銀行に対し、それぞれの資金手続きの厳正なレビューを引

き続き行うとともに、資金利用のセーフガード及びプログラムにおけるガバナンス及び腐敗対策の強化を求める。

15. 資金洗浄行為は、マクロ経済への深刻な歪み、世界中の資源や資本の不適切な配分、そして銀行の健全性に対する大きなリスクをもたらし可能性がある。このため、我々は、国際金融機関に対して各加盟国が、資金洗浄対策、規制と国際協力の強化及び強靱な国内金融システムの構築を目的としたFATFの40の勧告、バーゼル銀行監督委員会のコアプリンシプル及び国際証券監督者機構 (IOSCO) の目的と原則などの国際基準の実施を支援するように求める。このために、我々はIMF、世界銀行その他の国際金融機関に対し、資金洗浄が格別な脆弱性やリスクと特定される場合には、当該国が金融セクタープログラムの設計や支援の中で、資金洗浄対策への取組み支援を強く求める。我々は、適切な場合には、世界銀行—IMFの金融セクター評価プログラム (FSAP) とIMFの4条協議プロセスにおいて、資金洗浄対策の促進、支援を含めることを提案する。我々は、世界銀行が、その汚職対策プログラムの中で資金洗浄の問題をより明確に取り上げることを要請する。アジア開発銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、アフリカ開発銀行といった地域開発銀行もまた、監督を強化し、良い統治を促進するための金融セクター開発への努力の一部として、資金洗浄対策に取り組むことの重要性に対する認識を高めるために重要な役割を果たすべきである。
16. 我々は、国際基準を適切に満たしていないオフショア金融センター (OFCs) によって、国際金融システムが潜在的な脅威にさらされていることを認識する。これに関連して、我々は、金融安定化フォーラム (FSF) のオフショア金融センター作業部会のレポートを歓迎するとともに、オフショア金融センターの国際基準実施を促進するため、アセスメントプロセスに関する勧告の実施においてIMFがその役割を果たすことを要請する。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-16 九州・沖縄サミット
 貧困削減と経済発展
 G7蔵相から首脳への報告 [仮訳]
 2000 (平成12) 年7月21日 沖縄

目次

パラグラフ

A. 発展への包括的アプローチ	1-4
B. HIPCに対する債務救済	5-11
C. 債務救済を超えて	12-15
D. 貿易・投資環境の改善	16
E. グローバル経済への速やかな統合	17-19

附属文書

重債務貧困国 (HIPC) イニシアティブ：
 進捗状況

A. 発展への包括的アプローチ

1. グローバリゼーションの急速な進展による国際経済の劇的な変化に伴い、開発途上国がグローバリゼーションによる恩恵を受ける機会や世界経済システムにおいて何らかの役割を果たす機会を持つように国際社会が行動をとることは、極めて重要である。戦略的かつ徹底的な方法で積極的なアプローチをとる主要な目的は、これらの国々による持続的な貧困削減や経済発展を達成するための努力を支援し、2015年までの貧困人口割合の半減という国際開発目標を達成することである。
2. 持続可能な成長の重要性は、貧困削減に必要な条件として経験上示されている。全ての開発パートナーは、2015年の目標を達成するために必要な力強い成長をもたらす優先事項に、焦点を絞るべきである。これら優先事項は、マクロ経済の安定化、民間部門の発展の促進、良い統治の促進、社会開発への投資、貿易自由化の加速、金融部門の強化を含むべきである。
3. 貧困との戦いにおいて成長は非常に重要であるが、成長の恩恵のより公平な分配にさらなる注意が払われなければならない。このためにも、制度の構築、教育と技術の発展、伝染病との戦いなどを通じた健康の改善といった、適切な社会政策が不可欠である。これらは、貧困緩和とより大きな社

会的公平のための基盤である。社会的投資は、より長期的には高い見返りを確実にするものである。

4. 世界的な貧困と戦うためには多面的なアプローチが必要である。これを達成するため、国際開発目標を中心に、貧困国が貧困国自ら包括的貧困削減戦略を策定する必要がある。これらの戦略においては、貧困削減と経済成長に必要な、社会政策と経済政策のリンクが非常に重要となろう。これらの戦略は、透明性、説明責任、無駄な支出の削減及び良い統治を強調するべきである。また、これらの戦略は、市民社会を含む参加型のプロセスを通じて発展するべきである。国際金融機関及び二国間ドナーは、技術的支援を通じたものも含め、貧困国がこれらの戦略を策定し実施するのを支援すべきである。

B. HIPCに対する債務救済

5. 重債務貧困国 (HIPC) にとって、拡充 HIPC イニシアティブを通じた債務救済は、貧困削減と経済発展との好循環を構築する上で極めて重要である。昨年ケルンにおいて、我々は、貧困削減に必要な資金を供給し、より早く、より広く、より深い債務救済を実施すべく、本イニシアティブの開始に合意した。我々は、昨年秋の国際社会による本イニシアティブの承認を歓迎する。
6. それ以来、本イニシアティブの実施が進められている。9カ国が既に決定時点に到達し、新たな枠組みの下で名目価値で総額150億米ドル以上 (現在価値 (NPV) で総額86億米ドル) の債務救済が行われるところである。今年末までには、さらに最大11カ国が決定時点に到達できるであろう。本イニシアティブの進捗の詳細は、附属文書において述べられている。
7. 我々は、世界銀行及びIMFと緊密に協力し、貧困削減戦略の策定を開始することにより、早急にこのプロセスに乗り出し、それにより債務削減の恩恵を受けることを、未だそうしたことを行っていないHIPC諸国に対して促す。我々は、経済改革の進捗や債務救済を貧困削減に結びつける必要性に留意しつつ、ケルン・サミットで示された目標に沿って、出来る限り多くのHIPC

諸国が決定時点に到達できるよう、ともに行動していく。この点で、我々は、現在多くのHIPC諸国が、貧困削減を妨げ債務救済を遅延させる軍事対立に巻き込まれていることを懸念する。我々は、これらの国が、対立への関与を終了させ、速やかにHIPCプロセスを開始することを求める。そのような場合には、我々は、これらの国が債務救済に備えそれを推進することを支援するための努力を強化する用意がある。

8. 我々は、世界銀行及びIMFが、本イニシアティブの迅速かつ効果的な実施に向けた努力を継続するよう促す。この関連で、我々は、本年4月の世界銀行とIMFによる共同実施委員会の設立を歓迎するとともに、同委員会が本イニシアティブの実施を効果的に進め、個別国の状況につき定期的に情報を提供するよう強く要請する。
9. 我々は、本イニシアティブの効果的実施のために必要とされる国際金融機関の財源の確保における進捗に留意する。我々は、パリクラブ不参加国を含むすべての多国間及び二国間債権者の、効果的かつ早期の参加を促す。IMF及び世界銀行の債務救済の費用の負担のための財源は特定され、他の国際金融機関の資金需要への大きな貢献も約束されている。我々は、国際開発金融機関の、内部資金の最大限の活用を通じた、本イニシアティブへの積極的な参加を強く要請する。我々は、ラテンアメリカ及びアフリカのHIPC諸国の債務救済を促進するための資金の確保についての最近の進展を歓迎する。
10. 我々は、既に約束した財源をできる限り早急に利用可能とするとの我々のコミットメントを再確認する。この関連で、我々は、債権者間の公正な負担の分担の重要性を認める。我々は、二国間ドナーによるHIPC信託基金への新たな貢献を促す。
11. 我々は、本イニシアティブの枠組みの中での二国間債務の削減についての我々のコミットメントを再確認する。この関連で、我々は、パリクラブの枠組みにおける措置に適切な商業債権を100%免除することを約束した。我々は、G7以外のいくつかの国も100%の債務免除を実施する旨表明し

たことを歓迎するとともに、その他の債権国がこれに続くことを強く求める。

C. 債務救済を越えて

12. 政府開発援助は、貧困国による貧困削減と経済発展の努力を支援し促進する上で重要であり続けるであろう。このような関係において、我々は、最近の援助水準の減少傾向の反転を歓迎する。拡充HIPCイニシアティブの適用国が再び過度の債務負担に直面しないようにするために、我々は、これらの国々に対して、政府開発援助の大半を無償の形で提供することを約束した。
13. 適切な政策運営を行う国への経済援助が成長を高め社会状況を改善させることは、経験上示されている。援助国は、経済改革や貧困削減に本格的に取り組んでいる貧困国に、より効果的に援助を向けることにより、その役割を果たすことができる。援助国はまた、十分に検討された受入国主導のプログラムを支援する場合に、援助をより良く調整することにより、また、支援手続きを簡素化し実行可能な場合には支援手続きを調和させることにより、援助の効果を向上させるべきである。
14. 責任ある融資の実施を確実にするために、援助国が非生産的な支出を抑制するとのコミットメントを再確認することは極めて重要である。このような関係において、我々は、OECDに対し、輸出信用部会を通じて、HIPCや他の低所得開発途上国への輸出信用が非生産的な目的で用いられることがないようにするための強化措置をレビューするよう求める。このレビューの結果は、公表されるべきであり、関連する既存の各国の規則や規制のレビューを含み得る。我々は、OECDがこの作業を出来るだけ早期に完了することを促す。更に、我々は、国際金融機関や他の二国間ドナーによる、貧困国が資源の生産的な使用を確実にするための健全な債務管理政策を遂行するように促すための努力を歓迎する。
15. 環境や健康のような国際公共財は、優先的な配慮に値するものであり、国際金融機関、特に世界銀行及び地域開発銀行、さらに二国間ドナーの強い関与を必要とする。国際公共財への国際社会の関与は、効果的

であるためには、比較優位や優先順位の設定の原則に基づいてなされるべきである。

D. 貿易・投資環境の改善

16. 貿易・投資の成長と経済成長との間の密接な関係に鑑みると、貿易・投資は、効果的な貧困削減と持続可能な経済成長の促進に決定的な役割を果たすであろう。我々は、HIPCsとその他の低所得開発途上国に世界貿易に参加させ、これらの国々の国際市場へのアクセスを向上させる方法を見つけないといけない。我々は、これらの国々も貿易自由化の恩恵を受けることが出来るよう、次期WTOラウンドがこれらの国々の関心事項を積極的に取り上げていくようにすべきである。我々はまた、グローバルな経済への更なる統合に向けた歓迎すべき第一歩をしばしば意味する、WTOのルールに沿った形でこれらの国々間の地域協力を促進すべきである。我々は、関連する国際機関、特にWTOと世界銀行に対し、最貧国における貿易関連の能力の構築を支援する努力を強化するよう求める。我々はまた、生産的な投資を促進するような環境を創出するための貧困国の努力を支援するべきである。

E. グローバル経済への速やかな統合

17. グローバリゼーションとIT革命の急速な進展に鑑みれば、最貧国を含む開発途上国にとって、ITの新たな進歩の恩恵を利用し、デジタル・デバイドを防ぐことは、重要である。国際社会が、人的資本への投資などITに関連するものも含めた能力や制度の構築を強調することが重要である。
18. より長期的には、すべての開発途上国が発展のはしごを上がっていく能力を持つようになる必要がある。多くの国々において、国内貯蓄と民間資本フローは、既に開発の資金手当ての面で重要な役割を果たしている。上昇した水準での安定的な民間の投融資にとって適切な環境を整えることは、持続可能な発展を達成するための鍵である。
19. 予見可能な将来においては、多くの開発途上国は譲許的な援助に依存し続けるであろうが、国際金融機関は、これらの国々が将来的にグローバルな金融市場に参加していく道を検討するべきである。その目的は、

開発途上国の孤立から統合、成長そして発展への歩みを支援する道標を提供するものでなければならない。

附属文書

重債務貧困国 (HIPC) イニシアティブ：進捗状況

1. 昨年ケルンにおいて開始された拡充HIPCイニシアティブは、HIPC諸国のためにより早く、より広く、より深い債務救済を実施すること、及び、債務救済の恩恵が貧困削減のために使用されることを目的とする。HIPCプロセスにおける債務救済、経済及び社会政策の改革、貧困削減の連関は、包括的な貧困削減戦略ペーパー (PRSP) の策定を通じてもたらされる。PRSPは、市民社会を含む参加手続きを通じ、また国際金融機関やドナーの協力を得て、HIPC国自身によって策定される。
2. 9カ国 (ベナン、ボリビア、ブルキナファソ、ホンジュラス、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、タンザニア、ウガンダ) が本イニシアティブの下で決定時点に到達した。この9カ国につき、名目価値で150億米ドル以上 (現在価値で86億米ドル) の債務救済が合意された。これは、従来の債務救済メカニズムによるものに加え、平均で、債務国の債務残高の概ね45%の削減となる。この数字は、我々がケルンで合意した政府開発援助 (ODA) 債権の削減や、本イニシアティブの下で債務削減を受けるHIPC諸国に対する適格な商業債権の100%免除という我々のコミットメントにより、更に増加する。
3. IMFと世界銀行の最新の見通しによれば、今後、さらに最大11カ国 (カメルーン、チャド、象牙海岸、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、マラウィ、マリ、ニカラグア、ルワンダ、ザンビア) が本年末までに決定時点に到達し得る。これにより、本イニシアティブの下で合意されたものとして、名目価値で総額350億米ドル前後 (現在価値で200億米ドル前後) の債務救済がなされる。この額もまた、ODA債権の削減や、適格な商業債権の100%免除という我々のコミットメントにより増加する。

4. これらの国の決定時点のタイミングは、彼らの貧困削減戦略の策定の進捗において示されるその国の貧困削減や経済成長へのコミットメントや、IMFプログラムの履行状況次第である。
5. 20のHIPC諸国が残っている。これらのうち、
- 4カ国（アンゴラ、ケニア、ヴェトナム、イエメン）は、より高い拡充HIPC債務削減のための債務状況の基準を満たすと見込まれていない。
 - 2カ国（ガーナ、ラオス）は本イニシアティブの下での救済を求めないことを決定している。
 - IMFプログラムがある2カ国（マダガスカル、サントメプリンシペ）は、パリクラブ債権国からナポリタム（67%）の債務救済を受けているものの、十分な実績を達成していない。
 - 12カ国（ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、エチオピア、リベリア、ミャンマー、ニジェール、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ）は、現時点で、決定時点到達に必要なIMFの貧困削減成長ファシリティーのプログラムに合意していない。これらの国々が決定時点に向けて進むことのできる速度は大きく異なるだろう。これらのうち10カ国は紛争の影響を受けている。いくつかの国は政情不安やマクロ経済の不安定を経験している。このような状況の中で、多くの国が、経済成長に向けた政策の枠組みの中で債務救済により利用可能となる資金が貧困削減のために活用されることを確保するHIPCの枠組みにコミットできないでいる。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-17 九州・沖縄サミット

G7プレスリリース（仮訳）

2000（平成12）年7月8日 福岡

金融活動作業部会（FATF）は最近の報告書の中で、29カ国・地域の規則や慣行のレビューを公表し、国際的な資金洗浄対策に非

協力的で、適切な措置をとっていない15カ国・地域を特定したが、G7蔵相は、このFATFの報告書について議論を行った。彼らは、他のFATF参加国とともに、自国の金融機関に対してFATFの決定を通知し、特定された国・地域との取引に警戒を求める注意喚起文書を発出する旨表明する。国際的な資金洗浄に対してこのように多国間で協調して対応することは、世界的な金融システムの濫用抑止に向けた新しい国際的なコミットメントを示す画期的な第一歩である。

経済のグローバル化は、合法的なビジネスや金融に未曾有の好機を提供するが、同時にテロリスト、薬物の不正取引者、組織的犯罪者集団及び海外の腐敗した公務員を金融面で支える国際的な資金洗浄の可能性を拡大している。上記の注意喚起文書は非協力国・地域における資金洗浄のリスクについて各国の金融機関に通知し、資金洗浄の脅威から金融システムを守ることを意図するものである。

G7蔵相は、非協力国・地域がその資金洗浄対策を国際基準に合致したものにする具体的な措置を講じるよう、これらの国・地域との間で進行している対話を継続するとともに、適切な場合には技術援助を行う重要性に留意した。非協力国・地域がそうした措置を講じた場合には、G7各国は発出した注意喚起文書を適宜改正または撤回する。同時に、大臣は、資金洗浄への国際的な取組みに十分に参加しない国・地域に対し、追加的な対抗措置、たとえばこれらの国・地域との金融取引や国際金融機関からこれらの国・地域への支援を、条件付きのものとしたり制限することを、適当な時期に検討する。

今回のFATFの決定は、金融安定化フォーラム（オフショア金融センターを監督の質や監督上の国際協力の程度に応じて分類している）及びOECD（有害な税の競争に取り組んでいる）の最近の活動とともに、世界的な金融システムの濫用抑止に向けた新たな国際的なコミットメントを示すものである。これらの措置は、グローバルな資本の移動が引き続き世界の経済成長と繁栄に対する強い力となることを確保するための重要なステップである。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-18 九州・沖縄サミット

国際金融アーキテクチャーの強化
(G7蔵相から首脳への報告) (仮訳)

2000 (平成12) 年7月8日 福岡

目次

	パラグラフ
A. 序	1-4
B. IMF改革	5-22
IMF改革の主要な原則	6
危機の予防のためのサーベイラ ンスの強化	7
国際的なコード及び基準の実施	8
IMF融資制度改革	9-13
IMF資金のセーフガード	14
ポストプログラム・モニタリン グ	15
ガバナンス及びアカウンタビリ ティの強化	16
危機の予防及び解決における民 間セクターの関与	17-22
C. MDBs (国際開発金融機関) 改革	23-36
D. HLIs (高レバレッジ機関)、資 本移動、OFCs (オフショア金融 センター)	37-42
E. 地域協力	43-46

A. 序

- 1997年にアジアで端を発した一連の危機以降、世界経済の状況は安定し、その拡大の見通しは改善している。しかしながら、国際金融の環境が急速に変化しつつあること、特に民間資本市場の規模や重要性の高まりによって生じた機会と課題に鑑み、国際社会は、世界の持続的な成長と繁栄の基礎となる国際金融システムの安定性を一層促進するという課題に引き続き取り組んでいかなければならない。
- 我々7か国の蔵相は、昨年のケルン経済サミットに対して、国際金融アーキテクチャーの強化に関する報告書を提出し、改革に向けて多くの具体的な提案を示した。その後、大きな進展があった。
 - 多くの開発途上国が、金融セクターの強化、適切な外国為替制度の採用、債務管理の改善、国際的に合意されたコード

及び基準の採用などにより、金融の安定性を高めるための努力を行っている。また、多くの国は、金融市場に提供する情報に対して相当の投資を行っている。

- IMFは、国際的に合意されたコード及び基準を評価するための枠組みを実施し、また、危機の予防及び解決における民間セクターの関与 (PSI) に関する我々のアプローチを実践的なものとする観点から、必要な手段を講じてきた。また、民間セクターの投資家及び貸し手は、最近のIMF主導のプログラムのファイナンスングにおいて関与を強めている。更に、IMF理事会は、為替制度、資本規制についての各国の経験、その他の重要な問題点について議論を深めてきた。より多くの文書を公表するなど、IMF及び国際開発金融機関 (MDBs) の透明性も著しく改善されている。
 - IMF暫定委員会は、恒久的な「国際通貨金融委員会 (IMFC)」に改組された。
 - 金融の安定性を高め、市場の機能を改善し、システムミック・リスクを減少させるために、金融安定化フォーラム (FSF) が昨年創設された。我々の要請に沿って、FSFは高レバレッジ機関 (HLIs)、資本移動、オフショア金融センター (OFCs) について検討を行い、今春報告書を発表した。また、FSFはコード及び基準の実施について作業を行い、この作業についての報告書を最近公表した。
 - ブレトン・ウッズ機関からなる制度的フレームワークの中で、システム上重要な国々の間の対話のための非公式メカニズムとしてG20 (20カ国蔵相・中央銀行総裁会議) が創設された。G20蔵相・中央銀行総裁会議の第1回会合は昨年12月ベルリンで成功裏に開催された。次回会合は今年10月にモントリオールで開催される。
- 本報告書において、我々は、ケルンで特定した改革プログラムを進めつつ、国際金融アーキテクチャーを強化するための努力をどのようにして更に促進するかについて議論する。ケルンで示された改革プログラ

ム多くの分野を実施するにあたっての国際金融機関 (IFIs) の主導的役割に鑑み、この報告書では(i)IMF改革—特に融資制度改革、コード及び基準の実施の推進、ガバナンスとアカウントビリティーの向上、民間セクターの関与、(ii)国際開発金融機関 (MDBs) 改革、(iii)高レバレッジ機関 (HLIs)、オフショア金融センター (OFCs) 及び国境を越えた資本移動によって引き起こされる課題への対応、(iv)地域協力、に焦点を当てる。

4. 我々は、ケルン・サミットで支持された幅広い範囲の施策に加え、本報告書で掲げた全ての措置を実施することを決意する。我々は、国際社会のその他のメンバーとともに、着実な進展に向けた作業を行う。

B. IMF改革

5. 我々は、変化しつつある国際金融の環境、特に民間の国際資本市場の重要性が高まりつつあることに鑑み、国際社会がIMF及びその他の国際金融機関の役割と機能を引き続き検討していくことが極めて重要であると考えている。我々は今秋のブラハにおける次回IMFC会合及びIMF・世界銀行年次総会において、本件についてさらに検討することを望んでいる。

IMF改革の主要な原則

6. 中央銀行総裁を交えた4月のG7会合において、我々は以下の主要原則を掲げた。これはIMF改革を進める上で、IMFの役割に関して我々の間で共有された理解を反映するものである。
- a) 世界の持続的成長の重要な前提条件であるマクロ経済及び金融の安定を促進する上で、IMFは中心的な役割を果たすべきである。IMFは、また、将来の課題に対応できるよう進化し続けるべきである。
- b) IMFは全世界的な国際機関であり、上記のような目的に関する共通の関心に基づき、全加盟国とのパートナーシップの下でその役割を果たさなければならない。
- c) IMFとその活動が、効果的に機能するためには、公衆に対して透明であり、加盟国に対するアカウントビリティーを果たし、経験からの教訓や外部からの独立の評価をよく反映するものでなければなら

ない。

- d) 各国の強力な政策を促進するとともに、危機に対する各国の金融の脆弱性を減少させるため、危機を予防し、持続可能な成長のための堅固な基礎を確立することはIMFの作業の中核であるべきである。加盟国における経済・金融状況及び政策に対するサーベイランス、及び、国際的に合意されたコード及び基準の実施は、これらの目的を達成するための主要な手段である。
- e) IMFの融資業務は、市場へのアクセスが当面は見込まれない国も含め、適切な場合には全ての加盟国を支援する柔軟性を維持しつつ、国際資本市場の現実を反映するよう適合し続けていくべきである。IMFの融資業務は、各国が脆弱性を減少させるために予防的な施策を採ることを促すとともに、危機時を含め、国際収支の調整のための一時的かつ適切に条件付けられた支援と、長期にわたる使用を避けつつ限定された状況において構造改革を支援する中期的資金を供与していくべきである。
- f) IMF融資は、国際的な投資のリスク及びリターンについての評価を歪めるべきではない。このために、IMFは、民間債権者による責任ある行動の促進に役立つよう、危機の予防及び解決の双方において民間セクターの関与を確保するための適切な措置を執るべきである。
- g) 世界銀行は貧困削減のための中心的な機関であるが、貧困削減と成長の達成のための主要な手段であるマクロ経済の安定についてはIMFが責任を有している。IMFは、貧困削減戦略に各国とともに取り組んでいくにあたって、自らの努力と世界銀行の努力を統合しつつ、貧困削減成長融資制度 (PRGF) を通じた最貧困国におけるマクロ経済の安定の支援を図るという、極めて重要な役割を有している。

これらの原則は、我々が今秋のブラハの年次総会前に具体的な措置を実施するための作業を行う際、IMF理事会、IMFC、その他の会議における今後の議論において、

IMF改革に関する我々の努力を導き続けるべきものである。

危機の予防のためのサーベイランスの強化

7. 4月のG7会合で我々が強調したように、強力なサーベイランスが、世界経済及び国際金融アーキテクチャーを強化するIMFの努力の中心に位置しなければならないことについては国際社会にコンセンサスがある。この観点から我々は、グローバリゼーション、大規模な民間資本移動、及び、国際的に合意されたコード及び基準に関する形成されつつある枠組みに照らし、IMFサーベイランスの性格及び範囲に関する大きな質的变化の重要性を再確認する。

- a) IMFはサーベイランス作業を行うにあたり、マクロ経済政策、資本移動、マクロ経済安定性に影響を与える構造問題、中でも金融セクターにおける構造問題、及び、持続不可能な制度を避けるよう各国に促す目的で為替レート、に引き続きその焦点を絞るべきである。
- b) IMFは、サーベイランスの過程の主要な一部として、国の流動性及びバランス・シートに関するリスクの指標を開発し、体系的に使用するための作業を引き続き行っていくべきである。我々は、IMFがこれらの指標に関連する説明資料とともに、定期的に公表し始めるべきであると考える。
- c) IMFは透明性及び情報の流れの促進に重要な役割を有している。我々は、特別データ公表基準(SDDS)に合致した、広範で、時宜を得た、質が高く正確な情報を各国が公表することを促すためのIMFの努力を支持するとともに、四半期毎の公表を通じたこの点での加盟国の成果を強調するとIMFの決定を歓迎する。我々は、また、特に4条協議後のパブリック・インフォメーション・ノートイス(PIN)のより一般的な利用、国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSCs)を通じ、IMFのサーベイランスの透明性を高めるための一段の行動についても支持する。この観点から我々は、4条協議の事務局報告書を公表するとの原則を支持するとともに、この分野におけるパイ

ロット・プロジェクトに関するIMF理事会のレビューの結論に期待する。

国際的なコード及び基準の実施

8. 我々は、以下のように国際的に合意されたコード及び基準の実施を促進するための努力を強めていくことを決意する。
 - a) 我々は、IMFが各国による国際的な基準及びコードの遵守状況を評価する上で主導的かつ調整的な役割を有していることを確認し、国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSCs)やIMF・世界銀行共同の金融セクター評価プログラム(FSAP)を通じた、この分野におけるIMFの現在進行中の作業を歓迎する。我々はまた、30カ国以上の国がROSCsモジュールを受け入れるとコミットしたことや、FSAPプログラムを拡大するとの最近のIMF・世界銀行の決定についても歓迎する。我々は、金融システムの安定性評価(FSSA)に関する報告書の自発的公表の形式についての検討を期待する。
 - b) 我々は、コード及び基準の評価プロセスが、金融安定化フォーラムの基準集の中で強調された12の主要なコード及び基準を対象範囲とし、モジュール方式で実行されるべきであることに合意する。IMF及び各国当局は、適切な場合、国際基準設定機関と協議しつつ、各国による基準実施の優先順位付けに責任を有するべきである。信頼性を高めるため、我々は各国が基準を採用することを明確に公表し、行動計画を発表し、IMF主導の評価プログラムに参加するよう促す。この観点から、我々はG20の蔵相・中央銀行総裁及び西半球の蔵相によるコミットメントを歓迎する。
 - c) 我々は、コード及び基準の遵守を促進するにあたり、市場インセンティブ及び公的インセンティブについて取り組むことが重要であることに合意する。この関連で、我々はコード及び基準の実施にあたっての各国の意図や進展についてのディスクロージャーや透明性を高めることが必要であることを強調する。我々は、

IMFがコード及び基準の遵守状況についての評価の結果を公表することを確保するとともに、これらの評価を定期的な4条協議のサーベイランス・プロセスに一体化させるための作業を継続するよう求める。我々は、市場インセンティブ及び公的インセンティブ特に規制及び監督によるインセンティブの促進に関する、金融安定化フォーラム（FSF）の一層の作業の結果に期待する。我々はまた、IMFに対してコード及び基準の遵守を促進するための方策をさらに検討するよう求める。我々は、プラハでの今年の年次総会において、コード及び基準の実施のための全体的な枠組みについて一層の進展があることを期待する。

- d) 我々は、コード及び基準の促進プロセスに関し、広範な国々がオーナーシップを持つよう促すための更なる努力が行われれば、コード及び基準の実施のための作業は最も効果的であることに合意する。コード及び基準の実施のための行動計画を各国が作成するにあたり、IMF及び世界銀行は支援を行うべきである。我々は、国際金融機関、金融安定化フォーラム、国際規制・監督機関とともに作業を行い、新興市場国や開発途上国に対してこの分野の技術支援及び研修を供与することに合意する。
- e) 各国によるコード及び基準の遵守状況についての総合的かつ客観的な評価に資するため、責任を有する機関及び当局間で、定期的で透明かつ建設的な対話及び協力がなければならない。この目的から、我々はIMFに対して、関係機関からのインプットがIMFのサーベイランス・プロセスへ最も効果的に統合するにはどうするのが最も良いのかについて決定し、また、報告するため、関係機関による会議を主催するよう求める。

IMF融資制度改革

9. 我々は、IMFの融資業務が、各国固有の状況に照らし、市場へのアクセスが当面は見込まれない国も含め、適切な場合は全ての加盟国を支援する柔軟性を維持しつつ、引き続き資本市場のグローバル化に

適合していくべきであることを改めて強調する。従って、我々は、民間資本市場への持続的かつ安定的なアクセスの拡大を各国に促す、合理化された、インセンティブに基づくIMFの融資構造の実現に向けて、早期の進展が見られることに優先度を置く。

10. IMFは既に融資制度の簡素化を開始した。今後、我々は、上記のアプローチと総合的かつ効果的なIMFの融資構造を創ることに引き続き優先度をおく。すなわち、
- a) 各国が危機を防止するために強力な事前の政策を採り、国際的に合意された基準と最善の慣行を遵守し、民間債権者と良好な関係を維持するための予防的な支援及びインセンティブを供与する。（現在の予防的クレジットライン（CCL）におけるように）
- b) 各国に民間資本への持続的なアクセスに向けた動きを促しつつ、一時的な国際収支不均衡や、限定的な状況における構造改革支援のための中期的ファイナシングに対処する。（現在のスタンドバイ取極（SBA）及び拡大信用供与措置（EFF）におけるように）
- c) モラルハザードを緩和するとともにIMFへの早期返済を促すような適切な条件で、IMFがシステミック危機に対して迅速にかつ適切な規模で対応することを可能にする。（現在の補完的準備融資制度（SRF）におけるように）
- d) 貧困削減と成長を志向するプログラムの促進が世界銀行の責務であることを踏まえながら、IMFの努力と世界銀行の努力とを統合しつつ、最貧困国における健全なマクロ経済政策を支援するにあたってのIMFの強力かつ的を絞った役割を維持する。（現在の貧困削減成長ファシリティ（PRGF）におけるように）
11. 具体的には我々は、IMF融資制度改革が以下に基づき出来るだけ早期に行われることを期待する。

a) IMFの非譲許的融資の手数料（金利）は公平でなければならず、その根底にあるそれぞれの目的を反映するべきである。新しい手数料構造は、融資制度全体を通じてより総合的なインセンティブを確立

し、民間資本へのアクセスを促し、長期の利用を防ぎ、IMF資金への不適切な大規模アクセスを防止し、従ってより効率的な利用に寄与するようなものでなければならない。全ての非譲許的融資制度について、その金利は、IMFの融資を受けている期間の長さに応じて段階的に引き上げるべきである。融資の規模が一定限度を超える時には、割増手数料を上乗せする可能性についても検討されるべきである。更に、IMF融資に継続的に依存する国に対しては、IMFは融資の前提条件をより厳密に適用するとともに、IMF資金の融資限度を制限するべきである。

b) 我々はまた、IMF資金の借入国が持続可能な経済・金融の軌道に戻った場合に、早期返済を促すための措置の検討を期待する。

c) 我々はIMFに対し、融資制度の見直しとの関連で、結果的に生じるいかなるIMF収入増についても、最貧困国への支援に主眼を置きながら、現行の協定の枠組みの中での適切な使い途を検討するよう求める。

12. 具体的なIMF融資制度については、

a) SBAは引き続き、短期支援を供与するための標準的な融資制度であるべきである。

b) EFFは中期的な構造改革が重要であるような限定的な場合に使われるべきである。EFFのより長期の返済期限は、当該国の構造的な国際収支の状況や民間資本へのアクセスが限られていることへの対応のために適切である。この融資制度は、民間資本へのアクセスを達成するために必要な構造改革を各国が時間をかけて行うことを支援するものであると期待される。

c) CCLについては、適用にあたっての適格基準を損なうことなくその実効性を高めるよう見直されるべきである。具体的には、

—CCLに係るコミットメント・フィーは廃止されるべきである。

—CCLの当初の手数料（貸出期間に応じた段階的引上げを行う前の基本的手数

料）は、SRFの当初の手数料を下回るレベルに引き下げられるべきである。

この関連で、累進的なCCLの手数料構造のあり方は見直されるべきである。

—CCLの発動については、適切なレビューが行われ、事前のコンディショナリティが完全に満たされていることを条件に、最初の引出しに関しては、事前に決定された限度内でより自動化するべきである。

—CCLの締結が承認された後、当該国が引き続き適格基準を満たしているか否かについて、少なくとも1年に2回の頻繁なレビューが行われるべきである。適格基準が最早満たされていないことが明らかになったときには、当該国はCCLを解約するよう求められるべきである。我々はIMFに対してこれらの場合について解約に関する適切な戦略を作成するよう求める。CCLを解約した国が国際収支困難に陥るリスクがある場合は、当該国は適切なIMFプログラムを締結するよう促されるべきである。

—コミットメント・フィーの廃止、当初の手数料の引き下げ、より自動化された最初の引出し条件に鑑み、高い適格基準が維持されるべきである。

d) SRFは、資本市場の信認危機に対して、モラルハザードを緩和するとともに早期返済を促すような適切な条件で、迅速かつ適切な規模で対応するための緊急手段としての性格を維持するべきである。

我々は、この簡素化された、インセンティブに基づく融資制度の枠組みを適切に導入するため、ここで提案された具体的変更、及びその他の措置を実施するべく、IMFの他の加盟国とともに作業を行う。

13. 今後、IMFの融資条件は、質の高い基準を遵守しつつ、より焦点を絞り、マクロ経済に関連する課題に対応していくべきである。IMFはその焦点を、マクロ経済政策、資本移動、マクロ経済の安定性に影響を与える構造問題、特に金融セクターにおける構造問題、持続不可能な制度を避けるよう各国に促す目的から為替相場制度、に当てられるべきである。IMF主導のプログラムの成

功は借入国のオーナーシップの強化にかかっている。

IMF資金のセーフガード

14. 今春採用されたセーフガード評価のためのIMFの新しい枠組み、虚偽報告を防ぐために強化された措置、IMF資金を利用している国が国際基準に則った独立の外部監査を受けた財務諸表を毎年公表することへの要請は、IMF資金が適切に使用されることを確保するために厳格に実施されるべきである。

ポストプログラム・モニタリング

15. 各国が強力な政策を維持しIMFの資金支援に再び依存する必要性が生じないようにするため、返済が終わるまでの間、IMFがプログラムの実施状況をモニターする能力を高めることが重要である。従って我々は、ポストプログラム・モニタリングに関し、手続き及び政策を強化するため、IMFが早急に行動することに優先度を置く。

ガバナンス及びアカウンタビリティの強化

16. 我々は、IMFの透明性とアカウンタビリティの向上に、引き続き高い優先度が置かれるべきであることを強調する。

- a) IMFは引き続き文書の公表に努めるべきである。
- b) 我々は、四半期毎の資金取引計画を公表するとともに最近の決定を歓迎するとともに、その資金運営や財務諸表を公衆によりわかりやすいものにするため、IMFに対して財務会計を簡素化するためのメカニズムをさらに検討するよう促す。
- c) 個別国のプログラムを策定するプロセスにおいて、IMF理事会の関与が一層促進されるべきである。重要かつ機微なケースについては、早期の段階で理事会に概要が伝えられるべきである。
- d) 我々は、恒久的な独立評価部局をIMF内に設けることに向けた進展を歓迎し、ブラハの年次総会の時まで、この部局が活動を開始するための措置がとられることを強く促す。我々は、その独立評価部局による評価の結果に関する報告が理事会に対して行われるとともに、IMFCに対してその活動状況に関する定期的な報告が行われることを期待する。

e) IMFが、国際金融システムにおけるグローバルな機関として、その正統性、信頼性、有効性を維持するためには、IMFの意思決定構造及び業務がアカウンタブルであり続けることが不可欠である。我々は、加盟国ごとのクォータを計算するためのフォーミュラの検討の努力が現在IMFで行われていることに留意する。このクォータは、世界経済の変化を反映するべきものである。

我々は、IMFの他のメンバーとともに、これらの提案について建設的かつ協力的に議論することを期待する。

危機の予防及び解決における民間セクターの関与 (PSI)

17. 我々は、最近のいくつかの国において、政策の改革及び経済の回復を図るためのIMFプログラムのファイナンスに債券保有者を含む国外の民間債権者が貢献してきていることを歓迎する。このことは、我々がケルンでの首脳への報告書において提示した枠組みを実践的なものとすることの重要性を確認するものである。
18. 民間セクターの関与は危機の予防及び解決のために極めて重要であり、以下の措置を実施するために更なる努力を迅速に行わなければならない。
 - a) 国際資本市場に参加している新興市場国及び民間債権者は、平時より、しっかりとした継続的な対話を確立する努力を行うべきである。
 - b) IMFは、より秩序立った危機の解決を促進するため、集团的行動に関する条項を含む適切な措置の使用についても促進すべきである。
 - c) G7の金融市場において新興市場国が発行した外債に、集团的行動に関する条項を含めることを促進すべきである。
 - d) 世界銀行及び他の国際開発金融機関に対し、それらが保証を与えた国際ソブリン債または貸付においてこのような条項を入れるために作業するよう強く要請する。
19. 危機の解決に向けて国際社会が採用するアプローチは、その国の経済の基礎的条件、債務支払いプロファイル、市場アクセスの

- 実績、及びその負債の市場スプレッドによって示される、当該国の支払能力及び市場へのアクセス回復の見通しについてのIMFの評価に基づくべきである。
- 20 全てのIMFのプログラムは、民間資金がどこから供給されるかについての想定を説明する章を含めて、その国の中期的な債務及び国際収支のプロファイルに関する分析を含む必要がある。
- a) 場合によっては、触媒的な公的融資と政策調整との組合せは、その国が完全な市場アクセスを早期に回復するために十分であろう。
 - b) 場合によっては、債権者からの協力を得るために必要な自主的な取り組みを促すことに重点が置かれるべきである。
 - c) その他の場合、中期的な対外支払の維持可能性と整合的な諸条件に基づいた完全な市場アクセスの早期の回復は非現実的であると判断される際には、包括的な債務のリストラクチャリングを含む民間債権者のより広範な関与が、プログラムに対し十分なファイナンスを提供し、実行可能な中期的な支払プロファイルをもたらすために必要かもしれない。
21. 上記c) の場合、すなわち、債務のリストラクチャリングまたは債務削減が必要となるかもしれない場合には、IMFプログラムは以下の運用ガイドラインに基づくべきである。
- a) 資金面での中期的な維持可能性に強い重点をおく。IMFがその国に必要とされる経済調整の適切な度合いを決定し、IMF及び当該国が、中期的に維持可能な債務支払プロファイルと整合的なファイナンスに関する計画に合意する。
 - b) 国際金融機関の資金供給において、国外の民間債権者と国外の公的債権者との貢献の間の適切なバランスを確保する。二国間の公的債権者（主にパリクラブ）からの貢献が必要な場合には、IMFのファイナンスに関する計画は、二国間の公的債権者と国外の民間債権者の貢献の間の幅広い公平性をもたらす必要があるだろう。パリクラブは、もし関与する場合、パリクラブの合意と他の債権者との合意の間で望まれた公平性及び達成された公平性とを、当然、引き続き評価すべきである。
 - c) 異なるクラスの民間債権者の取り扱いにおける公平性、及び全てのクラスの軽微でない債権者の関与を目指す。IMFは、中期的な維持可能性に加え、このような点を考慮し、民間債権者からの必要な貢献を確保する各国の努力をレビューすべきである。
 - d) 債権者との交渉の責任は間違いなく債務国にある。公的な国際社会は、いかなる債務のリストラクチャリング及び債務削減に関する交渉についても、細部にわたる関与を行うべきではない。
 - e) 各国に対して、中期的に維持可能な支払プロファイルと整合的な条件による、民間債権者からの必要な貢献を確保できない場合について、公的融資の条件も含め、プログラムに対して起こり得る結果について、手続き開始の時点においてより明確に示すべきである。このような結果には、当該国による追加的な調整をもたらすプログラム修正の必要性、または、公的融資の削減の選択肢、あるいは、逆に、ある国が、プログラムの他の要件を満たしている一方で、民間債権者と協力的かつ誠実に作業しようと努めている間支払いを一時停止している場合、IMFによる債務履行遅滞国に対する融資を、含み得る。
 - f) 全ての関連する決定が行われたときに、IMFは、ケルンで合意された枠組みに従って、どのようにしてどのようなアプローチが採用されたのかを公に示すべきである。
22. 我々は、各国及び市場参加者に対して一層明確にするため、今年の4月に合意された、IMFプログラムの策定にあたっての民間セクターの関与に関する我々のアプローチを実践的なものとするについて、今年のプラハの年次総会までにIMFにおいて更なる進展があることを期待する。
- C. MDBs（国際開発金融機関）改革**
23. 我々は、開発途上国における貧困削減を加速することが、MDBs（国際開発金融機

- 関)の中核的な役割であることを確認する。政策改革、投資プロジェクトや能力構築といったMDBsの業務の全ての側面において貧困削減に一層の焦点を当てるべきである。MDBsは、より効果的かつ一貫性をもってこうした使命を果していくため、以下のような変化する国際環境にその組織や業務を適合させることが必要である。貧困との闘いをより効果的なものとするために何が必要かについての新しい考え方、途上国における民間金融市場の成長、グローバリゼーションから生じる新しい機会と挑戦、そして援助資金全体の効率的な使用やMDBsの透明性や説明責任の向上に関する関係者のより強い関心。
24. 経済成長は、一国が所得を高め貧困や不公平を削減していく能力の第一の決定要因である。開発が成功し、かつ公平度を高めるためには、良き統治、社会政策や貿易自由化を含む健全な構造・セクター政策、アカウンタブルで透明な制度、人的資本や公共財に対する投資も必要である。したがって、MDBsは、教育や保健のような社会的優先課題について貧困国を支援するばかりでなく、貧困削減にとって明らかに追加的な効果を持つ場合には経済・社会インフラストラクチャーの構築を支援するべきである。
25. MDBsは、新興市場国や中所得国における貧困削減にも大きな貢献を行うことができる。民間資金にアクセスのある国におけるMDBsの活動は、民間資金を排除しないように、より選択的であるべきである。同時に、新興市場国が一時的に資本市場へのアクセスができなくなった場合には、MDBsは、最貧層や最も脆弱なグループに対する大きな衝撃を緩和するための支援に、すばやく対応できるようにすべきである。
26. いずれの場合においても、MDBsの複数年にわたる業務の枠組みが確立されるべきであり、その中に基礎的な保健や教育、清潔な水、衛生といった中核的な社会投資に対する支援を増加させる明確なコミットメントを含むべきである。この枠組みは、適切な国別の融資残高上限を尊重すべきである。
27. MDBsは、借入国における良き統治や貧困削減への完全なコミットメントに高い優先度を置くべきである。各機関は、借入国のパフォーマンスをより重視しつつ、融資を配分すべきである。援助は政府が健全な政策にコミットしている場合にのみ貧困削減に効果があるというのが経験則である。この点で、我々は以下の点の重要性を強調する。
- 包括的開発フレームワーク(CDF)及び貧困削減戦略ペーパー(PRSP)は、借入国が強いオーナーシップを持ったプログラムの基礎になるべきである。
 - IDA12で合意されたような、パフォーマンスに基づく融資の仕組みは、全てのMDBsのプログラムに適切な形で適用されるべきである。
28. さらに、MDBsは、途上国支援の幅広いアプローチの中に、能力構築や構造改革・制度改革への支援を含むべきである。とりわけ、各機関は、
- 国内貯蓄を増加させ、民間資本の流入を助けることにより、借入国自身の全体的な資金調達能力を拡充するように努め、
 - 透明性、説明責任、法の支配、貧困層に対する適切な社会的・人的な投資を確保し、貧困削減を妨げる制度的・構造的の問題に対応し、
 - 借入国による金融危機の防止・対応を支援するために、金融セクターを強化するべきである。
- 国別援助戦略(CAS)は、途上国に対する効果的かつ効率的なMDBsの支援のための包括的手段であり、MDBsは、その質を改善し、その範囲を拡充することに取り組むべきである。こうした戦略は、借入国におけるガバナンスや法・制度・規制の枠組みなどの政策環境を十分考慮すべきである。公的支出審査は、同戦略の重要な構成要素であるべきである。全てのCASで、その国の金融セクターやガバナンスを評価すべきである。
29. MDBsは、民間セクターとの競合を避け、触媒的な役割を引き受け、その活動を明確に開発効果や体制移行効果を持つプロジェクトにより集中すべきである。従来MDBs

が資金を供給してきたようなプロジェクトに民間セクターが益々資金を供給するようになるにつれ、より多くの公的資源が社会セクターや公共財への投資に利用可能となる。

30. MDBs、とりわけ世界銀行は、感染症や環境問題のような開発に密接に関連するグローバルな問題への関与を深め、国際公共財の提供を進めるべきである。この点で、譲許的財源の稀少性に鑑み、国際連合の機関（たとえば、世界保健機構（WHO）や国際連合共同エイズプログラム（UNAIDS））を含む様々な国際機関及び民間機関の間での優位性を注意深く検討すべきである。

31. MDBsは、公的機関としての役割やそれぞれの開発の使命を明確に定義し、量や利益を重視するアプローチではなく、選択的で質を重視するアプローチを強調すべきである。民間セクターに資源を提供するMDBsは、この点で、その役割、組織、業務をより明確に定義すべきである。

32. MDBsは、以上のパラグラフに掲げられている原則や変化する国際金融環境に照らして、開発及び貧困削減の使命を果たすために利用可能な融資手段を改めて見直すことが重要である。この点で、我々は、異なるタイプの支援ごとに金利に格差を付けるべきかという問題を含め、融資金利政策の包括的な見直しを直ちに開始することを要請する。MDBsは、また、より広い範囲の国々がMDBsの専門性から裨益し続けることができるよう、融資業務と非融資業務をある程度分離する可能性を検討すべきである。

33. 最貧困国に焦点をあてたMDBsによる譲許的融資は、貧困削減において極めて重要な役割を有している。MDBsの譲許的財源の補充は、公平な負担の分担の原則に基づくべきであり、また、我々は新しいドナーが積極的に参加することを奨励する。

34. 援助の質は、場合によっては、世界銀行及びいくつかの地域開発銀行との間の健全な競争により改善する可能性がある。しかしながら、これらの機関は稀少な援助資源の効率的な使用を確保するため、協力と協

調を強化することが重要である。世界銀行により開始されたCDF及びPRSPは、二国間及び多国間のドナーの協調において有益な手段たり得る。世界銀行と地域開発銀行は、各地域開発銀行の状況を考慮に入れつつ、両者の協調とより密接なパートナーシップを形成するため、覚書（Memoranda of Understanding）を締結すべきである。これに関して、我々は、世界銀行とアフリカ開発銀行の間での最近の合意を歓迎する。現場での協力はとりわけ重要であり、この点で、世界銀行の業務の現地化の進展と、この現地化の過程が地域開発銀行との協力に与える影響とプロジェクトや運営の質に与える影響について、包括的な見直しを行うことを歓迎する。

35. IMFと世界銀行は、異なる使命を持ち、それらを尊重する必要がある。しかしながら、両者が扱う諸問題はますます相互に関係し、いくつかの国では両者の活動は相互依存している。この点で、両者は、効率性や情報の交換を改善するために、密接に協力し続けるべきである。このためには、それぞれの責任と活動をより明確に定義し、また、一層効果的な協力の仕組みを継続的に形成していくことを必要とする。

36. 最後に、我々は、MDBsが出資国やMDBsの活動によって影響される人々に対するより一層の説明責任を負うことを求める。したがって、我々は、この目標に向けたMDBsの最近の大きな進展を支持する。しかしながら、情報公開、公衆の参加や出資国への説明責任のような重要な分野においては、追加的な進展が明らかに必要である。

a) 市場に与える影響に適切な注意を払いつつ、より広範囲な業務関係文書、特に全ての国別戦略と評価報告書は公表されるべきである。

b) 独立の監視委員会が、全ての機関において適切な形で設置されるべきである。

c) 各機関は、プロジェクトの提案が理事会に提出される前に、各機関の政策を完全に遵守しているかを確認するためのコンプライアンス・ユニットを設立すべきである。

- d) 各MDBsのモニタリングや事後評価の機能、内部的な財務管理、調達方針・手続き、そして監査手続きは強化されるべきであり、全てのMDBsは強力で独立した評価部門を有するべきである。
- D. HLI（高レバレッジ機関）、資本移動、OFCs（オフショア金融センター）**
37. 我々は、本年3月に発表された金融安定化フォーラム（FSF）の高レバレッジ機関（HLIs）、資本移動、オフショア金融センター（OFCs）に関する各作業部会の報告書に盛り込まれた提言を実施することが重要であることを強調する。この関連で、我々は、IMF、世界銀行、その他の機関が、FSFの作業部会の様々な提言を実施するにあたって積極的に貢献することを求める。
38. システミック・リスクの一因となり、市場のダイナミクスに影響をもたらす得るHLIsの活動から生じる潜在的な結果に対する懸念に対応するため、以下の措置の実施を促進することが重要である。
- a) HLI及びHLIsの取引相手によるリスク管理の改善。
- b) HLI及びその債権者によるディスクロージャーの強化を含む、金融機関によるディスクロージャーの慣行の改善。我々は、全ての国・地域がHLIs等に対するディスクロージャーの要請の妥当性を検討し、必要な場合には、その国・地域に存在する主要なヘッジファンドがディスクロージャーの要請に従うことを確保するために、法律や規制について適切な改正を行うことを求める。現在、オフショアセンターは規制を受けていないヘッジファンドの多くを受け入れているため、この提言は特にオフショアセンターに適用されるべきである。
- c) HLIの債権者となっている金融機関に対する各国当局による規制及び監督の強化。
- d) HLIの活動により引き起こされるシステミック・リスク及び市場のダイナミクスに関する懸念に鑑み、金融市場におけるHLIs等の活動に対する当該国によるサーバイランスの強化。
- e) 主要な外国為替市場の参加者による、
- 外国為替取引のための既存の良い慣行に関するガイドラインのレビュー、及び比較的小規模な経済において市場参加者によって採択される可能性のあるモデル・ガイドラインの発表。
- f) 市場インフラの改善。
- 我々は、追加的な措置が必要かどうかを決定するため、これらの措置及びその実施についてレビューを行う。この観点から、我々は、FSFが、現在規制を受けていないHLIsへの直接規制について、3月の報告書作成時に検討を行ったが、提言には至らなかったこと、しかし、FSFは今後のレビューの上、もし既に提言された措置の実施によっても懸念が払拭されていないとされた場合には、直接規制が再検討されることを強調したことに留意する。
39. 各国が債務に係るリスクを適切に管理することも重要である。この関連で、我々はIMF及び世界銀行によって行われている作業を歓迎するとともに、短期の外債建て債務により生じるリスクに特別な注意を払いつつ、また、民間セクターの債務から生じる脆弱性を含む資本勘定危機に対する各国の脆弱性を考慮に入れつつ、公的債務及び外債準備の管理のためのガイドラインを早急に策定することを強く要請する。効率的な国内債券市場の創設も重要である。短期の資本フローへの過度のエクスポージャーによるリスクを減らすため、銀行システムにおけるプルーデンシャルの観点からの制限が適切である場合もある。
40. 国際基準を十分に満たさず、従って国際金融システムに対して潜在的な脅威であるオフショア金融センターについては、我々は、対応を優先すべき国・地域がFSFによって特定されたことを歓迎するとともに、IMFに対してこれらの国・地域についての具体的な評価を早急に行うよう強く促す。我々は、リストに載った全ての国・地域に対して、例えば、関係する国際基準を実施していくという意図を公表すること、これらの国際基準の遵守状況について一定の支援を得ながら自己評価を実施すること、最終的には詳細な行動計画を作成して特定された問題点に対処すること、などを通じて、

基準の実施状況を改善するとのコミットメントを明らかにするよう強く促す。

41. 大規模かつ急激な国際資本移動によってもたらされるリスクに対応するためには、各国が健全なマクロ経済政策を追求すること、市場の機能を高めるための構造改革を進めていくこと、金融システムを強化すること、総合的で信頼性の高いマクロ経済政策及びその他の措置によって支えられた適切な為替相場制度を選択すること、よく順序立った資本勘定の自由化を行うこと、必要ならばその他の適切な政策を採ることが引き続き重要である。
42. 金融システムの信認に関して各国の預金保険制度が寄与する役割は極めて大きいという認識のもと、我々は、預金保険スキームに関するFSFのガイダンス作成の一層の進展に期待する。

E. 地域協力

43. 以上議論したとおり、国際金融システムの安定のためには、加盟国に対するIMFのサーベイランス及び適切な資金支援が重要である。これに加え、IMFの加盟国は、地域レベルで、国際貿易・投資を通じた共通の利益や地域内での危機伝播のリスクに対する共通の懸念に鑑み、世界経済におけるIMFの目的や任務を支援する形で、地域内でのサーベイランスや資金支援の協力を強化することができる。このような地域協力は、地域の安定を改善させることができ、従って世界経済の安定にも寄与し得るものである。
44. この関連で我々は、地域協力について様々なレベルで最近進展が見られることを歓迎する。アジア地域では、地域サーベイランス及び二国間のスワップメカニズムを含む資金協力のための枠組みが拡大した。北米では、3カ国によるスワップ取極がサーベイランス及び定期的な経済協議のプロセスとともに維持されている。
45. より強化されたサーベイランスを通じた地域協力は、国レベルでの政策枠組みの強化を通じて金融の安定性に寄与し得る。各国へのIMFプログラムを支援する形で国際金融機関により供与される資金を補完するような地域レベルでの協調的な資金取極は、

危機の予防及び解決に有効であり得る。

46. 制度上異なる文脈ではあるが、欧州における経済及び金融の統合メカニズムや通貨統合もまた、世界の経済及び金融の安定に貢献している。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-19 九州・沖縄サミット

IT革命の経済・金融面への影響

G7蔵相から首脳への報告（仮訳）

2000（平成12）年7月8日 福岡

目次

	目次	パラグラフ
序		1-2
A. マクロ経済への影響と政策にも		
たらず意義		3-12
生産性の上昇と需要の拡大		3-6
マクロ経済政策		7-10
構造政策		11-12
B. 金融分野へのインプリケーション		13-23
IT革命の金融サービスへの影響		14-15
金融監督・規制		16-21
金融ビジネス特許		22-23
C. 税及び税関手続き		24-28
電子商取引と税		24-27
税関手続		28

序

- 我々7カ国の蔵相は、情報技術（IT）革命の進展が、世界経済において、生産性を向上させ、潜在成長力を上昇させ、より高い生活水準を促す主要な力となる可能性が高いことに留意した。ITの果実が我々の社会によって速やかに享受され、不平等の拡大につながらないようにするため、各国は適切なマクロ経済政策及び構造政策を行わなければならない。
- 本報告書において、我々は、IT革命のマクロ経済への影響、その政策にもたらず意義、及び金融取引や税制に関連する課題に焦点を当てた。

A. マクロ経済への影響と政策にもたらず意義

生産性の上昇と需要の拡大

- ITの影響は、まだ初期の段階にあり、

その正確な時期、性格及び強さを予想することは難しいものの、我々は、ITが各国経済の潜在成長力を上昇させる可能性を有することを認識する。ITによってもたらされる生産力の上昇は、IT関連の産業にとどまらず、経済全体に及ぶであろう。まず、IT革命は、活発なIT関連投資を促すことにより、資本ストックの増加率を高め得る。このような投資は、より高度なIT技術が資本に組み込まれることにつながり、従って資本の質も向上させる。より重要な点として、IT革命は、企業内外での情報の伝達及び共有の迅速化を通じて、資本と労働の組み合わせを抜本的に変え、ビジネスの進め方を効率化し、企業組織の再編成を促進し、これらの相乗効果をもたらし、このようなことから、資本と労働という個別の要素には帰せられない生産性の上昇を導く（全要素生産性）。例えば、仲介業の必要性が減少し、在庫管理が効率化され、そして、グローバルにネットワーク化された企業間（B-to-B）市場を通じた原材料の調達やアウトソーシングが可能になる。

4. 上記のような供給面に加えて、IT革命は、IT関連投資の拡大、IT関連サービスへの需要の増加、企業対消費者（B-to-C）の電子商取引や電子金融取引などを含む消費者向けの新たなサービスの発達を通じて、経済の需要面にも影響を与えるであろう。特に、インターネットにより可能となった企業と消費者の間の双方向の情報の流れによって、新たな需要や新たなビジネス機会が生まれ得る。また、IT関連の投資やサービスは、利用者数の増加に伴って便益が飛躍的に増大するという「ネットワーク外部性」や、市場の規模拡大に伴ってコストが低下し、利益が増大する「収益逓増（increasing returns to scale）」の性質を有しており、これらが一層の需要の増大をもたらす可能性がある。

5. このように、供給面における潜在成長力の上昇と需要の拡大がともに進展する結果、ITはより力強い成長に資することができる。また、多くの技術革新と同様、ITは一定の職種における雇用の減少をもたらす一方、IT関連のビジネスで新たな雇用を生む。

全体として、より力強い成長により、雇用に対するプラスの効果を期待することができる。

6. IT革命はまだ始まったばかりであることに鑑みると、過去の重要な基幹技術（general-purpose technologies）と同様、長い時間をかけて経済全体へ広範かつ根源的な影響を及ぼしていく可能性がある。既に、潜在成長力に対する重要な効果が現れている国もあるが、IT革命を享受するベースについては各国の間に差がある。ITのような重要な革新により、自動的に生産性の向上や生活水準の上昇が得られると考えるのはまさに誤りである。ITの便益を享受するためには、その前提として健全な政策や、強固である一方柔軟で開放的な経済が不可欠である。

マクロ経済政策

7. 我々は、各国経済がITのもたらすメリットの可能性を最大化するための政府の最も重要な役割は、民間セクターの創造性や企業家精神（entrepreneurship）が発揮されるための環境を整えていくことであることに同意する。この観点から、我々は、健全なマクロ経済政策が、引き続き、あるいは一層不可欠なものとなっていることを強調する。成長及び安定を重視したマクロ経済環境は、投資を刺激し、企業や消費者が将来の計画を確信を持って行い、ITの提供する機会を生かすことに資するものである。

8. IT革命は、マクロ経済政策が行われる環境をより複雑かつ不確実なものにするという面もある。IT革命の初期の段階では、生産性の上昇及びその潜在成長力への影響を評価する作業はより複雑になる。同様に、金融市場のパフォーマンスを測る伝統的な方法はかつてほどうまく適用できないようになり、それが投資判断において適切にリスクと収益を評価することをより困難にしている。このような不確実性の増大は、政策決定者がマクロ経済政策の運営を調整し、インフレなき持続的な成長を促進する上で直面する選択をより複雑なものにする可能性がある。我々は、政策を形成する際に、これらの事実注意到注意し続ける必要がある。

9. 更に、資本が容易かつ迅速に国境を越え

て移動し得るますますグローバル化した経済においては、各国がIT革命に適應している程度の違いが大規模な資本移動につながり、各国の間の経済パフォーマンスの相違を更に拡大する可能性がある。そのような相違やそれに引き続く資金移動は、安定的かつバランスの取れたマクロ経済状況を促進する上で、更なる課題をもたらし得る。従って、各国がIT革命の便益を享受するベースを均等にしていくことは、我々の経済の間でバランスの取れた成長パターンを促進することに貢献する。

10. より長期的には、IT革命は、電子金融取引や電子マネーが我々各国の経済の主要な要素になるにしたがって、貨幣総量(monetary aggregates)とその金融政策の実施における役割、及びより一般的に金融システム全体の安定性に対して影響を与えるかもしれない。

構造政策

11. 我々は、ITからの果実を最大化する活発な民間活動のための環境を整え、また、人々がITのもたらす機会からの恩恵を公正かつ広範に分け合うことができるようにするためには、構造政策が重要であることに同意する。この観点から、我々は、以下のような構造政策の必要性を強調する。
- 競争及び主要なIT関連産業への新たな参入を促進するため、障害となっている規制の撤廃を継続していくこと。
 - 労働市場の適應性の向上を図ること。再訓練や学習の機会を、労働者が新しい、より高賃金の職業へうまく移動することを助ける。
 - 新技術の普及を促進し、新しい環境の中での競争を確保するため、適切な競争政策等を整備すること。
 - 開放的な貿易システムを維持すること。我々は、必要な構造改革に資するとの観点から、公的資源の配分にあたっては、効率性と質の確保が重要であることに留意する。
12. 金融市場が、強固で、安全かつ柔軟な方法で、資金を最も生産性の高い用途に振り向けるように整備されることも非常に重要である。新しいビジネスや投資機会の資金

ニーズに応えるためには、適切に資本の需給をマッチさせ、リスクの分散や再配分を行う金融システムが不可欠である。技術革新をリードし、また、その技術を最大限活用して行うと創業者の企業には、リスク・テイク及び企業ガバナンスの観点から、透明性が高く深みのある資本市場が特に大きな意義を持つであろう。

B. 金融分野へのインプリケーション

13. 我々は、金融分野においても、インターネット上における金融取引を始めとして、様々な変革が進展しつつあることを認識する。政府が、この革新による効率化や利便性の向上を最大化する適切な環境の整備に努めていくことが重要である。

IT革命の金融サービスへの影響

14. 金融分野は、情報やデータというデジタル化されやすいものを扱う産業であるため、ITの影響を最も受けているとともに、その利用が最も進んでいる分野の一つである。具体的には、金融分野においては、IT革命により以下のような変化が起きている。
- 電子金融取引においては、スピーディ、低コスト、広範囲のコミュニケーションを特徴とするインターネットの活用により、飛躍的な取引コスト削減と顧客利便の向上が可能になっている。
 - 電子金融取引は、時間的・距離的制約をなくして、越境取引を容易にし、地球規模での顧客に対してサービスを提供することを可能にしている。
 - 伝統的な金融サービス間の垣根を越えるサービスを含む「仮想総合金融モール」、消費者が一ヶ所で自らの金融取引についての総合的な情報を得ることを可能にする「情報統合(aggregation)」など、新たな金融サービスの提供が可能になっている。
 - この他、IT革命やグローバル化、あるいはこれらに伴う競争的環境の中で、リスクのアンバンドリング、ディリバティブ取引の発達、異業種から金融業への参入など、革新的な動きが見られる。
15. 我々は、電子金融取引、特に業者対顧客(B-to-C)の取引は、インターネットを中心としたオープン・ネットワークを通じて

行われることから、取引の安全確保、消費者保護、プライバシーなどとの関連で、多くの課題をもたらすことに留意する。

金融監督・規制

16. 我々は、金融の規制・監督は、利用される技術に対して中立的であること（technology neutral）を旨としつつ、上記のような電子金融取引の特性に対応していくことが必要であることを認識する。その目的は、民間の主体性を損なうことなく市場の公正性を維持することにあるべきである。

17. 消費者が電子金融取引の安全性に信頼を持つことが重要である。我々は、コンピューターへの不正侵入（hacking）を防止するためのシステムの開発、データの安全性を確保するための暗号や電子署名の使用を奨励するべきである。更に、我々はインターネット上の信頼性の高い決済制度の整備を確実にする必要がある。クレジット・カードなど既存の決済制度の安全性は引き続き重要である。

18. 電子金融取引における消費者保護については、現在金融サービスの利用者が享受している保護の水準が引き続き確保されることが重要である。一般投資家へのディスクロージャー、勧誘・販売時の説明及び情報提供、顧客への書面交付、紛争解決などの分野におけるルールは、ルールの適用の仕方を調整する必要がある。インターネット上で行われるビジネスにも適用されるべきである。また、個人に関する情報の移転が極めて容易になることから、プライバシー保護の政策を強化することが必要である。

19. 我々は、各国の現状も踏まえつつ、金融規制に係る原則の策定や執行面での国際的協調を進展させなければならない。我々は、この観点から、電子金融取引の監督・規制に関する原則やガイダンスの策定に関して、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）が行っている作業を歓迎する。我々は、今後、以下の理念に沿って、上記機関による更なる作業が行われることを奨励する。

a) 電子金融取引などの取引の態様を問わ

ない、一貫性のある監督・規制

b) より複雑なビジネス環境における透明な監督・規制と、新たな展開の実情に不断に適応していく柔軟性

c) 健全性に関するリスクを生じさせない範囲内で、技術革新を不当に抑制することなく、電子金融取引の潜在的可能性を促進

d) 電子金融取引の特性に即した取引の安全と利用者保護

e) 越境取引等の増加に応じた監督当局間の連携の強化

20. 我々は、FSF（金融安定化フォーラム）において、将来のあり得べき作業の基礎として、電子金融取引の金融の安全性への影響等を含めた論点整理が行われていることを歓迎する。

21. 金融機関の経営陣及び取締役は、電子金融取引の発展から生じるリスク及び課題を理解する必要がある。金融規制・監督当局者も、新たな進展に対処するために必要な知識及び能力を持つようにしなければならない。この観点から、我々は、我々の関係当局に対し、監督官をIT関連の知識及び能力に関して訓練するための手法及び方法を向上させ、十分な監督資源（supervisory resources）がこの問題に用いられるようにすることを求める。我々は、途上国における規制・監督官の育成への技術支援についても考慮すべきである。

金融ビジネス特許

22. コンピューターやインターネットを通じた金融技術の革新に伴って、金融サービスの分野においても、いわゆるビジネスモデル特許の取得が増えている。我々は、金融におけるITの発達によって、金融ビジネス特許についての政策が金融市場における革新や競争にとって意味を持ちうることを認識する。ビジネスモデル特許の取扱いについての共通の理解を促進するとの観点から、国際的な取組みが必要である。

23. この点に関して、我々は、現在行われている我々の特許専門家によるビジネスモデル特許についての共同作業を歓迎し、更なる発展を期待する。我々は、我々の金融専門家に対し、我々の特許当局と会合し、お

互いに関心を有する問題が国際的なレベルで扱われているかどうか、またどのように扱われているか、及び本分野において国際協力がどのように進展しているかについて議論するよう要請した。

C. 税及び税関手続

電子商取引と税

24. 我々は、IT革命、中でも電子商取引の発達は、以下に述べるような変化を通じて税制や税務行政に重要な影響を及ぼすことを認識する。

a) 取引のデジタル化…映像や音楽のオンライン配信などのいわゆる「デジタル財」や情報サービスなどの分野で革新的な提供手段を可能としている。

また、電子的に情報を記録する手段が幅広く利用されるようになることにより、企業活動の効率性が高まる一方、改ざんが容易になる可能性がある。

b) 取引仲介者の減少…電子商取引により、しばしば取引仲介者が不要となるので、課税上のモニタリングや納税のための機会が減少する。

c) 国際化の更なる進展…グローバルでオープンなインターネットを通じて、各国の課税管轄をまたぐクロスボーダー取引が大幅に拡大する。

25. 我々は、OECD租税委員会報告書「電子商取引：課税の基本的枠組み」において明らかにされている、以下のような電子商取引への課税問題の主要な要素の重要性に留意する。

a) 公共サービスの提供に関する市民の正当な期待に応えるために必要な歳入をもたらす公正で予測可能な税制を執行する責務と比較考量しつつ、電子商取引が繁栄する税務環境を提供しなければならない。また、情報技術を最大限活用することにより納税者サービスの向上に努めるべきである。

b) 電子商取引にも、中立・公平・簡素等の伝統的な租税原則があてはまる。現段階においては、既存の課税ルールによって、電子商取引についてもこのような租税原則を適用することができる。既存のルールについて何らかの調整が必要とさ

れる場合があるかもしれないが、それは電子商取引と従来型の取引とを取引形態により差別するものであってはならない。

26. 我々は、OECDにおいて、以下の3点を

中心に検討が行われていることに留意する。

a) 効率的で実効ある税務行政をいかに確保するか…電子商取引は目に見えない、匿名性の高い方法で取引が行われ得る。税務行政による取引情報へのアクセスを従来型の取引の場合に比して劣らないレベルに確保する必要がある。

b) 所得課税に係る既存の国際ルールを電子商取引にいかに適用すべきか…電子商取引は経済活動の国際化をますます進めることから、「恒久的施設」や課税上の所得分類などのOECDモデル条約上の概念を電子商取引にどう適用するかについての明確化が必要である。

c) クロスボーダーのオンライン取引への消費課税をいかに考えるべきか…消費税は消費が行われた場所で課税されるべきである。この消費地課税原則を実際に適用するにあたり、消費地の定義、徴収のための仕組みについて検討が行われている。

27. 我々は、電子商取引の課税問題について、OECD租税委員会において民間実務家や非OECD加盟国の貢献を得つつ検討が進められていることを認識している。我々はこの作業を支持し、OECD租税委員会が検討作業をさらに進めることを奨励する。

税関手続

28. 税関手続に関し、我々は、電子的な税関申告の標準化及び簡素化への取り組みに関する税関業務の専門家の報告を了承する。我々は彼らに対し、他の国々及び機関の参加を奨励するとともに実施に向けた作業計画を策定すること、及び、貨物の引き取りの際、税関及び他省庁から要求されるデータを貿易業者が一括して提出できる「シングル・ウィンドウ」システムを構築するための手段を講じることを求め、そして、これらによって改正京都税関規約に規定されている情報技術の活用原則を実現することを求める。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-20 九州・沖縄サミット

G8コミュニケ・沖縄2000 (仮訳)

2000 (平成12) 年7月23日 沖縄

前文

1. 我々、主要先進民主主義8か国の首脳及び欧州委員会委員長は、新たなミレニアムにつながる年に第26回サミットのためにここ沖縄に集った。我々は、世界中の平和と繁栄のために努力する上での第1回ランブイエ・サミット以来の試練及び進展をかえりみるとともに、G8が21世紀において発展しつつ果たすべき役割について話し合った。
2. 20世紀の最後の四半世紀の間、世界経済はかつてない水準の繁栄を遂げ、冷戦は終焉し、グローバリゼーションは次第に共同体という共通の認識を生み出した。こうした進展の原動力は、サミット参加者が一貫して唱えてきた民主主義、市場経済、社会的発展、持続可能な開発及び人権の尊重という基本的な原則と価値が世界的に広まったことにある。しかし、今なお世界の多くの場所で貧困と不公正が人間の尊厳を害し、紛争が人的苦痛をもたらしているということを我々は痛いほど認識している。
3. 新しい世紀に移行するに際して、我々はこれらの絶えざる問題に取り組むべく引き続きリーダーシップと責任を果たし、新しい課題が持ち上がる度に真剣に取り組むつもりである。我々は、紛争と貧困の根本原因に取り組まなければならない。我々は、情報通信技術 (IT) や生命科学といった分野の新しい技術により創られた機会を果敢につかまなければならない。我々は、すべての人に対するグローバリゼーションによる利益を最大化するために創造的であり続ける一方で、グローバリゼーションに関連した懸念を認識しなければならない。我々は、あらゆる取組において、21世紀のより明るい世界のための礎として、我々の基本的な原則と価値を強化しなければならない。
4. グローバリゼーションが果てしなく深化し、課題が一層複雑になっていく世界にあって、G8は、手をさしのべていかねば

ならない。我々は、開発途上国を始めとするG8以外の諸国や国際機関そして民間セクター及び非政府組織 (NGO) を含む市民社会との新しいパートナーシップに取り組まなければならない。このパートナーシップは、新しい世紀の機会をすべての人の手に届けることとなる。

5. 我々は、国際連合ミレニアム・サミットが、「我々人間」と題する国際連合事務総長報告の精神に沿って、新しい世紀の諸課題に取り組むに際しての国際連合にとってのビジョンを明瞭にすることを期待しており、沖縄での議論が、国際連合ミレニアム・サミットに積極的な貢献を行うことを期待する。その目的に向かって、我々は、強化され効果的で効率的な国際連合を実現するための努力を続けるし、安全保障理事会を含む国際連合の改革が不可欠であると引き続き確信している。
6. 新しい時代が始まろうとしている。一層の繁栄、心の安寧、そして世界の安定をもたらす21世紀に向けて、希望を持って共に前進しようではありませんか。

21世紀の一層の繁栄に向けて世界経済

7. 20世紀はかつてない経済発展を実現した。しかし、過去2、3年の金融・経済危機は世界経済に対して甚大な課題を突きつけた。世界中の多くのパートナーと共に、我々は危機による悪影響を軽減し、経済回復を刺激し、また、国際金融システムを強化する措置を含む将来の混乱の防止策を特定することに専心してきた。世界経済は、今年、力強く成長する見込みであり、我々は危機の影響を受けたほとんどの国々の回復の力強さに特に勇気付けられている。
8. 回復のペースはアジア域内で異なっているが、貿易は拡大しており、現にいくつかの国は力強い経済成長を遂げた。改革努力の現時点での焦点は、金融・企業部門の改革の勢いを維持すること、公的・民間部門の統治 (ガバナンス) と透明性を改善すること、及び力強く持続可能な成長を確保し将来的な不安定性を回避するための社会的セーフティー・ネットを強化することに向けられなければならない。

9. 世界経済の最近の明るい進展にもかかわらず、グローバリゼーションが深化し、情報通信技術 (IT) が我々の経済に根本的な構造変化をもたらしている中で、自己満足している時間はないことを我々は認識している。米国そしてそれほどではないにせよ他のG8諸国において、生産性の向上面で新たな現実が生じているという力付けられる兆候がある。しかし、面前にあるそのような機会を活用するために、我々は、適切なマクロ経済政策に裏打ちされた、一層の競争とより適応性のある労働市場を含む我々の経済の構造変化に対するゆるぎないコミットメントを新たにしなければならない。

情報通信技術 (IT)

10. ITは、世界中の人々に力を与え、利益をもたらし、そして人々を結びつける。それは、また、世界の市民が自らを表現し、お互いを知るとともに敬意を払うことを可能にする。更に、経済を一層拡大し、各国の公共の福祉を増大し、社会的一体性を増進し、もって民主主義の育成を可能にする、大きな潜在性を有している。したがって、ITが提供する機会へのアクセスは、すべての人に対して開かれていなければならない。

11. 我々はグローバリゼーションの過程及びITの急速な進歩が様々な懸念を生み出していることをはっきりと認識している。我々はすべての人のより一層の心の安寧に寄与できるように、そのような懸念に取り組んでいく必要がある。我々は、協調して取り組むことによって、ITがもたらす利益を最大化し、ITへのアクセスが現在限られている人々にもそれら利益が広がることを確保する。この観点から、我々は、世界経済フォーラムのグローバル・デジタル・ディバイド・イニシアティブ及び電子商取引グローバル・ビジネス・ダイアログ (GBDe) のような民間部門からの貢献を歓迎する。

12. これらの目標を支援するために、我々は、グローバルな情報社会に関する沖縄憲章において提示された目的及び意欲を追求することにコミットする。我々は、デジタル・オポチュニティ・タスクフォース (ドッ

ト・フォース) を設立し、国際的な情報・知識格差を解消するための国際的な行動に関する検討の結果及び提言を次回サミットに報告することを求める。

開発

13. 21世紀は万人にとっての繁栄の世紀でなければならず、我々は、極度の貧困状況にある世界人口のシェアを1990年レベルから2015年までに半減するという包括的な目標を含めて、合意された国際開発目標にコミットする。我々は、ケルンで我々が要請した国際開発金融機関 (MDBs) 及び国際通貨基金 (IMF) による貧困削減に関する報告書を歓迎し、我々が、世界中の貧困削減の進展を毎年再検討するに際して、年次貧困報告を受けとることを期待している。この報告書は、成長及び社会開発のための適切な条件が整えられれば、進展が可能であることを示している。しかし、報告書は多くの課題が未解決であることを想起させる。開発途上国における貧困率が1990年の29%から1998年の24%にまで減少している一方で、1日に1ドル以下で生活している人々が未だに12億人もおり、地域内及び地域間ごとに顕著な相違が見られる。特に、多くの開発途上国とりわけアフリカにおいては、成長の速度が非常に遅い。HIV／エイズの蔓延が状況を悪化させている。

14. 報告書が指摘しているように、多くの国は、過去四半世紀において貧困の克服について著しい進展を遂げており、これらの国の例は他の国にとって、希望の指針である。これらの国の成功例から、我々は、貧困を克服する可能性が最も高いのは、すべての人に自由と機会が与えられており、成長している開放的な経済及び活力のある民間部門を備え、そして強力で説明責任を果たし得る指導者と制度を有する、強靱性がある平和な民主的な社会であるということ学んだ。

15. 貧困と闘うためには、勢いがあり、広範で、衡平な経済成長が必要であり、そして、そのような経済成長のためには、人々の能力と選択を拡充することが必要である。政府は、民間部門及びより幅広い市民社会と協力しつつ、広範な民間部門の成長のため

の経済的及び社会的な基盤を築かなければならない。中小企業は、ITによってもたらされた機会とともに、開発のための強力な手段となりうる。我々は、人々の生活が向上するような公平な機会を提示する政策、計画及び制度を設置するために開発途上国と協力する。したがって我々は、バンコックで開催された国際連合貿易開発会議第10回総会（UNCTAD X）での建設的な議論を歓迎するとともに、国際連合その他の場において、特に後発開発途上国における更なる貧困削減のために努力する。

16. 我々は、また、適切な社会的保護及び中核的労働基準の推進にあたっての国際労働機関（ILO）と国際金融機関との間の協力の増大を歓迎する。我々は、国際金融機関に対し、これらの基準を加盟国との政策対話に組み入れるよう強く促す。更に、我々は、グローバリゼーション及び貿易自由化の社会的側面に関する世界貿易機関（WTO）とILOの間の効果的な協力の重要性を強調する。
17. 貿易と投資は、持続可能な経済成長を促進し貧困を削減する上で非常に重要である。我々は貿易関連のキャパシティ・ビルディング活動により高い優先度を置くことにコミットする。我々は同時に、一定の地域が海外直接投資に関しては置き去りにされたままであること、そして後発開発途上国48か国向け海外直接投資が、開発途上国向け海外直接投資全体の1%にも満たないことを憂慮している。我々は、国際開発機関及び金融機関に対して、貧困削減戦略ペーパー（PRSP）及び統合フレームワーク（IF）を通じるものを含めて、良好な貿易・投資環境を創り出そうとする開発途上国の努力を支援するよう強く求める。
18. 我々は、紛争、貧困及び弱い統治の組合せが悪循環となってグローバリゼーションの成果を享受できないでいる後発開発途上国、特にこれらのうちアフリカ諸国が直面している課題の厳しさを特に憂慮する。
19. 我々は、保健及び教育を含む健全な社会政策を通じ、成長のもたらす利益の衡平な分配を促進することに特段の優先度を置きつつ、これらの課題と闘い克服するために

これらの国が行っている努力を支援し強化するため、国際社会の手段と資源を動員することにコミットする。この目的のために、我々は、以下に詳細を示す下記の事項について合意した。

- 重債務貧困国（HIPC）債務イニシアティブを推進する。
 - 我々の市場への著しく改善されたアクセスを提供する。
 - 政府開発援助（ODA）の効果を強化する。
 - 感染症、とりわけHIV／エイズ、マラリア及び結核に関する意欲的な計画を実施する。
 - 基礎教育のための追加的資源が利用可能となることを確保することによって、最近の教育に関するダカール会議の結論を精力的にフォローアップする。
 - 情報格差の拡大の問題に取り組む。
 - ダイヤモンドの不正取引に関する問題に取り組むことを含め、紛争を予防するための措置を実施する。
20. ODAは貧困との闘いのためには不可欠である。また、我々は、貧困削減のための国家戦略による努力を含む、各国自身の貧困対策努力を支援するとの観点から、ODAの効果を高めることにコミットする。我々は、政府が、開発に向けられた資源の説明責任を果たし得てかつ透明な管理を通して、国民の福利を向上させるためにコミットしていることを示している国を優先にするという長期的アプローチを採用する。ODAの効果を高めるために、我々は、現在までに経済協力開発機構（OECD）において実現した進展及び我々がOECDにおけるパートナーと合意する公正な負担分担メカニズムに基づいて、後発開発途上国への援助をアンタイト化することを決意する。我々は、この合意が2002年1月1日に発効するべきであると考え。一方で、我々は、ODAのアンタイト化が低水準にとどまっている国に対して対応を改善するように強く求める。また、我々は、よ局的が絞られたODAが成果を挙げることを社会一般に対して示すことを心がけるとともに、そのような援助の優先度を上げるように努力す

る。よく調整された援助は、開発途上国にとって有益であり、我々は、そのような調整を向上するための最善の方策を検討する。

21. 我々はまた、成長に刺激を与えるものとして、債務、保健、教育の3つの問題に特別の注意を払うことに合意する。

(債務)

22. 昨年、我々はケルンにおいて、より早く、より広範で、より深い債務救済のための拡大HIPCイニシアティブを実施することに合意し、債務国の貧困削減戦略に投資する基金を設立した。我々は、このイニシアティブが昨年秋に国際社会によって支持されたことを歓迎する。

23. それ以来、一層の努力が必要とされる一方で、拡大HIPCイニシアティブの実施に向けた進展が見られている。ベナン、ボリビア、ブルキナ・ファソ、ホンジュラス、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、タンザニア及びウガンダの9か国は既に決定時点に到達し、このイニシアティブの利益を享受している。これらの国を対象としたHIPCイニシアティブの下での債務救済総額は、名目価値で150億米ドル（現在価値相当で86億米ドル）以上に及ぶはずである。

24. 我々は、重債務貧困国が市民社会を含む参加プロセスを通して、包括的で主体性に基づいた貧困削減戦略を策定するための努力を払ってきていることを歓迎する。国際金融機関は、他の援助供与国と共に、重債務貧困国が貧困削減戦略ペーパーを用意することを助けるべきであるし、技術支援を通じて財源管理を支援するべきである。我々は、現在多くの重債務貧困国が貧困削減を妨げ債務救済を遅らせている軍事的衝突により影響を受けているという事実を憂慮する。我々は、これらの国に対して、衝突への関与を終了し、早急にHIPCプロセスに取り組むことを要請する。我々は、我々の閣僚に対し、HIPCイニシアティブに参加するための適切な条件を生みだすことを奨励するために、紛争当事国と早期にコンタクトをとるように要請することによって、これらの国が債務救済に備え、それを推進することを支援するための努力を強化することに合意する。我々は、経済改

革の進展や債務救済の利益が貧しくて最も影響を受けやすい人々の支援向けられることを確保する必要性を十分に考慮しつつ、ケルンで設定した目標に沿って、できるだけ多くの国が決定時点に到達することを確保するように協力する。我々は、20か国が、拡大HIPCイニシアティブの枠組みの下で本年末までに決定時点に到達するという期待を実現するために、重債務貧困国及び国際金融機関と迅速に協力する。この観点から、我々は、世界銀行及びIMFによる共同実施委員会の設立を歓迎する。我々の側としては、重債務貧困国が持続不可能な債務によって再び苦しまないことを確保するために、より責任ある貸借の慣行を促進する。

25. 我々は、拡大HIPCイニシアティブの効果的な実施のために国際金融機関による必要な融資を確保する上での進展に留意し、HIPC信託基金への出資を含む種々の約束を歓迎する。我々は、公正な負担の分担という精神に則り、約束した資金をできるだけ早く提供するとのコミットメントを再確認する。

(保健)

26. 保健は、繁栄の鍵である。健康は経済成長に直接的に寄与する一方で、不健康は貧困をもたらす。感染症及び寄生虫症、とりわけ、HIV／エイズ、結核、マラリア、小児期の疾病及び一般の感染症は、数十年にわたる開発を逆転させ、同一世代のすべての人々からより良い未来への希望を奪うおそれがある。新たな又は既存の医学的、技術的及び資金的な資源を十分に動員するための継続した行動及び整合性のある国際協力を行うことによってのみ、我々は、保健制度を強化し、伝統的なアプローチを越えて病気と貧困の悪循環を断ち切ることができる。

27. 我々は、感染症及び寄生虫症と闘うために相当の資源をコミットしてきた。その結果として、我々は、国際社会とともに、ポリオ及びギニア虫（メジナ虫症）の根絶の最終段階に成功裡に到達し、オンコセルカ症を制御し始めた。

28. しかし、我々は、一層前進しなければならず、また、我々は、保健分野での国際的

な成果に関して前向きな変化を生むための適切な条件が整っていると信じる。我々は、優先度の高い病気が何であるかということ、及び、保健分野での負担の多くの部分に取り組むためにどのような基本技術が存在しているかについて幅広く合意している。さらに、最も大きな影響を受けた諸国において、保健が経済発展の鍵であるということについての政治的リーダーシップ及び認識が広まってきている。我々は、ダーバンにおいて開催された最近の国際エイズ会議の成功、及び、アフリカの指導者、援助供与国、国際金融機関及び民間部門がHIV／エイズに取り組むことを重視していることを特に歓迎する。

29. 従って、我々は、3つの極めて重要な国際連合の目標を達成するため、各国政府、世界保健機関（WHO）その他の国際機関、産業界（特に製薬会社）、学術機関、非政府機関（NGO）及び市民社会のその他の関係者とのパートナーシップを強化して作業を行うことにコミットする。

—2010年までにHIV／エイズに感染した若者の数を25%削減する（2000年3月27日付け国際連合総会への国際連合事務総長報告書）。

—2010年までに結核による死亡者数及び有病率を50%削減する（WHOのストップ・結核・イニシアティブ）。

—2010年までにマラリアに関連する病気の負荷を50%削減する（WHOのロール・バック・マラリア）。

30. この意欲的な課題を達成するため、我々のパートナーシップは以下を含むことを目指さなければならない。

—我々自身が追加的な資源を動員するとともに、国際開発金融機関（MDBs）に対し、最大限に支援を拡大するよう要請する。

—公平かつ効果的な医療制度の発展、予防接種の拡大、栄養及び微量栄養素の拡充、並びに感染症の予防及び治療に対して優先度を与える。

—影響を受けている諸国において一般の意識を高めるためのハイレベルでの対話強化を通じて政治的リーダーシップを推進する。

—NGO、民間部門及び多国間機関とのもを含む、革新的なパートナーシップを支援することにコミットする。

—重要な薬、ワクチン、治療法及び予防措置を含む費用対効果の高い既存の対処手段を、開発途上国においてより普遍的に利用可能かつより容易に入手可能にするようにする。

—開発途上国における薬へのアクセスという複雑な問題に取り組み、その観点から開発途上国が直面する障害を評価する。

—新薬、ワクチン及びその他の国際的な医療公共財について、基礎的な研究開発の分野における協力を強化する。

31. 我々は、これらの分野における新たなコミットメントに留意し、力付けられる。我々は、HIV／エイズ、マラリア及び結核に対する国際開発協会（IDA）の融資を3倍にすると世界銀行のコミットメントを強く歓迎する。我々は、また、二国間援助国によってなされたこの分野における援助拡大についての発表を歓迎する。

32. さらに、我々は、我々のコミットメントを活用するための新たな戦略について合意するため、今年秋、日本において会議を開催する。会議では、この新たなパートナーシップの運用、優先度の高い分野及び行動のタイムテーブルを明確にすることを目指すべきである。パートナーである開発途上国及びその他の利害関係者の参加が不可欠である。我々は、来年のジェノバ・サミットで進展状況を確認し、また、エイズの治療及びケアへのアクセスを容易にするための戦略に焦点を当てた会議を2001年に開催するために国際連合と協力する。

(教育)

33. あらゆる子供は、良い教育に値する。しかし、いくつかの開発途上国では、特に女性及び社会的に脆弱な人々に対して、教育へのアクセスは限定されている。基礎教育は、それ自体に内在する価値を有するのみならず、開発途上国が直面している広範な問題に対応するための鍵である。この分野における進展の加速化なしには、貧困削減は達成されず、各国間及び社会内の格差は拡大する。従って、我々は、ケルン教育憲

章を踏まえ、ダカール行動枠組及び最近完了した第4回世界女性会議のフォローアップによる勧告を支持し、開発途上国が強力な各国の行動計画を実施する努力を歓迎する。我々は、すべての人への教育を達成することに真剣にコミットしているどの政府も、資源の不足によってはその達成を妨げられることはないとのコミットメントを再確認する。

34. 従って、我々は、2015年までに普遍的な初等教育、及び、2005年までに教育における男女平等という目標を達成するために、二国間での努力並びに国際機関及び民間部門ドナーとともに行う努力を強化することにコミットする。我々は、国際金融機関に対し、開発途上国とのパートナーシップの下で、その貧困削減戦略において教育に焦点を当て、健全な教育戦略を有する国に一層の支援を提供することを要請する。これらの戦略は、可能な場合の遠隔地学習及びその他の有効な手段を通じて、この分野におけるITの潜在的利益を最大化すべきである。

貿易

35. WTOによって具現された多角的貿易体制は、ルールに基づく自由貿易を実現するための国際社会による半世紀にわたる不屈の努力の成果の表れであり、先進国及び開発途上国双方の加盟国に対し、経済成長を刺激し社会発展を推進しつつ、多大な貿易の機会を提供してきた。これらの利益をより目に見える方法でより多くの諸国に拡大するために、体制は、開発途上加盟国、特に後発開発途上国の正当な関心により良く取り組む必要がある。ウルグアイ・ラウンド合意の実施、後発開発途上国に対する市場アクセスの改善、キャパシティ・ビルディングの強化のための技術支援、及びWTOの透明性の向上に関するジュネーブにおける短期的パッケージの採択は、この方向に向けた重要な第一歩であり、迅速に追求されなければならない。我々は、この分野において一層の緊急性をもってさらに前進する必要性を認識する。そして、我々はそのように行動する。特に、開発途上国の発展における貿易の決定的な重要性の観

点から、貿易関連のキャパシティ・ビルディングは大幅に拡大されるべきであり、そのことが、開発途上国による体制へのより効果的な参加と、特に、これら諸国の利益となる市場アクセスの改善のより十分な活用につながり得る。我々は、また、この関連の二国間及び地域的なイニシアティブを賞賛する。我々は、開発途上加盟国に対して個々のニーズに沿ったキャパシティ・ビルディングのための支援を強化することにより、主導的な役割を果たすことにコミットする。我々は、また、WTO、世界銀行、IMF、国際連合開発計画（UNDP）、UNCTADを含む国際機関に対し、この目的のために我々とともに共同して行動をとるよう要請する。

36. 我々は、多角的貿易体制が強化され、世界経済において極めて重要な役割を果たし続けることを確保しなければならない。我々は、この責任を認識しつつ、すべてのWTO加盟国の関心を反映する、野心的で均衡がとれかつ幅広いアジェンダによるWTO貿易交渉の新たなラウンドについて強力にコミットしている。我々は、このような交渉の目的が、市場アクセスを促進し、WTOのルール及び規律を発展させかつ強化し、開発途上国が経済成長と世界的な貿易体制への統合を達成することを支援し、貿易政策と社会政策とが、また、貿易政策と環境政策とが両立し相互に支援的であることを確保するものであるべきということに合意する。我々は、今年中にそのようなラウンドを立ち上げるよう、他のWTO加盟国と共に努力するため、我々の間の緊密で実り多い協力を強化することに合意する。
37. 我々は、グローバリゼーションに関する課題への取組を助けるためにより包括的なパートナーシップが築かれなければならないことを認識する。この点に関し、国際的及び国内的な政策の一貫性を向上しなければならないと、また、国際機関の間の協力を改善しなければならない。我々は、また、貿易自由化の利益及び課題に関する建設的な対話を築くために一般国民との関わりを持つことの重要性を強調する。
38. すべての経済を多角的貿易体制に統合す

ることは、我々に共通の利益である。従って、我々は、中国のWTOへの加盟に関する進展を歓迎し、他の申請国の早期加盟に向けた努力を支持する。

文化の多様性

39. 文化の多様性は、創造性をかきたて、革新を刺激するため、21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉である。我々は、言語的及び創造的な表現における多様性の重要性を認識し、尊重する。我々は、関連する国際機関、特に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)のこの分野における作業を歓迎する。

40. 民族、グループ及び個人間の相互関係の増加は、あらゆる文化における興味深くまた良いものに対する理解と評価を増大させている。文化の多様性の推進は、相互の尊敬、一体性及び無差別を強化し、人種差別及び外国人嫌悪と対抗する。我々は、2001年に南アフリカにて開催される人種主義に反対する国際連合世界会議の準備に当たっての国際連合の作業に対する強い支持を新たに示す。文化の多様性を向上させる第一歩は、文化遺産の保護と振興である。我々は、有形遺産を保護するために既に行われた努力を歓迎し、無形遺産の保護及び振興に向けた更なる努力を要請する。我々は、開発途上国における動産の芸術遺産及び考古学的財産を保護するための計画、及び、UNESCOの人類の口承遺産・無形遺産の傑作プロジェクトを奨励する。

41. 異なる文化間の接点の増加は、文化間の創造的な相互関係を促進する。ITにより、個人が、安価かつ世界的に、文化の内容や考え方を創造し共有するための空前の機会が開かれる。経済状況を向上させることを探求する地域社会において、特にIT社会の類いまれな手段に助けられる場合に、文化の多様性は、関心呼び起し、イニシアティブを生み、積極的な要素となり得ることを、これまでの経験が示している。我々は、一般からのアクセス向上のため、国立博物館システム間の国際的な関係を強化することなどを通じて、文化遺産のデジタル化を推進することに尽力する。

42. 文化間の相互関係の恩恵を最大化するため、我々は、国民に対し、異なる文化への関心、理解及び受容を育むことによって、共存することを学ぶよう奨励しなければならない。従って、我々は、異なる文化及び非母国語への理解を向上させるような教育の推進に関するG8教育大臣会合の結果を歓迎し、関係当局に対し、今後10年間で流動性を倍増するという目標の下に、学生、教師、研究者及び行政官の交換を推進するよう奨励する。

21世紀の一層の心の安寧に向けて

犯罪及び薬物

43. あらゆる人は、犯罪の脅威から解放された人生を送ることができるべきである。急速なグローバリゼーションは、より満たされた人生を追求する新たな機会を開いた。しかし、同時に、犯罪がつけ入る新たな余地を作り出し、我々の社会、経済及び政治制度の基本的なルールに挑戦している。我々は、国際組織犯罪(TOC)対策の有効な法的枠組の創設のため、国際連合国際組織犯罪条約並びに銃器、不法移民及び人の密輸に関する3つの関連議定書の2000年末までの採択に向けた支持を再確認する。我々は、不法移民及び人の密輸を組織し利用する者と闘うことに特に関心を有する。我々は、TOC対策においてリヨン・グループが行った作業を評価し、我々の次回会合への報告を求める。我々は、また、国際組織犯罪対策に関するG8モスクワ閣僚級会合の結果を支持する。

44. 我々は、世界的な情報社会における安全と信頼性を著しく脅かし得るサイバー犯罪などのハイテク犯罪に対し、協調したアプローチをとらなければならない。我々のアプローチは、グローバルな情報社会に関する沖繩憲章に述べられている。これを進めるため、我々は、10月の合同ベルリン会合を含め、産業界との対話を推進する。我々は、パリでのサイバー空間における安全性と信頼性に関する政府と産業界との対話によって生み出された結果及びモメンタムを歓迎し、産業界の参加の下で日本で開催されるハイテク犯罪に関する第二回ハイレベル会合に期待する。

45. 我々は、麻薬系薬物の不法取引及び使用によって起こる世界的な脅威の増大に懸念を有していることを再確認する。我々は、自国における需要を削減し、世界的な麻薬系薬物の生産と不法取引から生じる脅威に対抗することに引き続きコミットする。我々は、供給と需要の双方を削減するため、他の国々、国際連合システム及びその他のグループと協力する。我々は、麻薬の生産と不法取引を終結させる地域的なイニシアティブを支持する。我々は、1998年国際連合麻薬特別総会の結論を広範に実施するよう強く促す。我々は、また、以下のため、国際的な協力を強化することにコミットしている。
- 麻薬系薬物の生産の原料物質の不正流用に対処する。
 - 覚醒剤及びその他の合成薬物による新たな脅威の増大に取り組み、今年末までに、薬物専門家によるアドホック会合を開催する。
 - 資産の没収に関する作業を加速させる。
 - 英国が主催する国際会議により、麻薬系薬物をめぐる世界経済について調査する。
46. 資金洗浄を含む金融犯罪は、我々の経済及び社会に深刻な脅威をもたらす。我々は、ここに、国際的な基準に沿って、金融犯罪に効果的に対抗するために必要なすべての国内的及び国際的行動をとることについてのコミットメントを宣言する。
47. 我々は、腐敗と闘うとのコミットメントを改めて確認する。我々は、この観点における政府の透明性の必要性を強調し、OECD贈賄防止条約をすべての署名国が批准し実効的に実施するよう要請する。我々は、他国と共同して、腐敗と闘うための新たな文書について国際連合における交渉の開始のための準備を行う。そして、リヨン・グループに対し、この課題に関する作業を行うよう指示する。我々は、バーミンガムにおける我々の要請への継続的な応答としてオランダが主催する第二回世界会議に期待する。
48. 犯罪の捜査及び起訴の促進は、司法協力の促進を必要とする。我々は、専門家に対し、その方法を見つけるよう指示する。
49. 我々は、犯罪グループが、より脆弱な国の社会、経済及び政治構造を脅かし、また、犯罪に対抗する世界的な枠組の抜け穴としてそれらの国を利用することを防ぐため、そのような国が刑事司法制度を強化するためのキャパシティ・ビルディングの努力を支援しなければならない。
50. 我々は、また、犯罪との闘いにおいて社会的弱者及び若者を守り、犯罪の被害者に特別なケアを提供しなければならない。我々は、関係当局間の効果的な協力及び市民社会と協力して取られる措置の必要性を再確認する。

高齢化

51. 漸進的な高齢化の進展により、我々は、教育、雇用、退職の三段階の人生サイクルという伝統的概念の再考を強いられている。我々の社会の活力が高齢者の積極的な参画にますます依存するにつれ、我々は、IT関連の発展を含め、すべての年齢層の人々が、引き続き社会に完全に融合し、社会に対してどのように関わり貢献するかを決定する自由を享受し、それに満足感を覚えることができるような経済社会状況を促進しなければならない。デンバー・サミットで明確に述べられた「活力ある高齢化」という概念は、この努力における我々の指針であり続ける。
52. 中心的な課題は、年齢に伴う経験及び知識を評価するという文化を推進することである。この目的のため、我々は、一定年退職年限以前の人々が労働市場に残るように、不適切な阻害要因を取り除く一層の努力を行う。
- 雇用における年齢による偏見に対抗する。
 - 情報社会への加速度的な移行に際し、人々が引き続き積極的に活動できるよう、生涯学習を奨励する。
 - 質の高い人生を続けることを可能とする健全な高齢化政策を追求する。
 - 比較可能な長期的な調査を含め、関連する国際比較研究を拡充させるよう努力する。
 - コミュニティ活動及びボランティア活動への高齢者の参画を推進するため、民間部門及び市民社会とともに取り組む。

53. これらの目的を追求するに当たり、我々は、国際的な協力及び政策対話を引き続き重視し、OECDがこの分野における作業を継続することを奨励する。
54. 我々は、11月にイタリアで予定されているG8雇用・社会問題担当大臣会合に期待する。

生命科学

(バイオテクノロジーと食品の安全性)

55. 各国の効果的な食品安全システムの維持及びシステムに対する国民の信頼は、公共政策において決定的に重要である。我々は、食品の安全性に関する問題、食品に伴う潜在的リスク、バイオテクノロジーの発展の加速度的な進行並びに食品及び農産物の国境を越えた移動の増加に関する国民の認識の高まりにシステムが対応し得るようになるための継続的な努力にコミットしている。
56. 科学及びルールに基づいたアプローチへのコミットメントは、引き続きこのような努力の基礎をなす基本原則である。現在国際的なフォーラムにおいて進められている、そのようなアプローチを開発し精緻化するための作業を加速する必要がある。特に、我々は、食品の安全性の分野における基準を策定する主要な機関であるコーデックス食品規格委員会（CAC）の作業を大いに重視し、同委員会のバイオテクノロジー応用食品特別部会に対し、2003年にその任務を完了する前に内容のある中間報告を作成するよう奨励する。我々は、また、入手可能な科学的情報が不完全であったり矛盾したりしている状況において、いかにして食品の安全性についての予防措置が適用されるべきかに関するより幅広い世界的な合意を得るための、CACの一般原則部会による努力を支持する。
57. 健康の保護を促進し、貿易を円滑化し、バイオテクノロジーの健全な発達を確保し、消費者の信頼と国民による受容を育成するために、すべての利害関係者が関与し、先進国及び開発途上国がともに参加する政策対話が強化されなければならない。OECDの食品の安全性に関するアドホック・グループによる報告並びに新食品・飼料安全性に関するタスクフォース及びバイオテ

クロジーの規制的監督の調和に関する作業部会の作業は、このような方向に向けての有益な一歩である。我々は、OECD加盟国の閣僚が合意した一層の作業を歓迎する。我々は、OECDが、市民社会との関わり合いを維持するとともにOECD加盟国以外の国との間で食品の安全性の分野における作業の成果の共有に努めつつ、引き続き分析作業を行い、食品の安全性に関する国際的な政策対話において効果的な役割を果たし続けることに留意し、これに賛同する。OECDが比較優位を有する分野におけるOECDの作業は、他の国際機関、特にFAO（国際連合食糧農業機関）やWHO（世界保健機関）の活動を効果的に補完することとなろう。我々は、また、FAO及びWHOに対し、科学に基づいて行う公の協議のプロセスを促進するために、食品安全規制当局の国際会合を定期的に開催することを奨励する。

58. この対話を遂行するにあたって、我々は、開発途上国のニーズ、機会及び制約に特に注意を払う。我々は、バイオテクノロジーの潜在能力を活用するための開発途上国のキャパシティ・ビルディングに対する支援の強化に努めるとともに、世界的な食糧安全保障、健康、栄養学及び環境に関する課題への取り組みに関するもの並びに開発途上国の個別の条件に適応したものを含む、技術に関する研究開発並びにデータ及び情報の共有を奨励する。
59. 共有された科学的理解に下支えされた、市民社会の代表者を含むすべての利害関係者との開かれた透明性の高い協議及びこれらすべての利害関係者の関与は、信頼性のある食品及び農作物の安全システムの主要な構成要素である。我々は、最近のOECDエンジンバラ会議において提示された独立の国際的なパネルを設立するとの提案に留意する。この会議の成功を踏まえて、我々は、国際機関及び科学関係学術団体を含む関心を有する団体と協議しつつ、バイオテクノロジー並びに食品及び農作物の安全性のその他の側面に関するコンセンサスを形成する世界的なプロセスに入手可能な最高の科学的知識を統合する方法を探索する。

(ヒトゲノム)

60. 生命科学の前進は、我々の生活の質を継続的に改善する。医療において新境地を開くことは、人類の利益にとって前例のない機会を示すものであり、生命倫理の原則を考慮に入れつつ達成されなければならないものである。
61. ヒトゲノムのほぼ完全な解析がなされたことは、それ自体が極めて重大な発見であり、このような発達の更なる劇的なかつ歓迎すべき一歩をなすものである。
62. 我々は、この解析は全人類にとって決定的に重要であると考えており、人間のDNA配列そのものに関するすべての基礎的な生データの迅速な公開が更に行われるよう要請する。我々は、また、ゲノム配列解析に続く研究を多数国間の協力に基づいて追求することの重要性を強調する。
63. 我々は、遺伝子に基づく発明について、可能な限り共通の慣行及び政策に基づいた、均衡のとれた衡平な知的所有権保護が必要であることを認識する。我々は、バイオテクノロジー関連発明についての特許政策の幅広い調和を達成するための、関連する国際的なフォーラムにおける更なる努力を奨励する。

環境

64. 我々は皆、汚染されていない健全な環境を子孫のために保全するために努力しなければならない。我々は、大津におけるG8環境大臣会合の結果を歓迎する。我々は、また、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の採択を歓迎し、関係国がその早期発効のために努力することを奨励する。
65. 我々は、我々のすべてのパートナーとともに、2002年の「リオ+10」に向けて未来志向の議題を準備するように努力する。我々は、京都議定書の早期発効を目指して、すべての主要な未解決の問題をできる限り速やかに解決するため、我々の間で、そして開発途上国と、緊密に協力することに強くコミットしている。そのような目的に向けて、強力な国内的措置及び補完的な柔軟性のメカニズムの実施を通じて京都議定書の目標を達成するために、我々は、気候変動枠組条約第6回締約国会合（COP6）が

成功を取めるようにする決意である。

66. 好ましい国内環境に裏打ちされた形で持続可能なエネルギーの開発及び利用に対する投資を奨励し促進するために、我々の間で協力し、そして既存の機関との間で協力することは、気候変動及び大気汚染の問題を緩和するのに役立つ。この目的のために、特に再生可能なエネルギー資源の利用が増加することによって、生活の質が、特に開発途上国において、改善する。したがって、我々は、すべての利害関係者に対し、開発途上国における再生可能なエネルギーの供給及び配分の水準を向上させる上での障壁及びその解決策を明らかにするよう求める。我々は、利害関係者に対し、今回のサミットにおける検討に向けて、開発途上国における再生可能なエネルギーの利用をより奨励するための健全な方法について具体的な勧告を準備するための作業部会に参加することを呼びかける。
67. 我々は、持続可能な森林経営に関する我々の外務大臣の結論を全面的に支持する。これに関連して、我々は、先住民の地域社会が持続可能な森林経営を実施することを支援するプロジェクトを特に重視する。我々は、輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する。
68. 輸出信用政策は、環境面において極めて大きな影響を及ぼしうる。我々は、2001年までの完了が予定されるOECDの作業計画が採択されたことを歓迎する。我々は、関連する国際開発金融機関（MDBs）の経験に基づいて、輸出信用機関のための共通の環境上の指針を2001年のG8サミットまでに作成するとのコミットメントを再確認する。我々は、ケルンのマンデートを履行するために、我々の作業を再活性化し強化するために協力する。
69. 国際的な海上の安全の強化は、世界的な遺産である海洋環境の保護にとって極めて重要である。我々は、海上の安全を向上させるために共同で国際海事機関（IMO）と協力する。我々は、特に、危険な貨物や汚染源となる貨物を運搬する船舶について、安全基準を強化するとともに、旗国による

国際基準の適用について、その実施や執行の状況を検証するためのIMOによる努力を支持する。我々は、また、沿岸国による、適当な場合にはIMOにおいて採択された航路指定措置や通報措置の利用を通じた、航行の安全及び海洋環境の保護を強化するための努力を支持する。我々は、これらの目標の早期達成を奨励する。

70. 我々は、海洋汚染に関する現行の制度、特に1992年の油污染損害の民事責任条約及び1992年の油污染損害補償国際基金設立条約について、より良い補償のあり方などに関して、現実的な改革を追求するIMOの努力を歓迎する。

原子力の安全

71. 我々は、世界のどこであれ原子力の利用において安全第一の政策をとること及び高い安全基準を達成することに関して、1996年のモスクワでのサミットにおいて表明したコミットメントを新たにする。我々は、高い水準の原子力の安全の促進において協力を継続することに合意した。我々は、原子力安全基金贈与取極の完全かつ時宜を得た実施を引き続き極めて重視する。

21世紀の一層の世界の安定に向けて 紛争予防

72. 国際社会は、武力紛争を予防し解決するために迅速かつ効果的に行動しなければならない。多くの人が死傷し、多くの国の経済が打撃を受け、環境にも大きな損害もたらされてきた。ますます相互依存的となっている世界において、このような悪影響は、急速に拡大する。したがって、地球社会全体において「予防の文化」が推進されなければならない。国際社会のすべての構成員は、国際連合憲章に従って平和的手段により紛争を解決するよう推進することに努めなければならない。
73. 我々は、我々の外務大臣による1999年12月のベルリンにおける特別会合以降の紛争予防に関する作業及び2000年7月の宮崎における外相会合の総括の重要性を強調する。我々は、特に経済開発と紛争予防、紛争下の児童及び国際文民警察に関し、これらの作業及び総括の実施に努めることをコミットする。我々は、ダイヤモンドの不正取引

の収益が、特にアフリカにおける武力紛争と人道的危機の悪化に寄与していることに対し特に懸念を表明する。したがって、我々は、ダイヤモンド原石の証明に関する国際的合意の検討も含め、ダイヤモンドの不正取引と武力紛争との関連を断つための現実的アプローチを検討する国際会議の開催を呼び掛ける。この会議は、国際連合安全保障理事会決議第1306号及びとりわけ南アフリカ政府により開始されたキンバリー・プロセスに基づくものであり、その結果は国際連合に提出される。銃器議定書に関するできるだけ早期の合意を含め、来年の「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国際連合会議」の成功を確保するためには強い支持が必要である。我々は、国際社会に対し、通常兵器の輸出に関し自制を行うよう要請し、この目標に向けて共同して取り組むことにコミットする。我々は、我々の外務大臣に対し、紛争予防のための一層の効果的な措置を検討するよう要請する。

軍縮、不拡散及び軍備管理

74. 我々は、2000年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の成功を歓迎する。我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効並びに核兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉の即時開始及び5年以内の終結を含め、この会議において得られた結論を実施する決意である。我々は、NPTの普遍的な堅持及び遵守を促進することに引き続きコミットしている。
75. 我々は、対弾道ミサイル・システム制限(ABM)条約を、戦略的安定性の礎石として、また戦略攻撃兵器の更なる削減の基礎として、その規定に従って維持し強化する中で、第二次戦略兵器削減条約(START II)の早期発効及び完全な実施並びに第三次戦略兵器削減条約(START III)のできるだけ早期の締結が実現することを期待する。我々は、ロシアによるCTBT及びSTART IIの批准を歓迎する。
76. 防衛目的のためにはもはや必要でなくなった兵器級プルトニウムの透明、安全、确实、環境上適切かつ不可逆的な処分及び管理は引き続き極めて重要である。追加的

な兵器級プルトニウムについての不分離に関する意図表明により強化された、プルトニウム処分に関する米国とロシアとの間の合意は、画期的な出来事である。G8諸国間での協力は重要な成果を生みだしてきており、次なる措置はこの協力関係及び関連する国際的プロジェクトに立脚するべきである。

77. 次のサミットに向けての我々の目標は、詳細なプロジェクト計画に基づいたプルトニウムの管理及び処分のための国際的な資金調達計画を構築すること並びにこの協力関係を調整するための多数国間の枠組みを構築することである。我々は、できるだけ広範な国際的支持を得るために他の関心国にこの協力関係を拡大し、公的資金拠出及び民間資金拠出の双方の可能性を検討する。
78. 我々は、大量破壊兵器及びその運搬システムの拡散を防止するための世界的な体制の強化を歓迎する。我々は、また、ミサイルの拡散を抑制するために更なる多数国間の措置を検討し推進する必要があることを認識する。この関連で、我々は、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）の重要な作業を強く支持し、「グローバル監視システム」の提案を検討する。我々は、ロシアの化学兵器廃棄計画に対する国際的な貢献を増大させるために取り組む。我々は、生物兵器禁止条約を強化する検証議定書に関する交渉を2001年のできるだけ早い時期に終結させるため、他の諸国と共同して取り組むことにコミットしている。

テロリズム

79. 我々は、動機のいかんを問わずあらゆる

形態のテロリズムに対する非難を新たにする。我々は、これらと闘う決意を有する。我々は、特にテロ対策に関する情報交換の分野における国際的協力を急いで強化すること、テロ活動への資金供与に関する対策を改善すること及びテロリストを裁判にかけるために協力することを呼び掛ける。我々は、テロリズムのための資金の供与の防止に関する条約の採択を歓迎する。我々は、すべての国に対し、テロ対策における国際的協力の強化に向けたテロ対策に関する12の国際条約の締約国となるよう呼び掛ける。

80. 我々は、ハイジャック及び人質を取る行為を含むテロ活動の増加を深く懸念している。我々は、多くの地域においてテロ活動のパターンが継続していることに対する重大な懸念を表明する。我々は、引き続き、この問題を二国間の接触において取り上げ、進展を注意深く監視し、我々間の緊密な協力を維持する。
81. この点に関し、アフガニスタンのタリバーンの支配下にある領域を拠点とするテロの脅威に対する国際的な懸念を強調し、我々は、国際連合安全保障理事会決議第1267号の完全な実施を呼び掛ける。

次回サミット

82. 我々は、ジェノバにおいて来年に会合するとのイタリアの首相の招聘を受諾した。それまでの間の意思疎通を増進するために、我々は、我々の間で電子メールのネットワークを設けることに合意した。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-21 ジェノバ・サミット
 国際金融システムの強化と国際開発金融機関
 (G7財務大臣から首脳への報告)

2001 (平成13) 年7月7日 ローマ

Strengthening the International Financial System and the Multilateral Development Banks

Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government

Roma, 7 July 2001

Table of Contents

	paragraph
A. Introduction	1-10
B. Private Sector Involvement in Crisis Prevention and Resolution	11-14
C. Surveillance and Implementation of Standards and Codes	15-22
D. Opening Access to Capital Markets	23-31
E. The Multilateral Development Banks (MDBs)	32-44

Strengthening the International Financial System and the Multilateral Development Banks
 (Report of G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government)

A. Introduction

1. The international financial system is central to the functioning of the global economy. It provides a framework that facilitates the exchange of goods, services and capital, and that sustains sound economic growth. A central objective for us, the Finance Ministers of G7 countries, is to foster the continuing development of the conditions necessary for financial and economic stability, which in turn are essential if the benefits of global economic integration are to be sustainable and broadly shared.
2. The financial crises in emerging market countries over the past decade have underscored both the costs of financial instability and the speed with which problems in one country can spread to others. Finding ways to limit the occurrence of financial crises, and the severity of those that do occur, has been central to our work agenda in recent years.
3. We identified, at the time of the Cologne Summit, in June 1999, a number of proposals aimed at promoting stability of the international financial system and improving its capacity to withstand the challenges of future crises, including reforming the Bretton Woods institutions, and adopting the appropriate policies to reduce systemic risks.
4. Last year in Fukuoka, we reviewed the major steps taken to further the principles and recommendations outlined in Cologne, in particular efforts by many developing countries to promote financial stability, including the adoption of appropriate foreign exchange regimes and of internationally agreed standards and codes, and the strengthening of domestic financial sectors. We also discussed improvements of the governance and efficacy of activities of the International Financial Institutions (IFIs) including the progress by the International Monetary Fund (IMF) in the assessment of standards and

codes, the involvement of the private sector in the prevention and resolution of financial crises, and the enhancement of transparency and accountability in all areas of IFIs operation.

5. In Fukuoka we agreed to continue our efforts to strengthen the international financial architecture by focusing on the reform of the IMF and of the Multilateral Development Banks (MDBs), on responses to the challenges posed by Highly Leveraged Institutions (HLIs), Offshore Financial Centers (OFCs) and cross-border capital movements, and on regional cooperation.
6. Since last year, substantial progress has been achieved in a number of key areas:
 - a) A major review of IMF lending facilities has been completed, to enable a more efficient use of resources and to enhance the catalytic role of official financing. The reform of the IMF contingent credit line facility is aimed in particular at strengthening the Fund's role in crisis prevention.
 - b) The IMF has undertaken important initiatives to strengthen financial sector surveillance. We welcome, in particular, the recent establishment of the International Capital Markets Department, and of the Capital Markets Consultative Group to develop a constructive dialogue with the private sector.
 - c) The IMF has resolved to put crisis prevention at the heart of its activities, and to intensify its efforts in developing vulnerability indicators and an early warning system. We also appreciate the ongoing work to prioritize and focus conditionality and enhance countries' ownership.
 - d) The Fund and the World Bank (WB) have considerably intensified their efforts to increase collaboration in the financial sector. In particular, we stress the importance of the joint IMF and WB efforts to assess the strength of the financial sector through the Financial Sector Assessment Program (FSAP) and welcome the increased use of FSAP and ROSC (Report on the Observance of Standards and Codes) as essential instruments to identify countries' vulnerabilities.
 - e) The Fund and the Bank have also started collaborating in the poorest countries to fight poverty and make progress towards the international development goals.
 - f) We welcome the progress that has been made at the IMF in making operational a framework for private sector involvement, with a view to reinforce market discipline and provide orderly adjustment.
 - g) Significant measures to enhance the transparency and accountability of the Bretton Woods institutions have been put in place. In particular, an independent Evaluation Office (EVO) has been established at the IMF, and will help the Fund to increase the effectiveness of its work and enhance accountability. We look forward to its future work. We also note the need for further discussion on quotas at the IMF Executive Board.
7. Against this background, we reaffirm our commitment to step up our efforts to reduce volatility and improve the functioning of the international financial system. In this respect, we will continue to foster international consensus and action on: strengthening transparency in both the public and private sector; improving prudential regulation and

supervision and fighting against abuses of the international financial system; implementing the strategy laid down last year by the International Monetary and Financial Committee (IMFC) for preventing and managing financial crises, including through private sector involvement.

8. Strong and effective crisis prevention and resolution remains a top priority in our agenda and substantial work remains to be done to further strengthen the international financial system. In this respect, this report focuses on private sector involvement, on the implementation of internationally agreed standards and codes, and on the process of opening access to international capital markets.
9. The report also addresses the reform of the MDBs to make their activities more selective and focused on poverty eradication, an issue which was raised last year in Fukuoka.
10. We will work in cooperation with the other members of the international community to ensure the implementation of these measures.

B. Private Sector Involvement in Crisis Prevention and Resolution

11. Private sector involvement in the prevention and resolution of financial crises is an integral part of our efforts to strengthen the international financial architecture. While the IMF has an essential role to play, official resources are limited in relation to private financial flows. The engagement of private investors is thus essential for the resolution of payments imbalances in crises and for the restoration of medium-term sustainability. To strengthen market discipline and promote a stable flow of finance to emerging markets, the official sector needs to avoid creating expectations that private creditors and investors will be protected from losses. At the same time we reaffirm that our aim in crisis management is not to encourage default, but rather to promote agreement between debtors and creditors on cooperative, voluntary steps to help the debtor overcome its payments difficulties.
12. We welcome the progress that has been made recently to involve the private sector in the resolution of financial crises and underscore the need for further progress. We agree on the need for further efforts to implement a range of measures, in particular:
 - * we stress the importance of information sharing and enhancing the dialogue between countries and their private creditors, both during normal periods and when addressing emerging pressures in the external account. We encourage countries to establish mechanisms to support a dialogue with creditors and call on the Fund to support this process;
 - * we also agree on the importance of collective action clauses to facilitate orderly crisis resolution. The IFIs should encourage the use of such clauses through their operations.
13. We welcome the agreement by the IMF to take forward further work on the framework for private sector involvement with a view to achieving greater clarity, taking into account the need for operational flexibility. In particular, further efforts are needed to:

- * review the requirements and procedures used to determine access to IMF financing, including clarifying and strengthening them as necessary in order to reinforce the exceptional character of large official rescue packages. Exceptional financing, through any IMF facility, requires extensive justification. For instance, there should be evidence that the country has experienced a sudden, disruptive loss of confidence; that an early correction of difficulties is expected; and that there is a risk of contagion that could pose a wider threat to the stability of the international financial system. It should also take into account efforts by the debtor country to secure participation by private investors.
- * enhance the analytical basis for the Fund's assessment of a country's financial position. Programmes should include thorough analysis of the country's medium-term debt and balance of payments profile, and prospects for regaining market access. To this end, the Fund should also provide detailed information and programme assumptions about sources of private financing and reinforce the monitoring and assessment, as appropriate of private flows during programme implementation;
- * review the experience with the Fund's policy for lending into arrears;
- * strengthen the relationship and increase coordination between the IMF and the Paris Club in the process of assessing the level and scope of participation of private creditors in debt restructuring cases, especially concerning comparability of treatment; and
- * ensure that all programmes are subject to transparent ex-post monitoring and evaluation, with a view to assess the involvement of the private sector against the assumptions made in the programme.

14. We will review progress on this issue early next year.

C. Surveillance and Implementation of Standards and Codes

15. We reaffirm our commitment to promote the implementation and surveillance of internationally agreed codes and standards, in particular the 12 key standards identified by the Financial Stability Forum (FSF). Their implementation is in the economic interest of all countries, and ownership is an important element in this process. We welcome the contributions of the many different actors, including the IMF, the WB and the FSF, in making it possible for countries to implement codes and standards and in assessing their compliance. These efforts should be continued and coordination among the relevant institutions (IFIs and standard-setting bodies) strengthened to ensure that all inputs are effectively integrated.
16. We underscore the importance of continuing to identify market and official incentives to encourage compliance with international codes and standards as well as the need to continue raising market awareness of the significance of codes and standards and their relevance to private sector pricing and allocation decisions. In this respect, we welcome the ongoing work of the FSF working group on incentives and call on the IMF to continue analyzing the benefits associated with implementing codes and standards.
17. Technical assistance and support is crucial to ensure that no country is left behind in the global effort to raise standards. We welcome the important contribution of the IMF, the WB and national authorities toward addressing resource constraints to implementing standards by providing advice and assistance. The IFIs should catalogue and assess these

technical assistance resources and demands to ensure that support is channeled effectively. We agree to make every effort, working together with the IFIs, the FSF and the international regulatory and supervisory bodies, to consider ways to supplement the amount of human, technical and financial resources available to assist countries to implement codes and standards. In this respect, we welcome the commitments that have been made so far. We also welcome the work of the G20 in promoting dialogue on the importance of codes and standards, the appropriate pace of implementation, as well as technical assistance.

18. Significant progress has been made in producing assessments of countries' observance of international codes and standards. IMF-led ROSCs and the joint IMF-WB FSAPs should continue to be the principal and permanent tools for providing independent, authoritative and consistent assessments of individual countries' compliance with codes and standards. We welcome the fact that 133 ROSC modules have now been prepared for 47 countries and that around 52 countries have now completed or committed to undertake an FSAP. Given the importance of enhanced disclosure and transparency in international surveillance, we are encouraged by the fact that 93 ROSC modules have now been published and urge all countries that complete ROSC modules to consider publishing them.
19. We look forward to further participation in ROSC and FSAP initiatives by a range of industrial and developing countries, including G7 countries. In this respect we welcome the commitments made by the Finance Ministers and Central Bank Governors of the G20 to undertake the completion of ROSCs and FSAPs and to promote wider public articulation of commitments to adopt key standards and action plans for compliance.
20. Authoritative information on observance of codes and standards should be fully integrated into enhanced IMF surveillance under Article IV, increasing its effectiveness as a tool for crisis prevention. This is a critical step, and the IMF should work expeditiously to implement it. The work being taken forward in the Fund on the modalities for using codes and standards information to guide and inform surveillance is an important step in this direction and we encourage its early completion.
21. Work to assess compliance with, and to implement, codes and standards needs to take full account of each country's unique development and reform priorities and institutional characteristics. We agree that countries and the Fund should continue to work, together with standard-setters as appropriate, to set priorities and establish action plans for compliance, within the framework of individual economic reform programs. The existing process for assessing compliance, which allows for progressive implementation of key codes and standards according to country-specific economic circumstances, provides an appropriate mechanism for facilitating prioritization.
22. Since combating money laundering is central to protecting the stability and integrity of the international financial system, we welcome the decision of the IMF and WB to recognize the Financial Action Task Force (FATF) 40 Recommendations as the appropriate international standard for anti money laundering and call on the IFIs, working

in collaboration with the FATF, to incorporate the relevant FATF 40 Recommendations into a ROSC module on money laundering as soon as possible.

D. Opening access to capital markets

23. In the Report on Strengthening the International Financial Architecture submitted to the Cologne Summit in 1999, we encouraged the IMF to continue its work on the appropriate pace and sequencing of capital account liberalization. In Fukuoka we re-stated the importance of well-sequenced capital account liberalization, and the need for countries to adopt appropriate macroeconomic, structural and domestic prudential and financial policies. This year, in our report to the Genova Summit, we propose concrete measures to progress in this direction.
24. Mobilizing capital, both domestic and international, is essential for growth. Foreign direct investment (FDI) and productive use of equity flows and borrowed resources are hallmarks of countries that have successfully integrated into the world economy. Capital account liberalization offers the prospect of considerable benefits to emerging market economies, but also poses policy challenges. Countries that wish to pursue the opportunities offered by international capital markets should be encouraged to do so, and should also upgrade their capacity to manage the risks associated with a more open capital account, including the potential volatility of short-term capital flows.
25. Capital account liberalization is an important component of the broader process of financial liberalization. In this context, capital account liberalization should be undertaken as part of an integrated strategy comprising a stable macroeconomic environment (including a sustainable exchange rate policy), a strong prudential framework in the financial sector (including the adoption of relevant standards and codes), appropriate monitoring of statistical data, sound risk and liquidity management practices both in the public and private sectors, and complementary structural (including social sector) reforms, to ensure that liberalization does not create new areas of vulnerability.
26. Opening access to capital market is a complex process that cannot be addressed by a standardized, one-size-fits-all approach. The goal of the international community should be to help countries adopt the appropriate policies towards gaining sustained access to global capital markets, while the final responsibility for adopting those policies rests with individual countries.
27. We call on the Bretton Woods institutions to provide support and expertise to countries seeking access to international capital markets. In order to address effectively these issues, the IFIs may rely on a broad range of tools, including:
- a) Policy advice. We welcome the IMF's efforts to provide policy advice on financial sector and capital market issues through the Article IV surveillance process. We encourage the Fund to continue these efforts. We also stress the importance of building on past experience: the country studies that are being undertaken by the G20 should provide important information for countries that are in the process of developing their own strategy towards capital account liberalization. We welcome the recent

establishment of the International Capital Markets Department within the IMF. It should enable the Fund to play a leading role in assisting member countries to adopt policies that help them gain or expand access to international capital markets, in close collaboration with the WB and regional development banks.

- b) Technical assistance. We encourage the IFIs to further co-ordinate and extend technical assistance on liberalization-related topics, including deepening and broadening domestic financial markets, managing public assets and liabilities, and building capacity to manage the risks associated with capital flows. In this respect, the ROSC and FSAP could provide a useful platform for identifying potential problems, prioritizing and organizing technical assistance and coordinating with other donors.
- c) Financial assistance. The WB should strengthen its assistance to countries committed to reform their domestic financial system, including through a Financial Sector Adjustment Loan (FSAL). The IMF should stand ready to support programs which include financial sector reforms relevant to the objectives of the Fund, and which can lay the foundations for successful capital account liberalization.

28. We emphasize the contribution of FDI to economic growth and recognize that it is intrinsically more stable than portfolio and lending flows. We agree that the lack of a proper investment environment, due in particular to weak governance as well as to political and economic uncertainty, is one of the deterrents to foreign capital accumulation and needs to be addressed. The sequencing of reform and liberalization should thus give priority to creating a transparent and solid framework for attracting FDI and harnessing its developmental advantages. In this respect, the credibility of host countries' commitment to liberalization could greatly benefit from the development and implementation of policies promoting non-discriminatory practices, transparency and investor protection. At the multilateral level, a stable and non-discriminatory investment regime could be brought about and maintained through the establishment of a high-standards framework of investment rules. To this end we encourage further work in relevant international institutions, on ways to enhance the predictability and stability of investment regimes in support of liberalization and sustainable development.

29. Competitive and healthy financial markets are essential to build confidence and induce long-term investment. In this respect, financial services liberalization relying on sound prudential regulation is of prime importance in strengthening financial sector efficiency and soundness. We recognize the value of binding commitment to financial services liberalization within the multilateral framework of the GATS. We encourage WTO members to move ahead with progressive financial services liberalization in future negotiations.

30. Concerns for excessive capital flow volatility experienced in the 1990s have revived public interest in restrictions of international capital flows, e.g. in the form of a Tobin tax on international currency transactions. Support for such types of transaction tax generally rests on the belief that it can promote greater financial stability. Several difficulties prevent such a proposal from being a workable tool:

- a) By tightening market liquidity, the tax may actually increase, rather than reduce,

volatility.

- b) Even a high level of taxation is unlikely to constitute a credible deterrent to sudden capital outflows in the face of expectations of large devaluations.
 - c) It is impossible to differentiate between speculative capital movements and other flows, including short-term trade financing. Hence, the Tobin tax would entail significant distortions in international capital flows, leading to lower rates of capital formation and growth.
 - d) Since it is prone to avoidance and is unlikely to be globally enforced, the Tobin tax could cause capital flows to be directed to less regulated institutions and jurisdictions, thus adding to the instability in the international financial system.
31. The pursuit of further trade liberalization in the context of a broad-based new WTO round of trade negotiations can also contribute to strengthen markets and improve growth prospects, particularly in the developing world. Protectionist and trade-distorting policies must be resisted as they would only accentuate economic and financial uncertainties. We welcome the opportunity of the meeting in Qatar next November to launch a new WTO round, and we emphasize the importance of multilateral trade liberalization for sustainable development of the world economy.

E. The Multilateral Development Banks (MDBs) *1

32. The Multilateral Development Banks are an essential component of the development architecture and have an important role to play in ensuring that the benefits of increasing global prosperity are shared by all countries. In our report for the Okinawa Summit (Fukuoka Report, July 2000), we underscored the importance of strengthening the Multilateral Development Banks to best adapt them to the new challenges. We are committed to moving ahead with this agenda. We stressed that “accelerating poverty reduction in developing countries must be the core role of the Multilateral Development Banks (MDBs). An increased focus on poverty reduction should underpin all aspects of the MDBs’ work, including in programs of policy reform, investment projects and capacity building”. We also underscored that “economic growth is the primary determinant of a country’s ability to raise incomes and reduce poverty and inequality”.
33. The MDBs must continue to play a crucial role in combating poverty and supporting equitable and sustainable economic development. Their operations should concentrate on core social and human investment (in particular health and education), enhancing productivity growth and raising income per capita. It is therefore paramount to ensure that the MDBs are fully equipped to effectively fulfill their institutional mandate in a continuously changing international environment. Hence, we have a strong interest in further strengthening MDBs’ development impact and their capacity to effectively meet new challenges. Selectivity, accountability and a focus on results are key principles. Important progress has been made by the MDBs over the last few years in sharpening their focus on poverty reduction, improving their effectiveness in supporting development and achieving results, and making their internal governance more accountable and transparent. Work is underway in all these areas at each MDB. We are committed to work with these institutions and the other shareholders to build on these efforts.

34. In order to maximize their development impact, it is crucial that the MDBs concentrate on the basic development priorities that they can best achieve, and work collaboratively among themselves and with other donors to ensure a development framework that is consistent and efficient. This is essential to avoid waste or dilute the impact of scarce development funds. A more selective approach needs to be adopted by the MDBs on the basis of their respective comparative advantages and by better developing synergies and complementarities. They have recently taken important steps in this direction, especially at the country level, in the context of the Comprehensive Development Framework (CDF) and in the context of country-owned development strategies, such as Poverty Reduction Strategy Papers (PRSPs). More could be achieved at the institutional level through an ex ante sharing of tasks in specific areas.
35. We reaffirm that the MDB reform should focus on the following management and operational areas: coordination, internal governance, good governance in borrower countries, pricing issues, global public goods and financial sector reform. The recommendations of this Report are addressed to all the MDBs. At the same time, we recognise that differences in mandate, role and progress already achieved in the different institutions imply that the priorities for reform may differ^{*2}. However, the adoption of best practice everywhere should be the rule.
36. MDB Management has been kept informed of the contents of this report and kept abreast of its development through an open and frank dialogue. We have also held informal consultations with the other MDB shareholders and NGOs/civil society in order to explain the objectives and the contents of the reform effort.
37. Coordination – Improving coordination among MDBs, at the country and institutional level, is essential in order to achieve a more selective approach to development issues, while promoting greater complementarity and avoiding undue overlapping or duplication of efforts. Positive developments at the country level through the establishment of PRSP and CDF processes increase the momentum for pursuing further progress. In this regard we ask the MDBs to:
- strengthen the links between their Country Strategies and country-owned poverty reduction and development strategies under CDF principles to ensure a consistent development framework;
 - ensure greater coordination and consistency in substance and timing among their Country Strategies for the same country.
 - report to their own Boards by Spring 2002 on the progress towards the alignment of country strategies, indicating when a full alignment will be achieved.

Memoranda of Understanding between the World Bank and the Regional Development Banks (RDBs) are a crucial tool to improve collaboration and efficiency at the institutional level. To this end it is paramount to:

- further strengthen such agreements by identifying the relevant comparative advantages and the Institutions that will coordinate or take the lead in specific areas or

sectors;

- conduct periodic independent reviews of the effectiveness in the implementation of the Memoranda of Understanding. The goal would be to continuously identify areas for further improvement, particularly on issues of selectivity and comparative advantages, justify any overlap, and regularly update such Memoranda.

Closer coordination can also be achieved by pursuing harmonization, wherever possible, at the highest appropriate standards, of the key operational policies and procedures, fiduciary and environmental safeguards, financial management and procurement rules among the MDBs. It is therefore vital, as stated by the Development Committee in April 2001, to prioritise and accelerate the harmonization process.

- A progress report on harmonization of procurement and financial management will be prepared by the World Bank, in consultation with the other MDBs, for the Development Committee in Fall 2001. We propose that the MDBs build on this by agreeing on an Action Plan indicating the steps needed to pursue the objective of harmonization. This Action Plan could be a part of the MDBs' contribution to the ongoing OECD/DAC process of harmonization.

38. Internal governance – Enhancing internal governance, accountability and transparency is crucial to enable the MDBs to strengthen their role in the fight against poverty and retain institutional credibility. Over the last few years, significant progress towards greater transparency and openness has been made. However, there is still scope for further improvement. To this end, we call upon the MDBs to:

- strengthen project design and evaluation, to attain clear development goals and objectives and measurement of development effectiveness and results; ensure that all Evaluation Departments also report directly to the Board. The MDBs should consider the preparation of periodic reports on development/transition effectiveness to be submitted to Governors;
- establish or improve existing mechanisms, fully independent from staff responsible for project preparation, to ensure compliance of project proposals with policies and procedures prior to submission to the Board. We look forward to an assessment of the measures taken so far and further proposals being presented by the World Bank and by the RDBs by Spring 2002;
- strengthen or establish inspection mechanisms reporting directly to the Board;
- adopt a more open policy on information disclosure by making draft and final key policy and strategy documents available to the public;
- as a matter of operational urgency, establishing a more transparent budget process by better linking institutional priorities, as agreed upon by shareholders, to the resources allocated in the budget;
- reviewing their internal organisation and take concrete steps to improve their operational effectiveness. In particular, we encourage the World Bank to continue evaluating its internal organisational structure in order to address critical aspects. We look forward to the results of the reorganisation efforts being conducted by the African

Development Bank and the Asian Development Bank.

39. Good governance – Good governance is a broad concept, which entails several crucial areas, such as legal and regulatory framework, judicial systems, etc. Over the last few years, the MDBs have put good governance on the top of their agenda and have committed themselves to mainstream it in all their activities. Although the specific nature of governance issues may vary from country to country, strengthening public sector management, accountability and anti-corruption measures should be priorities in all countries. Strengthening public expenditure and budget management, and improving promotion and enforcement of safeguard and fiduciary policies in recipient countries should be the MDBs' principal goals. Adjustment and programmatic lending approaches particularly require sound, acceptable and reliable public expenditure management. We agreed that the MDBs should:

- include in every Country Strategy a review of the country's governance (issues, progress made, reforms underway, commitment to reform and poverty reduction, etc.) with particular focus on public sector management, accountability and anti-corruption measures;
- produce an Action Plan, by Spring 2002, identifying capacity-building needs in the area of public sector management in borrowing countries and assessing their in-house capacity in this field and possible actions to upgrade it, while taking into account the work of other development institutions;
- strengthen analytical and diagnostic work on fiduciary and safeguard policies, developing common methodologies and carry out joint assessments where possible.

40. Lending Instruments and Pricing review – The need for the MDBs to focus on operations targeted at poverty reduction, to be selective in countries with access to private capital, and to enhance the development impact of the resources available, calls for a thorough review of the MDBs' lending instruments and pricing policies. The MDBs are invited to assess whether there is scope for rationalising and streamlining existing instruments within and across the MDBs, especially in the area of adjustment lending and guarantees, to achieve greater coherence and consistency, and to avoid price competition. Pricing reviews – to be undertaken by all the MDBs – should take into account the feasibility, and related financial implications and implementation issues, of price differentiation by instrument, the development impact, and stage of borrower development. They should also take into account the issue of conditionalities across the MDBs. Ongoing work on a comprehensive and new approach to Middle Income Countries (MICs) needs to address the pricing issue, with a view to enhancing the development impact of MDB lending.

We note the current discussions at the Asian Development Bank on the introduction of more favourable terms on Ordinary Capital Resources (OCR) loans targeted to poverty. We also note the ongoing review exercise on IDA pricing, including the increased use of grants within IDA-13, and encourage the World Bank to carefully explore the related financial implications and practical implementation issues.

- The comprehensive review of lending instruments and pricing – to be carried out in

the aforesaid terms, and covering all the MDBs – should be completed by the 2002 Spring Meetings of the World Bank.

- As part of this process we note that the World Bank has started working on a comprehensive pricing and instruments review, on which it will report to the Board by the end of 2001. We encourage the early completion of this exercise so that relevant decisions can be taken before the next Spring Meetings.

41. Provision of Global Public Goods (GPGs) –Some development issues both benefit and require the participation of the entire global community. GPGs have a strong impact on development and poverty reduction. In becoming more involved in the provision of GPGs, the MDBs' main priorities should be fighting infectious diseases, promoting environmental improvement, facilitating trade and supporting financial stability. Each MDB should:

- define more explicitly its role in the provision of these GPGs on the basis of its comparative advantages and effective capacity. Each MDB's activity in these fields should be grounded in its core business and country work. The MDBs should work in close collaboration with other UN Agencies, bilateral donors and civil societies, exploiting synergies and effective partnerships. The World Bank should generally play a more active and a coordinating role – vis-à-vis the RDBs – given its global mandate.
 - show how its engagement in the provision of these GPGs is reflected in its budget allocation and identify the most appropriate modalities for GPG financing.
- We ask the World Bank in collaboration with the RDBs to prepare a report on these issues by the end of 2001.

42. Financial sector reform – Strong, transparent and well functioning financial sectors are an essential condition for development. The MDBs have an important role to play in helping borrowing countries strengthen their financial sector consistently with their in-house expertise and comparative advantages in this field. The World Bank, where appropriate, should continue developing an active role operating in closest partnership with the RDBs. We welcome efforts to enhance the collaboration between the IMF and the World Bank in supporting financial sector reform in developing countries. In particular, we call on the MDBs to:

- ensure that by the end of 2002 all Country Strategies incorporate financial sector issues;
- play a more proactive role in assisting borrowers, especially low-income countries, in developing institutional capacity and appropriate strategies to meet international codes and standards, including FATF anti-money laundering standards. A joint MDB report, including an Action Plan, on their role in supporting implementation of codes and standards, should be prepared by the end of 2001;
- increase their due diligence relating to transactions and dealings with entities located in Non Cooperative Countries and Territories.

43. Our meeting with the MDBs' Presidents is a tangible expression of our commitment to work with MDB Management and other shareholders to continue strengthening the development effectiveness of these important institutions on the basis of these recommendations. We welcome the proposal made by the MDBs' Presidents that a senior

MDB liaison group will monitor progress on these issues and regularly report to the respective Heads and Executive Boards.

44. We will review the progress made for the 2002 Summit in Canada.

*1 MDBs are taken to cover the World Bank Group and the following Regional Development Banks (RDBs): the Inter-American Development Bank, the Asian Development Bank, the African Development Bank, the European Bank for Reconstruction and Development. The conclusions of this report are also relevant for many of the Sub-Regional Development Banks.

*2 This is specially true for the European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), in light of its special focus on the private sector and its transition mandate.

(出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-22 ジェノバ・サミット

「国際金融システムの強化と国際開発金融機関」に関する財務大臣報告書の概要

2001（平成13）年7月7日 ローマ

- 国際金融システムの強化に向けて、この報告書では、民間セクターの関与、国際基準の実施、資本市場へのアクセスの開放、及び国際開発金融機関の改革を取り上げる。
- このほか、IMFの融資条件やクォータの見直し等の進展が必要。

民間セクターの関与

- 危機の予防と解決のための民間セクターの関与は、国際金融システム強化に不可欠。
- 公的資金は限られており、民間資金の役割が重要。
- IMFにおいて、民間セクターの関与の枠組みを運用面での柔軟性の必要性に留意しながら明確化していくという合意を歓迎。

国際基準の監視と実施

- 国際基準の実施が、すべての国の経済的利益になることに留意し、その促進と遵守状況の評価を約束。

資本市場へのアクセスの開放

- 資本勘定の自由化には安定的なマクロ経済政策や強固な金融セクター、これらを補完する構造改革が必要。全ての国に適用できる唯一のルールはない。
- 国際金融機関は、国際資本市場への参加を求める国を支援すべき。
- 直接投資を促進する枠組みの形成が重要。

国際開発金融機関

- 国際開発金融機関は、貧困削減と経済開発のために、以下の点を基本とする改革を進めるべき。
 - 各機関の協調を進める。
 - 情報公開を進め、各機関の内部管理体制の改善を行う。
 - 歳出管理の改善等により、途上国政府の統治能力の向上を促す。
 - 融資金利政策の包括的な見直しを行う。
 - 感染症等に重点をおいた国際公共財の支援を重視する。
 - 途上国の金融セクターの強化を支援する。
- (出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-23 ジェノバ・サミット
 国際金融システムの濫用への取組み
 (G7財務大臣から首脳への報告)

2001 (平成13) 年 7 月 7 日 ローマ

Fighting the Abuses of the Global Financial System

Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government

Roma, 7 July 2001

Table of Contents

	paragraph
A. Introduction	1-2
B. Money Laundering	3-8
C. Offshore Financial Centres	9-13
D. Tax	14-25
E. Role of the International Financial Institutions	26-30

A. Introduction

1. Last year in Okinawa, G7 Leaders endorsed our report on Actions Against Abuse of the Global Financial System. In particular, our report recommended that Governments intensify their cooperation and strengthen international frameworks to effectively combat money laundering and harmful tax practices, and to improve the observance of international standards and good governance. We asked for better coordination of efforts under way in various international fora and for expeditious follow-up actions and stressed the need for open dialogue and the provision of technical assistance where necessary to help countries meet international standards. We also underlined the need to promote international cooperation between law enforcement and tax and regulatory authorities in the fight against financial crime and abuse.
2. Significant progress has been achieved during the past year, and we recommend the following actions to continue the international fight against financial abuse in the year ahead.

B. Money laundering

3. Last year the Financial Action Task Force (FATF) listed 15 jurisdictions as Non-cooperative countries and territories (NCCTs), and we issued coordinated advisories to encourage our domestic financial institutions to pay special attention to transactions with entities located in NCCTs.
4. We note that the situation has improved markedly. We welcome the progress in enacting legislation and enhancing practices in the Bahamas, the Cayman Islands, Liechtenstein and Panama, while noting the need for continuous attention to several implementation aspects. We note the FATF's decision to de-list these jurisdictions. We will rescind or revise our advisories. We recommend that the FATF, in connection with the relevant FATF-style regional bodies, continue to monitor these jurisdictions' implementation.

5. However challenges remain :

- The FATF concluded that Nauru, the Philippines and Russia have failed to make adequate progress. We will implement coordinated countermeasures against these jurisdictions later this fall if they have not enacted significant reforms by then, as recommended by FATF.
- Another eight jurisdictions (Cook Islands, Dominica, Israel, Lebanon, Marshall Islands, Niue, St. Kitts and Nevis and St. Vincent and the Grenadines) have made some progress, though not sufficient to bring their legislation to the required standard or to complete the implementation of legislative reforms. We call on those jurisdictions to take the necessary measures so that they can be de-listed as soon as possible.
- Finally, Egypt, Guatemala, Hungary, Indonesia, Myanmar and Nigeria have been added by the FATF to the NCCTs list. We urge these jurisdictions to quickly correct identified deficiencies in their anti-money laundering regimes.

6. We welcome the FATF's decision to continue to monitor the progress of all jurisdictions on the NCCTs list. We recommend that, should those jurisdictions fail to sustain their efforts, the FATF should consider additional actions. We will maintain ongoing dialogue with, and provide technical assistance, as appropriate, to, jurisdictions willing and committed to strengthening their anti-money laundering efforts.

7. Evolving money laundering trends and experience over recent years indicate the need to strengthen anti-money laundering standards. We welcome the process of revising the FATF 40 Recommendations (FATF 40), which should lead to an updated set of standards. We call on the FATF, as an international standard-setting organization, to ensure that the revision process is open, transparent and consultative. In particular this should include dialogue with FATF style bodies, IFIs and other relevant international organisations, non-FATF members and private sector experts.

8. We note that important progress has been made on four issues identified in our Fukuoka report as vital to combat money laundering:

- Gatekeepers:** the 1999 G8 Moscow Ministerial Conference on Combating Transnational Organized Crime recognized the need to involve professionals such as lawyers and accountants in the fight against money laundering; since then this issue has been discussed extensively, taking into account differences in national legal systems. We will continue to consider appropriate solutions. In this respect, we note the recent Canadian legislation and the proposed EU directive. We will also continue our efforts to define appropriate solutions and urge the FATF to consider such issues in the context of reviewing the FATF 40.
- International Payments System:** we welcome the clarification by the Committee on Payment and Settlement Systems of the G10 central banks that technical issues are not an obstacle to including originator identification in international wire transfers. We commit to including this information in our systems and urge the FATF to seek a similar result during its revisions of the FATF 40.
- Corporate vehicles:** we underscore our continued concern that corporate vehicles, under certain conditions, can be misused for money laundering and other illegal purposes. We welcome the OECD's report on corporate vehicles, which suggests a

menu of possible options to address this matter. National authorities should be able to obtain and share information on the beneficial ownership and control of corporate vehicles established in their own jurisdictions for the purpose of investigating illicit activities and fulfilling their regulatory/supervisory functions, in accordance with legal frameworks. We welcome the FATF intention to set appropriate standards to combat the misuse of corporate vehicles.

- Stolen assets:** We express our concern about money laundering of illegal proceeds derived from theft and diversion of public assets and corruption by government officials. Our experts have begun to review and discuss best practices with regard to identification, tracing and restoration to the rightful owner of foreign stolen assets. We urge broader and enhanced international cooperation on this matter.

C. Offshore Financial Centres

9. Last year the Financial Stability Forum (FSF) published a report with recommendations for improving supervisory and regulatory systems and co-operation practices in all OFCs. This report was followed by an assessment of OFCs' adherence to relevant international standards and then grouped these OFCs by the perceived quality of their supervision, regulation and co-operation. In some OFCs, financial regulation and supervision were considered to be weak, potentially increasing the vulnerability of the global financial system. In some cases weaknesses extended to corporate vehicles.
10. We note that the FSF's publication of the OFC Report and grouping has successfully induced many OFCs to initiate positive action. We welcome the legislative steps initiated by some OFCs as well as their efforts to build up supervisory resources and enhance the reporting of financial data and we encourage them to adhere to relevant international standards, in particular to those relating to (i) cross-border co-operation and information sharing, (ii) essential supervisory powers and practices, and (iii) customer identification and record keeping.
11. In its report, the FSF recommended that the IMF put in place a process for assessing adherence to standards in OFCs. We welcome the IMF's decision to implement these recommendations and note that its initiative, covering both financial sector supervision and statistics, is under way. We welcome the decision by several OFCs to work closely with the Fund and observe that the initiative has already led them to review their practices.
12. National authorities, standard-setting bodies and other international financial institutions are supporting the IMF's assessment program, making available resources to assist OFCs in implementation, and providing training opportunities. We note however that many OFCs, while committed to concrete action, do not possess sufficient resources to carry out the needed improvements. We will continue our efforts to supply technical expertise, both bilaterally and through multilateral channels.
13. Last year in Fukuoka we welcomed the identification by the FSF of priority jurisdictions that were perceived not to meet international standards for financial supervision and regulation adequately. We urged the IMF to conduct quickly a specific assessment of

these offshore financial centers. We expect the IMF to provide an extensive report to the September meeting of the FSF, spelling out the number of jurisdictions assessed to date and summarizing the results of those assessments. We welcome the Forum's decision to take stock of the IMF's assessment exercise and request the Forum to prepare for our September 2001 meeting a report on progress in implementing its recommendations and options for any future action.

D. Tax

Harmful tax practices

14. We welcome the report of the Committee on Fiscal Affairs of the OECD on the harmful tax practices project and affirm our support for the work, with its recent developments, aimed at addressing such practices in OECD Member countries, non-OECD economies and tax haven jurisdictions. We look forward to the publication of the OECD 2001 progress report.
15. We note that the project does not seek to dictate to any country what its tax rates should be, or how its tax system should be structured. By providing a co-operative framework within which countries can work together to eliminate harmful tax practices, the work seeks to preserve the effective fiscal sovereignty of all States and to encourage an environment in which fair tax competition can take place. It will also contribute to reduce the scope of financial crime.
16. We note that the ongoing work by the OECD has led thus far to commitments by 10 tax haven jurisdictions to eliminate their harmful tax practices by the end of 2005, and that other jurisdictions listed as tax havens in the June 2000 OECD Report are engaged in a continuing dialogue with the OECD. We also note that the OECD envisages to extend to 30th November 2001 the time for making commitments. We encourage remaining jurisdictions to commit by that date to transparency and effective information exchange, and to work in a co-operative dialogue with the OECD. We would also welcome the removal by tax havens of other practices to the extent that they inhibit fair tax competition.
17. We also note the developments with respect to the timing of a potential framework of co-ordinated defensive measures, which would apply to jurisdictions outside the OECD no earlier than it would apply to OECD Member countries. However we acknowledge that the adoption of defensive measures is at the discretion of individual countries.
18. We note the continuing commitment by the OECD Members to eliminate their harmful tax practices by April 2003 and we urge the OECD to develop the guidance needed to assist OECD Member countries in determining whether preferential regimes are harmful.
19. We ask the OECD to continue to monitor the effective implementation of commitments.
20. We note the fruitful dialogue that has started with non-OECD economies on their experiences with harmful tax practices and look forward to its continuation. The project would be enhanced as countries outside the OECD associate themselves with the work

and we urge them to do so.

21. We recognize that jurisdictions may require technical assistance in implementing the commitments undertaken, notably in the field of exchange of information, and we therefore ask OECD Member countries, IFIs and others to consider providing such assistance as appropriate in developing their programs.

Electronic Commerce

22. We welcome the progress made by the OECD on addressing electronic commerce taxation issues and we note in particular the considerable progress that has been achieved since our Fukuoka Report of last year on specific issues relating to direct and indirect taxation, as well as on the tax administration challenges and opportunities.
23. We also note that Tax Administrations of OECD and non OECD countries gathered recently in Montreal, and that the validity of the Taxation Framework Conditions, that were agreed in Ottawa in 1998 by OECD countries, has gained considerable endorsement.
24. We encourage a continued fruitful dialogue between OECD and non OECD governments and business.
25. We urge the OECD to continue working towards implementation of the Ottawa Taxation Framework Conditions in particular with respect to consumption tax aspects.

E. Role of the International Financial Institutions

26. The IFIs have an important role to play in the protection of the integrity of the international financial system against abuse. Strengthening a country's capacity to combat money laundering is an integral part of that agenda.
27. We welcome the IMF and World Bank Boards' recent decisions to recognize the FATF 40 Recommendations as the appropriate international standard for combating money laundering. We underscore our call on the IFIs, working in collaboration with FATF, to incorporate the relevant FATF 40 Recommendations into a Report on Observance of Standards and Codes module on money laundering as soon as possible.
28. We welcome the decision by the Fund and the Bank to include evaluation of anti-money laundering measures in their assessment and surveillance of financial sectors, including in Financial Sector Assessment Programs.
29. As part of the enhanced focus on anti-money laundering, we welcome the MDBs increased due diligence relating to transactions and dealings with entities located in NCCTs.
30. We urge the IFIs to support with technical assistance jurisdictions committed to strengthening their institutional capacity and to correcting deficiencies in their anti-money laundering regimes. We encourage the Regional and Sub Regional Multilateral Development Banks to continue incorporating anti-money laundering efforts into their

dialogue and programs with their members. The results should be incorporated in the Joint Report on the Implementation of Codes and Standards we have asked the MDBs to prepare by the end of the year.

(出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-24 ジェノバ・サミット

「国際金融システムの濫用への取組み」に関する財務大臣報告書の概要

2001(平成13)年7月7日 ローマ

- 昨年の沖縄サミットへの報告書を受け、資金洗浄対策等におけるこの1年の進展を報告し今後の行動を勧告する。

資金洗浄

- 資金洗浄対策非協力国に関するFATF（金融活動作業部会）のイニシアティブを歓迎。
 - ・多くの国において、資金洗浄対策の法整備が進化したことに留意。
 - ・適切な法制度の施行に至らなかった国に対し早急に法整備を行うことを要請し、FATFで合意した本年9月末までに改革を行わなかった場合、対抗措置を実施。
- 資金洗浄対策の国際基準に関するFATF勧告の改訂作業が開始されたことを歓迎。

オフショア金融センター

- 金融安定化フォーラムの勧告を受け、IMFは、オフショア金融センターにおける金融

11-25 ジェノバ・サミット

債務救済及び債務救済を越える取組み (G7財務大臣から首脳への報告)

制度・監督、及び国際基準の遵守についての評価を開始。

- いくつかのオフショア金融センターがIMFと緊密に協力していくとの決定を行ったことを歓迎。

有害税制等

- 有害税制プロジェクトに関するOECD租税委員会の報告を歓迎するとともに、G7の支持を確認。
- これまで10のタックス・ヘイブンを有害税制除去を約束したこと及びタックス・ヘイブンのコミットメントの期限の延期が想定されていることに留意。
- OECD加盟国の有害税制を除去することを助けるガイダンスの作成を要請。
- タックス・ヘイブンを有害税制除去の約束を果たすために、OECD加盟国や国際金融機関等に対して技術支援供与の検討を要請。
- 電子商取引の課税問題に関するOECDの検討作業の進展を歓迎。

(出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

2001(平成13)年7月20-22日 ジェノバ

Debt Relief and Beyond

Report transmitted by G7 Finance Ministers to the Heads of State and Government

Genoa, July 20-22 2001

A. Debt Relief

Implementation of the enhanced HIPC Initiative

1. The enhanced HIPC Initiative we launched in 1999 is providing deeper, broader, and faster debt relief for the HIPC countries. The Poverty Reduction Strategy Papers (PRSPs), developed by the HIPC country itself, through a participatory process involving civil society and with the support of the International Financial Institutions and donors, ensure that debt relief is directed towards economic and social policy reform and poverty

- reduction.
2. At Okinawa 9 countries had reached the decision point, with USD 15 billion debt relief. Now 23 countries (Benin, Bolivia, Burkina Faso, Cameroon, Chad, The Gambia, Guinea, Guinea Bissau, Guyana, Honduras, Madagascar, Malawi, Mali, Mauritania, Mozambique, Nicaragua, Niger, Rwanda, Sao Tomé and Príncipe, Senegal, Tanzania, Uganda and Zambia) have reached their decision points. Data provided by the International Monetary Fund and the World Bank indicate that the debt relief committed to these countries under the HIPC initiative amounts to USD 34 billion in nominal terms. On top of this, many creditor countries are canceling Official Development Assistance (ODA) debt, and a number of creditor countries are also reducing commercial debt beyond the level required under the HIPC framework. Overall debt relief for these countries, including from traditional mechanisms, amounts to over USD 53 billion, on the basis of an initial debt stock of USD 74 billion. As a consequence, the debt service ratios of the above-mentioned countries will be significantly lower than previously, and indeed significantly lower than the average for other countries at similar levels of income. Current estimates project social expenditures to increase in these countries by USD 1.7 billion in 2001–2002. Based on available indications, the 23 countries are, on average, budgeting about 40 percent of their HIPC interim assistance on education and 25 percent on health care. Other priority sectors include the fight against HIV/AIDS, rural development and water supply, governance and institutional development, and road construction.
 3. The success of the HIPC Initiative ultimately depends not only on the timing and amount of debt relief, but also on country efforts to put in place sound policies to use resources effectively, strengthen productivity and growth, and invest in the social sectors, thereby reducing poverty. While we welcome the results that have been achieved so far, we also encourage countries to continue their efforts to reach the completion point. As set out at the Decision Point, this will require further progress on economic, structural and social reforms, and improved governance, including a significant strengthening of countries' ability to track expenditures resulting from HIPC debt relief. Improving the effectiveness of public expenditure management systems is a major objective to ensure that budgetary savings from debt relief, as well as domestic resources and external assistance, are used effectively for poverty reduction purposes.
 4. It is important to provide interim debt relief expeditiously to countries that have already reached the decision point, in order to assist them in their poverty reduction efforts. We encourage the international community at large, including the IFIs, to assist the HIPCs in developing and implementing sound and participatory poverty reduction strategies. We further encourage the IFIs and donors to help countries strengthen budgetary planning and public expenditure management systems, and to better coordinate their delivery of aid. Social impact assessments of policies, within the PRSP framework, are also vital. In this respect, we are encouraged that the World Bank, with the IMF and developing countries, is developing improved methods to provide better analysis of the impact of policies on the poor.

Pre-decision point cases, including conflict affected countries

5. We encourage HIPCs that have not yet reached their decision point to undertake expeditiously the necessary economic and social reforms needed to benefit from debt

- reduction, including the development of a strategy for overall poverty reduction in cooperation with the World Bank and the IMF.
6. Countries in this group face severe difficulties related to conflict, poor institutional and structural environment, weak governance or mixed records of past economic and social policy performance, which slow the pace at which they can proceed toward this goal. We confirm our intention, as these countries undertake the necessary reforms, to strengthen our efforts in helping them take measures needed to come forward for debt relief.
 7. At Okinawa G-8 Leaders called upon countries in conflict to end these conflicts and to embark quickly on the HIPC process. We confirmed that if this happened we stood ready to strengthen our efforts to help them prepare and come forward for debt relief. Since then there has been a series of high level contacts to reiterate this message. We welcome the IMF efforts announced at the Spring Meeting to put its emergency post conflicts assistance on concessional terms. We also welcome the steps being taken by the World Bank to provide prompt assistance to post-conflict countries. We note that the existing HIPC framework has the flexibility to accommodate the special circumstances of post-conflict countries, including with regard to the length of the track record, if significant progress has been made towards macroeconomic stability, governance, capacity building and monitoring. We stress the importance of maintaining a strong focus on performance with respect to reforms and commitment to poverty reduction.
 8. The IMF and World Bank should take into account, in their assessment of the HIPCs ability to move forward in the process, all factors that could hamper the ability of these countries to focus on economic growth and poverty reduction. A crucial aspect will be the transparency, level and accountability of military spending to ensure that the debt relief is used to reduce poverty and is not diverted towards unproductive expenditure. In this area coordination with the UN, NGOs and bilateral donors is critical.

Debt sustainability

9. The enhanced HIPC Initiative is designed to enhance the prospects for the medium and long-term debt sustainability of HIPCs. Recognizing the vulnerabilities of these countries, the Initiative raises the amount of debt relief at the decision point to a significantly higher level than under the original framework. We do not regard this framework as an appropriate and effective instrument to deal with temporary adverse shocks. Other financial mechanisms, including IMF and World Bank facilities, will generally be more appropriate to respond flexibly to the needs of members that arise from temporary adverse external shocks. In exceptional circumstances, when exogenous factors cause fundamental changes in a country's circumstances, we reaffirm that within the HIPC framework the option exists at completion point to consider additional debt relief.
10. Furthermore, we welcome the discussion now underway in the IMF/World Bank on debt sustainability in the medium/long run in HIPC countries. In particular, we urge increased focus on efforts to maintain long-term debt sustainability after HIPC debt reduction. Of primary importance are the economic policies of the HIPCs themselves, including the development of strong debt management systems. We note the ongoing discussions on the increased use of grants within the IDA-13 framework, and encourage the World Bank to carefully explore the related financial implications and practical implementation issues and report for the third IDA replenishment meeting to be held in October. An appropriate mix of concessional loans and grants seems necessary for new

assistance to HIPC countries to keep the indebtedness at a sustainable level. To this end, we reaffirm that assistance should be guided inter alia by performance-based allocation of resources and by the need to increase the overall effectiveness of assistance to developing countries. We thus call for coordinated efforts among the actors concerned – the donor and creditor countries, the HIPCs themselves, and the IFIs – to better define appropriate financing policies and to ensure their implementation.

11. At Okinawa G-8 Leaders highlighted the importance of responsible lending by donors.

We note the work of the OECD on strengthening measures to ensure that export credit support to HIPCs and other low-income countries is not used for unproductive purposes and welcome the agreement to a Statement of Principles in relation to HIPCs. We call on the OECD to consider further measures to enhance transparency in this field, including a published review of national rules and regulations.

Strengthening of the Initiative

12. We note that over the last 12 months several non-traditional Paris Club creditor countries have taken measures to provide debt relief under the enhanced HIPC Initiative. While this is encouraging, we underline the necessity of the active and full participation of all creditors in providing timely and appropriate debt relief to HIPCs. To further improve the effectiveness of the Initiative, on a bilateral level, we have all agreed as a minimum to provide 100% debt reduction of ODA and eligible commercial claims for qualifying HIPC countries. We call on other bilateral creditors to make similar efforts to extend the amount of debt relief available to eligible HIPC countries.

Financing issues

13. We recognize that the enhanced HIPC Initiative entails significant costs, including for debt owed to the IFIs. Considerable progress has been made in the past year to mobilize sufficient internal IFI and donor resources to promote deeper, broader, and faster debt relief under the enhanced HIPC initiative. Specifically, we acknowledge:

- The full implementation by the IMF of steps needed to finance its share of the enhanced HIPC initiative;
- The special efforts by multilateral development banks and their members to identify internal resources to finance their debt relief effort;
- The substantial contributions to the HIPC Trust Fund. We welcome the USD 2.5 billion in pledges to the HIPC Trust Fund from various donors, including USD 1.8 billion from G-7 countries, directly or through the European Community:
and
- The need to continue to monitor the situation carefully in the future as far as financing needs are concerned.

B. Beyond debt relief

Broadening the strategy for growth and development

14. Last year in Okinawa G-8 Leaders agreed on the need to go beyond the debt initiative and move towards a comprehensive, multidimensional approach to poverty reduction and economic and social development. A broader growth and development strategy is required to strengthen developing countries' ability to benefit in full from the opportunities of a fast integrating world economy and to achieve the International

Development Goals (IDGs), including a reduction by one half of the proportion of people living in extreme poverty by 2015. We note the contribution made by the Third UN Conference on Least Developed Countries (LDCs) held in Brussels from 14 to 20 May 2001.

15. The foundation for a more effective fight against poverty lies first and foremost in countries' own efforts to engage in quality reforms to achieve strong growth, good governance and enhanced social development, including the participation and empowerment of the poor. The international community must assist these countries in developing and implementing transparent, country-owned and participatory Poverty Reduction Strategies, integrating policies that foster improved productivity and sustained growth as a necessary condition for poverty reduction with actions focused on improving the distribution of economic gains through greater and more equitable social investment and social policies.
16. We have identified in accordance with agreements in other multilateral fora key priority areas to which efforts aimed at promoting effective poverty reduction and sustainable economic growth must be directed. To this end, strategies have been outlined which envisage the participation of all development partners, including multilateral organizations, bilateral donors and the developing countries themselves, and the constructive interaction of the private sector and civil society, spanning three broadly interrelated areas: trade, private investment, and aid.

Trade

17. There is a clear link between increased trade and investment and stronger economic growth. Expanded trade enhances growth and welfare and, embedded in comprehensive national development strategies that take into account the needs of the poor, contributes to poverty reduction. Trade liberalization must be pursued so that the benefits of trade can be extended to the largest number of countries and people.
18. The share of LDCs in world trade has declined in the last decade according to available estimates. There are several reasons for this, including in particular the high tariffs LDCs face in agriculture and low technology manufactures in which many of them specialize, quantitative restrictions, trade distorting subsidies, and lack of domestic capacity. All parties must work constructively and cooperatively towards a successful launch at the Fourth WTO Ministerial Conference in Doha, Qatar this November of a new ambitious Round of multilateral trade negotiations which would promote trade's full benefits for poverty reduction worldwide and encourage global growth, by spurring broader and deeper liberalization for the goods and services produced, sold and consumed by the poor in countries everywhere, and by reinforcing the multilateral trade system. The negotiations should seek to address the needs of developing countries and especially LDCs in terms of improved market access, capacity building, and implementation issues.
19. LDCs will not be able to benefit fully from expanded trade unless urgent action is taken to further open markets to their exports. More recently, important steps have been taken, independently of progress in launching the new round of trade negotiations, by several developed countries to improve market access for LDCs exports, including: the African Growth and Opportunity Act in the US; the Everything But Arms initiative by the EU; the Canadian program extending tariff- and quota-free access to several hundred additional tariff lines for LDCs; the expanded application of Japan's Generalized system of

Preferences. All industrial countries should work towards the objective of extending duty-free and quota-free access for products originating in the LDCs. Accompanied by economic reform and trade-related capacity building in LDCs, this would contribute to a significant expansion in LDCs' exports, to increased levels of investment flows towards LDCs, and to a permanent rise in their welfare. According to recent estimates by the World Bank, for some of these countries the impact in terms of GDP growth could even exceed the amount of annual aid flows. It is important that the more successful emerging economies with significant world trade take similar action.

20. Access of products of the poorest countries is also hindered by quantitative trade restrictions, by heavy recourse to distorting subsidies, and by the difficulty of these countries to meet standards in export markets. To increase the effectiveness of trade liberalization for LDCs, complementary action also needs to be taken to remove non-tariff barriers that distort trade and to ensure appropriate use of contingent protection. Future negotiations within the WTO need to ensure the full involvement of developing countries as well as provide them information and technical assistance to facilitate their participation in rulemaking and compliance with the agreed rules and procedures. To this end, the accession of LDCs to the WTO should be encouraged and facilitated.
21. To fully benefit from enhanced market access, LDCs need to implement policies that would facilitate the supply response and lead to a sustained expansion of exports, including liberalizing their own trade. The international community must assist LDCs in implementing such policies and in building up the capacity to sustain export expansion and diversification. We call on the IFIs, the WTO and the other multilateral organizations participating in the Integrated Framework Initiative to intensify trade-related technical assistance to LDCs to help them overcome internal constraints to trade integration, develop appropriate institutions and infrastructure, effectively participate in trade negotiations, and mainstream trade reform into national development strategies such as PRSPs and country assistance strategies. We strongly support the recent renewal of the Framework aimed at strengthening the coordination of multilateral organizations, bilateral donors and developing countries' efforts in the trade field and look forward to the completion of the pilot scheme. The IMF, the World Bank Group and other Multilateral Development Banks (MDBs) should concentrate on supporting trade-related capacity building in LDCs. Their assistance can facilitate a strong supply response by these countries to expanded trade opportunities, by promoting needed economic policy reforms including to deal with potential tariff revenue loss, investment in infrastructure to facilitate market access, judicial and administrative reforms, and investment in human capital. We call upon the WB and the IMF to reflect on the ways and means to facilitate LDCs' trade liberalization and greater integration in the world economy, including consideration of the use of existing facilities, as appropriate, to cushion LDCs from the possible adverse short-run effects of trade liberalization.

Private investment

22. Capital accumulation as well as technology diffusion is crucial to long-term improvements in living standards. The upsurge in FDI flows into developing countries in the past decade has largely bypassed the majority of low-income countries, where these flows remain low and under-sized with respect to their economic potential. In order to promote faster progress towards achieving the IDGs, it is essential that the conditions be

created in developing countries, and particularly LDCs, for attracting more investment, including larger and more sustained FDI flows. These countries must be encouraged and supported in their efforts to create a favourable climate for private investment and capital accumulation, both domestic and foreign. In addition to sound and balanced macroeconomic conditions, it is necessary for less developed countries to increase certainty, consistency and effectiveness of the enabling environment by promoting market-based policies, such as transparent legal, regulatory and institutional frameworks, open trade and open and non-distorting investment policies. The international community must enhance its support for reform in LDCs to help them lay the foundations and strengthening the ground for private sector development.

23. The G-7 countries will continue to take an active role, through multilateral processes such as the International Conference on Financing for Development in 2002, and with bilateral efforts, to support developing countries and in particular LDCs in making their national regulatory and policy frameworks more attractive to private investment. The IFIs should help these countries to set in place the policy framework necessary for attracting and harnessing the developmental advantages of longer-term capital flows, in particular by supporting measures to reduce legal uncertainty. We support the strengthening of the World Bank's Foreign Investment Advisory Service (FIAS) providing advice and training to the poorest countries on policies for developing an attractive investment climate. We call on the Bank's IFC and MIGA to focus an increasing share of their resources to supporting programs for private sector development in the poorest countries. MDBs are encouraged to make enhanced recourse to innovative operational instruments (such as co-financing and guarantees) to promote private-public sector commercial partnerships aimed at strengthening infrastructure and human capital, and to facilitate the access to financing for small and medium size enterprises.
24. The implementation of investment related best practices as well as the development of international principles, codes and standards can provide guidance for and underpin domestic reform efforts by developing countries. We call on the IFIs and other relevant multilateral bodies to intensify their effort to promote implementation of international codes and standards in the context of the policy dialogue with partner countries. We call on the World Bank, in cooperation with other relevant bodies, to step up its work to produce ROSC assessment modules of compliance with corporate governance and accounting standards. Progress in the implementation of standards must be visible in order to allow for the private sector actors to adjust their risk assessment and risk ratings. At the multilateral level, a stable and non-discriminatory investment regime could be brought about and maintained through the establishment of a high-standards framework of investment rules. We also encourage the continued discussion on investment in the WTO working group and urge the relevant international institutions, in particular the World Bank, the OECD, WTO and UNCTAD, to continue their cooperative efforts focusing on best practices with respect to the protection of property rights, investor protection, investment policies, competition-enhancing policies and transparent tax regimes.
25. Regional cooperation can enhance the attractiveness of LDCs for trade and investment by increasing the size of their markets, by promoting convergence towards best practices, by improving policy credibility and by helping to secure peaceful and stable relations. Multilateral institutions and particularly MDBs are urged to step up their support for

initiatives of regional cooperation aimed at opening trade and improving services and promoting beneficial investment policies. These institutions are also urged to provide technical assistance for effective pooling of resources and expertise and for the upgrading of standards.

26. Effective transfer and dissemination of technology to developing countries is a key element for accelerating the pace of their economic development. We call on the WTO and the World Intellectual Property Organisation (WIPO), in collaboration with the World Bank, to provide further assistance to the poorest countries in complying with international rules on intellectual property rights. Industrial countries should promote consultations within the WTO aimed at reviewing the scope and impact of flexibilities under the current agreements on trade-related aspects of intellectual property rights (TRIPS), taking into account the objectives of poverty reduction in developing countries. In addition, ways could be explored to facilitate implementation in the poor countries.

Investment in key social sectors

27. Effective investment in human capital is a key component of long-term economic growth and increased productivity. A healthy, able and well-educated population is an objective in itself as well as the conduit to accelerated social and economic development. The challenge faced by the poorest countries in upgrading their human capital through education and skills development and improvement of health conditions often exceeds national capacities and requires enhanced support from the international community. We need to enhance and make more effective core social investment in the poorest countries, building upon and coordinating bilateral and multilateral aid with countries' own efforts through the PRSP process, with effective measurement and monitoring of results and tracking of expenditures. In their program design, IFIs should help LDCs' governments to protect their expenditures in key social sectors. In this respect, we support ongoing work aimed at providing a substantial IDA replenishment later this year.

Health

28. While health conditions have improved over time in most developing countries, the gap between these countries and the lower income countries in a number of health indicators is increasing. At the current rate, the IDGs related to improvements in health outcomes will not be achieved. The rampage of the HIV/AIDS pandemic, as well as the spreading of malaria, tuberculosis (TB) and other infectious diseases, which represent the main burden for health care in the poorest countries and kill around 15 million people a year, many of them children, are threatening to reverse decades of development.
29. Last year in Okinawa, G-8 Leaders defined health as a key priority for development and recognized the need for global concerted action to scale up national efforts for more efficient and accessible healthcare and to help build capacity nationally and locally in the delivery of appropriate interventions. They also committed to work in partnership to meet three critical targets established by the UN and its partner agencies in reducing the burden from the three major communicable diseases and help to counter the social and economic consequences in the poor countries. These targets envisage the achievement by 2010 of:
- a 25 percent reduction in HIV/AIDS among people aged 25 and below;
 - a 50 percent reduction in prevalence and death from TB;

a 50 percent reduction in the burden of disease associated with malaria.

30. In response to this challenge, our partnership should focus on raising awareness and strengthening prevention, improving health systems, and enhancing accessibility to new and existing health products to tackle HIV/AIDS, TB and malaria. This should build on and develop further existing initiatives, bring together multilateral and bilateral development partners, developing countries and the private sector, and make use of an innovative approach to funding. In this context, we set out a number of key policy measures, as follows.
31. This global partnership should emphasize an integrated approach to combating HIV/AIDS and other infectious diseases, focusing on “best practices” in four areas.
- First the primary emphasis should continue to be on prevention of diseases through increased public education, further training of medical and other personnel, enhanced accessibility to products that can aid prevention, and reduced transmission of infection from mother to child. Prevention is the most cost-effective and most proven way to address the challenge of these diseases.
 - Second, resources must be available for care for those most affected by these diseases, especially the growing number of children affected by AIDS.
 - Third, measures reflecting a joint commitment of governments, industry and civil society should accompany interventions by the global partnership to facilitate local access to key medicines and supplies. In consultation with the private sector and the competent multilateral organizations, developed and developing countries should examine ways to encourage licensing agreements between the pharmaceutical industry and developing countries to promote the development of local productive capacity without undermining the protection of intellectual property rights and in conjunction with safeguards against parallel importation into developed countries’ markets. We welcome the very significant price cuts that have been achieved in certain countries through a fruitful discussion between national authorities and pharmaceutical companies, with the support of international organizations and other governments. This illustrates the opportunity of voluntary arrangements for discounted pricing for poor countries, which can allow these countries to be charged the lowest possible prices, accompanied where necessary by appropriate measures to prevent the re-export of medicines acquired by the LDCs at low prices.
 - Finally, the global community – both public and private sector – is encouraged to establish well-designed programs for developing new vaccines and drugs that can aid in both prevention and treatment of infectious diseases. Industrial countries should ensure that adequate incentives are in place to promote the development of new vaccines, drugs and diagnostics, and to make these products available at lower cost to the poor countries. These could include tax measures, where appropriate and consistent with prevailing tax policy guidelines as well as competition and trade rules.
32. As an element of this partnership, we support the establishment of a dedicated global health fund to catalyse public and private resources to fight these major infectious diseases and thereby facilitate progress towards attaining the IDGs. The G-7 countries should lead the process by committing to the initial start up of the fund. The resources made available by the fund, along with strong action on the part of the developing countries themselves, should produce significant advancements towards achieving the three UN targets set out above. This dedicated fund should aim at providing additional

- resources to support the fight against infectious diseases.
33. Efforts to fight these diseases will not be effective unless action is taken to strengthen health care delivery and infrastructure and to foster sustainable health system development. Public commitment at a national level is a pre-requisite for success and should be reflected in national development strategies, such as the PRSP, prepared in participation with civil society and other partners. The World Bank and other MDBs should assist developing countries in strengthening public sector management in the area of evidence-based health policies and in the delivery of sustainable pro-poor services. They should focus their programs on strengthening health systems, including sector diagnostics and preventive health care in co-operation with other health-related international institutions. These focus areas, combined with the establishment of result-based indicators and improved data collection system, are critical to enhanced quality, transparency and accountability of spending. We recommend that developing countries work with these institutions to seek increased participation by the private sector in water, waste and health infrastructure management where appropriate.

Education

34. Education is a human right and the obligation of all governments. This right is enshrined in agreements ranging from the Universal Declaration of Human Rights to the Convention on the Rights of the Child. Good quality education enhances economic performance, contributes to higher growth and poverty reduction, and promotes social stability and cohesion. The elimination of gender disparity in primary and secondary education fosters development since well-educated mothers provide better health care to their children and better education for girls leads to wider economic opportunities and reduced fertility rates. A skilled workforce enables countries to benefit from the transfer and adaptation of technology which is a key engine of development.
35. Basic education is weakest in LDCs, both in terms of enrolment and literacy rates. More than 113 million children do not have access to primary education, while 880 million adults are illiterate. In many lower income countries gender discrimination permeates education systems; youth and adults are denied access to the skills and knowledge necessary for gainful employment and full participation in their societies. The problem of malnutrition is also a great impediment to education in LDCs because poorly fed children under-perform and are less likely to stay in school. Without accelerated progress towards more equitable, affordable and inclusive education, poverty elimination will not be achieved and inequalities across countries and within societies will widen further. Unless education is made a key development priority in country development strategies and public expenditures, and donors' support is strengthened, many countries will not meet the IDGs of: universal primary education by 2015; elimination of gender disparity in primary and secondary school by 2005.
36. Last year in Okinawa G-8 Leaders committed themselves to support the poorest countries' efforts to enhance investment in education, building upon the Framework for Action developed by the Dakar World Education Forum, the follow-up of which is ongoing under the leadership of UNESCO. The key responsibility to develop education sector strategies which accord priority to the achievement of the IDGs and to promotion of quality education for all lies with national governments, in consultation with civil society and local stakeholders. Well-defined plans include enhanced budgetary allocations

for the expansion and reform of systems, innovative partnership with the private sector, NGOs and local stakeholders, strengthened support from bilateral agencies, enhanced lending, more effective cooperation from multilateral organizations, and the development of indicators that measure results. National and international non-governmental bodies will need to support these initiatives locally.

37. It is essential that the education needs of working children are addressed, by eliminating extreme and abusive forms of child labour, and by enabling children to combine work and education where the labour is not abusive and income replacement is not an immediate option. We also need to focus our action on addressing obstacles to girls' school enrolment and their retention in school. In this context, the G-8 countries should lend their support to the global Girls Education Initiative, led by UNICEF on behalf of the UN system, to ensure that gender equality is central to all national programmes and consistent with the Dakar Framework for Action.
38. Additional resources should be provided to countries with demonstrated commitment to good governance where funding is a major obstacle to achieving universal primary education and gender equality by the target years. MDBs and multilateral development agencies like UNESCO, UNDP, UNICEF, UNFPA, in collaboration with other donors, should focus on supporting poor countries' plans for achieving the IDGs for education. This support should include building the capacity of regional, national and local institutions, well-co-ordinated financing for basic education set within sector strategies, investment in basic infrastructures. Teacher training should also be supported to improve the quality and availability of education opportunities and effective steps to counter the impact of HIV/AIDS on basic education should be supported. The World Bank and other MDBs should scale up their lending and technical assistance programs in favour of better public sector management and policy design to increase the quality and accountability of service delivery. Progress can also be achieved through support for community-based initiatives. The scope for mobilizing international private sector funds deserves attention.
39. The potential of distance learning for widening educational opportunities and for developing more effective ways of training teachers should be fully exploited. To this end, beside the assistance provided by multilateral organizations, an important contribution can be given through the activities of the G-8 Digital Opportunities Task Force established in Okinawa. Expanded use of the Internet could benefit teacher training and distance learning by linking institutions worldwide to enable the sharing of materials and best practices.
40. While primary education should be the priority for most developing countries, poor countries should also be assisted in their efforts to develop post-school and out-of-school education. The transition to employment should be facilitated by strengthening the demand for skills development opportunities and the links between formal education and the labour market. Developing countries should also be assisted in improving the quality of tertiary education in priority areas through schemes of international cooperation among universities, which enable the sharing of knowledge, programs, technology, and expertise.

11-26 ジェノバ・サミット

「債務救済及び債務救済を越えた取組み」に関する財務大臣報告書の概要

2001(平成13)年7月21日 ジェノバ

債務救済

- 23カ国に対する拡充HIPCイニシアティブの適用を決定。これらの国の債務負担は、全体として総額530億ドル以上軽減されることになる。
 - 紛争への関与、脆弱な統治能力等により未だイニシアティブの適用を決定されていないHIPC(注)に対し、必要な経済・社会改革を実施すれば、債務救済を受けられるよう支援することを確認。
- (注) HIPC全41カ国のうち、債務維持可能と見込まれる4カ国(ベトナム、ケニア、アンゴラ、イエメン)、イニシアティブ適用を求めない1カ国(ラオス)はイニシアティブの適用を予定していない。
- HIPCの債務負担が、中長期的に維持可能なレベルとなることが重要。
 - HIPCや他の低所得国への輸出信用が、非生産的な目的で用いられないようにするための作業に留意。

債務救済を越えた取組み**【貿易】**

- WTO新ラウンドの本年11月立ち上げに向け建設的かつ協力的に作業。
- 途上国の貿易拡大のため、一層先進国市場を開拓。

【民間投資】

- 途上国への直接投資を促進するため、途上国が自国の制度や政策を民間投資にとってより魅力的なものとすることを支援。

【保健】

- エイズ・結核・マラリア対策のため、予防、ケア、医薬品の低価供給、研究開発に向けた統合された取組みが必要。
- このための、公的・民間資金の活用を目指す世界保健基金の設立を支持。

【教育】

- 最貧国における初等教育の普及、初等中等教育における男女格差の解消、教育への投資促進を支援。

(出所) 国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ

11-27 ジェノバ・サミット

G8コミュニケ(仮訳)

2001(平成13)年7月22日 ジェノバ

1. 我々、主要先進民主主義8カ国の元首及び首相並びに欧州連合の代表は、新たなミレニアムにおける最初のサミットのため、ジェノヴァで会合した。協力の下、我々は、国際問題の中で最も喫緊の課題について話し合った。
2. 我々は、国民に責任を負う民主主義国家の指導者として、我々の社会が直面する主要な課題に関し、国民による開かれた議論が行われることが根本的に重要であると信じる。我々は、市民社会及び民間セクターとの広範なパートナーシップに根ざした革新的な解決を促進する。また我々は、貧困克服及び持続可能な開発の促進に向けた相互の責任に基づき、開発途上国との協力及び連帯の強化を模索する。
3. 我々は、グローバリゼーションが、我々のすべての国民と、特に世界の貧困層に裨益するものとなるよう決意する。最貧国を世界経済に取り込むことが、これらの国の根本的な願望に応える最も確実な方策である。我々は、これを達成するための戦略について集中的に議論した。

貧困削減のための戦略的アプローチ

4. 多くの開発途上国、特にアフリカ諸国の状況は、断固としたグローバルな行動を必要としている。最も効果的な貧困削減に対する戦略は、強力で、ダイナミックで、開放的で、かつ、成長を続ける世界経済を維持することである。我々はこれに取り組むことを約束する。
5. また我々は、長期的な繁栄を築くための開発途上国の自助努力を支援するため、効果的な開発援助を引き続き供与する。第3回国際連合後開発途上国会議及びミレニアム宣言の結論に従い、我々は、オーナーシップとパートナーシップの原則を中心とする戦略的アプローチを支持する。援助の供与国と受益国の共通の利益のため、我々

は、限られた資源の効率的な利用を確保する。

6. 人権尊重と法の支配に根ざした、開放的で、民主的で、かつ、国民に責任を負う統治制度は、持続可能な開発と力強い成長のための必要条件である。したがって、我々は、開発途上国が以下を推進することを支援する。

- 公共セクターにおける説明責任及び透明性
 - 汚職と闘うための法的枠組みとコーポレート・ガバナンス制度
 - 公金の横領や非生産的な使途への流用の防止策
 - すべての国民による司法制度へのアクセス、司法の独立、及び民間セクターの活動を可能とする法規定
 - 市民社会及び非政府機関（NGO）の積極的な関与
 - 経済活動の自由
- 我々としては、
- OECD贈賄防止条約を完全に実施し、
 - 効果的な腐敗防止策の遂行に向けた国際連合における努力を支持し、
 - 国際開発金融機関（MDB）に対し、受益国による公共支出と予算管理の強化を助けるよう奨励する。

債務救済及び債務救済を越えた取組

7. 債務の救済、特に拡大重債務貧困国（HIPC）イニシアティブは、貧困との闘いに対する貴重な貢献ではあるが、それは極めて貧しい国々の成長を加速させるために必要なステップの一步でしかない。我々は、23カ国が、740億ドルの当初の債務残高のうち、総額530億ドル以上の債務救済を受ける適格国とされたことを喜ばしく思う。我々は、この前進を続けなければならない。

8. 特に、我々は、紛争によって影響を受けている国に対し、暴力に訴えることを止めることを期待する。そのように行動するならば、我々は、これらの国が債務救済を受けるために必要な措置をとることを助ける努力を強化することを確認する。我々は、HIPCイニシアティブは、力強い国内政策を確保するためのこれらの国による改革及びドナーによる責任ある貸付と相俟って、

HIPCを持続不可能な債務負担からの永続的な脱却に導くためのものであることを確認する。

9. 債務救済を越えて、我々は、次の相互に補強し合う3つの点について集中的に議論した。
- 開発途上国の世界貿易体制への一層の参加
 - 民間投資の増大
 - 保健、教育及び食糧安全保障の促進に向けたイニシアティブ
10. 開放的な貿易と投資は、世界的な成長と貧困の削減を推進する。それゆえ、我々は、本日ここに、均衡のとれたアジェンダの下での世界貿易交渉に関する野心的な新ラウンドの立ち上げを支持することに合意した。
11. 世界的な交渉によって市場を開放することは、最大の経済的恩恵を開発途上国にもたらすものであるが、我々は、武器以外のすべての後発開発途上国（LDC）産品への無税・無枠措置、一般特惠制度及び同様の目的のためのその他すべての取組といった、LDCの市場アクセスの向上のために既に実施された措置を全面的に支持する。我々は、すべてのLDC産品が無税・無枠の市場アクセスを得られるよう努力すると、第3回国際連合LDC会議における誓約を確認する。我々は、LDCが世界貿易体制に参加し、貿易を基礎とした成長の機会を利用するための努力を支援する。
12. 市場アクセスの増大は、開発途上国がそれを活用する能力を伴わなければならない。したがって、開発途上国が開かれた市場から利益を得ることを助けるため、我々は、貿易に関連する援助をより協調的なものとし、
- 技術的な基準、関税システム、世界貿易機関（WTO）の加盟国となるために必要な立法、知的所有権の保護及び人的資源の開発に関する二国間援助を供与する。
 - 貿易関連技術協力に関する統合フレームワークの作業を支援する。
 - 国際金融機関に対し、貿易と投資に対する障害を除去し、貿易を振興するために不可欠な制度や政策の確立を助けるよう奨励する。

- 一途上国に対し、貿易の拡大を貧困削減戦略に取り込み、これを政策の中心とすることを強く求める。
13. 経済を成長させ、生産性を向上させ、また、生活水準を向上させる上で、民間セクターによる投資の増大は必要不可欠である。我々は、開発途上国が民間投資環境を向上させることを助けるため、MDB及びその他の関連する国際機関に対し、官民のパートナーシップ及び投資に関する最良の慣行や、コーポレート・ガバナンスの分野における規則と基準、会計基準、一層の競争及び透明な税制の確立を含む、開発途上国による国内改革努力を支援するよう強く求める。我々は、世界銀行に対し、最貧国における民間セクター開発の促進計画に対して追加的な支援を行うよう要請する。我々は、知識集約型経済への一層の投資を促進するため、WTO及び世界知的所有権機関に対し、世界銀行と協力しつつ、最貧国が知的所有権に関する国際規則を遵守することを助けるよう要請する。
14. 政府開発援助（ODA）は、必要不可欠である。我々は、開発援助の有効性を強化し向上することにより、「国際開発目標」を達成するために開発途上国と共に努力する。我々は、援助の有効性を高め、ドナー間のよりバランスのとれた努力分担を達成するような、OECDのDACによる画期的なLDCアンタイド化勧告を実施することにコミットする。
15. 我々は、昨年沖縄で、感染症との闘いにおいて飛躍的な前進を達成すること及び病気と貧困の悪循環を断ち切ることを約束した。我々は、このコミットメントを果たすため、また、国際連合総会からの要請に応えるため、国際連合事務総長と共に、HIV／エイズ、マラリア及び結核と闘うための新たな「世界基金」を立ち上げた。我々は、本年中にこの基金が活動を開始することができるようにする決意である。我々は、13億ドルをコミットした。この基金は、官民のパートナーシップに基づくものであり、我々は、他の国々、民間セクター、財団及び学術機関に対し、各々が資金的、物的貢献、あるいは専門知識の共有を通じた貢献をもって参加するよう要請する。既になされた約5億ドルに達する一層のコミットメントを歓迎する。
16. この基金は、治療及びケアと一体となった予防に重点をおく統合的アプローチを促進する。この基金は、立証された科学的及び医学的効果、迅速な資金移転、低くおさえた業務コスト並びに結果を重視する簡素な組織といった原則に従って活動を行う。我々は、基金の存在が、ドナー間の一層の協調を促進し、民間セクターによる研究開発に対し更なるインセンティブを与えることを期待する。基金は、パートナー諸国各々の保健計画に組み込むため、既存のプログラムと整合性がとれた形で追加的資金を提供する。開発途上国が、基金の目的及び活動に関与することは、これらの国々のオーナーシップ及び成果へのコミットメントを確保する上で極めて重要である。NGOを含む地域レベルのパートナー及び国際機関は、基金を成功裡に活動させる上で有益であろう。
17. 国の確固たる保健制度は、効果的な予防、治療及びケアの実施並びに必要な不可欠な保健サービス及び医薬品への差別なきアクセスを改善する上で、引き続き中心的な役割を担う。HIV／エイズ及び他の疾病に効果的に対処するには、保健セクターを超えた社会全体での行動が必要である。我々は、より容易に薬が入手できるようにするため製薬業界がとった措置を歓迎する。我々は、新たな世界基金との関連で、薬が安価で医学的に効果的な方法で可能な限り幅広く供給されることを促進するため、製薬業界及びこれら疾病の影響を受けている国々と協力する。我々は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）の関連条文の援用に関してWTOにおいて行われている議論を歓迎する。我々は、これら疾病の影響を受けている国々が、薬を必要としている国民、特に経済的余力がないため基礎的な医療を受けることができない人々の薬の入手を確保するため、この協定により与えられている柔軟性を活用することが適切であると認識する。同時に、我々は、命を救う薬の研究開発への必要なインセンティブとし

- て、強力かつ効果的な知的所有権の保護に対する我々のコミットメントを再確認する。
18. 教育は、成長と雇用の中心基盤である。我々は、各国が2015年までに普遍的な初等教育を達成するというダカール行動枠組みの目標の達成を支援すると我々のコミットメントを再確認する。我々は、地域主体の戦略を支える上で開発援助の有効性を高めることの必要性に合意する。各国の貧困削減戦略及び我々の開発プログラムにおいて、教育、とりわけ普遍的な初等教育及びあらゆるレベルにおける女兒への平等な教育機会の付与に、高い優先順位が与えられなくてはならない。HIPCイニシアティブを実施した結果利用可能となった資源は、これらの目標に寄与し得る。我々は、進展を測り、最良の慣行を特定し、また、成果についての説明責任を確保するための評価システムの構築を支援する。また我々は、教員の訓練に重点を置く。我々は、G8デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース）の作業を踏まえ、最良の慣行に沿った形で教員を訓練し、また、教育戦略を強化するため、情報通信技術（IT）の利用を拡充することに取り組む。我々は、特に、民間セクターに対し、インフラ、IT及び学習教材への新たな投資機会を検討するよう奨励する。我々は、MDBに対し、教育に対してより焦点をあて、健全な戦略を有しているながら十分な資源を欠いている国々に今後の活動を集中させ、来年、G8に報告するよう奨励する。我々は、普遍的な教育のため主要な役割を担うUNESCOを支持する。また我々は、児童労働と闘う努力を支援するため国際労働機関（ILO）と協力し、就学率を向上させるためのインセンティブを醸成する。
19. 我々は、開発途上国、関連する国際機関及び他の利害関係者との協力の下でダカールの目標を追求する最善の方法について我々に助言させるため、G8の上級専門家からなる作業部会を設立する。この作業部会は、我々の次回会合までに提言を提出する。
20. 2001年11月の「世界食糧サミット：5年後会合」が近づいているが、食糧安全保障

は未だ確立されていない。少なくとも2億5千万人以上の児童を含む8億人以上の人々が依然として深刻な栄養失調の状態にある。我々の貧困削減戦略の中心的課題は、引き続き、十分な食糧供給へのアクセス及び農村地域開発である。農業への支援は、ODAの極めて重要な手段である。我々は、国家戦略にこのための計画を盛り込み、農業科学分野における訓練を強化しつつ、貧困国の能力開発に努力する。農業生産性を高めるため、あらゆる努力が払われるべきである。とりわけ、開発途上国において、バイオテクノロジーを含め、十分に試行された新技術を安全かつ地域の状況に適合した形で導入することは、伝統的な手法よりも少ない農薬と水を用いての農作物の生産量の大幅な増加にとって、大きな潜在的な可能性を有する。我々は、開発ニーズに対処する上で、バイオテクノロジーの責任ある利用について研究し、共有し、及び促進することにコミットする。

21. 我々は、最も食糧が不足している地域、特にサハラ以南アフリカや南アジアに目標を設定し、また、引き続き、南南協力を奨励する。我々は、国際機関及びNGOが救済活動において果たしている極めて重要な役割を支持する。我々は、国の貧困削減及び部門別の戦略は、新生児やその母親を含む社会的弱者の栄養上のニーズを適切に考慮したものであるべきと信じる。

ITが提供する機会（デジタル・オポチュニティ）

22. ITは、開発途上国の成長の加速、生活水準の向上及びその他の開発における優先課題の達成を支援する上で非常に大きな可能性を有する。我々は、沖縄のマנדートを成功裡に履行したデジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース）の報告書及びジェノヴァ行動計画を支持する。政府、民間セクター、非営利セクター及び開発途上国政府各々の代表による直接的な参加は、デジタル技術が開発ニーズを満たすことを確保する上で独特な形を提供する。我々は、このプロセスを引き続き支持し、すべての利害関係者によるオーナーシップの発揮、専門知識及び資源の動員並びにこ

の成功裡の協力の増進を奨励する。我々は、ジェノヴァ行動計画の実施について、G8議長国の報告に基づき次回サミットでレビューを行う。また我々は、電子政府が、市民に力を与え、不可欠な行政サービスをより効率的に提供することにより、いかに民主主義及び法の支配を強化し得るかについての行動計画の策定を奨励する。

将来への遺産

環境

23. 我々は、地球がさらされている脅威に対するグローバルな解決策を見出すとの決意を確認する。我々は、気候変動がグローバルな解決策を必要とする喫緊の課題であることを認識する。我々は、強いリーダーシップを発揮することにコミットする。大気圏中の温室効果ガスの集積を安定化させるとの国際連合気候変動枠組条約の究極の目的と整合的な、迅速かつ効果的で、持続可能な行動が必要である。我々は、市場及び技術の力を利用しつつ、様々な柔軟な手段を通じてこの条約の下での国家としてのコミットメント及び義務を果たすことを決意する。この文脈で、我々は、気候に関連する科学及び研究における協力を強化することの重要性に同意する。我々は、技術移転及びキャパシティ・ビルディングにおける我々G8各国と開発途上国との間の協力を促進する。
24. 我々は、温室効果ガスの排出を削減する必要性について完全に合意している。京都議定書及びその批准に関しては、現時点では意見の不一致があるが、我々は、我々の共通の目標を達成するため、集中的に協力していくことにコミットする。このため、我々は、ボンにおいて再開された第6回締約国会議(COP6)に建設的に参加しているが、全ての関連するフォーラムにおいても引き続き同様の姿勢で臨む。我々は、最近のG8各国間及びその他の国々との間で議論が深化していることを歓迎する。
25. 我々は、我々の努力が、環境を保護するとともに、現在及び将来の世代のための持続可能な開発という我々が共有する目的と両立する経済成長を確保するとの結果に最終的に帰結しなければならないことを再確

認する。

26. 我々は、政府、ビジネス界及び科学者、並びに市民社会の代表の参加を得て、気候変動に関する世界会議を2003年に開催するとロシアの提案を歓迎する。
27. 我々は、持続可能な開発、エネルギー供給の多様化及び環境の保全のため、再生可能エネルギーの重要性を認識する。我々は、再生可能エネルギー源が我々の自国の計画において十分に考慮されることを確保するとともに、他の国々も同様の行動をとることを奨励する。我々は、世界中で、再生可能エネルギー技術に関する継続的な研究及び投資が行われることを奨励する。再生可能エネルギーは、貧困削減に寄与し得る。我々は、開発途上国が、再生可能エネルギー及びその他のクリーン・テクノロジーに対する民間セクターからの投資を呼び込むことができるようにするための、制度面での能力及び市場指向的な国家戦略を強化することを助ける。我々は、MDB及び各国の開発援助機関に対し、革新的なアプローチを採用し、再生可能エネルギーのための市場原理に基づいた融資メカニズムを開発するよう要請する。我々は、地球環境基金(GEF)が引き続き、地球規模の環境保護を支持するとともに、開発途上地域における効率的なエネルギー利用及び再生可能エネルギー資源の開発を推進する良き慣行を醸成するよう強く求め、また、第三次増資のための十分な資金コミットメントの必要性を強調する。我々は、沖縄において設立された再生可能エネルギー・タスクフォースの活動に参加したすべての人々に感謝する。G8のエネルギー担当大臣は、これら及びその他のエネルギー関連の問題について議論するため、来年、会合を開催する。
28. 我々は、2002年にヨハネスブルグにおいて開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」をリオ・プロセスの重要な里程碑として期待している。持続可能な開発の3つの次元—経済成長の推進、人間及び社会の発展の促進、環境の保護—は、我々の協調的な行動を必要とする相互に依存している目的である。我々は、開発

途上国とのパートナーシップの下、行動指向的な結果につながる前向きかつ実質的な議題について、市民社会の参加を得て準備プロセスを進めていくよう努めていく。我々は、最近の「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs）」の採択を歓迎し、その早期の発効を強く促す。

29. 我々は、我々の輸出信用機関（ECAs）が高い環境上の水準を遵守するよう確保することにコミットする。したがって、我々は、沖縄において、関連するMDBの経験を踏まえ、ECAsのための共通の環境上の指針を作成することに合意した。昨年からの進展を踏まえ、我々は、OECDにおいて、年末までに沖縄のマנדートを履行する勧告につき合意に達することにコミットする。

食品の安全性

30. 食品の安全性が国民にとり決定的に重要であることを十分に認識し、我々は、透明で、科学的でルールに基づいたアプローチを引き続き支持するとともに、入手可能な科学的情報が不完全であったり矛盾したりしている状況において、どのように食品の安全性についての予防措置が適用されるべきかに関する、より幅広い世界的な合意を得るための我々の努力を強化する。我々は、政府、科学者、消費者、規制当局者及び市民社会の関係者の間で行われている対話を評価する。これは、開放性と透明性の原則に基づくものでなければならない。我々は、食品の安全性に関する利益及びリスクについての国民の明確な理解を促進する責任を認識する。我々は、独立した科学的助言、健全なリスク分析及び最新の研究成果に基づいた食品の安全性に関する情報を消費者に提供しよう努力する。我々は、科学と整合性を持つ、リスク管理のための効果的な枠組みが、消費者の信頼を維持し、国民の受容を育成する上で、鍵となる要素であると信じる。

31. 我々は、新しいバイオテクノロジー、食品及び穀物に関して最近開催されたバンコク会議並びにOECD加盟国及びロシアの規制当局者によるアドホック会合の結果を歓迎する。我々は、関連する国際機関に対し、適当な場合には、それら各々のマנדート

の範囲内で、この会議のフォローアップを行うよう奨励する。更に、我々は、FAO／WHO食品安全当局者のグローバル・フォーラムの設立を歓迎する。また我々は、食品の安全性の科学に関する均衡のとれた専門家の見解を公表するインター・アカデミー・カウンシルの活動を評価する。これらのすべての会合は、食品の安全性に対する国民の信頼を強化するための対話のプロセスへの我々のコミットメントを示すものである。

すべての人が参加する社会における一層の繁栄 雇用

32. 経済パフォーマンスとすべての人が参加する社会は相互に依存するとの強い信念の下、我々は、昨年トリノにて開催されたG8労働大臣会合の勧告に沿った政策を実施することにコミットする。我々は、G8トリノ憲章「活力ある高齢化に向けて」において述べられているとおり、我々の経済及び社会にとって資源の大きな宝庫である高齢者の一層の活動を歓迎する。

国際組織犯罪及び薬物との闘い

33. 我々は、国際組織犯罪と闘うとの我々のコミットメントを再確認する。このため、我々は、本年ミラノで開催されたG8法務・内務大臣会合の成果を強く支持する。我々は、司法協力及び法執行の分野、並びに、腐敗、サイバー犯罪、オンライン上の児童ポルノ及び人の密輸との闘いにおける更なる進展を奨励する。
34. 昨年宮崎で開催された薬物専門家によるG8アドホック会合及び麻薬系薬物をめぐる世界経済についての最近のロンドン会合のフォローアップとして、我々は、麻薬系薬物の不法取引及び使用を抑制するための努力を強化する。

ジェノバ市民へ

35. 我々は、ジェノバ市民に対し、その欲待に感謝し、そして、彼らが耐え忍ばねばならなかった、暴力、人命の喪失及び思慮のない野蛮行為を嘆く。我々は、開発途上国及びその他の利害関係者との活発かつ実りの多い対話を維持していく。そして、我々は、平和的な抗議を行う人々が、各々の考

えを主張する権利を擁護する。しかし、我々は、民主的指導者として、世界に影響を与える極めて重要な問題に関する我々の議論に対して少数の暴力的な人々による妨害が容認されることは受け入れることはできない。我々の取組は今後も継続する。

次回サミット

36. 我々は、カナダのアルバータ州において来年6月26日から28日に再度会合するとカナダの首相の招聘を受諾する。
(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-28 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1989(平成元)年4月2日 ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、4月2日、ワシントンD.C.において、現在の世界経済及び金融の諸問題につき意見交換を行うため会合した。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、合意された経済政策協調プロセスに基づいて、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。昨年の成長は予想を上回るものとなり、また、そのパターンは世界的な調整に寄与してきている。インフレは1988年には一般的に緩やかなものにとどまっていたが、最近、いくつかの国でインフレ圧力が生じている。対外不均衡の大きい国においては、不均衡が縮小してきている反面、最近、調整速度が緩やかになっている。為替レートは総じて安定している。

大臣及び総裁は、インフレなき成長を持続させていくことが世界経済の諸問題に対処していくうえで重要であり、依然として協調プロセスにおける中心的目標であることに合意した。これらの努力が成功するかどうかは、インフレの抑制及び対外不均衡の漸次是正を引き続き進展させていくことにかかっている。大臣及び総裁は、昨年における対外不均衡の縮小を歓迎しつつも、その一層の縮小が必要であることを強調した。

経済の現状についての以上のような評価に基づき、大臣及び総裁は、引き続き努力が必要であるとの結論に達した。財政赤字及び貿

易赤字のある国においては、特に米国及びカナダとイタリアにおいて、国内バランス及び対外バランスを改善しインフレなき持続的成長を達成するうえで、金融政策を補完するために財政赤字を一層削減することが必要である。主要な黒字国においては、インフレなき内需の適切な伸びを維持し、対外調整を進めるような経済政策及び構造政策を追求すべきである。すべての国でインフレなき成長を維持するのに役立つ構造改革を行っていかなければならない。昨年を通ずる為替レートの安定は、世界経済の成長を維持し対外不均衡を縮小するという成果を達成するために貢献を行ってきているし、また、そういう成果が為替レートの安定に貢献してきている。大臣及び総裁は、調整努力を阻害するようなドルの上昇又はドルの過度の下落は逆効果となろうということで合意し、さらに、為替市場において緊密に協力していくという彼らのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、貿易の自由化をさらに進めるために、ウルグアイ・ラウンドを着実に進展させることが重要であることを再確認した。彼らは、保護主義が世界的な調整プロセスにとって危険であることを強調し、保護主義の抬頭がある場合には、いつでもこれに抵抗していくことをコミットした。より開放された国際貿易体制は、世界経済の健全性を維持するために不可欠である。

国際債務の状況を再検討するに当たり、大臣及び総裁は、いくつかの国において進展が見られたことを認識したが、深刻な問題が残っていることを懸念している。ベルリン・コミュニケにおいては債務戦略の一層の発展をみるのが奨励されたが、これとの関係でいくつかの国による最近の諸提案を議論した。

大臣及び総裁は、ケース・バイ・ケースかつ成長指向の債務戦略の主要な原則は依然有効であることに合意した。しかし、大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行と協調して、根本的かつ説得力のある経済改革を実施する国のために、新規貸出しの補完として民間銀行との合意による自発的な債務削減・利払軽減により重点をおくことにより、こうした債務戦略が強化されるべきと考えた。彼らは、これが、新たな所要資金量をより管理可能な水準

へ大幅に縮減し、次第に債務残高を縮小させることにより、国際債務問題の解決への努力に重要な貢献をすると考えた。

彼らは、IMF・世界銀行に対して、それぞれの役割の中で、持続的進歩にとり不可欠な経済改革プログラムについて債務国とともに作業を継続するとともに、この関連でMIGAの役割をも留意しつつ、新規投資を引出し、逃避資本の還流を促進するための諸施策により重点を置くことを奨励した。

また、彼らは、IMF・世界銀行に対し、その確立された原則に従って、実質的な経済改革を行うことをコミットしている国の債務負担を軽減する努力を支援するための適切な措置を採ることを奨励した。このような支援が行われる場合には、債務削減を容易にするために政策調整融資の一部を区分して扱うようにしなければならない。更に、この二機関は、大幅な債務削減・利払軽減策に対する限定的な利払支援制度の確立を検討すべきである。債務削減及び利払軽減に関する具体的な交渉は、債務国と民間銀行の間で行われるべきことからである。

大臣及び総裁は、債務問題解決における民間銀行の重要な役割を再確認した。さらに、彼らは、新規貸出しと債務削減・利払軽減メカニズムとの幅広いメニューを通じた、多様化された民間銀行からの資金支援が、健全な経済改革プログラムを支援するために必要であることに同意した。幅広い範囲に及ぶ自発的債務削減・利払軽減策を奨励するため、大臣及び総裁は、民間銀行界に対して、現在の民間銀行の融資契約にある制限的な契約条項を一定期間放棄することにつき交渉することを検討するよう奨励した。また、彼らは、金融システムの安全性と健全性を維持することと整合性を保ちつつ、債務削減・利払軽減策への不必要な阻害要因を除去するために、銀行規制・税制・会計慣行を見直すことに合意した。

大臣及び総裁は、IMFに対して引き続きパリ・クラブと積極的に共同していくことを奨励した。

大臣及び総裁は、世界経済の成長の重要性を強調した。彼らは、最後に、すべての関係者に対して、協調的に作業を進め、国際債務戦略を強化するための上記の諸点を早急に具

体化するよう呼び掛けた。

(出所)『第13回大蔵省国際金融局年報 平成元年版』(平成元年10月31日) 277-278 ページ

11-29 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1989(平成元)年9月23日 ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1989年9月23日、ワシントンD.C.において、現在の国際経済及び金融の諸問題につき意見交換を行うため会合した。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。彼らは、各国の経済が今年もまた堅調に成長しており、現在の成長は来年においても継続するものと見込まれることに留意した。更に、適切な政策の実施により物価上昇率は引き続き抑制されているが、なお警戒が必要であり、特に物価上昇圧力が続いている国において警戒が必要である。大幅な対外不均衡の削減においても、その調整速度は落ちているものの、一層の進展が見られている。大臣及び総裁は、最近数か月におけるドルの上昇は、長期的視点から見た経済の基礎的諸条件に合致しないと考えた。彼らは、当面の水準を超えるドルの上昇又は過度のドルの下落は世界経済の今後の見通しに悪影響を与えることで合意した。このような状況において、彼らは、為替市場における緊密な協力に合意した。

大臣及び総裁は、経済政策協調プロセスへの支持を再確認し、相対的に低インフレの持続的成長を7年にわたりもたらしてきた経済政策を引き続き遂行していくことの重要性を強調した。彼らは、現在米国が実施しているグラム・ラドマン法に基づく財政赤字目標を達成する措置の実行による連邦財政赤字の削減努力を奨励した。彼らはまた、カナダ、イタリアにおける一層の赤字削減と、カナダ、イタリア、英国における物価上昇を抑制する努力を奨励した。フランスは投資を促進するために引き続き貯蓄を奨励するだろう。黒字国、つまり日本及び西独は、大きな対外不均

衡を相当程度削減するために、中期的に内需の伸びと生産の伸びとの間に十分な余地を持ったインフレなき成長を推進することを目指した経済政策を引き続き採っていただろう。全ての国は、経済の効率性を高める改革を実施すること、外国商品・サービスに対してその経済を開放すること、補助金や過度の規制を減らすこと、そして貯蓄の不十分な国においてはそれを促進するための適切な手段をとることが必要である。

大臣及び総裁は、ウルグアイ・ラウンド貿易交渉を早期かつ成功裡に終結することの重要性を再確認した。彼らは、保護主義に抵抗し、開放的な多角的貿易体制を強化する決意を表明した。

大臣及び総裁は、東欧のいくつかの国、特にポーランドとハンガリーにおいて現在進行中の歴史的な出来事について討議し、より開放的で市場指向型の経済を構築しようとする計画への強い支持を表明した。彼らはポーランド政府に対し、IMFとの間で強力かつ持続的なプログラムを早期に合意するよう強く求めた。また、かれらは、このようなプログラムを、パリ・クラブのリスケを含む二国間及び多国間の行動を通じて支援する用意がある。

大臣及び総裁は、新債務戦略への支持を表明し、これまでに大きな進展がなされたことを認識した。彼らは、IMF及び世界銀行が、債務削減・利払い軽減を支援する上での実行上のガイドライン作成に当たり示した迅速かつ実効的な対応を賞賛した。

大臣及び総裁は、債務問題の解決に当たった民間銀行の中心的役割を再確認した。彼らは、更に、銀行からの多様な金融支援が、新規融資から債務削減・利払い軽減メカニズムに至る広い措置を通じて健全な経済改革プログラムを支援するために必要であることに合意した。また、彼らは、債務削減・利払い軽減措置に対する不必要な障害を除去することの観点から、金融制度の安全性や健全性と矛盾しないように、銀行規制、租税及び会計原則の見直しを行ったこと、その見直しは、このような措置を促進する手続きを明確にするのに役立ったことに留意した。

大臣及び総裁は、持続的成長、維持可能な国際収支ポジション、そして民間金融市場へ

の通常のアクセスの回復を実現するためには、債務国がマクロ経済政策及び構造政策面の改革を継続的に実施していくことが中核的的重要性を有すると、改めて強調した。彼らは、資本逃避を逆転させ外国からの投資を引きつける補完的努力が、債務削減・利払い軽減への支援を求める国に対するIMF及び世界銀行のプログラムの中で特に重要な要素であることに留意した。

大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行の今回の会合において議論される他の論点についても検討を行った。大臣及び総裁は、IMF理事会が、総務会により本年末までの決着を図るとの観点から、第9次増資についての作業を完了するように促されていることを想起した。(出所)『第14回大蔵省国際金融局年報 平成2年版』(平成2年11月30日)263-264ページ

11-30 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1990(平成2)年4月7日 パリ

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年4月7日、パリにおいて会合し、現在の世界経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行った。彼らは、前回の会合以降いくつかの国において、その経済成長がより持続的な水準に減速してきたことに留意した。しかし、力強い投資が各国経済に大きな刺激を与えているため、全体的な成長の見通しは引き続き良好、インフレも依然として抑制されており、また対外不均衡も、その程度にはばらつきがあるものの、減少してきている。

大臣及び総裁は、成長を持続させ、物価上昇率を低水準にとどめ、為替レートをより安定させるために、マクロ経済政策及び構造政策について、引き続き緊密な協調が必要であることを表明した。この関連で、彼らは、現在の物価上昇率について引き続き警戒を要することで合意した。彼らは、財政及び經常収

支が赤字である国が、財政赤字を削減し、民間貯蓄を増加させるべきである、ということについて合意した。彼らは、また、対外黒字を有する国が同時に、適切なマクロ経済政策及び構造政策を通じて、インフレなき内需の成長を促進することにより、引き続き対外調整に貢献するべきであることについても合意に達した。彼らは、また、全ての国において、適切な構造政策の活用を通じて、貯蓄が促進されるべきであることについて合意した。

大臣及び総裁は、世界の金融市場の展開、特に円の他の通貨に対する下落について、また、その世界的な調整過程に対する望ましからざる結果について議論を行った。そしてその展開について常時検討していくことを合意した。彼らは為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、数十年の中で最も深遠なものと考えられる、東欧における市場指向型経済に向けての改革を歓迎した。彼らは、改革中の国々が民間資金の流れ、情報や専門知識の交換に対する障害を取り除くことに資することにより、適切な二国間及び多国間援助を通じて進行中のプロセスの成功に貢献する意図を表明した。彼らは、これらの改革がもたらし得る効果について検討し、評価を行った。彼らは、両独経済通貨同盟が世界の成長の改善及び欧州内の対外不均衡の削減に貢献し得ることに留意した。

(出所)『第14回大蔵省国際金融局年報 平成2年版』(平成2年11月30日)264-265ページ

11-31 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1990(平成2)年5月6日 ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年5月6日、ワシントンD.C.において会合し、現在の世界経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が7カ国の最近の経済動向についての議論に参加した。

大臣及び総裁は、4月7日の会合以来の各国経済の動向及び世界の金融市場の動きについて検討を行った。彼らは為替市場が最近安定していること及び先進国の成長が継続していることを満足の意をもって留意した。しかしながら、彼らは、価格上昇圧力には引き続き警戒が必要であることに合意した。また、彼らは、パリでの会合以来円が安定してきていることには留意しつつも、現在の水準が世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないと依然として考えている。彼らは両独経済通貨同盟に向けての最近の動きについて議論し、この過程が世界的なインフレなき成長の改善と対外不均衡の是正に貢献するだろうということに合意した。この過程は、国際社会から同時に支援されている東欧の好ましい経済の展開にも貢献するだろう。

彼らは経済、通貨の展開について常時検討していくことに合意し、為替市場における協力を含め、経済政策協調についてのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結することが、開放的かつ成長する世界経済の進展のために極めて重要であることを強調した。

大臣及び総裁は、新債務戦略を引き続き強力に支持することを表明し、重債務国6カ国と民間銀行との合意を含め、これまでに大きな進展があったことに意を強くした。彼らは、ケース・バイ・ケース・アプローチへの支持と債務削減・利払い軽減のためのIMFと世界銀行の資金支援のあり方に関するガイドラインへの支持を再確認した。彼らは、債務国が

改革を継続させることの中心的重要性を改めて強調し、IMF及び世界銀行のプログラムの中で、債務国にとっての新たな資金源として、新規投資を誘引し、逃避資本を還流させるような措置を一層強調するよう要請した。

大臣及び総裁は、IMF第9次増資についても議論を行った。彼らは、50%の増資を行えば、世界経済における中心的な責任を果たすための資金をIMFに対して供給することになるとうとの点で合意した。彼らはまた、増資と不可分の一部としてIMFへの債務履行遅滞国に対する対策を強化する必要があることにつき合意した。

(出所)『第14回大蔵省国際金融局年報 平成2年版』(平成2年11月30日)265ページ

11-32 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1990(平成2)年9月22日 ワシントンD.C.

カナダ、フランス、西独、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1990年9月22日、ワシントンD.C.において会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

大臣及び総裁は、各国経済の動向と見通しについて検討を行った。彼らは、湾岸危機に伴う石油価格の上昇が、インフレと経済成長の低下という二つのリスクをもたらしていることに留意した。大臣及び総裁は、正しい政策対応は、安定を指向する金融政策と健全な財政政策から成ると考える。このような対応は、基調インフレ率が石油価格の上昇による影響を受けることを防ぎ、これによって経済成長の低下のリスクを軽減するのに役立つべきである。

湾岸危機に伴う不確実性とその石油市場へのインパクトにもかかわらず、大臣及び総裁は、各国経済におけるエネルギー効率の向上により、上昇した石油価格への調整がより良く進み、次第に石油の需給バランス改善に資すると信じる。

石油価格の動向にもかかわらず、今年、各国経済、特に欧州大陸と日本は、堅実な成長

を遂げつつあり、7カ国経済の拡大は来年も継続し、持続的成長は9年目を迎えるであろう。対外不均衡は今年さらに縮減されつつあり、内需と生産の伸びのバランスの現状と見込みは、依然調整過程を支えるものである。

大臣及び総裁は経済政策協調プロセスへの支持を再確認した。彼らは、赤字国が引き続き財政赤字を削減し民間貯蓄を増大させる努力を行うことを強く促した。彼らは、意味のある永続的な財政赤字削減を行うために、米国が予算サミットを迅速かつ成功裡に終結させることを奨励した。黒字国はインフレなき内需の持続的成長を継続しなければならない。全ての国は経済の効率性を推進する構造改革を実行する必要がある。

大臣及び総裁は世界の金融市場の最近の動向について検討した。彼らは、株式市場で株価が相当程度下落した一方で、世界的な不確実性にもかかわらず為替市場が秩序を保ってきたことに留意した。彼らは、前回の会合で当時の円のレベルが世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないと考えていたことを再び想起した。彼らは、それ以来円が上昇したことに留意し、また、今や為替相場は対外不均衡の継続的な調整と概ね斉合しているとの結論に達した。彼らは経済政策協調プロセスの一環として、為替市場における緊密な協力を継続することに同意した。

大臣及び総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、開放的で成長を続ける世界経済の推進のため、1990年中にウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの緊要性を強調した。

大臣及び総裁は、世界中の多くの国が最近の石油価格の上昇と湾岸地域の状況の経済的な帰結に影響を被りやすいことに留意した。彼らは「周辺国」に対して短期的及び中期的な経済支援を供与するために国際的な努力が行われていることを歓迎した。深刻な影響を受けている国々の問題に対処するために、彼らは、IMFと世界銀行に対して、加盟国の改革努力を支援するうえで柔軟に対応するよう、迅速に、適切な措置を採ることを要請した。特に、彼らは、IMFに対して、影響を受けている国々のため、輸出変動・偶発補償融資制

度 (CCFF) 及びIMF資金へのアクセスについて検討するよう要請した。

大臣及び総裁は、新債務戦略への支持を再確認した。彼らはベネズエラの民間銀行とのパッケージの成立に向けた最近の進展を歓迎し、ブラジルに対しては、IMFとの公式の取極を結ぶうえで、対外債権者に対する債務履行遅滞問題を解決するよう期待する。彼らは、また、民間銀行に対して新たな金融パッケージに関する交渉を開始した他の国々との交渉を迅速に進めることを期待する。彼らは、ラテン・アメリカにおける投資、成長及び債務削減を促進することを企図する「中南米イニシアティブ」を実行しようとしている米国の努力を歓迎した。

大臣及び総裁は、中欧・東欧において経済の構造改革のための努力が払われていることに留意した。彼らは中欧・東欧における積極的な経済の発展に資するであろう両独の統一と東独の市場経済への転換を歓迎した。彼らは、また、ソ連で経済改革に対して引き続き優先度が与えられていることを歓迎した。

大臣及び総裁は、重債務低中所得国に対する債務繰延べにおいて、繰延べ期間を15年に延長し、債務の株式化及び他の債務転換を許容するというパリクラブによる最近の決定を歓迎した。彼らは4カ国が既にこれらの新しい条件を利用することに留意した。大臣及び総裁は、パリクラブに対して、最貧重債務国を支援するために最近提出された提案を含め、債務負担に対処するための追加的なオプションの検討を継続することを奨励した。

(出所)『第15回大蔵省国際金融局年報 平成3年版』(平成3年9月30日)276-277ページ

11-33 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1991(平成3)年1月21日 ニューヨーク

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年1月20日と21日、ニューヨークにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加し

た。

大臣及び総裁は、各国の経済政策及び見通しについて検討を行い、この重大な時における経済政策協調への支持を再確認した。彼らは、G7諸国の経済成長は減速したものの、世界経済の拡大は続き、今年後半には経済活動が上向きになる見込みであることに留意した。彼らは、ドイツと日本の成長が依然として特に力強いことに留意した。健全な財政政策の実施は、安定指向の金融政策と相まって、世界的な金利の低下と、世界経済の強化をより容易にする環境を作りあげるであろう。彼らはまた、ウルグアイ・ラウンドの時機を得た成功裡の終結が重要であることを強調した。

大臣及び総裁はまた、湾岸戦争とソ連の動向から生じた不確実性に照らし、世界の金融市場の状況を議論した。彼らは、協力を強化し、為替市場の動向を監視していくことを合意した。大臣及び総裁は、状況に応じ、国際金融市場の安定を維持するために対処する用意がある。

(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)276-277ページ

11-34 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1991(平成3)年4月28日 ワシントンD.C.

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年4月28日、ワシントンD.C.において会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。IMF専務理事が経済の状況及び世界経済の見通しについての議論に参加した。

大臣及び総裁は、G7諸国が、経済力と責任を共有している高度に相互依存的な世界経済の一部をなすことを強調した。従って、国際的な経済政策協調を継続していくことが彼らの共通する目標である物価安定を伴った持続的成長を達成するうえで不可欠であることを再認識し、政策協調プロセスへの支持を再確認した。

このことを念頭において、大臣及び総裁は、湾岸戦争終結後の世界経済の状況と見通しに

ついて検討を行った。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。彼らはまた、最近まで力強い経済拡大が続けてきた国々において高い実質金利が継続し経済活動が減速していることに留意した。

このような背景の下に、大臣及び総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する金融・財政政策の重要性を強調した。彼らは、このような中期的戦略は、現在の見通しにおける潜在的なリスクと不確実性を減少させる最善の方法であると信じた。彼らは、世界的な貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を再確認した。彼らは、状況を緊密に監視し、そして世界経済の健全な回復及び成長を達成するために、協調プロセスの中で必要に応じて措置をとることに合意した。

貿易と成長の密接な関連に鑑み、大臣及び総裁は、また、ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの重要性を強調した。

大臣及び総裁は、また、国際金融市場の動向について検討を行い、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。

大臣及び総裁は、中・東欧における改革努力及び、ラテン・アメリカ、アフリカ及びアジアで行われている改革努力を歓迎した。彼らは、世界経済の力強い回復、及び主要先進国における市場開放がこうした努力に対して必要な支持を与えるものであることに合意した。彼らは、ソ連における困難な経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。

大臣及び総裁は、開発途上国が市場指向の改革を継続することを奨励し、IMF及び世界銀行がコンディショナリティと資金供与を通じて、こうした努力を積極的に支援することの重要性を強調した。これに関連し、彼らは、年末までにIMFの増資を行うとのコミットメントを再確認した。

(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)277ページ

11-35 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1991(平成3)年6月23日 ロンドン

- (1) カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、米国及び英国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1991年6月23日、ロンドンにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。
- (2) 大臣及び総裁は、4月の会合以来の各国経済の動向を含む世界経済の状況と見通しについて検討を行った。彼らは、世界経済の回復を示す兆候が強まりつつあることに満足の意を持って留意した。彼らは、物価安定を伴った世界経済の持続的成長は、世界経済が直面している歴史的な挑戦と機会に対処するうえで極めて重要であることに合意した。彼らは、更に、このような戦略を中期的な観点から追求することが、こうした挑戦に応じるための最善の方法であることに合意し、これとの関係で、経済政策協調への支持を再確認した。
- (3) 大臣及び総裁は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する財政・金融政策の重要性を強調した。彼らは、採られるべきアプローチは各国の状況の相違を反映する必要があることを認識した。彼らは、景気後退にある国々において、経済の回復とインフレの低下が見込まれる兆候があることに留意した。他のいくつかの国では成長が減速している一方で、他の国、特にドイツと日本においては経済活動はプラスの貢献を続けている。彼らはまた、いくつかのG7諸国及びその他の国においてとられた金利の引下げを歓迎した。彼らは、金融政策は、各国の状況の相違に応じて、物価安定を伴った持続的な成長のための諸条件を提供すべきであると信じた。
- (4) 大臣及び総裁は、貯蓄の増強を目的とする政策の重要性を強調した。大臣及び総裁は、G7のいくつかの国において、巨額の財政赤字を大幅に削減し金利低下の諸条件を改善するために重要な予算上の措置がとられたことに留意した。財政赤字削減を引き続き進めていくことは、国民貯蓄増強の

ために極めて重要である。こうした努力は、特に貯蓄率が低い国において、民間貯蓄の阻害を減少させるための措置によって補強されるべきである。

- (5) 大臣及び総裁は、また、最近の国際金融市場の動向について検討を行い、秩序ある市場の必要を考慮し、必要な場合には為替市場における適切な協調行動を通じ、緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。
- (6) 大臣及び総裁は、世界貿易の持続的な拡大は、経済の構造改革を行っている世界中の国々にとっても成長の重要な原動力であることに留意した。この点に関し、彼らは、ウルグアイ・ラウンドの迅速かつ成功裡の終結に最も高い優先度を与えた。東欧諸国及びソ連が直面している特に困難な状況に照らし、これらの国における貿易の見通しを改善する措置を考慮すべきである。
- (7) 大臣及び総裁は、東欧諸国における改革努力を歓迎した。彼らは、ソ連における経済状況に留意し、継続的な経済改革が必要であることに留意した。これらの国々が移行と根本的改革のプロセスにおいて成功することは、これらの国々にとっても、また世界経済の成長にとっても有益である。
- (8) 大臣及び総裁は、また、G7諸国において経済効率を高めるための措置をとることは世界経済の回復と物価安定に対し、重要な刺激となるであろうことを強調した。そのような措置はまた、それぞれ独自の改革を実施している改革中の諸国に力強くかつ明確なシグナルを送りうるであろう。彼らは、各国経済の機能改善のため、諸規制及び構造政策の見直しを行うことの必要性につき合意した。

(出所) 『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日) 277-278ページ

11-36 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1991(平成3)年10月12日 バンコク

- (1) カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀

行総裁は、1991年10月11日及び12日、バンコクにおいて会合し、現在の国際経済及び金融上の諸問題につき意見交換を行った。また、IMF専務理事が多角的サーベイランスの議論に参加した。

- (2) 大臣及び総裁は、各国経済の動向と見通しについて検討を行った。総じて見ると、1991年におけるG7諸国の成長はこれまでのところ弱かった。本年前半には各国間で景気循環の局面における相違が存続した。彼らは、米国及びカナダにおいて景気回復が進んでいる一方、英国が景気回復に向かっているということに留意した。彼らは、また、イタリアとフランスにおいて成長が好転すると見込まれることに留意した。日本とドイツにおいては、1990年の高めのペースからより持続可能な成長への減速が見られる。インフレ圧力は、より緩やかなペースの経済活動、石油価格の低下その他の要因を反映して、大部分の国、特に景気後退にある国において緩和した。インフレ圧力は、大部分の国において今後一層緩和すると見込まれる一方、その他の国では依然として強く残るものと予想される。彼らは、近年見られた対外不均衡の大幅な縮小を歓迎し、非常に大きな不均衡の再現を見ないことの重要性に留意した。彼らは、物価安定を伴った世界経済の持続的成長という共通の目標を達成するために不可欠なものとして、経済政策協調を引き続き支持していくことを再確認した。
- (3) 金利は、各国における経済状況の相違により、最近数カ月の間に、日本、英国、カナダ、米国、フランス及びイタリアにおいて低下する一方、ドイツにおいては概ね変わっていない。大臣及び総裁は、財政・金融政策が、各国の状況の相違を反映しつつも、中期的な観点から、実質金利の低下及び物価安定を伴った持続的な成長の基礎を提供することの重要性を強調した。
- (4) 大臣及び総裁は、世界的な貯蓄増強の重要性に留意した。彼らは、いくつかの国においてとられた予算上の措置の完全な実施が、巨額の財政赤字の大幅な削減のために不可欠であることを強調し、すべての国が非生産的な支出を抑制する必要性を強調し

- た。彼らは、これとあわせ、民間貯蓄の障害の除去が重要であることを再確認した。
- (5) 大臣及び総裁は、国際金融市場の動向について検討を行い、最近の為替市場の動きは対外不均衡の継続的な調整と概ね斉合しているとの認識で一致した。また、彼らは、為替市場において緊密に協力することのコミットメントを再確認した。
- (6) 大臣及び総裁は、最近いくつかの証券・金融市場で不祥事が明らかになったこととの関連で、証券・金融市場及び金融システムに対する信頼性を保持していく目的で、効果的な再発防止策を講じていくことの必要性を確認した。
- (7) 大臣及び総裁は、債務国の対外的自立性の維持を目的とする世界的な債務戦略への支持を再確認した。最貧重債務国については、彼らは、より譲許的な債務リストラクチャリングの必要性を認めた。従って、彼らは、トロント・スキームでの債務救済をかなり上回るケース・バイ・ケースの追加的な救済措置をどうすれば迅速に実施しうるかにつき、パリクラブが引き続き検討するよう求めた。
- (8) 大臣及び総裁は、開発戦略における市場指向型アプローチの重要性に関連し、開発途上国が民間資金流入を促し、活力ある民間部門を振興し、投資環境の改善を行うことが不可欠であることに留意した。彼らは、適切な経済政策運営に補完された民間活力の重視が、例えばアジア地域で観察されるように、多くの国における経済的な成功の源泉であることを認識した。彼らは、中南米及びカリブ諸国における投資に係る諸制度の改革を支援する上で、多国間投資基金(MIF)が重要であることにつき合意し、MIFの活動開始のために現在とられつつある措置を歓迎した。
- (9) 大臣及び総裁は、IMFと世界銀行が包括的な経済改革を支援するに当たり、体系的にその責任を果たしていくためには、十分な資金を持たなければならないことを強調した。この点に関し、彼らは、1991年末までにIMFの第3次協定改正の批准とあわせ第9次増資を実現するというコミットメントを再確認し、また、他のすべての国に対

し必要な措置をとるよう促した。

- (10) 大臣及び総裁は、市場アクセスの改善と世界貿易の持続的な拡大が世界経済の成長の基礎であり、特に市場指向型の改革を行っている国々にとって不可欠であることに留意した。この点に関し、彼らは、ウルグアイ・ラウンドを迅速に、かつ成功裡に終結させることの重要性を再び強調した。
- (11) 大臣及び総裁は、ソ連における現在の経済状況及び進行中の経済改革努力について検討を行った。彼らは、本夕非公式の意見交換を持つべく、ソ連の代表を招待した。
- (出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)278-279ページ

11-37 G7会合(ソ連関係)のコミュニケ

1991(平成3)年10月13日

1. 大臣及び総裁は、ソ連で進展している歴史的な事態を討議するためにソ連の代表達との会合を昨日及び本日の二回持った。これらの会合はソ連経済の現状及びソ連における改革努力の状況に関し、ソ連と直接意見交換を行うための貴重な機会であった。
2. 大臣及び総裁は連邦及び共和国が深刻な経済的・金融的問題に直面していることを認識した。大臣及び総裁はソ連の市場指向経済への移行努力をレビューした。この関連で、大臣及び総裁は最近行われたIMFとの特別提携関係の締結及び世界銀行における技術支援基金の設立を歓迎した。大臣及び総裁は国際金融機関の協力を得て適切な調整・改革政策を実施していくことの重要性を強調した。
3. ソ連の代表達はソ連が直面している現下の経済的困難について説明するとともに食糧・医療のための人道的支援の分野においてG7及びその他の諸国が採りつつある措置を歓迎した。
4. 大臣及び総裁並びにソ連の代表達は、ソ連の国際収支の状況についても議論を行った。この関連で大臣及び総裁は、連邦及び共和国が国際的な信用維持及び新規信用へのアクセスを確保するために必須である次の事項を含む基本的な問題を解決しようと

していることを強く支持した。

—包括的な経済プログラムの導入

—あらゆる債務の期限通りの返済についての連邦当局及び共和国当局の双方による明確なコミットメント

—連邦及び共和国が既往及び将来の債務に係る責任を遂行するための実務上のフレーム・ワークの確立

—ソ連の経済・金融データの完全な開示

5. 大臣及び総裁は、ソ連において、経済共同体を創設する条約の実施のための諸措置を含め、より開放的で民主的な政治体制の採用と広範な経済改革の開始により、連邦と共和国との財政金融上の関係が再構成されつつあることを認識した。大臣及び総裁は、こうした進展を歓迎し、その進展が金融面の不確実性の高まりの中で起こっていることに留意した。ソ連の代表達は、上記第4パラグラフの枠組みの中でソ連が経済・金融上の問題に対処するのを主要先進国が助けるよう、引き続き対話を続けていくことを要請した。そのため、大臣及び総裁は、これらの事項に対処するための具体的なアプローチについて討議するため、G7蔵相代理を近くモスクワに派遣することに合意した。

(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)279-280ページ

11-38 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1992(平成4)年1月25日 ニューヨーク

- カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、1月25日、ニューヨークにおいて会合し、世界経済の成長を強化するための協調的努力を強めることに合意した。大臣及び総裁は、現在行われている経済政策協調プロセスの一環として、IMF専務理事の参加のもと、世界経済動向についてレビューするとともに、旧ソ連の状況についてレビューした。
- 大臣及び総裁は、前回のG7会合以来、経済活動が弱まったことに懸念を表明した。

高い成長率からの減速の過程にある国もある一方、早期回復の兆しが継続されなかった国がいくつかあり、この十年間に達成された雇用の増加に悪影響を与え、新たな保護主義の危険を高めている。消費者及び企業のコンフィデンスは引き続き弱く、経済活動の回復を遅らせている。

3. しかし、大臣及び総裁は、多くの国において経済活動を抑えていた要因は消失しつつあり、世界成長の増進のための条件が存在していることを確信している。インフレ期待は大幅に緩和され、また、いくつかの国を例外として、価格・賃金上昇圧力は顕著に低下してきている。長期金利は、すべての国で低下してきており、いくつかの国では大幅に低下している。原油価格は引き続き安定している。
4. 回復のプロセスを強化するため、大臣及び総裁は、現在の状況では、各国経済のインフレなき成長のための条件を向上させ、それによって世界経済を強化するための協調的努力を強める必要があることに合意した。そのようなことから、大臣及び総裁は、経済的なコンフィデンスを回復するための環境を創出する安定的な政策の枠組が提供されるべきであることに合意した。彼らは、適切な枠組は、中期的な観点からの物価安定を伴った持続可能な成長に向けられた財政・金融政策という枠組であることを強く確信した。このような財政・金融政策は、景気回復を支え、失業の低下をもたらすようなより低い金利及び生産的投資のための不可欠の条件である。
5. 大臣及び総裁は、1980年代の世界経済の良好なパフォーマンスに貢献した政策協調プロセスへのコミットメントを再確認した。彼らは、世界の貯蓄を高める必要性を再確認した。彼らは、先進国、開発途上国双方の経済を支援するために、開かれた、効率的な世界市場を維持する必要性を強く主張した。彼らは、ウルグアイ・ラウンドの満足できる終結は民間部門のコンフィデンスを向上させ、世界経済の成長に極めて重要な貢献をすることを強調した。本年末のEC単一市場の完結及びマーストリヒトでの最近の決定によって、欧州の経済成長の

- ためのファンダメンタルズが一層強化されるであろうことが認識された。
6. 個別国の経済政策に関しては、大臣及び総裁は、各国が物価安定を伴った持続的成長のための条件を促進するような財政・金融及び構造政策を実施することで合意した。個別の政策ミックスは各国の状況に応じ異なったものとなろう。財政政策に関しては、大臣及び総裁は、いくつかの国では、コンフィデンスを向上させた生産性を高めるべく策定された明示的な措置によって公共支出の配分を改めうることに留意した。また、彼らは、大きな財政赤字及び高水準の公的債務の存在する国では、国民貯蓄を高め、実質金利を低下させる手段として引き続き財政再建のための中期的努力を行う必要があることを強調した。
7. 金融政策に関しては、大臣及び総裁は、過去一年間に多くの国でインフレ情勢が好転したことを認識した。金融政策は、インフレの低下に関して現在までに達成された成果を保持しつつ、持続可能な成長のために資金を供給するのに適切な余地を提供するような方向に向けられるべきである。将来、予想以上にインフレ情勢が好転するような国では、物価及び為替相場安定へのコミットメントを損なうことなく金融情勢及び金利を緩和させる基礎を有することになるかもしれない。
8. 大臣及び総裁は、現在ドイツにおいて行われている公的部門の借入必要額縮減のための努力を歓迎し、賃金上昇緩和の期待を表明した。これらは、ドイツにおける物価上昇圧力の緩和に資するであろう。
9. 構造政策に関しては、大臣及び総裁は、硬直性を小さくし、市場原理を強化し、各国経済及び世界経済全般の効率性を高めるために引き続き改革を行う必要性を強調した。
10. 大臣及び総裁は、各国の経済政策を、上記の動向及び目的に照らしレビューした。米国は、大統領の一般教書の中で、成長と競争力を強化するための包括的なプログラムを発表する。このプログラムは、消費者のコンフィデンスを改善するための措置、貯蓄・投資に対するインセンティブ及び研

究・開発費の増加を含むこととなろう。これらの措置は、1990年の予算法に定められた、pay-as-you-goの義務を遵守する形で講じられる。

日本国政府は、厳しい財政状況の下で、国、地方を通じた公共投資の増加により内需を強め、政府開発援助（ODA）等により世界に貢献することを目指した1992年度予算及び財政投融资計画を国会に提出した。予算及び財政投融资計画の国会における早期成立が期待されている。日本銀行による最近の公定歩合の引下げの決定も物価安定を伴った持続可能な成長の維持を目指したものである。

カナダにおいては、景気後退からの回復は遅れ気味だが、インフレはかなり低下した。インフレ及びインフレ期待の低下に伴い、金融情勢は緩和してきている。インフレに関する良好なパフォーマンスは、持続可能な経済の回復を促進する低金利のための金融面での重要な基盤となっている。カナダ政府は、競争力を高め、成長と雇用見通しを向上させ、コンフィデンスを改善するため、職業訓練制度を含む諸施策に焦点を当てつつ、財政赤字削減及び歳出抑制を目指す中期的政策を引き続き実施する。

フランス政府は、金融の安定及びインフレなき成長、そして一層の雇用の創出に向けた経済政策運営を目指す。成長率は昨年の春以来上昇し、インフレ率は低下してきている（1991年は3.1%）。成長を支えるため、公共支出の抑制は過度に厳しくならない程度に行われており、財政赤字は当初の1992年の見込みにより大きくなる。法人税の減税、先端技術産業の促進、中小企業の強化、企業の資本強化のために策定された措置及び職業訓練と徒弟制度の発展も成長に資することとなろう。

英国においては、基調インフレ率が引き続き低下し、過去一年間に金利が大幅に下がっており、成長の回復の条件は整えられてきている。英国政府は、ERM内でのポンドの平価を維持すること及び近いうちに狭いバンドへ移行することに引き続きコミットしている。一方、財政政策については、景気循環過程全体を通して財政の均衡

が達成されることが引き続き目標とされる。これらの政策により、また、構造改革の効果が引き続き出てくることにより、低いインフレを伴った持続的成長が見通されている。

ドイツにおいては、依然として力強い成長が見込まれている。東独地域に対する投資促進策の効果はますます明白になりはじめている。7.5%の所得税の付加税の1992年半ばでの打ち切り及び現在計画されている家族に対する減税は、民間消費を増加させるであろう。特別なインセンティブの導入により、住宅建設が刺激されるであろう。投資活動を更に活発化させるために法人税制が改革されることになっているが、そのための最初の措置は1992年に予定されており、一段の措置が本年末まで決定されるであろう。財政ポジションへのありうべき影響を軽減するため、そして更なる借入れ必要額が発生するのを避けるため、他の歳出は、防衛費及び補助金支出を含め、削減されるであろう。中期的な財政再建政策の継続は、マネー・サプライ及び信用の需要の力強い伸びからの鈍化、更には賃金上昇圧力の緩和と物価安定の回復ともあいまって、金利低下のための余地を作りだしう。

イタリアにおいては、インフレの一層の低下及び持続可能な成長の回復が、経済政策の双子の目的である。この目的のためには、金融・為替政策に係る現在のスタンスを維持していかなければならない。財政赤字の削減は、財政政策の基礎であり続ける。政府は、1992年の予算の履行を緊密に見守り、必要となり次第修正措置をとるであろう。大臣及び総裁は、公共部門における賃金を予算法の限度内に抑え込み、経済における政府の規模を縮減するとイタリア政府の決意を歓迎した。

11. 大臣及び総裁は、外国為替市場の動向についてもレビューした。経済政策協調に関し、彼らは、近年のG7諸国の努力がより安定的な為替市場に貢献したことに留意した。彼らは、市場の動向を引続き見守っていくことに合意し、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。これらは、安定的な為替市場と経済回

復にとって好ましい条件に資することとなる。

12. 大臣及び総裁は、旧ソ連の状況及びいくつかの独立国家によって最近実施された改革措置について議論した。彼らは、旧ソ連経済の移行が困難かつ長引くプロセスであろうことを認識する一方で、改革プロセスが平和裡に進んでいることを歓迎した。改革プロセスは、旧ソ連のメンバーであった国が相互に協力し、自由貿易を維持し、効率的な管理体制を創設する場合にのみ成功しえよう。経済改革は、IMFとの緊密な協力のもとで策定・実施されなければならない。さらに、返済延期の対象となっていない債務・利払い義務の履行の継続を含め、G7と8共和国との間で1991年11月に署名された了解覚書(MOU)の完全な遵守は、信用力の維持及び今後の金融的支援にとっての前提条件である。

13. 大臣及び総裁は、バルト三国、ロシア、アゼルバイジャン、ウクライナ、カザフスタン及びアルメニアがIMFへの正式加盟を申請したことに留意した。彼らは、申請が現在審査されている国で加盟要件を満たす国について、加盟手続きの完了のために必要とされるアレンジメントが春の会合までに完了するようIMFが迅速に行動することを要請した。

(出所)『第17回大蔵省国際金融局年報 平成5年版』(平成5年9月30日)249-250ページ

11-39 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1992(平成4)年4月26日 ワシントンD.C.

1. カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国の大蔵大臣及び中央銀行総裁は、本日、ワシントンD.C.において会合した。大臣及び総裁は、物価安定を伴う世界経済の成長を強化するための協調的努力を強めることについての1月25日の合意に照らし各国経済の動向を検討し、この目的に向け一層の措置を採ることの適切性につき検討した。IMF専務理事がこの議論に参加した。

2. 大臣及び総裁は、いくつかのG7諸国において景気回復の一層の兆しが現れていることに留意した。ほとんどのG7諸国においてインフレは大幅に低下し、インフレ上昇圧力も引き続き鎮静化している。いくつかのG7諸国では、短期金利が大幅に低下してきている。消費者及び企業の負債問題も小さくなりつつある。いくつかの国には引き続き不均衡が存在するが、ほとんどの国では対外不均衡は大幅に縮減しつつある。
 3. しかし、大臣及び総裁は、本年のG7諸国全体の経済活動は潜在力を下回り、成長は失業の減少を達成するには不十分であるかもしれないことを引き続き懸念した。回復が依然遅れている国がいくつかある一方、以前には比較的力強い成長を示していたいくつかの国では成長が顕著に減速してきている。彼らは、消費者及び投資家のコンフィデンスを強化し、インフレなき持続的成長を回復することが、雇用を増大し、途上国における成長を促進するとともに、東欧の新生民主国家及び旧ソ連の新しい独立国による市場経済への成功裡の移行を助け、更に、開放的な世界貿易システムを維持する上で不可欠であることにつき合意した。
 4. このような背景の下、大臣及び総裁は、世界の成長を強化するという観点から、各国の経済政策をレビューした。財政政策については、彼らは、必要とされる投資を促進するため、政府の民間貯蓄に対する需要を削減することの重要性を強調した。その関連で、彼らは、大きな財政不均衡を有するすべての国において、信頼できる中期的な再建戦略を通じて財政赤字を削減する必要性を強調した。このことは、長期にわたる財政不均衡が存在する国及び例を見ない厳しい調整に取り組んでいる国の双方にとって重要である。特に、大きな財政赤字、比較的高いインフレ、過剰な賃金上昇及び緊縮的な金融政策を伴う国は、成長を促進するためにバランスのとれた政策アプローチをとるべきである。成長が弱く大きな財政赤字を抱えている他のいくつかの国では、中期的な財政再建努力を損なうような措置は避けるべきである。財政上の不均衡が抑えられてきており、景気後退が回避されて
- いる国においては、公的支出のコントロールを維持しつつ、中期的によりよい成長に資するよう適切な措置を目指すべきである。大きな黒字があり、かつ、成長が落ちている国においては、政策決定者は適切な措置を通じて内需を強化する可能性を念頭に置いておくべきである。
 5. 金融政策については、大臣及び総裁は、ほとんどのG7諸国においてコスト及び価格圧力が低下し、いくつかの国ではそれにより金利の大幅な低下がもたらされてきていることを歓迎した。それにもかかわらず、実質金利は引き続き高く、世界の投資及び成長を妨げている。彼らは、過剰な賃上げ圧力を抑制しつつインフレの面において良好な成果を生むことと財政再建を進展させることが金利の一層の低下の基盤を提供するであろうとの見解を示した。
 6. 大臣及び総裁は、経済効率を向上させ資源配分における市場の役割を促進させるような構造改革を、すべての国が積極的に進める必要性を強調した。彼らは、とりわけ補助金及び硬直性の削減が必要であることを強調した。そのような政策は、経済が拡大するにつれ、インフレを伴うことなく一層高い率の成長を可能にするであろう。市場アクセスの改善及び世界貿易の持続的拡大も、成長の向上に資するであろう。この関連で、彼らは、ウルグアイ・ラウンドを早期かつ成功裡に終結させる重要性を再び強調した。
 7. 大臣及び総裁は、為替市場の動向についてもレビューした。為替市場は、最近数カ月総じて安定しているが、しかし、彼らは、前回の会合以来の円の下落は調整プロセスに貢献していないことに留意した。彼らは、引き続き市場の動向を見守っていくことに合意するとともに、為替市場において緊密に協力するとのコミットメントを再確認した。これらは、景気回復の促進に資することとなる。
 8. 大臣及び総裁は、旧ソ連の新共和国のIMF及び世界銀行への早期加盟を歓迎した。彼らは、それらの共和国が市場原理に基づいて経済の安定と改革を図るという政策を採用していることの重要性を強調した。彼

らは、それらすべての新共和国に対し、市場経済のための適切な法律的枠組を整備することを促した。彼らは、それらすべての新共和国に対し、国際機関によって支援されうる経済調整プログラムの策定を迅速に進めていくことを求めた。大臣及び総裁は、G7諸国が、これら新生独立国家が効果的に広範な市場改革を遂行していくことに対し、支援する用意があることを強調した。彼らは、信用能力を回復すること、特に、債務支払義務を遵守することによりそうすることの重要性を強調した。彼らは、対外債務に関する了解覚書(MOU)に新共和国が追加的に署名を行ったことを歓迎した。

9. 大臣及び総裁は、旧ソ連や世界の他の地域で起こっている歴史的変化を支援するため、IMFが十分な資金を有するべきであると確信している。従って、彼らは、すべてのIMF加盟国に対し、合意されたIMF増資及び関連する第3次IMF協定改正を実現するための所要の措置を早急に執ることを強く求めた。
10. 大臣及び総裁は、EBRDの責務の重要性を強調した。彼らは、EBRDが、そのエネルギーに関する業務において原子力発電の安全性に優先度を置くとの意図を歓迎した。彼らは、EBRDが東欧及び新共和国の経済改革を支援すべきであるとの信念を強調した。彼らは、EBRDは、民間部門の発展及び国有企業の民営化のための現行の密度の濃いプログラムに努力を集中させることにより、この目的を最もよく実現することができると考えている。
11. 大臣及び総裁は、第三世界諸国がその開発を継続することの重要性に留意し、途上国の成長見通しに関する最新の予測を歓迎した。彼らは、最近のアルゼンチンに関する債務合意を含め国際債務戦略における進展を歓迎するとともに、その他の国と民間銀行との交渉においても結論を得よう促した。大臣及び総裁は、バリ・クラブが、最貧国に対してケース・バイ・ケースで強化された債務救済を導入すると合意を最近実施したことを歓迎し、いくつかの低所得国の特別な状況に関するケース・バイ・ケースでの継続的な検討を行っていく

ことに留意した。

(出所)『第17回大蔵省国際金融局年報 平成5年版』(平成5年9月30日)250-251ページ

11-40 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1992(平成4)年9月19日 ワシントンD.C.

大臣及び総裁は、ミュンヘン・サミットでの、各国首脳による、インフレを再燃させることなく世界の成長を強化するとのコミットメントを再確認した。その後、景気回復を強化するため、多くの国における金利の引下げ、並びに日本が最近発表した景気刺激のためのパッケージを含む多くの措置がとられた。これらの措置は、世界の景気回復を強化するとともに、為替市場における一層の安定に資するであろう。

大臣及び総裁は、最近の世界金融市場の変動について懸念を表明した。彼らは、安定的で永続的な為替レートの関係を回復することの重要性につき合意した。大臣及び総裁は、引き続き協力し、各国の経済・金融状況を注意深く見守るとともに、持続的な成長及び一層の通貨の安定を達成するため必要に応じ適切な追加的措置をとるであろう。

大臣及び総裁は、ロシアの代表とも会合し、ロシアの改革プログラムにつき議論した。彼らは、ロシアが包括的な経済改革を実施するための努力を強化することを要請した。また、彼らは、世界銀行が、ロシアに対する二国間及び多国間の技術支援につき議論するための技術支援サポート・グループを設けることを要請した。

(出所)『第17回大蔵省国際金融局年報 平成5年版』(平成5年9月30日)266ページ

11-41 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1993(平成5)年4月29日 ワシントンD.C.

1. インフレなき持続的成長の回復は、国内・国際経済上の諸課題に取り組むという我々の努力にとって極めて重要である。そ

- れは、より多くの国民に職を与え、失業から救い出し、強い社会的要請に応えるための経済的余裕を生み出し、拡大しつつある貿易不均衡及び保護主義圧力を削減させることに資することとなろう。それは、将来の成長を高めるための投資の機会を増やすことに資することとなろう。
2. 成長を高めるための我々の努力は、それぞれの置かれた異なる経済状況を反映するものでなければならない。しかし、インフレなき持続的成長の強化という各国の目標は、国際的な利益とも合致するものである。我々はこれらの目標を追求するために経済政策協調プロセスにおいて協力していくこととする。この目的に向けて、我々はお互いに緊密に話し合い、各国において現在とられつつある以下のようなアプローチについて合意した。
- ・北米においては、景気の回復が始まっており、インフレは引き続きコントロールされている。米国及びカナダは、主に財政赤字の相当規模の削減を通じて国内貯蓄・投資の改善を図る措置を実施しつつある。このことのプラスの効果は、長期金利の相当の低下という形ですでに現れてきている。
 - ・欧州では、いくつかの国では民間の需要は弱く、失業が上昇しており、また他の国では景気回復は始まったばかりであるが、エジンバラの欧州首脳会議で合意された「欧州成長イニシアティブ」が現在実施に移されつつある。ほとんどの国において金利は以前の高水準から低下してきている。中期的財政再建築の実施と労働コスト及びインフレ圧力の抑制によって、一層の金利低下の余地が生じ、成長にも大幅な貢献をするであろう。
 - ・日本においては、国内需要が低迷してきていることを受けて、大幅な追加的経済対策が発表された。こうした対策は、内需中心のインフレなき持続的成長という重要な目標に向け、歓迎すべき貢献となるものであり、大幅な対外不均衡の削減にも貢献することとなろう。
3. 国際的貿易システムの一層の開放は、世界の成長を最大限にする上で不可欠である。

- 成長戦略を成功させるためには、ウルグアイ・ラウンドの早急かつ適切な착着が必要である。保護主義は、成長を損なうものであり、それに抵抗することが求められている。
4. 我々の経済の長期的成長の潜在力を強化し、失業を減らすためには、各国の異なる状況を反映した広範な構造政策をとることが必要である。これには、労働市場の改革及び様々な市場の柔軟性を高めること、貯蓄・投資を増大させるための措置を執ること、政府支出を物的・人的資本への投資に重点を置くものとする、医療コストの増加の抑制を図ること、人口の高齢化が経済に与える影響に対処することが含まれる。これらの問題については、東京サミットにおいてG7の蔵相から首脳に対して報告がなされることになっている。
5. 健全なマクロ経済政策、構造改革、そして開放的国際貿易システムに基礎を置いた、インフレなき成長のための協力的戦略は、為替市場が経済的ファンダメンタルズをよりよく反映するような条件を作り出し、維持することにも役立つであろう。構造改革は、我々の経済の柔軟性を高め、国際的な動向に対する国内の速やかな調整を促し、また、その結果、対外バランスを回復させるために必要とされる為替レートの変動を小さくさせることにもなる。
6. 我々は、為替レートは経済のファンダメンタルズを反映すべきであること及び過度の変動は望ましくないことに合意した。我々は、最近の為替市場の動向についてレビューし、為替市場において引き続き緊密な協力を行っていくとのコミットメントを確認した。
7. 我々は、ロシアの国民投票の結果を歓迎する。この結果は、変革への信託であるとともに、エリツィン大統領及び彼の政府による民主主義と経済改革へのコミットメントを、大多数が支持することを示したものである。我々は、ロシアが、今や物価の安定と民間企業の育成・促進のための一層の措置を実施していくことを強く望んでいる。そのような措置によって、ロシアは、先に今月東京でG7が発表したロシアの改革に

対する多国間支援パッケージを十分に活用することが可能となろう。この関連において、我々は世界銀行の石油復旧融資についての交渉の成功及びIMFの新しい体制移行ファシリテーターの創設についての早急な措置を歓迎する。

(出所)『第18回大蔵省国際金融局年報 平成6年版』(平成6年11月16日)243-244ページ

11-42 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 (仮訳)

1995(平成7)年4月25日 ワシントンD.C.

1. 大臣及び総裁は、現在の世界の経済及び金融の状況及びナポリ・サミットにおいて開始された国際経済機関の見直しに関連した問題について意見交換を行った。大臣及び総裁は、また、ECの代表とともに、ロシア当局者との間でロシア連邦の動向についてレビューした。
 2. G7の最近の経済パフォーマンスのレビューにおいては、彼らは、G7経済の最近のパフォーマンスが心強いものであることに合意した。ほとんどの主要先進国において、成長は予想されたよりも力強く、幅広い基礎を有する現在の景気拡大は雇用の拡大に貢献するであろう。景気回復が広がりを見せるとともに、経済成長のパターンは、対外不均衡の調整を促進することに役立つであろう。
 3. 物価の安定の達成・維持につながるような条件を確立する点については、重要な前進がなされた。大臣及び総裁は、政策は、引き続きインフレなき成長を持続させるという目標に向けられるべきであることに合意した。この目標は、金融市場の安定にも資するであろう。
 4. かなりの国において財政不均衡は縮小されてきた。しかし、より低い長期金利につながるような条件を確立し、よって、経済成長が継続することを支えるため、多くの国において、貯蓄率を引き上げ、金融市場における信認を改善するための一層の努力が必要となろう。このような見地から、各国政府は、現在の財政再建の努力を実施し、
- 必要に応じそれを強化することが必要である。
5. 大臣及び総裁は、為替市場における最近の動向について懸念を表明した。彼らは、また、最近の変動は、主要国における基礎的な経済状況によって正当化される水準を超えていることに合意した。彼らは、こうした変動を秩序ある形で反転させることが望ましいこと、また、そのことが国際的な貿易・投資の拡大を継続させることのより良い基礎を提供し、インフレなき持続的成長という我々の共通の目標に資するであろうということについても合意した。彼らは、更に、内外の不均衡を縮小する努力を強化するとともに、為替市場において緊密な協力を継続することに合意した。
 6. 年次経済サミットへ向けた準備の中で、大臣及び総裁は、ブレトンウッズ機関に対する強力な支持を再確認し、また、これらの機関が今日の世界経済の課題に対応するために、その役割をどのように適応させるかについて議論した。このような見地から、彼らは、最近のメキシコの金融問題からどのような教訓が引き出せるかについてレビューした。持続的な成長と雇用、金融の安定性の維持、及び、持続的な開発の促進に向けての進展の継続を容易にするために望ましいアプローチについて、広範な議論を行った。
 7. 大臣及び総裁は、チュバイス第一副首相をはじめとするロシアの経済当局者と会い、ロシア経済について意見交換を行った。彼らは、68億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極による支援に基づくロシアの経済改革プログラムを歓迎するとともに、このプログラムが、ロシア経済の持続的な安定化の達成及びロシア経済の将来にとって重要な鍵となるエネルギー部門の自由化を目標としていることに賛意を示した。大臣及び総裁は、ロシアが、早急に、その大規模な民営化プログラムの第二段階を進めるとともに、民間部門を支援するために必要な法制度を整備することを強く求めた。最後に、彼らは、ロシアが1995年の経済プログラムを確実に実施することが、ロシアにおける改革の将来に対するロシア国民及

び外国投資家の信託を確立する上で、不可欠なものであることに留意した。彼らは、残された全ての二国間合意の締結を条件として、公的債権国に対し、1995年に期限の到来するロシアの債務返済につき適切なリスケジュールを行うことを慫慂した。彼らは、また、公的債権国に対し、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的なリスケジュールの可能性を指向するような強力なグッドウィル条項を含ませることを慫慂した。

8. 大臣及び総裁は、ウクライナが、15億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極に達したことに対して祝意を表明した。この取極は、ウクライナにおける1995年の野心的な経済改革目標を支援するであろう。これは、また、必要なエネルギー部門改革を容易にし、それにより、チェルノブイリ原発を早期に閉鎖するための基礎をなすものである。大臣及び総裁は、現在継続しているウクライナの経済改革に対する支援を今後とも継続する旨を表明する。

(出所)『国際金融年報 平成8年版』(平成9年3月31日)242-243ページ

11-43 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明 1995(平成7)年10月7日

1. 大臣及び総裁は、現在の世界経済・金融情勢をレビューし、ハリファックス・サミットにおいて首脳から要請された、国際金融機関の改革の実施の進捗を評価するために、本日、1995年10月7日に会合した。また、大臣及び総裁は、ECの代表とともに、ロシア連邦の経済政策について議論を行うため、ロシア当局者と会合を持った。
 2. 大臣及び総裁は、ほとんどの国において、経済成長の継続及び雇用の拡大のための条件は整っており、インフレは十分抑制され、または下降していることに合意した。過去数か月のうちに発表され、または実施された建設的な金融・財政上の政策措置、及び4月の会合以来の為替相場の大きな流れは、経済見通しの改善に貢献してきている。
 3. 大臣及び総裁は、持続的なインフレなき成長を引き続き政策目的とすべきであること
- とに合意した。持続的かつ確固たる景気の拡大は、雇用の創出、対外不均衡の縮小、金融市場の安定につながるであろう。
 4. 大臣及び総裁は、いくつかの国においては、財政赤字削減につき顕著かつ持続的な進展が見られ、その他の国においても包括的財政赤字削減策が既に開始され、又は近い将来開始されようとしていることを認識した。彼らは、また、それぞれの国において、貯蓄を促進し、より高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。
 5. 大臣及び総裁は、彼らの4月の会合に始まった主要国通貨の動きに見られる秩序ある反転を歓迎した。彼らは、基礎的な経済ファンダメンタルズと整合的なこうしたトレンドが将来も継続することを歓迎するものである。彼らは、不均衡を縮小し、為替市場において緊密に協力するというコミットメントを再認識した。
 6. 大臣及び総裁は、危機を予防し、必要に応じ危機に対応するための能力を含む国際通貨体制の強化という、ハリファックス・サミットにおいて首脳から与えられたマンデートの実施のために現在行っている努力をレビューした。彼らは、ハリファックス・サミットにおいて重要性が認識された、データ公表、サーベイランス、緊急融資、国家レベルの流動性危機に対処するための手続きのレビュー、金融市場規制、マルチ債務、経済・政治危機から復興しつつある諸国についての協調等の分野における進展を期待する。
 7. 大臣及び総裁は、ボスニアにおける包括的な和平合意の促進のための外交努力に留意した。大臣及び総裁は、IMF及び世界銀行に対し、国際社会が、諸条件が整い次第迅速かつ柔軟に、かつ適当な条件で対応できるよう、必要な資金需要の徹底したアセスメントを早急に実施することを求めた。
 8. 大臣及び総裁は、ECの代表とともに、チュバイス第一副首相をはじめとするロシアの当局者と会合した。彼らは、今年のロシアの力強い政策パフォーマンスの成果が、より一層明確になりつつあることに合意し

た。こうしたロシア当局の政策は、IMFの68億ドルのスタンド・バイ取極及びパリクラブの64億ドルの債務繰延べにより支援されてきた。大臣及び総裁は、ロシアに対し、経済安定化プログラムを遵守し、民営化をはじめとする構造改革を強化しよう求めた。彼らは、また、ロシア及びIMFに対して拡大信用供与措置取極（EFF取極）について作業を進めることを求めた。彼らは、スタンド・バイ取極の成功裡の継続的な実施を基礎として、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的リスクに関する交渉を今秋半ば以降開始する用意があることを再確認した。

(出所)『国際金融年報 平成8年版』(平成9年3月31日)251-252ページ

11-44 7カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明 (仮訳)

1997(平成9)年4月27日 ワシントンD.C.

1. 我々7カ国の大蔵大臣と中央銀行総裁は、世界経済と金融市場の最近の動向をレビューするため、本日会合した。

マクロ経済情勢

2. カムドゥッシュIMF専務理事とともに、我々は7カ国の経済見通しを検討し、政策上の要請について意見交換を行った。

3. 7カ国の経済においては、持続的かつ均衡のとれた拡大の維持・達成が、引き続き主要な目的である。我々は、多くの指標が良好であることに留意した。インフレ率は引き続き低く、成長は、いくつかの国においては堅固で持続的なペースで続いており、その他の国では上向きつつある。さらに、多くの国の財政措置は、財政赤字を削減し、財政をこれまで長年観察されてきたものより更に堅固な基盤の上に置きつつある。緩やかな成長、低いインフレ率と改善された財政状況により、金利は近年総じて低下してきている。

4. しかしながら、課題は残っている。全ての国において満足できるような雇用の増大の回復は未だ見られているわけではなく、いくつかの国では、構造的状況を改善し、長期的に健全な財政状況を回復するために、

より多くのことがなされる必要がある。いくつかの国では、金融システムの健全性を確保することに対して引き続き注意が払われることが重要である。先進国の人口高齢化は経済上の課題を生み出し、高齢化に伴う財政、社会保障及び医療保険制度への影響に対して、長期的な解決策を与えることを確かにする一段の行動が求められている。

5. ほとんどの国は、また、それぞれの特別な状況に応じた固有の問題に直面して、それぞれの必要性に沿った解決策が求められている。

・**北米** 米国は、長く上向きの成長経路を辿っており、長く続いている景気回復及びダイナミックな労働市場によって失業も大きく減少している。インフレの再来を避けるよう引き続き注意し、国の貯蓄を増加する努力の一部として財政赤字削減のプロセスを続けることが重要である。一方、カナダでは、1996年後半まで成長は停滞し、経済には相当程度の緩慢さが残っている。財政健全化と低インフレ継続の顕著な進展によって可能となった大幅の金融緩和に対応して、雇用と生産は今や強くなりつつある。

・**欧州** 欧州大陸諸国における主な課題は、成長、財政及び社会全体に深刻な結果をもたらす恒常的に高い水準の失業を、減少させることである。適切なマクロ経済政策スタンスを維持することに加え、雇用の創出に対する障壁を小さくし、経済活動における政府の役割を縮小し、税制を改革するための構造改革を実施することに注意を集中させるべきである。英国における経済情勢は、より米国と同様の状況にあり、インフレに対し引き続き注意を払い財政緊縮を継続する必要がある。

・**日本** 日本には、力強い内需主導型の成長を達成し、対外黒字が大幅に増加するのを避けるとの目標がある。より広範な規制緩和措置及び適切な財政構造改革を含む更なる構造改革は、中期的に日本経済をより活性化する上で重要である。

欧州通貨統合

6. サーベイランスの文脈において、我々は

欧州通貨統合に向けての最近の進展をレビューし、そのG7諸国経済に対する影響について議論した。

為替相場及び金融市場

7. 我々は、為替市場における著しい不均衡が是正されたことに留意したベルリンの前回会合以来の為替・金融市場の動向について議論した。我々は、為替相場は経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及びファンダメンタルズからの相当程度の乖離は望ましくないと合意した。この文脈において、我々は大きな対外不均衡の再来に結びつくような為替相場を避けることの重要性を強調した。我々は為替市場の動向を監視し、適切に協力することに合意した。

IMF

8. 大臣及び総裁は、IMFが、国際金融システムの運営を支援し、国際金融システムに対するショックへ対処するのに重要な役割を果たすことに合意した。彼らは、近年採択されたIMFの政策改革に留意し、発展し続ける世界経済においてIMFが効果的かつ適切な戦力であり続けることを確かにするため、改革のモメンタムを維持する重要性を強調した。彼らは、特に以下の分野を重視した。

- ・多くのIMFプログラムの重要な部分である、市場開放策を通じた長期的な潜在成長力の強化。
- ・資本移動の自由化の促進、国際資本市場の新たな課題への適応、及びこの分野におけるIMFの役割を明確にするためのIMF協定の改正。
- ・IMFが経済調整プログラムを実施している国、及び実施していない国の両方において、強化されたサーベイランス、及びIMFのマネー・ドット・オブ・グッド・ガバナンス・ポリシーの透明性の促進をより強調することを通じ、金融危機を防ぐIMFの対応能力の向上。
- ・IMFの業務における適切な透明性の確保、及びIMFの行政経費に対する注視を通ずる、IMFの有効性の維持及び向上。

この文脈において、透明性を向上するためのIMF理事会における最近の決定を歓迎

した。

9. 我々は、IMF理事会による第11次増資の検討の進展を歓迎し、国際通貨システムに対する責任を果たすために十分な財源をIMFが有し続けることが重要であると合意した。さらに、我々は、SDRの公平な配分を行うためのIMF協定の改正に向けての進展を歓迎した。

ロシア

10. 欧州委員会の代表者ととともに、我々は、ロシアの当局者と会合し、ロシアの経済状況に関する意見交換を行い、ロシアが経済移行過程の重要な局面にあることに合意した。我々は、エリツィン大統領が3月のロシア連邦大統領年次教書において経済改革の実行を呼びかけたことを歓迎し、この呼びかけがロシアの新内閣からの声明によって補強されたことに留意した。我々はさらに、税務行政及び租税政策の改革について、断固たる行動を取る必要があることに留意した。ロシア当局の1997年の経済プログラムの下での歳入状況の急速な改善は、更なる改革の進展に向けて極めて重要であろう。加えて、民間投資への環境を改善する構造改革の深まりが、ロシアを持続的成長の道に進ませるために重要であると認識された。我々は、現行のEFFの下で、97年のロシアのIMFプログラムの合意が間近に迫っていることを歓迎する。この合意は、今後2年間に改革を支援するため60億ドルが融資可能であることを表明した世界銀行からの顕著な額の融資とともに、より高水準の民間投資を媒介することに役立つであろう。我々は、このIMFプログラムが、長期間にわたる財政改革と構造改革をも含んだ広範囲のものであることを歓迎する。我々は、ロシアに対し、世界銀行とともに追加的な構造改革を推進する作業を強化することを強く要請する。我々は、ロシアが適切な条件の下に、債権者としてパリ・クラブに参加することを認め得るような取り決めに期待する。

ウクライナ

11. 我々は、昨年末にIMFとの協力の下に作成され、昨年12月に国際社会が寛大な支援を約束した、大胆な改革案をウクライナ政

府が実行出来ないでいることに、懸念を深めている。我々は、投資を促進し、地下経済を表面化すべく計画されたこれらの施策は、ウクライナが上向きで持続的な経済成長を達成する最良の機会であると考えている。我々は、この好機を逃がすことなく、一層の遅れが改革の遂行をより困難にする前に、ウクライナ政府が、完全かつ早急に、このパッケージの実行に取り組むことを強く要請する。

アフリカ

12. 我々は、IMF専務理事及び世界銀行総裁と共に、アフリカの経済発展の見通しをレビューした。我々は、より民主的な政治制度に向けた最近の進展を支持する。我々は、幾つかのサブサハラ諸国が、金融面での持続可能性及びより市場指向の経済政策への移行において、力強いパフォーマンスを示していることに大いに意を強くした。我々は、これらの改革を出来る限り効果的に支持していく決意である。昨年のリヨンサミットでの了解を踏まえ、我々の合意は、改革を行っており、貧困克服に積極的に取り組んでいるこれらの国が、重債務貧困国イニシアティブ及び調整融資の下での債務救済の強化、地域内及び世界規模での経済開放と人的資源・基礎インフラへの投資、及び経済運営の改善を条件とした国際金融機関の支援、世界市場へのアクセスの増大、並びにこれらの改革に焦点を当てた二国間援助から、恩恵を得るべきことである。

金融市場の安定の課題

13. 我々は、リヨン・サミットで確認された金融市場の安定の促進に関する以下のイニシアティブに係る進展をレビューした。

- ・ 国際的な監督当局間の協力の強化
- ・ 市場の透明性及びリスク管理の改善
- ・ 新興市場国における健全性の監督の促進
- ・ 電子マネーの影響の分析

我々は、各国当局、並びにパーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構専門委員会、保険監督者国際機構、及び金融コングロマリット合同会合といった国際機関により、金融市場の安定に関するサミットの全課題について努力がなされていることを歓迎する。我々は、デンバー・サミット後、

国際的な監督協力に関する作業が進むにつれ、これらの機関全てにおいて進展が続くことを期待する。我々は、G10によって設置された「新興市場国の金融の安定に関する作業部会」によって作成された新興市場国の金融システムの強化に向けた戦略を支持するとともに、幅広い合意に向けて進展があることに意を強くし、報告の中に示されている全ての主体が協同して実施に向けて作業するよう求める。我々は、また、電子マネーに関する作業部会の来るべき報告を支持し、その主要な結論に同意する。

重債務貧困国 (HIPC) 及びパリクラブ

14. 我々は、新しい債務イニシアティブの実施において世界銀行、IMF及びパリクラブの間で達成された決定的な進展を歓迎する。我々は、他の債権者が、負担の公平の原則に基づき、出来るだけ早期に同等の取り決めを締結するよう強く要請する。我々は、債務国がこのイニシアティブの下での改革努力を継続する重要性を強調するとともに、完了時点以前において、必要な際にはいつでも国際金融機関がこのイニシアティブの下で暫定的支援を提供すべきであると合意する。我々は、それぞれの国の特殊な状況、イニシアティブの合意された構造、特に適用基準を考慮し、今後の適用国に関して時宜を得た決定が行われることを期待する。

WTO金融サービス交渉

15. 我々は、金融市場の障壁をより低くすることが、より自由な資本の流れに貢献し、資本市場の発展を加速することを認識し、WTO金融サービス交渉が今月再開されたことに対して支持を表明する。シンガポール閣僚宣言にあるように、我々は、改善された市場アクセスに関する約束及び内国民待遇に基づいた完全な最恵国待遇の合意を期待する。従って、我々は、合意された期間中に、より広範な加盟国の参加を得つつ、大幅に改善された市場アクセスに関する約束を達成することを目指す。

税の競争

16. 各国経済のグローバル化は、国際間の有害な税の競争を激化という課題を生み出している。リヨン・サミットのコミュニケで述べられたように、金融その他の地理的に

移動が容易な活動を誘致することを目的とする税制は、国際貿易と投資を歪めるリスクを伴いつつ、国家間の有害な税の競争を生み出し、また各国の課税ベースの浸食につながりかねないものである。さらに、有害な税の競争は、税制の公平性と中立性を損なうものである。従って、我々は、OECDにおいて行われている作業に大きな重点を置き、1998年までにOECDが完成する予定の作業、結論及び提言に緊密な注意を払うこととする。

贈賄と汚職

17. 持続的な経済発展、成長及び安定の達成全般に対する贈賄及び汚職が持つ腐敗的な影響の観点から、我々は、国際金融機関及びOECDにおいて、これらの問題に関心が高まっていることを歓迎する。我々は、これらの機関にこうした活動を推進し、解決策について早期に合意することを求める。我々は以下を強く要請する。

- ・国際開発金融機関が、世界銀行をモデルに統一的な調達基準の策定に協力するとともに、本部において調達過程の全ての面について厳格に監督すること
- ・IMF及び国際開発金融機関が、各々の責任の範囲内において、法の支配を確保し、公共セクターの効率性と責任能力を改善し、及び良い統治を促進するための措置を含めた、途上国の汚職に対する闘いへの支援を強化・拡大すること
- ・OECD諸国が、国際的な贈賄を効果的かつ協調して犯罪行為とし、こうした贈賄の税制上の控除可能性を早期に廃止できる措置について合意すること

(出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 238-241ページ

11-45 7カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明
(仮訳)
1998(平成10)年2月21日 ロンドン

1. 我々7カ国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。カムドゥッシュIMF専務理事が我々の議論の一部に参加した。

2. 最近の出来事は、世界経済における各国間の確固たる増大する相互依存の重要性を示している。我々は、現在及び将来の課題の成功裏の解決のためには、各国当局の更なる緊密な協力が必要であると信ずる。このために、我々は、全ての関係者・当事者との対話の努力を強化していくであろう。ASEM及びAPECプロセスを含む地域的その他の会合がそのような対話に貢献する。我々は今後とも、そのような会合へのそれぞれの参加を通じて、関連する議論や動向について互いに情報を十分に共有することとなる。

世界経済の動向 G7諸国

3. 我々は、最近のG7諸国の動向について議論を行い、評価は概ね肯定的であった。米、英及び加においては、成長は力強く、国内のインフレ圧力は過去の経験に照らしてより弱い。これらの国々の当局は、状況を密接に監視し続け、必要があればインフレなき成長のための条件を保持するために対応するであろう。
4. 独、仏及び伊においては、成長は概ね回復し続けている。我々はこのより良いバランスを歓迎するが、経済活動は依然潜在的な水準を下回っている。このような回復は、新しい雇用の創出に役立つ一方、これらの国々において持続可能な基盤の下で失業を許容できる水準まで引き下げるためには、特に労働市場、及び経済のその他の分野での一層進んだ構造改革の遂行が必要となる。
5. 日本においては、経済活動は低迷し、見通しは弱い。回復のためには、金融システムを強化するための引続きの行動及び経済の開放度を高めるため金融その他のセクターの規制改革が必要である。我々は、金融システムの「ビッグ・バン」改革に関するこれまでの進展を歓迎した。IMFの見方では、今や、1998年における経済活動を下支えするため財政刺激の強い理由がある。
6. サーベイランスの文脈において、我々は欧州通貨統合(EMU)に向けた最近の進展をレビューし、G7諸国経済に対する影響について議論した。
7. 我々は、為替市場及び金融市場の動向に

ついて議論した。我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないことを繰り返した。我々は、大きな対外不均衡の一層の悪化をもたらさうような過度の下落を避けることの重要性を強調した。我々は、為替市場の動向を監視し、適切に協力していくことで合意した。

8. 雇用可能性の改善は、我々の国民が我々の国々の繁栄を最も広く享受することを確保し、繁栄全体を進めるために重要な役割を果たす。大蔵大臣は、今晚開幕し、明日も引き続き開かれるG8雇用特別会合に期待している。
9. 我々はまた、現在OECDが行っている有害な税の競争の抑制に関する作業を歓迎し奨励した。4月にタックス・ヘイブンを及び優遇税制措置の有害な経済効果を扱う報告書が出されることを期待している。

アジアの動向

10. 我々は、いくつかのアジア諸国における深刻な経済・金融の問題をレビューした。我々は、通貨危機に見舞われた国々が、民間部門が必要不可欠の役割を果たしつつ、IMFや他の国際金融機関からの必要に応じた一時的な金融支援を得つつ、本質的かつ広範な改革を採用し積極的に実行していくことによって、回復の基盤がもつとも良く確立されるということで合意した。
11. 我々は、国際金融機関によって行われた措置を支持することを強調し、特に、経済回復の基盤を整えるための、市場経済における政府の不適切な干渉を減らすための構造改革、一体性及び透明性の促進、及び不正との戦いを強調した。我々は、可能な限り人道的な支出を保護し、適切に設計され入手可能な社会的セーフティー・ネットの重要性を認識し、また、我々は、主要な労働基準の促進についてのILOの研究に対する国際金融機関の支援を歓迎する。我々は、適切な場合に、上乗せ金利による資金供給のためにIMFが新しく補完的準備融資制度(SRF)を創設したことを歓迎する。
12. 我々は、各国が必要な改革を遂行するならば、世界の投資家のコンフィデンスの回

復及び中期的に力強い成長に戻る見通しは良好であると信ずる。通貨危機に見舞われたアジア各国が改革を完遂し、世界のその他の国々が適切に対応するかぎり、アジア危機の1998年の世界経済の成長に対する全体的な影響は制御可能なものとなるであろう。

13. 開かれた世界的な貿易及び金融システム維持は、回復への不可欠の貢献である。我々は、最近のGATS金融サービスに関する合意を歓迎し、新興市場諸国における外国企業に対する金融市場の開放は、金融安定に大きな貢献をするものと信ずる。
14. 貿易金融へのアクセスが継続することは、当地域の経済の回復のために重要である。我々は、当地域において必要な政策改革を行う国々に対し、国際金融機関と協力しつつ、貿易信用制度を維持するという、本日の主要な貿易信用機関による提案を歓迎する。

展望：将来へ向けて学ぶべき教訓

15. 我々は、アジア危機の持つ幅広い意味を議論した。現時点での一つの明確な教訓は、新興国及び移行国が自国の経済政策を強化することは、危機の伝播の回避に役立つということである。国際金融社会及び危機に見舞われたアジア諸国政府の行動により経済は回復すべきであるが、一方で、各国、国際金融機関、民間金融機関、そして国際金融システムの他の参加者が学ぶべき教訓があろう。我々は、全ての者に大きな利益をもたらす開かれた国際金融市場が、引き続き円滑かつ効果的に機能することを確保する必要がある。金融市場が長期的に適切に機能するとの観点から、民間部門が危機の解決のためにその役割を果たすことは極めて重要である。
16. 我々は、アジアでの最近の出来事の原因と教訓、及びそれがハリファックス・サミットで着手された改革に基づき国際金融システムの強化に持つ意味あいについて、今後数カ月にわたり行われる徹底して幅広い議論に期待している。我々は、新興市場経済の代表者と討議できる今後の多くの国際会議の場を十分に活用しつつ、幅広く意見交換することが重要であると考えている。4

月のIMF暫定委員会及び開発委員会は、このような作業を進める機会を提供する。我々は、5月のバーミンガム・サミット的首脳会談にプロGRESS・レポートを提出する。我々が当初努力を傾注していく分野は別添の通りである。

貧困開発途上国

17. 我々は、いくつかのアジアの新興市場国を見舞った混乱によって、貧困開発途上国が直面する問題からの注意が逸らされるべきではないことで合意した。我々は、アフリカ諸国の直面する困難についてデンバー・サミットで開始されたG7の作業をレビューした。我々はまた、最貧国の持続不可能な債務負担を救済し、それによって開発の見通しを改善するHIPCイニシアティブの進展について議論した。我々は、ボリビア、ブルキナ・ファソ、ガイアナ、ウガンダに関するイニシアティブの適用の合意を歓迎し、モザンビークと象牙海岸についても近々最終決定が行われることを希望する。我々は、イニシアティブの条件に沿って、より多くの国に対し断固かつ迅速な債務軽減が行われることを期待する。イニシアティブの全適格国が出来るかぎり速やかにそのプロセスを開始することを求め、また2000年までに全ての適格国がそのプロセスに入りうるよう段階を踏むことを求める。我々はまた、これらの国々に対する将来の公的信用が生産的に使用されることを確保する作業で、本イニシアティブを支持するよう求める。

(別添)

国際金融システムの強化

・世界市場の効率的な機能を促進する方策

我々は、銀行や他の金融機関の適切な健全性を確保するための金融市場の適切な監督及び規制を含め、国際金融制度のインフラストラクチャーを強化する方途を検討する必要がある。リヨン及びデンバー・サミットを承けて、G7各国の監督・規制当局及び国際的な規制当局の間で、国際的に活動する企業体の規制当局者間の国際協力を促進し、情報交換を改善するための作業が開始されている。

・透明性及び情報開示の改善の方策

世界市場が効率的に機能するためには、このことも必要不可欠である。我々は、国の統計の公表における適時性、正確性及びその範囲の改善、公共政策の透明性の改善、及び民間部門における企業統治と情報開示の改善を期待する。我々は、IMFによるデータ公表基準の強化及び拡張を期待する。我々はまた、昨年香港で合意された財政政策に関する行動規範をIMFが早急に提案すること、及び透明性を確保するための更なる方策も期待する。我々はまた、IMFの取極の透明性及び説明可能性の重要性を強調した。

・金融システムの強化

各国が金融市場を開放し世界的な資本の流れの利益を十分に享受するためには、国内及び国際的な水準において金融システム及びその運営を強化するための更なる措置が必要である。IMFの資本自由化に係る協定改正は、IMFの資本取引に関する事項を明確にし、そして金融システムの強さを考慮しつつ適切な順序を以て改革を実行する国々を支援するための早急に実施されるべきである。

・国際社会の役割

IMFの助言に対して各国が素早く対応することは極めて重要である。国際金融機関によって支援された各国の早急かつ適切な行動が、経済上の問題が危機に陥ること及び他国への波及を防止するために不可欠である。いかなる国際金融上の支援も、金融市場のより長期的かつ適正な機能と整合性のとれたものでなければならない。国際金融機関は全ての関連する経済データへのアクセスが必要である。IMFの中心的役割に鑑み、我々はIMFの増資及びNAB（新規借入取極）の早期発効を強く促す。

・民間セクターが相応の負担を負うことを促進するための手段

民間債務者及び債権者が利益と損失の双方を適切に分担することを確保するために、彼らが適切な動機を与えられ、それに基づき行動する必要がある。後から考えれば、民間部門の判断が多くの場合不適切なものであったことは明白である。我々は、金融危機の解決に際して民間部門の秩序だった

関与を確保するための新たなメカニズムについて積極的な検討がなされることを期待する。

(出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 251-253ページ

11-46 7カ国蔵相・中央銀行総裁会合声明 (仮訳)

1998(平成10)年4月15日 ワシントンD.C.

1. 我々7カ国の蔵相及び中央銀行総裁は、世界経済及び金融市場の最近の動向をレビューするために本日会合した。

世界経済の動向

G7諸国

2. カムドゥシユIMF専務理事とともに、我々は7カ国の経済及び世界のその他の経済の最近の動向をレビューした。
3. 北米及び英国では力強い成長が続いている。政策の枠組みはこれらの国々における持続可能な拡大及び米国における国民貯蓄の増加を引き続き目指すことが重要である。
4. 仏、独及び伊では、1997年に経済成長は勢いを得、本年はさらに強まると予想される。欧州大陸諸国における回復は、内需の持続的な回復に一層基づくことが重要である。長引く高失業と戦い成長のための堅固な基盤を提供するために、継続的な構造改革も必要である。
5. 日本が直面する課題は深刻で、ここ数か月でその度合いは強まっている。我々は、国内需要の相当な強化及び企業と消費者のコンフィデンスの回復を目指した経済政策プログラムの先般の発表を歓迎した。重要なのは、効果的な財政措置及び構造改革からなる強固なプログラムを迅速に実施することである。我々はまた、日本におけるビッグ・バン金融自由化イニシアティブの実施の進展を歓迎し、日本の当局が金融システムにおける問題への取組みを推進することを促した。
6. G7諸国におけるインフレ圧力は依然として制御されており、伊では著しい改善を見せている。しかし、特に米国及び英国では、インフレなき軌道に止まり持続可能な成長を維持できるよう常に変わらず監視が

必要とされ続ける。

欧州経済・通貨統合

7. 我々は、国際通貨システムの安定に貢献する欧州経済・通貨統合(EMU)が成功裡に発足することを期待する。EMU参加のための財政に関する収斂基準及び高い構造的失業と戦う努力への強いコミットメントは、EMUの安定と成功を確保するための鍵である。我々は、これらの問題について更に協力して検討していくことの重要性に合意した。

為替

8. 我々は、為替市場及び金融市場の動向について議論した。我々は、為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及び著しいファンダメンタルズからの乖離は望ましくないという我々の考え方を再認識した。我々は、大きな対外不均衡の更なる悪化をもたらさうような過度の下落を避けることの重要性を強調した。この観点から、我々は内需主導の成長を刺激し、対外不均衡を縮小させ、更に円の過度の下落を修正することも目的とする日本の適切な行動を支持する。我々は、引き続き為替市場の動向を監視し、適切に協力していくつもりである。

新興市場

9. 我々は、アジアでの金融市場安定の回復に向けた進展を歓迎した。我々は、幾つかの国々の資本市場への早期の復帰、金融システム強化に向けた努力、及び地域通貨の最近の増価に特に勇気づけられた。
10. こうした進展にもかかわらず、大きな課題が立ちだかっており、我々は、現状に満足している場合ではないことで意見が一致した。強固で持続的な回復には、国際金融機関のプログラム支援を受けながら、コンフィデンスを回復するために必要なマクロ経済・構造改革に強くコミットすることが必要である。国際社会はアジアの回復に強い関心を有しており、我々は、この目的達成のために、国際金融機関と協力していくことにコミットしている。この文脈において、我々の輸出信用機関は、この地域の国々に貿易金融を供与し続ける。我々はまた、アジアでの改革に対する社会的コンセ

ンサスを築くことの重要性に合意し、このためには、危機の貧困層への影響を抑えることを必要とする。

11. 我々は、インドネシアが経済・構造改革に新たにコミットしたこと、及びIMFと新しい改革プログラムについて合意したことを歓迎した。我々は、プログラムの十分かつ精力的な実施がコンフィデンスの回復に必要なことから、インドネシア政府に対しこれを強く要請する。
12. 我々は、幅広い範囲の新興市場国の潜在的リスクをレビューした。我々は、マーケットによる新興市場国経済の見通しが多様性を増してきたことを歓迎し、これまでの主要な事例では、予防的政策措置が危機の伝播の阻止に役立ったことに留意した。我々は、オープンな世界的貿易システムが広い基盤に立った繁栄に不可欠であると考え、我々は、危機の伝播に対する脆弱性を減ずるため、新興市場国や体制移行国が、強固なマクロ経済政策、統治の向上、及び構造改革プログラムを実施することを奨励し、国際金融機関にこうした努力を支持する上で積極的な役割を果たすよう強く要請した。この観点から、我々は、IMFがこの極めて重要な時期に、その使命を果たすために必要な資金を保有するために、提案されているNAB（新規借入取極）及び増資の承認が早急に必要であることを繰り返し強調した。

開発関連事項及びアフリカ

13. 我々は、健全なマクロ経済政策、良い統治及び市場の改革を積極的に実施している途上国の経済の進展に留意した。我々は、世界的な経済システムへ一体化するためにこれらの国々が行っている努力を支援する我々のコミットメントを繰り返し強調した。この支援には、二国間及び国際金融機関を通じた我々の努力が含まれる。これに関連して、我々は、IDA12、ESAF、アフリカ開発銀行グループの適切な資金調達的重要性を強調した。我々はまた、アフリカ開発銀行の資本構成及び統治の強化に向けた進展を歓迎した。これは将来のより深い友好関係のためのより強固な基盤を提供するものである。

14. 我々は、HIPCイニシアティブの実施の進展を歓迎し、数カ国に対しHIPC債務削減を適用するためのコミットメントが行われていることに留意する。我々は、ウガンダがその強固な改革の実績を反映して、最終的なHIPC債務削減を適用される最初の国となったことを称賛した。我々はまた、モザンビークに関して最終的な決定に到達するために、パリクラブ、ブレトン・ウッズ機関及び各国によって払われた特別な努力を歓迎した。我々は、全ての重債務貧困国が、2000年までに債務問題から持続的に脱却するプロセスを開始するため必要な全ての方策を採ることを促す。我々はまた、すべての債権者に対し、債務国の改革努力を支持するため、暫定的な救済措置を与えるよう強く要請し続ける。
15. 汚職及び贈賄と闘う国々を支援するため、我々は、国際開発金融機関が、最も高い基準の統一的調達規則・文書を確立すべきであること、またOECD加盟国及びその他の贈賄防止条約に署名した国々が、年末までに条約を発効させ、賄賂の税控除を廃止するため、必要に応じ、立法府に対し条約の批准を求めるべきであり、また、この文脈で、国際的な商業取引における外国公務員に対するそのような賄賂の支払いを犯罪とする必要な立法措置を行うべきであることを求めた。

国際金融システムの強化

16. 我々は国際金融システムの構造を強化するための方策を検討するという我々のコミットメントを再確認した。我々は、APEC蔵相会合、ASEM、マニラグループ、G10、22カ国による特別蔵相・中央銀行総裁会議、そして今週行われる暫定委員会及び開発委員会を含む国際金融機関等、この目的に向け様々な場で行われている作業を歓迎した。この作業は、我々が2月21日にロンドンで確認した主要な分野における行動についてのコンセンサスの構築に役立つであろう。
- ・グローバル・マーケットのより効率的な機能の促進
 - ・透明性と情報開示の改善
 - ・金融システムの強化

- ・国際社会の役割の評価
 - ・民間セクターによる適切なバードン・シェアリングの促進
17. 我々は、今週後半に開催される会議で、新興市場国の代表と共にこうした問題について討議することを期待している。我々は、5月のバーミンガム・サミット首脳会議に、こうした問題についてのプログレス・レポートを提出するという我々の意思を確認する。
18. 我々は、有害な税の競争に関するOECDにおける進展を称賛し、バーミンガム・サミットに先立って開催される次回のG7大臣会合に、彼らの報告が出されることを期待する。
19. 我々は、バーミンガム・サミットに向けた以上のような作業やその他の取り組み、及びサミット首脳会合に先んじて5月8日、9日に開催される蔵相会合の計画について議論した。
- (出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 253-255ページ

11-47 アジア開発銀行第22回年次総会総務演説

1989(平成元)年5月5日 北京

議長並びに総務各位

ADBの第22回年次総会の開催にあたり、私は我が国と代表団を代表して、主催国である中華人民共和国政府及び国民の皆様の温かい歓迎に対し、心から感謝申し上げます。

台湾海峡兩岸の交流が活発化しているなか、郭婉蓉総務を主席代表とする代表団が本総会に参加されたことに対し、歓迎の意を表します。

中国で初めて開かれる本総会が李議長の卓越した運営により大きな成果を収めることを確信いたしております。

本総会の直前、藤岡総裁は本年11月に総裁を辞任される旨の意向表明を行われました。最近におけるADBのめざましい発展は、同総裁の、深い洞察力に基づく優れたリーダーシップによるところが大きく、同総裁の退任はADBにとっても、加盟国にとっても大きな損失であることは否定できません。私は、

8年間にわたるADB及びアジア・太平洋地域に対する同総裁の偉大な貢献に対して、賞讃の言葉を惜しまないものであります。(アジア・太平洋地域の現状と課題)

議長

1988年中のアジア・太平洋地域の経済は、他の開発途上地域と比して極めて良好な実績を示しております。また、他の地域と異なり、民間銀行からの借入も節度のあるものであったため、深刻な債務問題となることを回避できております。

開発途上加盟国をグループ別にみても、それぞれ1988年は高い成長率を達成しております。特にいくつかの国では著しい成長を遂げております。

こうした良好な実績の背景としては以下のような点があげられます。

第1に、海外からの直接投資の急増や域内の貿易の伸びがあります。これには、特に日本の内需拡大とこれに伴う開発途上加盟国からの輸入の拡大が貢献していると考えます。

第2に、開発途上加盟国の健全かつ市場指向型の成長政策を中心とした経済運営であります。

第3に、藤岡総裁をはじめとするADBマネージメントによる域内経済の発展のための献身的な努力であります。

しかしながら、アジア・太平洋地域ではこうした良好な経済実績の反面で次のような課題を抱かえております。

まず、アジア・太平洋地域では成長による恩恵が全ての人に均霑せず、なお南アジアを中心に5億人もの最貧層が存在するという問題があります。

民間部門の成長度合も国によりばらつきがあります。例えば、政府の細かすぎる諸規制が民間活力を奪っていたり、金融資本市場が未発達なために成長に要する資金を国内で十分に動員できず、海外に頼るようなケースが散見されます。

また、アジア・太平洋地域の多くの国ではなお、一次産品中心の経済であり、一次産品価格の変動や自然災害により大きな影響を受けやすい構造となっております。

さらには、環境問題も深刻化しております。特に熱帯森林資源の破壊により、自然災害が

人災化し、貧困の激化につながっている国もあります。こうしたことから、アジア・太平洋地域の開発途上加盟国は引き続き次のような調整努力が必要であります。

まず、政府の諸規制の緩和、民間部門の強化、金融資本市場の育成、貯蓄率の増大、直接投資増加のための環境整備等の市場指向型開発戦略を一層推進すべきであります。

また、対外バランスの回復等のための適切なマクロ政策をとりつつ、税務執行体制の改善や補助金の削減に努めるとともに、その産業の国際競争力の強化を図ることが必要であります。

一方、先進国は、開発途上加盟国のこれらの努力を支援するために、インフレなき持続的成長の維持及び市場アクセスの改善につき引き続き努力していくことが重要であります。また、開発途上加盟国への資金フローの拡充及び技術移転の促進も不可欠であります。(エクスターナル・パネル報告書とADBの今後の役割)

議長

ADBとしても引き続き、このような開発途上加盟国の調整努力を支援し、先進国から開発途上加盟国への資金フローの触媒機能を果たすなど、域内経済のバランスのとれた発展に尽くすべきであります。

こうした意味で、ADBが1988年中に、融資承認ベースで29%増、融費実行ベースで34%増を達成した業務実績を高く評価しております。

アジア・太平洋地域をカバーする国際開発金融機関たるADBに対しては、今後ますます大きな期待が寄せられることが予想されます。

こうしたことから、1990年代を目前に控えた今日、「1990年代のADBの役割」と題するエクスターナル・パネルの報告書が提出されたことは極めて時宜を得たものであると考えており、この提言をたたき台として、今後のADBの業務展開について、各国が今次総会で活発に議論することは大変有意義であると考えております。

我が国としては、特に次のような諸点が1990年代の業務展開に反映されるべきであると考えます。

第1に、民間部門業務の拡充が必要であります。

この関連で、現在民間金融機関を中心に検討が進められているアジア金融投資会社(AFIC)の設立構想およびそれに対するADBの参加について、我が国は賛成いたします。その際、アジア金融投資会社はマルチラテラルな性格を持つべきであります。そして、本構想が各国の支持を得て実現することを期待しております。

また、現在の民間部門担当部門の強化も必要であると考えます。

今、申しあげました他にも、民間部門業務の拡大策が必要であります。例えば金融資本市場や金融機関の発展に関する技術援助を積極的に推進していくべきでありましょう。

第2に、政策対話についても強化・拡大すべきであります。政策対話に関連して、まず、我が国は開発途上加盟国の地域的特性や経済発展段階に即応した、きめ細かな対応が重要と考えています。この関連で、ADBが開発途上加盟国との間で開催した、本年1月の「開発戦略に関する円卓会議」および本年3月の「アジアの開発における新興工業経済群(NIEs)の役割に関する円卓会議」は時宜を得たものと考えます。

第3に、インフラストラクチュア・プロジェクトへの支援強化が重要であると考えます。開発途上加盟国の経済発展を支援するために、それらの国のインフラストラクチュア・プロジェクトの発掘・形成をさらに推進し、ひいてはADBの業容拡大に資するように努力していくべきであります。

第4に、アジア開発基金については、その貴重な資金をより効率的に使うよう今後とも努めることが必要であります。

第5に、触媒機能を發揮していくことが重要であると考えます。すなわち、ADBは、開発途上加盟国への開発費金の円滑かつ十分なフローの確保につき、積極的な役割を果たすべきであり、このため、協調融資の推進が必要であります。また、保証業務も重要であります。

第6に、貧困問題への取組が必要であります。貧困は、開発途上加盟国政府の真摯な自助努力を前提として、ADBをはじめとする

国際機関、二国間の援助機関や国及び非政府機関（NGO）等が資金面その他さまざまな面で協力を深めつつ、一丸となって取り組む必要がある問題であります。

第7に、環境保全については、我が国としては特に重要な問題であると考えている分野であります。エクスターナル・パネルの提言は極めて時宜を得た、適切なものであると思えます。今後、ADBが環境保全を目的としたプロジェクト、特にマングローブをはじめとする熱帯森林資源の保全を取り上げていくことを、我が国としては積極的に支持いたします。

（我が国の積極的対応）

議長

ADBが、今申し上げました役割を果たしていくためには、ADB自身の業務の拡充と資金基盤の拡充が必要であります。

我が国は、昨年の総務代理演説で、特別増資による資金基盤の拡充および我が国の出資シェアの増加を要請しましたが、各国総務の好意的配慮を得て、昨年9月に我が国を含む3カ国の特別増資に関する総務投票が可決・成立するに至りました。この場を借りて、改めて御礼を申し上げます。

また、今後の業務拡大に対応していくためには、次回の第四次一般増資の早期実現が必要であり、その検討の速やかな進捗が望まれます。

我が国としても、ADBに対する支援を含め、アジア・太平洋地域についてはさまざまな形で引き続き積極的な支援を行ってまいり所存であります。

まず、我が国は300億ドル資金還流措置に関しましては、既に約9割を達成いたしております。その中で、協調融資等についてみますと、総額114億ドルのうち、67億ドルがアジア・太平洋向けとなっております。

また、我が国のODA全体としても二国間ODAのうち約7割がアジア・太平洋向けとなっております。

ADBについては、我が国は、昨年中に発足したADB・日本特別基金（JSF）に対して、これまでに86億円、約66百万ドルを拠出済みあります。1989年度におきましても、さらに38億円、約29百万ドルを本基金に拠出する予

定であります。この資金は、ADBにおいて主に技術援助のために使用されており、開発途上加盟国の構造調整の促進に寄与しております。

また、同じく昨年、我が国からの拠出により発足したADB・日本奨学金制度によって現在、48名の奨学生がアジア・太平洋地域の大学や研究機関で勉学中であり、1989年度におきましても、この制度の継続、拡充を図っております。

（結び）

議長

アジア・太平洋地域は今日、大きな脚光を浴びております。

そして、ADBは開発途上地域のなかでもダイナミックかつ順調に発展しているこうした地域を担当している機関であります。しかしながら、同時にこれまで述べたように取り組むべき課題もなお多く残っております。

ADBが、全加盟国の強力な支援の下に、その使命を達成していくことを切に祈念しております。

今回が、藤岡総裁にとって最後の年次総会となります。私は、総裁の今後の御健康と御多幸を望んでやみません。また、今後も、総裁がADBとアジア・太平洋地域をあたたく見守っていただくことを、心からお願いしたいと思います。

（出所）『第13回大蔵省国際金融局年報 平成元年版』（平成元年10月31日）297-299ページ

11-48 APEC蔵相会議共同発表（仮訳）

1994（平成6）年3月18-19日
ホノルル（ハワイ）

APECの蔵相は、アジア・太平洋地域が直面している基本的な経済的課題、すなわち、低インフレ成長の持続、投資とインフラ整備への資金調達、及び資本市場の発展の促進を議論するため初の会合を開催した。本会合は、1993年11月のシアトルでの会議におけるAPECの首脳からの要請により開催されたものである。議論は、協力（cooperation）、コンセンサス（consensus）、及び親密さ（collegiality）に基づいて行われた。

我々は、地域全体の経済パフォーマンスが、各国・地域の経済的福祉と世界経済の安定に与える重要性が高まりつつあることを認識している。アジア・太平洋地域は、貿易及び投資の拡大という絆により、ますます結びつけられている。我々は、次の世紀に移行するにあたり、次の原則が我々の政策決定の指針となるべきであることに合意する。

- ・健全なマクロ経済政策と安定が、この地域における持続的な低インフレ成長の柱となり続けなければならない。
- ・商品、サービス、及び投資の国境を越えた流れが増加することが、地域における良好な経済パフォーマンスのもう一つの柱でなければならない。
- ・民間及びビジネスセクターが、成長の主要な原動力となり続けなければならない。
- ・民間及びビジネスの資本の効果的な活用と配分のためには、資本市場の一層の発展が必要である。
- ・現在の不足や非効率に対処するため、インフラ整備のための資金調達能力を向上する必要がある。

金融面での課題

高水準の民間投資とインフラ整備に充てるために必要な資本の調達はこの地域にとって非常に困難な課題となっている。大規模で増加しつつある海外資本の流入は、極めて重要であったし将来もそうあり続けるであろう。資本流入は、国内貯蓄を増加させ、資金調達先の分散に役立ち、資本コストを減少させ、資本市場の発展に資する。

- ・我々は、大規模かつ多様化した海外直接投資の流入を促進させる政策を追求することとなろう。この直接投資の流入は、これまでも成長の促進に多大に寄与してきた。
- ・我々は、最近の国境を越えた株式及び債券の流れの増加を踏まえて、対内証券投資が地域の投資に果たす役割を増加させることに同意した。
- ・我々は、成長とマクロ経済の安定を共に促進するような方法で資本流入を維持するための戦略について協議を行う。資本を資金需要に見合うように調達すべく我々の能力を改善することは極めて重要であろう。
- ・我々は、効果的な監督と規制も含め、銀行

セクターと国内証券市場を発展・深化させるための努力について協議していくこととなろう。

- ・我々は、特に大規模で長期的なインフラ計画に対する資金調達において中心的役割をなす、国内債券市場の一層の発展を促進させることに協力することとなろう。
- ・我々は、IMF、世界銀行、IFC、及びADBが行っている金融市場の発展を支援する努力を歓迎する。我々は、これらのプログラムが、アジア・太平洋地域の変化しつつある多様な要求を満たすように改められ、拡大されることを強く望む。
- ・我々はまた、これらの機関が、中小企業への融資に成功するための公的及び民間の戦略を検討し、広めることを奨励する。
- ・我々は、民間資金が十分でない場合に、持続的な開発プロジェクトに資金を供給するために公的資金の必要性を認識している。従って、我々は、ADBの前向きの展望を示し、資金基盤を倍増させる、ADBの一般増資についての交渉が間もなくまとまることに期待する。

将来の会合と協議

我々は、本日の議論が地域が直面する主要な経済的課題への一層の理解を促進させるものであったと信じる。従って、我々は、地域経済の動向、経済成長戦略、その他のマクロ経済的課題、地域における資本の流れ、そして金融分野の動向と政策、及び特定の問題点について協議するために、来年再び会合を開催することに期待する。我々は、我々の代理にこの会合の準備を行うよう要請する。

我々はまた、我々の代理及びその中央銀行のカウンターパートに対して、1994年末、または1995年初めに、マクロ経済動向と、特に成長のために重要な資金フローの維持管理に関する課題について議論するために共同して会合を開催するよう要請する。この会合を支えるため、金融当局者によるアド・ホックの会合を開催し、上記の蔵相代理とその中央銀行のカウンターパートが取り上げるべき、主要な諸点や動向を明らかにすることとなろう。

我々は、情報がより良く流れ、提供され、そして交換されることが、資金の調達と資本市場の発展に大いに寄与しうると信じる。

従って、我々は、下記に提案された作業や協議を実施する際に、このような努力に協力することを要請する。

・地域的な証券投資の流れについての研究：

我々は、IMFに対し、世界銀行、IFC、及びADBと協力して、その持つデータベースを用いて、この地域への、及びこの地域における国境を越えた証券投資の流れについて共同研究を行い、証券市場を流れる総資金のうち海外からの資金の寄与度、並びに、その供給者及び運用先についての定量的分析を提供するよう要請する。この研究は、上記のAPEC蔵相代理とその中央銀行のカウンターパートの会合の開催時までに終えるべきものである。

・インフラ整備のための資金調達に関するADBのシンポジウム：

我々は、ADBに対し、インフラ整備のための資金調達の諸問題について、民間部門の役割に力点を置いて、シンポジウムを主催するよう要請する。このシンポジウムには、資金調達、建設、その他のインフラ整備に関わっている民間部門と各国政府や国際金融機関の職員を共に参加させるのが適当であろう。地域を所管するその他の国際機関も招致されるべきである。

・銀行部門及び証券市場の規制・監督に関する域内協議等： 共通の関心を有する監督・規制上の諸問題について、最近接触が深まってきているが、我々は、このような接触を歓迎し、奨励する。

・アジア・太平洋金融家会合： 我々は、この地域の民間金融部門の指導者が、資本市場の動向に関する問題点を明らかにし、民間部門の接触を強化する方法を探究し、また、より恒久的な民間組織を確立する可能性について探究するための会合を開催するよう要請する。

(出所)『第19回大蔵省国際金融局年報 平成7年版』(平成8年2月16日)266-267ページ

11-49 APEC蔵相会議共同発表の概要

1995(平成7)年4月16日

APEC諸国の蔵相は、アジア太平洋地域の

直面している経済上の諸課題につき議論するため、ここに第2回目の会合を開催した。本会議は、率直な意見交換を行うとともに、経験を分かち合い、またお互いの課題や関心につき理解を深めあう機会となった。地域の直面する諸課題についての本日の我々の議論は、協力(cooperation)、コンセンサス(consensus)、親密さ(collegiality)を基本として行われ、有意義で建設的なものであった。

経済動向

去年は世界の金融市場が変動した年であったが、アジア・太平洋地域は、引き続き、最も急速な経済成長を遂げた。しかしながら、こうした変動は、資本の流れの変化や急激な為替相場の変動を通じて、域内の経済に重大な影響を与えている。お互いの懸念をより良く理解するために各国における最近の経済動向が相互にどのような影響を及ぼしているのかについての意見交換が行われ、健全で持続可能なマクロ政策の重要性が合意された。当会議のような会合を通じた協力の促進は、地域全体としてのマクロ経済の安定を確保するための能力を高める上で重要な役割を果たす。

資金フロー

APEC加盟国が持続的な成長を達成するためには、国内貯蓄の増強とともに外からの資金フローの確保が重要であるが、一方で時に資金フローが不安定さをもたらすことについても留意する必要がある。IMFが資本移動の急激な逆流に対して効率的に対応できるよう、現行のメカニズムを改善する方途を検討するよう奨励する。安定的な資金フローを確保するためには、マクロ経済安定のため健全な財政・金融政策を実施すること、資本移動の突如の逆転の可能性を減少させるために直接投資を促進させること、及び証券形態の資金流入を多様化させることが重要である。さらに、各国において、適時、適切に、政府の金融面での情報開示について検討を進めることで合意した。

為替変動

急激な為替変動は、各加盟国の問題のみならず、各国と密接な繋がりのある国の経済にも影響を及ぼす。したがって、国内のマクロ経済的安定を促進させる政策を実施することは、国境を超えて有益な影響を及ぼすもので

あり、域内すべての国に対して奨励されるべきである。但し、各国においてたとえ健全なマクロ経済政策運営が実施されたとしても、個々の国は、為替相場の過度の変動により大きく影響されることがありうる。

最近のファンダメンタルズを反映していない外国為替市場の動向に懸念を表明するとともに、外国為替市場の安定性確保のための確固たる取り組みを行うことが必要であることに合意した。さらに、各国の経済に対する為替変動の及ぼす影響の重大性に鑑みて、変動の原因と、その貿易・投資に及ぼす影響につきより一層の調査を行っていく必要があり、IMFに対して、リサーチペーパーの作成を要請する。

インフラ整備

インフレなき持続的成長を達成するためには、インフラ整備が不可欠である。域内におけるインフラ整備のためには膨大な資金需要が見込まれ、その調達には政府及び国際金融機関の資金とともに国内外の民間資金の役割が増大しつつある。それに対応するために資本市場の育成を継続することが重要である。この問題につき、加盟各国の経験を学ぶことが重要である。

将来の会合と活動

地域の直面する経済上の諸問題につき、さらに検討を重ねていくため、来年日本において再び会合を開催することに合意する。

その際の議論に資するよう、以下の問題を取り上げる作業部会を設置するよう代理に要請した。

- (1) 金融資本市場
- (2) インフラ整備のための民間資金の動員
- (3) 為替変動の貿易・投資に及ぼす影響

昨年のハワイでの会合の折りに協力を要請した、IMF、ADB、中央銀行副総裁、及び、蔵相代理に対して、その努力に感謝の意を表明するとともに、APEC金融家会合についても、その努力が継続されることを希望する。

最後に、11月に大阪で開催予定のAPEC非公式首脳会議に対して、当会議の進展状況を報告することで合意した。

(出所)『国際金融年報 平成8年版』(平成9年3月31日)241-242ページ

11-50 第3回APEC蔵相会議共同大臣声明 (仮訳)

1996(平成8)年3月17日 京都

1. 我々APECの蔵相は、マクロ経済及び金融の安定の脈絡における地域の成長の追求を含め、地域の直面している幅広い経済問題を討議するため、本日、日本の京都にて会合をもった。1993年のAPEC非公式首脳会議において経済首脳が我々の協議を要請して以来、今回が3回目の会合となる。経済首脳は、1995年11月の大阪における会合において我々の協議の継続を促した。我々は、域内の財貨、サービス及び、資本の自由な流れを促進するという首脳の目標を支えていくために、我々の任務を遂行していくことにコミットしている。
2. 我々は、4つのテーマについて意見交換を行った。即ち、現在のマクロ経済上の課題、金融資本市場、インフラストラクチャー整備のための資金の動員、及び、為替変動の貿易・投資に与える影響、である。国際通貨基金専務理事がマクロ経済上の問題に関する我々の討議に参加した。国際通貨基金、国際金融公社、アジア開発銀行、及び、APEC民間金融家は、我々の討議の準備過程において貴重な貢献を行った。
3. 討議の結果、我々は、この声明に添付されたいくつかの結論を見出すに至るとともに、重要な分野における幾つかのイニシアティブについて合意した。「1996年京都APEC蔵相会議の結論」は、資金フローの安定、国内金融資本市場の整備、及び、インフラストラクチャー整備のための民間資金の動員という、鍵となる政策目標を追求する我々の自主的な努力を幅広く導くであろう。

現在のマクロ経済上の課題

4. APEC地域の経済成長のペースは、他の地域よりも引き続き力強い。特筆すべきは、域内の多くの新興経済における力強い成長である。域内貿易や内外の投資の増大には力強いものがある。潜在的な過熱が存在する場合、政策当局は緊縮的なマクロ経済政策の組み合わせにより適切に対応する必要がある。我々は、地域の経済における財政

の健全性の良き記録を維持することは、我々の経済における社会的ニーズへの効果的対応とともに歩むべきであると信ずる。

5. 持続的成長のもと、APEC地域の貿易量は昨年大幅に拡大したと見込まれる。域内貿易の増加率は、域内と世界の貿易の増加率を上回った。経済のファンダメンタルズを反映しない為替レート的大幅な変動があったものの、秩序ある反転のプロセスが昨年夏より開始した。我々は、この進展を歓迎する。
6. 1995年前半における市場の混乱の後、域内の新興市場への資金フローは、年内には一般的に回復した。この事実は、健全なマクロ経済政策によって裏付けられた継続的に力強い経済パフォーマンスが、金融資本市場の好意的な反応によって報いられたことを示している。我々は、資金フローや為替レートの安定に貢献し、地域のダイナミックな発展の持続可能性を確保するにあたり、健全なマクロ経済政策が重要であるという共通認識を新たにした。

金融資本市場

7. 最近の国際的な資金フローに影響を及ぼしている鍵となる要因は、新興市場の世界の金融資本市場への漸進的な統合である。資金は、より長期にわたり、新興市場に引き続き流入し、これらの経済に利益をもたらすであろうと予想できる。我々は、一般にAPEC諸国・地域への資金流入は、これらの経済の成長に大きく貢献してきたことを考察した。資金フローは、主として健全な国内経済政策及び良好な経済条件によってもたらされた。
8. 同時に我々は、マクロ経済や金融面でのリスクも明らかに存在することを認識した。特に、資金フローが歪んだインセンティブや持続可能でない不均衡を反映する場合は然りである。我々は、昨年の世界の金融市場における混乱の後、国際的なフォーラムにおいて、潜在的な金融面での問題に適切に取り組む努力が精力的になされていることに留意した。我々は、危機に直面している加盟国の支援に素早く対応するIMFの能力を強化するであろう「緊急融資メカニズム」を設立しようとするIMFの努力、及び、

一般借入取極（GAB）のもとで現在利用可能な額を倍増する金融取極を創設するために進行中の作業を歓迎する。また、我々は、IMFの将来の業務のための十分な通常資金を確保するため、加盟国の相対的地位の変化を考慮に入れた適切な調整を含め、IMF第11次増資の検討作業も進められるであろうことも歓迎する。

9. 資金フローの安定に貢献する政策、及び、国内金融資本市場の整備を促進する政策が、我々にとってとりわけ重要である。この脈絡において、我々は、優先されるべき3つの幅広い政策課題を明らかにした。即ち、①マクロ経済政策の適切な組み合わせを維持すること、②良好な債務管理のための本質的な要素として、高い貯蓄率及び公的部門の借入の制限を促進すること、③国内貯蓄を効果的に仲介し、より長期の満期ものを含め、投資の選択肢の範囲を拡大するために、資本市場の一層の整備及び統合を涵養すること、である。適切に管理された場合、市場リスクは必ずしも国際資本へのアクセスの増大から生ずる大きな利益を減少させるものではない。
10. 我々は昨年、経済・金融情報の公共的な利用可能性の増大に関する推奨を進展させることを促したことを再び想起した。我々は、国際金融市場に参加している国々のためにより厳しい公表基準の設定に向けて、現在IMFで進行中の努力を歓迎する。我々は、4月の暫定委員会において、この問題に関する支持がなされることを呼びかけるとともに、基準の早期実施に向けて努力することを誓う。
11. 我々はまた、金融市場における国際的な基準に沿った信用秩序維持のための監督、規制の達成という目標を支持するとともに、規制原則・慣行の整備及び市場監視の強化に関する域内の規制当局間の協力の深化を奨励する。我々は、次回会合において、これらの協調的努力をレビューする意図を有する。
12. 我々は、マネー・ローンダリングは、正当な制度や経済政策を脅威にさらしうるのであり、優先度の高い問題であると引き続き認識する。我々は、国際協力により確

立された作業を支持するとともに、反マネー・ローンダリング分野における国際的な基準の遵守、及び、FATFの脈絡を含む、この分野における協力の強化に向けて進行中の地域的な努力を奨励する。我々は、国際的及び地域的な協力の強化に向けた進展について、定期的にブリーフを受けるであろう。

インフラ整備のための資金の動員

13. 域内のダイナミックな経済発展は中期的に継続し、インフラ整備のための膨大な需要を生むであろう。インフラ整備のために、民間資金を動員させるとともに、公的資金と民間資金の調和を達成する喫緊の必要性がある。我々は、公的部門が潤滑剤としての役割を一層担いつつある一方、民間部門はインフラ・サービスの提供において一層重要な役割を果たしてきていることに留意した。民間資金は効率性を増大させるという利点を有することが多い。我々は、市場メカニズムによって一層効率的なインフラの供給及び運営を達成することの出来る分野に、民間資金を動員することが望ましいという結論に達した。
14. このため、民間貯蓄をインフラ投資に結び付ける金融技術の開発が極めて重要である。特筆すべきは、国内貯蓄の動員を改善し、APEC地域における膨大なインフラ投資の要請によりよく対応するために、国内資本市場に厚みをもたせ、より幅広くする必要があるのである。
15. インフラ整備における民間投資を誘導するためには、健全なマクロ経済運営、及び、多くの場合において、規制や制度の変更もまた必要である。国際金融機関は、セクター改革や民間投資の触媒として重要な役割を果たすことが期待される。我々は、国際金融機関が自らの役割を果たすことのできるよう、必要な支持及び十分な資源が提供されるべきであると認識する。

為替変動の貿易・投資に与える影響

16. 短期的な名目為替レートの変動は広範な要因によって影響を受けることから、その動きを十分に説明するある1つのモデルを見出すことは極めて困難である。しかし、より長期的にみれば、傾向を識別すること

は可能である。特に、名目為替レートは、概ね国内の価格水準の比率に沿って変動する傾向がある。この関係は短期的には必ずしも成立しないことを踏まえると、実質為替レートがその長期的傾向から乖離することもあり得る。

17. 我々は、一般的に言って、長期的傾向からの乖離には2つのタイプがあることを考察した。すなわち、ボラティリティ、或は、すぐに反転可能な、実質為替レートの傾向からの一時的な乖離、及び、数カ月、数年も持続する傾向のある乖離、である。ボラティリティは、多かれ少なかれ資産の市場価格に見られる特徴であるのに対し、持続的な乖離は、政策によってもたらされた不均衡（ミスマライメント）、または、交易条件の中期的な変化に、より関連しているように見える。これに関し、特定の通貨変動が一時的な性格か持続的な性格かを事前に判断することは、極めて困難であることが留意されるべきである。
18. 我々は、多くの実証例は、短期的な為替レートのボラティリティが貿易に及ぼす直接の効果は比較的小さいことを指摘しているという、様々な研究において見いだされた点に留意した。これと対照的に、実質為替レートの中期的な乖離は、貿易に大きな効果を及ぼす。通貨価値の下落によってもたらされた新しい為替レートの水準が持続可能であると判断されるならば、その後海外直接投資の流入の増加が見られるかもしれない。
19. 我々は、実質為替レートのミスマライメントに取り組むために、政策当局の鍵となる役割は、健全なマクロ経済政策を実施することであることを強調する。そのような政策は、インフレをコントロールし、それぞれの国のマクロ経済的なニーズに沿って内外バランスに対処する必要がある。健全なマクロ経済政策は、経済・金融面での相互関係の一層の安定を通じ、当該採用国のみならず、その他すべてのAPEC諸国に利益をもたらすであろう。
20. これに関連し、我々は、より強化された多角的サーベイランスに向けたIMFの努力を支持することを表明するとともに、

APEC地域の金融当局間の協力強化に向けて進行中のイニシアティブを歓迎する。

その他の問題

21. 租税の問題は、APEC域内の国際貿易・投資の発展の脈絡において重要である。これに関し、我々は、国際企業課税に関するシンポジウムをOECDとの協力のもとで開催するという豪州のイニシアティブを支持する。域内の二国間租税条約の締結の更なる進展もまた、貿易・投資面での結びつきに資するであろう。
22. 我々は、貿易・投資の自由化、円滑化を追求するAPEC全体の努力に貢献する決意を引き続き有している。特に、我々の多くが税関に関する事項についても責任を有していることから、我々は、大阪行動宣言に盛り込まれている税関手続きの調和、簡素化の具体的な成果を歓迎する。我々は、税関当局が適切な技術援助を行いつつ、その行動計画の着実な実施を通じて、引き続き努力するよう奨励する。

将来の会合と活動

23. 我々の討議の前進に向け、我々は、金融資本市場の整備を促進し、インフラ整備のための民間資金の調達に資するため、「1996年京都APEC蔵相会議の結論」に沿って行われるであろう政策、改革、自由化措置、その他の行動に係る経験を共有するという地域的な努力を、マクロ経済や為替レートの問題に関する作業とともに、作業部会が引き受けるよう依頼する。この経験の共有は、最も成功した政策や戦略を明らかにする上で我々を手助けするであろう。我々は、アジア開発銀行に対し、この努力を支えるために有益なインプットを引き続き提供願えるよう要請する。
24. 我々は、また、マクロ経済や金融面の動向及び政策に関する情報の共有に資するよう、我々大蔵省間でのコンピュータ化されたコミュニケーション・ネットワークを創設するための枠組みを開発することを作業部会に委嘱する。
25. APEC民間金融家による報告は、情報の公表及びインフラ整備の問題についての我々の審議に貴重な洞察をつけ加えた。我々は、その努力を継続するよう彼らを奨

励する。

26. 我々は、日本による温かいもてなしに感謝の意を表す。我々は、来年フィリピンにて再び会合を持つことを楽しみにするとともに、マクロ経済上の諸問題、金融資本市場、インフラ整備のための資金の動員、及び為替変動についての我々の協議を継続することを希望する。
27. 最後に、我々は、APECの経済首脳に対し、本年フィリピンにおいて開催予定の次回非公式首脳会議の機会に、APEC蔵相会議の活動を再び報告するであろう。
- (出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 227-230ページ

11-51 第4回APEC蔵相会談共同大臣声明 (仮訳)

1997(平成9)年4月5-6日 セブ

1. 我々APEC蔵相は、ますます統合される世界に直面している経済の機会と課題、及びそれらがどのようにAPECメンバーにより個別及び地域レベルで適切に対応されるかについて討議するため、フィリピンのセブで会合をもった。我々の討議は、過去3回の会合と同じく、協力(cooperation)、コンセンサス・ビルディング(consensus-building)、及び親密さ(collegiality)の精神の下に行われた。
2. フィリピン共和国大統領フィデル・V・ラモス閣下が蔵相会議を開会した。その際、我々を歓迎するとともに、1996年11月のスービック宣言に表明された首脳のビジョンを実現する上で蔵相のアジェンダが重要であることを強調した。大統領は、地域の急速な発展が継続されるには、より自由な資本移動、国内資本市場の整備とインフラの民間による供給の増加が必要であることを強調した。大統領は更に、インフラ開発は広く貧困を削減し、公平な開発を促進すべきことを指摘した。
3. 我々は、APECメンバーが直面する3つの重要かつ密接に関連する課題、すなわち、より自由かつ安定的な資本移動を支援すること、インフラ整備における民間部門の参加を容易にすること、及び金融・資本市場

の整備を促進することについて意見交換を行った。IMF専務理事はマクロ経済課題及びより自由な資本の移動を支援する諸政策についての我々の討議に参加し、またADB総裁はインフラ整備への民間部門のファイナンス及び資本市場整備についての討議に参加した。我々は、また、APEC民間金融家会合やAPECビジネス諮問委員会（ABAC）及び太平洋経済協力会議（PECC）の代表と建設的な意見交換を行った。

現在のマクロ経済問題及びより自由な資本移動を支援するための諸政策

4. APEC地域は、いくつかのメンバーで成長が緩やかであったにも関わらず、1996年は世界の他の地域よりも急速な経済成長を続けた。APECメンバーにおける過熱圧力が既に和らいでいると仮定すると、我々は、この地域の経済の減速は持続的な成長に対する明るい見通しの妨げになるものではないことについて合意した。この成長は、また、多くのAPECメンバーへの民間資本フローの増加によっても支援されており、資本フローの増加が1996年に新記録に達したところもあった。この資本フローの増加は、APECメンバーにおける力強い成長の見通し及び慎重な政策の継続、国際資本市場におけるより深度のある金融統合及びポートフォリオの多様化という一般的傾向、工業国における金利低下を反映したものである。
5. 実際に過去10年間の民間資本フローの著しい増加は、雇用及び投資の機会を拡大し、政府の社会的ニーズを満たす能力を高め、全体としての地域の経済成長に著しく貢献してきた。我々は、地域の経済成長が持続的なものであり、さらに重要なことには、その成長が人々の生活水準の一層の向上をもたらすことを確実なものとするため、我々の努力を続けなければならない。民間資本フローは、同時に、マクロ経済運営に課題をもたらしている。これに関連して、我々は、地域への資本流入を持続させ、また、外生的ショックに対しより弾力的な経済を築くにあたり、マクロ経済の安定及び持続可能な成長指向型の政策が重要であるとの共通認識を新たにした。また、政策の遅れは市場の是正をよりコストのかかるものとするため、時宜を得た政策調整もまた重要である。このような政策調整の主な負担は個々のメンバーの国内政策の問題となるが、地域の統合が増しているので、適切な場合には、我々が強化された政策協力の機会を活用することが重要となっている。そのような政策協力は、場合によっては、他のメンバーへの潜在的に不利益をもたらす波及（spillover）効果に対処するにあたって有用である。
6. 我々は、IMFによる特別データ公表基準（SDDS）の採用を歓迎する。この基準は、インターネット上の掲示板を通じマクロ経済及び金融に関するデータの迅速な公表を容易にすることによって、市場の信認を高めるものである。昨年APEC蔵相会議によるSDDSへの支持の表明以来、13のAPECメンバーが既にSDDSへの参加を承諾している。我々は、APECにおけるこの基準の幅広い適用へ向けて働きかけていく。
7. 我々はまた、IMF理事会により新規借入取極（NAB）が承認され、国際通貨制度へのIMFの対処能力が高められることを歓迎する。我々は、IMF第11次増資の重要性を強調し、IMFが将来のオペレーションを行うにあたって十分な一般資金を有することを確保するため、増資に際してはメンバーの相対的経済力を考慮に入れた調整を行うことが重要であることを強調する。
8. 我々はまた、貯蓄をより効果的に動員し、内外の投資家に利用可能な投資機会を拡大するため、国内の金融機関と金融市場を強化する必要について討議した。討議の結論は、市場の整備・統合は金融市場の健全性に関する規制・監督の強化と歩調を合わせて進められなければならないということであった。
9. 為替及び金融市場の動向についての討議では、我々は1995年春の為替市場に存在した大きな不均衡は是正されたことに留意した。我々は、こうした市場の動向がAPECメンバー、特にその通貨が主要国通貨に密接にリンクしているメンバーの経済パフォーマンスに与える影響について討議した。我々は、為替市場の安定にとって最も

重要な基礎は、インフレなき経済成長と持続可能な国際収支ポジションの達成を目的とした健全なマクロ経済政策を首尾一貫して採ることにある点を強調した。

10. 最後に、我々は金融の安定化を促進するための国際的な努力を討議した。我々は国際的に展開する金融機関の監督及び規制を強化し、国際金融市場のシステミック・リスクを減ずるための当局者間の協調を拡大するため、バーゼル委員会、証券監督者国際機関 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) により進行中の作業に留意した。我々はまた、APECメンバーの多くが参加する新興市場経済の金融安定に関するG10作業部会の努力にも留意した。我々は、その実施方法を考慮することも視野に入れつつ、これらの結論や勧告を受けることを期待する。

インフラ整備への民間部門の参加促進及び金融資本市場整備の促進：自主的原則及び協同イニシアティブ

11. APEC経済首脳がスービックにおいて、地域における金融資本市場の整理を加速し、インフラ整備への民間部門の参加を促進するため、我々に対し、具体的かつ実質的な措置を探究するよう要請したことに対し、我々は、一段の目的に対する一連の自主的原則と協同イニシアティブに合意した。これらの原則はADBによる広範囲にわたる努力と京都での我々の成果に基づくものである。我々の多様性及び異なる経済発展段階に然るべく配慮を行ったうえで、我々はこれらの原則を自主的に採用することに合意した。これらの原則により、我々は個別及び協同の努力をいずれの分野においても追求することとなる。これらの原則は付属書1及び2に定められている。

12. 協同イニシアティブは、共同訓練、資金供給及び知識、経験、情報、最善の事例の我々の間での交換について効果的な仕組みを提供しうる。協同イニシアティブはまた、自主的原則と整合的な形で、アプローチとスタンダードの調和を促進することができる。我々は、これらのイニシアティブは、国際化と技術革新に関する課題へのメンバーと地域の取り組みに資する価値あるも

のであると確信する。それぞれのメンバーは、自らのニーズと関心に基づき、参加の選択を行うことができる。これらのイニシアティブを促進するに際し、我々は、他のAPECや地域的及び国際的なフォーラムにおいて進行中の努力に適切な関心向けることに合意した。

京都合会で合意されたイニシアティブの実施

13. コンピュータ情報ネットワーク

我々は、京都合会で承認したAPEC大蔵省間のコンピュータ情報ネットワークの始動を歓迎する。このネットワークにより、APECメンバーの経済・金融当局者間での地域の経済成長全体についての情報の共有が容易になるであろう。それはまた、インターネット上の掲示板により一般公衆に対するマクロ経済及び金融に関する情報の提供を促進することにもなる。我々は、このイニシアティブを促進するために日本が議長を務めたコア・グループの行った努力とAPEC大蔵省ホームページを維持するとのシンガポールの申出を大いに評価する。

14. 国際事業課税に関するAPECとOECDの共同シンポジウム

我々が1996年11月シドニーで開催された国際事業課税に関するAPEC・OECDの共同シンポジウムについてのオーストラリアの報告を討議した。そのシンポジウムでは、経済が国際化するにつれて課題として浮上りつつある税制の問題を評価した。我々は、急速に進む金融革新だけでなくサイバースペースにおける取引がもたらす電子支払システムの進展が対処を必要とする財政的意味合いを有することになるだろうことを認識した。我々は、税当局に対して、OECDやADBのような適切な国際的又は地域的多国間機関と協力しつつこれらの問題に引き続き取り組むことを要請した。この点に関して、我々は次回のAPECとOECDのシンポジウムが来年開催され、我々の次回の会議で議論のために報告を受け取ることを期待する。

セブで合意されたイニシアティブ

15. インフラ整備への民間部門の参加拡大を容易にし、我々の金融資本市場の整備を促進し、また、より自由な資本フローを支援

するため、我々は以下の協同イニシアティブを支援することに合意した。

16. 輸出金融機関間の協力の強化

民間資金を引きつけ、また、十分な投資収益を提供しつつリスクを軽減するための地域の経済環境の形成に助力することに関して、輸出金融機関は触媒的役割を果たしている。我々は、関心を持つメンバーが国際的な取極と整合性を取りながら、対話を進め、セミナーを開催し、機関設立のプログラムを策定することについて合意した。この関連で、地域のメンバーは、より経験の深いメンバーや関連国際機関から技術的専門知識と協力を求めることができる。

17. 金融市場の監督強化

我々は、地域の大蔵省による規制・監督能力は国際金融市場の急速な変化に追いつくべきことを認識した。地域的及び国際的専門機関やメンバーの規制・監督当局は既に広範な技術支援と専門知識の供与を行っている。我々は、そのような専門機関が協力して、関心を有するAPECメンバーと協議を行い、利用可能な訓練リソースに重大なギャップが存在することを確認するよう要請する。我々は、蔵相代理に対し、このようなギャップに対処するための方策を計画するよう依頼する。

18. 決済システムの強化

十分に整備された決済システムは資本市場の発展に不可欠である。決済システムの強化に関連する経験を有するメンバーは、その経験を関心のあるメンバーと共有し、適切な国際的及び地域の多国間機関の支援を得つつ、技術的支援を提供するであろう。

19. 格付機関の整備支援及び情報公開基準の強化

独立した格付機関は地域の資本市場を発展させ、越境資本フローを引き寄せるにあたり、重要な役割を果たす。我々は、国際的な最善の事例に関連する、地域における信用格付機関の最近の経験を精査するであろう。我々は、発行者による完全な情報開示とともに最善の事例の採用を奨励していく。

20. 年金基金改革に関する地域フォーラム

我々は、持続可能性に関する問題、年金

基金の管理における民間及び公的部門の相対的役割、国内貯蓄と資本市場の発展に対する意味合い、年金基金投資における健全性規制などに関する問題を含むAPECメンバーにおける年金改革に関する問題の考察を歓迎する。我々は、いく通りかのアプローチに関する便益とコスト、及びその国家の財政、所得分配に与える意味合いについて精査する。この問題に関するシンポジウムが1997年中に開催され、我々の次の会議に報告されるだろう。

21. 証券化に関する地域フォーラム

我々は、証券化は経済成長にとって発展しうる資金調達の手形でありうることを認識する。しかしながら、中には発展を阻害する構造面、規制面、財政面等における制約に直面しているメンバーもある。関心を有するメンバーは、それぞれの参加メンバーの中での証券化の活動水準を評価するため、1997年中にマレーシアで開催されるフォーラムに参加し、その成長と開発の障害を見きわめ、その障害を除去する手段を見きわめるだろう。フォーラムの成果は自主的行動計画として具体化されるであろう。

22. より自由かつ安定的な資本フロー支援のための自主的行動計画

地域の経済発展にとってより自由かつ安定的な資本フローは重要であることを我々は認識する。従って、我々は、蔵相代理に対し、地域の資本フローに対する障壁を削減するため、自主行動計画を準備することを要請する。

その他の課題

23. 税関関係

我々は、税関手続きの調和化と簡素化に関する技術支援プログラムを含め、税関手続小委員会（APEC-SCCP）が貿易の円滑化に向けて多大な業績を上げてきたことを歓迎する。この関連で、税関手続小委員会に対し、リスクマネージメント、貨物通関手続における共通のデータ・エレメント、急送貨物等の新分野についても検討を開始することを懇請する。我々APEC大蔵大臣の多くが税関に関しての責任を有することから、貿易円滑化と技術協力の分野に加え、商業反則、麻薬・銃砲の不正取引を水際で

取り締まる分野においても、地域内の税関当局間の相互協力を更に強化する余地のあることを我々は認識する。貿易の円滑化及び税関当局による取締りは、真に自由化された環境を確立し維持するため、調和される必要がある。このため、我々は、APEC地域の税関当局に対し、こうした分野における協力を更に強化する方策を探究することを奨励する。

24. WTO金融サービス交渉

金融市場の障壁を削減することがより自由な資本フローと資本市場の発展に貢献するとの認識から、我々は、WTO金融サービス交渉が今月再開されることへの支持を表明する。我々は、すべてのWTOメンバーに対し、改善された市場アクセスに関する約束及び内国民待遇に基づいた完全な最恵国待遇の合意を期待することを要請するものである。従って、彼等は、合意された期間内で広範な加盟国の参加を得つつ、相当に改善された市場アクセスに関する約束を達成することを目的とするであろう。

25. マネーロンダリングの防止

マネーロンダリングは、正当な金融機関のインテグリティーに対する脅威であり得るので、依然として優先的な懸案事項である。この点に関して、我々は、幾つかのAPEC経済の幾つかがメンバーとなっているマネーロンダリングに関するアジア・パシフィック・グループの設立を歓迎する。しかしながら、我々は、マネーロンダリングが世界的な現象であることを指摘した。この点に関して、我々は、すべての他の国に対して、この問題に効果的に対処する既に決定された世界的な努力に参加することを奨励する。我々は、金融システムのインテグリティーを強化するため、その業務においてマネーロンダリング防止活動への支援を統合することについて関係国際機関の助力を依頼する。

将来の会合及びその他の事項

26. 我々は、セブにおける自主的原則と協同イニシアティブに関する合意がさらに我々の目標を前進させたと確信する。我々は、具体的かつ実際的方策を継続しつつ、これらの分野における進展を討議するため、来

年のカナダにおける蔵相会合を待望する。これに関連して、我々は、蔵相代理に対し、それぞれの協同イニシアティブにおける作業を、指名された主要メンバーとともに、さらに純化するための作業を活発に行うとともに、次回蔵相会合において報告を行うよう要請する。

27. 我々は、今会合に対しなされたIMF及びADBの重要な貢献を評価する。我々は、来年の会合の準備にあたり、彼らの尽力を継続するよう希望する。この関連で、我々はインフラ・プロジェクトにおける民間資金調達面に関する最善の事例についての資料作成、メンバー間の情報公開、インフラ整備のための民間部門の資金動員における触媒としての行動においてADBの果たそうとする役割を歓迎する。更に、インフラ整備の民間部門の参加の増大という観点で、公的部門の役割がインフラ・サービスの直接的な供給者から規制当局のそれにますます変化している。ADBは、この役割を効果的に実施させるために、公的部門に対して技術的及び他の適切な援助を提供することを真摯に検討しなければならない。我々は、国際金融機関がメンバーの協同イニシアティブの実行を助力する上において重要な役割を果たしうると確信する。

28. 我々は、APEC蔵相会議プロセスにおけるAPEC民間金融家グループのアドバイザーとしてのみならず我々の共通の目的を達成するための実際のパートナーとしての重要な役割を確認する。我々は、APECビジネス諮問委員会 (ABAC) 及び太平洋経済協力会議 (PECC) の金融委員会の主な代表のコンサルテーションプロセスに対する初めての参加を歓迎する。我々は、原則としてかれらの勧告を受入れ、実行計画に関し、我々の代理とともに緊密に作業を続けるよう奨励する。

29. 我々は、ラモス大統領及びフィリピン国民に対し、会合期間中の温かい持てなしと素晴らしい会合運営に感謝の意を表す。我々は、また、APEC蔵相会合の議長を務めたロベルト・F・デ・オカンボ財務長官に対し、今会合の成功に対する価値ある貢献について、感謝する。

30. 最後に、我々は、APEC首脳会合に対し、カナダでの本年の次回首脳会合の機会に、APEC蔵相会合の活動についてスービック会合に引き続き報告を行うこととする。
(出所)『国際金融年報 平成9・10年版』
(平成11年11月15日) 234-238ページ

11-52 第5回APEC蔵相会議大臣共同声明 (抄訳)

1998(平成10)年5月23-24日 カナナスキス

1. APECの蔵相はカナダのカナナスキスに参集し、アジア危機に照らして域内の経済成長及び発展の将来展望を評価。これらの見通しを向上させる政策及び措置につき討議。
2. ペルー、ロシア、ベトナムを今会合の公式オブザーバーとして歓迎。マレーシアにて11月に正式メンバーとして迎えることを期待。
3. 最近の経済情勢と、危機の貧困層への影響に対処するためのソーシャル・セーフティネット強化を含む、金融安定及び成長を回復するための政策に対する評価、域内における金融市場の発展と強化に焦点を当てて議論。自由で開かれた貿易及び投資とのAPECの目標(先進経済は2010年まで、開発途上経済は2020年までに目標を達成)を支援するというコミットメントを再確認。
4. IMF専務理事、アジア開発銀行総裁、及び世界銀行総裁が、討議に参加。
5. 最近の金融混乱にさらされたメンバーへの民間資本フローの回帰を促進する施策につき、APEC民間金融家グループ、APECビジネス諮問委員会(ABAC)、太平洋経済協力会議(PECC)との間で建設的な対話を実施。2000年問題の重要性を認識し、全メンバーに対し同問題への早急な対応を奨励。

アジアにおける金融不安定の原因

6. 域内の主要なマクロ経済・構造問題を回顧。アジア危機には、アジア固有の多くの原因があるが、大量の資本流入や、経常収支の赤字の増加、不十分な銀行監督・規制などメキシコその他のラテンアメリカにおける1994年から1995年にかけての金融不安

定との類似性に留意。

7. 1990年代半ばより経済過熱の徴候が現われ、資産インフレと大幅な国際収支赤字の要因となり、その赤字を大量の外国資本によりファイナンスした結果、政策面・制度面に過度の負担が発生。
8. 硬直的な為替制度や米ドルとの緊密な結びつきが、景気過熱の圧力をコントロールする金融政策の有効性を限られたものにし、また、対外短期借入を助長。また、特に金融部門における、不十分な監督やコーポレート・ガバナンス、国内外の貯蓄の不十分な仲介、政府の指導による貸出が、非効率的な投資の一因。
9. 金融市場における国境を越えた急激な資本フローは、マクロ経済運営における新たな課題を提示し、一部のメンバーを、対外的状況の悪化、特に市場心理の突然の反転に対し脆弱化。
10. 1997年において、これらの問題は、輸入需要低下を含む主要先進メンバーにおける数々の出来事の結果、より明確化。主要通貨に対する米ドルの増価も同地域の輸出競争力低下に寄与。
11. 域内におけるメンバー個々の経済情勢は様々であったが、類似の脆弱性を持つと市場が認識したメンバーに対して、不安定は拡大。
12. 通貨投機は、為替市場におけるボラティリティを激化させる役割を果たしたかもしれないが、混乱の根本要因ではなかった。『ヘッジファンドと金融市場のダイナミクス』におけるIMFの有益かつ革新的な作業に留意。適切な場合にIMFの貢献を得て、機関投資家の役割や投資行動を含む本件についての作業の継続に合意。
13. 最近の混乱への対応につき、安定と回復の促進を図る上での課題、及び、我々の、更にはグローバルな金融システム強化の2つの側面に焦点を当てて議論。

経済安定化と回復の促進

14. IMFの中心的役割を確認しつつ、マニラ・フレームワークに関するAPEC経済首脳のパンクーパーでの要請に同調。域内経済サーベイランス・メカニズムの形式を含む、同要請に応える進展を歓迎。

15. IMF、世界銀行及びアジア開発銀行の、最近の金融不安定への対処において採られたアプローチを支持。国際機関及び二国間によるタイ・インドネシア・韓国への金融・技術支援を賞賛。IMFの補完的準備制度創設を歓迎。世界銀行及びアジア開発銀行における日本特別基金を通じた資金供与の強化や、今般の危機の影響に対処しようとしているメンバーを支援するための世界銀行におけるASEMトラストファンドを歓迎。
16. IMF増資、及び新規借入取極の早期批准を要請。
17. アジア地域のメンバーが、不安定の原因に対処するため困難で果敢な措置を採っていることを賞賛。タイ、韓国におけるIMFプログラム実施の進展に伴う経済見通し改善の兆候を歓迎。インドネシアにおける最近の経済・社会情勢につき、深い懸念を表明。新大統領の政治・経済改革への支持及びIMFプログラム実施へのコミットメントを歓迎。信認回復を可能とする経済・政治状況の達成に向けた進展を期待。域内の長期的なファンダメンタルズは依然堅固であり、地域の活力回復を確信。しかしながら、困難な調整・課題は残っており、現状に満足している余裕はないことに同意。
18. アジア地域の成長のための、長期資本フロー、とりわけ外国直接投資の重要性に留意。APEC民間金融家会合との合同セッションで、マクロ経済・為替環境の安定のみならず、企業・金融部門における顕著な改革の実施、市場の透明性の向上が、資本フローの持続的回帰に必要な結論に到達。これら改革を早期に実施していたメンバーは、危機をうまく切り抜け、投資家の信認維持に成功していることに留意。例えば、フィリピンは、アジア金融混乱発生後、国際資本市場から資金調達を最初に行ったメンバー。改革への強力なコミットを示した韓国、タイでは、通貨価値の回復が見られるとともに、国際資本市場に最近復帰。
19. 最近の不安定により、域内の金融部門は弱体化し、大量の不良債権を抱え、外貨建債務の負担は増大。多くのメンバーにおいて、資本フローの回帰及び成長のために、国内金融システムの健全性回復のための強力なアクションが不可欠。危機の影響を受けたアジアメンバーの金融システムの再建・強化及び健全な企業再建への取り組みに対する世界銀行、アジア開発銀行が実施している支援を支持。
20. 金融混乱及び調整政策による社会的影響に特に留意。今後数ヶ月中に、企業部門再建に伴い、多くのメンバーにおける失業のレベルが更に増加。かかる状況は社会組織に緊張を与え、多くの場合、社会の貧困層と、自分自身を守るのできない人々、とりわけ女性と子供が負担を負う。インドネシアでは食料・医薬品の供給不足が顕在化。
21. 既存のソーシャル・セーフティネットやその他の形態の扶助を拡大し強化することが重要。混乱の社会的影響への対応を支援するために、世界銀行、アジア開発銀行が現在まで行っている努力を賞賛。プログラムを域内の経済・社会状況の変化に応じたものとする際に、IMFが示した柔軟性を認識。これらの機関が、不安定により最も影響を受けた人々を支援するための革新的な手段を探究し続けることを奨励。
22. 危機への対応を行っているメンバーにおける環境保護への取り組みを支援する方策を国際金融機関が検討することも重要。
23. 金融不安定の影響が軽微であったAPECメンバーによる、内需主導型成長を促進する政策の追求を通じた、APEC地域全体の経済見通しを支援するための努力を歓迎。為替レートの安定を維持するとの政策的コミットメントを示し、域内の信認回復に寄与しているAPECメンバーを賞賛。全てのメンバーが、市場開放への動きを維持することを奨励。関税、非関税措置、貿易円滑化、ならびに経済技術協力の分野における早期自主的分野別自由化に向けたAPECの他のフォーラムの努力を評価。
24. 国内生産の回復促進のため必要となる投入財輸入のために貿易金融への十分なアクセスが不可欠であることを認識。既存の公的輸出金融プログラムを維持・拡大するためのOECDや域内政府の努力を歓迎。アジア開発銀行が既にタイで実施している信用補強措置のように、危機の影響を受けたメンバーにおける中小企業への融資の回復を

支援するための適切な手段をアジア開発銀行及び世界銀行が探求するよう奨励。民間部門が単純な地域的フォーミュラではなく、関連する事実に基づき、個別銀行の信用状況を評価するよう強く奨励。民間部門が、金融危機解決のために一層の役割を果たすよう奨励されるべきであることに留意。

金融市場の発展及び強化

25. アジアにおける最近の金融不安定は、堅固、弾力的かつ適切に規制された国内金融市場を、安定的な国際金融市場の枠組みの中で発展させることの重要性を強調。バーゼル委員会コア・プリンシパルを歓迎。銀行監督者国際会議が10月の会合において本原則を支持するよう奨励、新興市場経済と協力してG10が作成した『新興市場経済における金融安定』に関する報告を支持。「APEC域内における金融部門発展促進のための健全な慣行」作成にあたってのアジア開発銀行の努力に留意。証券市場監督のための適切な原則作成への証券監督者国際機関（IOSCO）の取り組みの結果を期待。
26. 金融部門監督制度の多国間サーベイランスを強化するとの考えを強く支持。国際金融機関や国際規制団体が、より適切な協調やピア・レビュー・プロセスのような強化された形での協力などの選択肢を含めて、この考えを実現するための方策につき共に検討することを期待。いかなる改革も、既存の世界的・地域的な取極と重複するものではなく、それらを強化あるいは補完するものであるべき。
27. WTO金融サービスの交渉の成功裏の妥結を歓迎。金融サービスの提供における競争の強化は適切な健全性維持のための規制の枠組みが存在する場合、資本市場発展に寄与。参加メンバーに対し、協定が予定通り1999年3月1日に発効するべく、コミットメントを完全に実行するよう要請。

金融市場の発展・強化についてのAPEC蔵相プロセスにおける作業

28. 域内での堅固で弾力的な金融部門の発展の促進は、当初からのAPEC蔵相プロセスの中心的目標。昨年セブ会合において、資本市場の発展を促進し、インフラ・プロジェクトに対する民間投資を円滑化するた

- めに、6つのイニシアティブを開始。我々はまた、蔵相代理たちが、域内におけるより自由で安定的な資本フローを支援するための自主的行動計画を用意することに同意。
29. セブで開始されたイニシアティブの下での作業の進展を歓迎。3つの優先分野、すなわち資本市場の発展、資本勘定の自由化、及び国際金融システムの強化において来年も努力を継続。

資本市場の発展

30. 資本市場発展のための方策を検討するために、過去1年間、幾つかの協同イニシアティブを実施。決済インフラの強化イニシアティブは最終報告を提出。
31. 年金基金改革に関する地域フォーラムを開催。民間貯蓄動員や長期債券への需要拡大のために年金基金が果たしうる役割を含む有益な技術的報告を作成。来年チリがホストする第2回フォーラムでは、本分野における政策的問題に焦点を絞る。
32. 証券化イニシアティブの下で策定された、証券化の発展を支援するための自主的行動計画を含む資産担保証券の発展の支援に関する提言を支持。
33. 資本市場の発展・強化についての作業の多くは、インフラに対する民間融資の円滑化を動機とするものであったことを想起。過去1年間、輸出金融機関間の協力支援のためのイニシアティブを通じ本分野の作業を継続。域内の15の輸出金融機関と輸出信用機関により署名されたプロトコルの合意を歓迎。
34. 最近の金融不安定によるインフラ・プロジェクトの融資環境の著しい変化を認識。これが域内のインフラ開発へ与える影響を分析し、民間インフラ融資の促進のための中期的戦略を探求することが必要。アジア開発銀行に対し、本分野での作業を実施し、次回会合へ報告するよう要請。
35. 格付機関整備及び情報開示基準の強化のための協同イニシアティブのプログレス・レポートを受け取り、来年における一層の成果を期待。
36. 域内における国内債券市場の発展に関する新しい協同イニシアティブを開始することに合意。

資本勘定の自由化

37. 資本勘定自由化の利益を享受しつつ、そのリスクを最小化する施策を引き続き実施することにつき合意。より自由で安定的な資本フローのための自主的行動計画を考案する作業の続行に対するコミットメントを再確認。
38. 秩序ある方法で資本勘定自由化を追求すべきことを認識。健全なマクロ経済政策、効果的な健全性維持のための規制・監督及び資本市場発展のための積極的取り組みなどが自由化の前提条件。市場ベースの健全性維持のためのセーフガードの利用がこれら前提条件をうまく補完しようと幾つかのメンバーは認識。マクロ経済と金融の安定を維持する一方で、より自由な資本フローの促進策につき検討するため、マクロレベルでの健全性維持のための手法の導入の経験を含めて、メンバーの経験を比較する作業を、IMFや世界銀行とともに実施し、次回会合において報告を行うよう、蔵相代理たちに要請。
39. 蔵相代理に対して、IMFとともに、短期資本を含む資本フローを効果的にモニターするための方策につき検討を要請。

金融システムの強化

40. 金融市場の監督強化イニシアティブの下、APEC域内における銀行・証券監督者の訓練強化のため、2つの行動計画を作成。これらの計画を支持し、その時宜を得た包括的実行を要請。次回会合においてプロセス・レポートを受け取ることを期待。
41. ADB・インスティテュートの開設等、APEC域内において開始された他の訓練イニシアティブの開始を歓迎。
42. APEC民間金融家グループによる、域内での金融家訓練・教育プログラムを策定するイニシアティブを歓迎。蔵相代理に対し、本イニシアティブ実施にあたり民間金融家との協力を指示。
43. 通貨危機の教訓を引き出す努力の一貫として、世界銀行、アジア開発銀行とともに域内のコーポレート・ガバナンスの強化策につき検討するイニシアティブを、マレーシアの調整の下開始する。本作業は、他のフォーラムでの作業を認識。民間部門上層

とのセミナーをホストするとの豪州の申し出を歓迎。次回蔵相会議への報告を期待。

その他の事項、及び今後の会合

44. 域内の貿易円滑化のための12項目の共同行動計画における税関手続き小委員会(SCCP)における進展を歓迎。貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、我々は、税関当局に対し、こうした協力の強化を継続するよう奨励。
45. 当局に対し、域内の適切なメンバーとの間で、国際的な規範を満たした二国間租税条約の締結を拡大することとともに、OECD・APEC合同の税当局者によるシンポジウムで行われた租税についての有益な対話を継続するよう奨励。マニラで10月に行われる次回会合の結果に期待。
46. 民間金融家のAPEC蔵相会議参加への謝意を再確認。民間金融家と、域内における2000年問題の時宜を得た解決に必要な方策の実施の重要性につき討議。世界銀行、アジア開発銀行へ、メンバーの本問題への取り組みを支援するよう要請。域内における監督規制当局に対し、金融機関の2000年問題への取り組みを調査しモニターする際に、互いに、またバーゼル委員会、証券監督者国際機関(IOSCO)、及び保険監督者国際機構(IAIS)と協力するよう要請。
47. カナダ政府、大蔵省及びカナダの人々による各国代表団へのもてなし及び第5回蔵相会議を成功に導いた素晴らしいアレンジメントへ感謝。マーティン・カナダ蔵相による本会議の成功への貴重な貢献に感謝。
48. 次回マレーシアのペナンで開催される蔵相会議を期待。
49. 今次APEC蔵相会議の結果等につき、11月にマレーシアで開催される首脳会議の際に、経済首脳に対して報告。
(出所) 大蔵省『財政金融統計月報 第554号』最近の国際会議主要コミュニケ11

11-53 第6回APEC蔵相会合共同大臣声明
(仮訳)

1999(平成11)年5月15-16日 ランカウイ

1. 我々APEC蔵相は、第6回会合開催のた

めマレーシアのランカウイ島に参集した。我々は、ペルー、ロシア、及びベトナムの各大蔵大臣の正式参加を歓迎する。今回の会合では、IMF専務理事、世界銀行総裁及びアジア開発銀行総裁との間で生産的な議論を行った。これまでの会合同様、我々の議論は協調と一致の精神で行われている。

2. 昨年カナダ・カナダスキスでの会合以降、当地域における金融危機は終息に向かい、投資家のコンフィデンスに回復の兆候が見られる。この結果、当地域の経済見通しは改善してきている。しかしながら、見通しには大きなリスクも存在する。また、特に金融・企業セクターのリストラクチャリングや、危機が貧困層や弱者層にもたらす影響への対応といった点において、依然として重要な課題が残っている。ランカウイ会合においては、我々は、地域における経済・金融情勢をレビューし、回復のプロセスを勢いづけるため経済の基礎的条件を強化するための方策を探り、更に、より長期的な課題への対応を検討する機会を得た。益々統合の進む世界環境に鑑み、我々は、域内及び世界的な安定に貢献するにあたって各メンバー及びメンバー全体の役割が重要であることを強調した。この観点から、我々は、この地域の現在の回復過程を一層確実にするために共同して努力する決意である。我々は、課題に取り組んでいくにあたり、マクロ経済及び構造改革を忍耐強く実施していくというコミットメントを繰り返し述べる。我々はまた、国際金融アーキテクチャーを強化するために、APEC内で協力するとともに、他の会合においても貢献するという我々のコミットメントを強調した。

マクロ経済の動向 経済・金融の現状

3. 依然としてダウンサイドリスクが幾つか残っているものの、我々は、危機の影響を受けたインドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン及びタイといったアジアの国々において、経済・金融状況に改善が見られることに勇気づけられる。我々は、金融危機に果敢に対応し、危機の原因となった脆弱性を解消するために必要な政策調整を実

施しているメンバーを賞賛する。我々は、アジアにおける経済状況とその見通しに改善が見られることを認識し、政策調整及び構造改革を、特に金融・企業セクターにおいて継続していくことの重要性を強調する。これら危機の影響を受けた全てのメンバーにおいて、本年の経済成長は上向くものと見込まれる。金融市場における安定の回復によって、金融政策の緩和が可能となり、景気刺激的な財政政策と相まって国内需要と生産活動を下支えした。しかし、金融の安定状況に応じ、景気回復に焦点を当てた財政・金融政策を継続するべきである一方、これらのメンバーが長期的な成長見通しを強化する構造改革の実施に引き続きコミットしていくことが重要である。ロシアにおいては、経済活動は9月の底より回復しつつある。しかしながら、危機の原因となった財政上及び経済構造上の問題を解決するために精力的に取り組んでいくことが必要である。

4. 米国においては、経済成長は依然として力強い。政策は、持続可能なインフレなき成長を目指すべきである。日本では、財政政策は大規模な景気刺激を提供しており、短期金利は0%近くにまで低下し、更に、銀行への資本注入が金融セクターの問題を緩和してきている。デフレ圧力が弱まり、民間需要の回復が確かなものとなるまでは、政策は支援的なものであることが必要である。引き続き構造改革を進めていくことが、中長期の持続的な成長への鍵となるであろう。中国においては、景気刺激政策スタンスに支えられ、経済成長はうまく維持されてきている。我々は、持続可能な発展に向けて金融セクターや国有企業の改革を行っていくという中国のコミットメントと努力を歓迎した。
5. 我々はまた、他のAPECメンバーの殆どが、アジア及び世界的な金融危機の影響を受けていないわけではないものの、成長を持続し又はうまく調整を行い、大きな混乱を回避してきていることに満足した。これについては、ブラジルの危機に鑑みれば、ラテンアメリカの3つのメンバーにおいて特に顕著である。各メンバーは、当地域に

おいて見られている成長を支える政策を継続していかなければならない。

6. APECにおける努力とともに、欧州も、国内経済活動と構造改革の支援等を通じ、持続的な世界の成長においてその役割を果たしていくべきである。また、世界中で開かれた市場を維持していくことが重要である。

協調的な成長戦略の実施

7. 昨年11月18日クアラ・ Lumpurにおいて開催されたAPEC首脳会議において、マクロ経済の安定と地域の成長を確保するための課題に取り組むために協調的な成長戦略が承認された。この戦略は回復と成長の促進において大きな進展をもたらした。我々は、こうした進展を維持し深化させていくためには、今後の課題に謙虚に対応していくべきである。我々はまた、メンバーに対し、同首脳会議において首脳が示したコミットメントに沿って市場の開放を継続すること、及び自由かつ開放的な貿易及び投資に向けて引き続き努力していくことを要請する。我々は、首脳が承認した協調的な成長戦略に対し、主要メンバーがそれを促進する環境を形成していることに留意する。近時の危機は、為替相場制度に関する課題に対応していくことの重要性を明らかにした。我々は、為替相場制度の選択はメンバーによって異なり得るが、いかなる制度も一貫した政策と堅固な金融システムに支えられたものでなければならぬことに留意する。我々は、IMFに対し、最近の経験を考慮しつつ適切な為替相場制度に関する論点を更に検討するよう要請する。
8. 我々は、APECメンバー間における相互のサーベイランスの重要性を認識し、我々の意見交換がIMFのサーベイランスを補完することに合意する。同時に、我々は、ミクロのレベル、特に金融・資本市場の分野において、より一層協調を強化することにより成果をあげることができると考える。

貧困層に対する危機の影響の緩和

9. 我々は、危機の結果生じた貧困層及び弱者層における失業及び辛苦について引き続き関心を持っている。いくつかのメンバーにおいては、社会的緊張が回復に対するリスクを生じさせている。危機に見舞われた

メンバーの当局は、これらの層に対する危機の悪影響を最小限に止めるために様々なメカニズムを通じて対応している。マレーシア及び世界銀行が用意したバックグラウンド・ペーパーにあるように、東アジアでの経験及び危機の影響を受けたラテンアメリカのメンバーにおける経験は重要な教訓を提示している。それには、プログラムのデザインにおいては、関連する国内当局間、及びこれら当局と国際金融機関間の一層の協調が必要であること、危機の発生の前からでもできる限り望ましいセーフティー・ネットを構築しておくことが重要であること、及び危機時にプログラムを速やかに調整し、必要な政策を行うための組織的な能力とプログラムのモニタリングの改善が必要であること、が含まれる。

10. この関連で、我々は、APECはその検討対象としている分野において一層協調作業に貢献できるものと考え。医療、教育、衛生、及び貧困層の就業に資金を充てることは、持続的な成長と社会的な福利に必要な健全かつ生産的な労働力への投資となる。従って、我々は、世界銀行及びアジア開発銀行によって提供されている、技術・金融両面における個別メンバーに対する支援を歓迎した。これらの支援は、個々のメンバーの文化的、経済的、組織的、社会的側面を考慮した上で、国内のソーシャル・セーフティー・ネットの的確なデザインと適切なファイナンスを促進するものである。
11. 加えて、この協調的な作業が、東アジアの危機から生じた社会問題に関する地域会合（バンコク、1999年1月21-22日）及び開発協力閣僚会合（シドニー、1999年3月5日）の成果を踏まえることに合意する。従って、我々は、協調的な情報交換及び分析を促進するためのアジア回復情報センター（Asia Recovery Information Center）の創設を歓迎する。

金融・企業セクターのリストラクチャリング

12. 我々は、危機に見舞われたメンバーにおいて金融・企業のリストラクチャリングが進展していること、及び世界銀行が用意した報告にもあるように依然重要な課題が

残っていることに留意する。我々は、インドネシア、韓国、マレーシア、タイにおいて、持続可能な金融機関の基本を増強する一方、持続不可能な金融機関を整理するための枠組み作りの努力が行われていること、及びこれらのメンバーとフィリピンにおいて、ブルーデンシヤルな金融規制監督を一層改善していくための継続的な努力が行われていることを歓迎する。企業については、自発的なリストラクチャリングの枠組みが採用され、また、企業のリストラクチャリングにおける多くの法的障害が解決されたことを認識する。我々は、こうした努力、金融システムを強化するための措置、及びコーポレート・ガバナンスを強化し、海外直接投資に資する環境を作り出す努力は、健全なマクロ経済政策運営と相まって、当地域への資本フロー回帰に資することを再確認する。

13. 国際社会は、多国間開発金融機関やIMF等の技術・金融支援等を通じて、リストラクチャリングのプロセスの促進に重要な役割を果たし得る。この関連で、我々は、新宮沢構想の下で日本より危機に見舞われた数多くのメンバーに対して供与された金融支援を歓迎する。我々はまた、1998年11月18日にマレーシアのクアラ・ Lumpurにおいて日本と米国により発表された、アジア開発銀行及び世界銀行とも連携して民間セクターの成長を再活性化する国際的なイニシアティブを歓迎する。このイニシアティブは、リストラクチャリングのペースを加速するための潜在的に有効な手段たり得る。我々は、この支援策が改革プログラムをどのように支援できるかについて、現在タイとの間で行われている議論に留意するとともに、危機の影響を受けた他のメンバーがこのイニシアティブから利益を得られることを期待する。

持続的な成長のための基礎強化

14. 危機により、持続的な成長のための基盤を強化するという長期的な目的に対する我々のコミットメント、特に、民間投資及びインフラ開発をファイナンスするための金融・資本市場の更なる発展を促進する努力が強化されることとなった。

金融・資本市場の育成

15. 過去22か月の経験から、健全な金融システム、コーポレート・ガバナンス及び改善された会計、透明性及び情報開示基準は、国内・国外投資家の信認回復及び資本フローの回帰にとって中心となる要素である。我々は、APEC域内におけるより自由かつ安定した資本フローを支援するための自発的行動計画の策定において進展が見られることに留意するとともに、次回会合において具体的な提案を含む報告がなされることを期待する。我々はまた、資本取引規制やマクロ・ブルーデンシヤル政策の使用、及び資本自由化プロセスの管理に関する様々な国々の経験についての最近のIMFの報告に留意する。
16. コーポレート・ガバナンスに関しては、国内の改革措置を主要な課題とするとともに、「APEC域内におけるコーポレート・ガバナンスの強化 (Strengthening Corporate Governance in the APEC region)」報告書に盛り込まれた勧告を承認する。我々は、各メンバーに対し、各々の個別の状況を考慮しつつ、これらの勧告を早期かつ包括的に実施することを慫慂する。我々はまた、OECDの作業部会におけるコーポレート・ガバナンスの原則に関する作業に留意した。加えて、次回蔵相会合において、希望するメンバーが、コーポレート・ガバナンスを強化するために採った措置の実施状況について報告することに合意する。我々はまた、報告書で強調されたように、会計士、監査人、企業の取締役、規制当局者や司法制度における熟練した専門家集団を強化するため、教育及び訓練が重要であることを認識した。この関連で、オーストラリアより、APECの地域からの参加者に対し門戸を開放しているコーポレート・ガバナンスの訓練のための手段についての説明があったことを歓迎する。
17. 我々は、メンバーに対し、必要があれば、現行の監査・会計基準の質を改善し、国際的な基準に見合うもしくはそれを上回る慣行の採用を促進するよう要請した。この点に関し、我々は、国際会計基準委員会による包括的な会計基準策定のための作業を飲

迎する。これにより、十分・公正・完全な財務状況の報告が促進され、投資家が良く情報を得た上で意思決定を行うことにつながるであろう。

18. 我々はまた、金融危機に鑑み、破産法の改革が、企業及び金融セクターの迅速なリストラクチャリング、及び民間の債務者に対する与信の今後のより良い管理にとって特に重要であることに合意する。我々は、本年後半オーストラリアが主催する破産法に関するAPEC・OECD共同ワークショップを歓迎するとともに、本ワークショップに全てのメンバーが参加することを奨励する。
19. 域内における深みのあるかつ流動的な国内債券市場の発展に関し、我々はこの分野において更なる作業が必要であることを認識する。これには、信頼のおけるベンチマークとなるイールド・カーブ形成の促進、証券決済システムの改善、及び流動性の欠如及び不十分なリスク評価に関する問題の解決が含まれる。我々は、メンバー間における情報の共有を促進するために、健全な慣行を集約すること、及びウェブ・サイトを創設することを歓迎する。我々は、債券市場に関する我々の作業を支援する民間部門の勧告を認識するとともに、代理達に対し、民間部門と共同してこれらの勧告に取り組むことを指示する。

年金基金

20. 1999年4月ピナ・デル・マルにおいて、チリとメキシコの主催で第2回年金基金改革に関する地域フォーラムが開催された。本フォーラムにおいては、個人年金契約、公的年金から私的年金への移行に際してのコストと必要な資金の調達、年金基金の運営における専門機関の役割、及びセーフティー・ネットの提供者としての公的部門の役割等、年金のシステムに関連する事項について議論が行われた。我々は、メンバーが年金基金システムに対する改革を開始する際、これらの問題が重要となることを認識している。

インフラ再活性化

21. 我々は、インフラ整備についての資金調達は、とりわけ現在の金融環境の下では、当地域にとって重要な課題であるこ

とを認識する。我々は、1997年セブでの蔵相会議において、インフラ整備への民間部門の参加を促進させるための自主的原則に合意したことを想起する。我々は当地域におけるインフラ・プロジェクトのファイナンスの環境変化を検討したアジア開発銀行の報告書「アジアにおける民間部門の参加とインフラ投資：金融危機の影響」を議論した。我々は、金融危機が当地域のインフラ・プロジェクトの必要投資額に影響を与えたものの、その投資額は依然として相当額の民間セクターの関与を必要とするような規模であることを認識する。我々はまた、危機によって、2年前に採択された自主的原則の幅広い活用が喫緊の課題であることが強調され、また、その他の側面も追加的に浮き彫りとなったことに留意した。我々は、本レポートに含まれる以下のような勧告に留意した。①政府は計画、政策及び規制に集中するとともに、インフラ・ファシリティーの設置・運営においては民間セクターを関与させていく必要があること、②インフラ・サービスの分社化や競争原理の導入に利点があること、③将来の通貨や満期のミスマッチを回避するために、国内の資本市場、特に債券市場の育成が急務であること、④独立した透明かつ一貫性のある法制度・規制制度の導入が必要であること。

22. 我々はまた、当地域における民営化を促進するための努力の一環としてAPEC民営化フォーラムのイニシアティブを歓迎する。我々は、1999年9月にバンコクにおいてフォーラムの第1回会合を開催することに合意する。

2000年問題

23. 我々は、2000年1月1日のコンピューターの日付変更に伴うためのAPECメンバーの作業に留意する。我々は、APECの各メンバーが、社会における安心感を向上させるとともに経済及び金融崩壊のリスクを削減するために、2000年への準備としてコンピューターの性能向上とテストを継続していく必要があることで合意した。我々は更に、2000年までの残り数か月間は、21世紀への移行日に生じる可能性のある偶発

的な問題への対応に一層の努力を払う必要があることで合意した。我々は、APECのY2K週間及びメンバーに対するトレーニング・プログラムを組織する日本のイニシアティブを歓迎する。我々は、オークランドにおけるAPEC首脳会合でこの問題をレビューするとの意向に留意し、この作業がとりわけ重要であると考えている。

金融危機を越えて：課題と機会への対応

金融のアーキテクチャーに関する国際的な対話

24. 国際社会は、成長と回復のための安定した環境を確保するために国内や地域レベルで行われている努力を補完するため、国際金融アーキテクチャーを強化していくという重要な役割を担っている。我々は、国際金融アーキテクチャー強化に関する主要な側面についてコンセンサスが拡大しつつあることに留意するとともに、ASEANによるものも含め、国際金融システムの強化に必要とされる主要な要素についての勧告を確認する。これらの勧告は、とりわけ大きく変動する資本フローに伴うリスクを緩和するために、迅速に実施される必要がある。これに関し、我々は、数多くの重要な分野におけるG7及びIMFによる対応を歓迎する。
25. 我々は特に、G22、その作業部会及びG33セミナーのようなフォーラム並びにAPECのような常設のフォーラムにおいて、アーキテクチャーのプロセスに先進、開発途上、新興市場の各メンバー、国際金融機関及び規制団体を参加させる努力が行われたことを歓迎する。こうした対話は国際金融アーキテクチャーの強化のプロセスに重要な貢献を行っており、我々は、将来重要な経済・金融上の政策についてコンセンサスを形成するために、先進、開発途上、新興市場の各メンバーを交えた対話のための継続的なメカニズムの設立を求める。我々はまた、先般金融安定化フォーラムが設立されたことを歓迎し、そのメンバーを主要な新興市場メンバーに拡大すること及び高レバレッジ機関、オフショア・センター、短期資本フローに関する作業を早期に完了することを期待する。
26. 我々はまた、国際アーキテクチャーに関

する議論においては、人的コストを最小化すること、及び各メンバーが社会政策上の対応や危機に対応するための制度を強化していくにあたりそれを支援していくことが重要な要素となることを強調したい。社会の中での貧困層や最も脆弱な層にある人々を守る措置に十分な優先度を与えるべきである。この点に関し、社会政策に関する原則・良い慣行における世界銀行の作業を歓迎する。この努力を支援するために、我々は、財政政策の選択による影響を分析する、公共支出に関する作業におけるIMFと世界銀行の間の協力強化を求める。

27. 我々は、国際金融アーキテクチャーの改革努力は時間を要するものであると認識している一方、最近の金融市場では安定が回復しているものの、改革へのモメンタムは維持していく必要があると考える。我々は、代理達に対し、1998年11月に首脳が認識した分野における進展状況をまとめた報告書を用意するよう求める。これには、金融安定化フォーラムにおける高レバレッジ機関、オフショア・センター及び短期資本フローに関する作業や、危機の予防と解決にあたっての民間セクターの関与などが含まれる。我々は、この報告が9月のオークランドにおける首脳会議に提出されるよう要請する。

金融システムの強化

28. 1994年の第1回蔵相会議以来、国内の金融システム強化に焦点を当てた努力が行われている。より最近においては、我々は、監督制度が適正かどうかを評価するサーベイを実施した。我々はまた、パーゼル銀行監督委員会の効果的な銀行監督に関するコア・プリンシプルの遵守に向け、メンバーによる進展があったことに勇気づけられた。我々は、措置の実施における問題点を解消していくためには、APEC各メンバーの銀行監督当局間における定期的な意見交換と一層の交流が重要であることで合意した。我々は、1998年12月クアラ・ Lumpurにて開催された第1回の会合を歓迎した。これは、SEACEN (The South East Asian Central Banks) センターの監督者の年次総会に併せて開催されたものである。我々

は、APEC及びSEACENの銀行監督者によるこのような協力的な会合は、情報の共有の促進にとって重要であり、今後も継続していくべきであることで合意した。

29. しかしながら、APECの監督制度を強化するための提案については、バーゼル委員会、東アジア・太平洋中央銀行役員会議(EMEAP)、コーポレート・ガバナンス及び情報開示に関する他のAPEC作業部会など様々なフォーラムによって現在行われている努力との重複を避ける必要がある。我々は、金融監督強化の努力は重要である一方、これらの努力は危機の予防の万能薬ではなく、マクロ経済政策を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化し、さらに情報開示を改善させるための措置によって支援される必要があることを認識する。我々は、次回会合において、APECメンバーの監督制度の強化に向けた進展に関する最新の報告を期待する。
30. 我々はまた、監督及び規制当局の能力は引き続き改善していく必要があることで合意し、この関連では、銀行監督者及び資本市場規制当局のトレーニングのための活動計画の実施におけるアジア開発銀行及びSEACENセンターによる支援に対し感謝する。我々は、各メンバー及び世界的レベルでの金融システム強化に向けた作業を支援するため、監督分野における人的資源の開発に対するコミットメントを再確認する。更に進んで、大臣は、サーベイの結果に基づき、APECトレーニング・イニシアティブには市場リスク及び連結ベースでの監督に関する項目が含まれるべきであることに合意する。各国がバーゼル・コアプリンシプルに十分に適合するために、APECトレーニング・イニシアティブにおいては、25のコアプリンシプルの実施が相対的に進んでいるメンバーが、組織されたセミナー又はコースを通じて、他の関係メンバー国とその経験と知識を共有し得るようなプログラムを設定することを検討するべきである。この点に関し、当地域の民間金融家及び金融監督者の訓練・教育プログラムを策定するAPEC民間金融家グループ(AFG)のイニシアティブを歓迎する。証券につい

ては、国内におけるプログラムでは対応できないトレーニングの必要性を満たすために、国際的なスタンダードに関するポータブルかつ他国間の法律事項にも対応したプログラムを作成・調整していくことをさらに検討する余地がある。

31. 我々は、本プロセスの開始以来、多くの自発的な原則及びアクション・プランが承認され、この関連でこれらのプラン及び原則の実施の進展状況を監視するアプローチを策定することが有益であることで合意する。我々は、代理達に対し、こうしたアプローチの策定を求める。これは、第一段階として、金融システム強化のための国際的な基準、規則、最善の慣行を採用するにあたってメンバーが行った措置を集約したものとなろう。このような代理達の努力を促進するために、我々は、IMF及び世界銀行に対し、関連する国際機関と協議・協力しつつ、こうした主要な基準に関するマトリックスを作成するよう要請した。
32. 多数のメンバーによる最近の経験は、資本自由化という課題に取り組むためには金融システムを強化することが重要であることを明示した。我々は、適切な債務管理を行うこと、及び長期資金よりも短期資金を助長する政策上のバイアスを回避することがとりわけ強調されるべきであることで合意した。我々は、IMFがこの分野において更なる作業を行うことが必要であると考え、これには、資本勘定を自由化し開放しつつあるメンバーに対し、そのメンバーの特定の状況に整合的な形で指針となる原則を策定することも含まれる。こうしたガイドラインは、突然の資金フローの変化に係るリスクの管理を目的とすべきである。こうした各メンバーの努力は、金融市場に参加する民間セクターに対する監督、規制及び情報開示基準が同時並行的に進展することによって強化されるであろう。

透明性及び情報開示基準の強化

33. 我々は、市場がより効果的に機能するためには、透明性及び情報開示基準が公的及び民間部門の双方に適用されることが必要であることを認識している。この点に関し、深みがありかつ流動性のある債券市場の育

成、コーポレート・ガバナンスの強化及び信用格付機関のアカウントビリティーの奨励について各メンバー自身が努力を行うことは、メンバー・地域内の透明性及び情報開示基準を強化させていくことの重要性を強調するものである。信用格付機関に関する我々の協調的イニシアティブに関しては、我々は、更なる作業に合意するとともに、代理達に対し、現在信用格付機関が使用している行動規範や慣行をサーベイするよう要請する。我々はまた、我々自身に関し、情報公開基準の強化に必要な措置を認識した。これらには、金融に関する知識の教育を促進していくこと、信用リスクに関し他の情報源を促進していくこと、及び会計や情報開示基準の調和のための国際的なイニシアティブに積極的に参加していくこと、が含まれる。

34. 我々は、IMFにおいて、特別データ公開基準（SDDS）の一部として、外貨準備に関するより十分な情報を開示するための包括的なフォーマットが採用されたこと、及び（財政透明性及び金融政策・金融監督政策の透明性に関する）良い慣行に関する作業が進展したことを歓迎する。我々は、SDDSに参加するAPECの全てのメンバーに対し、この新しいフォーマットを採用するよう促すとともに、APECの全てのメンバーに対し、これら良い慣行をできるだけ早く遵守するよう促す。我々は、IMFがより開放的かつ透明になるために採った措置を認識する。同様に、我々は、世界銀行及びアジア開発銀行において、幅広い範囲の業務関連文書の公表を含め、開放・透明の度合いを高める方向で進展が見られたことを歓迎する。

35. 我々は、高レバレッジ機関を含めた市場参加者について適切な透明性が必要であることを認識する。我々は、金融安定化フォーラムの作業、証券監督者国際機構（IOSCO）の報告、及び透明性及び情報開示に関する他の民間セクター及び公的セクターの報告についてレビューを行いたいと期待している。

国際金融機関の役割向上

36. 我々は、危機の解決における国際金融機

関の中心的役割に留意する。我々はまた、金融セクターの問題に関するアドバイスの提供にあたってIMFと世界銀行との効果的な協調を促進するために両機関によって金融セクターに関する調整委員会（Financial Sector Liaison Committee）が設置されたことに留意する。更に、我々は、国際金融機関による危機への対応をより有効なものとするために、危機の解決における国際金融機関間の協力及び強調を一層改善していくよう要請した。この点に関し、我々は、世界経済の変化、特に国際的な機関投資家の役割が増大していること、及び対外金融危機をもたらす原因の中で国境を超えた巨額の資本移動の影響がますます大きくなっていることをよりの確に反映するように、IMFのサーベイランス・プログラム、及び機構の運営方法を改善する方策の検討作業を期待している。この関連で、IMFにおいて予防的クレジット・ライン（CCL）の設立が決定されたことを歓迎する。これは、良い政策を実施しながらも危機の伝播に脅かされている加盟国が利用できるものであり、従って予防的に政策を強化しようとするインセンティブを与えるものである。我々にとって、アジア開発銀行及び世界銀行が、信用強化ファシリティーを供与しようの方針を採用していることは喜ばしいことである。これは、必要とされる民間の国際的な資本フローを触媒するのに役立つであろう。

危機の抑制・管理における民間部門の関与

37. 金融危機の解決において、民間債権者の行動は常に非常に重要である。我々は、危機の予防及び解決の強化のため、各メンバー、民間セクター及び国際金融機関間の協力を促進するというコミットメントを再確認する。我々は、全ての新興市場メンバーに対し、民間債権者との適切なコミュニケーションを維持するよう奨励する。我々は、市場原理に基づく予防的なクレジット・メカニズム、及び債券契約における集団行動に関する条項を幅広く活用していくことを支持する。我々は、建設的な提案が数多くの国際的なフォーラムで議論されていることに留意する。我々はまた、IMF

に対し、この分野における作業を継続すること、ソブリン債券において集団行動に関する条項を導入する方法を検討すること、更に、より秩序ある債務問題の解決のための方法をさらに検討することを期待する。

その他事項

38. 我々は、民間部門との意見交換を行う機会を歓迎するとともに、共通の目的を達成するにあたってのAFGの貢献を確認する。我々は、APECビジネス諮問委員会(ABAC)及び太平洋経済協力会議(PECC)からの主要な代表者の参加を歓迎する。我々は、金融セクターや資本市場の規制当局者や参加者の教育訓練、アジアの債券市場の育成、及び適切な組織の設置を通じた金融システムの活性化に関するこうした会合からの勧告に留意する。我々は、代理達に対し、これらの勧告を現在進行中の我々の作業に取り込んでいくという観点からこれらの勧告を引き続き検討していくため、AFG、ABAC及びPECCと協力していくよう指示した。特に、我々は、AFGに対し、我々の次回の会合までに、最近の危機の経験を踏まえ、危機における民間セクターの役割、及び将来の危機の予防と解決において民間セクターの適切な関与を確保するためになされている様々な提案について、検討し報告することを求める。我々は、これらのグループのメンバーが、他の民間セクターの同胞に対し、安定した金融市場を確保することの利益とそのための相応の責任についての認識を深めるよう働きかけることを期待する。
39. 我々は、域内の貿易円滑化のための12項目の共同行動計画と多年度にわたる技術協力における税関手続小委員会(SCCP)における進展を歓迎する。我々は、新加入の三メンバーが共同行動計画と税関での電子商取引への対応を含むSCCPの新たなイニシアティブを円滑に実施できることを期待する。貿易円滑化及び税関当局による取締りは十分調和される必要があることを再確認しつつ、我々は、税関当局に対し、こうしたイニシアティブと協力の強化を積極的に継続するよう奨励する。我々は、世界的な規模での税関手続きの近代化と調和化に

向けて作業を進めている世界税関機構(WCO)へのSCCPの貢献を評価する。

40. 我々は、1998年11月にセブで開催された第2回国際ビジネス税制に関するAPEC-OECDシンポジウムの成果に関するフィリピンの報告について議論を行った。この会合においては、電子商取引や新たな技術、有害な税の競争、多国籍企業の税制、及び金融の不安定性の租税政策の執行に対する影響、といった点につき議論が行われた。我々は、我々の税当局が、OECDやアジア開発銀行といった適切な国際機関もしくは地域国際機関と協力しつつ、これらの問題に関する作業を継続するよう要請した。
41. 我々は、IMF、アジア開発銀行及び世界銀行による我々の作業への貢献、並びに今回会合に向けて数度の会合を重ねて準備を進めてきた代理達に感謝する。また、APEC民間金融家グループが蔵相会議直前に開催された。我々は、彼らの努力を継続するよう促す。
42. 我々は、マレーシアの政府と国民に対し、本会合の開催と、温かい歓迎に感謝の意を表明する。
43. 我々は、第6回APEC蔵相会合について、1999年9月にニュージーランドのオークランドで開催されるAPEC非公式首脳会合に報告することに合意する。

次回会合

44. カナナスクスにおいて示された、将来、蔵相会議をAPEC非公式首脳会議により良く関連させようとの蔵相達の要望を踏まえ、ニュージーランドとブルネイ・ダルサラーム第7回APEC蔵相会議のサイクルを共催することに合意した。我々は、2000年9月にブルネイ・ダルサラームにおいて会合を行うことに合意する。我々は、代理達に対し、APECの自由な貿易と投資という基本理念を追求するなかで、APEC地域に強固で開かれた経済を建設するための努力に焦点を当てて、蔵相会議プロセスの諸会議のための必要な準備を行うよう求める。

(附属A)

自由かつ安定した資本フローを支援するための自主的行動計画

APEC蔵相は自由かつ安定した資本フ

ローを支援するための自主的行動計画の策定に関する進展を歓迎した。APEC首脳の指示に従って、2つの重要な研究、すなわち過去22か月間の有益な教訓を織り込む実務的な自主的行動計画の作成を支援すること、及び短期資本フローを含む資本フローのモニタリングのための適切かつ良好な慣行の指針を策定することが、委託された。

情報収集の完了に引き続き、APEC蔵相は2000年の第7回会合時に自主的行動計画の形態及び内容に関する報告を期待する。

年金基金に関する地域フォーラム

第2回年金基金改革フォーラムが、1999年4月26-27日チリのピナ・デル・マルにおいて開催された。この協同イニシアティブは、APECから技術支援を受けるための蔵相プロセスによる最初の活動である。このフォーラムはチリとメキシコにより開催され、APECメンバーの代表者、同分野における専門家、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行など国際金融機関の代表者が出席した。参加者は重要かつ興味深い問題に取り組み、退職制度の改革を行う上で直面する様々な重要な問題に焦点が当てられた。

フォーラムにおいては、a) 公的制度から民間制度に移行する際のコスト及び政治的側面、移行において必要な資金の調達、b) 解約契約、給付金の支払い及び保険分野の役割、c) 公的・民間部門による、セーフティー・ネットの提供者として年金基金の運営において果たす役割、d) 年金基金の投資対象の個人選択の可否、e) 年金基金運営における専門金融機関の役割、f) 最低年金保証の財政に与える影響、g) 年金基金の投資ポートフォリオの構成、規制の役割、商品の差別化、などの問題について議論が行われた。

年金基金改革に関するAPECフォーラム

タイは、年金基金改革及びAPECメンバーより提起された社会保障、年金及び共済基金の統合に焦点を当てた問題について、監督・規制の検討とともに意見交換をするために、2000年3月にバンコクで年金基金改革に関するAPECフォーラムを開催することを提案した。このフォーラムにおいて、政府、民間部門及び専門家は、関連した知

識、見解及び経験を共有することが期待される。このフォーラムは、特に、タイ及び開発途上又は年金基金改革計画の策定を検討している他のAPECメンバーにとって有益となる。

信用格付機関の発展支援

我々は、域内の資本市場の育成において信用格付機関が果たす役割の重要性を認識し、アジアの金融危機の発生前にセブにおいてイニシアティブを開始した。カナヌスキスにおいて、我々は、アジア金融危機に照らして格付信用機関の成果について議論した。クアラ・ Lumpurにおいて、首脳は、効率性を促進し、持続的な資本フローに貢献するために国際的な格付機関の慣行について検討することを要請した。

我々は、国際金融機関、国際規制団体及び域内の信用格付機関の参加により、1999年2月マニラで開催されたAPEC諮問ワークショップの結果に関するフィリピンの報告に留意する。我々は、このイニシアティブについては更に作業が必要であり、より幅広い国際的なアーキテクチャーの議論、特に、全ての市場参加者による透明性及び情報開示基準の強化の分野における議論に貢献する必要があることに同意する。

最初のステップとして、我々は、現在様々な信用格付機関によって使用されている行動規範、慣行を調査することを蔵相代理に要請する。その調査は、(a)格付過程の透明性及び責任体制、(b)利益相反、(c)格付の信頼性及び確実度、(d)勝手格付、などの様々な問題を包含する必要がある。また、我々は、各メンバーにおける情報及び情報開示基準を強化するための行動を確認した。これらは、金融に関する知識の教育の育成、信用リスクについての代替情報源の促進、会計・情報開示基準調和化のための国際的イニシアティブへの積極的な参加の努力を包含する必要がある。

国内債券市場開発に関する協同イニシアティブ

我々は、APEC域内及びグローバルな金融制度において、より効果的な触媒機能を促進するため、国内債務市場の進展を促進させるためのイニシアティブを開始した。

対GDP比30%を超えるアジアの貯蓄を転用するために、アジアにおける深みのある、長期的な、より安定かつ透明性のある債務市場の開発が主要な優先事項となっている。香港及び中国により、1998年12月に14のAPECメンバー及び国際金融機関の出席を得てワークショップが開催された。メンバーは、今後の作業として、2つのプロジェクトを実施することに合意した。一つに適切な慣行の策定であり、もう一つとして情報源の中心としての役割を担うとともに、情報交換を促進するためのウェブ・サイトの開発であった。これら2つのプロジェクトの実施状況をフォローアップするために、1999年5月下旬に2回目のワークショップの開催が予定されている。

コーポレート・ガバナンス強化に関する協同イニシアティブ

域内におけるコーポレート・ガバナンスの強化が必要であるとの認識から、マレーシアによる指導の下、オーストラリア、米国、世界銀行、及びアジア開発銀行と共同で、コーポレート・ガバナンスに関するAPECコア・グループを創設した。コア・グループは、特に、開発途上メンバーを強調した、コーポレート・ガバナンス・システムの強化を希求するメンバーによって採用される“APEC地域におけるコーポレート・ガバナンス強化”を本会合に提出した。報告は、1998年11月オーストラリアによって開催されたコーポレート・ガバナンス・シンポジウムの結果を附属として含んでいる。シンポジウムは、域内における改革のプライオリティを明らかにするため、各メンバーの民間部門からハイレベルが共に参加した。

APECメンバーの銀行監督制度の適正に関する調査

健全な銀行監督は金融安定を確保する上で重要であるとの認識から、銀行部門の監督制度の適正を評価するためのイニシアティブが1998年5月カナダ、カナダスキスにおける蔵相会議で合意された。APECメンバーの監督枠組みにおける格差又は欠点を明らかにすることが調査の目的であり、これが十分な資格を有する銀行監督者を核

とするためにAPEC傘下で行われる将来の訓練計画を策定するための基礎を形成することとなり、強固かつ適切な銀行監督制度の維持にとって重要である。調査結果によれば、効果的な銀行監督のためのBISコア・プリンシプルがかなりの程度実施されていることが明らかになった。免許、所有権、経営者の承認、与信及び内部規制に関する規制、統計義務のような銀行監督の伝統的な適用範囲において、大半の回答によれば、既に良く確立した制度を実施している。但し、主に市場リスク及び連結ベースでの監督分野が脆弱であることが判明した。監督者間の協力・協議については、二国間の協議及びMOUが最も一般的な形態であり、そのような協力の育成において改善の余地がある。

APEC民営化フォーラム

タイは、組織強化を通じた民営化プロセス支援及び投資機会の促進のために、1998年11月マレーシア、クアラ・ Lumpurで開催されたAPEC蔵相・中央銀行代理会合において、イニシアティブを提案した。そのイニシアティブは、民営化に関連した問題について協力し、また市場自由化の原則及び市場競争の役割の共通及び一貫した理解を進展させるための機会を与えるものであると考えられている。更なる協力によって、実施過程を向上させ、またその過程を管理するためのメンバーの組織能力を強化させつつ、最善の慣行の発展及び共有が可能となる。

コア・グループ会合が、台湾、マレーシア、ニュージーランド、タイ、ヴェトナム、アジア開発銀行、世界銀行の参加の下、1999年3月22日クアラ・ Lumpurで開催された。コア・グループは、APEC蔵相へ報告するAPEC民営化フォーラム(APEC-PF)を通じ、民営化の実施に関する協力を提案した。タイは、APEC技術作業部会に対し1999年3月24日にコア・グループ会合の結果を報告した。このイニシアティブは、技術作業部会によって大いに歓迎された。

出発点として、民営化政策の下で、“市場改革、自由化及び競争”及び“規制の枠

組み及び改革”の2つの問題がAPEC民営（出所）大蔵省『財政金融統計月報 第566
化フォーラム会合で議論される予定。号』最近の国際会議主要コミュニケ15

11-54 第7回APEC蔵相会議共同大臣声明

2000(平成12)年9月9-10日 ブルネイ・ダルサラーム国、バンダル・スリ・ブガワン

Seventh APEC Finance Ministers Meeting
Joint Ministerial Statement

Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam, 9-10 September 2000

Introduction

1. We, the Finance Ministers of Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC), met in Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam, to discuss the regional economy and measures to ensure the sustainable growth necessary for increased economic prosperity in our region. Representatives of the International Monetary Fund (IMF), the World Bank and the Asian Development Bank took part in our discussions.
2. The Deputy Sultan of Brunei Darussalam, His Royal Highness the Crown Prince, Prince Haji Al-Muhtadee Billah, granted an audience to the APEC Finance Ministers and Representatives of the International Financial Institutions (IFIs). His Royal Highness noted the improvements in the region's economic prospects, but stressed that APEC still had an important role in helping to build stronger foundations in the region.
3. We note that Brunei's theme for APEC 2000, "Delivering to the Community", reflects the fact that skills development continues to be of crucial importance for the regional economic recovery. It is essential that all the benefits of the revolution in information and communication technology be harnessed for the betterment of APEC member economies.
4. As the region's recovery from the 1997/98 financial crisis has gathered pace, the challenge of maximizing the benefits, and minimizing the risks, of technological change and closer economic integration has become more sharply etched. Taking full advantage of the significantly enhanced opportunities offered by globalization is fundamental to APEC's shared vision of stability, security and prosperity for our peoples. Experience around the world has demonstrated conclusively that growth is a key requirement for an economy to be able to raise incomes and reduce poverty. We therefore welcome the significant improvements in prospects for growth in the region since we last met at Langkawi in May 1999. We resolve to continue to pursue sound economic and financial policies and to carry out the structural reforms necessary to sustain this progress. We also reaffirm the importance of free and open trade and investment for sustainable growth.
5. But globalization may also increase our economies' susceptibility to external shocks and social dislocation. We need robust institutions and well trained people to ensure that the opportunities are fully exploited. We also need well designed social policies and programs if all our citizens, especially the least fortunate, are to share the benefits of increased economic prosperity.
6. Equally, if we are to take full advantage of the promise of technological change and the "new economy", we need a sustained commitment to structural policies which underpin flexible and dynamic national economies.

Economic and Financial Situation

7. We are encouraged by the improvement in economic and social conditions in the

economies affected by the crisis of 1997/98, underpinned by continuing strong demand in major export markets. In all of these economies recovery has depended on the extent to which a credible commitment to the implementation of structural reforms, especially in the financial and corporate sectors, has underpinned the steady return of investor confidence.

8. In the United States, the economic expansion concluded a record 113 months in August with remarkable absence of the type of inflationary pressures that typically accompany long expansions. However, a risk remains of inflation pressures emerging from a gap between the growth of demand and potential supply. In Japan a modest recovery appears to be underway, supported by strengthening corporate profitability and investment. However, the output gap is still large and inflation is negative. Increases in personal consumption are key for further recovery. China continues to grow at a robust pace. Economic conditions in other APEC economies have also improved significantly.
9. However, there is no room for complacency. Continued strengthening of macroeconomic fundamentals and pursuit of structural reform are needed in order to secure financial stability and sustainable economic growth in the region. Much remains to be done to implement crucial financial and corporate sector restructuring and to strengthen key domestic financial, economic and judicial institutions. It will also be important to restore the region's tradition of prudent fiscal management, while remaining vigilant towards inflation as well as the needs of the poor and the vulnerable. In economies where there is a risk of overheating, macroeconomic policy would need to be tightened in the context of a consistent monetary policy and exchange rate regime. We note the risks posed by oil price volatility to the world economic recovery and for developing economies that are heavily dependent on oil market conditions, and the need to stabilize prices at sustainable levels. In the light of rising world demand, we call for appropriate increases in supplies and other necessary measures to promote long-term price stability in the mutual interests of consumers and producers.

Forging a Stronger Global Financial System

10. Efforts to strengthen the international financial architecture have been intensified in the aftermath of the financial crisis. We welcome the progress that has been made since we met at Langkawi and urge continued implementation of reforms, including at a regional and national level. It is important to get the views of all economies in discussions on global financial issues, and APEC Finance Ministers have sought broader representation in this debate. In this regard, dialogue at the new forum of the G-20 is welcome.
11. Progress has been made in developing international standards, codes and best practice guidelines in a wide range of areas, including regulation and supervision of banking, securities, and insurance; corporate governance; economic data dissemination; and transparency of monetary, financial and fiscal policies. In particular, we support the key standards identified by the Financial Stability Forum and encourage APEC economies to implement them in accordance with their circumstances and priorities. These standards will assist our efforts to evaluate and improve the legal, institutional and regulatory frameworks for our economies. In this regard, we urge focused and targeted technical assistance to assist countries in the implementation of key standards.
12. We affirm the importance of and encourage participation in the IMF/World Bank Financial Sector Assessment Program (FSAP) and Reports on Observance of Standards and Codes (ROSC) to strengthen financial systems by assessing countries' implementation

of key financial and economic policy standards. These processes will contribute to adapting the IMF's surveillance role and the World Bank's developmental role. Voluntary disclosure of ROSCs can serve to promote policy transparency while enabling more effective measurement of progress towards meeting key standards. We note the importance of basing these assessments on the substantive quality of policies taking account of the circumstances of each economy.

13. It is imperative that the recommendations set out in the reports of the Financial Stability Forum (FSF) Working Groups on highly leveraged institutions (HLIs), Capital Flows and Offshore Financial Centers (OFCs) be implemented. We support the recommendations of better risk management by HLIs and their counterparties, better disclosure practices by HLIs and a review by foreign exchange market participants of existing good practice guidelines. We note that the FSF did not recommend direct regulation of HLIs at this stage but emphasized that it could be considered if, upon review, the implementation of the Report's recommendations did not adequately address the concerns identified. In the light of the growing importance of cross-border capital mobility we emphasize the significance of strengthening the collection, dissemination and publication of aggregate data on cross-border capital flows to cover both debt and non-debt flows. We also welcome recognition of the importance of managing economies' balance sheet risks, and encourage the rapid finalization of the draft IMF/World Bank guidelines for public debt and reserve management with special attention to the risk created by short-term foreign currency liabilities. Regarding OFCs, we urge the IMF, together with other relevant international bodies, to make concrete progress in its plan of action to conduct assessment of these jurisdictions' compliance with relevant international standards. We emphasize the importance of constructive engagement to assist economies to strengthen regulatory and supervisory frameworks.
14. In addition, there is recognition in APEC that economies' integration with world capital markets requires exchange rate policies that are highly credible and consistent with broader economic and financial policies. In this regard, there have been movements towards a mix of exchange rate regimes and macroeconomic policies more compatible with stability and avoidance of financial crises.
15. Private sector participation in the prevention and resolution of crises remains a major challenge. We note the progress that has been made in developing a framework for appropriately involving private creditors for that purpose and we urge the IMF and other relevant bodies to continue their efforts in this field of endeavour.
16. We support the efforts of the IMF and its members to engage in a comprehensive review of its core facilities to enhance its effectiveness. In this context we hope that consensus will soon be reached to make contingency facilities operational. Efforts to improve program design should continue. We also endorse the work of the Multilateral Development Banks to increase their focus on programs and policies directed at reducing poverty. In addition we encourage the international community, including heavily indebted countries themselves, to facilitate the effective implementation of the enhanced HIPC initiative.
17. All the IFIs should continue their efforts to strengthen their own governance and accountability, and to improve transparency. We emphasize the importance of ensuring that representation on the Boards of the IMF and the World Bank and quota/share allocation appropriately reflect the current world economy.

18. We welcome the recent developments in the area of regional cooperation. In the Asian region, ASEAN+3 Finance Ministers agreed on closer cooperation to monitor capital flows, enhance regional surveillance and implement the “Chiang Mai Initiative” that enlarges existing swap arrangements and establishes a network of bilateral swaps. A similar swap arrangement, the North American Framework Agreement, already exists in North America. Cooperative financing arrangements at the regional level designed to complement resources provided by the IFIs in support of IMF programs can be effective in crisis prevention and resolution. We are pleased to note the good progress in negotiations between Singapore and New Zealand to conclude a Closer Economic Partnership.

Building Stronger Foundations

19. Our long-term objective remains to build stronger foundations for sustainable growth in the region by further developing financial and capital markets. Through the APEC process we are building the capacity of our institutions and our labor forces to enable economies in the region to do so. Taken together, our work in APEC on capital flows, strengthening financial markets, corporate governance, insolvency regimes, and financial disclosure and accountability is therefore very timely. Details of the collaborative initiatives we have been pursuing in APEC, as well as new initiatives for the coming year, are contained in the Annex.

Promoting freer and more stable capital flows

20. Fundamental to the development of reliable and efficient financial markets are sound and credible financial policies. In that regard, we endorse the policy conclusions of the Voluntary Action Plan for Promoting Freer and More Stable Capital Flows. In particular, we note that economies are likely to derive substantial benefits from opening to cross-border capital flows provided that sound and credible economic and financial policies are adopted, and robust structures are established to manage risks effectively. We therefore resolve to continue policy reforms that enable us to take advantage of the opportunities available in international capital markets. We will establish in APEC a voluntary policy dialogue on strengthening financial markets, particularly focusing on issues related to the implementation of international financial standards and codes, and we look forward to a report on the results of this initiative when we next meet.

Strengthening financial systems

21. We need to be able to manage difficulties in our financial systems should they occur. We therefore instruct our Deputies to undertake a study of APEC economies’ experiences in managing bank failures, with the goal of developing a set of recommendations based on case studies that illustrate the various lessons drawn from the management of bank failures in our region, and to report back to our next meeting.

22. Over the previous two years, APEC economies have made significant progress towards strengthening financial supervisory systems through the development of training programs for banking supervisors and securities regulators. Given the progress being made in this initiative, we will extend it for a further two years, focusing on more intensive work to assist national regulatory organizations to implement model curricula, and continued provision of regional courses. In addition, to improve the skills and knowledge of life insurance regulators in the region, we welcome Australia’s offer to lead a three-year project on managing regulatory change in life insurance and pensions.

Strengthening economic and corporate governance

23. Sound economic and corporate governance will encourage the return of capital to the region. We welcome the efforts of the OECD and the World Bank to raise the awareness of and the commitment to corporate governance reforms in the region through Roundtable discussions. APEC will undertake a policy dialogue on strengthening corporate governance in this region, starting in early 2001. As part of these efforts, we note the importance of insolvency law reform, and we welcome Indonesia's offer to host a conference in early 2001 to build on the November 1999 conference in Australia and work carried out in other international forums on insolvency law reform. We will assess progress on these initiatives at our next meeting.
24. Financial transparency in the private sector is an important ingredient in risk management and sound corporate governance. We have formed a taskforce on company accounting and financial reporting to improve the quality of financial disclosure and auditing practices in APEC economies.
25. The development of good practices in APEC is facilitated by policy forums directed at experts and practitioners who are able to share experiences and explore common issues. We welcome the contribution to developing sound economic management made by the APEC forums on privatization, pension fund reform and public sector management, held since we last met.
26. An increased private sector role is an important strategy to achieve structural adjustment, particularly in emerging economies. We note the development of a network of public officials, through the Privatization Forum and its cooperation with the OECD Privatization Network, to support and strengthen the capabilities of APEC economies to involve the private sector in government enterprises and services. We also welcome the ongoing development by the Forum of a Compendium of Best Practices for Privatization.
27. We recognize the importance of strengthening transparency and disclosure standards for all market participants for the effective functioning of markets. In this regard, we look forward to the finalization of the report on the results of the survey of Credit Rating Agencies (CRAs) that has been undertaken. A Workshop will be held in Manila next month to discuss the results of the survey among representatives from APEC economies, multilateral financial institutions, CRAs and the investor community.

Fighting Financial Crimes

28. We welcome the agreement to establish an APEC working group that would conduct a survey of the domestic legal and regulatory frameworks for fighting financial crime, building on work already completed by APEC members of the Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG). We recognize the need for strong measures to combat money laundering, tax evasion, financial fraud and other criminal or unethical activities. We welcome the work of international groups in combating financial crimes, including the Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG), and related efforts by the Financial Action Task Force on Money Laundering (FATF), the OECD, the FSF, and the Committee on Hemispheric Financial Issues (CHFID). In this respect we encourage the International Financial Institutions to work further with their members in developing sound financial and capital markets and good governance.

Improving social safety nets

29. The social impact of the crisis revealed the need for well-designed, flexible, targeted, and cost effective social safety net policies and programs to respond to the needs of the poor

and vulnerable. The experiences in administering social safety nets of the APEC economies are the subject of an on-going study. Three main themes have emerged from this review so far. First, the need for adequate pre-crisis safety net planning. Second, the importance of accurate and timely information on the poor and vulnerable groups. Third, the need to have a range of instruments to ensure adequate targeting and coverage. On the basis of this study we will develop a set of guidelines for responsive and fiscally manageable social safety nets to present to APEC Leaders.

Creating new opportunities with information technology

30. We recognize that information technology (IT) has the potential to increase economic growth. A stable, non-inflationary macroeconomic environment will help businesses and consumers exploit the advantages presented by IT. We note that IT lowers the costs and speeds up delivery of financial services products, thereby contributing to overall greater efficiency and convenience of the financial sector. In this regard, we call on economies to formulate and implement appropriate policies and arrangements to facilitate electronic financial transactions. We also support efforts by APEC member economies and the International Financial Institutions to ensure that the benefits of IT are as widely shared as possible.
31. We welcome the work by the APEC E-Commerce Steering Group, in conjunction with the Subcommittee on Customs Procedures, the Transportation Working Group and other related forums, for "Paperless Trading" as defined in APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce. We agree that, building on work in other competent bodies, a working group on electronic financial transactions systems, consisting of financial experts from member economies, will be established to develop and implement programs to foster paperless trading in collaboration with the E-Commerce Steering Group.
32. We also welcome the progress made by the Sub-Committee on Customs Procedures (SCCP) towards trade facilitation, including the elevation of "Paperless Trading" and "Integrity" as new SCCP Collective Action Plans. We urge APEC customs authorities to enhance harmonization of customs data elements, taking into account the outcomes of the G-7 Experts' work. Reaffirming that trade facilitation and enforcement must be well coordinated, we encourage customs authorities to continue strengthening their cooperation.

Achieving APEC's vision

33. We value the contribution of the private sector to our discussions. We welcomed the opportunity for a dialogue with the APEC Financiers' Group, the APEC Business Advisory Council's Financial Architecture Task Force and the Pacific Economic Cooperation Council. We note their views on strengthening economies against future crises, including their work on corporate governance, financial standards and private sector involvement in resolution of financial crises. We task our Deputies to work with the private sector to continue consideration of their recommendations with a view to incorporating them in our on-going work. ABAC will present its final recommendations to Leaders in November.
34. The APEC Seoul Forum on Shared Prosperity and Harmony was successfully held March 31st - April 1st, 2000. In this Forum, senior officials and distinguished scholars discussed policies to prevent the recurrence of economic crises and to alleviate economic and social disparities among APEC economies. We welcome the Forum and hope that this kind of policy dialogue will continue among APEC economies.

35. Effective co-ordination and management of work across the APEC process is important to achieving our goals. We endorse proposals from our Deputies to improve information sharing and coordination between APEC forums and within capitals, including on crosscutting issues. Building closer linkages across APEC's work programs will be made easier for the People's Republic of China with the alignment of the APEC Finance Ministers' process with the rest of the APEC process.
36. We would like to thank the people and Government of Brunei Darussalam for the hospitality extended to all delegations and the excellent arrangements they have made to make the 7th APEC Finance Ministers Meeting a success. We also thank the Co-Chairs of our meeting, Pehin Dato Abdul Rahman Taib of Brunei Darussalam and Hon Dr Michael Cullen of New Zealand.
37. APEC Finance Ministers will next meet in Suzhou, People's Republic of China, in September 2001.

Annex

APEC FINANCE MINISTERS COLLABORATIVE INITIATIVES

Voluntary Action Plan for Promoting Freer and More Stable Capital Flows : At the 1997 APEC Finance Ministers' Meeting in Cebu, Ministers agreed that Deputies would prepare a Voluntary Action Plan (VAP) for promoting the freer and more stable flow of capital in the APEC region. The objectives of the VAP include enhancing APEC economies' understanding of the benefits and risks associated with cross-border capital flows; developing a sound understanding of the policies needed to maximise the benefits and minimise the risks associated with cross-border capital flows; and encouraging the implementation of policies to promote robust and open economies in the APEC region.

The VAP is structured in two parts. Part 1 comprises a report analysing the benefits and risks associated with cross-border capital flows and the policies that can assist economies to derive maximum benefit from accessing international capital markets while minimising the risks. Part 2 of the VAP is intended to actively encourage the implementation of policies to promote robust and open economies within the APEC region through a process of policy dialogue. It is envisaged that this process will assist economies to implement key international standards and to explore approaches to the promotion of sound and efficient financial markets. The policy dialogue will be based on particular policy issues or international standards, depending on the priorities identified by economies. It is proposed that the first stage of policy dialogue occur in the second half of 2001.

Development of Domestic Bond Markets : This initiative was launched in 1998 to promote the development of domestic debt markets for more efficient financial intermediation within APEC economies and the global financial system. An initial survey of the state of economies' bond markets identified various impediments to their development. A workshop in Hong Kong, China in December 1998 recommended preparation of a compendium of sound practices and a website to serve as a resource center and facilitate information exchange. Another workshop held in Hong Kong, China in August 1999 finalized the "Compendium of Sound Practices: Guidelines to Facilitate the Development of Domestic Bond Markets in

APEC Member Economies”, which was published in September 1999.

Bank Failure Management : Recent international financial crises have highlighted the importance of sound domestic financial systems and the need for strong, safe and reliable supervisory and regulatory frameworks. Much of the work being undertaken regarding banking regulation and supervision has focused on ways to prevent bank failure and financial system distress. This initiative plans to address the issue of how to manage bank failures when they occur. A report on bank failure management will be prepared, based on how different economies, in different stages, faced financial sector instability and the results they obtained. The report will be presented to APEC Economic Leaders in 2001.

Financial Regulators Training Initiative : The Finance Ministers in 1998 endorsed the APEC financial regulator initiative. Supported by the ADB, this initiative has been steered by advisory groups of bank supervisors and securities regulators. In the first phase of this initiative, the Advisors sponsored an Action Plan for the training of the bank supervisors and securities regulators. This action plan has formed the basis of implementation of the training programs over 1998–2000. The major emphasis of this training initiative has been to develop sustainable and cost effective training process and standardized courses. Specialized training programs have been held to disseminate guidelines and best practices for management of the national training process and to impart training in bank supervision and regulation and securities regulation. The initiative has further encouraged cooperation between international and regional providers of training and among regulators and training providers.

The Finance Ministers have extended this initiative for a period of two years. The advisory groups are to meet in November 2000 to finalize the action plans for training of bank supervision and securities regulators for Phase 2. Carrying forward the work undertaken in Phase 1, Phase 2 is expected to broaden the scope of the training initiative in order to amplify and deepen its impact. In the banking sector, model courses and self study materials will be developed for banking regulations and supervision, credit and market analysis, bank examination, and treasury management and operations. Similarly, materials will be developed for primary and secondary markets, securities regulations and enforcement. These model courses will be prepared in line with the international best practices and will be disseminated through the website. To support the regional training programs, the ADB will be assisting, on a pilot basis, with national level training programs in Philippines, Indonesia and People’s Republic of China. The ADB has subcontracted a bank supervision expert to coordinate the course material and training. Simultaneously, model courses will be developed for training regulators in primary and secondary market issues, and enforcement and investigation areas.

Managing Regulatory Change in Life Insurance and Pensions : In recent years, the life insurance industry has become an important component of financial systems in Asia, and there is potential for further growth. The industry can play a significant role in deepening domestic capital markets, better marshalling domestic savings to meet national objectives, and better developing self-financing, private safety nets. This new initiative aims to encourage a well-functioning life insurance industry in the region. Good prudential

regulation would assist capital market stability and efficiency, while leaving the industry free to grow strongly. A series of targeted symposiums and training programs will be held over the coming three years to promote improved regulation and actuarial standards and to assess international best practices in risk management, disclosure and accountability.

Strengthening Corporate Governance in the APEC region : This initiative, launched by APEC Finance Ministers at their 1998 meeting in Kananaskis, aims to help member economies of APEC respond to the challenge of achieving global best practice in corporate governance. At their 1999 meeting in Langkawi, Ministers endorsed the recommendations of the report on Strengthening Corporate Governance in the APEC region, which identified the leading issues in Asian corporate governance. Following on from this report, a policy dialogue will be held in March 2001 to promote understanding of corporate governance issues in the region.

Insolvency Law : The Asian financial crisis highlighted weak enforcement and implementation of existing insolvency laws. In recent times measures have been introduced to substantially improve insolvency laws of many economies in the APEC region. The existence of sound insolvency laws will reduce uncertainty for investors and will further promote the process of free trade and investment liberalization. APEC Finance Ministers aim to raise awareness of the importance of establishing and implementing strong insolvency regimes in the region. Australia, in conjunction with the OECD and the World Bank, hosted a symposium on “Insolvency Systems in Asia – an Efficiency Perspective” in November 1999. The symposium was attended by policy makers, members of the judiciary, private sector practitioners, insolvency experts and academics from the region. Indonesia will host a follow-up symposium in early 2001.

Company Accounting and Financial Reporting Task Force : In the years leading up to the 1997/98 financial crisis, inadequate financial and accounting disclosures, auditing practices and regulatory enforcement played an important underlying role in contributing to weak market discipline. APEC Finance Ministers have established a Company Accounting and Financial Reporting Task Force to consider issues related to promoting high quality internationally acceptable standards of accounting and disclosure and auditing practices by business. The Task Force will report to Ministers in 2001. Chinese Taipei will host a workshop on the topic in 2001.

Supporting the Development of Credit Rating Agencies (CRAs) and Strengthening Disclosure Standards : APEC Finance Ministers launched this initiative at their 1997 meeting in Cebu in recognition of the important role CRAs play in developing capital markets in the region. Work on this initiative has progressed under the broader context of international financial architecture discussions, particularly in the area of strengthening transparency and disclosure standards by all market participants. Towards this end and to respond to APEC Economic Leaders’ request for a review of the practices of international rating agencies, a survey was undertaken of the codes of conduct and practices currently in use by various CRAs. Interviews have been conducted among international and national CRAs operating in the APEC region on issues such as (a) transparency and accountability in the ratings process; (b) potential sources of conflicts of interest; (c) credibility and

reliability of ratings; and (d) unsolicited ratings. A Workshop will be held next month in Manila, the results of which will be reported to APEC Leaders.

Workshop on Public Sector Management : As part of APEC's work on strengthening markets, including efforts to improve private and public sector governance, New Zealand hosted a Workshop on Public Sector Management in May 2000. Given the importance of the public sector in all APEC economies, improving the management of the public sector is central to improving the broader economic performance of member economies. The Workshop provided the opportunity to share reform experiences, effective practices, particularly in financial management and improving public sector productivity, successes and challenges.

Privatization Forum : Thailand hosted the inaugural meeting of the APEC Privatization Forum in November 1999, and Indonesia hosted the second meeting in May 2000. The Forum aims to share experiences and expertise on privatization, including governance and regulation of state enterprises.

Third Regional Forum on Pension Fund Reform : Thailand hosted the Third Regional Forum on Pension Fund Reform in March 2000 following on from forums hosted by Mexico and Chile in 1998 and 1999 respectively. The Third Forum focused on the integration of social security, pension and provident funds together with supervisory and regulatory considerations.

Social Safety Nets : The social consequences of the Asian crisis and other economic and natural events have highlighted the importance of social safety nets as cornerstones of effective public policy. APEC Finance Ministers are seeking to establish a set of guidelines on the use and implementation of safety net policies and programs, taking into account recent economy experiences. Guidelines will be presented to APEC Economic Leaders at their meeting in November 2000.

APEC Initiative on Fighting Financial Crimes : At Bandar Seri Begawan, Ministers agreed that APEC can play a significant role in the fight against the abuse of the financial system. In this regard a collaborative initiative was launched which will conduct a survey of the adequacy of legal and regulatory frameworks in fighting financial crimes, building on work already completed by APEC members of the Asia-Pacific Group on Money Laundering (APG). Results of the survey will be reported to Ministers in 2001. It was further agreed to incorporate elements tied to detection and the combating of money laundering into the model curriculum being developed through the APEC Bank Supervisors Training Initiative, and to develop course content to address abuses of the financial system. The Working Group will promote a policy dialogue, as part of the VAP Part 2 initiative, on the FATF 40 Recommendations based on the APG mutual evaluation results.

Electronic Financial Transactions Systems : IT lowers the costs and speeds up delivery of financial services products, thereby contributing to overall greater efficiency and convenience of the financial sector. In the light of the growing importance attached to achieving "Paperless Trading" and as part of APEC's concerted initiatives towards that goal,

Ministers agreed at Bandar Seri Begawan to launch a working group on electronic financial transactions systems. Building on the work of other competent bodies, the working group will formulate programs to foster the use of electronic means for conducting financial transactions.

The working group, consisting of financial experts from interested economies, will be co-chaired by Japan and Hong Kong, China.

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-55 第8回APEC財務大臣会議大臣共同 声明 (仮訳)

2001 (平成13) 年9月8、9日
中国、蘇州

I. 序

1. アジア太平洋経済協力会議 (APEC) の財務大臣は、第8回APEC財務大臣会議のため、中国の蘇州に参集した。国際通貨基金 (IMF)、世界銀行及びアジア開発銀行の代表が我々の議論に参加した。
2. 我々は、「構造改革の促進を通じた安定的で公正な経済成長の促進」という政策テーマの下、参集した。我々は、最近の世界及び域内のマクロ経済情勢、APECエコノミーが直面している政策課題を評価し、地域のより良き繁栄に必要な持続可能な成長を促進するための政策対応を議論した。
3. 我々は、幅広い構造改革が、マクロ経済安定及び生活水準の持続可能な改善のための不可欠な基盤を築くことを合意した。APEC財務大臣プロセスにおいて実施されている作業計画 (付属書A) は、中期的な改革のプライオリティを反映したものである。
4. 今後、我々は実務者に、金融安定及び地域の持続可能な経済成長に直接貢献する政策分野における一致した理解と能力をさらに強化するための努力に焦点を当てるよう要請する。また、我々は実務者に、APEC経済間の一層の経済協力・統合・開放を促進するための方法を検討するように要請する。

II. マクロ経済の挑戦及び政策対応

5. 我々は、1年前にブルネイ・ダルサラームに参集した際よりも、世界経済環境が好

ましいものでないことに留意する。世界の主要エコノミーは成長の減速を経験しており、世界成長予測は下方修正された。これを反映して、APECの多くのエコノミーは、IT部門の減速、金融市場パフォーマンスの低下、そして多くの開発途上国は、資本流入・海外直接投資の減少とともに、経済停滞を経験した。

6. アメリカでは、昨年半ば以来経済は減速した。しかし、本年末に向けて成長の回復が期待され、長期展望は好ましいものである。金融・財政政策は、7回の金利引下げ及び大規模な減税等、経済を刺激するために調整された。これらの手段は、価格安定を維持しつつ、成長を支援していくものと期待されている。通貨当局は、必要があれば更なる緩和をする意図を表明した。日本では、経済活動は低下し、価格下落が続いている。これに応じて、本年3月に導入された新しい政策フレームワークの下、金融政策は著しく緩和された。潜在成長率を高めるためには、金融及び企業部門の改革への更なる努力が必要である。同時に、改革の成長に対する短期的な悪影響は、可能な限り最小化されるべきである。これらの目標のため、我々は最近発表された構造調整策を歓迎する。中国経済は、世界的な経済減速の影響にもかかわらず、国内需要、それを支持するマクロ経済政策及びリストラクチャリングに支えられ、成長のモメンタムを維持した。中国のWTO加盟が見込まれることにより予想される課題に対応するため、改革は深化されるだろう。域内のそれ以外のエコノミーに関しては、特に危機の影響を受けたアジア経済において、経済パフォーマンスが不均一であることに留

意する。対外経済に大きく依存しているエコノミーは、世界的な経済減速のためより深刻な影響を受けた。好ましくない対外市場の状況にもかかわらず、我々は、韓国が1997年の金融危機時に引き出したIMF融資を、繰り上げ返済したことを歓迎する。

7. これを背景にして、我々は、世界の経済活動の早期の回復を促進するため、国際社会の全てのメンバーが時宜を得た適切な政策アクションを採ることの重要性を強調する。我々は、強化されたマクロ経済政策対話、現在の経済困難を解決するための協力、及びAPEC地域の持続的な広範囲の成長のための強い基盤の構築に対するコミットメントを再確認した。
8. 我々はまた、ショックに柔軟に対応する経済の能力を強化するために国内構造改革を継続することの重要性を強調する。我々は、幾つかのメンバーエコノミーにおいて、金融・企業部門の改革が進展したことを留意する。しかしながら、我々は、金融及び企業部門が直面している困難を完全に解決することの重要性を強調する。これらには、銀行規制・監督、企業ガバナンス、ディスクロージャーの一層の強化、及び長期的な金融機関及び企業体に係る市場規律の強化策を含む。我々は、企業家精神に資する環境を作り、APECにおける民間セクターの発展を促進し、拡大する必要性を認める。
9. 我々は、特に金融システムを強化、経済・企業ガバナンスの改善、e-ファイナンスの促進、十分なソーシャルセーフティネットの整備という分野において、APEC財務大臣プロセスの作業の進捗を歓迎する。我々は、財務大臣プロセスの下、政策イニシアティブを通じて、銀行、証券、保険の技術の向上を継続することを決意する。我々は実務者に、他の国際的努力に価値を付加し、APECが強みを有する分野における政策イニシアティブ及び技術協力に係る協調努力を継続するように要請した（付属書A）。
10. グローバリゼーションは生活水準の改善に必須である。我々は、グローバリゼーションに関する一般の議論が、それがいかなる影響を有するかについての確固とした、かつ包括的な分析に基づく必要があること

を強調した。しかしながら、我々は、依然として多くの人々がグローバリゼーションの恩恵にあずかっていないことを認識する。我々は、グローバリゼーションにより提起された挑戦に取組み、地域の一層の繁栄、安定及び平等を導いた政策を継続する一方、グローバリゼーションが全ての参加者に均霑するように適切なフレームワーク政策を採ることを決意する。

11. 我々は、APEC地域に於ける持続的かつ公平な成長を達成するため、加盟国内・加盟国間の開発格差の縮小について、我々の協力を強化することを誓う。我々は、生産性向上及び成長がもたらす便益が経済の全セクターに及ぶことを保証することを確かなものとする一方、構造改革を追求し、自由化政策をよく管理することをコミットする。我々は、特に教育など、人的資源開発及びキャパシティビルディングにより、貧困層、弱者層に対して焦点があてられた支援の重要性を特に強調する。我々は、健全な国内政策及び貧困削減努力を支えるための開発援助の重要性を強調する。このような努力は人々にグローバリゼーションの利益を活用する能力を与え、継続する課題により良く対処することを可能にするだろう。
12. 貿易・投資の自由化及び促進は投資家の信認を高め、地域への資本を引きつけ、成長を刺激し、貧困を削減する。この点に関し、我々は、自由で開かれた貿易・投資というボゴール目標に向け進展する重要性を強調する。この関連で、我々は、取締りをゆるめることなく貿易円滑化を促進するための関税当局間の更なる協力を歓迎し、奨励する。
13. 我々は、開かれた、公平な、健全かつルールに基づいた多角間貿易システムに対する強い支援を再確認する。我々は、一層の多角間貿易の自由化、及び貿易ルールの強化のためのコンセンサスを形成するためのWTOによる継続的な努力を歓迎する。我々は、これらのメカニズムが、弱者への恩恵を含め、世界経済へ広範な恩恵をもたらすであろうことを信じる。この関連で、我々は、本年11月にカタールにおいて開催される第4回WTO閣僚会議における世界

貿易交渉の新ラウンドの開始に対し強い支援を表明する。我々は、全加盟国の平等かつ効果的な参加の促進、及びバランスのとれた十分に広範な議題案を事前に作成する必要性に関する貿易担当大臣声明に再び言及する。

Ⅲ. 国際金融システムの強化

14. 我々は、国際金融アーキテクチャーの改革においてとられた重要な進展を歓迎し、改革の継続的な実施を促す。我々は、改革の主要点に係るコンセンサスを形成し、国際金融基準・コードの開発・実施を含め、全てのエコノミーの改革プロセスにおけるオーナーシップを保証するために、幅広い参加を模索することの重要性を強調する。我々は、この分野におけるG-20及び金融安定化フォーラムの努力を歓迎する。
15. 我々は、金融安定及び危機防止を促進することの重要性を強調する。我々は、国内金融システムを強化し、国内マクロ経済政策の一貫性を保証するための国家レベルの一層の努力、及び国際金融部門のサーベイランスを強化するための国際・国家レベルの努力を奨励する。我々は、これまでの進展を歓迎すると同時に、主要な金融・経済政策基準の実施を評価することにより金融システムを強化するため、IMF・世界銀行金融部門評価プログラム (FSAP) 及び基準・コードの遵守に係る報告書 (ROSC) への自発的ベースで一層の参加を奨励する。ROSCのモジュールの自発的な開示は、改革の透明性向上に資するだろう。我々は、基準・コードを遵守し、評価する作業が、各国特有の環境、改革プライオリティ、組織的な能力を十分に考慮する必要があることを強調する。この点では、我々は、APECエコノミーによる主要基準の優先された、よく順序立てられた実施を奨励し、必要があれば、焦点、目標が明確な技術・金融協力を促進する。また、我々は、国際金融システムの乱用を阻止し、その統一性を維持するために現在行なわれている作業にも留意する。我々は、Highly-Leveraged Institutionsに係るワーキング・グループ及びオフショア金融センターに係るワーキング・グループからの提言の実行における

効率性及びその進展についての金融安定化フォーラムによるレビューを歓迎する。

16. 我々は、IMF貸付ファシリティの主要レビューの完了及び予防的クレジットライン (CCL) を実施可能なものにするための努力を歓迎する。我々は、IMFによる民間セクター参加 (PSI) フレームワークの適用における明快さ、柔軟性を一層強化するための継続的な努力の重要性を強調する。
17. 我々は、国際金融機関 (IFIs) の効率性を強化するための継続的な努力を促進する。我々は、IMFがサーベイランス及び危機予防に重点をおき、国際開発金融機関 (MDBs) が貧困削減に焦点をおくための作業、及びそれら機関の協調、透明性及び内部的なガバナンスのアカウントビリティ強化のための作業を支持する。我々は、IMF理事会に係る代表権及びIMFクォータ・シェア配分が現在の世界経済を適切に反映することを保証することの重要性を強調する。我々は、IMF及びMDBsが、そのプログラムの高い質を維持し、意味ある結果を達成することを保証しつつ、コンディショナリティを整理・優先化し、加盟国のオーナーシップを改善することを奨励する。
18. IMF及び他IFIsが中心的役割を有することを認識する一方、我々は、地域協力が重要な役割を有することに合意する。IMFプログラムを支援するために、IFIsにより供与された資源を補完するために設けられた協調的地域金融取極は危機防止・解決において効果的になり得る。この点では、我々は、地域協力における最近の発展、特にASEAN+3間のチェンマイ・イニシアティブの実行における実質的な進展を歓迎する。

Ⅳ. APEC財務大臣プロセスの戦略的目標

19. 我々は、APEC財務大臣プロセスを吟味し、如何にして我々のプロセスの作業がより効率的にAPEC全体の作業及び他国際機関、フォーラムの努力を補完し得るかを評価した。この目的のため、我々は、一連の戦略的目標、及びプロセスの具体的運用方法に合意した (付属書B)。我々は、新フレームワークが、APEC全体のビジョンを補完する方向で、我々の作業の指針となりうることを信じる。

V. その他及び次回会合

20. 我々は、APEC民間金融家会合（AFG）、APECビジネス諮問委員会（ABAC）、太平洋経済協力会議（PECC）及びAPEC経済委員会（EC）との対話を持ち、それらの我々の作業への貢献を評価する機会を歓迎した。我々は、経済成長、金融の進展、コーポレートガバナンスに関する彼らの提言に留意する。我々は我々の次官に、民間部門の見解が我々の作業プログラムに効果的に反映することを保証するために、民間部門機関とともに作業することを継続するように要請した。
21. 我々は、APEC高級実務者会合（SOM）プロセス及び他のAPECフォーラムとの連携強化について、次官により達成されたこの一年の成果を歓迎し、我々の作業プログラムがお互いを補完することを保証し、不必要な重複を避けるための彼らの努力を継続するように促す。
22. 我々は、中華人民共和国の人々及び政府による、全代表団に対する歓迎、及び第8回APEC財務大臣会議を成功させた素晴らしい取り計らいに感謝の意を表明する。
23. 次回のAPEC財務大臣会議は、2002年9月にメキシコのロス・カボスにて開催することとする。

VI. 付属書

付属書A

財務大臣プロセスにおける政策イニシアティブについてのプログレスレポート(概要)

- I. より自由かつ安定的な資本フローを促進するための自主的行動計画
- II. 銀行破綻の管理
- III. 金融規制当局者のトレーニング
- IV. 生命保険及び年金における規制改革の管理
- V. APEC域内のコーポレート・ガバナンス強化
- VI. 破産法
- VII. 企業会計及び財務報告に関するタスクフォース
- VIII. 格付機関の発展支援及び情報公開基準の強化
- IX. 民営化フォーラム
- X. ソーシャル・セーフティ・ネット

XI. 金融犯罪への対応

XII. 電子金融取引（議長国：日本、香港）

昨年設置された電子金融取引作業部会は、日本及び香港を共同議長として、3回会合を開催し、域内各エコノミー及び民間部門を対象に電子金融取引の現状及び問題点について調査するとともに、域内における電子金融取引の更なる発展のための主要政策課題について幅広い議論を実施。

作業部会は、今後の作業として、情報と技術の共有を目的としたガイドラインの作成やケーススタディーを行うことを考慮。2001年9月の財務大臣会議において中間報告書を提出し、財務大臣は、これまでの進展を歓迎。今後は、政策課題の更なる検討及び電子金融促進のための政策提言を行い、2002年の財務大臣会議で最終報告書を提出する予定。

XIII. APECの将来のエコノミックリーダーのためのシンクタンク

XIV. APEC金融研修・開発プログラム〔中国からの新提案〕

付属書B

財務大臣プロセスの戦略目標（概要）

昨年9月のAPEC蔵相会議において、今後の作業計画においてより焦点を明確化し、また、APEC全体のビジョンに合致した作業計画を策定するため、今後の戦略目標及び運用法について検討することとなった。

戦略目標

我々は、APEC財務大臣プロセスの戦略目標として以下につき合意した。

- ・ APEC域内における平等、持続的かつ広範囲にわたる経済成長の達成
- ・ コーポレートガバナンス及び公的セクターの管理
- ・ 安定的で効率的な金融市場の発展
- ・ APECエコノミー間における経済協力、経済的な相互依存及び市場開放の更なる促進
- ・ 上記目標達成のための域内における経済的・技術的協力の促進

運用法

APEC財務大臣プロセスが効果的、効率的にその戦略目標を達成するための方策は以下のとおり。

- ・ レポート作成、セミナー、ワークショップ、

- 研修及び政策対話を通じた政策改革及び国際的基準の理解促進及びその採用の奨励
- ・国際的なコード及び基準の発展のための議論
 - ・戦略目標に合致する政策分野における調査分析（但し、他で行なわれているものを除く）
 - ・APECが提言する政策改革の最大限の活用
 - ・民間団体との効果的な連携を通じた民間セクター参画の促進
- （出所）財務省ウェブ・ページ

11-56 マニラ・フレームワーク

アジア蔵相・中央銀行総裁代理会合 金融・通貨の安定に向けたアジア地 域協力強化のための新フレームワー ク（仮訳）

1997（平成9）年11月18、19日 マニラ

1. オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュー・ジーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及び米国の蔵相・中央銀行総裁代理は当地域における金融の安定化を図る協力方策を協議するために、1997年11月18日及び19日にマニラで会合した。カナダは、APECの現議長国として参加した。IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。
2. 代理達は、過去数十年のアジアの力強い成長と、他に類を見ない個人所得の増加に注目した。当地域の力強い成長は、経済の対外開放が進んでいることの反映でもあることで意見が一致した。アジアの堅固な経済ファンダメンタルズは、当地域が確固たる成長率を回復し、グローバリゼーションから恩恵を受け続け得るというコンフィデンスを支えるものである。従って、近隣の市場の混乱は、開かれた資本市場が経済に大きな恩恵をもたらすという一致した見方を何ら変えるものではない。しかしながら、市場の混乱は金融市場のグローバリゼーション及び資本移動の変動の増大に伴う課題に焦点をあてることとなった。
3. このような背景をもとに、代理達は金融

市場安定への見通しを強化するための域内協力のフレームワークが必要かつ望ましいことで合意した。このフレームワークは、国際通貨制度におけるIMFの中心的役割を認識しつつ、以下のイニシアティブを含むものである。(a)IMFのグローバル・サーベイランスを補完するための域内サーベイランスのためのメカニズム、(b)特に国内金融システム及び規制に関する対応能力の強化における更なる経済・技術協力、(c)金融危機への対応のためのIMFの対応能力の強化のための方策、及び(d)IMF資金を補完する、アジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）。

4. これらのイニシアティブは、経済成長の促進及び持続のための、健全なマクロ経済及び構造政策、適切な為替政策、並びに強固な国内金融機関及び監督体制の維持の重要性を強調するものである。また、透明性とディスクロージャーを強化するための方策が、経済及び金融の安定を維持するための努力を補強するであろうことも認識している。
5. 代理達は、域内サーベイランスのための新しいメカニズムを設立することに合意した。このメカニズムは、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からの協力を受けて、参加国の大蔵省及び中央銀行間のサーベイランス及び対話をより強力で高いレベルの参加者によるプロセスとするものとなる。また、本メカニズムは成長や金融市場安定に対する潜在的なリスクの認識を助け、それらのリスクを軽減する適切な政策対応についてアドバイスに役立つものとなる。このための会合は年2回開かれる他、必要に応じ開催されることとなる。
6. 代理達は、銀行・金融システムを強化し資本市場を深化させるために、経済面及び技術面で協力することが重要であることを強調した。彼らは、これまでに国際金融機関や国際監督組織が、この分野での各国当局の取り組みを支援する努力を行ってきたことを歓迎し、これらの機関に以下のことを促した。
 - ・国際金融機関が支持するマクロ経済政策及び構造改革パッケージの不可欠の要素

となりうる適切に構成された融資及び技術面、分析面での助言によって、緊急時に、銀行・金融セクターの困難な状況に対応できるように準備しておく。

- ・当局が金融システムを改善することを支援し、危機の伝播に対応するため、市場規制当局と監督当局の協力を強化することを助け、厚味があり流動性のある成熟した債券市場の育成を促進する。
 - ・地域の担当者とともに、金融部門や法人部門の対外債務の過度の増加及び対外債務の満期構成の短縮を監視し防止するため作業する。この作業は、また、外貨ポジションの慎重な管理にも注力する必要がある。
 - ・金融市場の統合性や機能を高めうる、その他の方法を模索する。
7. 代理達は、強固なマクロ経済・金融プログラムを支援するために迅速に十分な支援を動員でき、また、適切な場合には、深刻な金融危機にあつて公的資金の多くの部分を供与できることを確保することでIMFが国際通貨システムの中心的な責任を遂行する能力を強化することが共通の利益であることを認識した。
- ・彼らはIMFのクォータを増加する最近の決定を歓迎し、特に、地域の多くの国々のクォータが相対的に増加したことを歓迎した。彼らは、参加国が早急に新規借入取極（NAB）への参加通告を行うよう要請した。
 - ・彼らは、市場の信認を回復するために十分な規模の資金が動員できるように、例外条項の発動も含め、IMFにアクセス・ポリシーの見直しを行うように促した。
 - ・彼らは、また、例外的なスタンド・バイ取極や拡大信用取極に加えて短期のファイナンスを供与する新規のメカニズムの設立を前向きに検討するようにIMFに促した。
8. 代理達は、IMF及び他の国際金融機関の資金を補完するためのアジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）を設けることの必要性についても合意した。この協調支援アレンジメントにおいて、参加国は、ケース・バイ・ケースで、IMFと

の協議の上、IMFが支援するプログラムへの補完的資金を提供することができる。このような支援に当たっては、IMFがまず最初に例外条項や他の新たな融資の仕組みにより供与される柔軟性を最大限に利用すべきであり、そうしたIMFの資金を利用した後で、例外的状況において、国家の外貨準備を増大させるために供与されうる。必要な場合には、参加者はこの枠組みに参加するために法律上の事前手続きを行うこととなろう。他のIMF加盟国も、個々のケースにおいて、適切な方法で補完的支援の提供に参加することが期待される。

9. 代理達は、民間債権者が、危機が生じた際には適切にリスクを評価し、調整と金融支援の負担を分担する可能性が高まるよう、モラル・ハザードを抑制するために、金融支援のイニシアティブは注意深く設計されなければならないということを強調した。彼らは地域における最近の金融市場の危機に鑑み、国家の流動性危機の解決策（オードリー・ワークアウト）の手続きに関するこれまでの作業をさらに推進するために、地域内外における利害関係国及び関連する国際機関から専門家による作業部会を設置することを促した。
10. 日本は、この枠組みの下でこれらのイニシアティブを推進するために、来年前半にも次回会合を主催することに同意した。IMFはホスト国と調整しつつ、本会合の事務局としての技術的な支援を行うことに合意した。
11. 代理達は、フィリピン政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。

11-57 マニラ・フレームワーク

第2回マニラ・フレームワーク会合議長総括（仮訳）

1998（平成10）年3月26、27日 東京

1. オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、及び米国の蔵相代理及び中央銀行総裁代理は、現

在の通貨危機に取り組み、将来の持続される成長のための基礎を用意する上での進展をレビューするため、1998年3月26日及び27日に東京で会合した。IMF、世界銀行、アジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

2. 域内サーベイランスの議論においては、代理達は、IMF、世界銀行及びアジア開発銀行によるプレゼンテーションに基づき、当地域の経済状況について意見交換を行った。全体として、代理達は、重要な政策課題が残っているものの、アジア通貨危機の解決に向けて重要な進展が見られたと感じた。当地域の成長の見通しは、アジア危機の影響により消費、投資、貿易及び資本移動が低迷したことを反映して、引き下げられた。代理達は、本地域の各国が、適切な構造改革とともに、健全な経済政策・金融行政を採用し継続することが必要であることを再び強調した。

3. 議論は主として、タイ、韓国及びインドネシアにおける経済調整プログラム下での進展に焦点をあてたものであったが、地域の動向についてもレビューを行った。代理達は、プログラム上の政策の精力的かつ持続的な実施により、韓国及びタイの経済状況が改善したことに留意した。インドネシアにおける状況は、より大きな努力を必要とする。代理達は、インドネシア経済を安定させ、かつ持続的な成長に向けた道のに戻すため、インドネシア当局とIMFとの間での迅速な合意を期待した。代理達は、マクロ経済政策の枠組み、金融システム、及び構造問題にわたる包括的なアプローチが採られていることを歓迎し、企業の債務問題が、依然として早急な解決を必要とする主要課題の一つであることを強調した。

4. 代理達は、アジア危機の様々な教訓について議論した。彼らは、危機に陥った国を支援するに当たってのIMF及び多国間開発金融機関の決定的な役割に留意し、それをどのように効果的にしうるかについて議論した。この文脈において、そして前回の本グループの会合における要望に照らし、彼らは、IMFが去る12月に設立し、韓国のプログラムにおいて成功裏に発動された新たな

なファシリティー（補完的準備融資制度、SRF）を歓迎した。代理達はまた、世界的に統合された資本市場を踏まえた経済運営についても議論を行い、資本移動の監視を強化することの重要性について留意した。

5. 代理達は、こうした課題の他、国際金融システムの新たな枠組みを強化することにかかる他の課題につき、議論を継続することについて関心を共有することを認識した。彼らは、マニラ・グループは、率直かつオープンな議論を通じ、彼らが健全な経済・金融政策を維持する上で、相互にサーベイランスを行い助け合える有益な議論の場を提供していることにつき合意した。

6. マレーシアは、本年度後半に次回会合を主催することにつき同意した。IMFは、今後も会合のために、ホスト国と調整しつつ、事務局としての技術的な支援を行うことに合意した。

7. 代理達は、日本政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。

11-58 マニラ・フレームワーク

G7D合同会合 プレス・ステートメント（仮訳）

1998（平成10）年6月20日 東京

1. マニラ・フレームワーク／G7Dアドホック合同会合は1998年6月20日東京で開催された。オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インドネシア、イタリア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、英国、及び米国の蔵相代理及び中央銀行総裁代理が出席した。IMF、世界銀行、アジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。

2. 域内サーベイランスの議論において、代理たちはIMF、世界銀行及びアジア開発銀行によるプレゼンテーションに基づき、経済状況について意見交換を行った。代理たちは、幾つかの国において、とりわけタイおよび韓国においては、当地域における最近の金融市場の混乱にもかかわらず、経済改革プログラムの実施に進展が見られることを認識した。代理たちは、危機によって

最も影響を受けた国々において、コンフィデンス及び成長を回復し、為替レートの安定を達成し、インフレを抑制することが重要であるということに合意した。ミクロ経済上の改革、特に金融セクター及び非金融企業セクターのリストラ及び資本増強のための改革と引き続き市場を開放することが、コンフィデンスの回復、新たな投資の再開及び持続可能な経済成長のために極めて重要である。

3. 代理たちは、日本経済と金融システムを建て直し、再び活性化させることが急務であることを認識した。日本が金融システムの健全性を回復し、内需主導の経済成長を達成し、市場の開放と規制緩和を行うことが、日本、アジア諸国、とりわけ金融市場の混乱に影響を受けているアジア諸国、及び世界経済全体にとっても、極めて重要である。この見地から、彼らは、不良資産の早急な処理を含む金融システムの再構築を最も喫緊の課題として行い、また、経済対策の早急な執行を図り、更に、法人課税と所得課税にかかる税制改革に取り組んでいくという、最近行われた日本の決意の表明を歓迎した。彼らは、これらのプランを迅速に実行するための具体的な措置の重要性を強調した。
4. 代理たちは、また、人民元の安定性を維持するという中国の再度にわたる確かなコミットメントを歓迎した。彼らは、このことが地域の金融市場の安定に重要な貢献となることに留意した。
5. 代理たちは、インドネシアの新たな経済改革へのコミットメント及びこれまで表明された政治改革の計画を歓迎した。彼らは、経済及び構造改革プログラムに関するIMFとの早期合意の重要性を強調した。
6. 代理たちは、金融及び為替市場とマクロ経済の動向について議論した。彼らは、日本が経済を強化するという文脈において、日本と米国の当局による為替市場における共同行動を歓迎した。代理たちは、状況を注視し、適切に協力していくことで合意した。
7. 代理たちは、危機の社会的な影響に取り組むことの重要性を強調した。経済活動を下支えし、社会の最も弱い階層における物

価上昇の効果を和らげ、社会的な支出の増加を許容するために、IMFが財政目標の修正において示した柔軟性を歓迎した。代理達はまた、世界銀行、アジア開発銀行及び2国間支援の供与国による、危機の社会的なコストを軽減し、ソーシャルセーフティネット強化を助けるための努力を歓迎した。

8. 代理たちは短期的危機への政策対応の強化が肝要である一方で、国際金融システムを強化し、民間セクターのファイナンスのための適切な役割を伴った、より効果的な危機管理の手段を工夫するという長期的な挑戦から注意を逸らすべきではないことに合意した。
9. 代理たちは日本政府の暖かい歓迎と素晴らしい準備に一致して感謝の意を表した。マニラ・フレームワーク会合の代理達は、マレーシアにおける次の会合を期待している。

11-59 マニラ・フレームワーク 第3回マニラ・フレームワーク会合 プレス・ステートメント（仮訳）

1998（平成10）年11月7、8日
マレーシア、クアラ・ Lumpur

1. 1998年11月7日及び8日、クアラ・ Lumpurにおいて、マニラ・フレームワーク会合が開催された。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及び米国の14の国・地域の蔵相代理及び中央銀行総裁代理が本会合に出席した。IMF、世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が出席した。
2. 域内サーベイランスの議論のなかで、いくつかのポジティブな動向が指摘された。
 - (i) 金融市場における安定・強化の徴候、
 - (ii) 先進国における利下げ、
 - (iii) IMFの追加的な資金基盤確保に向けた進展、
 - (iv) 危機の最も大きな影響を受けた国々における為替相場の安定により、景気回復のプロセスを支えるための金利低下が可

- 能となっていること、及び、
- (v) 現在行われている経済・金融の改革の断固たる実施。
3. 同時に、本会合は、いくつかのリスクが依然残っていることを認識した。これらには、ロシアの動向以降の対外的な資金調達環境の悪化の影響や、世界的な成長の減速のリスク、及び危機に見舞われた国々における金融機関・企業のリストラクチャリング実施にあたっての課題などが含まれる。このため、危機の影響を受けた国々による構造改革を遂行していく継続的な努力や、先進国による力強い内需主導型成長のための環境を維持又は創出する継続的な努力を含め、各国が持続的な成長を促進する健全な政策を忍耐強く堅持することが必要である。
4. 本会合はまた、危機の影響を受けた国々が、貧困層や脆弱な層への危機の影響を緩和するため社会政策プログラムを強化・加速するため、国際金融機関及び二国間支援供与国からの支援のもと、緊急に行動をとることを求めた。
5. 各国の危機への対応策についての議論の中で、代理たちは、インドネシア、韓国及びタイがIMF、世界銀行及びアジア開発銀行の支援を受けた改革プログラムの実施を確実に進展させていることに留意した。彼らは、特に銀行のリストラクチャリングや企業のリストラクチャリングのフレームワークの確立という分野において、これまで得られた成果を継続させていくことの重要性を協調した。日本は継続的な内需刺激を供与するというコミットメントを強調し、適切な条件の下での銀行の資本増強を含め、迅速かつ効果的に包括的な銀行改革を行っていく意図を表明した。中国においては、経済成長を一層刺激するために、利下げが行われ、拡張的な財政パッケージが施されている。人民元の為替相場を維持することは、地域の金融の安定を確かにする重要なアンカーの一つとなっている。
6. 代理たちは、民間資金調達及び公的資金フローの強化のために必要な具体的な方策を強調した。海外からの投資に適した環境を促進する適切なマクロ経済政策及び構造政策を引続き遂行していくことが、こうし

- たプロセスを促進するであろう。代理たちは、日本が提案した、アジアにおける景気回復への努力を支える300億米ドルの金融パッケージを歓迎した。彼らは、アジア地域内における貯蓄資金の金融仲介がより効率的なものとなるよう、国内金融市場を拡大し、深みのあるものにしていくことの重要性を強調した。本会合は、公共セクター及び民間セクターの両者におけるより高い透明性と開放性の必要性について合意した。
7. 本会合は、先般のピア・レビューに基づくASEANサーベイランス・プロセスの正式な設立を歓迎した。本プロセスは、マニラ・フレームワーク内の域内サーベイランスを補完し、IMFのサーベイランスを活用していくであろう。代理たちは、リージョナル・サーベイランスを強化していく努力は、国際金融システムの構造を強化する方策によって補完されなければならないことを認識した。
8. 代理たちは、10月にワシントンで開催されたIMF暫定委員会及び26カ国の蔵相・中央銀行総裁による会合でエンドースされた提案、並びに先般のG7蔵相・中央銀行総裁ステートメントに含まれる提案に照らし、国際金融システムの改革における進展について議論した。彼らは、これらの提案を迅速に実行することは、地域全体の持続的な成長の見通しを改善するために、また、将来の金融危機を防止する能力を強化するために必要不可欠であると考えた。彼らは、この作業を進捗させるにあたり、域内の各国が積極的に関与していくことを求めた。
9. 代理たちは、マレーシア政府の歓迎と準備に感謝した。次回会合は、1999年3月、オーストラリアで開催される予定である。

11-60 マニラ・フレームワーク

第4回マニラ・フレームワーク会合議長総括（仮訳）

1999（平成11）年3月26、27日
オーストラリア、メルボルン

3月26日及び27日、マニラ・フレームワークに参加する14の国・地域の蔵相・中央銀行総裁代理はメルボルンにて会合した¹⁾。IMF、

世界銀行及びアジア開発銀行からもハイレベルの代表が参加した。

代理達は、各国が引き続き国内金融・経済の改革を推進していくこと、及び国際金融システムの改善を進展させていくことが重要であることに合意した。

本会合は、IMFが先般公表した「インドネシア、韓国及びタイにおけるIMF支援プログラム—予備の評価」に基づき、アジア危機から得られた教訓について検討した。これらの議論は、本会合の参加者による直の経験が役立ち、将来のプログラムを改善することを目指すものであった。議論においては、プログラムのオーナーシップと信頼性を強化するための方策、当事者国政府がプログラムをより良く策定・実施していく方策、市場参加者により効果的に対話を行う必要性、及び貧困層や最も脆弱な層へのプログラムの影響が強調された。本会合は、危機の状況下における適切な金融政策のスタンスについても議論を行った。

本会合は、国際金融システムの改善に向け他で行われている議論の進展状況をレビューした。特に高レバレッジ機関の活動や危機の状況下における民間セクターの債権者の役割が強調された。本会合は、将来の危機を予防するためには、より一層の透明性が公的セクター及び民間セクターの双方に等しく要求されることが重要であることを強調した。この文脈において、本会合は、オーストラリアが透明性に関する提言や基準に対する遵守状況を詳述した透明性報告書を用意したことを歓迎した。

域内サーベイランスに関する議論の中で、本会合は、金融市場の安定及び景気をサポートする財政政策が、危機の影響を受けたアジアの国々における景気回復に向けた進展に寄与したこと、及びいくつかの国においては経済活動が強まり出し、また他の国においては経済活動が安定し始めたことに留意した。代理達は、経済活動のより持続的な成長や、特に金融セクターや企業のリストラクチャリングにおける構造改革の努力を継続していくこと、及び国際社会の支援の下で社会政策を強固に実施していくことが重要であることを強調した。

日本は、国内需要の刺激を維持するというコミットメントを繰り返し述べるとともに、金融セクター改革における具体的な進展を報告した。中国は、財政刺激が1999年において強いレベルの成長を維持するであろうとした。米国における堅固な成長は引き続き世界経済の推進力となるであろうが、米国の成長は減速すると予想され、また、いかなる場合においても、他の地域において内需主導の成長が再開することを持続的に代替するものではない。代理達はまた、本会合の参加国以外の経済については、欧州における適切な経済政策に支えられた堅固な成長が望ましいことに留意した。

代理達は、オーストラリア政府の歓迎と準備に感謝した。次回会合は1999年9月にシンガポールにおいて開催される予定である。

1) マニラ・フレームワーク会合の参加国・地域は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港特別行政区、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、及び米国である。

11-61 マニラ・フレームワーク

第6回マニラ・フレームワーク会合 アーキテクチャーについての黒田財務官ステートメント（仮訳）

2000（平成12）年3月20日 香港

前回のマニラ・フレームワーク以降、アジア諸国では、1997-98年の通貨・金融危機からの回復が加速し、持続可能な成長軌道への復帰が強固なものとなっている。アジア諸国には高度に訓練された人的資源と豊富な貯蓄があり、高い成長の潜在性がある。しかし、このような時にこそ、国際金融システム改革の手を緩めるべきではない。

IMF改革

IMF改革については、今春の一連の会合の主要議題となる見込みであるが、IMFは国際金融システムの中心に位置する機関であり、IMFの改革は21世紀型の危機の予防・解決に大きな威力を発揮する上で必要不可欠である。

我が国はこれまで①IMFのサーベイランスやプログラムの力点を急激で大規模な国際的

な資本移動への対応に置く、②構造政策への関与は危機の解決に直接関係のあるものに限っていき、③IMFの透明性の向上や政策決定手続きの改善を図る、など様々な提言を行ってきており、多くの点で進展が見られることを評価したい。

最近強調されるようになってきている通り、途上国や新興市場国の資金ニーズを満たすための民間資本市場の役割が重要性を増している。そのため、IMFの機能を基本的に民間金融市場へのアクセスを促進・触媒する方向で見直ししていくことは重要である。しかし、通貨危機が発生した場合に効果的に対応するため、国際的なセーフティネットの役割は依然として不可欠である。この観点から、IMFは、一時的な流動性不足に起因する危機の場合における国際的な「最後の貸し手」的な機能を維持・強化しなければならないことは明らかである。そして、そのために必要な財源を確保することは我々の責務である。

また、我々は、そもそもIMFが通貨危機には至らないまでも国際収支困難に陥った加盟国が財政・金融政策を強化し、必要な構造改革を実施する場合、その努力を支援するいわば「信用組合」のような機能を果たすことを念頭に創設されたものであることを留意すべきである。IMF資金への依存が恒常化するようなモラル・ハザードは避ける必要があるが、適切な政策を前提に加盟国を支援する機能も引き続き重要であり、このような機能が危機時の最後の貸し手機能を有効に果たすための環境を整えているともいえる。

この関連で、IMFの現在の役割により適合するように、その機能を改善するためには、IMFの融資制度を合理化・簡素化していくことが必要であろうが、いかにこれらの融資制度を利用、運用していくかも引き続き重要な問題であることを強調しておきたい。IMF理事会等で、IMFの融資制度の見直し、IMF資金のセーフガードの強化、プログラム・サーベイランスの改善、手続きの透明性の向上、といった広範な分野において議論が進みつつあるが、相互に関連するこれらの課題について一貫性がある形で慎重に検討が進められることを期待している。

なお、この機会にIMF改革の一環としてク

ォータ配分の見直しを行うことの重要性を指摘したい。最近、我が国は専務理事の後任候補として榊原前財務官を推薦したが、これは、IMFが真にグローバルな機関になるために、出身地域によらず、IMFを正しい方向に導いていく本人の能力に基づきそのリーダーを選んでいくべきであるとの我が国の立場を反映するものであった。新専務理事についての国際的なコンセンサスの形成に資する観点から、我が国は先週、同候補の推薦を取り下げたが、その際に宮澤大蔵大臣は、世界経済の変化を反映したクォータ配分の見直しが急務である旨を明確に述べた。IMFが創設されてから半世紀以上を経て、多くのアジア諸国が大きな経済力を付けてきているにもかかわらずアジア諸国の投票権、理事数は非常に限られているという現実がある一方、例えばIMFの投票権の37%が欧州選出（ロシアを除く）の理事によって代表され、また、24名の理事のうち8名が欧州出身であり、しかもそのうち7名は単一の経済共同体を代表している。我が国は、IMFの加盟国がクォータの再配分について早急に検討する必要があると考えている。

国際基準等の促進

IMFは基本的にマクロ経済問題を扱う機関であるが、加盟国の金融セクターの強化を図っていくことや、国際的な基準に即した政策運営を推進していくこと、更にはデータ公開を含めた透明性の向上を促進していくことは、IMFの重要な機能となりつつある。

一方、主要な国際基準はBIS、IOSCO、IAIS等様々な基準設定団体によって設定されており、総合的なモニタリングやアセスメントのための適切なアレンジメントが必要である。こうした点から、財政や金融セクター、データ公開に関するIMF自身による基準の実施・評価をIMFが自ら行うとともに、モジュールアプローチを通じ、他の国際機関によって設定された各国際基準のモニタリングやアセスメントについてもIMFが中心となって調整していくことが重要であると考えられる。モジュールアプローチを進めていくにあたっては、IMF内に調整ユニットを創設し、IMFと世界銀行その他の基準設定団体との緊密な協調の下にこうした作業を迅速かつ効率的に行うことも一案である。

国際基準を実施するにあたって、新興市場国や途上国において人材や資金等が不足しているならば、IMFや世界銀行が率先して、積極的に技術支援等を行っていくことが必要である。その際には、国際基準のモニタリングやアセスメントについてだけではなく、国際基準を実施するためのキャパシティ・ビルディングについても注意深く焦点を当てた支援を行っていく必要がある。こうした技術支援に係るコストは、一度危機が発生した際に国際社会が受けるダメージと比べるとはるかに小さいことを肝に銘じつつ、国際社会はこの問題に取り組んでいくべきである。

なお、国際的に合意された危機の予防策が実際に効果を上げるためには、各国自身が自らのオーナーシップに基づき、着実に具体策を実施していくことが最も重要である。国際基準を促進していく上で、総合調整機関としてのIMFの役割は大きいものの、国際基準を実施していくのは最終的に各国当局の責務であることは言うまでもない。

ヘッジファンド等への対応

金融安定化フォーラムで作業が行われている諸課題についても大きな注意を払うに値する。特にヘッジファンド等高レバレッジ機関(HLIs)作業部会においては、①取引相手である金融機関側のリスク管理強化、②これに対する監督当局の監督の改善、③HLIs自身のディスクロージャーの向上に関する様々な方法、④ポジション規制等直接規制の可能性など、様々な角度からHLIsに関する問題についての検討が行われてきた。更に、ヘッジファンドの活動と特に新興市場に対するその影響について、上記作業部会の市場ダイナミクスの研究部会によって調査が実施された。

我が国としてはこうした検討も踏まえて、HLIs等国际的に活動する投資家の行動を引続き注視し、必要ならば適切な措置について検討していくことが重要であると考えている。新興市場国は国内金融システムを強化する必要があるが、投機家のオペレーションを許すような十分な市場の規模を有しつつも投機家からの影響を受け易いような規模の開放経済は、自己防衛策を採り、市場の健全性を維持することは当然である。例えば、市場操作が疑われる場合などには、HLIs等の大規模投

資家に対し直接当該市場における活動について報告を求めたり、場合によっては香港、マレーシアにおける例のように「ノンスタンダードな政策」を採ることも正当化されるべきと考える。

今週末に完成するHLIsに関する金融安定化フォーラム報告書の勧告が、資本移動、及び、オフショア金融センターに関する他の2つの報告書の勧告とともに、完全に実施される必要があることを強調したい。

結語

国際金融システム強化に向けた国際社会の努力は重要な意義を有しており、昨今の国際金融市場の安定もこうした努力に負うものが大きいと思われる。ただし、情報技術革新、国際金融取引の自由化やグローバリゼーションが進む中、大規模かつ急激な資本の移動により生じる危機のリスクを完全になくすことは不可能である。我々は国際金融システム改革やマニラフレームワーク等の地域的な金融協力の強化を通じて、危機予防のための、また危機が発生した際には迅速かつ適切な解決策を見出すための努力を引続き強めていかなければならない。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-62 アジア通貨危機支援に関する新構想—新宮澤構想—

1998(平成10)年10月3日

通貨危機に見舞われたアジア諸国の経済困難の克服を支援し、国際金融資本市場の安定化を図るため、我が国として早急に支援策を講じていく必要がある。

そのため、アジア諸国の実体経済回復のための中長期の資金支援として150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えとして150億ドル、合わせて全体で300億ドル規模の資金支援スキームを用意する。

I. アジア諸国に対する中長期の資金支援

1. アジア諸国における資金需要

通貨危機に見舞われたアジア諸国では、実体経済回復のため、それぞれの国で次のような施策を講ずるために必要な中長期の資金需要がある。

- (1) 民間企業債務等のリストラ策及び金融システム安定化・健全化対策
- (2) 社会的弱者対策（ソーシャル・セーフティー・ネットの拡充、強化）
- (3) 景気対策（雇用促進的な公共事業の推進等）
- (4) 貸し渋り対策（貿易金融の円滑化支援、中小企業支援）

2. 支援の方法

アジア諸国における上記のような中長期の資金需要に応えるため、我が国として、以下に掲げるような方法でこれら諸国の資金調達を支援する。その際、東京市場の活用を図り、我が国の資金の還流に努める。

- (1) 我が国からの直接的な公的資金協力による支援
 - ① アジア諸国への日本輸出入銀行融資の供与
 - ② アジア諸国の発行するソブリン債の輸銀による取得
 - ③ アジア諸国への円借款の供与
- (2) アジア諸国が国際金融資本市場から円滑に資金調達できるようにするための支援
 - ① 保証機能の活用
 - イ) 日本輸出入銀行の保証機能を活用する。
 - ・ アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して日本輸出入銀行が保証を行う。
 - ・ アジア諸国が発行するソブリン債を日本輸出入銀行が保証する（所要の法改正が必要）
 - ロ) アジア諸国が民間金融機関から行う借入に対して貿易保険を適用する。
 - ハ) 世界銀行及びアジア開発銀行に対し、アジア諸国の借入及び債券発行による資金調達に対して積極的に保証を行うよう要請する。
 - 二) 将来的には、アジア諸国を中心とする新たな国際的な保証機構の設立が真剣に検討されることを期待する。
- ② 利子補給

利子補給等を行うためのファンドとして、我が国の拠出により「アジア通貨危機支援資金（仮称）」を設立する。本資金を活用して、日本輸出入銀行や民間金融機関等がアジア開発銀行と協調してア

- ジア諸国に対して融資を行う場合に、当該融資に関して利子補給等を行う。本資金は、他のアジア諸国等にも開かれた枠組みとし、参加の意向があれば歓迎する。
- (3) 国際開発金融機関との協調による資金支援

世界銀行及びアジア開発銀行と協調してアジア諸国に対する資金支援に努める。特に、民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化に向けての取組によりアジア諸国政府が抱える資金需要に対し、世界銀行及びアジア開発銀行が最大限の支援を行うよう要請し、その際、我が国としても協調して資金支援する。

(4) 技術支援

日本特別基金を積極的に活用し、アジア諸国が民間企業債務等のリストラ及び金融システム安定化のための総合的な対策を実施するため、これら諸国に対して必要な技術支援を行うよう世界銀行及びアジア開発銀行に要請する。また、このような総合的な対策を実施するため、我が国としても、個別国の実情に応じ、必要な技術支援を行う。

II. アジア諸国に対する短期の資金支援

アジア諸国が経済改革を着実に推進していく過程で、貿易金融円滑化等の短期の資金需要が生じた場合に備えて、スワップ等を用いた総額150億ドルの短期資金を用意する。

我が国としては、これらの施策の実現に向けて、国際開発金融機関及び関係諸国、特にアジア太平洋諸国及びG7各国と緊密に協調していくこととしたい。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-63 アジアの民間資金活用構想

[Resource Mobilization Plan for Asia]

—新宮澤構想の第2 ステージ—

1999（平成11）年5月15、16日

1. アジア経済の現状と課題

- アジア経済は、外貨流動性危機の初期段階、实体经济の一層の落ち込みを防止し回復に向けての道筋をつける第二段階を経て、再び力強い経済発展を取り戻す

とともに、それを維持していくためのより安定的かつ強靱(robust)な経済システムの構築に向けて協同して取り組んでいくべき新たな段階に入りつつある。

○ 新宮澤構想を始めとする公的資金支援によりアジア各国の緊急の資金ニーズは満たされてきており経済は底を打ちつつあるが、実体経済の本格的かつ力強い回復を確実にものとするためには、域内外の民間資金を活用(mobilize)することが不可欠である。

○ 短期ドル資金への過度の依存が今回の通貨危機をもたらしたことを踏まえ、民間資金の動員を図るに当たっては、将来にわたって通貨危機に陥りにくい安定的かつ強靱な金融システム(資金調達メカニズム)をアジア域内において構築していくことが重要である。

○ その際、日本の豊富な民間資金の本格的還流を図ることが不可欠であり、このような動きがひいては円の国際化、東京市場の活性化につながることを期待される。

2. 新宮澤構想の新たな展開

I. 基本的考え方

アジア経済が新たな段階に入りつつあることを踏まえ、新宮澤構想に基づく支援の実施に当たっては、これまでの借款による支援は引き続き着実に実施することとしつつも、今後は、アジア諸国の本格的かつ安定的な経済発展を目指し、民間資金活用のための支援など、より市場との関係を重視した支援に注力していく。

II. 民間資金活用のための支援策

アジアにおいて域内外の民間資金を活用するため、新宮澤構想に基づく支援の新たな展開として、以下に掲げる方法により、当面総額2兆円程度の範囲内で民間資金の動員を支援する用意がある。

(1) アジア諸国の国際金融・資本市場からの資金調達支援

① 日本輸出入銀行による支援

- ・アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対する保証
- ・アジア諸国が発行する公債に対する保証(本年10月1日から)

- ・アジア諸国が発行する公債の取得
→取得対象の拡大、取得比率の引上げ等を実施

② 「アジア通貨危機支援資金」による支援

- ・アジア諸国の市場からの資金調達に対する保証、利子補給
- (2) アジアの民間企業向けエクイティ・ファンド等に対する支援
- アジアの民間企業を対象とするエクイティ・ファンドやデット・ファンド等に対して、日本輸出入銀行が融資、出資、保証により支援
- ・民間企業のリストラ支援のためのワーキング・キャピタルに関する支援を含む

III. 通貨危機に陥りにくい安定的な金融システムの構築

通貨危機をもたらす過激な国際的短期資本移動の影響を受けにくくするためには、域内の民間資金の活用を最大化して域外資金への依存割合を減らすとともに、域外からは良質(長期、域内通貨建て)の資金流入を促進し、安定的な金融システムを構築していく必要がある。

(1) アジア域内の債券市場の整備、育成
安定的金融システム構築の一環として、アジア域内において厚みのある債券市場の整備、育成を図ることが喫緊の課題である。

これを促進するため、我が国として、サムライ債発行の促進、国債市場及び決済システムの一層の整備など東京市場の活性化を進めていく。

それとともに、以下に例示するような検討課題について、関係各国間で協同して検討を行うことを呼びかけていく。

① アジア各国における検討課題

- ・間接金融、直接金融の機能分担のあり方
 - ・国債・社債市場におけるベンチマークの形成及び商品の多様化
 - ・ディスクロージャーの促進
 - ・格付機関の強化・拡充
 - ・資金・証券決済システムの改善
- ② 域内国全体における検討課題

- ・域内国際債発行市場の活性化
- ・域内流通市場の整備

- (2) 我が国金融部門のノウハウを活かしつつ、上記システム構築を実施していく上で必要な技術・人材支援を行う。
(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-64 チェンマイ・イニシアティブ
ASEAN+3 蔵相会議共同声明(仮訳)
2000(平成12)年5月6日
タイ・チェンマイ

序

1. 昨年11月マニラのASEAN+3 非公式首脳会議で発出された「東アジアにおける協力に関する共同声明」に沿って、我々、ASEAN、中国、日本、韓国(ASEAN+3)の蔵相は、経済金融情勢に関して意見交換し、東アジア地域におけるさらなる協力について議論するため、チェンマイで会議を開催した。
2. ブルネイのアブドゥル大蔵省代表大臣が会議の議長を務めた。

東アジアの金融協力の強化

1. 我々は、東アジア地域の経済・金融情勢についてのADBによるプレゼンテーションに感謝し、各国で予想以上に強い回復がみられることを歓迎した。この経済成長をさらに持続するために、我々は、特に、資本フローのモニタリング、自助・支援メカニズム及び国際金融改革の分野において、政策対話及び域内の協力活動を強化することに合意した。
2. 資本フローのモニタリングについては、我々の専門家が、東アジアにおける資本フローのモニタリング・メカニズムにつき意見交換するため、今年4月のおわりにマニラで会合を行い、東アジア地域における域内のモニタリングの枠組みを確立するための可能なアプローチについて議論した。我々は、資本フローに関する整合性のとれたタイムリーなデータ及び情報の交換を促進するために、ASEAN+3の枠組みを活用することに合意した。
3. 東アジアにおける経済及び金融に関する良く調整されたモニタリング・システムの

確立に向けた第一段階として、我々は、東アジアの域内サーベイランスを促進するためのコンタクト・パーソンのネットワークを作ることに合意した。このことは、我々の経済についてのレビューや政策対話の有効性を高めることになろう。

4. ASEAN+3の枠組みを通ずる東アジアにおける自助・支援メカニズムを強化するために、我々は既存の国際的な制度を補完する域内の金融上のアレンジメントを確立する必要性を認識した。スタートとして、我々は「チェンマイ・イニシアティブ」を通じて、我々の通貨当局間の既存の協力の枠組みを強化することに合意した。このイニシアティブには、全てのASEAN加盟国を含みうるよう拡大されたASEANスワップアレンジメントとASEAN、中国、日本、韓国との間の二国間のスワップ及びレポ取極のネットワークが含まれる。
5. 我々は、ASEAN事務局に対して、東アジア地域の金融安定を確保するために十分かつ時宜を得た金融支援を行うための我々の能力を高めうる他の適切なメカニズムに関する研究をリード・調整することを要請した。
6. 人的資源及び政策対話・協議のための研究協力の重要性に鑑み、我々は、相互の関心事項に関する研究や研修を行うため、研究・研修機関のネットワークを作ることに合意した。この文脈で、我々は、金融当局者向けの研修やセミナー及び財政の健全性の確保や公的債務管理、金融政策の改善といった緊急の必要に応えるための専門家の派遣による、金融部門での技術支援拡充にかかる日本の支援の提供に対して感謝した。我々は、また、研修プログラムを通じて、地域の金融・銀行・財政当局者に対し技術支援を供与しようという中国及び韓国の申し出を歓迎した。

(出所) 財務省ウェブ・ページ

11-65 第34回IMF暫定委員会コミュニケ
(仮訳)
1990(平成2)年5月8日 ワシントン

1. IMF暫定委員会は、1990年5月7日及び

8日、ワシントンにおいて、マイケル・ウィルソン加蔵相を議長に第34回目の会合を開催した。本会合には、ミッシェル・カムドゥッシュIMF専務理事が参加した。また、いくつかの国際機関及び地域機関並びにスイスからオブザーバーが出席した。委員会は、オノ・ルーディング前蘭蔵相が、議長在職の5年の間に行った委員会の活動への極めて貴重な貢献に対し、感謝の意を表明した。

2. 先進国の長期にわたる経済成長は、より減速し、より持続可能なペースではあるが、依然として継続している。インフレ圧力に対抗して、適切に金融が引き締められてきており、対外不均衡も、進展に差があるとはいえ、一層縮小している。途上国、特にアジアでは、製品輸出が、一般的に好調を続けている。しかしながら、いくつかの力づけられる例外を除けば、国際環境の好ましからざる情勢もあり、また場合によってはいくつかの国における調整政策の実施が軌道からずれたため、成長は弱いものとなっている。

1992年の欧州単一市場の完成に向けての進展、予想されるドイツ統一、そして東欧における経済改革の成功は、経済成長の見通しを高めるであろう。これらの展開は、途上国の生産的な投資を引き続き支援する必要性と相まって、世界的な資本需要と先進国の経済政策に対して、明白な意味を有している。黒字国・赤字国双方が、対外不均衡を削減するために引き続き努力することが必要である。特に、金利への圧力を軽減し、それによって投資促進と債務負担軽減を図るため、国民貯蓄を増強するべく実質的な努力が行われなければならない。このため、民間貯蓄にとっての障害を削減する政策の採用と併せて、いくつかの国では、財政再建に向けての更なる進展が極めて重要である。投資を阻害し市場アクセスを制限する歪みを縮減し、資源の効率的配分を妨げ、いくつかの先進国では比較的高い成長にも関わらず失業を高止まりさせている硬直性を除去するために、構造的措置が必要である。近時の物価動向は、特にインフレ圧力が依然として強い国において引き続

き警戒と抑制的な金融政策とが必要であることを示している。財政・金融政策は、貯蓄を増強し、インフレ問題に対処することの必要性を考慮に入れたものでなければならない。また、世界的な調整過程の一層の進展と合致した為替レートをもたらすことを助長するような政策も必要である。

貯蓄増強、先進国の構造改革、及びより自由な貿易は国際環境を改善し、途上国が適度な成長を再び開始することを助けるであろう。しかし、これらの経済復興の条件は、何よりも、インフレを抑制し、貯蓄を増強するとともに信認を回復し、資源利用の効率性の向上を達成することを目的とした強力な国内政策にかかっている。

3. すべての国における市場指向型の経済改革は奨励され、支援されなければならないが、特に東欧で最近開始された改革は支援に値するものの、そのような支援は途上国を犠牲にして行われるものであってはならない。委員会のメンバーは、広範な国際協力の努力の中において、IMFが、これらの国が市場経済に向い、世界経済に統合されていくに当たって、引き続き支援を与えていかなければならないことに合意した。この観点から、委員会は、チェコスロバキアとブルガリアの加盟申請を歓迎した。
4. 委員会は、保護主義に対抗し、一層開放的かつ透明度の高い貿易体制を育成していくために改めて努力を行うことが極めて重要であることを強調した。ウルグアイ・ラウンドの多くの分野で進展が見られているが、いくつかの重要な問題点がまだ解決されていない。世界経済の見通し、特により市場指向型のシステムを採用することを通じて経済調整を行おうとしている国々の将来は、1990年末までに本ラウンドが成功裡に終結することに大きく依存している。この目的のため、全ての国々に対して、残された問題を解決し、あらゆる形の貿易障壁を可能な限り大幅に縮減することが求められている。
5. 委員会は、新債務戦略の下での民間銀行との間の合意が、加盟国の成長と国際収支の見通しの改善に貢献することが期待されるものである点に留意し、新債務戦略の

下における進展を歓迎した。委員会は、IMFの関与についてのガイドライン及び世界銀行の同様のガイドラインが、様々な融資取極を促進してきたことを再確認した。これらのガイドラインは、必要な柔軟性を持って、引き続き適用されていくべきである。委員会は二国間の公的債権者の努力一特に日本輸出入銀行による資金面での貢献及びトロント・スキームの下における活動一を歓迎した。委員会は、低中所得国の特別なニーズについて留意し、またIMFによって支援されるプログラムは、場合によっては、債務の再構成を含む適切な資金供与を引き続き必要とすることにも留意した。委員会は、国民貯蓄を増強する措置及び新債務戦略の下での債務国の成長指向型の改革プログラムの一環として、逃避資本の還流や新規投資を含む資本流入を促進する措置の重要性を強調した。

6. 委員会は、その資金が主に加盟国の準備資産に由来する、国際通貨協力のための中心的機関としてのIMFの役割を強調した。委員会はまた、世界中の資本市場へのアクセスに基づき、開発途上国に対し長期の金融的支援を提供する世界銀行の特別の貢献を強調した。こうした理由により、委員会は、IMFもしくは世界銀行の資金利用国がこれらの機関に対する金融的債務を期限到来時に、全額、かつ速やかに履行することを確保するために積極的かつ明確な支援を全加盟国が行うことの重要性を強調した。
7. 委員会は、第9次増資及び債務履行遅滞戦略についての作業につき、理事会を賞賛した。委員会は、理事会が増資と履行遅滞に関する協議的戦略の強化のための相互に関連した一組となっている方策に合意したことにつき、満足の意を表明した。

増資については、発効要件の規模、増資の同意期限及び払込期限のみならず、日本の特別増資を含めて増資総額の配分のために利用される方法について理事会が合意に達したことを歓迎した。委員会は、以下の通り合意した。

- a. 現行のIMFのクォータの総額は50%拡大される。
- b. 次回のクォータの見直しは、1993年3

月31日までに実施される。しかしながら、明白な必要がある場合には、クォータの見直しはそれよりも早く実施される。

- c. 1990年6月30日以前に、総務会が、最終的な決定を下せるよう、理事会は、同会により既に達成された合意及び暫定委員会中に得られた了解に従った増資を発効させるために必要とされる全ての規定を含む総務会決議案を準備し、完成させるよう要請される。
- d. 委員会は、増枠融資制度及び現行の融資枠は増資が発効するまで、変更しないことに合意した。

8. IMFに対する債務履行遅滞の抑制に最近進展のあったことに留意しつつ、委員会は、IMFへの履行遅滞の早期削減及び解消が極めて重要であること、又この目的のために理事会により検討されている本戦略の強化を歓迎することを述べた。委員会は、持続的な経済パフォーマンスに基づき債務履行遅滞国が、債務履行遅滞解消のための基礎を作るのに役立つ将来の資金供与に向けた請求権を獲得する、との現在提案されているアプローチを承認した。この関連で、委員会は、プログラムのファイナンスに役立てるために利用されるESAF（拡大構造調整ファシリティー）資金に対する追加的な保護措置について留意した。委員会は、上述のような請求権のファイナンスに関してESAF資金が使われる場合の追加的な安全策として、IMFは必要ならば3百万オンスまでの金の活用を約束するとの提案に同意した。委員会は、このような約束を行うために必要な決定をできるだけ早く承認するように、加盟国に要請した。委員会は、このようなアプローチが、既存の利用可能な手法と併用することによって、また加盟国からの十分な協力を得ることによって、既存の債務履行遅滞を解消する手助けとなることに留意し、全ての履行遅滞国に対して、各々の経済の不均衡、不調整を是正するのに必要な政策を早急に採用し、かつIMFとの関係を正常化させることを要請した。

委員会は、債務履行遅滞解消のための協調的努力は強化されているものの、IMFの資金ポジションを一層強化し、債務履行遅

滞の発生を予防・抑止するためにIMFが採り得る手段を増強することが必要であると強調した。この関連で、

- a. 委員会は、履行遅滞債務に関わる負担を債権国と債務国との間でシェアするIMFの仕組みを延長することを是認した。この延長は毎年見直されるが、これにより約5年間にわたって10億SDRを積み立てることとなる。具体的には、手数料率にさらに0.35%の調整を行い、かつこの調整によって発生する金額の3倍の資金が発生するように報酬率の一層の調整を協定に定められた限度を超えない範囲で行うこととする。
- b. 委員会は、バードン・シェアリングに参加している加盟国の負担に比してその貢献が小さい国々が自発的に拠出を行うとの提案を暖かく歓迎した。委員会は、そのような自発的拠出は長期にわたる債務履行遅滞を有する国の適切な調整政策を支援する努力を補完するものであり、IMFの協同的な性格に沿うものであると思慮した。従って、委員会は、そのような貢献を行う用意のある国々に対して、速やかにそのような措置を執るよう要請した。
- c. 委員会は、遅延手数料の補填のための現在の仕組みの下での貢献を行っている各加盟国が、累積した額をこれら遅延手数料が支払われた後も、一時的にIMFに留め置くことに同意しようという提案を理事会が検討していることに留意した。
- d. 稀ではあるが、IMFへの債務履行遅滞国で、継続的にIMFと協力的でないことが明らかな場合に対処するために、委員会は理事会に対し、1990年5月末までに、協定上の義務を遂行しない加盟国の投票権や関連の権利を停止する協定改正案を総務会に提案するよう要請した。この権利を停止する規定は、理事会における総投票権総数の70%の多数で発効される。この協定改正は、増資の総務会決議案のとは別の決議案として総務会に提案される。全委員会メンバーのコメント及びいくつかの国の留保を注意深く聴取した後、委員会は、増資のパッケージの一部と

して、この協定改正の発効日前には増資は発効しないこと、及び増資と協定改正の両決議案が1991年末より前に発効することを確実にしめるため加盟国はあらゆる努力を払うべきであることについて意見の一致をみた。これらの両決議案が、その日までに発効しないことが明らかになった場合には、委員会は、どのような手段を執る必要があるか検討することとなる。

9. 増資についての了解及び債務履行遅滞と債務問題に関する戦略の強化のための措置により、IMFは今やその加盟国に対する業務遂行上の責任を果たす立場が強化された。IMFがIMF資金の利用や他の支援への触媒的機能に対する要請に対処し、各国の経済改革の遂行を助け、サーベイランスの効率性を一般的に一層改善するという重大な役割に直面することは最近の状況からみて明らかである。この関連で委員会は、加盟国の持続的経済成長と福祉一般の改善に資する経済政策の促進手段としてIMFが行うサーベイランスの重要性を再確認した。委員会は、加盟国による健全な経済政策の進展が効率的な国際経済協力の前提であることを強調した。
10. 委員会はまた、理事会に対し国際通貨制度の機能の進展と主要な問題点についての分析を継続するよう懇願した。委員会は、政策協調が国際通貨制度の発展に果たしている積極的な貢献を強調した。委員会は、理事会に対し実施可能な一層の改善措置についての検討とSDRの役割についての検討の継続を促した。
11. 委員会は、次回会合を1990年9月23日にワシントンD. C.で行うことに合意した。
(出所)『第14回大蔵省国際金融局年報 平成2年版』(平成2年11月30日) 257-259ページ

11-66 第36回IMF暫定委員会コミュニケ (仮訳)

1991(平成3)年4月30日 ワシントンD.C.

1. IMF暫定委員会は、1991年4月29日及び30日、ワシントンD. C.において、マイケ

ル・ウィルソン加産業科学技術大臣兼国際貿易大臣を議長に第36回目の会合を開催した。本会合には、ミッシェル・カムドゥシュIMF専務理事が参加した。また、いくつかの国際機関及び地域機関並びにスイスからオブザーバーが出席した。委員会は、ウィルソン氏の議長退任を惜しみつつ受け入れた。委員会は、同氏の委員会活動への貢献に最大限の感謝を表明するとともに、新しい任務での活躍を希望した。

2. 委員会は、中東危機により惹き起こされた昨年後半の石油価格の急騰と不確実性が、1990年中に明白となってきた世界の経済活動の弱まりをさらに助長するものであったことを認識した。成長は1991年には低いが、1992年にはより力強くかつインフレの緩和を伴ったものとなろうというのが一般的な見解であった。

委員会は、金融・財政政策は、実質金利の低下と物価安定を伴った世界経済の持続的回復の基礎を提供する方向に向けられるべきであることに合意した。委員会は、また、世界的な貯蓄の増強の重要性について合意した。こうした目標にさらに資するため、委員会は、いくつかの国における最近の予算上の措置を歓迎し、他の国々に対し、財政ポジションを強化する努力を増すよう促した。これらの政策措置は、経済効率を高めることを狙った構造改革、とりわけ一層の競争を促進し、民間貯蓄、投資及び資本の配分に影響を与えている歪みを除去することを目的とした改革によって補完される必要がある。このような中期的戦略は、先進国及び開発途上国の双方において投資と成長を引き上げ、改革と復興という新しい試練に立ち向かう上で決定的に重要である。

3. 委員会は、中東危機により深刻な影響を被った国を支援するため、IMFが迅速な行動をとったことを賞賛した。当該地域のいくつかの国については、中東危機の影響により、最近の事態が発生する以前に存在していた不均衡や構造調整の失敗が悪化していた。IMFは、その政策助言、国際収支支援、及びこれらの国が適切なマクロ経済及び構造調整政策を採用することに資する金融・

技術支援の活用を通じ、伝統的な主導的役割を果たす必要があった。

4. 委員会は、市場に基づいた制度を導入しようとする東欧諸国の包括的な努力を歓迎した。初期段階における生産と雇用の減退にもかかわらず、委員会は、これらの国における、強力で全てを包含する改革が持続的成長と世界経済との完全な一体化を達成するうえで最善の方策であるという見解を示した。委員会は、各国政府と国際機関により供与される金融・技術支援がこの段階には不可欠であるとみなした。しかしながら、民間企業を受け入れ易い安定した経済環境への構築に向けて目に見える形で進展がある限り、これらの国の金融・技術支援の必要性を充たすうえで、海外からの民間資本はますます重要な、また、ついには決定的な役割を果たすことになる。

5. 委員会は、多くの途上国が包括的な政策及び構造改革をやり抜こうとしていることを積極的に受け止めた。委員会は、債務支払いにおける困難を克服した国においてすら、その様な政策を支援するための適切な時宜を得た外部からの資金援助が、必要不可欠のものとなっていることを強調した。委員会は、いくつかの重債務国において銀行団とのファイナンスング・パッケージが作られたことを歓迎した。同時に、委員会は、困難なケースが残っていることに留意し、全ての関係者に対して、交渉を迅速に行うよう奨励した。委員会は、また、二国間ベースの公的債権者が引き続き支援を行っていくことの重要性を強調した。委員会は、最貧国については、包括的な改革に取り組んでいる加盟国に対して適切な支援を確保することを目的とする債務の再構成及び削減についての最近の提案を、パリクラブで引き続き検討していることを歓迎した。

6. 委員会は、ウルグアイ・ラウンド交渉の進展の遅れに懸念を示すと共に、交渉の失敗が世界経済に及ぼす脅威に留意しつつ、全ての加盟国に対し、交渉の即時かつ成功裡の終結に向けて決意を持って作業することを促した。委員会は、良好な国際貿易環境と貿易自由化のための透明性のあるルー

ル及び途上国と東欧諸国の改革努力の重要性を強調した。委員会は、これらの努力の成功を確保するため、先進国が市場を開放する責任を有することを強調した。

7. 委員会は、調整努力のためのIMFの支援を求める加盟国数がかなり増加していること及びこれに伴いIMF資金に対する需要が急増していることに留意した。このような状況の変化は、早急に第9次の割当額の一般の検討による増資を発効させる必要性を裏打ちしている。委員会は、多くの加盟国が既に増資に同意し、これに関連する第3次協定改正を受諾していることに満足の意をもって留意した。委員会は、他の加盟国も、増資への同意と協定改正の受諾に向け、迅速に取り組んでいくことを慫慂した。
8. 委員会は、理事会に対し国際通貨制度の機能の進展と主要な問題点についての分析を継続するよう奨励した。委員会は、政策協調が国際通貨制度の展開に果たしている積極的な貢献を強調した。委員会は、理事会に対し実施可能な一層の改善措置についての検討を行なうとともに、SDRの役割についての検討を継続するよう促した。
9. 委員会は、次回会合を1991年10月13日にタイのバンコックで行うことに合意した。
(出所)『第16回大蔵省国際金融局年報 平成4年版』(平成4年9月30日)280-281ページ

11-67 第39回IMF暫定委員会コミュニケーション (仮訳)

1992(平成4)年9月21日 ワシントンD.C.

1. IMFの第39回暫定委員会は、9月20日から21日にかけてスペインのカルロス・ソルチャガ大蔵大臣が議長となり、ワシントンD.C.で開かれた。委員会は、最近IMFに加盟した多くの国を歓迎した。
2. 先進国においては、景気の回復が続いているが、この回復はゆっくりとしており、また不均一である。失業は許容できないぐらいに高く、最近の為替市場における緊張は不確実性を高めている。一方、インフレ率と金利は多くの国においてかなり低下した。委員会は、最近の通貨をめぐる動揺は、

強化された政策協調、中期的ストラテジーの断固たる実施、そしてヨーロッパにおける経済的収斂(コンバージェンス)に向けた努力の継続といったことの重要性を明確に示すものであると考える。委員会は、市場の緊張を緩和するためにとられた最近の行動を歓迎し、先進国がインフレを再燃させることなく成長を高め、通貨の一層の安定をもたらすために、緊密に協力し、また、必要に応じ適切な追加的行動をとるという決意を示したことに留意した。主要国は、その政策のもつ国際的な意味合いを考え、信認を高めるため緊密な協力の下に政策を実施し、財政政策と金融政策とのバランスを改善することにより、金利差の縮小を促進する必要がある。

こうした背景の下、委員会は、中期的にみてより強く持続可能でインフレを伴わない成長にも資する形で、景気の回復が進むことを確保するような政策が重要であるということを再確認した。金融・財政政策は、公的部門の債務を減らし、期待インフレ率を一層低下させることにより、長期金利を継続的に低下させることを目標とすべきである。雇用の拡大と生産性向上の障害となっている構造的硬直性を除去するために強い行動がとられる必要がある。ウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裡の終結は、こうした努力にかけがえのない貢献をすることになるであろう。より自由な市場と安定的な貿易環境は、世界経済の成長の回復と途上国や移行期にある国の改革努力の成功にとって不可欠である。ウルグアイ・ラウンド交渉の開始以来、先進国において貿易障壁が増加していることは懸念される。

3. 委員会は、多くの途上国における健全なマクロ経済政策と構造改革の着実かつ成功裡の実施を歓迎した。こうした政策は、昨年の良好とはいえない国際的環境にもかかわらず、より強い成長、より低いインフレ率、そして一人あたりの所得の増加をもたらしている。こうしたパフォーマンスの結果、多くの国において、逃避資本の還流や相当規模の海外からの投資が生じている。これらの国における調整や改革の努力は継続されなければならない、他の国もこれに劣

- らぬ努力が求められる。委員会は、南部及び東部アフリカにおける深刻な旱魃（かんばつ）の悲惨な結果を緩和するため、迅速な国際的支援を要請した。
4. 委員会は、IMFの支援するプログラムの中で、中・東欧諸国の経済改革が進展を見せていることを評価した。インフレ抑制について進展が見られ、急激な生産の縮小が終わりつつあることを示す証拠もある。民間部門の拡大と輸出の拡大がパフォーマンスの改善をもたらしている。しかし、いくつかの国において引き続き経済活動が脆弱であることは、一層の改革を早期に実施することの必要性を示している。実際、全ての旧中央計画経済諸国において、構造改革の促進、制度の整備や民営化、国内そして海外からの投資を促進するための措置などとあいたずさえて、財政・金融の規律を強化するための断固たる行動が必要である。旧ソ連の多くの国においては、価格を自由化し、開かれた市場経済の枠組みを準備する努力が行われている。委員会は、IMFとロシア連邦及びバルト諸国との間で交渉された初めてのアレンジメントを歓迎した。全く新しい経済体制を構築するという課題は簡単なものではなく、今後とも、不屈の努力と海外からの技術的及び金融的支援を必要としている。海外からの金融的支援を得られるかどうかは、各々の国においてどれだけ強力な調整努力を行っているかにかかっている。委員会は、ルーブル圏に留まるのであれ、新たな通貨を導入するのであれ、金融の改革と協力の必要性があることに特に注意を喚起した。これらの国における国力及び国家間の効率的支払・決済制度の確立が優先される課題である。より一般的には、委員会は、これらの国がブレトン・ウッズ機関の加盟国が遵守すべき多角的枠組の原則と整合的であるような、金融上の安定と自由貿易の実現に資する協力関係を発展させることを要請した。
5. 委員会は、途上国及び市場経済へ移行しつつある諸国における強力な安定化・改革プログラムの数が増大していることにより、目標を良く絞った国際金融支援がとりわけ喫緊の課題となっていることに留意した。

- 委員会は加盟国に対し、できうる限りこれらの努力への支援を行うことを要請した。
6. 委員会は、債務戦略の下で一層の進展がもたらされていることを歓迎した。しかしながら、多くの途上国は、未だにその債務問題を断固として解決するに至っていない。委員会は、強力な調整プログラムの枠組みの中で低所得国に対し一層の債務救済を行うことをパリクラブが決定したこと、及び適当な調整期間後に債務ストック削減をパリクラブが考慮する用意があることを評価した。また、委員会はパリ・クラブに対し、いくつかの重債務・低中所得国の特別な状況を、ケース・バイ・ケースで認識することを奨励した。委員会は、しばしば困難な状況の下においても、これまで債務返済を継続している国々を評価した。
7. 委員会は、IMFの拡大構造調整ファシリティー（ESAF）の下でのコミットメント期限が1993年11月まで延長されたことを歓迎し、また、ESAFプログラムの効果に関するレビューを行い、ありうべきESAFの後継融資制度に関する選択肢及び運用形態を検討するとIMF理事会の意図を歓迎した。委員会は、この作業が1993年11月の十分前に完了されるべきであるとした。
8. 委員会は、IMFの第3次協定改正及び第9次増資に関し、承認及び同意をする加盟国が引き続き増えてきてはいるものの、未だに発効していないことに深い懸念を表明した。委員会は、未だに国内手続きを終了していない加盟国に対して、手続きを早急に完了し、これにより力強い調整プログラムを支援するための国際収支ファイナンスを供与し続けるのに十分な流動性をIMFに与えることを強く促した。
9. 委員会は、国際流動性の供給におけるSDRの役割に関するIMF理事会の作業に留意し、IMF理事会が本件の検討を続けていくことを要請した。
10. 委員会は、次回会合を1993年4月30日にワシントンD. C.で行うことに合意した。
- (出所)『第17回大蔵省国際金融局年報 平成5年版』（平成5年9月30日）267-268ページ